博　士　論　文

水俣病多発地域における被害者の生活保障と支援団体に関する研究
－ライフヒストリー分析を通して－

Research on victims' livelihood security and supporting groups in Minamata disease frequent areas
-Through life history analysis-

2018年度

日本福祉大学大学院
福祉社会開発研究科
社会福祉学専攻博士課程

学籍番号:　13DA0031
氏　　名:　三好禎之

2018 年　　7 月　3　日

論 文 要 旨

学籍番号：　13DA0031

氏　　名：　三　好　禎　之　印

◆論文題目

水俣病多発地域における被害者の生活保障と支援団体に関する研究

－ライフヒストリー分析を通して－

◆要　　旨

Ⅰ.研究の目的

本研究の目的は、生活構造論（篭山、中鉢 1950 年、篭山 1976 年）をもとに、水俣病被害者の階層落層、階層転落のメカニズムを探索的なアプローチより明らかにし、生活の不安定化を解明することにある。篭山らの先行研究によれば、生活の不安定化をもたらす原因として、1.貯蓄・資産、2 家族の稼働力、3.家族の援助・支援、4.労働条件の保障、5.社会保障制度が機能しない場合、直ちに階層転落が生じ、窮乏化が発生するという。こうした先行研究の知見をもとに、水俣病被害者の階層落層、階層転落の実態を明らかにするとともに、いかにして階層は上昇し、生活が安定したのかを究明する。

一方、本研究が対象とする地域は、地域共同体モデル(奥田 1983 年)に現れるような、ムラ社会的コミュニティであるが、住民生活の安全網として位置づけられていた伝統的な互助は激しい人間関係の断絶と、地域の分断によって衰退してしまった。だが、階層落層、階層転落（江口 1979 年）によって沈殿層（篭山 1976 年）に滞留した水俣病被害者は、機能集団に吸収されるなどして窮乏化に抵抗しつつ、他方で、参加、協同、自主管理からなる自力更生的な団体に加わり生活が維持された。こうした自力更生的な団体の形成過程を検討するとともに、地方公共団体が整備する失業対策、漁業対策とは異なる形で雇用を生み出し、生活構造の安定化を試みた実践を検討する。また、階層移動分析を通して水俣病被害者は、窮乏化の進行する状況をいかに脱したのか、貧困からの克服を野口が提示する地域安全網四層理論（野口 2013 年）より検討を加え、公害激甚地域における生活保障システムを提起する。

Ⅱ.各章の要旨

序章　研究の課題と方法

本研究は、公害による環境破壊が、水俣病被害者やその家族の生活をどのように窮乏化させたのか、水俣病被害者の生活史を通して検討することにある。窮乏化の状況をとらえるために、水俣病被害者らの労働による消費と再生産の循環（①労働生活　②労働力消費　③労働力再生産　④消費活動）を生活構造と定め、世帯の分化・分解化を究明する。また、公害によって身体や生活が破壊されながらも、地域で機能回復を試みる住民や支援者らが、近代化とは異なる生活の形と、あらたな人間関係を模索した自力更生的な団体を形成した。これらは、国や企業が追及してきた中央集権型システムに対抗して、形成された団体である。現代社会において、自力更生的に形成された団体は、地域の生活を支えるまでに発展している。

第 1 章　水俣病被害者の生活破壊と生活保障に関する課題

本章は、公害が発生する以前の不知火海の自然環境や、住民（漁家）の生活を概観した。そして、利益を享受する地域を受益圏とし、また、一部の地域に致命的な犠牲を強いる地域を受苦圏と位置づけ、その局地化と拡大に焦点をあてた（船橋 1985 年、梶田 1988 年）。経済成長を志向する専門的な知識を持った行政官や、技術者はチッソの経済活動を、多数の住民が受益を享受することができ、生活が豊かになると考えられていた。これに対して、受苦圏に居住する住民は、環境破壊が具体的に感受され、なおかつ、生活問題が直接的に表出されたことから、その利害に対する補償をチッソに求めた。

第 2 章　水俣市の都市整備と支援団体の活動

本章は 、水俣病を発生させた原因企業であるチッソの地域進出を概観しつつ、地方公共団体が工業振興施策を中心に都市整備を進める実態を明らかにした。さらに、地域から疎外された水俣病被害者を支援するために自力更生的な団体が結成された経緯を概観した。

第 3 章　貧困層の創出過程

本章は、貧困に関わる先行研究を概観した。貧困に関する研究は古くから取り組まれ、その状態を量的に測ろうとする最も古い試みは、ウイリアム・ペティの『政治算術（1960 年）』である。さらに、篭山（1976 年）は、労働による消費と再生産のバランスが「破れる」と階層転落は生じるとした。一方、野口（2013 年）は雇用の創出と安定性を兼ね備えた 4 層のセーフティネットの張替が必要であると主張し、滑落型の貧困を防止するための生活保障システムの構築が必要であると論じた。

第 4 章　水俣病多発地域における階層移動と生活構造に関するライフヒストリー調査

水俣病被害をめぐる研究において、不断に続く住民生活がいかに公害によって破壊されたのか、そのメカニズムを探索的アプローチによって究明した生活構造研究は数少ない。生活構造研究を概観すると篭山、中鉢(1950 年)は、再生産と消費の循環が崩れる現象を「生活の破れ」と表現し、貧困層の創出過程を論じた。

以上、本章は、篭山らの研究を基に水俣病被害者およびその家族の生活構造を解明した。

第 5 章　漁家の階層移動に関する事例分析

本章は、公害によって絶えず窮乏化の圧力が漁家世帯に加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から階層移動が生じ下降するという知見をもとに、そのメカニズムを究明した。また、階層移動が生じた漁家世帯は、機能集団へ吸収されるなどして窮乏化に「抵抗」した。

第 6 章　非漁家の階層移動に関する事例分析

本章は、第 5 章と同様に、公害によって絶えず窮乏化の圧力が非漁家世帯に加わり、抵抗しきれなくなった世帯から階層移動が生じるという仮説をもとにして、そのメカニズムを究明した。また、非漁家世帯が、機能集団へ吸収されるなどして、生活構造を変異させ窮乏化に「抵抗」する実態を明らかにした。

第 7 章 水俣病被害者支援団体と福祉的就労

本章は、生活構造の安定した事例を考究した。また、第 2 章でも論じたが、不知火海沿岸部の生活が不安定化するなか、自力更生を目指す内発的な団体が形成された。内発的な団体が、いかに水俣病被害者の防貧に寄与したのかを検討した。こうした団体（団体）の実践は、水俣病被害者の生活を支えるばかりか、福祉コミュニティを創出する力となっている。

終章

本研究の結論は次の 7 点である。

第 1 に、近代工場の建設は、雇用を創出するとともに、市民の暮らしを物質的に豊かにした。

一方で、不知火海沿岸部に居住する漁家は、生活の糧となる魚場を奪われ、人命の損傷が繰り返されてきた。（第 1 章）

第 2 に、自力更生的な団体は、地方公共団体が立案した都市計画や救済施策に対抗した事業であり支援策であった。（第 2 章）

第 3 に、水俣病被害者の窮乏化のメカニズムを明らかにするために貧困理論と貧困の形成理論を概観した。加えて、本研究は、水俣病被害者の生活分析を行うことから、生活構造を論じた。（第 3 章）

第 4 に、42 ケースの階層移動の傾向を明らかにした。また、漁家、非漁家の下降時期、上昇時期を究明した。(第 4 章)

第 5 に、水俣病被害者世帯の階層下降は、生活構造における職業の場、生活の場のバランスが崩れることによって下降が生じた。

第 6 に水俣病被害者世帯の階層上昇は、生活構造における労働力の再生産、消費活動を補完し、なかかつ、労働条件および労働力消費を強化して上昇していた。また、チッソから補償金を得て、漁船を機械化または、所有することによって労働生活および労働の再生産を強化し生活構造を上昇させていた。さらに、親族から資金調達をして農地を所有し、農業階層に移動することで階層上昇を果たした。加えて、チッソから補償金を得て、水俣病被害者団体に参加することによって階層を上昇させた。(第 5 章、第 6 章)

第 7 に、水俣病支援団体の活動は、階層下降を停止し生活構造を安定化させた。（第 7 章）

Abstract of Doctoral Dissertation

Student NO. : 13DA0031

Surname, First name : Miyoshi Yoshiyuki

【Title】

Research on victims' livelihood security and supporting groups in Minamata disease frequent areas－Through life history analysis－

【Abstract】

I. Purpose of the study

The purposes of this study are to clarify the mechanisms of Minamata disease victims' rising and falling in terms of social stratum by means of an exploratory approach on the basis of the life structure theory (Kagoyama, Cyubachi, 1950; Kagoyama 1976), and to provide insight regarding the destabilization of their lives. According to previous research by Kagoyama et al., in the event that non-functioning of 1. savings/assets, 2. operational capability of family members, 3 assistance/support of family members, 4. security regarding working conditions, and 5. the social security system arise as causes that result in the destabilization of life, it is said that dropping in terms of social stratum will occur immediately, and impoverishment will occur. On the basis of knowledge from previous research, the study investigates how Minamata disease victims' social strata have been raised and their life structures stabilized, together with clarifying the actual situation regarding dropping and falling in terms of social stratum.

On the other hand, although the regions targeted by this study are village communities like those that appear in local community models (Okuda, 1983), the traditional mutual aid that had been regarded as a safety net for residents' lives had declined as a result of severe cutting off of human relationships and fragmentation of the regions. However, while Minamata disease victims who had remained in the precipitation layer (Kagoyama, 1976) owing to dropping and falling in terms of social stratum (Eguchi, 1979) resisted impoverishment for example by being absorbed into functional groups, on the other hand, they joined self-rehabilitation-type Groups consisting of participation, cooperation and self - management, and thereby maintained their livelihoods. Together with considering the formation processes pertaining to these self-rehabilitation-type Groups, the study also considers actual practice in which employment has been created in forms

that differ from the fishery measures and unemployment measures provided by local public bodies, and thereby, the stabilization of life structures has been attempted. Furthermore, through social stratum movement analysis, in addition to examination based on the regional safety net four-layer theory (Noguchi, 2013) of how Minamata disease victims have escaped a situation of advancing impoverishment and overcome poverty, a life security system for severely polluted areas is presented.

II. Summary of each chapter

Introduction: Research themes and methods

This study considers how environmental destruction resulting from pollution has impoverished the lives of Minamata disease victims and their families, through the life histories of Minamata disease victims. In order to understand the situation regarding impoverishment, Minamata disease victims' cycles of consumption and reproduction by means of work (① work life, ② work consumption, ③ workforce reproduction ④ consumption activity) are established as the life structures, then differentiation/decomposition of households is investigated. While people's bodies and lives were being destroyed by pollution, residents and supporters who tried to restore functionality in the regions formed self-rehabilitation-type Groups that sought new human relationships, and ways of life that differed from modernization. These are Groups were formed by resisting the centralized system that the government and companies sought. In today's society, Groups that were formed through a self-rehabilitation approach have developed as far as becoming ones that support people's lives in the region.

Chapter 1: Issues related to life destruction and life security pertaining to Minamata disease victims

This chapter reviews the natural environment of the Shiranui Sea and the lives of the residents (fishermen) before the pollution occurred. Furthermore, the chapter calls the regions that enjoy benefits the prospering sphere and the regions in which some of the region is forced to make fatal sacrifices the suffering sphere, and focuses on localization and expansion pertaining to them (Funahashi, 1985; Kajita, 1988). Administrative officials and engineers who aspired to economic growth and had expert knowledge thought that the economic activity of the Chisso Corporation would enable many residents to enjoy benefits, and enrich their lives. In contrast to this, because the residents in the suffering sphere felt the environmental destruction concretely and life-related problems emerged directly, they demanded compensation from the Chisso Corporation with regard to their interests.

Chapter 2: Urban development in Minamata City and activities by support groups
While reviewing the regional business development of the Chisso Corporation, which is the company that caused Minamata disease to occur, this chapter clarifies the actual situation regarding how local public bodies proceed with urban planning, centered on industrial development policies. Furthermore, the chapter also outlines the background to the formation of self-rehabilitation-type Groups in order to support Minamata disease victims who were alienated from the region.

Chapter 3: Creation process of the poor
This chapter gives an overview of previous studies pertaining to poverty. Studies related to poverty have been undertaken since long ago, and the oldest attempt to measure the situation quantitatively is "Political Arithmetick (1690)" by Sir William Petty. Furthermore, Kagoyama (1976) took the view that falling in terms of social stratum occur when the balance of consumption and reproduction "breaks". On the other hand, Noguchi (2013) claimed that furnishing a four-layered safety net that combined creation of employment and stability was necessary, and argued that a life security system needed to prevent downward-slide-type poverty needed to be constructed.

Chapter 4: Life History survey on hierarchical migration and life structure in Minamata disease frequent areas
Among the studies concerning Minamata disease damage, there are few studies on life structures that investigate through an exploratory approach how the ceaselessly ongoing lives of residents have been destroyed by pollution, and the mechanisms for that. Taking an overview of the studies on life structures, we find that Kagoyama and Cyubachi (1950) expressed the phenomenon in which the circulation of reproduction and consumption collapsed as "breaking of living", and discussed the process of creation of poor classes. On the basis of studies by Kagoyama, et al., this chapter provides insight regarding the life structures of Minamata disease victims and their families.

Chapter 5: Case analysis on hierarchical movement of fishermen
Based on the hypothesis that pollution unceasingly places fishing households under pressure of impoverishment, and that social stratum movements occur in the fishery households that can no longer resist this pressure and they fall, this chapter investigates the mechanisms behind it. The fishing households regarding which social stratum movements occurred "resisted" impoverishment for example by being absorbed into functional groups.

Chapter 6: Case analysis on hierarchical movement of non-fishermen

As in Chapter 5, based on the hypothesis that pollution unceasingly places non-fishing households under pressure of impoverishment and social stratum movements occur in the fishery households that can no longer resist and they fall in terms of social stratum, this chapter investigates the mechanisms behind it. It also reveals the actual situation regarding how non-fishing households "resist" impoverishment by causing their life structures to vary, for example by being absorbed into functional groups.

Chapter 7: Supporting Group for victims of Minamata disease and welfare work

In this chapter, case studies in which life structures were stabilized are considered. As was also discussed in Chapter 2, while life along the coast of the Shiranui Sea was becoming destabilized, endogenous Groups that aimed for self-rehabilitation were formed. The chapter considers how endogenous Groups have contributed to preventing poverty among Minamata disease victims. The actual practices of these Groups are becoming a force not only to support the lives of Minamata disease victims, but also to create a welfare community.

Final chapter

The conclusions of this study consist of the following seven points:

First, construction of modern plants created employment and also materially enriched citizens' lives. On the other hand, fishing households residing along the coast of the Shiranui Sea had the fishing grounds that were their means of living taken from them, and suffered repeated damage to human life. (Chapter 1.)

Second, self-rehabilitation-type Groups were projects and also support measures that opposed the urban planning and relief measures planned by the local public bodies. (Chapter 2.)

Third, theories regarding poverty and theories regarding the formation of poverty are specified in order to clarify the mechanisms of the impoverishment of Minamata disease victims. In addition, in this study, life structure theory is discussed by analyzing the lives of Minamata disease victims. (Chapter 3.)

Forth, trends pertaining to 42 cases of social stratum movements are clarified. Furthermore, periods of rising and falling of fishing households and non-fishing households are investigated. (Chapter 4.)

Fifth, falling in terms of social stratum by Minamata disease victims' households occurred as a result of a collapse in the balance of places to work and places to live in the life structures.

Sixth, rising in terms of social stratum by Minamata disease victims' households

arose by means of complementing the reproduction of the workforce and consumption activity in the life structures, and strengthening working conditions and workforce consumption. While receiving compensation from the Chisso Corporation, life structures were raised up by means of strengthening the reproduction of working life and work activity through the mechanization or ownership of fishing boats. Furthermore, by procuring funding from relatives and owning agricultural land, rising in terms of social stratum was achieved by means of moving to the agriculture class. In addition, social stratum was raised through participation in Minamata disease victim Groups, by obtaining compensation from the Chisso Corporation. (Chapter 5 and Chapter 6.)

Seventh, Minamata disease victim support groups' activities have caused the life structures to stabilize. (Chapter 7.)

目次

序章　研究の課題と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第１節　研究の問題意識と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２節　先行研究の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1.水俣病被害に関する先行研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 受益圏、受苦圏 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3.不知火海沿岸地域の差別・偏見・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
4.水俣市の都市整備と支援団体の対抗計画 ・・・・・・・・・・・・・・10
5.水俣市の地域活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
6.本研究の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第３節　研究方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
1.研究の課題と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2.研究の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3.研究の概要と分析枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
4.本研究における時期区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
5.基本的な用語の定義と解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
6.研究結果の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第４節　論文の構成内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第１章 水俣病被害者の生活破壊と生活保障に関する課題・・・・・・・・・・ 24
第１節　不知火海の自然環境と漁村の生活・・・・・・・・・・・・・・・24
1.不知火海の自然と向き合う漁家の生活・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2.漁家の漁業形態とその変容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
1)水俣地域の産業と近代化への転換・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2)水俣病公式発見に至る初期兆候・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第２節　水俣市における抑圧と差別の構造・・・・・・・・・・・・・・・ 36
1.漁家に対する差別と偏見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
1)地五郎（ジゴロ）と零落（ナグレ)・・・・・・・・・・・・・・・36
2)水俣市の差別構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
3)定住者と部外者意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
4)水俣における受益圏の拡大と受苦圏の局地化・・・・・・・・・・・ 42
2.生活困窮の状況と地域の分断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
3.水俣病被害者の救済と偏見・差別・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4.裁判を通しての苦悩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
第３節　水俣病被害者の生活破壊と生活保障に関する課題・・・・・・・・・・・50
第４節　考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第５節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

第２章　水俣市の都市整備と支援団体による活動・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第１節　水俣市の人口変動と就業構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
1.水俣市の人口変動と就業者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
2.水俣市の産業構成と兼業状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
第２節　水俣市における都市整備の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
1.水俣市の都市改造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
2.水俣病発生時の地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
3.水俣市工場誘致条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
第３節　水俣病被害者施策と支援団体の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
1.汚染拡大海域の隠蔽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
2.水俣病被害者への救済制度と水俣病緊急対策事業・・・・・・・・・・・・・・・81
3.水俣病被害者の支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
4.水俣病被害者における自力更生と内発的発展・・・・・・・・・・・・・・・・・89
5.水俣病被害者支援におけるアドボカシー機能・・・・・・・・・・・・・・・・・92
第４節　考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
第５節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

第３章　貧困層の創出過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
第１節　貧困水準の理論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
第２節　貧困層の形成理論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
第３節　階層分類と階層移動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
第４節　不安定生活層における生活構造の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・114
第５節　考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
第６節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119

第４章　水俣病多発地域における階層移動と生活構造に関するライフ
ヒストリー調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
第１節　調査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
1.研究対象の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
2.調査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
1)階層移動調査に関する用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
2)調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
3)分析方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
4)倫理的配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
第２節　調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・133
1.調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・133

2.階層移動結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
第３節　42 ケースの階層類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・135
1.上層ケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
（1）上層ケース企業補償有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
（2）上層ケース企業補償無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
2.中層ケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
（1）中層ケース企業補償有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
（2）中層ケース企業補償無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
3.下層ケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170
（1）下層ケース企業補償有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170
（2）下層ケース企業補償無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
第４節　考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
1.窮乏化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
2.生活安定化のための施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
第５節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・243

第５章　漁家の階層移動に関する事例分析・・・・・・・・・・・・・・・・244
第１節　漁家層の階層移動結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
第２節　漁家層の階層移動傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
1.漁家階層の消失時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
2.漁家の階層間移動時期と下降状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
第３節　漁家の階層移動分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 248
1.漁家の下降類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 248
（1）第６期（1955 年－1959 年）における階層の類型化・・・・・・・・・・・・ 249
（2）第７期（1960 年－1964 年）における階層の類型化・・・・・・・・・・・・ 249
第４節　漁家階層の下降結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250
1.第６期（1955 年－1959 年）の下降事例の結果・・・・・・・・・・・・・・・ 250
2.第７期（1960 年－1964 年）の下降事例の結果・・・・・・・・・・・・・・・ 256
第５節　漁家階層の下降特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
1.第６期（1955 年－1959 年）の下降特性・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
2.第７期（1960 年－1964 年）の下降特性・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262

第６節　漁家の上昇類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 263
1.第９期(1970 年－1974 年)における階層の類型化・・・・・・・・・・・・・・・264
2.第 10 期（1975 年－1979 年）における階層の類型化・・・・・・・・・・・・・・264
第７節　漁家の上昇結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・265
1.第９期（1970 年－1974 年）の上昇事例の結果・・・・・・・・・・・・・・・・265
2.第 10 期（1975 年－1979 年）の上昇事例の結果・・・・・・・・・・・・・・・267

第 8 節　漁家階層の上昇特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・269
1.第 9 期(1970 年－1974 年)の上昇特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 269
2.第 10 期(1975 年－1979 年)の上昇特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・270
第 9 節　考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・271
第 10 節 小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272

第 6 章　非漁家の階層移動に関する事例分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274
第 1 節　非漁家の階層移動傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・274
1.非漁家の階層移動の推移とその傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・274
2.非漁家の階層間移動時期と階層変動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・274
第 2 節　非漁家層の階層移動特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・275
第 3 節　非漁家の下降類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・278
1.第 6 期(1955 年－1959 年)における階層の類型化・・・・・・・・・・・・・・・・・278
2.第 15 期（2000 年－2004 年）における階層の類型化・・・・・・・・・・・・・・・・278
第 4 節　非漁家の下降結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・278
1.第 6 期(1955 年－1959 年)の下降事例の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・279
2.第 15 期（2000 年－2004 年）の下降事例の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・281
第 5 節　非漁家の下降特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・282
1.第 6 期(1955 年－1959 年)第 15 期の下降特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・283
第 6 節　非漁家階層の上昇類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・284
1.第 11 期(1980 年－1984 年)における階層の類型化・・・・・・・・・・・・・・・・284
2.第 14 期(1995 年－1999 年)における階層の類型化・・・・・・・・・・・・・・・・285
第 7 節　非漁家階層の上昇結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・285
1.第 11 期(1980 年－1984 年)の上昇事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・285
2.第 14 期(1995 年－1999 年)の上昇事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・286
第 8 節　非漁家の上昇特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・288
1.第 11 期(1980 年－1984 年)第 14 期(1955 年－1999 年)の上昇ケース特性・・・・288
第 9 節　考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・289
第 10 節 小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290

第 7 章　水俣病被害者支援団体と福祉的就労・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・292
第 1 節　生活構造の安定化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・292
第 2 節　生活構造の安定化と防貧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・302
第 3 節　現代社会における内発的団体と展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・309
1.企業組合エコネットみなまたの事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・309
2.福祉的就労の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・310
3.第 6 次産業化と福祉コミュニティの創生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・312
第 4 節　考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 315

第 5 節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・316

終章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・317
第 1 節　考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・317
第 2 節　研究の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・320
第 3 節　残された課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・321
謝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・324
引用文献・引用論文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・325
参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・330
参考論文・参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・336
資料 1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・340

序章　研究の課題と方法

第 1 節　研究の問題意識と目的

1995 年、国が水俣病問題を「最終的かつ全面的な解決」が図られた政治決着は、水俣病をめぐる半世紀に及ぶ紛争に終止符を打とうとしたものであり、これによって水俣病をめぐる問題は解決されたとの印象を社会に与えた。また、2009 年「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（法律第 81 号、以下特別措置法という。）」が示され最終解決が図られた。しかしながら、政治決着および特別措置法以後、不知火海沿岸地域の住民から幾重にも訴訟が提起されるなど、水俣病認定をめぐる紛争は依然として終結していない。水俣病公式発見（1956 年）から 60 年以上が経過するが、紛争の様相が絶えない状況は水俣病問題の根深さを物語っている。周知の通り水俣病は、チッソ水俣工場におけるアセトアルデヒド精製過程に伴う有機水銀を含む工場廃液が、水俣湾及び水俣湾河口に排出され発生した。

チッソ株式会社（以下：チッソという。）は南九州地域の要請を受ける形で、局地的に巨大な資本を投下し、特定の地域に環境破壊を伴う社会構造の変化をもたらした。こうした局地的に資本を投下された地域は、高橋（2013 年）が指摘するように「犠牲のシステム」が維持されてきたといえる。「犠牲のシステム」とは、ある者の利益は他の者の生活を犠牲にして生み出されることをいい、この関係性を換言すれば、受益を得る者と、受苦を強いられる者とに分けられ、2 つの分離は「社会的格差」が介在していることを意味している（梶田：1988 年）。水俣市における「犠牲のシステム」は、水俣湾を含む不知火海沿岸地域に受苦が集中し、豊饒な漁場を破壊した。豊饒な漁場が破壊されることによって、漁家の就労の場や収入を得る機会は奪われることとなるばかりか、社会に参画する機会を喪失させた。そして、就労の場や収入を得る機会、社会に参画する機会の喪失は、漁家を含む地域住民の生活構造を大きく変容させる結果となった。

ところで、生活構造に関する研究を概観すると篭山は、再生産と消費の循環が崩れる現象を「生活の破れ」と表現し、貧困層の創出過程を論じた(篭山 1976 年 39 頁)。また、篭山・中鉢は、階層落層や階層転落は直ちに生じるのではなく、生活水準を保つため一時的な抵抗が起こり、その圧力に耐えられなくなった時、発生すると指摘した(篭山・中鉢:1982 年 156－158 頁)。こうした先行研究の知見からすると、漁家の生活構造は、階層に留まるためにあらゆる手段を講じたと推察されるが、窮乏化の圧力に耐えられず階層落層、階層転落が生じたと推察される。だが、多大な受苦を強いられた水俣病多発地域における漁家の階層落層、階層転落を伴う窮乏化の検証は、これまで究明されておらず、その実態は不透明な部分が多い。

また、不知火海沿岸地域は、地域共同体モデルに示されるような、いわゆるムラ社会的コミュニティであるが、住民生活の安全網として位置づけられていた伝統的な互助は、公害によって激しい人間関係の断絶と地域の分断によって衰退してしまった。さらに、水俣病被害者による生存権などを争う激しい闘争が展開されるとともに、行政認定による救済制度の瑕疵が地域や家族の断絶と分断を進める要因となった。今日においても依然として、

水俣病被害者への誹謗中傷や偏見、差別は残っており、市民との間に残るしこりを完全に癒すことは難しい状況にある。だが、先に示した政治決着を分岐点とすると、水俣市は「もやい直し」の掛け声のもと、地域再生に向けた段階に入ったといえる。とくに元水俣市長吉井正澄氏（1994 年－2002 年）の就任以来 、水俣市政は「水俣病問題の解決と環境再生・創造」を掲げ、水俣病の教訓を生かしたまちづくりが展開されるようになった。

そして、今日においては、水俣病被害者や家族を支援する水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワークの設立（2007 年）や、水俣病の経験を教訓とした語り部の他、地域の文化を学ぶ水俣環境大学短期セミナー、そして、環境マイスター制度[1]が開催されるなど、少しずつではあるが、水俣病被害者と市民との対話や、協働的な活動が行われるようになっている。こうした対話や協働的な活動が展開された背景には、継続的に水俣病被害者や家族を支援してきた小さな団体の実践が役割を果たしていると考えられる。とりわけ、一般財団法人相思社は、公害によって生活が破壊された水俣病被害者の就労[2]と生活支援[3]を支えるために自力更生的な団体として 1974 年（昭和 49 年）に設立された。相思社が設立された後の 1979 年（昭和 54 年）には、農薬を使用せず有機栽培を行う反農薬水俣袋地区生産者連合（反農連）が結成された。一方、1986 年（昭和 61 年）、水俣病被害者や支援者に加えて、チッソ第 1 組合に所属していた社員によって石鹸工場が設立され、企業組合エコネットみなまたが設立される[4]。なお、反農連は 2006 年、エコネットみなまた農産部門「はんのうれん」として有機栽培による農産物の生産が行われるほか、障害者を積極的に雇用している。

この他に、社会福祉法人さかえの杜ほっとハウスは、胎児性水俣病患者や障害者の共同作業所として、1998 年（平成 10 年）に設立され、水俣病被害者の生活を支える場と収入を得る機会となった。上記に示してきたように、水俣病被害者や家族の生活を再建する支援が展開されるとともに、地域コミュニティをつくる実践が進められている。これまでの水俣病被害者の救済制度をふりかえれば、制度による経済的被害の補償および、社会保障の支給だけでは不十分である。これら救済制度だけでなく、地域の資源を活用して、雇用を創出し水俣病被害者の生活構造を安定化させることが重要である。また、高齢化が進み人口減少が著しい水俣市においては、むしろ、地域共通の生活課題と結びつけながら、水

---

[1]水俣市は、先に示した環境モデル都市づくりの取り組みを進めるため、「安心安全で環境や健康に配慮したものづくり」の推進と、職人の更なる地位と意識の向上を図ることを目的として､1998 年（平成 10 年）に全国初の取り組みとして環境マイスター制度を確立した。1998 年（平成 10 年）初年度は、紙漉き職人、お茶･みかん･野菜･米づくりを行っている人など、9 名が認定され、2017 年（平成 29 年）までに 35 名の環境マイスターが認定されている。いずれも、原料、生産、加工、販売、廃棄物のどの行程においても、環境や健康にこだわったものづくりが進められている.

[2]開設当初の事業は、きのこ栽培、みかん栽培を行っていた.現在は、柑橘類（甘夏）の栽培を行っている.

[3]水俣病に関わる相談、啓発活動を行っている.

[4]現在、オーガニック製品の製造、販売している.障害者雇用も積極的に行っている.

俣病被害者や家族、そして、要援護者の生活を支える仕組みづくりが求められよう。つまり、地域の福祉を含む生活の向上は、重層的な生活保障システムの構築につながるばかりか、水俣病被害者の孤立や潜在化を防ぎ、彼らの本質的な「救済」へと導く基盤となると考えられる。さらに、水俣病被害者と水俣市民の課題への方向性は矛盾するものではなく、積極的に関連させながら取り組みを進めていくことが重要である。これら課題を検討することは、単に水俣病被害者らの雇用や福祉対策に留まらず、水俣市の地域を創生する機会に資するものと考えられるほか、多様なニーズを併せ持つ水俣病被害者と、水俣病被害者以外の市民が抱く福祉的課題を融合することができれば、分断された地域の創生を図ることが期待できる。そして、社会的脆弱層を支える仕組みづくりを検討することは地域経済の活性化につながると考えられ、こうした意味で福祉社会の創生と振興に結び付いていると思われる。

以上のように本研究の目的は、第 1 に生活構造論（篭山 1976 年）を分析の方法に用いることから、水俣病被害者の窮乏化を検討することにある。篭山によれば窮乏化をもたらす原因として、1.貯蓄財産、2 家族の稼働力、3.家族の仕送り援助、4.労働条件の保障、5.社会保障制度が機能しない場合、直ちに階層転落が生じ窮乏化は発生するという。本研究においては、水俣病被害者 42 ケースを調査対象者として生活構造分析を行う。第 2 に水俣病被害者の階層落層、階層転落がいかにして生じたのか、時系列でもって実態を明らかにする。また、左記に示した階層移動をとらえる過程で、熊本県、水俣市が行った失業対策（転業・転換）、漁業対策が、いかに住民の労働を保障したのかを検討する。なお、本研究が対象とする地域は、先述したようにムラ社会的コミュニティであるが、住民生活の安全網として位置づけられていた伝統的な互助は激しい人間関係の断絶と、地域の分断によって衰退してしまった。だが、階層落層、階層転落（江口 1979 年下巻 391 頁、上巻 129 頁）により沈殿層（篭山 1976 年 78 頁）に滞留した水俣病被害者は窮乏化に抵抗しつつ、参加、協同、自主管理からなる自力更生的な団体を形成した。第 3 に、このように自力更生的な団体の形成過程を検討するとともに、地方公共団体が整備する失業対策、漁業対策とは異なる形で雇用を生み出し、生活の安定化を試みた実践を検討する。また、第 4 に、42 ケースの階層移動分析を通して、水俣病被害者は窮乏化の進行する状況をいかにして脱したのか、貧困からの脱出を野口が示す地域安全網 4 層理論（野口 2013 年）より検討を加え、地域経済の活性化と多様性を検討する。そして、第 5 に、分断社会を乗越え誰もが受益者[5)]（井手、古市、宮崎 2016）となるための生活保障と支援団体の役割を検討する。

第 2 節　先行研究の概要

水俣病に関する先行研究を概観すると、医学的な側面から水俣病を検証する研究や、水俣病被害者の権利侵害や権利擁護に関する研究、そして、行政責任を問う研究などが展開されてきた。しかし、公害によって水俣病被害者の生活を営む場や、収入を得る機会、承認を得て社会に参加する生活保障システム（大沢 2007 年、2010 年、宮本 2009 年）が、

[5]井手英策、古市将人、宮崎雅人（2016）『分断社会を終わらせる』筑摩書房

いかに破壊されたのかを探索する縦断的かつ横断的な質的研究は数少ない。また、水俣病被害者ならびに世帯の階層移動を探索した定性的な研究は僅少に留まっている。このように、水俣病被害者の生活実態は不透明な部分が多く、支援策を検討する意味においても課題は多く残されている。さらに、水俣病被害者の生活が破壊されながらも、生活再建に着目した研究はこれまで着手されていない状況にある。

本章は先行研究で明かになった課題を検討し、その知見に依拠しつつ、これまで論じられることが少なかった水俣病被害者の生活再建と地域再生について、示唆を得ることを目的とする。

1.水俣病被害に関する先行研究

社会・医学的側面から不知火海沿岸地域の汚染実態を論じた原田、藤野[6]の研究や、水銀汚染における住民の健康被害を疫学的に追及した原田[7]の研究がある（原田、藤野 1977 年 3－28 頁、原田 1983 年:325－386 頁）。また、水俣病の人体への影響や汚染の広がりを時系列的に検証した舟場[8]の研究がある（舟場 1977 年:50－66 頁）。舟場は、チッソの地域進出によっていかに環境破壊が進み、人体へ影響を及ぼしたのか検証している。人体への影響に関して、水俣病被害がいかにして拡大したのか、人的被害者数を水俣病発生地域別に示すことによって、その推移と局地的な被害の実態を明かにした。

一方、チッソによる環境破壊と有機水銀汚染による人体への影響の他に、水俣湾及び不知火海沿岸地域に定住する漁家の生活がいかに変容したのかを追跡した最首[9]の研究がある。最首は水俣市に隣接する津奈木町女島地区を対象とし、巾着網漁の始まりや網元、網子の関係を論じた。また、巾着網漁の衰退を論じつつ、女島地区の漁業変容を明らかにした（最首 1983 年:243－319 頁）。さらに、深井[10] [11] は、水俣市や熊本県によって行われた水俣病被害者および漁家の生活を救済する施策や失業対策を検討した。とくに、水俣病被害者救済と原因究明をめぐる初期の熊本県衛生行政の対応を批判的に論じた。そして、汚染魚の販売規制をめぐる熊本県および国の食品衛生の対応や、漁業転換、転業推進施策を検討しつつ、国や地方公共団体の責任を問う研究を行った（深井 1977 年:98－187 頁）。加えて、深井は地方公共団体による開発行政の問題を指摘したほか、水俣病の防止機会を黙殺した行政対応を批判した（深井 1999 年:105－196 頁）。

このように､水俣病被害者の不断に続く住民生活がいかに公害によって破壊されたのか、

---

[6]原田正純,藤野糺「現在の水俣病の問題点」宮本憲一編(1977)『公害都市の再生』筑摩書房

[7]原田正純「不知火海有機水銀汚染の医学的追及」色川大吉編（1983）『水俣の掲示上』筑摩書房

[8]舟場正富「患者発生の背景と推移」宮本憲一編(1977)前掲書

[9]最首悟「不知火海漁業の移り変わり」色川大吉編(1983)前掲書

[10]深井純一「水俣病問題の行政責任」宮本憲一編(1977)前掲書

[11]深井純一(1999)『水俣病の政治経済学』keiso shyobo

そのメカニズムを探索した加藤[12]（加藤 2006 年）や市原、藤野[13]（市原、藤野 1986）の研究はあるが、生活の断片的な実態を示したに過ぎない。そして、水俣病被害者や漁家を救済するために地方公共団体の意思決定がいかに機能したのかを検討した研究は、船橋[14]（船橋 1995 年）によって行われている。また、深井の研究にあるように地方公共団体の施策がいかに整備され、そして、逆機能したのかについては検証されているが、水俣病被害者や支援者らによって困窮する生活を克服するプロセスは検討されていない。さらに、環境、福祉対策の課題としてとらえ、分断された地域を再生する研究は、除本、尾崎[15]（除本、尾崎:2011 年）によって行われているが萌芽的な研究に留まっている。

2.受益圏、受苦圏

先述したように局地的に巨大資本が投下された水俣市は、高橋[16]が指摘するように「犠牲のシステム」が維持されてきた（2012 年:27－40 頁）。高橋が論じる「犠牲のシステム」とは、ある者の利益は他の者の生活を犠牲にして生み出され、維持されることをいう。そして、犠牲は通常隠されているが、共同体にとっての尊い犠牲として美化され正当化される。また、隠避や正当化が困難となり犠牲の不当性が告発されると、犠牲を強いる者は自らの責任を否認し、責任から逃れると指摘する（高橋 2012:27－28 頁）。こうした犠牲のシステムが維持される社会には、犠牲を強いることによって受益を得る者（受益者）と、犠牲を強いられる者（受苦者）に分けられることができよう。中岡[17]は、加害者ないし受益者の集合体を「受益圏」とし、被害者ないしは受苦者の集合体を「受苦圏」と定めた（中岡 1974 年:12－20 頁、中岡 1974 年:100－118 頁）。梶田[18]は中岡の概念を継承しつつ、受益圏、受苦圏の 2 つの分離は「社会的格差」が介在していると指摘した。梶田は受益圏、受苦圏の 2 つの圏域を示す例として、新幹線建設問題をとりあげ、新幹線の「速さ」「快適さ」を享受しようという欲求や、機能要件を充足し得る人々の集合体を受益圏とし、それらが不足ないしは、機能が充足し得ない人々の集合体を受苦圏とした。梶田は受益圏、受苦圏を一定の空間的広がりをもった地域的な集合体としてとらえ、新幹線を利用する全国の地域を受益圏（受益者）とし、新幹線建設にともない生活環境の破壊がもたらされた

---

[12]平成 18 年水俣病問題に係る懇談会（第 7 回）資料 4 社会福祉法人さかえの杜小規模通所授産施設ほっとはうす、加藤タケ子「胎児性水俣病患者等の生活実態と地域福祉の課題」

[13]市原京子、藤野糺(1986)「慢性水俣病患者の生活実態 ：タイムスタディを行なって」日本理学療法士学 https://www.jstage.jst.go.jp/article/cjpt/1986.13.1/0/1986.13.1_151/_pdf 2017.10.28

[14]船橋晴俊(1995)「熊本水俣病の発生拡大過程と行政団体の意思決定（一）（二）（三）」法政大学学術機関リポジトリ　http://hdl.handle.net/10114/5570

[15]除本理史、尾崎寛直(2011)「水俣病特別措置法と環境・福祉対策の課題」東京経済大学会誌第 269 号

[16]高橋哲也(2012)『犠牲のシステム』集英社新書

[17]中岡哲郎(1974)『コンビナートの労働と社会』平凡社

[18]梶田孝道(1988)『テクノクラーシーと社会運動』東京大学出版

沿線地域を受苦圏（受苦者）と位置づけた（梶田 1988 年 8-23 頁）。

中岡や梶田の概念をもとに水俣市の位置付けを考えると、チッソの主力商品であるビニールやプラスチック製品を使い、日々の生活を向上させる地域が受益圏となり、そして、生産によって産業廃棄物を排出される地域が受苦圏と位置付けることができよう。さらにいえば、受益圏とは日本全域であり、受苦圏は工場廃液および産業廃棄物を排出する水俣市となる。そして、水俣市に限って受益圏、受苦圏をとらえてみると、チッソおよびチッソの関連企業で働く工場労働者が多数居住する地域を受益圏と位置づけ、チッソの地域進出にともない環境が破壊され、生活が困窮した地域を受苦圏と位置付けることができる。

先に示した舟場は、チッソの地域進出によって、受益圏、受苦圏はどのように拡大したのかを明らかにした（舟場 1977 年:53 頁）。他方で、石田[19]が明らかにした圏域の間で起こる住民相互の摩擦はいかにして生じたのか（石田 1983 年:44－50 頁）、これまでの先行研究や史実によって検討されているが、2 つの境界で起こる摩擦の実態や、受苦圏を内包する受益圏の検討は僅少に留まっている。また、近代資本の参入によって生じた地域間の摩擦をふりかえると、野口[20]（図 1）が指摘するように、人間社会システムと自然生態系の対立が大きく影響している（野口 2013 年:65 頁）。

人間社会システムと自然生態系の対立から調和を模索した研究は、1976 年、不知火海総合調査において、水俣の内的世界の構造と変容を明らかにした宗像[21]の研究や、石田[22]によって究明された水俣の抑圧と差別の構造の他に、最首[23]の不知火海漁業の変容が考究されている（宗像 1983 年:106－114 頁、石田 1983 年:44－51 頁、最首 1983 年:259－319 頁）。これらに加えて、色川[24]、石牟礼[25]によって、民俗学的な視点で不知火海沿岸部および水俣市の文化的背景がとらえられている（色川 1983 年:5－89 頁、石牟礼 1983 年:335－379 頁）。受苦圏に居住する住民の生活不安は、人間社会システムと自然生態系の対立から生じた環境破壊や、大沢[26]が指摘する生活保障システムの機能不全が要因と考えられる（2007 年 7－8 頁、2010 年 13－14 頁）大沢は生活が持続的に保障され、社会参加の機会が確保されるためには、「家族や企業、およびコミュニティや非営利協同団体などの制度慣行が、政府による社会政策と好適に接合する必要がある[27]」という。大沢は、家族や企業をミクロのレベルとし、コミュニティや協同体団体などをメゾレベル、中央政府が設

---

[19]石田雄「水俣における抑圧と差別の構造」色川大吉編(1983)前掲書

[20]野口定久「居住福祉社会論の焦点と構想」日本居住学会編(2013)『東日本大震災と居住福祉』東信堂、65 頁

[21]宗像巌「水俣の内的世界の構造と変容」色川大吉編(1983)前掲書

[22]石田雄「水俣における差別の構造」色川大吉編(1983)前掲書

[23]最首悟「不知火海漁業の移り変わり」色川大吉編(1983)前掲書

[24]色川大吉「不知火海民衆史」色川大吉編(1983)前掲書

[25]石牟礼道子「乳の潮」色川大吉編(1983)前掲書

[26]大沢真理(2007)『現代日本の生活保障システム』岩波書店、7－8 頁、大沢真理(2010)『生活保障のしくみ』岩波ブックレット No.790、岩波書店、13－14 頁

[27]大沢真理(2007)『現代日本の生活保障システム』岩波書店、7 頁

ける制度はマクロのレベル､地方政府独自の社会っサービスなどをメゾレベルと位置づけ、これらを生活保障システムと称している（大沢 2007 年:7 頁）。また、宮本（2009 年）は生活保障を雇用と社会保障を結び付ける言葉であるといい、人々の生活が成り立つためには、一人ひとりが働き続けることができ、また、「何らかのやむを得ぬ事情で働けなくなったとき、所得が保障され、あるいは再び働くことができるような支援を受けられることが必要である[28)]」という。そして、「生活保障とは雇用と社会保障がうまくかみ合って、そのような条件が実現すること[29)]」であると論じている。さらに、野口は、窮乏化の進行する状況を支える仕組みが必要であるとして、生活保障システムとセーフティネットの張替を提言するなかで、地域安全網 4 層理論（図 2）を提唱する。

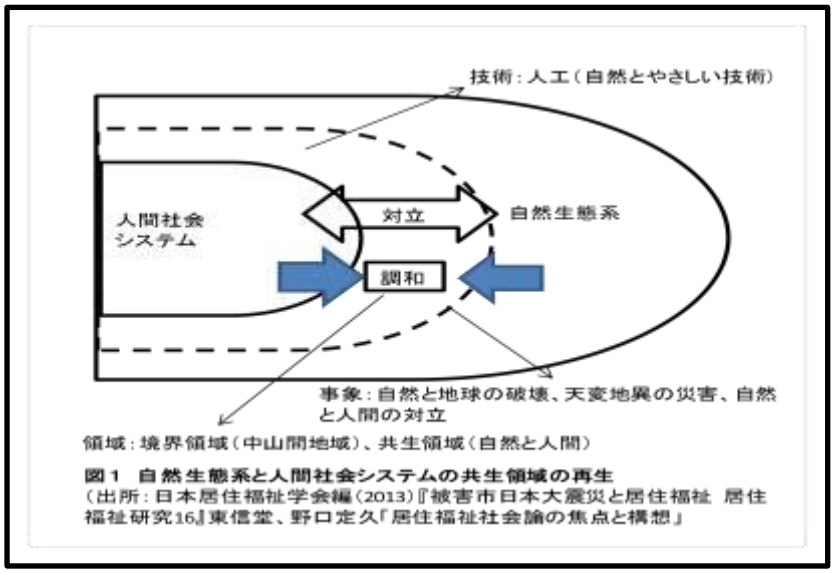

図１ 自然生態系と人間社会システムの共生領域の再生
（出所：日本居住福祉学会編（2013）『被害市日本大震災と居住福祉 居住福祉研究16』東信堂、野口定久「居住福祉社会論の焦点と構想」

野口がいう地域安全網 4 層理論とは、第 1 に雇用の不安定な状況に対して、A´雇用の安定と創出を図る支援策で住民を支え、第 2 に社会保障システムと再雇用政策の不備に関して、B´職業訓練と就業支援、そして、所得と医療と住宅保障を行うとしている。第 3 に、社会的脆弱層の制度的排除がある場合、C´社会的脆弱層へのソーシャルワークを中心とした支援が必要であるという。第 4 に、公的扶助制度の機能不全が発生しないよう、D´強固なセーフティネットへの張替え（生活保護）が必要であるという。このように、重層的な生活保障システムの構築が必要であると論じている（野口 2013 年:78－79 頁）。

こうした野口が示す地域安全網 4 層理論から水俣市の窮乏化を考えると、自然生態系の破壊から雇用の不安定化が生じ、地域の生活保障システムと地方公共団体による再雇用施策の不備が階層落層、階層転落を生じたと考えられよう。そして、社会的脆弱層の制度的排除や、公的扶助制度の機能不全によって窮乏化は進んだと考えられる。

ところで、先述した「犠牲のシステム」によって生じた受苦圏は、水俣湾を含む不知火海沿岸地域とりわけ、鹿児島県と隣接する A、B、C、D の地区に集中し、漁家の生産の場や収入を得る機会の他に、社会へ参画する機会を喪失させた。その後、水俣市の対岸にある天草地域を含む不知火海沿岸全域に広がり、それらを喪失させた。こうした生産の場や収入を得る機会、そして、社会へ参画する機会の喪失は、漁家の生活の不安定化をもたらす要因となった。だが、先述したように漁家の不断に続く生活がいかに公害によって破壊

[28]宮本太郎(2009)『生活保障』岩波新書、4 頁

[29]宮本太郎(2009)『生活保障』岩波新書、4 頁

されたのか、そのメカニズムは解明されておらず、その実態は不透明な部分が多い。篭山[30]は、①労働生活 ②労働消費 ③労働再生産 ④消費生活を生活構造と定め、戦後社会の貧困層の創出過程を論じた（1976 年:24 頁）。また、同様の生活構造を持った人々が一定程度、集まることによって階層が形成されると指摘した（篭山 1976:40－42 頁）。

受苦を強いられ生活破壊に直面した漁家や水俣病被害者は、階層に留まるためにあらゆる手段を講じたとものと推察されるが、その圧力に耐えられず階層落層、階層転落が生じたと考えられる。しかしながら、窮乏化が生じた漁家や水俣病被害者の生活構造は、これまで十分に明らかにかにされておらず、また、階層落層、階層転落の実態は探求されていない。そして、受苦を強いられた漁家や水俣病被害者の窮乏化を克服する条件は検討されておらず、その実態は解明されていない。

3.不知火海沿岸地域の差別・偏見

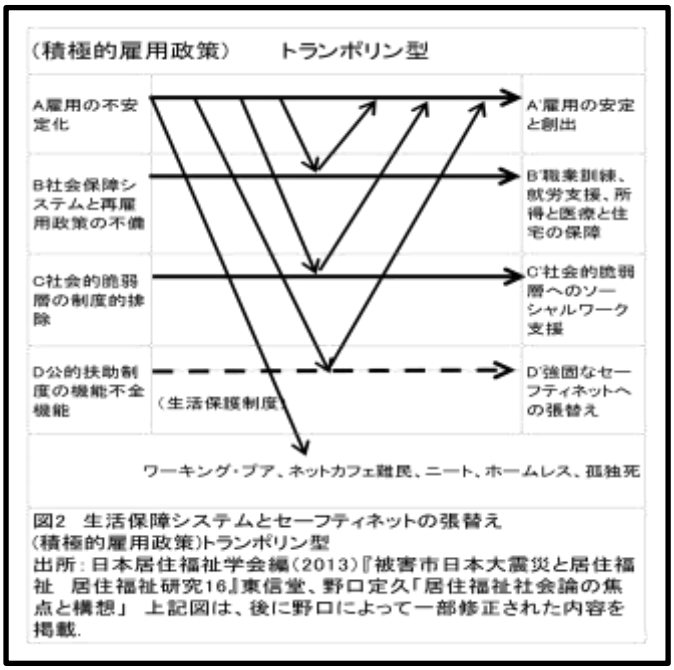

図2　生活保障システムとセーフティネットの張替え
(積極的雇用政策)トランポリン型
出所：日本居住福祉学会編(2013)『被害市日本大震災と居住福祉　居住福祉研究16』東信堂、野口定久「居住福祉社会論の焦点と構想」 上記図は、後に野口によって一部修正された内容を掲載.

本研究が対象とする不知火海　沿岸地域は、地域共同体モデルに示されるようないわゆるムラ社会的コミュニティであるが、住民生活の安全網として位置づけられていた伝統的な互助は、公害によって激しい人間関係の断絶と地域の分断によって衰退してしまった。また、水俣病被害者による生存権などを争う激しい闘争が展開されるとともに、行政認定による救済制度の瑕疵が地域や家族の分断と断絶を進める要因となった。地域の分断と家族の断絶は、水俣病被害者らの偏見、差別をさらに助長させる結果となった。石田[31]は、水俣における抑圧と差別は地域に幾重にも重なり構造化されていると指摘した。そして、水俣病問題が発生した直後の差別や偏見の実態を明らかにしたほか、チッソ水俣工場内で起こった労働者差別の実態を究明した（石田 1983 年:41-90 頁）。また、鶴見[32]は、水俣病多発地域の社会構造の変化と、近代化に抵抗し内発的な発展を検討した（鶴見 1983 年:157-233 頁）。とりわけて鶴見はチッソの地域進出によって近代化が進み、伝統的な互助や助け合いが衰退していくなか、あらたな人間関係の創出を試みる小さな集団に注目した（鶴見 1996 年:120－134 頁）。そして、ダグ・ハマーショルド財団

[30]篭山京(1976)『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会
[31]石田雄「水俣における抑圧と差別の構造　重畳する差別」色川大吉編(1983)前掲書
[32]鶴見和子「多発部落の構造変化と人間群像」色川大吉編(1983)前掲書

などの内発的発展の定義[33]を踏まえ、地域の構造変容と共同体共通の紐帯とはなにかを検討した[34]（鶴見、川田 1989 年:13－17 頁）。加えて、封建時代から続く水俣病多発集落の定住者（地五郎：ジゴロ）と漂泊者（零落：ナグレ）の意識構造を明らかにした。こうした水俣市市民の潜在的な意識の構造をとらえると同時に、封建時代から続く、社会的地位（零落：ナグレ、地五郎：ジゴロ）や関係性を明らかにし、公害問題の根底に被差別部落問題があることを論じた。

先行研究の知見と水俣市の歴史を振り返れば、人間関係の断絶と地域の分断が生じた要因は、単に公害が原因となっただけではなく、封建時代から続く定住者（地五郎：ジゴロ）と漂白者（零落：ナグレ）との間で派生した差別、偏見が要因している。水俣市においては、天草諸島などからの移住者を漂泊者（または部外者）と位置付け、そうした入植者を先に示したように零落（ナグレ）と呼び、地域住民の間で排他的にとらえられていた。また、零落である住民は差別・偏見を受ける者として自らを認めていた。筆者が 2013 年に聞き取った住民の話によると、零落は「外なる差別」と「内なる差別」の二重の差別・偏見に直面しているという。「外なる差別」は、地五郎から受ける働かない者、怠け者、不衛生な者といった差別・偏見であり、「内なる差別」は零落自らが生まれた場所や生活環境を憂い、自身の存在を否定するという考え方である。

ところで、天草諸島から移住した零落は、水俣市の沿岸部に移住し、主に 1 本釣りや磯突きの他、多くの人工（漁業操業者）を必要とする巾着網漁、地引網漁などの漁業で生計を立てていた。水俣病が公式に確認された 1956 年の水俣市産業構成から漁業および水産業の世帯数をとらえると、136 世帯[35]（259 人）となっており、水俣市の全人口のうち 1.7%に留まっていることがわかる。定住者と部外者との間で派生した差別や偏見に関して、ノルベルト・エリアス[36]は、イングランド、ウィンストン・パーヴァーを舞台とした研究において次のように指摘している。差別、偏見は、比較的力の少ない集団に対して行われ、また、多数派は少数派に対してスティグマを与え、中傷の方向に傾斜するという。こうした指摘からすると、水俣市の差別や偏見は、少数者である漁家や受苦圏の住民に向けられ

---

[33]スウェーデン、ダグ・ハマーショルド財団は、人間集団が自分たちのもつもの、自然環境、文化遺産、男女のメンバーの創造性、に依拠し、他の集団との交流を通して、自分たちの集団をより豊かにすることである.そうすることによって、それぞれの発展の様式と生活の様式とを自律的に創り出すことができるという.発展の要件として、第 1 に、食物、健康、住居、教育など人間が生きるための基本的欲求を充足させること.第 2 に、それぞれの社会のそれぞれの地域の共同体の人々の協同によって発展を図ることをいい、これを内発的、自力更生的という.第 3 に、それぞれの地域の自然環境と調和を保つような発展を図ることである.第 4 に社会内部で構造的変革が必要であると提案した.

[34]鶴見和子、川田侃(1989)『内発的発展論』東京大学出版会

[35]漁業及び水産業者は、1955 年「産業別人口及び世帯数」の数値である.水俣市史編纂委員会(1966)『水俣市史』水俣市、296 頁

[36]ノルベルト・エリアス、J・L・スコットソン大沢章訳(2009)『定着者と部外者』法政大学出版会.

たと考えられよう（2009 年 56－57 頁）。

先にも論じたが水俣市における差別や偏見に関する先行研究は、代々水俣に定住する地五郎と漂白の者である零落の社会的地位や市民の意識構造から接近し明らかにされている。

この他に、水俣に移住する以前の漁家の差別、偏見を民俗史よりとらえた岡本[37]（岡本 1978 年:40 頁上－44 頁下）の研究や、色川（色川:2012 年:170 頁、1983 年:5－47 頁）による民間の間で伝承される文化（Folklore）を探索した研究がある。

しかし、天草諸島の貧困問題と女性の人身売買を含む人権侵害がいかにして移住地である水俣に伝承し差別や偏見が構造化されたのか、また、零落が排他的に扱われたのかという研究は十分に検討されているとは言い難い。さらに、受苦圏に居住する住民が機能集団に吸収され、生活を安定化させたのか、その実態は明らかにされていない。

江口[38]は貧困と医療を論じるなかで、貧困と疾病の併存状態が存在し、これらを断ち切ることが必要であると指摘した（江口 1987:90－93 頁）。これまでの水俣病に関する研究は、チッソによる補償および社会保障制度の不十分さを指摘するに留まり、なおかつ、貧困と疾病の併存状態を断ち切ることが主張されてきた。だが、それらを乗り越える施策や実践の検討は、先行研究において僅少に留まっている。そして、水俣病被害者や家族の生活をどのように支え、安定化に寄与したのかという実践の検討は、これまで着手されていない状況にある。

4.水俣市の都市整備と支援団体の対抗計画

舟場[39]は、水俣市に巨大工場が建設されることによって、多くの労働者が流入し、産業構造が大きく変容していく過程を究明した（舟場 1977 年:38－94 頁）。また、水俣市がいかにチッソを中心とした都市整備を進めたのかを明らかにしたほか、企業依存度を高める地方公共団体の施策と行政責任を追及した。不知火海総合調査に参加した石田[40]は、水俣の差別と抑圧の構造を追及する（石田 1983 年:44－67 頁）一方で、地域住民の団体化とその機能を明らかにした（石田 1983 年:75－84 頁）。同じく上記調査に参加した鶴見は、水俣病被害者の自力更生の過程とその可能性について論証した(鶴見 1983 年:213－235 頁)。だが、地域住民による団体がいかに雇用を創出し、漁家や水俣病被害者の生活構造を安定化させたのかという検討は加えられていない。

さらに、少数派である漁家や水俣病被害者の意思を集約的に弁護（代弁）する支援者が現れ、地方公共団体の示す施策に対抗した実践が展開された。これまでの先行研究を概観すると、漁家や水俣病被害者の権利侵害に対して、権利擁護を目的とした研究は行われているが、地方公共団体に対抗した弁護（代弁）に関する研究はこれまで実施されていない。集約的弁護（代弁）に関する先行研究は、アメリカの建築家であったポール・デイビッドフによって行われている。ポール・デイビッドフは、地方公共団体の都市計画に対抗した

---

[37]岡本達明(1978)『近代民衆の記録 7 漁民』新人物往来社、41 頁上段－44 頁下段

[38]江口英一(1987)『生活分析から福祉へ』光生館、90－93 頁

[39]舟場正富「チッソと水俣市行政」宮本憲一編(1977)『公害都市の再生』筑摩書房

[40]石田雄「水俣における抑圧と差別の構造　地域住民団体の機能」色川大吉編(1983)前掲書

少数派住民の弁護（代弁）行うなかで、アドボカシープランニング（Advocacy Planning）を提起した。アドボカシープランニングとは、専門家が少数派を弁護（代弁）する活動のことをいい、アメリカ社会では 1950 年代後半から 1960 年代にかけて、技術官僚による中央集権的な都市計画には限界があるとの批判から提唱された。それまでの都市計画は、一部の利益集団を代表する者から推進され、広く市民の声を反映することがないことから、都市開発への意義や効果に対する批判が高まっていった[41]（西尾 1975 年：123－143 頁）。

こうしたアドボカシープランニングの概念をもとに、水俣市の施策と集約的代弁者の実践を検討すると、それがいかに地方公共団体の施策に対抗した計画であったのか、また、水俣病被害者を支援し､地域の生活保障に寄与したのかという研究は僅少に留まっている。これまでの水俣病問題に関する先行研究を概観すると鶴見[42]が行った内発的発展の研究（鶴見 1983 年:199－235 頁）で、自力更生を目指す実践の検討は行われているが、地方公共団体の施策に対抗した実践への検討とはなっていない。

この他に、水俣病問題が顕在化すると集約的弁護者が現れ、内発的な団体が形成されたが、自力更生を果たし生活を安定化せせる研究はこれまで検討されていない。そして、地方公共団体の施策に対抗する実践として誕生した自力更生的な団体は、今日、地域の生活保障システムを担うまでに成長した。

5.水俣市の地域活性化

水俣市政が提示した「水俣病問題の解決と環境再生・創造」以後、水俣市や近隣市町村の地域活性化に関する研究は、蜂谷[43] の「水俣病発生の社会的影響と地域再生に関する研究（蜂谷 2007 年:12－16 頁）」や、熊本学園大学水俣学研究センターによる「水俣・芦北地域戦略プラットフォーム 2006 年[44]」がある。いずれも水俣病発生の社会的影響をとらえつつ、持続可能な水俣・芦北地域の実現を目指した提言を行っている。熊本学園大学水俣学研究センターが示す「水俣・芦北地域戦略プラットフォーム」では、持続可能な水俣・芦北の実現に向けて、1.環境、2.地域経済、3.社会的公正の 3 つの側面から検討が行われている。また、2010 年、閣議決定された「新成長戦略[45]」では、「医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業へ」と謳われ、そして、除本、尾崎[46]によって、水俣市を含む近隣市町村を含めた地域経済の波及効果が検証されている（2011 年）。上記に示した除本、尾崎の先行研究によると、水俣病被害者への医療保障は広く地域経済の波及効果を持って

---

[41]西尾勝(1975)『権力と参加』東京大学出版会

[42]鶴見和子「多発部落の構造変化と人間群像」色川大吉編(1983)『水俣の掲示上』筑摩書房、199－235 頁

[43]蜂谷紀之(2009)「水俣病発生の社会的影響と地域再生に関する研究」国立水俣病総合研究センター第 30 号

[44]熊本学園大学水俣学研究センター(2006 年)「水俣・芦北地域戦略プラットフォームの発足からゼロ・ウェスト円卓会議」資料

[45]新成長戦略「元気な日本復活のシナリオ」2010 年 6 月 18 日、閣議決定

[46]除本理史、尾崎寛直(2011)前掲書

いるという（除本、尾崎 2011 年:180-187）。また、みなまた環境まちづくり研究会[47]は、「水俣市の現状と低炭素社会に向けた取り組み（2011 年:11 頁）」のなかで、水俣市の産業構成は依然として製造業が高いが、その一方で、医療・福祉を中心としたサービス業が増加しており、今後、地域経済を牽引し得る産業であると指摘した。しかし、医療・福祉を中心としたサービス業は先行　研究が指摘しているように地域経済を牽引し得る産業として期待されるが、事業所をいかに創出するのか明らかにされていない。また、水俣市の少子・高齢化が一層進み、さらにグローバル化が進行していることなど、人口減少社会のなかで、人材を確保することは困難と考えられる。水俣市の歴史を振り返ると、市民は自然生態系と向き合い地域資源を活用して、相互に助け合うコミュニティが維持されてきた。しかしながら、明治の初頭、巨大な資本の参入によって激しい環境破壊が生じるとともに伝統的な互助や協働の精神に基づいた地域住民の関係は崩壊していった。これにともない、信頼、つきあい、参加、互助からなる社会的な結束や、地域経済は大きく変容していくことになる。野口が示す中山間地域再生のシナリオ(図 3)から、現代社会の水俣市は次の状況にあると考えられる。図 3 に示すように、縦軸に信頼、つきあい、参加、互助からなるソーシャル・キャピタルを置き、そして、横軸に地域経済の活性化を定めた図のうち、水俣市は、図 3 の左端にある「現状 A」にあると考えられる。また、激しい環境破壊および、生命の危機に直面した水俣湾沿岸部や不知火海沿岸部は、同じく図 3 左端「D」に位置していると思われる。しかしながら、環境破壊および生命の危機に直面した住民は支援者の協力のもと、後述するが自力更生的な内発的団体を形成し、窮乏化の状況を克服した。内発的な団体は、中山間再生のシナリオにあるように地域資源を活用し、第 6 次産業や社会的な事業を起業し、地域経済の活性化につながる実践が展開されているまでに至っている。こうした実践は地域経済を活性化するだけではなく、水俣病被害者や障害者、そして健常者と協働できる場や機会を創出し、だれも排除されない福祉コミュニティの形成が目指されている。

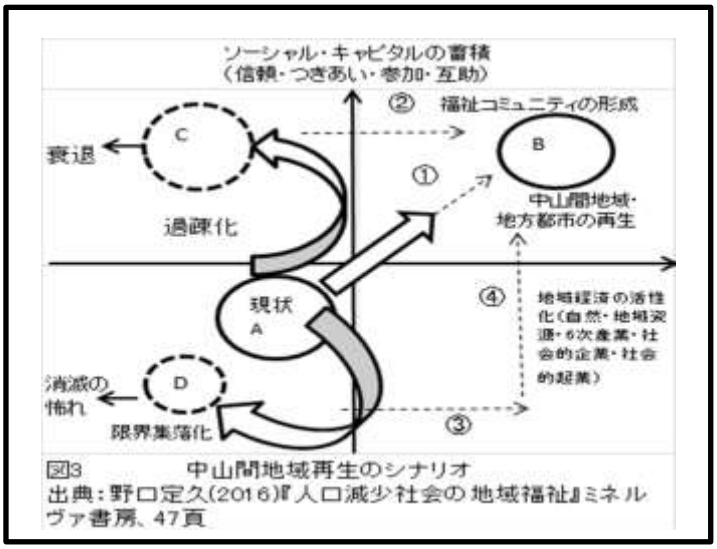

図3　中山間地域再生のシナリオ
出典：野口定久(2016)『人口減少社会の地域福祉』ミネルヴァ書房、47頁

6.本研究の意義

これまで水俣病に関する先行研究を概観すると、医学的な側面から水俣病を検証する研究や、水俣病被害者の権利侵害や権利擁護に関する研究、そして、行政責任を問う研究などが展開されてきた。しかしながら、公害によって水俣病被害者の生活を営む場や、収入

[47]http://www.city.minamata.lg.jp/Material/2738.pdf#search='みなまた環境まちづくり研究会事務局

を得る機会、承認を得て社会に参加する生活保障システム（大沢 2007 年、2010 年）が、いかに破壊されたのかを探索する縦断的かつ横断的な質的研究は数少ない。また、水俣病被害者ならびに世帯の階層移動を探索した定性的な研究は僅少に留まっている。

このように、水俣病被害者の生活実態は不透明な部分が多く、支援策を検討する意味においても課題は多く残されている。さらに、水俣病被害者の生活が破壊されながらも、いかにして生活を維持してきたのか、そして、生活再建を果たしてきたのかという研究はこれまで着手されていない状況にある。

本研究は、生活構造論（篭山、中鉢 1945 年、篭山 1976 年）を分析方法に用いて、水俣病被害者の階層落層、階層転落のメカニズムを探索的なアプローチよりとらえ、生活の不安定化を解明する。とくに、水俣病被害者 42 ケースの生活構造分析を行い、水俣病被害者の階層落層、階層転落の実態を明らかにする。加えて、階層移動をとらえる過程で、熊本県、水俣市が行った失業対策（転業）、漁業対策（転換）がいかに漁家の労働保障を行ったのかを検討する。

一方、本研究が対象とする地域は、先述したように地域共同体モデル(奥田 1983 年)に現れるような、ムラ社会的コミュニティであるが、住民生活の安全網として位置づけられていた伝統的な互助は激しい人間関係の断絶と、地域の分断によって衰退してしまった。だが、階層落層、階層転落（江口 1979 年）によって沈殿層（篭山 1976 年）に滞留した水俣病被害者は、窮乏化に抵抗しつつ、一般財団法人相思社や、企業組合エコネットみなまたに見られるような、参加、協同、自主管理からなる自力更生的な団体を形成した。こうした自力更生的な団体の形成過程を検討するとともに、地方公共団体が整備する失業対策、漁業対策とは異なる形で雇用を生み出し、生活構造の安定化を試みた実践を訪問面接調査より得られた結果をもとに検討する。また、階層移動分析を通して、水俣病被害者は窮乏化の進行する状況をどのように脱したのか、貧困からの克服を究明する。

なお、本研究の意義は次の通りである。

第 1 に、水俣病被害者の生活保障に関する課題を提示することができる。

第 2 に、地方公共団体の施策と、それに対抗する支援者らの方策を明らかにできる。

第 3 に、貧困水準の理論と生活構造理論を明示し、水俣病被害者の階層移動を解明することができる。

第 4 に、水俣病被害者の生活が公害によっていかに変容し、なおかつ窮乏化したのか、生活構造の変容を時系列的にとらえ、階層落層、階層転落、階層上昇の時期が究明できる。

第 5 に、水俣病被害者世帯の分化・分解を検討することから、その発生時期や要因が明らかにできる。

第 6 に、水俣病被害者世帯が窮乏化からいかに脱したのか、その克服する条件を究明することができる。同時に、生活構造を安定化させる要因を明らかにすることができる。

第 7 に、水俣病被害者の参加、協働、自主管理からなる内発的な団体の形成過程を明らかにするとともに、生活保障としての役割を究明することができる。

第 3 節　研究方法

1.研究の課題と方法

研究目的を達成するために、**第 1** に、水俣市及び不知火海の自然を眺望するとともに、チッソによる公害が水俣病被害者の生活をどのように破壊したのか概観する。とくに、チッソの水俣地域への進出は中間所得層を増やし、水俣市市税収入を増加させる一方で、不知火海沿岸地域住民の生活保障を破壊した。こうした破壊の状況を『水俣市史（1966 年）』や『水俣病事件資料集上・下（1996 年）』、『水俣病裁判全史（1999 年）』などの史実をもとに概観する。**第 2** に、水俣地域の就業実態の変容を『水俣市史（1966 年）』や、『水俣病事件資料集上・下（1996 年）』より明らかにする。加えて、舟場による「水俣病発生時の地域（1977 年）」や、水俣市公害課（1976 年）の資料より、水俣病被害者の発生状況と推移を概観する。そして、水俣病被害者支援の実践および活動を菊地が論じた「労働者と水俣病患者の連帯（1983 年）」や、鶴見の「多発部落の構造変化と人間群像（1983 年）」などの先行研究をもとに地域の変容や差別と偏見の実情を検討する。**第 3** に、貧困水準の理論と生活構造論を検討することから、水俣病被害者の窮乏化のメカニズムと、貧困からの克服条件の理論的枠組みを提示する。また、労働による消費と再生産のバランスが「破れる」と階層転落が生じ、貧困という社会的現象が発生するという、篭山（1976 年）らの生活構造論を用いて検討する。さらに、大沢（2007 年、2010 年）、宮本（2009 年、2016 年）や野口（2013 年）が論じた生活保障システムと、セーフティネットの重層化の必要性を水俣病被害者の生活実態と照合し検討する。**第 4** に、水俣病被害者やその世帯を対象とした訪問面接調査の内容およびその結果を論じる。ここでは、漁業センサス、農業センサスをもとに世帯階層を定め、階層移動の推移を縦断的かつ横断的に探索する。上記に示した階層移動の分析により、水俣病被害者の窮乏化の要因を検討する。**第 5** に、生活構造分析を通して、世帯階層が分化・分解化していく過程を明らかにする。また、世帯階層における分化・分解の特性を検討する。**第 6** に、野口の地域安全網 4 層理論を用いて、生活の不安定化から回復する方法を検討する。**第 7** に公害によって身体や生活が破壊されながらも近代資本に抵抗し、機能回復を試みる団体の形成に注目する。また、人間関係の断絶と、地域の分断を結ぶ実践を検討する。そして、水俣病被害者の生活保障を検討する。

2.研究の対象

本研究の対象は、水俣湾および不知火海の自然生態系に育まれた水俣市および近隣市町村の文化と、近代資本によってもたらされた人間社会システムを対象とする。近代資本が参入する以前、水俣市には自然の地形を生かした網代があり、水俣川流域には塩田が広がっていた。そして、大口金山などに木材や石炭などを運ぶ物流の交差する要所として栄えていた。しかし、日露戦争以後、政府が塩の専売制を引いたころから、自然生態系を破壊し近代化が進められた。これにより水俣市の産業構造は大きく変容していくことになった。

本研究は水俣市の史実を踏まえ、いかにしてチッソを中心とした都市整備が進められたのを明にするため、水俣市の都市整備を対象とする。また、封建時代から続く水俣市の階

層社会を対象とすることから差別の意識をとりあげる。図 1 に示した不知火海の自然生態系と人間社会システムの対立は、水俣市民の生業や意識を大きく変容させた。とくにチッソによる未曾有な環境破壊は、不知火海沿岸地域に居住する住民の生業や意識を変容させるとともに、生命の危機にかかわる深刻な事態をもたらした。こうした生業や意識の変化が著しく、なおかつ、生命の危機に直面した水俣市民を対象とする。とりわけて、水俣湾沿岸部や不知火海沿岸部に居住する漁家や農家、そして半農半漁[48]世帯を対象とする。また、チッソ水俣工場に勤務する労働者世帯や、半工半漁[49]を営む世帯においても有機水銀汚染が広がっている可能性が高いことから両世帯においても対象とする。さらに、本研究は水銀被害を受け世帯の生活構造の変容をとらえることから、水俣病被害者およびその世帯を対象とする。なお、水俣病被害者とは、チッソの補償および行政認定を受けた住民とした。また、水俣病の症状を有しているが、行政認定を得られず、そして、チッソの補償を受けられない、いわゆる「未認定被害者」についても水俣病被害者と位置付ける。

ところで不知火海[50]は、宇城市から鹿児島県出水市ならびに、熊本県天草市を含む総面積 1200 平方キロメートルの範囲に及ぶが、本研究においては水俣市を中心として、津奈木町、芦北町、鹿児島県出水市沿岸部（米ノ津）および島嶼部（長島町）、熊本県天草市（獅子島、御所浦島、牛深町、魚貫町）を対象とする。環境破壊の状況から鑑みると、不知火海全域とすべきであるが、被害の局地性とその拡大過程に焦点をあてることから、当該地域を対象とした。加えて、「ミナマタ現地調査（2014）[51]」によって、山間地域の水俣病被害の調査が行われ、内陸部においても水俣病が確認されているが、本研究においては調査協力者が得られなかったことから除外とした。

他方で、本研究が対象とする事業所ならびに個人経営体は、水俣病の被害を受け、自力更生的に団体を形成した一般財団法人相思社や、反農薬水俣袋地区生産者連合（はんのうれん：反農連）および、企業組合エコネットみなまたを対象とする。一般財団法人相思社は、元水俣市議会議員であった日吉フミ子氏らが水俣病被害者を支援するために、1974 年（昭和 49 年）4 月に水俣病センター相思社[52]を設立し活動が開始した。また、はんのうれんは、1979 年（昭和 54 年）6 月、反農薬水俣袋地区生産者連合として誕生した。そして、企業組合エコネットみなまたは、1986 年（昭和 61 年）11 月、チッソ第一組合労働者らとともに石鹸工場をつくる会が結成され、1987 年（昭和 62 年）2 月、水俣病被害者、チッソ労働者、水俣市民 54 名の出資から石鹸工場が設立され、廃食油の回収、石鹸製造

---

[48]農業と漁業の両方を生業とする.

[49]工場労働者と漁業の両方を生業とする.

[50]日本の 1000 平方キロメートル以上の内海では最も閉鎖の高い海域とされる.

[51]2014 年 8 月 23 日、不知火海患者会や支援者らによって作られたミナマタ現地調査実行委員会主催で、鹿児島県伊佐市を対象として行われた.伊佐市は熊本県水俣市に隣接する山間部に位置し、水俣と伊佐を結んだ JR 山野線（1988 年廃線）で行商が不知火海の汚染された魚を毎日運んだとされる.伊佐市布計地区では 2012 年民間の医師団による検診で住民の 9 割が水俣病と診断された.

[52]「互いに思い合う」ことを理念に相思社と命名される.

が始めれらた。なお、2006 年（平成 18 年）10 月、企業組合エコネットみなまたと、はんのうれんは共同事業体となり、農水産部門「はんのうれん」として、新にスタートした。上記に挙げた 3 つの団体は、人間らしい生活を送るために生産の場を作り、さらに社会的に弱く切り捨てられる生産者をつなげ、相互に助け合うことを目的に設立されている。相思社ならびに、エコネットみなまたの設立の経緯や活動状況を歴史的にとらえると、それら団体が果たしてきた社会的な役割や、意義は高いと考えられることから上記団体を対象とした。

この他に、元チッソ社員であった田上義春氏夫妻と農業を行いながら演劇を行っていた砂田明氏夫妻によって営まれていた乙女塚農園を対象とする。田上夫妻、砂田夫妻は 1978 年（昭和 53 年）に神ノ川に広さ 1 町歩ほどの蜜柑山を購入し、半分ずつ所有して、合力しながら近代化に対抗する農業を行っていた。両者についても近代に抵抗した内発的な実践であることから研究対象とする。

なお、本研究の対象とする地域の概要を簡略に記しておく。なお、匿名性を高めるため、インタビュー調査に協力して頂いた対象者の地域名はランダムに用いたアルファベット表記とする。

A 地域とは水俣市より北東にあり、不知火海に面する地域である。主な産業は漁業である。

B 地域および C 地域は、水俣市南西部に位置し、水俣湾に面する地域で半農半漁が多数居住する集落である。

D 地域は、チッソ水俣工場に隣接し、半工半漁を主とする地域である。E 地域は水俣市から北東に位置し、柑橘栽培と漁業が盛んな地域である。

F 地域は水俣湾に面した岬であり、かつては豊富な漁場であった地域である。

G 地域は、鹿児島県と熊本県水俣市に隣接する地域である。

H 地域は、水俣市に位置し、中規模の漁港有する地域である。

I 地区、J 地区は、水俣市北西部に位置し、半農半漁が多数居住する地域である。

K 地区は、水俣市の対岸に位置する島嶼部であり、漁業と農業が盛んな地域である。

L 地区は、水俣市にあり、チッソが工業用水を排出し続けた地域である。

M 地区は、水俣市内陸部に位置する地域である。

N 地区は、水俣市より北東に位置する地域であり、半農半漁が居住する地域である。

O 地区は、チッソ水俣工場に隣接し、チッソ社員と漁家が居住する地域である。

P 地区は、鹿児島県の島嶼部であり、不知火海に面した地位である。

X 地域は、長崎県島嶼部に位置する地域である。

これら地域に加えて、九州地域 F 県 TB 市、F 県 F 市、S 県 S 市、T 県(市町村不明)、K 県 Q 市、K 県 AB 市、K 県 M 市、H 県 H 市、H 県 R 市、W 県と、北陸 G 県 AC 市、東海地域 AC 県(市町村不明)ならびに BC 県、近畿地方 O 県 O 市、N 県(市町村不明)に加えて、関東地方にある Y 県(市町村不明)を表記した。

3.研究の概要と分析枠組み

本研究の概要は次の通りである。

第 1 に、水俣病被害者の生活破壊と、生活保障に関する課題を明らかにする。第 2 に、水俣地域の都市計画と支援団体の活動を概観することから、地方公共団体が示す施策に対抗する支援策を検討する。第 3 に、貧困水準の理論と生活構造理論を明示する。第 4 に、水俣病被害者の生活が公害によっていかに窮乏化したのか、生活構造の変容を明らかにする。第 5 に、水俣病被害者世帯の分化・分解の過程をとらえる。第 6 に、水俣病被害者世帯が窮乏化からいかに脱したのか、貧困を克服する方法を検討する。同時に、生活構造を安定化させる要因を明らかにする。第 7 に、水俣病被害者らによって作られた参加、協働、自主管理からなる小さな団体の活動が、福祉コミュニティを形成するに至った過程を明らかにする。また、上記、団体の活動が、水俣地域を支える実践となっていることを示すと同時に生活保障を検討する。

4.本研究における時期区分

本研究における時期区分は次の通りである。

水俣市の人口動態が把握できる 1875 年（明治 8 年）より、水俣市の史実をとらえる。また、1906 年（明治 39 年）電気技術者であった日窒創業者である野口遵が水俣に曾木電気発電所（チッソとなる前の会社）を建設し、巨大企業へと変貌していく過程を明らかにする。曾木発電所を開設した 1906 年（明治 39 年）から、水俣市（水俣工場）、八代市（鏡工場）に巨大工場を建設した 1918 年（大正 7 年）までの時期を萌芽期とする。また、1918 年（大正 7 年）から 1930 年（昭和 5 年）を成長期とする。次いで、太平洋戦争以前、1931 年（昭和 6 年）チッソは水俣市と都市整備を進め隆盛を迎えるが、太平洋戦争以後、水俣工場の戦災により事業規模を縮小していく 1949 年（昭和 24 年）を公害前期とする。そして、水俣湾を含む不知火海沿岸部で公害被害が確認されるようになり、次第に被害が拡大した 1950 年（昭和 25 年）から、水俣工場の水銀滓と特定された後、水俣病患者審査会が設置された 1964 年（昭和 39 年）を公害発生期とする。さらに、1965 年（昭和 40 年）、新日本窒素肥料株式会社がチッソ株式会社として社名を変更し、また、新潟において阿賀野川下流海岸地区において、水銀中毒が散発した時期から、水俣病認定業務の促進に関する臨時措置法や、チッソに対する県債が発行された 1979 年（昭和 54 年）までを公害後期とする。加えて、水俣病国家賠償等請求が行われた 1980 年（昭和 55 年）から吉井正澄前水俣市長による陳謝や関西訴訟判決で勝訴した 1994 年（平成 6 年）を環境対策期とする。この他に、水俣病未認定患者救済の政府・与党の最終解決案が 1995 年（平成 7 年）に決定された以後、水俣病被害者と市民との関係を癒す時期に入った 2009 年（平成 21 年）までをもやい直し期と位置付ける。なお、水俣病被害者の階層移動をとらえる基準年度（第 1 期）は、チッソが有機水銀を百間港から水俣湾に排出した 1932 年（昭和 7 年）を含む、1930 年（昭和 5 年）から 1934 年（昭和 9 年）とし、5 年を 1 期とし、第 1 期から第 17 期に分けて調査対象者のライフサイクルをとらえる。また、一部対象者によっては、明治末期から遡及することとする。

5.基本的な用語の定義と解説

基本的な用語の定義と解説を次の通り示す。

(1)水俣病の史実には、水俣病患者または、胎児性水俣病患者という表現が散見されるが、本論文では水俣病の症状を有している住民や、その疑いのある住民すべてを水俣病被害者とする。また、水俣病被害者とは不知火海沿岸地域に居住し、チッソ水俣工場より排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を摂取したことによって、中枢神経系[53]を侵された住民や、その疑いのある住民とする。

(2) 加えて本研究では、水俣病被害者を水俣病認定審査会に認定された水俣病患者とする。また、水俣病が発生した地域において、水俣病と認定されていないが、四肢抹消優位の感覚障害を有する人や、四肢抹消優位の感覚障害以外に一定の神経症状を有する人とする。

(3) 水俣病多発地域とは、熊本県水俣市水俣湾および不知火海沿岸部、島嶼部において、水俣病患者が確認されている地域とする。

(4) 生活構造とは 1.労働生活（労働条件）➔ 2.労働力消費（労働）⇄ 3.労働力再生産（賃金）➔ 4.消費活動と位置付け、その循環とする。

(5) 階層とは、再生産と消費が繰り返されるなかで、一定の生活構造を持った人々で構成される集団を階層と位置付ける。

(6) 階層落層とは、ある階層内にある層の一段下に落ちることをいう。また、階層転落とは、ある階層から下の階層に下降する、また、滑落的に最下位層に落ちることとする（篭山 1976 年）。さらに、ある階層から上位の層に上がることを階層上昇とする。なお、本研究では、階層落層または階層転落をした後、上位階層に上昇し、なおかつ生活構造が安定した状態を克服とする。

(7) 分化・分解とは、ある世帯構成員の一部が、他の階層に分かれることを分化とし、1つにまとまっていた世帯がいくつかの階層に分かれることを分解とする（篭山 1976 年）。

(8) 本論文においては、上昇、平行、下降という用語を用いる。階層を上げた場合を上昇、安定的な生活構造を維持しながら階層変動がない場合を平行、階層を下げた場合を下降とする。なお、同一業種内の階層移動を階層内移動とし、それ以外を階層間移動とする。

(9) 本研究における受益圏とは、チッソの地域進出によって雇用や所得を享受しようという欲求ないし、生活条件を充足させようとする集合圏域をいい、受苦圏とは、チッソの環境破壊に伴って平安な生活環境の保持という欲求ないし、生活条件の保持を充足し得なくなる人々の集まる圏域とする（梶田 1988 年）。

(10) 生活保障とは、生活を営む場や収入を得る機会があり、地域でメンバーとして承認され社会に参画でき、持続的に暮らしのニーズが充足できる仕組みをいう（大沢 2010 年）。また、大沢は、家族や企業をミクロレベルとし、コミュニティや協働団体などはメゾレベ

---

[53]神経系の中で多数の神経細胞が集まって大きなまとまりになっている領域である.逆に全身に分散している部分は抹消神経系という.水俣病の主な疾患として、手足のしびれ、運動障害、言語障害、難聴、視野狭窄、四肢麻痺などの症状である.

ルと位置づけ、中央政府が設ける制度はマクロレベルとして、これら全体が好適に接続されることを生活保障システムという。(2007 年)なお、大沢は、生活保障システムのなかで、地方政府政府独自の社会サービスなどはメゾレベルに位置付けている。また、野口が指摘する①雇用の安定と創出、②職業訓練、就労支援ならびに所得と医療と住宅の保障、③社会的脆弱層へのソーシャルワーク支援、④強固なセーフティネットへの張替（生活保護制度）から成る 4 層のネットを生活保障システムとセーフティネットと位置付ける（地域安全網 4 層理論:野口 2013 年）。

(11) 漁家とは、1948 年（昭和 23 年）の漁業センサスでは、常時 5 人以内の従事者で営まれる漁業者と定義し、それ以上の企業経営体と区別している。本研究では、小規模零細漁業経営者ならびに漁業従事者を対象とすることから、常時 5 人以下の従事者で営まれる漁業者を漁家とする。それ以外を、非漁家とする。

(12) 克服とは、スーパー大辞林によると、「努力して困難な状況を乗り越えること」とある。本研究では克服を、階層下降に転じ、窮乏化に直面した状況を乗り越えることとする。また、生活再建とは破壊された生活構造を循環させ、生活が安定化することをいう。

(13)脱出とは、スーパー大辞林によれば「抜け出すこと。のがれることをいう。」とある。本研究においては、窮乏化する状況から脱すること。また、生活が不安定な状況から脱することと定める。

(14) 団体とは、スーパー大辞林によると、「同じ目的を達成するために意識的に結合した集団」とある。本研究においては、地方公共団体とは別に、窮乏化の状況を乗越えるために結集した集まりを団体と位置付ける。また、水俣病被害者やその家族を支援するために結成された団体に着目することから、本研究においては支援団体という用語を用いる。

(15)自力更生とは、鶴見によると、「水俣病患者たちは、現代の医学が水俣病を治癒する能力のないことを知ったとき、自らの創造性に依拠して、内なる自然の回復を図った（鶴見 1996：169 頁）」といいこれを根源的な意味で自力更生と呼んでいる。本研究においては、水俣病被害者が自立への主体形成の営みを行うために、自身に適した方法を研究し、実践していくことを自力更生とする。

(16) 内発的発展とは、「ダグ・ハマーショルド財団の発展の定義によると、人間集団が自分たちの持つもの―自然環境、分化遺産、男女メンバーの創造性―に依拠し、他の集団との交流を通して、自分たちの集団をより豊かにすることであるという。そうすることによって、それぞれの発展の様式と生活の様式を自律的に創り出すことができる。そのような、発展の要件は、第 1 に食物、健康、住居、教育など、人間が生きるための基本的要求を充足させることである。第 2 に、それぞれの社会のそれぞれの地域の共同体の人々の協同によって発展を図ることである。そのことを内発的、自力更生という。第 3 に、地域の自然環境と調和を保つような発展を図ることである。第 4 に「もう一つの発展」は、それぞれの社会内部で、構造的変革を必要とする。そのために直ちに行動を起こすことが必要であり可能であると定義（鶴見 1996：8－9 頁）」している。

(17) 参加とは、スーパー大辞林によると、「会や団体など目的を持つ集まりの一員になること。行動をともにすること。また、法律関係に当事者以外の者が関与すること」と定め

られている
(18) 協働とは「行政単独で解決できない問題や市民だけでは解決できない問題がある場合に、お互いの不足を補い合い、民間企業の参加を促進し、ともに協力して問題解決に向けた取り組みをする。（野口 2018：107 頁）」ことをいう。
(19)自主管理とは、スーパー大辞林によると「主体的に決定し、実行すること」また、他からの保護や干渉を受けず自ら進んで決定し実行することをいう。
(20)本研究の対象企業であるチッソ株式会社は社名を、曽木電気、日本カーバイト商会、日本窒素肥料株式会社、新日本窒素肥料株式会社と変更している。本研究においては、その時代で用いられた社名使用することとする。
(21)福祉コミュニティとは、「単に地域性とか、共同関心性というような外存的に規定するものではなく、地域社会のなかで疎外されているか、または、排除されている人々を受入れる価値と社会的態度から成り立っている（野口：2018 年、111 頁）」コミュニティをいう。

6.研究結果の見通し

本研究結果の見通しは次の通りである。

第 1 に、水俣病被害者の人間関係の断絶と、地域の分断の実態を示すことができる。また、封建時代から続く偏見、差別の実態を明らかにすることができる。（第 1 章）また、疾病と貧困の連鎖を示すことができる。また、女性の人権侵害を明らかにすることができる。（第 1 章）

第 2 に、水俣病被害者の生活破壊に関する傾向と問題・課題を提示することができる。42 ケースの階層移動分析によると、個人経営で動力漁船、無動力漁船を有する不知火海沿岸部で操業する漁家は、第 2 期 1930 年代初頭より階層落層が生じている。一方、個人経営で無動力漁船を使い水俣湾で小魚の漁を行う漁家は、操業ができず漁業従事者を雇い入れ、不知火海沖合で操業を行う漁業に転換し階層上昇を果たした。こうした階層移動の結果と、チッソが工業排水を未処理の状態で百間港に排出を始めた 1932 年（昭和 7 年）時期とを照合すると、水俣湾はすでに水銀汚染の影響を受けていたと推察される。（第 2 章）さらに、水俣病被害者らを弁護（代弁）する実践を明らかにすることができる。また、水俣病被害者らを弁護（代弁）する実践が地方公共団体の施策に対抗した実践であったことを明らかにする。（第 2 章）

第 3 に、地方公共団体が漁家に対して行った漁業転換施策や、他の就業先への転業施策を明らかにすることができる。（第 2 章）

第 4 に水俣病被害者の参加、協働、自主管理からなる団体形成の過程を明らかにできる。また、地方公共団体の失業者対策と漁礁建設伴う投石事業など漁業転換と転業を検討することができる。（第 2 章）

第 5 に水俣病被害者の窮乏化のメカニズムを明らかにするために貧困理論と貧困の形成理論を概観する。加えて、本研究は、水俣病被害者の生活分析を行うことから、生活構造論を概観する。（第 3 章）

第 6 に 42 ケース全体の階層移動（上昇、平行、下降）の傾向を明らかにすることができる（第 4 章）。さらに、42 ケースを漁家、非漁家と分類し、それぞれの階層移動が生じた時期を究明することができる。（第 4 章）

第 7 に漁家、非漁家の階層上昇、下降を明らかにすることができる。また、その特性を示すことができる。（第 5 章、第 6 章）

第 8 に漁家､非漁家世帯が窮乏化からいかに脱したのか究明することができる｡同時に、生活構造を安定化させる条件を明らかにすることができる。（第 7 章）

第 9 に一般財団法人相思社や反農連、企業組合エコネットみなまたなど支援団体の活動を概観し、地方公共団体が行った施策は一時的かつ応急的であり、恒久的な就労支援とはならなかった。（第 7 章）

第 10 に、支援者らによる事業施策は、みかん、たまねぎ、きのこ、お茶など農産物に加え、廃油から製造した石鹸の生産、販売を実施することから生活構造が安定することとなった。また、水俣病被害者を支援する事業所の特徴として、就労支援の他に、生活上の相談や、差別、偏見をなくすための福祉的就労の可能性を提示できる。（第 7 章）

第 11 に､住民の立場を超え､相互の共通点を発見し､だれもが受益者となる実践を例示できる｡(終章)

第 4 節　論文の構成内容

本研究は全 9 章（序章と終章を含む）の構成とし、まず、**序章**にて研究の背景、および文献研究から先行研究の考察に加え研究課題を提示する。

そして、**第 1 章**にて、水俣地域ならびに不知火海沿岸部の主産業や生活状況を歴史的にとらえつつ、水俣地域の抑圧と差別の実態を明らかにする。また、九州南部の一寒村であった水俣がいかに近代工業都市へと変貌したのか、その変遷を検討する。

第 2 章は、チッソを主軸とした都市計画を概観するとともに、失業者や生活保護受給者への社会保障を検討する。加えて、地方公共団体の施策がいかに寄与したのか検討する。これらに加えて、水俣病被害者に対する支援団体の活動を概観する。

第 3 章は、国内外の貧困に関わる理論を概観することから、貧困水準とその形成理論を検討する。加えて、生活構造論を用いて水俣病被害者の生活状況を検討する。

次いで**第 4 章**は、水俣病多発地域に居住する水俣病被害者の階層移動を探索的なアプローチによって究明する。この他に、生活構造調査を基にしたライフヒストリーより調査対象者を漁家、非漁家の分け、階層移動の傾向をとらえる。そして、水俣病被害者の生活構造と階層間移動を探索することから、窮乏化の発生時期ならびに要因を検討する。

第 5 章では、漁家の、階層移動の特性と生活構造の不安定化を究明する。また、階層上昇を果たす要因を探索する。

さらに、**第 6 章**においては、非漁家の階層移動の特性と、生活構造の不安定化を究明する。また、階層上昇を果たす要因を探索する。

第 7 章は、階層落層、階層転落により沈殿層に滞留した水俣病被害者が、参加、協同、自主管理からなる自力更生的に形成された内発的　な団体がいかに形成したのかを明らか

にする。この他に、人間関係の断絶と、地域の分断を克服する社会的な事業や、福祉的な実践を検討する。**終章**では、水俣病被害者の生活構造を安定化させるための方策と窮乏化からの克服条件をまとめ論じる。また、人間関係の断絶と、地域の分断を克服する福祉的支援の必要性を論じとともに、水俣地域の生活保障を検討する。

＜序章＞本研究の課題と方法

「研究の目的」四大公害の一つである水俣病だが、環境破壊が住民の生活をいかに破壊したのか、その実態は究明されていない。また
は支援者とともに窮乏化に抵抗しつつ、参加・協働・自主管理から成る自力更生的な組織を形成した。本研究は水俣病被害者の窮乏化
討する。

＜研究の背景＞

①近代化にともなう環境破壊は社会構造の変化をもたらした
②不知火海沿岸部の住民を中心とした健康被害と生活破壊
③窮乏化のメカニズムが不透明
④参加・協働・自主管理から成る自力更生的な組織が形成
⑤生活破壊からの克服が検討されていない

＜研究方法

①水俣病被害者世帯 42 ケースの事例を通じて、階
に、生活保障を検討する
▲排除の側面：（8 つ）近代化、生活構造の破壊、
階層転落、都市計画
▲包摂の側面：（8 つ）互助・共助、内発的発展、
援、支援団体　生活の安定化

＜第 1 章＞水俣病被害者の生活破壊と生活保障に関する課題

＜自然生態系の概念＞
▲太陽、水、土、大気
植物・動物
▲共生
▲自然生態系

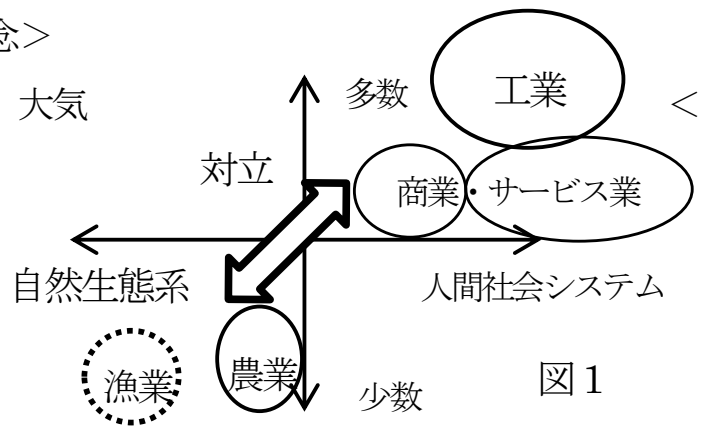

図 1

＜人間社会システムの概念＞
▲自然生態系と人間社会を
切り離し：自然と人間の対立
▲犠牲のシステム

▲地方公共団体とチッソの地域
▲水俣市議会工場誘致：雇用創
▲水俣市における抑圧と差別の
ジゴロ、ナグレ、定住者と部外
▲水俣病被害者の生活破壊と生
地域の崩壊、生活保護制度

＜第 2 章＞水俣市の都市整備と支援団体による活動

▲企業誘致　住民.生活の安定化目指す　人口増加.産業構成が変容
▲水俣市、チッソを中心に都市計画立案：.財政の安定化　個人所得の上昇
▲水俣病問題顕在化及び労働闘争激化　：　チッソの経営悪
▲水俣市議会工場誘致条令

▲水俣病被害者施策と支援団体の活動　▲集約的代
▲熊本県、水俣市漁業対策、失業対策
▲水俣病緊急対策事業計画
就労転換、転業

図 2

＜第 3 章　貧困層の創出過程＞

貧困水準の理論
▲ペティ貧困問題.　ダイニング農業日雇い家族の支出を算出.
▲ディクペシュー　最低生活費を算出.
▲ラウントリー　第 1 次、第 2 次貧乏線.
▲篭山　生活構造論　貧困層の創出過程和

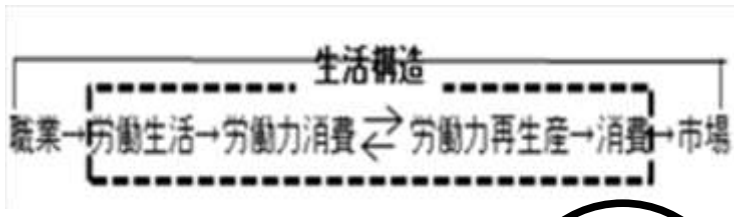

図 3

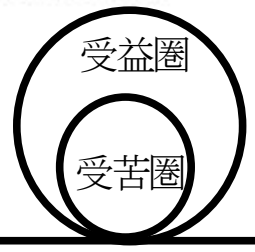

図 4

表 1 不安定生活層における

		A貧困になる
1	貯蓄・資産	-
2	家族の稼働力	-
3	家族の支援・援助	-
4	労働条件の保障	-
5	社会保障制度	-

＜第 4 章水俣病多発地域における階層移動と生活構造に関するライフヒストリー調査＞

▲42 ケースの階層移動→83 年間で 4.1 回
約 20 年間に 1 回移動
▲下層移動最多 No.1、No.19→7 回、最小 No.6、No.33→1 回

表1　42ケースの階層類型

上層	生活保障有	No.3、No.33、No.35、No.2、No.4、No.14、No.31、No.42	企業補償有3ケース 3/8
	生活保障無		
中層	生活保障有	No.12、No.15、No.17、No.18、No.29、	企業補償有4ケース 4/5
	生活保障無		
下層	生活保障有	No.1　No.5、No.7、No.8、No.10、No.11、No.13、No.16、No.20、No.22、No.25、No.27、No.28、No.30、No.32、No.34、No.36、No.37、No.40、No.6、No.9、No.19、No.21、No.23、No.24、No.26、No.38、No.39、No.41	企業補償有18ケース 18/29
	生活保障無		

下降

下降停止

＜第 5 章漁家の階層移動に関する事例分析＞

生活の安定化▲

第１章 水俣病被害者の生活破壊と生活保障に関する課題

日本社会は 19 世紀の後半から近代化を進め、以後、繊維、マッチ、電球など軽工業を中心に経済発展してきた。経済発展を追求する過程で、明治初頭、足尾銅山鉱毒事件(1878 年・1885 年以降、渡良瀬川)が発生したほか、その時代の後半には、東京や大阪といった大都市で工場から排出された煤煙が人々の健康を害し、深刻な公害をもたらしていった。戦後、経済成長とともに顕在化する公害問題は、都市部に限らず広く全国へ波及し、社会問題化していくことになった。とくに、高度経済成長期は、国民生活を豊かにするとして考えられる一方で、公害の原点とされる水俣病（熊本県、1956 年）、次いで四日市ぜんそく（三重県、1960 年）、新潟第 2 水俣病（新潟県、1965 年）および、神通川下流域で発生したイタイイタイ病（富山県、1968 年）を始めとした四大公害が次々と発生し、特定の地域は多大な受苦を強いられた。上記に示した四大公害のうち、水俣病は最も早くに確認された公害であるが、いまだなお、地域住民から訴訟が提起されるなど、問題は終結していない。また、水俣病に対する誹謗中傷や疾病に対する偏見や差別は、依然として繰り返されている[54]。

本章は､水俣病を発生させた原因企業である日本窒素肥料株式会社(以下:日窒という。)の歴史を検討するとともに、公害により環境破壊がもたらされ、多大な受苦を強いられた地域住民の生活を明らかにする。とりわけ､公害激甚地域[55] に定住する漁家世帯に注目し、激しい偏見と差別がいかにして生じたのかを概観する。また、公害発生以前、水俣地域には、不知火海（現、八代海）沿岸地域を中心とした、偏見や差別が存在していた。こうした歴史的にみる偏見や差別が、公害問題から生じた人権侵害につながっていることを検討する。加えて、本研究が対象とする地域は、地域共同体モデル(奥田：1983)に現れるような、いわゆるムラ社会的コミュニティであるが、住民生活の安全網として位置づけられていた伝統的な互助は、激しい人間関係の断絶と、地域の分断によって衰退してしまった。なお、本章のもう１つの目的として、漁家の生活破壊をとらえるとともに、生活困窮の状況を明らかにする。そして、生活困窮に直面する漁家世帯を救済すべく生活保障は、いかに機能したのか、水俣市保護記録より検討し、生活保障に関する課題を検討する。

第１節　不知火海の自然環境と漁村の生活

1.不知火海の自然と向き合う漁家の生活

水俣の歴史は、巨大資本を誘致し近代工業都市を整備してきた地域の歩みと、人間社会

［註］

[54]2010 年 6 月、熊本県芦北町で行われた、同県中学校サッカー部同士の練習試合で、熊本県内の市立中学校男子選手が、水俣市の中学校選手に対して、「水俣病触るな」と再三にわたり暴言を吐く.

[55]本研究論文における公害激甚地域とは、水俣病被害者の発生が著しく高い地域(水俣病患者として確認)を指すものとする。

システムの拡がりによって自然生態系を破壊した青史がある。1906 年（明治 22 年）曽木電気商会（後の日窒）は、南九州地域の要請を受ける形で巨大工場を建設し、水俣湾および水俣湾河口に有機水銀を含む工業排水を排出し続けた。水俣地域への巨大資本の参入は、豊かな不知火海の自然と沿岸部に居住する住民の生活を破壊していった。とくに自然と向き合う暮らしを生業とする漁家は、工業排水の影響を直接的に受け、生活権を奪われるばかりか、生命の危機に直面する事態となった。

ところで、水俣市は南九州に位置し、西に不知火海を臨む自然と、伝統文化を継承する地域である。また、水俣地域の自然は、四季を通じて、山、海、空と多彩な変化をみせる地である。宗像（1983 年）によると漁家にとって海流の流れや、風向きを見定めることは生活には欠かせない知識であったという。特に、風向きを見定めることは、出漁ができるか否かを左右するため、漁家にとって欠かせない知識であったと指摘する。宗像は「水俣の内発的世界の構造と変容」において、水俣に吹く風には、いくつかの呼び方があり、春、南方に位置する長島海域から北は不知火海域までの海面を吹き抜ける風を「はえんかぜ」と呼び、この風が吹くと、鏡のように凪いだ海面に白波が立ち、高波が押し寄せるという。もっとも水俣市内に位置する茂道湾、袋湾、隣接する津奈木、福浦、佐敷、田浦など、背後の山々とリアス式海岸の入り組んだ港湾にあるため、南北に吹き抜ける「はえんかぜ」を直接受けることはなかった[56]。

一方、水俣市と対岸する獅子島の沿岸は、「はえんかぜ」の影響を直接受け、不知火海は大しけとなることから、漁は中止になることがあったという。こうした風を獅子島の漁家は「やすみかぜ」と呼んでいた[57]。先に示した茂道集落では、梅雨時に吹く湿気を含んだ風を「木の芽ながし」と呼び、夏季が近づくと矢筈山[58]を頂点とする山々の峰を超えて東風が吹き「こちのかぜ」「さこのかぜ」、「やまごし」などと呼ばれていた。矢筈山から吹き降ろす風は、時折、突風を交えて吹き降ろし、大木を元から倒木させるほどであったという。茂道集落の背後の丘陵に作られた果樹園には、それら風に対応するための防風林が整備されていた。秋になると、不知火海は晴天の日が多くなるが、やがて、北方から吹き込む風が「はえんかぜ」とは逆に、八代市方向から不知火海の南端にある黒の瀬戸にむけて、数日間、絶え間なく吹き続け風を「おうぎた」と呼び、強い北風によって海は時化て出漁できなくなった。この他に、台風が接近するときは、扇子を広げたときの骨組に似た「おうぎぼね」と呼ばれる雲形が現れ、冬には、天草諸島を超え、西から突風気味の風が不知火海に吹きつけてくる。この風を、「あがりかぜ」、または「のぼりかぜ」と称し、水俣沿岸の漁村に正面から吹き付け、周辺の海は「うーしけ」と呼ばれる大時化になる。また、水俣の山の背後に雨雲が現れると、まもなく激しい風雨となる合図であり、漁家はこのとき吹く風を「せだちかぜ」と呼んでいる。

このように、気象が不安定なときには、高度の異なる雲や、上下に行きかう雲をみて漁

---

[56]宗像厳「水俣の内発的世界の構造と変容」色川大吉(1983 年)『水俣の掲示』筑摩書房、99 頁－102 頁

[57]陸では「むぎたおし」と呼んでいる.

[58]熊本県水俣市と鹿児島県出水市との県境にある標高 687m の山.

家は天候を判断していた[59]。しかし、不知火海が荒々しい様相を見せるのは稀で、1 年を通じて穏やかな日が多い。また、四季の移り変わりには、繊細な色調のあふれた変化を見せる。自然と向き合う水俣の漁家にとって、不知火海は方位感覚を得るだけでなく、自然の恵みを得て生業を営み、そして、生命を育む場であり、漁労を継承する場として存在していた。また、漁家は、不知火海の自然に畏敬の念を抱くとともに、安らぎをあたえてくれる場所として位置づけられていた。なお、水俣市の西部に位置し、鹿児島県出水市と隣接する茂道集落は、後に示す水俣病が多発的に発症した地域である。茂道は、鬱蒼と木々が生え、居住できるような場所ではなかったが、薩摩国境の番所として、水俣から派遣された佐藤珍内が最初に入植した後、佐藤家や森家が派遣され定住が進んだ。また、天草上島にある宮田、姫戸、有明町、下島の深海、御領、牛深、御所浦島、伊唐島などから漁家が移住したことから定住者が増えていった。このように茂道は、水俣から移住した家系と、天草など島嶼部から豊かな漁場を求めて移住した漁家を中心に住民が構成されていた。

茂道に隣接する月浦の入植者は、田上家、前島家であった。前島家は、番所の下働きをしていたが、江戸末期に月浦に移住した。また、湯堂はもともと湯堂月浦と呼ばれ、月浦を本部落としていた。月浦の前島家の二男、三男が湯堂に分家を立て、そして、同集落の坂本家、田浦村から岩坂家が入植した。明治初期湯堂には、上記に示した 3 つの家系が居住するのみであったが、第 2 節で示すように大正時代に入り、人家が増えていった。

日窒によって、水俣湾ならびに不知火海が汚染される以前、茂道湾沖、袋浦、水俣湾周辺は、魚介類が豊富な漁場であると同時に、茂道、湯堂の入江は、魚の産卵のための絶好の場所であった。朝 1 本釣りに船で出ると、アジ、セイオ、イトヨリが釣れ、茂道沖の海では鯛も釣れていた。また、水俣湾口では底引き網が曳かれ、ボラ、エノイオ、コノシロなど豊漁が続いていた。満潮時には、袋浦湾の入り口に網を張り、干潮時に網を打つと大量のボラが獲れていたという[60]。春が近づく頃、木陰の岩膚や砂地がイワシの卵で赤く変色し、やがて稚魚となり、子イワシに成長し、群れをなして泳ぐ姿がみられた。そして、茂道では網船、電波船、運搬船から成る船団を組んでイリコ漁が営まれてきたが、明治から大正にかけては、岸から人力で網を曳く地引網が主となった。石本（1977 年）によると地曳網は、天保年間（1830 年－1844 年）に月浦、茂道の有志家 12 軒が操業していたという。主にイワシや雑魚を獲るために湯堂 4 張り、茂道 8 張りが地引網を曳いたのが始まりとされている[61]。地曳網漁業の 1 張りは、網元、網子の関係で成り立っており、こうした漁業団体を「統」と呼んでいた。

また、イリコを製造する乾燥機がなく、天日乾燥であったため、梅雨の季節に獲れすぎたイワシは、肥料として使われていた。夜の漁では、刺し網にかかった無数のキビナゴが青く輝く光景がみられ、また、数百万の魚群が遊漁し、海水が沸き立ちほどになり、魚は

---

[59]漁家は上下に行きかう雲を「問答雲なら雨」と称して気象を判断していた.

[60]岡本達明(1978)『近代民衆の記録 7　漁家』新人物往来社、251 頁

[61]石本寅重(1977)「茂道の漁業及び農業の由来記」『創立記念誌－袋小学校及び袋校区の百年－』出所不明

「キラキラ」と閃光[62]を発していた。このときでる魚の光を漁家は、「シキがでる[63]」と呼んだ。

昭和初期に網子として地曳網の操業に従事していた漁家の話によると、網元、網子の関係は労働契約を結び、その契約内容に基づいて操業するというものではなく、日によって網元を変え、漁労を提供するといった緩やかな労使関係であったという。つまり、当時の漁労形態は、網子の都合によって、今日は地曳網を行う網元のもとへ、明日は、刺し網漁を行う網元のもとへというように、その都度、働く場を変更することができた。さらに、別の漁家の話によると、漁家集落全体が親戚の集まりのようで、多くはから芋や自宅で食べる野菜を作りながら漁を行う、半農半漁で生計を立てていたと回想する。さらに、漁の無いときは、「今日はあんた家(ゲ)ん、畑ば掘ろうか」「次はあんたん家（ゲ）」と、みんなで助け合いながら暮らしていたという。そして、家々には鍵がかかっておらず、「ひだるか（ひもじい）」といえば、どこの家でも食べ物を食べさせてくれたと振り返る。漁家集落全体が、「家族」のようで互いに助け合い、つながっていたと話す。

2.漁家の漁業形態とその変容

1)水俣地域の産業と近代化への転換

1889 年（明治 22 年）市町村制施行にともない、19 の村が合併して水俣村は誕生した。当時の人口は、12,040 人、戸数 2,325 戸、村税収は 13,000 円程[64]の農漁業を中心とした村であった。1912 年（大正元年）、町制が施行され水俣町に移行し、人口は 17,192 人となり、税収も約 20,000 円[65]の規模となった。水俣町は、熊本県の最南部に位置し、西に不知火海（八代海）と天草の島嶼部を望み、鹿児島県出水市と隣接している地域である。水俣町の地理的状況は、町の中央に水俣川[66]が流れ、河口平野部は狭く、リアス式海岸を有する地形である。また、水俣川河口には水俣湾が広がり、不知火海（八代海）へ張り出した明神岬と、その沖合の恋路島に囲まれた二重の湾となっている。日常的に波は穏やかで、湾の内外に自然の漁礁があり、多様な魚介類が、産卵の場として集まる不知火海（八代海）屈指の好漁場を有していた。

水俣川河口部には塩田が市街地南部にあり、日窒が水俣地域に進出する 1906 年（明治 39 年）以前まで、製塩業は農民や漁家(または半農半漁)にとって、現金を獲得する唯一の収入源であった。水俣の塩田は、34 町歩(33.7 ヘクタール) [67]を超え、数十万俵の塩が作

---

[62]微生物が魚に付着して、それに刺激が加わると光を発する.

[63]岡本達明(1978)前掲書、77 頁

[64]水俣市史編集員会(1966)『水俣市史』水俣市役所の調べによると、現在の価格でおよそ 1,500 万円.

[65]水俣市史編集員会(1966)前掲書：現在の価格で 2,400 万円.

[66]色川大吉(2012) 『東北の再発見』河出書房、172 頁によれば、水俣の地名は水俣川と湯出川(ゆのつる)が交差して水の股をなしていたところから水俣の地名が起こったという.

[67]正方形の一辺の長さが 60 歩とし 3,600 歩を一町とした。メートル条約加入後、一町は 0.9917

られていた。浜には 93 の「ボヤ」と呼ばれる塩焼き小屋が建ち並び、協同経営者を含めて、浜、古賀、丸島、江添、平、百軒、月浦、新地に居住する農家が現金収入を得る副業として従事していた。水俣で作られた塩の 70％[68]は、佐賀や島原方面に出荷される一方で、佐賀方面からはそうめんや瓦、畳表、陶器などが移入され、水俣の港は賑わっていたという。港の賑わいは、大口金山と牛尾金山が活気に満ちていたことから、その金山に使用する石炭を北九州から水俣川河口に荷揚げし、馬車で水俣川に沿って金山まで運ぶ荷役の仕事も栄えていた。色川[69]の指摘にいると、当時の荷馬車の運賃は、百斤(60 kg)につき 20 銭前後[70]であったという。馬車曳は、金山からの帰路の途中、薩摩や久木野村から木材（木炭を含む）などを積み、さらに水俣で積み替えて、海路長崎や北九州の炭鉱地帯に移出を行っていた。盛時には、荷馬車の数は 400 台を超えていたという。

このように、水俣川流域は製塩と物流の交差する拠点として繁栄した。しかし、1905 年（明治 38 年）、日露戦争による国家財政の赤字補填のため、政府が塩の専売制を施行し、1909 年（明治 42 年）塩専売所水俣出張所は閉鎖された。塩専売所の閉鎖を契機に、1667 年（寛文七年）、深水頼秋による潮止め工事より約 240 年続いた製塩業は、終焉を迎えた。水俣にとって製塩業は、重要な役割を果してきたが、その廃止により塩田に依存していた数百戸の人々は職を失い、現金収入の道が閉ざされるなどその影響は大きかった。製塩業に代わって、水俣湾からは木材や石炭を運ぶ荷役が、現金収入を得る唯一の生業となる。だが、明治に入り木材移出に関わる森林伐採から、水俣川は幾度となく氾濫[71]し、地域経済は不景気を深め、荷役仕事は次第に衰退していった。

1906 年（明治 39 年）電気技術者であった日窒創業者である野口遵[72] は、曽木電機株式会社（資本金 20 万円）を設立し、鹿児島県大口村（現：大口市）曽木ノ滝に水力発電を行う曽木発電所（出力 800ｋｗ）を建設した。曽木発電所が稼働したことにより、牛尾や大口の燃料は石炭から電力に転換し、水俣港から石炭などを運んでいた荷役者(馬車曳)は、完全に職を失うことになった。野口は、曽木発電所を建設した後、曽木電機の余剰電力を使ったカーバイド[73]事業の計画を立案し、1907 年（明治 40 年）、日本カーバイド商会を

ヘクタール.

[68]水俣市史編集委員会(1966)前掲書、32 頁

[69]色川大吉(2012)前掲書、163 頁

[70]2012 年の価格に換算すると 230 円.日本銀行、企業物価指数によると平成 24 年時の企業物価指数は 674.3 であるという。また明治 39 年時の企業物価指数は 0.586 であることから、674.3(平成 24 年企業物価指数)÷0.586(明治 39 年国内企業物価戦前基準指数)＝1,152 倍.

[71]1900 年(明治 33 年)から 1926 年の間に、4 回の大水害が発生し市街地等を破壊した。1901 年には、洪水の後、舟津、湯出でコレラが発生した.

[72]1873 年 7 月 26 日金沢生まれ.1986 年帝国大学工科大学電気工学科卒業（現：東京大学工学部電気工学科）

[73]カーバイドとは、炭素と金属元素との化合物.特に、カルシウムカーバイドをいい、化学式 CaC2 生石灰 CaO をコークスなどと電気炉中で約摂氏 200 度に熱して作る。水を加えると

設立した。カーバイドは、1トンを生産するのに3,300kWの電力を必要とし、原価からすると、その半分を電力よって賄われているといってよいほど電気を消費する。当時、曽木発電所の発電量[74]は、800kwとわずかなものであったが、近隣町村や金山などの電気消費量[75]は少なく、電力を供給しても余るほどであった。そこで、曽木発電所の余剰電力と、引き続き建設された第2発電所（6,000ｋｗ）で発電された電力は、カーバイドの製造に最適であると考えられた。

ところで、野口遵伝（1962）などによると、当初、工場建設は佐敷郡計石村が工場建設予定地とされた。佐敷郡計石村には石灰石があり、また、船着き場もあることから、水俣よりも有利と考えられた。しかし、地元住民から工場できたら賃金が高騰するなどして困るとの反対が唱えられ、交渉がまとまらなかった。そこで、第2の候補として、水俣より送電距離が約8ｋｍ近く、かつ、築港もある米ノ津が選定された[76]。これに対して、水俣在住の前田永喜らは、水俣への誘致を熱心に行い、工場敷地を安く提供すること、米ノ津との距離の差（約8ｋｍ）に対して、電柱を寄付することや、梅戸港など良港があることを野口に力説し、1908年（明治41年）チッソ水俣工場の起源であるカーバイド工場[77]を水俣川河口の古賀地区に建設する。前田らは、製塩業に代わる産業の無い水俣に、カーバイド工場を誘致することで雇用を創出し、現金収入を得る機会をつくることから水俣の繁栄を描いた。後に、前田らが行った工場誘致の方法は、高度経済成長期全国で繰り広げられ、水俣工業誘致はその原型といわれるようになる。なお、1909年（明治42年）に、曽木電気株式会社と日本カーバイド商会は合併し、肥料工場を備えた、日窒（資本金100万円）が発足した。

野口がなぜ、水俣地域にカーバイド工場を作ろうとしたのか、熱心な誘致活動もさることながら、地勢的な条件が工場建設に大きな影響を与えた。カーバイドは、生石灰とコークスを電気炉で熱せられて生産される。不知火海一帯は、良質な石灰石の産地であり、また、対岸に無煙炭の産地である天草を有しており、そして、それらを運べる港を有する条件と、後背地に電力の開発に必要な水が豊富にあった。さらに、政治、経済の中心から遠心地ではあるが、低賃金の労働者が多数存在し、人工を集めやすいといった条件も整っていた。このように、水俣地域において明治期に、資本の本源的蓄積[78]が生じ、過剰人口の析出が介在していたことが、水俣工場の建設を後押しした。

しかし、資本金100万円という現在の価値で、数百億円に匹敵するといわれる日窒は、当初から順調であったわけではない。野口は1909年（明治42年）ドイツに渡り、アドルフ・フランクや、ニコデム・カローが発明したカーバイド原料から成る石灰窒素の特許権を買収し、石灰窒素の工場を操業するのだが、工業化の過程で困難が生じていた。この技

アセチレンガスが発生する.

[74]稼働年度の発電量は880ｋｗであった.

[75]大口金山の消費電力は200ｋｗであった.

[76]吉岡喜一(1962)『野口遵伝』フジ・インターナショナル・コンサルタンツ出版部、66-67頁.

[77]1日あたり10トン生産していた.

[78]封建社会が解体し資本制社会が成立する過程における生産様式の変化のことをいう.

術は、カーバイド（炭化カルシウム）を原料とし、それを熱して空気中の窒素を吸収して、固定させ後、いったん石灰窒素にし、それに水を加えるとアンモニアが出てくるというものである。この石灰窒素肥料は、農業開拓に未来を開くものと期待され、野口は当初、石灰窒素をそのまま窒素肥料として製造販売する予定であった。だが、この技術を用いて製造を開始した結果、18%あるべき含有窒素が、わずか 10%程度しかなかった。加えて、農家ではせっかく買っても使用法がわからず、作物を枯らして苦情を持ちこむ例が多数寄せられ、販売業績は伸びなかった。そこで、石灰窒素を水蒸気で分解させ、アンモニアに硫酸を作用させて作る硫安に変成する事業へ転換し、大阪の稗島に硫安工場を建設した。

また、新潟県姫川に発電事業を起こし、同県西頸城郡青海村に肥料工場を建設するなど、次々に事業は拡張された。しかし、石灰窒素はできず、経営は危機的状況に陥ったが、空中窒素固定事業の生産が確立され、製品を送り出すようになる。当時は、堆肥、魚肥と並んで重要な肥料源であった大陸の豆かすが戦争で中断されることが多く、新しい肥料の開拓が求められていた。この石灰窒素肥料の実用は、日窒に大きな収益を与え、資本金も 1910（明治 43）年、200 万円となり、さらに、1912 年（明治 45 年）カーバイドの利益は、400 万円に増額した。また、第 1 次世界大戦による国内産業は好景気を果たし、硫安や石灰窒素の価格は急騰する。1916 年（大正 5 年）に、1ｔあたり 200 円以下の硫安相場が、翌年には 306 円となり、1917 年（大正 6 年）には 410 円まで価格が上昇した。

この好況に合わせていたかのごとく、1914 年（大正 3 年）、日窒は、八代市鏡地区に鏡工場[79]を建設し、さらに拡張していくことになる。この工場は、大阪から移した硫安工程を加えて操業され、1916 年（大正 5 年）には、従業員 1,256 名を擁する大工場に成長する。それまで、熊本県内に従業員数 200 名以上の工場は、肥後製糸 207 名を最高に、鐘ヶ淵紡績、九州製紙を含めた企業に留まっており大企業はわずかであった。

1915 年（大正 4 年）水俣に、石灰窒素と硫安を一貫製造する新工場を建設し、1918 年（大正 7 年）に完成した。かくして、鏡工場と新水俣工場は、同規模の工場として稼働し、両工場併せて年産石灰窒素 10.5 万ｔ、硫安 9 万ｔ、カーバイド 8.5 万ｔ、セメント 50 万ｔを製造するようになる。第 1 次世界大戦中、日窒は膨大な利益をあげ、1920 年の半期で資本金の全額を回収したという状況であった[80]。このときは、従業員にも功労株の配分や、特別賞与金が至急されたが、工員と職員の賃金格差は大きく、1918 年（大正 7 年）当時は工員の「初任給、日給 40 銭、普通学校、商業学校が月額 18 円、専門学校 30 円、大学出は 45 円[81]」あったという。

水俣工場の立地拡張にともない、水俣町の人口は増加し、1912（大正元年）年、町制がしかれたときの人口は 17,000 人を超えた。さらに、1918 年（大正 7 年）におよそ 19,000

---

[79]従業員数 202 名.

[80]日窒の利益配当は、1917 年(大正 6 年)2 割 5 分、1918 年(大正 7 年)、1919 年(大正 8 年）には 3 割の配当をおこない、1920 年(大正 9 年)の上期には 10 割 4 分の配当を行った.

[81]舟場正富「チッソと地域社会」(1977)『公害都市の再生　水俣』筑摩書房、43 頁、原著論文は、加藤邦興「水俣病と『技術のチッソ』」(1974)『現代技術評論 No.1』(出版社不明)に収録とある.

人、そして、1920 年（大正 9 年）には 2 万人を突破した。人口増加に伴い、道路の新設、教育施設の充実、電話の開通など町の社会的生産基盤は近代化し、水俣町は熊本県屈指の町として、各方面から注目を集めるようになる。表 1－1 は、1920 年（大正 9 年）から 1935 年（昭和 10 年）までの国勢調査からみた水俣及び周辺地域の人口動向である。下記の表によると、熊本県全体の人口と、県南部に位置する芦北郡の人口を比較すると、僻地に位置する芦北郡の増加が高いことがわかる。さらに、水俣町の人口増加指数は、1920 年（大正 9 年）と、1935 年（昭和 10 年）を比較した場合、他の地域よりも高い傾向にある。

表1－1　水俣町および周辺部の人口動向

地区＼年	人口数（人）			
	1920	1925	1930	1935
熊本県	1,233,233	1,296,085	1,353,993	1,387,054
芦北郡	63,652	70,243	74,013	78,529
佐敷町	8,205	8,507	8,943	8,865
津奈木村	5,625	6,090	6,258	6,611
水俣町	20,498	23,769	25,776	27,693

出典　各年代による国勢調査

この他に、1920 年（大正 9 年）における熊本県および、芦北郡の産業構成は、表 2－1 のとおりである。これによると、熊本県の平均以上の工業比重を有していることがわかる。芦北郡の工業比重を底上げしている要因は、水俣町の工業人口 3074 名にあり、同町の産業構成比率は、約 30%を占めている。日窒は、大正末期から昭和初期にかけて、新しい技術の導入ならびに製品開発を進め、化学工業の多角化に成功した。なかでも、昭和初期から朝鮮興南工場の建設、延岡工場の拡張などが進められ、酢酸や硝酸の製造を本格化した。後に、これらを水俣工場で一元的に操業することとなり、多くの労働者を必要とした。

なお、水俣市史によると、石灰窒素からアンモニアを取り出したあと、ヘドロ状の残渣が海へ流出し、さらに、硫化鉱石を焼いて砕くときに発生する赤い粉塵や、酸度の強い排水、そして、カーバイドを砕く際の白い粉塵などが問題となったという。水俣町漁業協同組合（以下：水俣漁協）は「汚悪水及び汚塵に基づく漁場の被害補償」を工場に要求し、工場側は影響の有無と、損害の程度が不明確とし、交渉を終結させている。このように、環境汚染の被害は、すでに水俣の漁家らによって指摘されていた。

表1－2　1920年産業別従事者数

地域＼項目	本業として従事する人（人）の数と構成比率（%）							
	総数	農業	水産	鉱業	工業	商業	交通業	公務自由
熊本県	636,543	404698	11,790	6,946	76,980	58,674	20,356	29,214
		63.6%	1.9%	1.1%	12.1%	9.2%	3.2%	4.6%
芦北郡	32,557	21,255	1,154	53	4,570	2,527	1,258	843
		65.3%	3.5%	0.2%	14.0%	7.8%	3.9%	2.6%
佐敷町	4,213	2,459	228	7	439	531	212	187
		58.4%	5.4%	0.2%	10.4%	12.6%	5%	4.4%
津奈木村	2,957	2,305	137	1	173	134	81	62
		77.9%	4.6%	0.0%	5.9%	4.5%	2.7%	2%
水俣町	10,325	5,232	162	11	3,074	828	565	214
		50.7%	1.6%	0.1%	29.8%	8%	5.5%	2.1%

出典：各年代による国勢調査

工場の拡大化を遂げる日窒は、水俣地域になくてはならない存在へと成長していった。1926 年（大正 15 年）、元水俣工場社員の板根次郎が町長に選出され、また、日窒関係者７名が町議会委員に当選することから、日窒の実質的な水俣町政の介入が開始されることとなる。水俣町議会は、酢酸や硝酸の主力工場をめぐって、工場の拡張は町発展の基盤強化に通じるものとして、工場敷地 36,600 ㎡の買収費 1 万 6,600 円を議会で可決し、日窒に贈った。一方、日窒は一応の寄付を受けた上で、同年、町への感謝の意味で同額を寄付している[82]。

色川[83]によれば、1906 年（明治 39 年）水俣川の河口付近に近代資本であるチッソが進出し、塩田跡を安く買占め、また水俣川下流域に定住する住民の土地を収奪し、さらに、産業に不可欠な水俣川の水利権と、発電所から供給されるエネルギーの独占は、水俣地域の支配を意味するものであったと指摘する。主だった産業のない地域に日窒の参入は、水俣地域の雇用主となっていったという。こうした産業形態の変容は、地域住民の労働を一変さるとともに、他方で地域経済が一企業に依存を高めていく結果となった。

2)水俣病公式発見に至る初期兆候

第 1 次世界大戦が始まることによって、硫安や石灰窒素の価格が急騰した。好景気の時期に合わせたかのように、熊本県八代郡鏡町を拠点としたチッソ鏡工場は稼働した[84]。

また、1915 年（大正 4 年）、水俣においても水俣駅と梅戸港の間（旧鹿児島本線、現在は肥薩オレンジラインという）に、石灰窒素と硫安を製造する工場の建設が開始され、1918 年（大正 7 年）、水俣工場が完成した。かくして、鏡工場と水俣工場は同規模の生産量を有する主力工場として稼働することになる。生産量は両工場あせて年産、硫安 9 万ｔ、カーバイド 8.5 万ｔ、セメント 50 万ｔが生産され、その後もチッソ水俣工場は、アセトアルデヒド・合成酢酸製造設備を 1932 年（昭和 7 年）稼働させたのち、塩化ビニール製造 1941 年（昭和 16 年）、アンモニア合成・硫安の生産を 1945 年（昭和 20 年）に再び稼働させるに至った。1932 年（昭和 7 年）アセトアルデヒド・合成酢酸製造（図 1－1）設備の生産工程で生成されたメチル水銀化合物を含む工場廃液は、未処理の状態で百間港[85]に排水され続け、地域の環境破壊は進んだ。

水俣工場による環境破壊は、工場廃液を排水し続けた百間港周辺に限らず、工場に隣接する丸島、梅戸、明神などの地域にも拡大していた。なかでも工場廃液を未処理の状態で、排水した水俣湾および水俣湾河口の環境破壊は甚大であった。

1925 年（大正 14 年）ならびに 1926 年（大正 15 年）、水俣町漁業協同組合(以下、水俣漁協)は、漁獲高や水質環境に異変がみられるとして、漁業補償をチッソに要求した。日窒は水俣漁協の要求に対して、工場から排出される廃液とは関係ないとしつつも、永久に苦情を申し出ないことを条件に見舞金 1500 円を支払った。

---

[82]水俣市編纂委員会(1966)『水俣市史』水俣市、354 頁

[83]色川大吉(2012)前掲書、164 頁、170 頁

[84]現在の熊本県八代市鏡町、チッソ(旧社名：日本窒素肥料株式会社)は鏡工場を 1914 年(大正 3 年）から 1926(大正 15 年)まで稼働させる。

[85]1959 年から 1960 年の間は水俣川河口に工業廃液を排出していた。

だが、排水口付近の環境汚染はさらに広がりをみせ、1951 年（昭和 26 年）から 1952 年（昭和 28 年）、百間港付近の海洋汚染は激しさを増していった。なお、日窒は 1950 年社名を新日本窒素肥料株式会社[86]（以下、新日窒素と略す。）に変更した。水俣漁協は、漁獲高がさらに減少しているとして、新日窒水俣工場の排水実態調査を熊本県水産課に要望し報告を求めた。1952 年（昭和 28 年）8 月、熊本県は水俣工場排水の性状や処理方法について新日窒に説明を求めるが、「排水にそれ程害はない」として協力的でなかった。

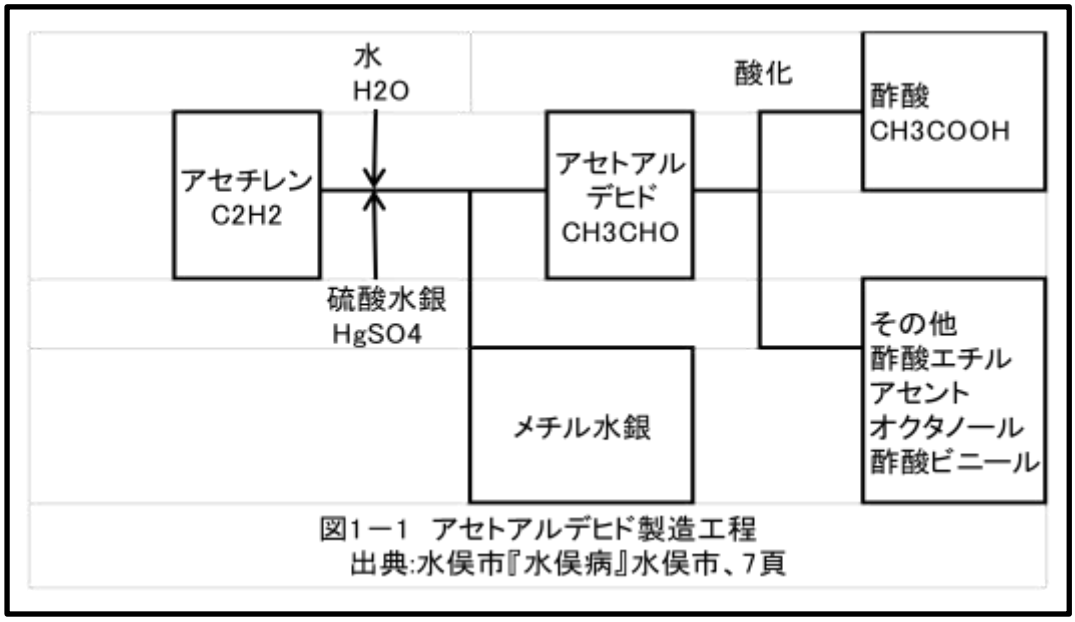

図1－1 アセトアルデヒド製造工程
出典:水俣市『水俣病』水俣市、7頁

1953（昭和 28 年）水俣湾周辺の漁業集落では、猫が走り回って死んだり、カラスや海辺に生息する鳥が突然落ちて死んだりする、特異な現象がみられるようになる。また、浮き上がる魚が増え、鯛、太刀魚、烏賊などは手で拾えるようになるばかりか、鱸、はも、ボラ、タコなど大型の魚は動きが緩慢で、簡単に矛で突けるほどになった。さらに、水俣市南部に位置する湯堂湾では、鰺の稚魚が群れをなし秩序なく回遊する状況がみられるようになる。そして、波打際に魚が打ち上げられ、悪臭を放つようになった。他方、海藻の海面漂流は毎年増加し、漁船のスクリューや櫓に海藻が巻きつくようになり、湾外に出漁する際には、水竿で何度も海藻を取り除かなければならなかった。

水俣市の魚種別漁獲量の推移を表 1－3 よりとらえると、1953 年（昭和 28 年）の漁獲量は、461.1ｔにおよび、漁獲高 3,674 万円、1 経営あたり約 17.5 万円(経営体の数は 1949 年（昭和 24 年）209 世帯)の収入を得ていた（表 1－3 参照）。また、1956 年（昭和 31 年）には漁獲量 95.4ｔ、漁獲高 765 万円にまで下落した。これを 1953 年（昭和 31 年）時の漁獲量および漁獲高と比較すると､おおよそ 5 分の 1 に減少したことになる｡さらに、魚種別漁獲量の変動をみると、その減少の仕方に相違があることがわかる。とくに減少が激しい魚種は「磯」で獲れるカキ、なまこのほかに、鱧や蛸など湾内で獲れる魚種にも同様な被害が現れていた。そして、新日窒水俣工場による環境破壊は、海や魚介類に留まら

[86]日窒は 1950 年 1 月、新日本窒素肥料株式会社として再発足した.

ず、人的な被害へと拡大していった。

表1－3　魚種別漁獲量　（t）

年 / 魚種	1950-53年平均（A）	1954年	1955年	1956年（B）	（B）/（A）%
ボラ	60	54.5	38	22.1	36.8
エビ	17.6	9.1	5.8	3.5	19.8
片口イワシ	166.8	101.5	47	25.9	15.5
このしろ	32.3	6.8	6.1	1.2	3.7
太刀魚	52.1	29.7	24.5	20	38.3
タコ	14.6	9.1	7.6	4.4	30.1
イカ	12.4	9.4	5.6	3.9	31.4
かき	10.1	7.4	5.4	1.6	15.8
なまこ	11	8.6	6.1	2	18.1
はも	7.9	6.5	4.7	2.3	29.1
カニ	5.3	6.4	3.8	2.3	43.3
その他	71	30.3	17.7	6.2	8.7
計	461.1	279.3	172.3	95.4	20.6

出典：水俣病研究会編『水俣病事件資料集（上巻）』葦書房、366頁より、一部筆者編集
原本は「貫」表示：3.75kg

水俣病が多発する集落の内、最も南端に位置する茂道集落は、鹿児島県出水市に隣接する茂道地区であり、新日窒水俣工場[87]の排水口である百間港から約6ｋｍ南下した地域にある。先述したように新日窒水俣工場が汚染水を排水し始める以前、茂道湾沖、袋湾、水俣湾周辺は、魚介類が豊富な漁場であると同時に魚の産卵場所となっており、湾は絶好の漁場であったが、新日窒水俣工場から工業排水によって自然豊かな環境は一変してしまった。また、自然環境の異変に加え、人体へ影響を及ぼすようになっていった。そして、漁家集落の関係が次第に変容していくことになる。

集落の関係性が変化した例として、水俣地域でイリコ漁を営んでいた網元の家族（母）が体調不良を訴えるようになると、住民間の関係は次第に変化していった。上記に述べた網元は、数十人の網子を雇い、人柄は気さくで、社交的であったが、全くしゃべらなくなってしまった。さらに、他の住人も、煙草を吸おうとマッチで火をつけようとすると、上手くマッチが擦れず、マッチ棒を散らばってしまったり、火を付けたら手や顔にやけどを負ったりするようになった。そして、1956年（昭和31年）水俣病は「マンガン病[88]」といわれたり、「うつる」「伝染する」といわれたりするようになると、漁家集落の関係は一遍していった。

水俣病を発症した家族を背負い、集落の通りを歩くと、突然家の戸を閉められたりした。

---

[87]新日窒は1965年1月、チッソ株式会社と社名を変更する.

[88]熊本大学医学部研究班が臨床症状の特徴として錐体外路の症状が強調される.また、病理学的所見として大脳核の変化の変化が特徴としてあげられた。そして、死亡者の臓器などからマンガンが大量に検出された.水俣市立水俣病資料館『水俣病―その歴史と教訓―』水俣市、2007年.

また、夜、母家に石を投げ込まれたりすることもあった。こうしたことから、家族の介護をする際、生活道を歩くことができず、母家の裏から深い藪の道を払いながら離れに家族で交代しながら通った。

表 1－4 に示すように、1953 年（昭和 31 年）水俣市南部に位置する出月地区、袋地区、茂道地区で原因不明の症状を訴える住民が多数確認された。さらに 1954 年（昭和 29 年）4 月には、同じく南部地域に居住する 2 人の住民が病状を訴え、同年の 6 月、7 月、8 月、11 月に合わせて 11 人が症状を訴えた。そして、1955 年（昭和 30 年）には 10 人、1956 年（昭和 31 年）に入ると、出月、月浦、湯堂、袋、百間の住民 44 人に広がり、被害は中部および西部地域へと拡大していった。

1956 年新日窒水俣工場附属病院細川一医師から、原因不明の神経症状を主とする被害者の発生が熊本県水俣保健所に報告され、水俣病は公式確認へと至る[89]。水俣病が公式に確認された初期の頃は、全身のけいれんを起こし、死に至るような重症な水俣病被害者が多数確認され、また、先天性の知的障害や、運動機能障害を持つ子どもが出生するといった被害が生じた。なお、主な水俣病の症状は、運動失調、構音障害、求心性視野狭窄の 3 つが臨床症状とされ、メチル水銀中毒($H3C-Hg^tX^-$)[90]の症状が現れる。表 1－4 で注目すべきは、発生当初 1953 年（昭和 28 年）から 1956 年（昭和 31 年）までの間に、水俣病を発症した人は 86 人におよび、そのうち、67 人が水俣市南部に集中していた点である。

一方、1959 年（昭和 34 年）をとらえると 23 人が発症し、そのうち、水俣市北部に居住する 13 人が発症している。上記に示した特徴として、死亡者数が高いということが注目される。1959 年（昭和 34 年）、北部地域において、水俣病被害者の発生、死亡者数の増加が高くなるが、これは、1958 年（昭和 38 年）9 月に工場廃液の排水経路を百間港から水俣川河口(以下、八幡プールという)へ変更したことが原因であった。翌年 10 月に工場廃液の排水路を八幡プールから百間港に排水路を変更すると、再び南部地域に水俣病被害者が急増していくことになる（表 1－4 参照）。

このように、水俣病被害者を地域別にとらえると沿岸地域に集中し、漁業世帯に多いことが特徴といえる。加えて、工場廃液に含まれるメチル水銀を生体濃縮した魚介類の日常的な摂取が、沿岸部住民への被害を一層拡大させた。こうした水俣病被害者の発生状況に関して、舟場[91]（1977）、色川[92]（1983）、深井[93]（1999）は沿岸地域に集中し、漁家世帯に多いと指摘している。加えて、生体濃縮した魚介類を摂取することの多かった、沿岸地域住民に被害が拡大したと論じた。後に明らかとなるが、沿岸部住民に限らず魚介類

---

[89]1953 年(昭和 25 年)溝口トヨ子氏 5 歳 11 か月で発病.水俣病第 1 号患者とされた。1956 年 3 月 15 日に死亡した.

[90]1940 年、イギリス　ハンター・ラッセルによって報告された。アルキル水銀農薬工場における従業員の中毒症状.ハンター・ラッセル症候群と呼ばれる.

[91]舟場正富「チッソと地域社会」宮本憲一編（1977 年）『公害都市の再生・水俣　講座地域開発と自治体 2』筑摩書房、50－53 頁

[92]色川大吉編(1983 年)『水俣の掲示不知火海総合調査報告上・下』筑摩書房

[93]深井純一(1999 年)『水俣病の政治経済学』kisoshobo

を大量に摂取した山間地域の住民も発病していることがわかる。

こうしたことから、広範囲に潜在患者が存在するのではないかと、2014 年(平成 26 年)、水俣病被害の実態を掘り起こそうと「ミナマタ現地調査」[94] が開始され、沿岸地域住民に限らず魚介類を大量に摂取した山間地域の住民も潜在的な被害を受けていることが明らかとなった。

表1－4　水俣病患者の地域別・年度別発病者　（人）

年	出水市	茂道	南部					中部			西部			北部					計
			袋	湯堂	出月	月浦	百間	坂口	多々良	平	明神	梅戸	丸島	八幡	津奈木	湯浦	芦北	田浦	
1953		1	1		1														3
					①														①
1954				2	1	4	4		1		2								14
					①	③	②		①		②								⑨
1955	1			3	4	2	1				2	2							15
				①	②	②					①								⑥
1956		3		18	10	11	5	1		1	2	1	2						54
		②		⑦	②	②	②				①	①							⑰
1957	1	4		3											1			1	10
		①		①															②
1958		1		3								2	1	2	1				10
				①								①	①						③
1959	3	3				1	1					1	1	4	6	2	1		23
	①	②												③	③	①	①		⑪
1960				1		2	1								1				5
						②													②
不明	2	6	2	9	4	12	1		1		3		1		5	1			47
																			①
計	7	18	3	39	20	32	13	1	2	1	9	6	5	6	14	3	1	1	181
	①	⑤		⑩	⑥	⑩	④		①		④	②	①	③	③	①	①		㊷

Ⅰ.1972年11月、水俣市公害課調べ.1960年以降のデータも掲載されていたが、年代が不明であったため、1960年までを掲載.

Ⅱ.○内は死亡者数 出典：宮本憲一編『公害都市の再生・水俣』53頁、筆者一部加筆

第 2 節　水俣市における抑圧と差別の構造

1.漁家に対する差別と偏見

1)地五郎（ジゴロ）と零落（ナグレ）

水俣病多発集落は天草諸島などより入植した入人（いりゅうど）[95]によって、形成された半農半漁の集落であった。茂道に隣接する月浦には在来の農家集落があり、その中に入人の漁家も生活していた。これら集落の形成には豊かな漁場と、大正以降、チッソ水俣工場建設にともなう労働力の吸収が影響している。当時、漁家や半農半漁の者を在来農家たちは、貧しい者として蔑視していた。「不知火海総合調査」[96]に参加した鶴見（1996）[97]によると、月浦地区の農家は、水俣市以外の地域から入植してきた者によって構成され、半農半漁で生計を立てていたという。こうした入植者を零落、または、「縞(島)の布」「縞

---

[94]ミナマタ現地調査実行委員会 2014(平成 26)年 8 月 23 日、24 日鹿児島県伊佐市で行われ、山間部への水俣病の拡がりを解明するために行われた.なお、ミナマタ現地調査は 1978（昭和 53 年）年から毎年行われている.

[95]天草諸島などから入植した人々を入人（いりうど）と呼んでいた.

[96]1976 年、色川大吉、石田雄、宗像巌、鶴見和子、最首悟、原田正純、市井三郎らによって不知火海総合調査が実施される.

[97]鶴見和子『内発的発展論の展開』筑摩書房、1996 年.

(島の紋(者)」と呼び、代々続く定住者を地五郎と呼んで、地五郎は零落を蔑んでいた。零落、地五郎のことばは、自分自身がどんな存在であり、どんな集団に属しているのかを識別できる言葉であったという。たとえば、「天草零落」とは、天草から来た人を示すと同時に、「漁師」であり「貧しい者」という職業・身分を表す言葉であった。

定住して資産を持つ地五郎の立場からみると、零落は他所から漂泊して、水俣の沿岸地域にたどり着き、土地を持たない、貧しい者としてとらえていた。零落という言葉は、漂流する漁家を表し、貧しい者に対する差別的な用語として用いられていた。岡本(1978)は、近代民衆の記録のなかで月浦集落のある農民の話を次のように記している。「大体漁師ち、零落で他所者やろが。なんば考えとっかわからん所あるもんな。そら、儂ら百姓も良か米は売って二番米を食うとるから、彼共(あつどめ)もキャア腐れた魚ばっか食うとって、水俣病なったろうちな。考えらるるわけたいな。ばってン、昔の奇病てなれば、大分おかしか所のあるち、儂ゃ思っています。何故かならな、こン部屋にも専業の漁師一、二軒あったばってン、家ン土壁が破れても直すこともせんふゆジゴロ(怠け者)、障子ァボロボロで、たまに行ってみればゴロゴロ寝っ転がって仕事にも出ん。親の代からそげンじゃた。薪物(たきもん)は、海野の行たて拾ろ来て、米も二号三号しか買わんひとやった。奇病で没落したのなんよは口ばっか。病気になる前から食うや食わずでな。娘、女郎屋に叩き売ったり、家が崩れてそン下敷なって身体がかなわん如つなったり。昔認定のほとんどがそげンした風じゃなかったろうか[98]」と述べている。また、岡本(1978 年)の記述によれば、女郎（遊女）は、1934 年（昭和 9 年）ごろまで、天草崎津地区、牛深地区に存在していたという。女郎（遊女）になるものは、貧しい漁家の出身（娘）で、農家の者は一人もいなかった[99]。牛深地区の女郎（遊女）は、借金を背負っている者が多く、仮に農家の者が漁家の女郎（遊女）と結婚するとなると、借金まで背負うこととなり、経済的な負担を被ることになり牛深の者との結婚を嫌った。また、岡本が記す天草漁家の回想として「中田舟津、楠浦舟津とか、大多尾舟津とか、そぎゃんところ共の嫁御になたっり持ったりはせんじゃたですたい。[100]」といい、さらに「いくらよか女じゃったっちっゃ、どぎゃん良か男じゃったっちゃ、ありゃ舟津の者じゃものね[101]舟津ち言えや昔は嫌いよったですなあ」という。そして、農家は、漁家を「金を持たんくせに贅沢かです。あわよくば金儲けする。[102]」との認識から、天草に限らず舟人（漁家をいう。）を忌み嫌った（図 1－2）。色川(2012 年)によると、天草を対岸に臨む、水俣地域の住民は「奇病ちゃ漁師もんが多かったい。大体漁師ち言えば零落でよそ者やろうが」、「湯堂、茂道、月浦、丸島、舟津、みんな貧乏人の零落の漁師風情でしょうが。あっだどもは弱った魚をどしこ(たくさん)食べて奇病になりよった、これは事実じゃ」、「あんなのにかかるのは、大体馬鹿んごたっとばかりです

---

[98]岡本達明(1978)『近代民衆の記録 7　漁家』新人物往来社、29 頁

[99]岡本達明(1978)前掲書、42-43 頁

[100]岡本達明(1978)前掲書、40 頁

[101]岡本達明(1978)前掲書、40 頁

[102]岡本達明(1978)前掲書、42 頁

よ[103)]」と漁家を軽侮していた。

このように水俣市民の意識の表層に水俣病は流れ者の罹る「奇病」としてとらえられていた。岡本が記した農民の話にもあるように、漁家は「ゴロゴロ寝っ転がって」仕事もしないでと怠惰な者とみられていたが、先述したように夜イワシ漁にでる漁家からすると夜間が就労の時間であり、昼は体を休める時間であった。一方、農家は日の出とともに田畑に出て働き、夜、体を休める時間であった。つまり、漁家と農家の就労時間が全く異なり、農家からすると漁家の生活は怠惰な生活を送っているかのように映っていた。後述するが、水俣病が激しく疎外され、隔離されたことを端的に示している。なお、地五郎と零落のほかの名称に、「チッソ零落（または、チッソ流れ）」、とびこみもん、新人という呼び方もある。しかし、地五郎―定住者、零落―漂泊者という基本的な区別は一貫している。この区別の基準は、特定の地域に代々居住する長さにある。長く居住する家ほど信頼が厚く、短い期間の家ほど信頼はなく排他的な扱いを受ける。鶴見（1995 年）の指摘によると、地五郎と零落の境界線はなく、ある場合は 2 代目以上を地五郎と呼び、ある場合は 3 代目以上でないと地五郎と呼ばなかったという。また、地五郎であるためには定住期間の長いことが必要条件であるが、これだけでは十分ではなく土地の所有が重要であるといった。こうしたことから考えれば、3 代以上同じ場所で暮らしそして、土地を持つ家が厳密には地五郎といえよう。ただし、2 代目であって土地を持つ持ち、水俣市で起業し、なおかつ、自治活動（消防団員）などの地域に貢献している場合は地五郎として認められる。これまで示したように、地域への貢献度も地五郎として認められる条件であるといえよう。この他に、結婚について、かつては部落内でいとこ同士の結婚が多かったが、次第に変わっていった。先に示した鶴見の調査研究によると、地五郎と地五郎との結婚では、水俣市での社会的地域は強化されるが、地五郎の男性と零落の女性との結婚では、男親の社会的地位が弱くなるという。また、地五郎の女性と零落の男性との結婚は男の地位が強くなり、零落の男性と零落の女性では地域のつながりは最も弱く、社会的地位も低いという。先にも示したように、地五郎と零落は地域の中で住民自身がどんな地位であるのか、どんな集団に属しているのか、他者はなんであるか、どんな集団に属しているか、自分で識別できる記号である。岡本は民衆自身の差別の意識を自立の差別と呼び、封建時代からの他律的な差別と区別している。

---

[103]岡本達明(1978)前掲書、176 頁

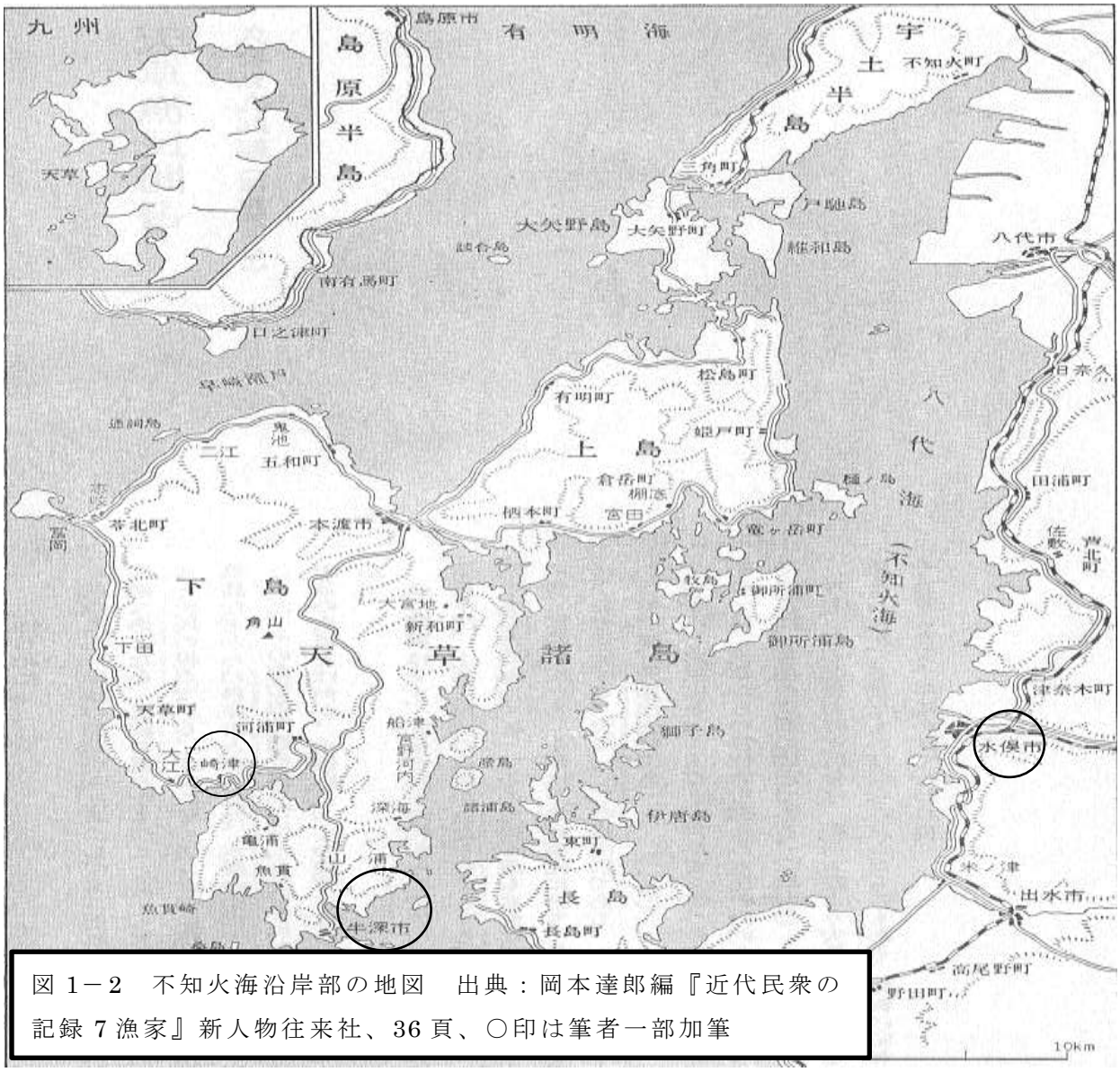

図 1－2　不知火海沿岸部の地図　出典：岡本達郎編『近代民衆の記録 7 漁家』新人物往来社、36 頁、○印は筆者一部加筆

2)水俣市の差別構造

先述したように水俣市には古くから居住地域の身分的な序列があった。そのなかでも、最も序列が高いと言われる地域が、陣内、上町である。両地域は、チッソの前身である日窒の幹部社員の社宅として 1915 年（大正 5 年）に建てられた[104]。陣内、上町に次いで高い地域が浜町[105] であり、商人の町であった。後に、浜の社交クラブを設けるほか、木造長屋の工員住宅を建てる。陣内、上町、浜町の次ぐ地域が、牧之内、新地、月の浦、丸島など農漁村区域であった。そして、洗切川の端に八幡神社があり、そこに舟津があった。舟津は洗切川河口付近の小さな集落であり、水俣で最も最下層の地域と位置付けられていた。舟津の境には八幡神社があり、また、舟津の氏神である為朝神社があった。水俣市の

[104]陣内、上町は旧代官役所であり、深見家の土地を買い取り建てられた.女中付の工場長宅や.「チッソ陣内社交クラブ」も建てられる.

[105]徳富家、前田家の邸宅が中心にあった.

住民はこの舟津集落の漁家を被差別部落の者として蔑視していた。色川（2012 年）によれば、「八幡様近くが舟津であそこは最低でしたもんね。わたしは小さいとき、為朝さんがありますね、為朝さんが朝鮮からの舟津の人をつれてこられって話があったんです。何となく人相もちがって・・・以前の舟津の言葉はそれこそ私たちにも通じません。[106]」また「舟津は唐舟人（からぶなと）ち、言いよったですたいな。唐から渡った唐舟人ち。鎮西八郎為朝さんがな唐に戦争しに行たっその戻り連れござった[107]。」さらに、同じ漁家集落である丸島の老人は、舟津の漁師たちを「あやつら唐舟人だから」と見下げた言い方をしていた。

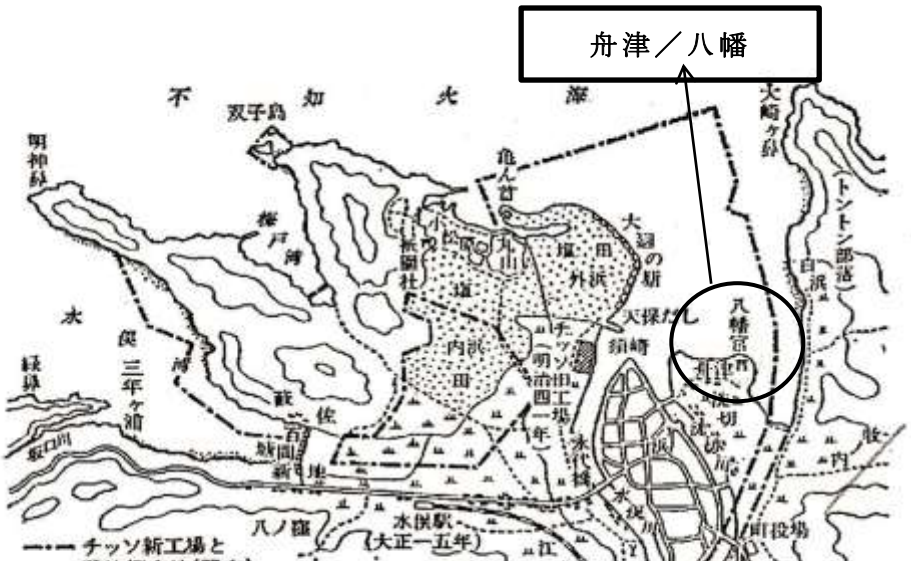

図 1－3 水俣川河口図　出典：色川大吉（2012）『東北の再発見』河出書房新社、171 頁　筆者一部加筆

舟津は最下位層であり、その下を人間扱いせず、死人焼場で、死人を扱う者を穢多（えた）と呼んでいた（図 1－3 参照）。なお、八幡地区の舟津集落は、日窒の産業廃棄物によって埋め立てられ消滅する。そして、八幡地区の舟津集落は、日窒水俣工場の労働者に取り込まれていった（図 1－4 参照）。

106岡本達明(1978)前掲書

107岡本達明(1978)前掲書

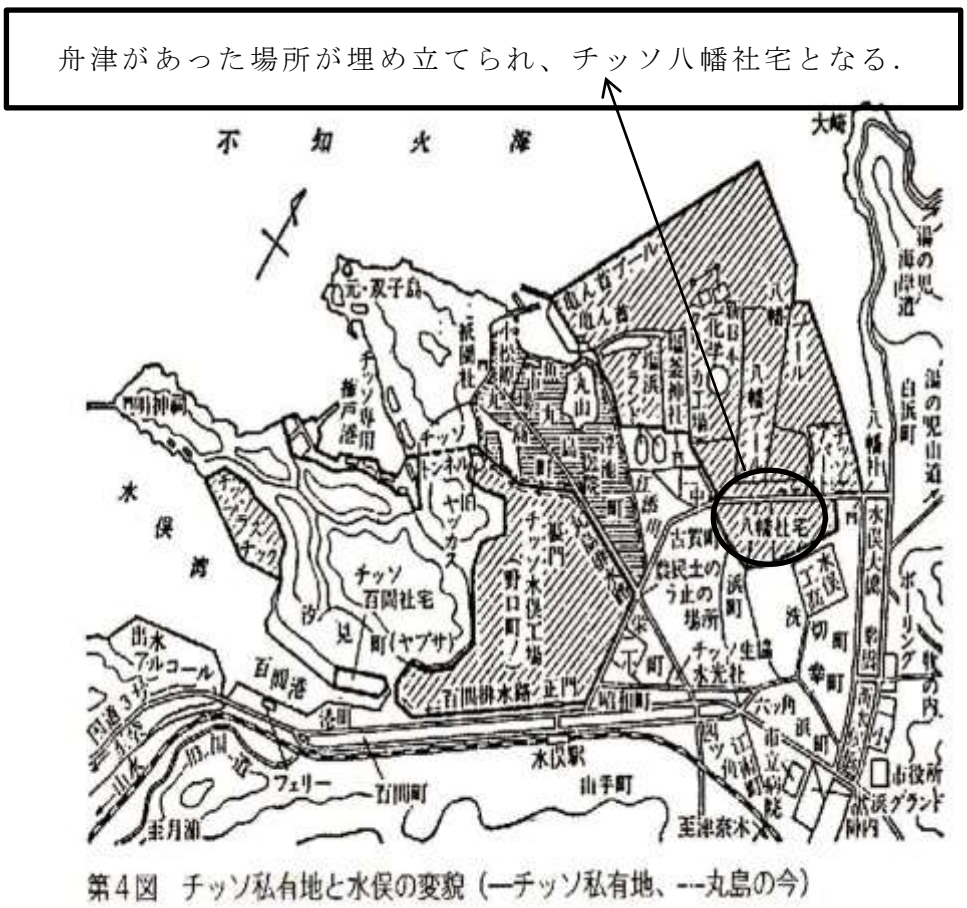

図 1－4 水俣川河口図埋め立て後　出典：色川大吉（2012）『東北の再発見』河出書房新社、171 頁　筆者一部加筆

このように、水俣病問題の根底には、漁家の貧困問題と、天草諸島から移住してきた住民への偏見・差別があり、被差別部落問題があったことがわかる。そして、女性の基本的な人権を否定する重大な侵害があった。

3)定住者と部外者意識

水俣における定住者としての地五郎（ジゴロ）と入植者である零落（ナグレ）の関係を歴史的な系譜をたどり概観してきた。また、零落（ナグレ）と称される入植者への偏見や差別、人権侵害をとらえてきた。こうした定住者と入植者（部外者）の関係に関して、ノルベルト・エリアス（2009 年、以下、エリアスという。）は、イングランド中部にある郊外団地[108]の共同生活に関する研究で、第 1 地区、第 2 地区、第 3 地区の住民には明らかな違いがないようにみえるが、住人相互には主要な境界線が存在すると指摘した。ウィンストン・パーヴァは、第 1 地区には中産階級の住宅地域であり、第 2 地区、第 3 地区は労働者階級の地域であった。労働者階級の地区には共通する事項が確認され、住民たちは相互を同等者として見なしているようだったが、第 2 地区は第 3 地区よりも古く、古くから

[108]ウィンストン・パーヴァ：イングランド中部地方にある郊外団地.住人数は約 5000 人.工場、学校、教会、店、クラブを有する共同体を形成し、固有の社会区分を持つ。

住む労働者階級の住民は、新しい労働者階級より優れていると見なしていたという[109]。また、第 2 地区の住民からすると、第 3 地区の住民は新来者であり、地区に帰属しない部外者であるととらえられていた。

第 1 地区は、中産階級の住民から構成される地域だが、地区の端には小さな家屋に住む半熟練・未熟練労働者が居住していた。この小さな家屋に住む半熟練・未熟練労働者は、第 1 地区の住民とはみなされず、中産階級の住民から無視されていた。エリアスは、部外者と定着者との関係で、「比較的力の少ない集団のイメージは、最悪の小集団をモデルにしがちであり、それは中傷の方向に傾く[110]」という。

エリアスの指摘を踏まえつつ、水俣市の漁家に対する偏見や差別をとらえると、2 世代、3 世代と続く在来農家は、代々その土地に住む定住者であり、零落は漂泊の住民で部外者との位置づけであった。また、零落は天草島嶼から移り住み小さな集団であったことから、在来農家の住民に帰属しない者として位置づけられ、排他的に扱われていた。加えて、エリアスは団体化される人間関係のネットワークに言及し、地域の中における序列として、2 世代、3 世代と続く古い家族は、共同生活のあらゆる部門で重要な役割を果たしてきたという。とりわけ、古い家族は新しい家族に対して、規範的な価値観や行動様式が示され、地域の道徳的基準を示されてきた。これらのことから水俣市の伝統的な在来農家を鑑みると、天草島嶼から新しく入植してきた漁家は、共同生活に準じた規範的な価値観や行動様式がとれない者として位置づけられていたと思われる。第 2 節第 1 項でも論じたように、農家からすると漁家は、「ゴロゴロ寝っ転がって仕事にも出ん」というように、怠け者に見えていた。

農家と漁家の生活時間や家屋、資産（土地、農具、漁具、船）、そして家族構成などを相対的に配置して比較すると、様々な点で異なっていたことがわかる。例えば、漁家は「シキがでる」と呼び夜間キビナゴ漁に出漁し、日中は体を休めるといった生活時間であったが、農家は早朝から昼間にかけて農作業を行い両者は生活時間が異なっていた。また、漁家は壁が崩れ、障子はボロボロで家を補修することが出来ないくらい貧しかったが、農家は壁が崩れたような家屋はなかった。資産についても網元の漁家は船や網など漁具を所有するが、狭隘な土地のため野菜を栽培して販売できるだけの土地は持っていない。そして、子どもを「女郎屋」に売らなければならいほど漁家の生活は貧しいかったが、農家ではこうした人身売買の状況はみられなかった。このように、農家は規範的な生活様式や、資産の有無など相対的配置に置いた場合、零落である漁家よりも優れていると考えていたと思われる。

4)水俣における受益圏の拡大と受苦圏の局地化

これまで論じてきたように、水俣市は新日窒の地域進出によって雇用が創出され人口が増加した。また、南九州の一寒村に暮らす住民の所得を向上させた。一方で、新日窒から

---

[109]ノルベルト・エリアス/ジョン・L スコットンソン、大平章訳(2009 年)『定着者と部外者』法政大学出版局、49－50 頁

[110]ノルベルト・エリアス/ジョン・L スコットンソン、大平章訳(2009 年)前掲書、57 頁

の工業排水によって公害が進み、不知火海沿岸部に暮らす住民の生活は破壊されてきた。

序章でも論じたが、中岡[111]（1974 年）は加害者ないし受益者の集合体を「受益圏」とし、被害者ないしは受苦者の集合体を「受苦圏」と定めた。また、梶田（1988 年）[112]は中岡の概念を継承しつつ、2 つの圏域を示す例として、新幹線建設問題をとりあげ、新幹線の「速さ」「快適さ」を享受しようという欲求や機能要件の充足をし得る人々の集合体を受益圏とし､それらが不足ないしは､機能が充足し得ない人々の集合体を受苦圏とした。また梶田は、一定の空間的広がりをもった地域的な集合体として考えると、受益圏は新幹線を利用する全国に分散する国民であり、受苦圏とは新幹線建設にともなって生活環境を破壊された沿線地域の住民であるという。

こうした概念をもとにして、水俣の受益圏、受苦圏をとらえると、新日窒の労働者が多く暮らす地域、または恩恵を受けている地域を受益圏と位置づけ、新日窒の地域進出にともない環境が破壊され、生活が困窮した地域を受苦圏と定めることができよう。また、欲求や機能要件を当てはめると、受益圏は新日窒の幹部住宅がある水俣市陣内、上町を中心として、市全域と位置付けることができ、新日窒水俣工場の収益が増加するにしたがってその圏域が拡がたと考えられる。具体的には、新日窒水俣工場の工業排水の影響を直接的に受け、甚大な健康被害が発生した茂道、湯堂、出月、月浦集落を含む水俣湾および不知火海沿岸部は、水俣病多発地域であり受苦圏と位置づけることができる（図 1－5 参照）。また、水俣湾、不知火海の環境破壊が進むと漁獲高は減少し、受苦圏は局地的に集中していった。受益圏の広がりと受苦圏の局地化は、水俣病が公式に確認された 1956 年（昭和 31 年）当初、水俣市西部地区に限られた圏域であったが、新日窒が工業排水溝を八幡側に変更したことによって、水俣市北部地区へと被害が拡大し、局地的にあった受苦圏が分散した。そして、受苦圏、受益圏、2 つの圏域において漁業補償など生活再建をめぐって、受益圏、受苦圏の住民で摩擦が生じるようになった。

先に示したように舟津は八幡地区にあり、1925 年（大正 14 年）ごろまで、漁家集落で最下層の人々が暮らす地域であった。だが、舟津を含む八幡地区は埋め立てによって新日窒の社員住宅が建設されたことにより、同地区に住む漁家の多くは、新日窒水俣工場労働者として吸収されることになった。それ以後、八幡地区は新日窒労働者となった受益圏住民と、漁家を続ける受苦圏住民が混在する「重なり型」の地域となった（図 1－5 参照）。なお、第 2 章で詳しく論じるが、1959 年（昭和 34 年）、水俣市鮮魚小売組合が地元産魚介類の不買を決議し、水俣市の漁業生産物の流通市場を停止した。熊本県、水俣市は、困窮する漁家に対して、失業対策を行い、茂道、湯堂、出月、月浦など水俣病被害者が多発している地域の漁家、農家、半農半漁家（または半工半魚、半工半農家）らを新日窒水俣工場および、その関連工場の労働者として雇用した。

---

[111]中岡哲郎(1974)『コンビナートの労働と社会』平凡社　中岡は、1960 年代における地域開発ないしコンビナート建設は、決して港に賑わいをもたらせないといい、また、コンビナートは関連工業を引き寄せないと指摘した。加えて、コンビナートは経済活動を地元にもたらせないと論じた。

[112]梶田孝道(1988)『テクノクラシーと社会運動』東京大学出版

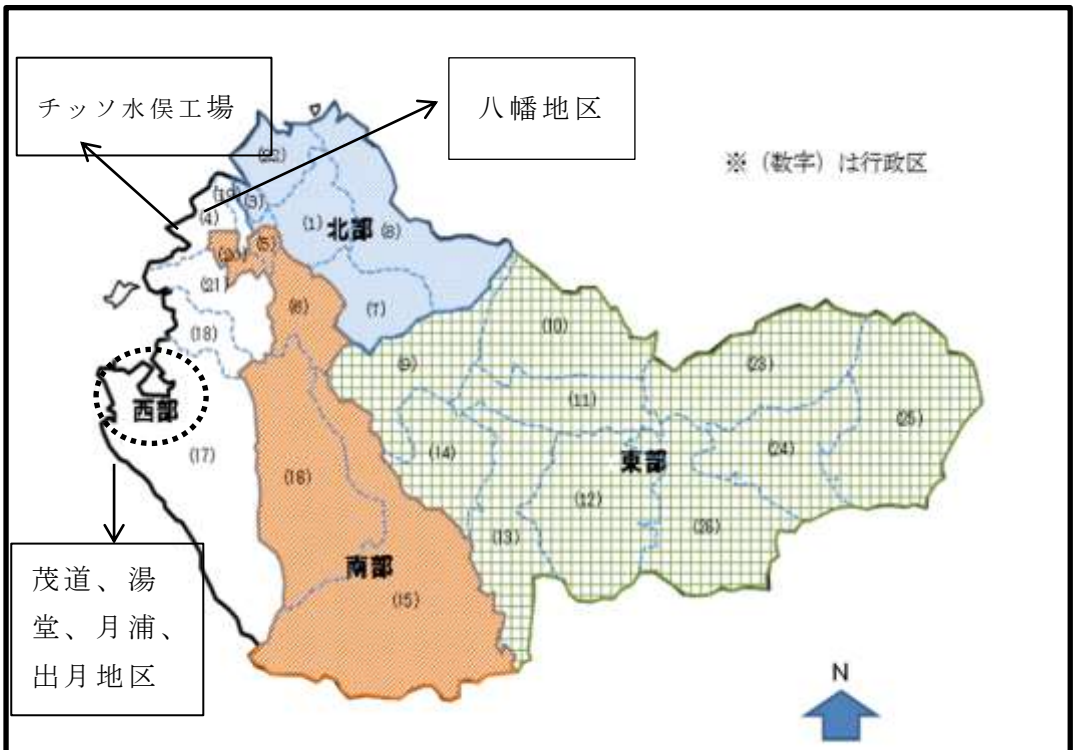

図 1－5 水俣市圏域図　出典：第 6 期水俣市高齢者福祉計画及び保健事業計画より。筆者一部加筆

こうした労働力の吸収が受益圏、受苦圏が混在する地域となり、その境界が曖昧となった。梶田は、こうした受益圏、受苦圏の空間的拡がりに対して、受苦圏、受益圏がはっきり分離している「分離型」と、その 2 つの圏域が重なりあっている「重なり型」があると指摘している。さらに梶田は、受益圏と受苦圏は非対称性の関係にあるといい、いずれも凝縮して団体化されている場合と、分散してはっきりしていない場合があるという。それらに加えて、受益圏が凝縮して団体化されている場合、「圧力集団」「利害集団」として登場し、分散がしてはっきりしていない場合、受益が特定化できなくとも集約的代弁者（テクノクラート）として公的機関が現れるという。梶田のいうように、新日窒を誘致するにあたって前田永喜氏らは水俣市の利害集団として登場し、後に水俣市長をはじめとした市会議員や地方公共団体の職員が受益圏の集約的代弁者となった。これら受益圏の集約的代弁者からすると、新日窒の公益性は水俣市の財政上不可欠な企業であるといえよう。また、公害が発生以後、受苦圏の住民は公害反対運動などの形で団結し、自らの利害を不十分ながら表明するようになった。後に、受苦圏の集約的代弁者が現れるようになる。

しかしながら、受益圏、受苦圏の分散がはっきりしていない場合、集約的代弁者は存在せず、被害は放置され悪化した状況が蓄積されていった。これらのことから、受益圏は利害を表出する集約的代弁者や方法を持っているが、受益圏、受苦圏の混在は利害を表出する集約的代弁者が存在しない場合が多いと考えられる。このように、受益圏、受苦圏が分散して、はっきりしていない場合には「集約的代弁者」が重要な意味をもつと考えられよう。なお、次章で論じるが、受苦圏の集約的代弁者が現れることによって、水俣市の施策

に対抗した実践が行われるようになる。先述した梶田は、こうした実践を対抗的分業[113]と呼び、対抗を主として管理に関わる上位主体（上位階層）と、生活・運動に関わる下位主体（下位階層）との間に対立、抗争が存在する表現であるといった。また、分業とは、「両主体間の対立・抗争・相互批判が各主体の健全性を保障し、新たな歴史性の誕生や社会問題の開示、解決を可能にする表現である[114]」とした。そして、上位主体（上位階層）、下位主体（下位階層）の対立・抗争・相互批判が互に欠陥を補強し、共通の課題認識へと形成することが重要であると指摘した[115]。

2.生活困窮の状況と地域の分断

受苦に直面した漁家の生活状況と地域の分断をより具体的にとらえてみたい。前述にしたように「病気になる前から食うや食わず」であった漁家は、主たる生計者が水俣病被害を受け、働くことができなくなると、たちまち窮乏化に直面した。筆者が 2014 年（平成 26 年）に行った水俣病多発地域における漁家世帯の階層移動の研究調査によれば、公害によって絶えず窮乏化の圧力が加わり、それに抵抗しきれなくなった階層から順次下降が生じ、窮乏化に直面していた。窮乏化への抵抗条件として、収入の減少を補てん出来る、①貯蓄・資産、②家族による資金的な援助、③労働の代替要員として家族の稼働力があげられる。また、疾病によって直ちに収入減とならないよう、④労働条件の補償、⑤社会保障によって収入がカバーされていれると、階層下降はもたらさなかった。こうした要件が整わなければ窮乏化は生じることはなく、階層下降は直ちに引き起こされることはない。

不知火海沿岸地域の漁家の多くは、無動力漁船を所有し、磯突きや 1 本釣りを主とする零細漁家であったため、公害による生活破壊への影響は大きかった。とくに、熊本本大学研究班が魚介類を汚染している毒物は、水銀が極めて注目されると公表し、1959 年（昭和 34 年）、水俣市鮮魚小売組合[116]が地元産魚介類の不買決議や、1960 年（昭和 35 年）、水俣市漁業協同組合が、水俣地先 1Km以内の漁獲禁止区域を自主規制した規制は、磯突きや、1 本釣りを主とする零細漁家にとって廃業を強いる結果となった。熊本県は、1959 年（昭和 34 年）「水俣病関係漁業基本対策」として、近海漁業出漁の指導奨励や、真珠母貝養殖の指導奨励、他漁業への就業斡旋、公共土木の就業斡旋を立案し、また、職業相談指導、職業紹介、職業訓練などを講じるが、一時応急的であり、恒久的な失業者救済ではなかった。収入を絶たれ、家族の支援を得られない漁家は、船を売り着物を売り、僅かにある財産を売り尽くすが、生活を維持することができず生活保護[117]を受けることにな

---

[113]梶田は対抗的分業を一般的に流布しているものではなく、しかも、形容矛盾と映るものであるが、自己規定に対する関係性の優位を示すうえで重要な言葉であると論じている.

[114]梶田孝道(1988)前掲書、152 頁

[115]梶田孝道(1988)前掲書、152－153 頁

[116]1959(昭和 34)年 6 月 14 日、水俣市魚市場、水俣鮮魚小売商協同組合は、水俣沿岸地域の魚貝類は不買を決議した.

[117]生活保護法は、第 1 条に「この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が

った。

しかし、生活保護制度への申請が、集落のなかでの水俣病の被害を受けた者の疎外をさらに進めた。被害を受けた漁家は、「村の感情ちいうのは、生活保護を受け取る人間な、自分たちの仲間に入れんとですもンな。もう、考えになかっですたい、乞食ぐらいに思うとっとですたい。人間性を全然考えん[118]」という。また、水俣病が奇病として扱われた時代、心身の直接的苦痛に加え、重い社会的差別の圧力がのしかかり、重篤な症状が現れていた高齢者は、心身の苦痛を次のように表現している。「ドウシテ、シンダラヨカロウカ、テモウ」とつぶやいたといい、また、末期の水俣病被害者は「ウォー　ウォー・・・」と夜叫び、狂乱状態であったという。水俣病被害者を世話する家族は、周囲に「昨夜はすいませんでした、眠れずにィちゅうてですなァ・・・ふとか（大きな）男じゃで押さえこなさんでなあ、そいでもう、お父さんがもがくしこもがいてさりくばってん、あたしゃ、ジィーと見よりよったですよ[119]」と、近所の人に謝って回ったと話す。前述したが、水俣病が入人漁家である零落の病であり、水俣の住民の多くは漁家の奇病と考えられていた。集落の住民は漁家の奇病が移らないように、水俣病被害者や家族を集落から疎外する、いわゆる「村八分（水俣では村外し）[120]」を行うようになった。村外しは、水俣病被害者や家族に対して、「集落常会への出席を禁止」したり、「もらい水」を断られたりした。水俣病被害者を世話する家族にとって、「もらい水」を断られるということは、炊事が出来ず、生活ができなくなることを意味していた。住民の一部は、自宅の庭先に井戸を掘る者もあったという[121]。この他に、家族の一人が水俣病の発作を起こし、医者を呼びに行くために、隣近所の家に自転車を貸して欲しいと頼むと、「貸す自転車はなか」と強い口調で断られ、病院まで徒歩で行ったという。

土本（1974 年）によると、水俣病が発生した当初、水俣病被害者の多くは病院の隔離病棟に入院したが、伝染することを恐れて、面会などに来訪する者は少なかったという。また、当時の様子を筆者が 2014 年（平成 26 年）に行った訪問面接調査で聞き取った水俣病被害者 A の話によると、「病院関係者が感染を恐れ、隔離病棟では症状の軽い人が、重度の人の入浴や着替えなどを世話することが行われていた」と回想する。さらに、土本の指

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。」また、第 4 条では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。そして、同条、第 2 項に「民法に定める（明治 29 年法律第 89 号）扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と示されている.

[118]岡本達明(1978)前掲書、30 頁

[119]石田雄「水俣における抑圧と差別の構造」色川大吉(1983)『水俣の啓示』筑摩書房、44-45 頁

[120]水俣では「村外し」と言われる「村八分」が行われていた.

[121]坂本登氏の法廷における陳述である.『水俣病謀圧裁判資料集①　第一審冒頭陳述書』80-81 頁。なお、本裁判資料は、年月日の記載がないため掲載不可能である.

摘にもあるが、水俣病で亡くなった被害者を病院から自宅に連れて帰ろうとすると「車も伝染病ちゅうところで、のせんちゅう。わしゃずっと泣きの涙で、電道(汽車の線路)を死んだ子どもをかろうて(背負って)つれてきました[122]」と当時の様子が記されている。

一方、子どもは学校で、「そばに寄るな」「水俣病が伝染する（うつる）」と言われ、石を投げつけられたこともあったと「第一審冒頭陳述書」に記されている[123]。そのため、通学の際、ほかの子どもが通らない道を使って、学校へ通っていた[124]。

これまで述べてきたように、水俣病は魚介類を日常的に摂取する人々、とりわけ漁家の集落に広がった。そして、水俣病はその日のお米も食べることができない、貧しい漁家が罹患する病気とされ、社会的偏見や差別が、入人漁家である零落とスティグマを重複させた[125]。さらに、水俣病多発地域で発生したスティグマの伴う社会的偏見や差別は、漁家がチッソに補償を求めることから激しさを増した。水俣病の発生により漁場を奪われた漁家は、1959 年（昭和 34 年）11 月、約 2000 人の集団でチッソ水俣工場に乱入[126]するという事件を起こした。新日窒水俣工場工員の妻らは、「父ちゃんのボーナスが減る[127]」と訴えるその一方で、水俣市民の多くは漁家に対して、否定的な感情が広がることになる。

3.水俣病被害者の救済と偏見・差別

漁場を奪われた漁家や水俣病被害者は、熊本県の失業者対策[128]によって、新日窒（チッソ）の下請け会社などに日雇い労働に雇用されたり、就労斡旋を受け佐賀県や福岡県、大阪府などに出稼ぎに出かけたりして、生活を維持しようとした。ところが、水俣病によって中枢神経を侵され、手足のしびれ、視野狭窄、頭痛などが悪化してくると、次第に働くことができなり、仕事を辞めなければならなかった。水俣病の重篤な被害者のなかには、

---

[122]土本典昭(1974 年)『映画は生きものの仕事である』未来社、280 頁

[123]坂本登氏の法廷における陳述.

[124]坂本登前掲書、81 頁.

[125]アービング・ゴッフマンは、人々の信頼をひどく失わせるような働きが広汎に渡るとき、スティグマは生じると指摘する. E・ゴッフマン 石黒毅(訳) (1970 年)『スティグマの社会学』せりか書房、12 頁

[126]いわゆる「漁家暴動」1959 年 11 月 2 日不知火海漁家は船団を組んで百間港に上陸し、水俣工場内に突入して 22 棟の建物を破壊した.

[127]『熊本日日新聞』1959 年 11 月 2 日.

[128]水俣病被害者の救済制度の整備を図る一方で、熊本県水産課は 1959（昭和 34）年、困窮する漁家および水俣病被害者世帯に対し、水俣病関係漁業基本対策を立案した。この内容は、①近海漁業出漁の指導奨励、②真珠母貝養殖の指導奨励、③他漁業への就労斡旋、④公共土木の就労斡旋、⑤水俣病原因究明の対策であった。また、熊本県民生労働部職業安定課は、漁家および水俣病被害者世帯など関連失業者について、職業相談指導、職業紹介、職業訓練などの諸対策を計画し、一時応急的に漁家および水俣病被害者世帯を一般失業者へ吸収するといった対策を講じた.

「学用被害者[129]」として熊本大学病院へ無料で入院できる場合もあったが、実験動物のように扱われることを嫌い、大学病院から抜け出す者も多数いた。1950 年（昭和 25 年）代水俣病が確認され、社会的に問題が顕在化して、10 年以上が経過した 1968 年（昭和 43 年）、熊本県は「水俣病対策連絡会議」を行った。また、同年、政府が公式見解として、「水俣病は水俣工場のアセトアルデヒド工程内で生成されたメチル水銀化合物が原因[130]」と断定した。これを受け 1969 年（昭和 44 年）には、29 世帯 112 名の住民がチッソを相手に、損害賠償請求の民事訴訟を提訴したことにより、激しい生活権を争う闘争が展開されることになる。なお、新日窒は 1965 年（昭和 40 年）社名をチッソ株式会社に変更している。

水俣病を問題にする漁家の行動を見て、水俣市民は「大事になってきた」「会社がつぶれるぞ」、チッソがなくなったら「水俣は黄昏の闇ぞ」と語られるようになる。さらに、チッソが無くては、町が成り立たなくなり、住民の間でチッソを無くしてはいけないという認識が市民の間に広まっていくようになった。

他方、水俣病被害者らの中からも、民事訴訟を起こすと「縁談に差しつかえる」や、「魚が売れなくなる」と考える漁家も現れるようになった。次第に、地域住民から補償金欲しさに訴訟を起こしてしているのではないかと囁かれるようになる。こうした地域住民からの猜疑心を持った眼差しが、水俣病被害者の検診を躊躇させる要因となった。また、水俣病被害者は検診の際、肉体的かつ精神的な苦痛を経験しなければならなかったことも、その要因を助長させた。検診に要した時間は、朝 9 時ごろから始まって、自宅に帰るのは、夜の 10 時を過ぎることが多々あった。検診では、手足などの感覚を調べる際、「なにも感じないのか、そんなことはないだろう」と詰め寄られ、「あんたの答えは信用できん」または、「あんたはうそをついている[131]。うそをついてもすぐにわかる[132]」と言われたこともあったという。そして、水俣病被害者は、「ニセ患者」ではないかと疑いが持たれる検診方法に、屈辱的な体験を強いられることになった。1975 年（昭和 50 年）、熊本県議会公害対策特別委員会[133]が環境庁に行った際、委員の一部が「認定申請者のなかに補償金目当てのニセ被害者がたくさんいる」「認定審査会はこうしたニセモノとホンモノを見分けるのに苦労している」水俣病を訴え申請する者は「もはや金の亡者だ」などとの発言をした[134][135][136]。

---

[129]医学研究の対象とした患者をいう.

[130]1968 年 9 月 26 日公害病と認定された。

[131]坂本登前掲書、106 頁「よくよく調べてみると機械が壊れていた」という.

[132]土本典昭『逆境のなかの記録』(1976 年) 未来社刊、45 頁

[133]委員会の委員長は、杉村国夫委員長である.

[134]『熊本日日新聞』1975 年 8 月 8 日.

[135]坂本登前掲書、32-58 頁.

[136]第 71 回国会、公害対策および環境保全特別委員会第 15 号昭和 48 年 9 月 12 日、水俣病市民会議会長日吉文子氏は参考人として答弁し、昭和 45 年 2 月 20 日、第 2 回水俣病委員会

4.裁判を通しての苦悩

水俣病被害者らは、激しい社会的偏見にさらされながら、生存権の回復を求めた裁判が進むと、さらに周囲からの激しい弾圧が加えられることになる。水俣市民の大多数がチッソ側に立ち、裁判をしない、または、取り下げた家族にはお金が届けられた。そして、裁判を続けた家族は、仕事もなく周囲からの嫌がらせを受けながら、生存権の回復を求める闘争が行われた。だが、提訴をおこなった漁家や、水俣病被害者は次第に団結力を失っていき、水俣病多発集落の１つである茂道では、わずか１軒となってしまった。茂道で裁判を闘った杉本栄子氏の回想録によると「最初は背広を着た人が来よったっですけれども、断り続けておったら、どうしても切り崩すということで親戚を使いだしたんです。それでも断ると、親戚の人たちからも、もう家内(やうち：身内)と思うな[137)]」といわれ縁を切られたという。また、漁師の命というべき網をズタズタに切られたり、船を勝手に乗り回されたりして、漁師としてのプライドを傷つけられたと話す。1973 年（昭和 48 年）、3 年 9 か月に及ぶ裁判が終結し、勝訴の判決を受けると、集落の人々の態度が変わり、「いままでのことゆるしてくれち」と謝ってきた。杉本氏は、「もう集落の人が信じられんようになった」と言いつつも、「この人もつらかったんだなあ」と回想している[138)]。

また、緒方氏の証言によると、家族に「狂死」や「胎児性水俣病被害者」がいると、周囲から、「あすこは（あそこは）、奇病の血統」、「汚なか、よそわしか、水俣病のうつっでよりつくな」などと、伝染病呼ばわりされた。さらに、「あすこから嫁はもらうな」といわれたり、水俣病被害者らの補償金に対して「汚なかゼニ」、「ゼニ目当てに申請した」などと言われたりしたという[139)]。緒方正人氏は、このような偏見、差別、迫害は、自分の家族に限ったことではなく、水俣病被害者やその家族は同様に経験していると指摘する。そして、「差別や迫害に耐え兼ね、逃げるように現地から去った人たちや、自殺にまで追い込まれた人、人眼を避けるように閉じこもりの生活を余儀なくされた患者が数多くいたと証言する。加えて、差別や偏見は社会的人間関係の破壊をもたらし、少なくとも最小限保証がされなければならない社会的地位をも侵された[140)]」という。

での議事要録内容を取り上げている。補償額を抑えるために、認定制度が切り捨ての手段に使われている.

[137]栗林彬(2000 年)『証言　水俣病』岩波新書、137-138 頁.

[138]栗原彬(2000)前掲書、140 頁.

[139]坂本登前掲書、132 頁.

[140]坂本登前掲書、133 頁

第 3 節　水俣病被害者の生活破壊と生活保障に関する課題

水俣病の発生は公害激甚地域を中心として、市街地へと拡大していった。1957 年（昭和 32 年）水俣市の資料によると、水俣病多発地域に居住する 47 世帯の内、17 世帯が生活扶助を受給していた[141]。なかでも、不知火海沿岸地域における魚介類の影響は深刻で、漁家の生活は困窮を深めた。また、1959 年（昭和 34 年）水俣市魚卸小売業組合は、不知火海一帯で獲られた魚は販売しないと不買を決議したことから、さらに漁家の生活は窮乏化する結果となった。収入源を絶たれ、また、新日窒からの生活補償は無く、なおかつ、親族による支援を求めることができない漁家は、生活保護制度を受給した。

1959 年（昭和 34 年）、生活保護適用状況は表 1－5 に示す通り、74 世帯、344 人に達し、そのうち、水俣病世帯は 16 世帯、60 人が受給した。1957 年（昭和 32 年）水俣市議会奇病対策特別委員会は、困窮する漁家の状況に対して、「生活扶助の開始にあたりある程度の資産があっても之が適用されるようにしてもらいたい[142]」と国に陳情を行った。

表1－5　1959年8月8日　対策漁業調査　（単位世帯）

評価 / 地域	A	B	C	合計
茂道	7	5	8	20
湯堂	3	4	4	11
月浦	5	3	6	14
丸島	1	2	8	11
梅戸	2	1	7	10
舟津	2	3	3	8
合計	20	18	36	74

A	直ちに救助を必要とする
B	Aに次ぐ
C	当分の自活可能

出典、水俣病研究会編『水俣病事件資料集上』葦書房、1996年、390頁　筆者一部加筆修正　作成.水俣市衛生課職員メモにある集計に誤りが一部ある.

後に、1959 年（昭和 34 年）、第 33 回衆議院社会労働委員会[143]において、生活保護による各種扶助ならびに社会保険各法の給付に万全を期すことや、治療費の増額、保護率の 3 分の 1 についても引き上げるよう柳谷議員によって指摘されている[144]。しかし、国は生活保護の適用の変更や治療費などの増額は認めなかった。

こうした国の決定を受け、熊本県民生労働部社会課は、水俣病被害者と小規模零細漁家の生活は極めて困窮状況にあることから、このまま放置すれば被保護世帯に転落する状況にあるとして、世帯更生資金を活用する一方で、以下の法外援護を実施した。

例えば、熊本県は 1957 年（昭和 32 年）3 月、見舞金[145]として 200,000 円、1958 年に

141水俣病研究会(1996) 前掲書、葦書房、118 頁

142水俣病研究会編(1996 年)『水俣病事件資料集上・下』葦書房、415 頁

143水俣病研究会編(1996 年)前掲書、722 頁

144水俣病研究会編(1996 年)前掲書、721 頁自.由民主党の柳谷喜三郎議員の発言である.

145見舞金または盆暮見舞金として支給されていた.

は 84,000 円、衣類 380 点、累計 284,000 円を支給した[146]。また、水俣市は、公害激甚地域に定住する水俣病被害者らに対して、1956 年（昭和 31 年）3 月 40,495 円、1957 年 3 月 266,850 円、1958 年（昭和 33 年）3 月 1,081,704 円、累計、約 1,390,000 円を見舞金として支給した[147]。

これらは、水俣病被害者および困窮する漁家世帯に対して生活再建を目的として投じられたのではなく、一時的な援護（法律外の援護）として支給されている。先述した対策漁業調査で、Ą の直ちに援護が必要、B の、A に次ぐと判定された漁家 36 世帯を対象に、熊本県ならびに、水俣市が支給した見舞金の総支給額で割ると 46,500 円となる。これを支給された 3 年間で割ると、年 15,500 円の見舞金の支給にすぎない。1953 年（昭和 28 年）当時、漁家の年間所得が 44,000 円程[148]であったことから考えると、見舞金の支給額は漁家にとって 3 分の 1 の収入でしかった。

深井の指摘によると、1959 年（昭和 34 年）熊本県社会課は、水俣病被害者および漁家の援護状況と生活実態を次のようにまとめている。「生活保護の適用は水俣市 12 世帯、津奈木町、湯ノ浦村合わせて 46 世帯と総合計月額、46 万円に抑えられていた。世帯更生資金は 1958 年（昭和 33 年）末で 17 世帯合計 72 万円にとどまり、法外援護に関しては市より盆暮れ見舞金ほか累計 139 万円弱、県より 28 万円余円と衣類 380 点」[149]が支給されたに過ぎないという。こうした法定ならび、法定外の脆弱な救済を補うために、水俣市は 1958 年（昭和 33 年）水俣病被害者への栄養補給費として、1 人あたり月 3,000 円の国庫負担を厚生省に陳情[150]するが認められず、月額 700 円の支給に留まった。また、1959 年（昭和 34 年）水俣市保護記録[151]によると、水俣病被害者世帯のほとんどが零細漁家であり、一家の働き手を失う生活は、極度に困窮状態へと陥り、担税力の無い世帯であることから、下記のように市民税等が減免された（表 1－6）。

表1−6　1959年水俣市市民税他減免措置

区分	税目	対象人員	減免額
普通税の減免	市民税	43	25千円
	固定資産税	25	38
	都市計画税	25	5
計		93	68

水俣病研究会編『水俣病事件資料集』葦書房、399頁

なお、水俣病被害者の生活構造調査に協力して頂いた、No1.の回想によると、「小さな土地しか持たない漁家にとっては、魚は怪しいと思いつつも生きるために魚を食べざるお

146水俣病研究会編(1996 年)前掲書、395 頁

147水俣病研究会編(1996 年)前掲書、543 頁

148水俣市史編集委員会(1966 年)『水俣市史』水俣市、400 頁. 1956 年漁業経営者数 191 人、1958 年は 106 人で計算していた.

149深井純一「水俣病問題の行政責任」宮本憲一編（1977）『講座地域開発と自治体 2 公害都市の再生・水俣』筑摩書房

150水俣病研究会(1996)前掲書、葦書房、380 頁－381 頁、414 頁

151水俣病研究会編(1996)前掲書、葦書房、399 頁

得なかった」という。1958 年（昭和 33 年）熊本大学研究班が、水銀の疑いが強いと公表した後も、漁家は 1 日に 1 人あたり 400ｇの魚を摂取していたされる[152]。 1955 年（昭和 30 年）当時の水俣市の 1 世帯の構成人員数は約 5 人[153]とすると、1 世帯あたり 1 日おおよそ 2 ㎏の魚を摂取していたことになる。独立行政法人国立健康・栄養研究所の調査によれば、1956 年(昭和 31 年)、日本人 1 人当たりが、1 日に摂取する魚の量は 47ｇ[154]であったことから考えると、水俣の漁家 1 人当たりの摂取量はおよそ 10 倍を摂取していたことになる。また、No.4 のインタビューによると、漁家の多くは日々の生計を維持するために、日払いの職を求め家族総出で働いていたという。とりわけ、県道の整備やトンネル工事、また、佐賀方面へ海苔養殖業者に就職した者が多数あったという。県道の土木工事には、1 日男性 250 円、女性 200 円で雇われ、水俣病特有の症状である「カラス曲がり[155]」の症状を抱えての仕事で、その日の食費を稼ぐのがやっとであったと話す。なお、1957 年（昭和 32 年）12 月、水俣市保護記録によると、日雇い 1 日あたり 300 円の支給があったと記されている。水俣病被害者らは、先行き不透明な生活が続き、生活は日に日に困窮の度を増したと回想する。有機水銀中毒によって生まれたいわゆる胎児性水俣病の子どもや、劇症型水俣病による被害者及び高齢者の介護が伴い、女性の生活は一段と厳しかったと付け加える。

一方、1959 年（昭和 34 年）水俣市の生活困窮者総数は 800 世帯と推計され、そのうち、生活保護法適用世帯は、393 世帯（1959 年 9 月末）、1180 人が受給している。生活保護率は世帯 38.239%、人員 23.543%に及び、人口 4 万人から 5 万人規模の市では全国で最も高い傾向を示した[156]。なお、1959 年（昭和 34 年）、8 月末時点、水俣市は 71 世帯を保護していたが、新日窒より 3500 万円の漁業補償金[157]が支払われたことによって、漁家の 58 世帯が生活保護を廃止された[158]。このように、水俣病被害者および漁家の困窮は極限に達していたにもかかわらず、生活保護による救済は、一時的な救貧施策でしかなく、防貧対策として機能していなかったと推察される。また、こうした状況を大沢(2007 年)のいう生活保障システムをより鑑みると、環境破壊によって家族や漁業経営体(ミクロレベ

---

[152]水俣病研究会(1996)前掲書、559 頁

[153]国勢調査によると 1955 年水俣市の人口は 46,233 人、世帯数 9,251 世帯となり、一世帯当たりの人員は約 5 人となる.

[154]1956 年時、日本人一人当たりが摂取する魚の値.独立行政法人国立健康・栄養研究所『国民栄養の現状』http://www0.nih.go.jp/eiken/chosa/kokumin_eiyou/

[155]こむら返りを水俣地域ではカラス曲がりという.

[156]水俣病研究会編(1996 年)前掲書、395 頁

[157]1959 年 8 月 6、水俣市漁協・鮮魚小売り組合とともに新日窒素（チッソ）水俣工場にデモ.新日窒水俣工場と第 1 回漁業補償交渉①漁業補償一億円②ヘドロの完全除去、③浄化設置を要求.第 1 次漁家紛争始まる.水俣漁協と新日窒の交渉が難航し、怒った漁家らは交渉会場に乱入、翌日警官隊が実力を行使し、漁家、工場側、警察官に負傷者多数がでる.

[158]配当金は漁家 1 世帯あたり約 14 万円が支給された.また、13 世帯 24 人が被保護世帯として継続され。水俣病研究会編(1996 年)前掲書、395 頁.

ル)、そして、伝統的なコミュニティとして維持されてきた互助や共助などの制度、慣行(メゾレベル)は破壊された。また、中央政府のマクロレベルとして位置づけられていた生活保護制度は、一時的に機能したが、地方公共団体の法外援護など、メゾレベルの救済措置が行われたことによって、生活保護は停止された。

以上、水俣病被害者や漁家の生活保障の課題は、窮乏化の進む水俣病被害者や漁家の生活保障システムを接続させ、循環させることである。また、野口の地域安全網 4 層理論からすると、雇用の不安定化を安定化に転換することであり、加えて、所得と就労支援、医療、住宅を保障していくことである。さらに、社会的脆弱層の制度的排除を無くすために、ソーシャルワーカーによる支援が必要であった。そして、公的扶助制度の機能不全からセーフティネットの張替が課題としてあげられる。

第 4 節　考察

これまで、新日窒が水俣地域へ進出する過程を概観してきた。新日窒による近代工場の建設は、主要な産業に乏しい水俣地域において、雇用を創出するとともに、地域住民の生活を豊かにするとして期待された。企業誘致を果たし、新日窒水俣工場が稼働することによって、水俣市の人口は増加し、市税収入も増加したことから、市民の暮らしは物質的に豊かになった。その一方で、生活の糧となる魚場を奪われ、人命の損傷が繰り返されてきた。また、漁家世帯が受けた激しい偏見と差別の実態があった。そもそも水俣病に対する偏見や差別は、公害が発生した際に生じただけではなく、それ以前にから不知火海沿岸部を中心に存在していた。前述したように、水俣病多発地域は、天草諸島などより移住してきた人々によって形成され、在来農家らは漁家や半農半漁の住民を貧しい者として蔑視していた。そして、新日窒による公害被害が拡大すると、水俣病を伴う偏見や差別は、在来農家に加え、同一地域で水俣病被害者を排除し合うようになった[159]。なお、行政の水俣病認定をめぐる救済制度の瑕疵が、人間関係の断絶と地域を分断することにつながっていくことを指摘しておきたい。

この他に、収入源を絶たれた漁家は生活が困窮することから、生活保護を受給するが、新日窒からの補償金を受け取ったことにより、公的扶助は停止された。先にも示したように熊本県は世帯更生資金や、法外援護（見舞金）を行うなどにより救済したが、それらは一時的な救済に過ぎなかった。こうした状況に対して、水俣病被害者を支えるために全国から支援者が集まり、生存権などを求める運動が展開され、裁判所の判決の効果は新日窒による一定の補償を含む権利を獲得した。だが、この補償は、水俣病被害者の生活を実質的に安定化させたとは言い難い。なぜなら、依然として、水俣病被害者の直接的、また、間接的生活支援の多くは、家族支援(介護)によって支えられ、地域を含む包摂的な支援となっていないからである。後述するが、筆者が 2014 年（平成 26 年）に行った水俣病被害者に対する研究調査[160]においても、高齢の親が水俣病被害者である子どもの介護[161]を行

---

[159]本研究論文においては、漁家世帯を中心に論じている.

[160]三好禎之(2016 年)「水俣病多発地域における漁家世帯の生活構造」名古屋経営短期大学紀

っていた。また、姉が毎日、水俣病被害者である弟の家に行き、食事を作ったり、病院へ付き添ったりする支援が確認された。先述したように水俣病多発地域において、とりわけ漁業関係者の多くは、魚介類を大量[162]に摂取し、家族の大半が水俣病を発症していることが少なくない。そのため、水俣病被害者を支援する家族もまた、水俣病特有の症状を有している場合がある。こうしたことから、水俣病被害者ならびに、その家族の定期的な検診が継続的に行われるべきであろう。そして、偏見や差別を恐れ申請しなかった住民や、水俣病の症状に気づかない人も多いことから、救済へは十分な配慮をもって行われなければならない。

このように、水俣病被害者やその家族への補償は、現在から将来に向けた生活保障でない点で、まさに人権に関する大きな課題と言える。

第 5 節　小括

本章は、水俣病を発生させた原因企業である新日窒の歴史を検討するとともに、公害により環境破壊がもたらされ、多大な受苦を強いられた地域住民の生活を明らかにした。とりわけ、公害激甚地域に定住する漁家世帯に注目するとともに、激しい偏見と差別がいかにして生じたのかを概観した。また、公害発生以前、水俣地域には、不知火海沿岸地域を中心とした、偏見や差別が存在していた。こうした歴史的にみる偏見や差別が、公害問題から生じた人権侵害につながっていることを検討した。加えて、本研究が対象とする地域は、奥田(奥田：1983 年)が指摘する地域共同体モデルに現れるような、いわゆるムラ社会的コミュニティであったが､住民生活の安全網として位置づけられていた伝統的な互助は、激しい人間関係の断絶と、地域の分断によって衰退した。本章の第 2 の目的として位置づけていた、漁家の生活困窮を明らかにした。そして、生活困窮に直面する漁家世帯を救済すべく生活保障は、いかに機能したのか検討した。

以上、産業構造の転換が図られ、資源の収奪と生活破壊が行われるなか、水俣病被害者の人権を擁護する支援団体が誕生する。支援団体は、水俣病が多発する地域で内発的に形成され、水俣病被害者や漁家の生活保障を模索した。次章は、水俣市の都市整備と支援団体の活動を検討する。

要第 57 号、91-106 頁

[161]日常的な介護とは、着替え、食事、排泄、入浴、整容、移乗などの介助をいう.

[162]太刀魚を 1 人 400ｇ摂取していたという. 水俣病研究会編、(1996 年)前掲書、559 頁

第 2 章　水俣市の都市整備と支援団体による活動

第 1 章で論じたように、水俣病は新日本窒素肥料株式会社（以下、新日窒という。）水俣工場からでる工業廃液が未処理の状態で排出され発生した。また、長期間工業廃液の排出を止めず、なんら対策が講じられず放置されたことによって環境汚染は広がった。新日窒の環境破壊は､不知火海沿岸部をはじめとした圏域住民の日常生活を破壊すると同時に、窮乏化に陥り生命の危機に直面した。

本章は、熊本県、水俣市、水俣市に隣接する津奈木町の就業人口の推移をとらえるとともに、その変容を明らかにする。また、水俣病を発生させた原因企業である新日窒の地域進出を概観しつつ、地方公共団体が工業振興施策を中心に都市整備が進められる実態を概観する。なかでも、新日窒が地域資源や労働力を企業支配下に従属させる一方で、地方公共団体が企業に依存度を高めていく過程を明らかにする。

他方で、困窮する漁業従事者および水俣病被害者を対象とした水俣病対策特別措置法や失業対策事業、そして、地方公共団体の施策がいかに整備され機能したのかを検討する。また、地域から疎外された水俣病被害者を支援するために、自力更生的な団体が結成された経緯を概観する。これらに加えて、漁家や水俣病被害者の利害を支援者が弁護（代弁）し、地方公共団体が示す施策に対抗した支援策を検討する。

第 1 節　水俣市の人口変動と就業構成

本節は､『水俣市史（1966 年)』などを参考に衰退する不知火海沿岸部と過剰人口の形成過程を整理し、九州南部の一寒村が、いかに近代工業都市へと変貌したのか、その歴史を概観する。近代工業都市への変貌は、多くの労働者を必要とし、地域の就業構造および所得構成を変容させた状況を歴史的に究明する。

1.水俣市の人口変動と就業者の推移

水俣の人口動向を大日本帝国静態人口調査及び『水俣市史(1966 年)』よりとらえると、最も古い記録は 1875 年(明治 8 年)の記録である。当時の人口は 11,187 人(2187 世帯)と、1 万人を超える人口であった。1889 年(明治 22 年)市町村制が実施されたことによって、水俣村が誕生し人口は 12,040 人(2400 世帯)を数えるまでになり、村の税収は 13,000 円程[163]であったという。さらに 1912 年(大正元年)水俣町制が施行されると人口は増加し 17,192 人となり、市の税収は約 20,000 円[164]を超えるまでに至った。後に、1949 年(昭和 24)水俣市制が施行されると人口は 42,137 人に至り、そして、1956 年(昭和 31 年)久木野村と合併した際には 50,461 人[165]とピークに達した。しかし、水俣病が公式に確認[166]され

---

[163]水俣市史編集員会(1966)『水俣市史』水俣市役所の調べによれば、現在の価格でおよそ 1500 万円.

[164]水俣市史編集員会(1966)前掲書：現在の価格で 2400 万円.

[165]水俣市史編集委員会(1966)前掲書.

た 1956 年(昭和 31 年)以降、増えつづけていた人口は年々減少に転じ、1970 年(昭和 45 年)には、4 万人を割り込む結果となった。その後、人口の減少はさらに進むとともに、1960 年（昭和 35 年)、5.5%であった高齢化率も、1970 年（昭和 45 年）9.5%を超え増加が著しくなった。(表 2－1、図 2－1 参照)。また、第 1 章で論じたように、水俣市は明治末期ごろから産業構造が転換をはじめ、農漁村地域にも工場労働者が多くなり、生活様式も複雑かつ多様になっていった。

表2-1 水俣市における国勢調査人口の推移

（単位：人）

年　次	人口	65歳以上人口	老年人口（65歳以上）
	計	計	構成比
1920年	20498	／	／
1925年	23769	／	／
1930年	25776	／	／
1935年	27693	／	／
1940年	28330	／	／
1947年	39818	／	／
1950年	43661	1823	4.2
1955年	46233	2165	4.7
1960年	48342	2643	5.5
1965年	45577	3175	7
1970年	38109	3629	9.5
1975年	36782	4198	11.4
1980年	37150	4890	13.2
1985年	36520	5729	15.7
1990年	24594	6528	18.9
1995年	32842	7505	22.9
2000年	31147	8126	26.2
2005年	29120	8694	29.9
2010年	26978	8827	32.9

出典：各年度の国勢調査より作成

次いで、表 2－2 は、熊本県、水俣市および水俣市に隣接する芦北郡津奈木町の労働力人口ならびに就業者数の推移である。ここに示した「産業別就業者の推移」から、熊本県、水俣市、津奈木町の就業者先別数をとらえ、各年度において違いがあるか否かを独立性の検定（ピアソンのカイ二乗検定）を行うと、カイ二乗値 1188.6163（自由度 8）を示し有意差（p 値＜0.001）が確認された。

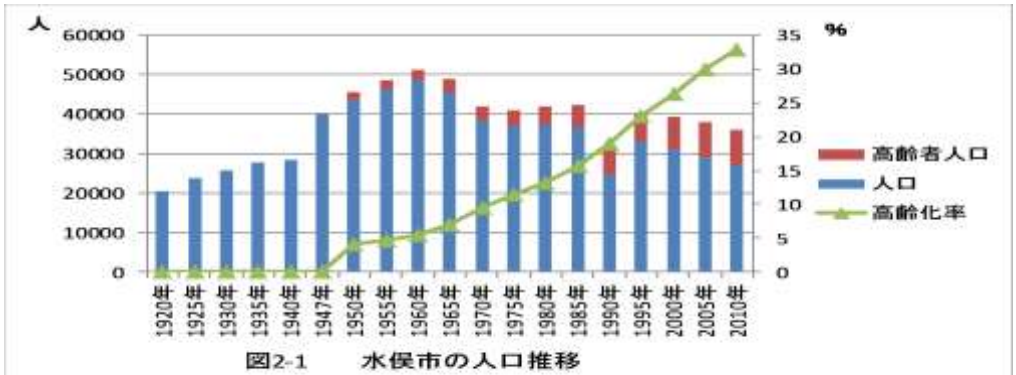

図2-1　水俣市の人口推移

筆者作成

[166]水俣病として公式に確認されている第 1 号患者は、A 氏水俣市出月出出身.1953 年(昭和 28 年)12 月 15 日発病が確認される.当時 5 歳 11 か月で発病.1956 年(昭和 31)3 月 15 日死亡.

さらに、クロス集計を用いた残差分析の結果、調整済み標準化残差が正の値で、両側 p 値が 0.05 未満（1.96 以上）となったのは、熊本県の 1955 年（昭和 30 年）、1970 年（昭和 45 年）、水俣市、1960 年（昭和 35 年）、1965 年（昭和 40 年）、津奈木町、1950 年（昭和 25 年）、1960 年（昭和 35 年）であった。逆に調整済み標準化残差が負の値で、両側 p 値が 0.05 未満（－1.96 以上）になったのは、熊本県の 1960 年（昭和 35 年）、1965 年、水俣市、1950 年（昭和 25 年）、1955 年（昭和 30 年）、1970 年（昭和 45 年）、津奈木町、1955 年（昭和 30 年）、1965 年（昭和 40 年）、1970 年（昭和 45 年）であった。（表 2－3 参照）

表2-2　産業別の就業者推移　（人）

	年	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	卸・小売業	金融・不動産	運輸・通信	サービス	公務
熊本県	1950	475229	11275	18981	11964	25150	70166	70595	5932	29047	60272	25756
	1955	519945	16708	26140	11241	30828	70707	96719	8939	32740	84366	27373
	1960	376042	13915	23345	12553	37857	67833	115361	9833	33225	104685	31745
	1965	312372	7445	21789	9113	47245	74214	122691	11816	38392	104685	31745
	1970	273328	7031	17390	6406	52027	87191	140511	13834	43198	127014	35837
水俣市	1950	6518	220	337	31	1189	4604	1529	117	783	1207	341
	1955	5724	184	259	39	979	4431	2217	192	862	2183	697
	1960	5681	319	172	34	1583	4689	3073	253	1272	2342	449
	1965	5190	238	207	40	1623	4131	3275	260	1158	3086	544
	1970	3745	185	170	60	1245	3185	3025	280	1330	3400	560
津奈木町	1950	2699	51	394	21	140	345	189	11	124	168	49
	1955	2015	56	496	25	182	412	156	21	140	215	59
	1960	2139	30	284	43	213	413	304	17	208	243	60
	1965	1591	18	268	41	267	400	315	15	128	210	66
	1970	1186	17	249	34	252	372	287	17	124	259	87

出典:各年度による国勢調査

表2-3　就業者総数調整済み標準化残差　筆者作成

地域＼年	1950	1955	1960	1965	1970
熊本県	1.605	21.110	−14.599	−18.238	9.016
水俣市	−7.432	−20.956	13.194	20.869	−4.533
津奈木町	12.643	−4.678	6.126	−2.114	−11.833

上記に示した結果から、産業別就業者数が、1955 年（昭和 30 年）熊本県では全体の 21%よりも高くなるが、水俣市、津奈木町では少ない値を示す。一方、1960 年（昭和 35 年）、水俣市、津奈木町では、高くなり、逆に熊本県は少ない値を示した。このように、熊本県

は 1955 年（昭和 30 年）をピークに就業者数が増加するが、その後、減少し停滞を示している（表 2－1、図 2－1）。また、水俣市は表 2－1、図 2－2 にあるように 1965 年（昭和 40 年）をピークとして、就業者数の急速な増加と減少という形態が現れ、同様に、津奈木町は 1955 年（昭和 30 年）、緩やかに増加した後、1960 年（昭和 35 年）以降漸減する傾向がみられる（表 2－1、図 2－3 参照）。さらに、就業先別構成から農・林・漁業を抽出してとらえると、熊本県の農業就業者数は、一貫して減少を続け、同じように水俣市、津奈木町に関しても同様な傾向をみることができる。

1958 年（昭和 33 年）、水俣市の農家戸数は 2499 世帯であり、農業生産額は 2.4 億円であった。農業生産額を農家戸数で除すると 1 世帯当たり約 10 万円の生産所得があったと考えられる。そのうち、67%にあたる 1.6 億円は自家消費である。1958 年（昭和 33 年）当時の水俣市の市民所得額は 14.8 億円と推定され[167]、1 世帯当たり 18.6 万円を得ていたと考えられ、上記に示すように、農家の 1 世帯当たりの所得額と水俣市民の市民所得額を比較すると、市民所得額の方が高いことがわかる。

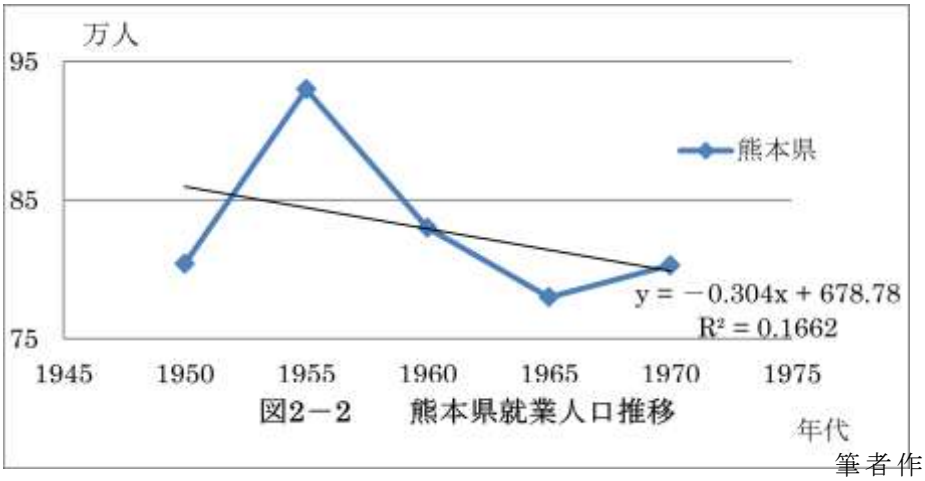

図2－2　熊本県就業人口推移

筆者作成

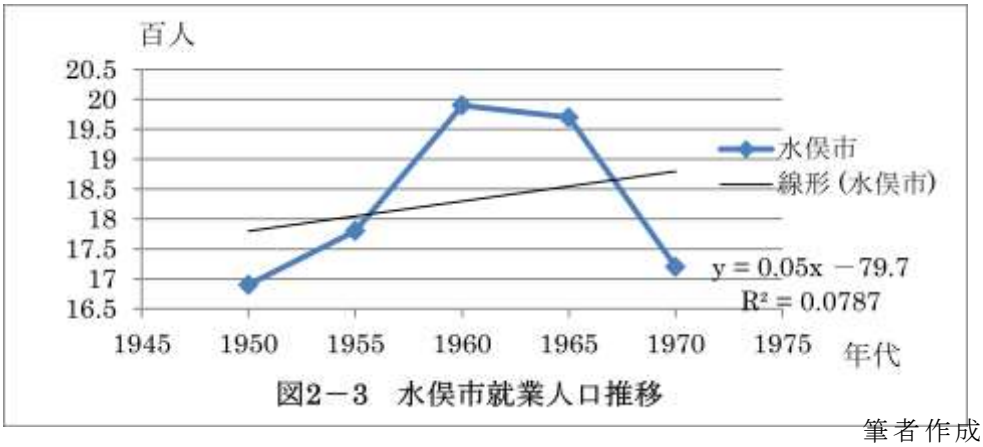

図2－3　水俣市就業人口推移

筆者作成

[167]水俣市(1955)『水俣市新市町村建設計画調整・基礎調査』水俣市

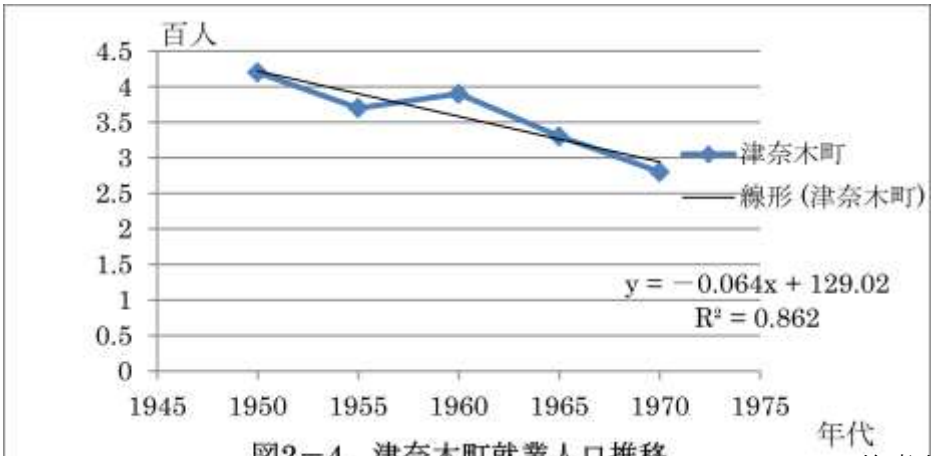

図2－4　津奈木町就業人口推移

筆者作成

2.水俣市の産業構成と兼業状況

表 2－4 は、水俣市、熊本県の第 1 種兼業農家、第 2 種兼業農家の兼業先についての構成比をとらえたデータである。これらを比較すると水俣市の兼業農家の兼業先は、第 1 種兼業農家が林業 38.4%、次いで工業 17.4%となり、第 2 種兼業農家は工業が 55.7%、続いて建設業 6.8%、そして林業 6.6%と比率が高いことが確認できる。水俣市の主要な産業を新日窒水俣工場が支えていたことから考えると、第 1 種兼業農家、第 2 種兼業農家の兼業先は水俣工場、または、新日窒関連工場であったことが推察される。

表2-4　農家の兼業先の産業別構成

		世帯数	林業	漁業	鉱業	工業	建設業	商業	交通業	公務	その他	計
水俣市	専業	413世帯22.0%	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	第1種兼業	725世帯38.7%	38.4	2.2	0.1	17.4	7.2	3.1	1.6	7.5	22.5	100
	第2種兼業	736世帯39.3%	6.6	3	0.1	55.7	6.8	4.3	0.9	9.4	13.2	100

出典：水俣市（1955）『新市町村設計計画調整・基礎調査』水俣市

これらのことから、熊本県、水俣市、津奈木町の就業者数の推移をとらえると、熊本県の就業者数は大きな減少はなく停滞するが、水俣市、津奈木町は一時的に増加した後、減少する傾向が確認できる。一方、水俣病被害が多発した水俣湾及び不知火海沿岸部で操業する漁業就労者数は「昭和初期の漁業状況（表 2－5)」に示す通り、1927 年（昭和 2 年)、807 人におよび、市の総人口 24,283 人に占めるその割合は 3.4%程であった。

表2−5　　昭和初期の漁業状況　1927年

項目	総戸数	漁業戸数	総戸数人口（人）	漁業人口（人）	総人口に対する百分比
数	4584	316	24283	807	0.034

出典：水俣市史編纂委員会（1966）『水俣市史』水俣市、395頁

さらに、1937 年（昭和 12）漁業就業者は 340 人(世帯数 209 世帯)にまで減少する。1935 年(昭和 10 年)の水俣市の総人口を用いて、上記漁業就業者の構成割合を求めると約 1.2%となり、わずか 10 年で半数近い漁業就業者が減少したことになる。先に示した「表 2−2 産業別就業者の推移」より、漁業就労の動向をとらえると、1950 年（昭和 25 年）、水俣市の漁業人口は 337 人であった。また、水俣病が公式に確認される前年の 1955 年（昭和 30 年）になると 259 人に減少した。1955 年（昭和 30 年）、水俣市の人口が 46,233 人であったことからすると、総人口に占める漁業就労者の割合は 0.56%とであることがわかる。続けて、水俣市の漁業就労者の推移をとらえると、1960 年（昭和 35 年）を起点として緩やかに増加したあと、1965 年以降、再び減少に転じ、1970 年（昭和 45 年）に入ると 170 人にまで縮小する（表 2−2、図 2−3 参照）。また、水俣市の北に隣接する津奈木町は、1950 年（昭和 25 年）から 1955 年（昭和 30 年）にかけて漁業就労者人口は増加しピークを迎えるが、1955 年（昭和 30 年）以降、減少に転じている（表 2−2、図 2−4 参照）。このように、水俣市と津奈木町では漁業就業者数の増減に特異な傾向を取っていることがわかる。

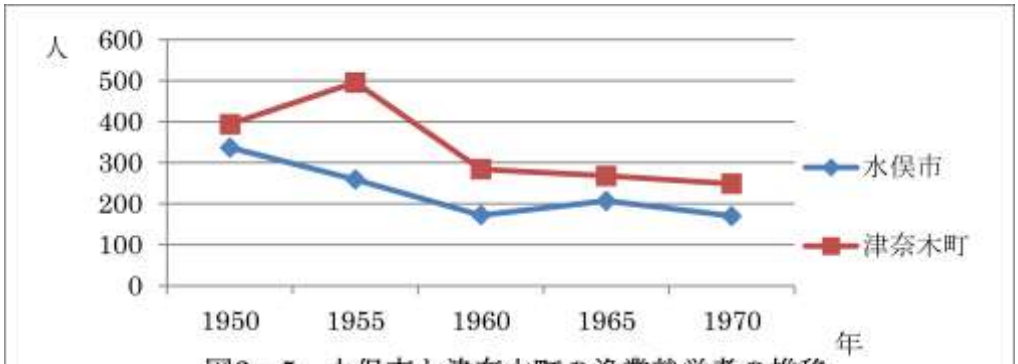

図2−5　水俣市と津奈木町の漁業就労者の推移

筆者作成

各年度において漁業就業者数に違いがあるか否かを独立性の検定（ピアソンのカイ二乗検定）を行うと、カイ二乗値 198.9378（自由度 8、p 値＜0.001）を示し有意差が確認された。先述した就業者数全体と同様に、クロス集計を用いた残差分析を行うと、調整済み標準化残差が正の値で、両側 p 値が 0.05 未満（1.96 以上）となったのは、熊本県の 1960 年（昭和 35 年）、1965 年（昭和 40 年）、1970 年（昭和 45 年）、水俣市、1950 年（昭和 25 年）、津奈木町、1950 年（昭和 25 年）、1955 年（昭和 30 年）であった。逆に調整済み標準化残差が負の値で、両側 p 値が 0.05 未満（−1.96 以上）になったのは、熊本県の 1950

年（昭和 25 年）、1955 年（昭和 30 年）、水俣市、1960 年（昭和 35 年）、津奈木町、1960 年（昭和 35 年）、1965 年（昭和 40 年）であった。

表2-6　漁業者数調整済み標準化残差　　筆者作成

年 / 地区	1950	1955	1960	1965	1970
熊本県	−11.180	−2.864	7.170	4.577	1.974
水俣市	10.297	−1.366	−5.395	−1.758	−1.177
津奈木町	5.907	4.817	−4.786	−4.446	−1.572

残差分析の結果から、1950 年（昭和 32 年）、漁業就労者の比率をみると、熊本県は低いが、水俣市、津奈木町では逆に高い傾向がみられる。1955 年（昭和 30）同様に熊本県は低い値を示す一方、津奈木町では高い傾向を示す。1960 年（昭和 35 年）以降、熊本県の漁業就労者の値は高いが、水俣市、津奈木町では低い傾向を示した。

熊本県、水俣市、津奈木町の漁業就労者数の折れ線グラフに単回帰直線を加えると、次のような結果が得られた。図 2－6、図 2－7、図 2－8 に示す通り、水俣市、津奈木町、熊本県の単回帰直線は、右下がりとなった。決定係数値（以下:R^2 と記す。）は水俣市 0.7533 を示し、また、津奈木町に関しては、0.6121 と各年代と漁業就労者数の増減には、やや強い相関関係があると推察される。

なお、熊本県全体の漁業就労者の推移も同様にとらえると、1950 年（昭和 30 年）から 1970 年（昭和 45 年）までの間、おおよそ 21,000 人で推移している。また、熊本県全体の漁業就労者数は各年度において違いがあるのか単回帰直線を加えると、R^2 値は 0.1176 を示し、弱い相関関係を確認できる。漁業就労者数と各年度においては、あまり関係がないと推察できる。

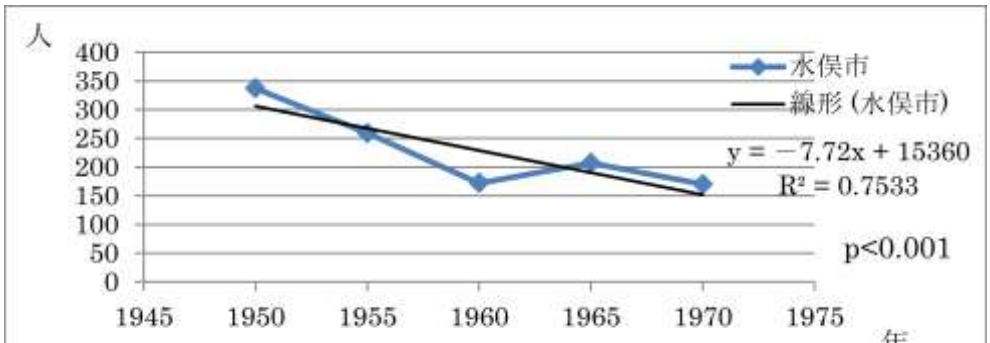

図2－6　水俣市における漁業就労者の推移

筆者作成

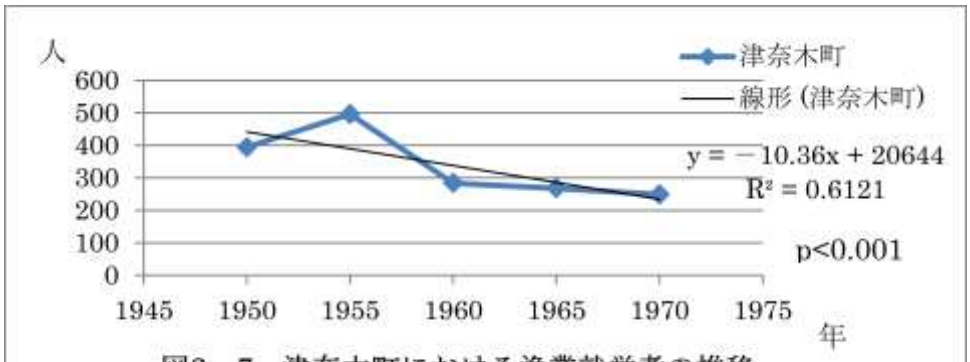

図2－7　津奈木町における漁業就労者の推移

筆者作成

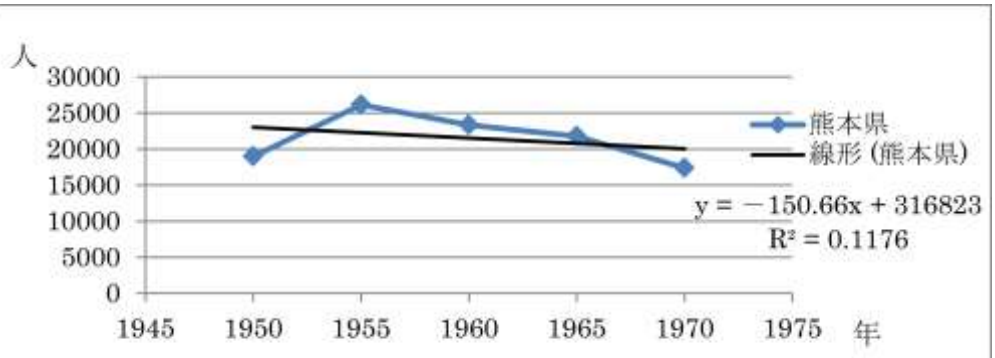

図2－8　熊本県における漁業就労者の推移

筆者作成

漁業経営のあり方と、その変容を水俣地域の漁船・漁業種類および経営団体調査により概観すると、1932 年（昭和 7 年）、無動力船と動力船[168]を含む漁船数は 388 隻であり、大多数の漁船が、後述するように 5ｔ未満の小型の漁船であった。漁業経営のうち共同経営、会社経営を行っている漁家はなく、経営団体すべてが零細な個人漁業経営となっていた。また、リアス式海岸を有し、好条件な漁場であることから沿岸漁業経営者は 220 経営者と大半を占め、沖合漁業 15 経営、遠洋漁業を行っている漁家は全く確認されていない。これらのことから、水俣地域の漁業経営は、不知火海の沖合および沿岸を中心に操業が行われた。しかし、色川の報告[169]によると、水俣は不知火海に面し、リアス式の入江と豊富な魚群に恵まれ、32 に及ぶ網代があったが、そのうち 27 か所が埋め立てたられたり汚染されたりして、貴重な漁場が奪われていったという。さらに漁業放棄の実態を第 6 次漁業センサス『日本漁業の構造(財：農林統計協会)』より概観すると、1968 年（昭和 68 年）1 月から 1972 年（昭和 47 年）12 月までの間に、熊本県は 33 地区、総面積 19,388 ㎢に及ぶ漁場が放棄されている。全国水準でこれらをとらえると、熊本県の漁業放棄総面積数は

[168]2008(平成 20)年漁業センサスによれば、無動力船とは、推進機関をつけない漁船をいう。また、動力船とは、推進機関を船体に固定した漁船をいう.この他、船外機付き漁船とは、無動力漁船に船外機(取り外しのできる推進機関)を付けた漁船をいう.

[169]色川大吉(2012 年)『東北の再興　民衆史から問い直す』河出書房新社、173 頁

全国 8 位に位置するが、漁業放棄地区数では全国で最も高い放棄数となっている[170]。なお、第 6 次漁業センサス 1973 年（昭和 48 年）1 月から 1977 年（昭和 52 年）12 月において、熊本県は漁業放棄を行っていないが、同県と隣接する長崎県、鹿児島県ともに上記センサスで初めて、漁業放棄を行った。両県の漁業放棄面積としては、鹿児島県 9463 ㎢(6 位)、長崎県は 8674 ㎢(7 位)と下位ではあるが、漁業放棄地区数では、鹿児島県 32 地区、長崎県 59 地区と最も高い値を示している。

このように漁業放棄地区数の増加は、大規模工場建設の埋立によって漁業権が放棄されたのではなく、1968 年（昭和 43 年）にメチル水銀化合物が水俣病の公害原因と特定され、1969 年（昭和 44 年）水俣湾海域(不知火海の一部)を「公共用水域の水質の保全に関する法律(以下、水質保全法という）[171]」、加えて「工場排水などの規制に関する法律(以下、工場排水規制法という。[172]」による指定水域に定められたことが大きな要因であったと考えられる。水質保全法などによる指定水域は、不知火海を望む熊本県、長崎県、鹿児島県からなる環境破壊の拡大を示すとともに、被害の深刻さを物語っているといえる。

表2−7 漁業経営者数

区分 漁業種別	1956年（昭和31年）	1957年（昭和32年）	1958年（昭和33年）
打瀬網	14	14	11
双手巾着網	1	1	1
地引網	7	8	6
磯刺網 囲刺網	19	17	17
ボラエサ付け籠			
イカ籠			
一本釣り	123	69	53
延縄	7	3	3
蛸壺			
その他の漁業	20	9	15
大網			
ボラ餌付釣り			
計	191	121	106

出典：水俣市史編纂委員会（1966）『水俣市史』水俣市、401頁
一部筆者加筆

ところで、先にも示したように、新日窒水俣工場の環境破壊が進むにつれ、漁業就労者は減少していくことになる。とくに、表 2−7 に示すように、個人漁業経営者数の減少は著しく 1956 年（昭和 31 年）当初、191 の個人漁業経営者数あったが、1958 年（昭和 33

---

[170]長谷川彰監修(1973 年)『第六次漁業センサス分析：日本漁業の分析』財団法人農林統計協会刊、339 頁、第五次センサスデータによると漁業放棄面積の上位は、千葉、山口、茨木、愛知、大分、兵庫、三重、熊本、福岡、岡山の順である.なお、漁業放棄地区数においては、熊本が 33 地区と最も高い放棄地区数となっている。

[171]1958 年(昭和 33)12 月 25 日、法律第 181 号.1959 年(昭和 34)3 月 1 日施行された.1971 年(昭和 46)6 月 24 日水質汚濁防止法(昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 138 号)の施行に伴い廃止される.

[172]1958 年(昭和 33)12 月 25 日、法律第 182 号.1959 年(昭和 34)3 月 1 日施行された.1971 年(昭和 46)6 月 24 日、水質汚濁防止法の施行に伴い廃止された.

年）には 106 個人漁業経営者にまで減少した。さらに漁業経営者の変動を 1 本釣り個人漁業経営者に着目してとらえると、1956 年（昭和 31 年）123 経営者あったが、1957 年（昭和 32 年）には 69 経営者にまで減少した。そして、1958 年（昭和 33 年）には 53 経営者にまで減少している。上記に示した 1 本釣りは、船から同時に数本の糸を垂らして釣るのが一般的で、漁業権を取得することなくどこでも釣ことができ、水俣市漁業経営者の主な漁業形態であった[173]。加えて、1 本釣りを行う漁業経営者の特徴として、表 2－8 に示すように 5 トン未満の無動力漁船が 273 隻と全体の 8 割を超え、機械化の伴わない漁業であった。なお、水俣市史（1966）より、1956 年（昭和 31 年）、1 本釣りの漁獲高は、25493 貫[174]（95,598.75ｋｇ）、水揚高 10,979,000 円があった。1956 年（昭和 31 年）時の水揚高を、先述した漁業経営者数 123 経営者で除すると、一経営者当たり年額約 89,260 円を得ていた。左記に示した金額を 12 か月で除するとひと、月当たり約 7,440 円の収入があったと考えられる。また、上記と同様に、1958 年（昭和 33 年）、漁獲高 1,030 貫（3,862.5kg）水揚げ高 3,605,000 円となり、53 経営者で除すると一経営者あたり 68,018 円となる。これを 12 か月で除すると約 5,670 円となり、1956 年（昭和 31 年）時点と比較して、ひと月あたり 1,770 円、所得が減少したことになる[175]。

1 本釣を行う漁業経営者の月収を 1958 年（昭和 33 年）時のサラリーマンの平均月収約 16,500 円[176]と比較するとおよそ 3 分の 1 の収入に留まっていることがわかる。このように、水俣市の漁業経営者は 1 本釣りをはじめとした個人漁業経営者を中心として減少し、同時に、所得も大きく減っていた。また、網子を雇い入れ、大きな漁具や動力漁船など資本を有する漁業経営者は比較的減少が少ない傾向が確認できる。表 2－9 は、水俣市の第 1 種兼業漁家、第 2 種兼業漁家における兼業先のデータである。これらを比較すると水俣市の兼業漁家の兼業先は、第 1 種兼業が第 1 次産業 9.6%と高く、次いで第 2 次産業 1.8%となっている。また、第 2 種兼業漁家は、第 2 次産業 28.2%と比率が高く、次いで、第 1 次産業 20%と高い傾向を示した。先述した兼業農家と兼業漁家を単純に比較すると、第 1 種兼業農家、第 2 種兼業農家ともに兼業の割合が高いことが読み取れる。さらに、農家、漁家ともに第 1 種兼業は、第 2 次産業よりも第 1 次産業に兼業する世帯が多く、第 2 種兼業は、第 1 次産業に兼業するというより、第 2 次産業に兼業する世帯が多い傾向にある。第 2 種兼業農家、第 2 種兼業漁家ともに、第 2 次産業

表2－8　漁船数　1957年

区分		隻数
動力船	5屯未満	55
	5屯以上	8
	計	63
無動力船	5屯未満	273
	5屯以上	2
	計	275
計		338

出典：水俣病研究会編（1996）『水俣病事件資料集上巻』葦書房、367頁、筆者一部加筆.

173北岡秀郎(1981)『公害患者への接近―水俣病患者の調査から―』新日本医学出版社、79 頁参照.

174 1 貫：3.75ｋｇ.

175水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、401 頁.

176厚生労働省賃金構造基本統計.

への兼業の割合が高い傾向にあり、水俣市の主力産業である新日窒水俣工場ならびに関連工場へ兼業していた推察される。

表2-9　漁業専業・兼業別世帯数　1958年

区分 / 世帯数比率	総数	専業	兼業								
			第一種兼業				第二種兼業				
			第一次産業	第二次産業	第三次産業	小計	第一次産業	第二次産業	第三次産業	小計	計
世帯数	319	118	30	6	1	37	64	90	10	164	201
比率	100%	37.1%	9.4%	1.8%	0.3%	11.5%	20%	28.2%	3.2%	51.4%	62.9%

出典：水俣市史編纂委員会（1966）『水俣市史』水俣市、401頁　筆者一部加筆

第 2 節　水俣市における都市整備の変遷

本節は、日本窒素肥料株式会社(以下、日窒という。新日本窒素肥料株式会社の前身の名称）による地方公共団体への介入をとらえつつ、水俣町（後に水俣市）の都市改造を概観する。また、日窒水俣工場の拡張増産による営業収益の増加と、日窒従業員の町（市）民所得の向上が、町（市）財政の好調の原因となったことを明らかにする。そして、水俣町（市）税収入による日窒の比重を究明し、なおかつ（町）市行財政が一企業に依存していく実態を示す。

1.水俣市の都市改造

日窒の地域の進出及び地方公共団体への介入が進むなかで、水俣町の都市改造がはじめられる。1931 年（昭和 6 年）から 1934 年（昭和 9 年）にかけて、水俣川の改修と八幡河口の埋め立てが開始された。当時、全国的に不況が深刻で、地方財政は危機状況にあったが、水俣町の財政は比較的豊かで潤っていた。たとえば、1930 年（昭和 5 年）の水俣町の土木費は 6 万円であったが、同時期、隣接する芦北郡全体の土木費は 6.2 万円にすぎなかった。こうした財政の安定的な状況は、その後も続き、1932 年（昭和 7 年）水俣川の改修工事（総工費 50 万 7,000 円)、百閒港改築工事（総工費 50 万円）の 2 大事業が具体化した。上記に示した百閒港改築工事は、長い海岸線を持ち臨海都市として将来発展することを目指した水俣町は、海の玄関口として百閒港の築港計画を掲げ運動を続けたことから、1932 年（昭和 7 年）熊本県の工事として着工された。1935 年（昭和 10 年）に、百閒港は完成し、国際的な貿易港として発展する基礎が築かれた[177]。

1930 年（昭和 5 年）当時、水俣町職業安定所には、653 名の求職者が確認され、水俣川

[177]水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、314 頁.

改修工事や百間港の修築工事は、昭和恐慌時における失業者対策としての位置けでもあった。なお、河川工事には延べ 9 万人、百間港修築工事には延べ 2 万人の地元住民が働いた。

ところで、水俣川の埋め立てについて、「工事中、県の財政難から、古賀町観音堂下までで中止し、ここに架橋を架けて応急処置をとることに計画変更がなされたが、町では最初の計画通り遂行することを主張し、工事費で更に町が 5 万円の負担金を増額、その代償として 2 万 500 ㎡の土地を町に無償で払下げする条件で強く交渉を進め、ついに県もこれを認め、河川改修が完成した[178]」という。河川改修とは、水俣川と湯出川の合流点の下流で西北に流れる旧河川と、現在の水俣川の 2 つが派流し、分岐していたのを北へ流れる河川に統合した河川工事である。旧河道は埋め立てられて、中洲であった浜地区は陸続きになり、河川跡には市の施設などが作られた。

一方、百間港の修築工事は 1935 年（昭和 10 年）完成した。また、町財政におけるこの他の公共事業として、河川工事（県工事）、百間港（県工事）に加え、1933 年（昭和 8 年）、町営屠殺場（工費 1 万 4,400 円）、上水道工事（工費 32 万 3,000 円）、湯ノ児山上道路（工費 3 万 9,000 円）など、新規事業を次々と計上し着工した。1933 年（昭和 8 年）の町予算は経常部 19 万 2,775 円、臨時部、15 万 3,290 円、計 34 万 6,065 円となった。その 2 年後、1935 年（昭和 10 年）には、町予算 51 万 5,683 円に急増するが、町財政は安定的に推移し、同年、29 万 1,986 円 61 銭の繰越金を生み出すまでに至った。当時の納税方法は、1878 年（明治 11 年）の地方税規則により定められた、戸数割が施行されていた。戸数割りは、当初、府県税の一つとして定められ、後に府県制によって府県は市町村の戸数に応じて租税を課し、税を徴収していた。1926 年（昭和元年）に、戸数割は市町村へ移管され、さらに、1940（昭和 15 年）地方税の公布で、戸数割は廃止となった。そして、戸数割は、市町村民税に改組された。これにより、戸数割は町民税となり、同時期、水俣町 1 人当たりの町民税の平均は、4 円 3 銭 3 厘 4 毛であった。なお、1935 年（昭和 10 年）同町の戸数割納税義務者の資力賦課額は、4 万 9262 円[179]であり、資産額 2 万 1,114 円[180]である。さらに、1936 年(昭和 11 年)水俣町戸数割総額は、7 万 308 円であるが、熊本県からの奨励金 4,131 円を差し引いて、6 万 6,177 円となった。この時、水俣町の世帯数 5,415　戸、戸数割平均額は 12 円 23 銭 4 厘であった。全国の戸数割平均が 14 円であったことから、水俣町の戸数割はそれに対して低いことがわかる。1938 年（昭和 13 年）に入って、町の税収は上昇の一途を辿り、安定的な財政運営がなされた。この

表2-10　日窒水俣工場における有機化学の開始

項目＼年	研究開始	工業化開始
アセトアルデヒド	1925年	1932年
酢酸	1925年	1932年
無水酢酸	1930年	1934年
アセトン	1930年	1936年
酢酸せんい素	1931年	1934年
酢酸ビニール	1934年	1939年
酢酸人絹	1935年	1937年
酢酸エチル	1936年	1939年
酢酸スフ	—	1939年
アクリル硝子	1937年	1944年
有機ゴム薬品	1937年	1941年
塩化ビニール	1937年	1941年

出典：水俣病研究会（1970）
『水俣病に対する企業の責任』、水俣病を告発する会、123頁

[178]水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、419 頁.

[179]当時の所得額、119 万 4,482 円.所得金 1 円につき 4 銭 1 厘 2 毛.

[180]資産点数 422,280 点、1 点につき 5 銭.

時期、町財政の好調の原因は、米価やその他の農作物の所得標準の引き上げ、および、山林売却代金の急増などがあった。だが、日窒水俣工場の拡張増産による営業収益の増加と、日窒従業員の町民所得の向上などが大きく影響した。町の潤沢な財政によって、水道などの事業起債は繰り上げ償還が行われ、「昭和十年代は町財政の黄金時代[181]」と形容されるほど、財政は潤っていた。日窒の好況と安定的な町財政の一方で、環境汚染は着実に進んでいた。表 2－10 に示すように、1930 年（昭和 5 年）以降、日窒は水俣病の原因となるアセトアルデヒドや酢酸の生産などを開始し、さらに事業を拡大していった。1976 年（昭和 56 年）『水俣湾堆積汚泥浚渫事業計画書[182]』によると、1932 年（昭和 7 年）から 1945 年（昭和 20 年）までの日窒のアセトアルデヒド生産量は 78,922 t、塩化ビニール 2,110 t、無水酢酸 357 t 生産され、これらに用いられた水銀量は約 328 t を超える。そのうち、流失した量は約 24 t であった（表 2－11 参照）。この表によると、戦前から戦中にかけての総生産労量の内、29.4%に及ぶ水銀が流失していたことがわかる。

戦前、戦中の流出水銀値をもとに、単純に各年度の平均値を求めると、1,707.6 kgとなる。これは、1950 年（昭和 25 年）、1951 年（昭和 26 年）と同等の値と考えられ、水銀汚染は、1950 年（昭和 25 年）以前より進行していたものと推察される。

第 1 章でも論じたが、1925 年(大正 14 年)及び 1926 年(大正 15 年)に、水俣町漁協は、漁獲高や水質環境に異変がみられるとして、漁業補償を日窒に要求した。日窒は、水俣町漁協の要求に対して、工場から排出される廃液とは関係ないとしながらも、永久に苦情を申し出ないことを条件に見舞金を支払った。さらに、1943 年（昭和 18 年）日窒水俣工場の工場廃液が原因として、漁業被害の交渉が持たれた。当時の契約書の内容は、①工場の汚悪水、諸残渣、塵埃を、組合の漁業権のある海面に廃棄放流することによる過去および将来永久の漁業被害の補償として 15 万 2,500 円を支払う。②組合および組合員は将来永久に、一切の損害補償を主張しない。また工場より産出するカーバイド残渣は、将来旧水俣川流域方面に廃棄放流する。③将来漁業組合の経営を継承するものが生じた場合は、同組合はそのものに、本契約各条項を履行させる責に任ずる補償契約が行われたが、表 2－10、表 2－11 にみるように、日窒の有機化学の研究、工業化の開始時期より、水俣湾を含む不知火海の環境破壊は始まっていたと考えられる。

---

[181]水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、299 頁.

[182]熊本県公害部(1976)『水俣湾堆積汚泥浚渫事業計画書』62-63 頁.

表2-11 チッソからの流出水銀量

年	アセトアルデヒド					塩化ビニール					無水酢酸			流失水銀量(kg)
	生産量(t)	水銀使用量(kg)	水銀回収量(kg)	水銀損失量(kg)	流失水銀量(kg)	生産量(t)	水銀使用量(kg)	水銀回収量(kg)	水銀損失量(kg)	流失水銀量(kg)	生産量(t)	水銀損失量(kg)	流失水銀量(kg)	
1932-1945	78922	328316	282778	45538	23907	2110	413		413	3	357		35	23945
1946	2253	8733	7392	1341	704						27		3	707
1947	2363	9409	7699	1710	898						85		8	906
1948	3326	13898	11844	2054	1078						85		8	1086
1949	4391	14142	11625	2517	1321	5					31		3	1324
1950	4484	18490	15417	3073	1613	109	720		720	5				1618
1951	6248	24876	21175	3701	1943	341	1018		1018	8				1951
1952	6148	25128	20776	4352	2285	1046	2085		2085	15				2300
1953	6592	26701	22589	4112	2159	1769	2585	2012	573	19				2178
1954	9059	35987	30556	5431	2851	3561	3890	3027	863	29				2880
1955	10633	44457	36859	7598	3989	4200	2103	1637	466	15				4004
1956	15919	61433	52513	8910	4678	6023	2587	2013	574	19				4697
1957	18085	72554	60248	12306	6461	4459	3153	2454	699	23				6484
1958	19436	78112	70309	7803	4097	7139	2465	1918	547	18				4115
1959	42445	176571	151980	24591	12910	20030	6164	4956	1208	46				12956
1960	45151	110620	90392	20228	4956	25169	8462	7102	1360	15				4971
1961	42437	31828	18248	13580	1426	26331	7699	6540	1159					1426
1962	24033	18025	10334	7691	808	20518	5211	4298	913					808
1963	41027	31266	14094	17172	1803	30659	8061	1752	6309					1803
1964	26581	18959	11686	7273	764	40050	17389	21120	3701					764
1965	17960	12517	6969	5842	614	40242	15006	13155	1851					614
1966	16115	13213	11120	2093	37	39479	9296	8467	829					37
1967	11961	9267	9103	163		57032	8192	7337	855					
1968	783	325	2366	2040		62925	9616	8618	998					
1969						53725	8677	7934	743					
1970						56918	7361	6642	719					
計	456352	1184827	978072	211119	81302	503840	131740	110982	28603	215	585		57	81574

出典：熊本県公害部『水俣湾堆積汚泥浚渫事業計画書』

水俣病裁判で原告の証言として、水俣湾を含む不知火海沿岸の環境破壊について、「1944年（昭和 19 年）ごろから、蠣が腐って蓋をあけているものや、打って開けてみると中に鼻水のようになっているものなどを見かけた。蓋の開いている蠣は鼻持ちならないような臭さであった。終戦後はその範囲が広がり、ガチの鼻から百間の方が一面であった[183]。」と当時の様子が証言されていることからもわかるように環境破壊の様子が読み取れる。
水俣川の改修をはじめとした市街地形成の都市改造は、日窒の好景気に裏付けられ、大きく進展した。

また、1945 年（昭和 20 年）終戦を迎え、水俣町は復興院から戦災地に指定されたこと

[183]水俣病被害者の証言.

によって、水俣町の都市整備はあらたに整備されていくことになる[184]。しかしながら、水俣町の税収の大半を占めていた日窒水俣工場の戦災により、水俣町の税収入は 8 割減ることになった。熊本県からも国税課税率の引き上げや、水道料など各使用料および全般的な課税率が引き上げられたが、日窒に大きく依存していた町の財政は厳しい状況であった。戦前、日窒は朝鮮、満州、台湾、海南島などに資産を保有していたが、太平洋戦争終結後、それら 80%を失った。国内の水俣工場や、延岡工場においては空爆で破壊され、とりわけ軍の指定工場であった日窒水俣工場は、1945 年（昭和 20 年）、爆撃で甚大な被害を受けた。また、戦後の財閥解体により、延岡工場（日窒化学工業）は、日窒から切り離され独立していった。日窒に残されたのは、破壊された水俣工場と、出力合計わずか 7 万 Kw 程度の小規模な発電所（11 ヶ所）だけとなった。また、日窒は戦後、復旧工事のための新規雇用や、外地からの引揚社員を受入れたことによって、多くの余剰人員を抱えることになった。

一方、1948 年（昭和 23 年）戦後のインフレの激化と、社会制度の改革に伴って、所得階層は著しく変化した。また、農地法改正による地主階層の転落や、外地引揚者の急増など生活不安が相まって、複雑多岐な社会情勢のとなるばかりか、社会情勢の不安から、町税賦課がますます困難となった。この時、一戸あたりの負担額は 160 円と、前年度と比較して 4 倍に増加し、さらに、課税等級も特等から 25 等級および等外が設けられている。なお、同時期の税収入額は 132 万 5,804 円 50 銭であった[185]。一方、同時期の熊本県税においても、一戸あたりの平均 180 円と、前年度と比較して 4.5 倍に引き上げられている。地方税が引き上げられるなかで、水俣町予算は大幅に増額された。1947 年（昭和 22 年）度の水俣町当初予算をとらえると、877 万 6,721 円を計上しているが、1948 年（昭和 23 年）には、2,866 万 5,366 円と 3.26 倍に増額が行われている。

このように、次々と施行される新税制は、同時に地方財政負担を累積させる結果となった。水俣町の財政状況が厳しいなか、1949 年（昭和 24 年）市制施行を行った。町から市へ移行した同年に、常設消防署の設置や、新制中学校舎、市営住宅の新設、道路の整備などが実施された。1950 年（昭和 25 年）3 月には、新日窒労働組合が後押しした元水俣工場長の橋元彦七[186]が当選した。その後、教育施設の拡充、社会施設の新設、都市計画事業の施行、市営住宅の増築、道路整備など厳しい市財政のなかで事業の着工が行われた。このとき水俣市は、はじめて市の予算が 1 億円を突破した[187]。戦後、厳しい財政をたどってきた国家財政と、インフレ経済の混迷は、1950 年（昭和 25 年）に入っても、ますます深刻化していくことになり、中小企業の転廃業者が続出した。水俣市史によると、中小企業の廃業や倒産者は、地方自治の財政にそのまま反映され、財政破たんが懸念されたという。そうした当時の様子を水俣市、芦北地域の滞納率を概観すると、その混迷がみてとれる（表 2－12 参照）。こうした市財政の厳しさに反して、新市建設の諸事業費は、その後も

---

[184]復興院は水俣町に対して、街路計画の指示を出した.

[185]水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、316 頁.

[186]4 期 16 年にわたって市長を務める.

[187]水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、317 頁.

拡大しつづけ、水俣市の予算はさらに増額された。そして、財源を確保するために、市債を発行[188]し、薄氷を踏む財政難のもと、近代都市への建設計画は着々と進められて行くことになる。1951 年（昭和 26 年）には、小学校校舎第 1 期工事を初め、第 1 中学校の増築、母子寮の事業が着工され、教育費が総予算の 27%を占め、土木費、社会及び労働費と続き、教育及び、社会福祉施設を重点とした市政となった。こうした公共事業への整備を進め、近代化の歩みを続ける水俣市だが、年々増加する予算にともなって、産業経済の側面への助成のほか、都市計画、農業土木、教育など、山積する施策の実現には、厳しい市財政の状況であった。

表2－12
1950年芦北市町村の滞納額と滞納率

円　% 地域	万円	%
水俣市	1500	43
日奈久	400	50
田浦	560	43
佐敷	380	50
二見	45	10
久木野	75	40
湯浦	150	30
吉尾	不明	

出典:水俣市史編纂委員会（1966）『水俣市史』水俣市,317頁

2.水俣病発生時の地域の状況

1950 年（昭和 25 年）1 月、企業再建整備法[189]にもとづき、日窒を解散し、水俣工場を中心とした新日本窒素肥料株式会社[190]（以下：新日窒という。）が設立された。1950 年（昭和 25 年）以降、新日窒は、朝鮮戦争の勃発によって、再び急成長を続け利益を生むことになる。1952 年（昭和 27 年）には水俣工場で新製品・オクタノールの生産が始まった。オクタノールは、炭素が 8 つ連結したアルコールであり、それから可塑剤であるフタル酸ジオクチル（Dioctyl phthalate 以下：DOP）が作られる。

DOP は、塩化ビニールを加工する際、必ず混ぜなければならない添加薬品である。オクタノールは製造が難しく、国内では天然の椰子油や糖蜜から少しずつ合成するしかなく、不足分は輸入に頼るしかなかった。この技術に成功した新日窒は、国内のオクタノール市場を独占することになる。当時、塩化ビニールの需要が増大していた時代であったことから、DOP は必要とされた。そのため、中間原料となるオクタノールは、いくらあっても足りない状態であった。このオクタノールを増産するためには、その原料となるアセトアルデヒドを増産しなければならず、新日窒水俣工場は、アセトアルデヒドの増産を図ることになる。こうした時代背景と製造技術の開発によって、戦後、日窒総資産のうち 8 割を失ったものの、新日窒は 1950 年代に日本を代表する化学工業企業として、再び注目されるようになる。そして、高度経済成長期、産業転換を急ぐ日本にとって、重要な生産力を持つ企業へと成長していった。

---

[188]1950 年水俣市の市債状況は 7,448,600 円となっている．水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、317 頁．

[189]企業再建整備法　昭和 21 年 10 月 19 日、法律第 40 号．

[190]資本金 4 億円．

水俣市の全人口に占める新日窒関係者の割合をとらえると、1960 年(昭和 35 年)水俣市の 15 歳以上の生産年齢人口は 20,074 人であり、そのうち、就業者数は 19,819 人であった。「水俣病に関する社会科学的研究会」[191]によれば、同時期の就業者数の内、4,757 人が新日窒及び下請け会社の社員であったとしている。実に、24%に達する就業者が新日窒の関係者であり、その家族を含めると水俣市人口の相当数を占めていたと推察される。水俣地域における人口統計の記録が残る 1875 年（明治 8 年）から、ピークにあった 1956 年（昭和 31 年）の人口動向を把握すると、水俣市の人口は 4.5 倍の増加を果たしたことになる。同時期による日本社会全体の人口増加が、2.6 倍[192]であったことからすると、一寒村であった水俣市の人口増加は、著しく高かったといえよう。人口動向の特質性を、第 2 次産業における工場労働者に限ってみると、表 2－13[193]に示すように新日窒従業員数が、全工場労働者数の 73%前後を占め、安定的に推移していることがわかる。

表2−13　水俣市工業数における新日窒の比重

年代	項目	工場数	従業員数（人）	出荷額（億円）	従業員一人当たり出荷額（万円）
1949	全工場	46	5305	23.4	44.1(22.8)
	チッソ	1	4516	21.6	47.8
	比率(%)	—	85.1	92.3	／
1952	全工場	157	4829	37	76.6(41.5)
	チッソ	1	3454	31.3	90.6
	比率(%)	—	71.5	84.6	／
1955	全工場	117	4937	59.7	120.9(45.7)
	チッソ	1	3647	53.8	147.5
	比率(%)	—	73.9	90.1	／
1958	全工場	130	4879	92.7	190(53.5)
	チッソ	1	3551	85.6	241.1
	比率(%)	—	72.8	92.3	／

注：地域開発と自治2『公害都市の再生　水俣』55頁より一部加工して出典.(　)はチッソを除いた全工場の1人当たり出荷額.　なお、表に示すチッソとは新日本窒素肥料株式会社（新日窒素）のことである.
出典：水俣市新市町村建設計画調整・基礎調査.

宮本(1977 年)は、工場数や従業員数など調査の基準の取り方に精度の違いがあり、各年度に示された結果の増減を単純に比較できないとしつつも、圧倒的な労働者を有していると指摘する。なおかつ、1949 年（昭和 24 年）新日窒従業員は、ドッジ・ライン[194]を起点とする合理化のもと、約 1,000 人の従業員を削減した。先の表 2－13 に示したように、従業員をリストラするなど経営効率を図る一方で、従業員 1 人当たりの出荷額は、1949 年（昭和 24 年）47 万 8,000 円だったが、1958 年（昭和 38 年）には、241 万 1,000 円とおよそ

[191]橋本道夫編（2000）『水俣病の悲劇を繰り返さないために－水俣病の経験から学ぶもの－』中央法規、または国立水俣病総合研究センター　ホームページ.
http://www.nimd.go.jp/syakai/webversion/pdfversion/houkokushopdf.html　2013.8.28

[192]内務統計局『明治五年以降我国の人口』調査資料第三集(1930)によると 1875 年日本の人口は 3,5316,000 人であり、また、総務省統計局昭和 35 年(1960)国勢調査によると総人口 93418501 人であったという.

[193]宮本憲一(1977)『講座　地域開発と自治　公害都市の再生・水俣』筑摩書房、55 頁.

[194]GHQ 財政顧問であるジョゼフ・M・ドッジによる新経済政策が強化される.また、ジョゼフ・M・ドッジが示したドッジ・ラインによって強力な緊縮財政が図られた.

5 倍に増加した。このように、新日窒従業員の増加を抑えたとはいえ、高い生産力を有していた。また、水俣市の全工場従業員数の内、新日窒の従業員の比率が高いことがわかる。さらに、表 2－14 にもあるように、「水俣市産業部門別生産所得(額)と人口一人当たり所得」を基にすると、水俣市の市内総生産額[195] の増加は、1953 年の 65 億円から 1956 年の 3 年間の間に、86 億円と 1.3 倍の伸びを見せている。また、生産部門別に所得構成比率をとらえると、製造業が約 40%を占め、次いで卸・小売業 30%、その他の業種といった割合で構成されている。ここで、水俣市人口 1 人当たりの所得[196] を、熊本県人口 1 人当たりの所得と比較すると、1 倍強水俣市が高い傾向にあることが判る。これを製造業のみを抽出して、1 人当たりの所得と比べると、熊本県の 2 倍近くに上っていた。一方、農業は熊本県平均の半分程度に留まっており、低い水準で推移しているが、漁業のみをとらえると、1 人当たりの所得(1 経営あたり)は、1953 年（昭和 28 年）時点で 20 万円と、熊本県の所得を 5 万円程高い値を示している。しかし、表 2－14 に示すように 1956 年には漁業者人口 1 人当りの所得は 4 万 6,000 円と大幅に下落し、上記水準と比較して 5 分の 1 程度に落ち込んでいることがわかる。なお、熊本県の所得と比較してもわかるように、水俣市漁業者 1 人当たりの所得は、約半分以下となっている[197]。

後に論じるが、1956 年（昭和 31 年）新日窒水俣工場からの工業廃液が原因となり、水俣病が公式に確認されたことを受け、未曽有な海洋資源(魚貝類・海藻)の破壊や、流通市場の停止、労働市場の停滞が、1 人当たり所得に影響したものと推察できる。これらのことからもわかるように、水俣地域社会は新日窒素を中心とした工業産業の隆盛に伴って、第 2 次産業の所得水準は高くなり、一方で農業、漁業は所得水準が低く、第 1 次産業全体が衰退していった特異な地域であるといえよう。

新日窒素水俣工場の拡大は、人口増加や水俣市人口 1 人当たりの所得の増加をもたらしただけでなく、水俣市の税収を増加させた。1953 年(昭和 28)、水俣市内の固定資産税課税対象資産の評価額は 28 億 8,200 万円とされ、そのうち、62%を新日窒水俣工場の関連企業が占めていた。同時期に市が徴収した個人市民税の総額は 3,052 万円であり、全体の 51.4%を占める割合を新日窒水俣工場の従業員が納税している。同年の人口が 46,068 人であることから、税収の半数以上を新日窒水俣工場に依存していたと考えられる[198]。

---

[195]市内総生産額とは、1 年間に市内で行われた生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額を指す.市内総生産額＝生産額(出荷額)－中間投入額(原材料費等)

[196]市民所得は、市内に居住する者に分配される所得のことであり、給与や退職金等、雇用者報酬、利子や賃貸料等の財産所得、会社や自営業の営業利益に当たる企業所得で構成される.なお、本データは各産業別人口に対して一人あたりの市民所得を示している.加えて、市民所得は、個人の所得(給与)水準を表すものではなく、企業の財産所得や営業利益等の企業所得を含んだ市民経済全体(各産業別)の水準を表している.なお、各産業別人口の調査時期は不明であることを付け加えておく.

[197]宮本憲一編　『地域開発と自治 2 公害都市の再生　水俣』筑摩書房、54 頁

[198]橋本七彦「市長の死」「工場あっての水俣」

表2−14　水俣市産業部門別生産額と人口一人当たり所得

		1953年			1956年		
		水俣市生産額A(100万円)	同人口一人当たりB(1000円)	熊本県人口一人当たりC(1000円)	水俣市生産額A(100万円)	同人口一人当たりB(1000円)	熊本県人口一人当たりC(1000円)
第一次産業	農業	284	66	155	331	87	173
	林業	103	309	434	177	547	415
	漁業	36	200	159	8	46	117
	平均	425	192	249	517	340	705
第二次産業	鉱業	—	—	83	—	—	178
	建設業	35	165	148	37	134	123
	製造業	2615	287	200	3465	380	228
	平均	2654	226	144	3502	257	176
第三次産業	卸・小売り	2027	240	257	2443	313	285
	金融・不動産	79	236	277	283	492	698
	運輸・公益	327	298	188	575	290	249
	サービス	507	215	198	788	268	209
	公務	408	210	229	448	222	221
	平均	3396	240	230	4539	317	333
合計/平均		6466	219	208	8559	278	237

出典：地域開発と自治2『公害都市の再生　水俣』筑摩書房、54頁より一部筆者加筆.
原著資料、水俣市新市町村建設計画調整・基礎調査

だが、1962 年（昭和 37 年）7 月から、1963 年（昭和 38 年）1 月にかけて新日窒水俣工場のロックアウトを伴う激しい労使闘争が、長期の生産停止、そして、電気化学から石油化学への転換が遅れたことによって、新日窒の経営は著しく悪化していくことになる。

1968 年（昭和 43 年）から 1972 年（昭和 47 年）までの新日窒の長期経営計画では、経営再建のために、新日窒水俣工場の従業員を約 2,580 人から約 1,500 人に削減する計画が策定された。しかし、経営の悪化を止めることができず、計画は繰り上げられることになり、新日窒水俣工場の従業員数は 930 人に設定されることになった。新日窒水俣工場の従業員数の削減に呼応するように、水俣市の人口は次第に減少していくことになる。また、人口減少に併せて、市税収入も年々減少していった。水俣市の税収に占める新日窒の市税納付額は、1960 年(昭和 35 年)1 億 863 万円と市税総収入の 48.74%を占めていたが、4 年後の 1964 年(昭和 39)には 7,087 万円と低下し、さらに 1970 年（昭和 45 年）の市税総収入の割合は 19.2%にまで縮小した。なお、1988 年(昭和 63) には、水俣市税収の半数近くを占めていた新日窒（1965 年にチッソ株式会社と社名を変更する。以下、チッソという。）の市税は、僅か 9%にまで収縮することとなる。こうした新日窒からの市税納付額が次第に減少すると同時に、水俣市の税収全体は下降していった。

3.水俣市工場誘致条例

表 2－13 にも示したように、かつて、チッソ水俣工場の従業員は、市内の工場従業員の約 8 割を占めていたが、1970 年代半ばには、1/4 程にまで低下した。水俣市人口の減少、や、それに伴う市税収入の減少、そして新日窒水俣工場の事業規模（雇用削減）が縮小していくことから、基幹産業は次々と衰退していった。基幹産業の衰退と市税収入の減少や人口の減少に危機感を強めた水俣市は、1960 年（昭和 35 年）、水俣市工場誘致条例を制定することになった。だが、水俣市は、工場誘致策を積極的に進めるが、高速交通網から

http://toranomon.cocolog-nifty.com/minamatabyojiken/cat21394699/index.html
2013.8.3

外れたり、狭隘な用地しか持たなかったりすることから、工場誘致が進まず、人口増や税収を増加させることが困難であった。こうした状況から、雇用の増大を図り、人口の流出を防止する企業優遇施策が必要との認識から 1967 年（昭和 42 年）水俣市工場誘致条例[199]を改正し、さらに誘致が進められた（表 2－15 参照）。水俣市工場誘致条例（原案および修正案が提出された。）は、雇用の増大を図るためには、目的や規定を明確に示し、誘致を推進すべきとされたが、投下資本や雇用者の基準など厳しいのではないかとの意見がだされ、修正案は否決された。

だが、1968 年（昭和 43 年）工場誘致委員会を設置し、再度、誘致事業の推進が図られ、水俣市工場誘致条例原案が採択された。その結果、1968 年（昭和 43 年）以降、水俣市に進出した企業は、白石工業株式会社[200]10 人、明邦興業株式会社[201]150 人、日扇化成品工業株式会社[202]13 人、チッソプラスチック株式会社[203]70 人、上田石灰株式会社 14 人、共栄合板株式会社[204]400 人、新興製機 17 人、日本ポリプロパッキング[205]50 人、水俣電子株式会社[206]70 人を誘致した。この他に、チッソ水俣工場内に創設された企業としてチッソエンジニアリング株式会社[207]50 人、セントラル工業株式会社[208]25 人、新建材研究株式会社[209]35 人、日本珪素工業株式会社[210]195 人等であり、チッソの原料転換に伴って建設されたオキシクロ工業が完成した。工場誘致事業は、チッソと関連のない明邦興業株式会社など新規企業とチッソの従業員削減にみる合理化対策として進出、誘致された企業を合わせて多数におよび、水俣市工場誘致改正条例の施行は一応の成果をみせた。しかし、水俣市工場誘致改正条例にもとづく企業誘致は、市の人口を増加させるまでには至らなかった。

1967（昭和 42 年）第 5 回市議会定例会において、水俣市工場誘致条例原案および修正案に関して、賛成、反対相互の意見が述べられている。原案は、表 2－15 に示した内容であるが、産業経済委員会修正案として、「第 1 条中に「本市産業の振興」の下にと雇用の

---

[199]1967 年(昭和 42 年)3 月議会にて廃止条例が可決された.同年（昭和 42 年）9 月 28 日、産業経済委員会にて、議第 68 号水俣市工場誘致条例の制定について修正案が出される.

[200]苦土石灰を生産

[201]衣服製造

[202]スチロール成型製造

[203]プラスチック成型製造

[204]生合板

[205]カーペット芯

[206]シリコン

[207]総合建設事業

[208]機械据え付け

[209]研究開発.

[210]フエルシリコン.

増大」が加える[211]。」また、「第 2 条 4 項に、雇用の増大とは新設に伴い、従業員が増大されることであり、単に同一資本同一系統の企業から当該工場に使用する従業員を充当することを含まない。[212]」そして、「第 4 条の本文中に「の規模」及び「若しくは」を削り、第 1 号、第 2 号を次のように改める[213]。」1.「工場の新設には投下固定資産総額が 5 千万円以上で、かつ常時使用する従業員数は投下固定資産 250 万円ごとに 1 人以上とし、その 6 割以上を地元から採用するもの[214]」2.「工場増設については、投下固定資産総額が 2 千万円以上で、かつ常時使用する従業員数は、投下固定資産 250 万円ごとに 1 人以上とし、その 7 割以上を地元から採用するもの[215]」などとした。

表2-15　水俣市工場誘致条例の新旧比較

新旧別 / 主な規定事項	旧条例（昭和35年4月制定）	新条例（昭和42年10月制定）
工場の定義	規定なし	土地、建物、機械装置、工具を設置し、常時従業員を使用して、物品の製造、加工、組立て、または修理を行う施設
用語の定義	規定なし	新設 市内に工場を有しないものが、新たに工場を開設すること 増設 市内に既存の工場を有する者が生産能力を増加させるために工場を拡張すること
指定基準	投下固定資産額が3億円以上、または常時使用する従業員が100人以上の工場	新設 投下固定資産総額が5千万円を超え、かつ常時使用する従業員が30人以上の工場 増設 投下固定資産が2千万円を超え、また常時使用する従業員が10人以上の工場
優遇措置（固定資産税の軽減率）	初年度　新設 2/3　増設 5/10	初年度　新設 2/3　増設 5/10
	第2年度　1.5/3　4/10	第2年度　1.5/3　4/10
	第3年度　1/3　3/10	第3年度　1/3　3/10

出典：水俣市史編さん委員会（1991）『水俣市史　下巻』水俣市、238頁

1967 年（昭和 42 年）第 5 回市議会定例会において元山議員は、チッソや関連企業に優遇施策を講じてきたが、どれほど本市に産業の発展や雇用の増進に寄与してきたのかと疑問を呈している。また、元山議員は工場誘致条例を作り、チッソなどの大資本に優遇措置を与えても、水俣市の産業が発展したり、雇用が増えたりすることはないばかりか、多数の市民の福祉が向上したとは言い難いと指摘する。さらに、水俣病を発生させ、尊い人命を奪い、未だ障害に苦しむ人々がいるにもかかわらず、自らの責任をとろうともしないチッソを厳しく糾弾した。そして、水俣市工場誘致条例は大資本を擁護し、その問題を覆い

[211]水俣病研究会編(1996)『水俣病事件資料集下巻』葦書房、1291 頁.

[212]水俣病研究会編(1996)前掲書、1291 頁.

[213]水俣病研究会編(1996)前掲書、1291 頁.

[214]水俣病研究会編(1996)前掲書、1291 頁.

[215]水俣病研究会編(1996)前掲書、1291 頁.

隠すための一連の施策であると指摘する。こうしたことから、優遇措置を与えなければならないのは、大資本の収奪によって苦しんでいる労働者や農民、中小商工業者であることを訴え、水俣市工場誘致条例制定に反対を主張した。

一方、斉所議員は、水俣市工場誘致施策（原案）に賛成するとともに、水俣市の発展にはチッソや関連企業の進出が必要であるという。チッソや関連企業の進出は人口の増加をもたらし、市税収入を増やし、市の発展に貢献してきた側面が強いと主張する。そして、水俣市の再興には、チッソの再建が必要であり、経営者も従業員も市民も一丸になってチッソに協力すべきであるという。水俣市工場誘致施策（原案）を支持する淵上議員においても市議会が一致団結して、また企業側と信頼関係の下、誘致を進めるべきとした。この他に、村上議員は、チッソの再建を願わない者はいないとしつつ、修正案に賛成という立場で以下のように発言している。「水俣市内の若い労働人口というものは、相当数にのぼっておるものと思いますけれども、水俣市内に就職される数は、きわめて少ない数字になっておるようでございます。中学校や高等学校を卒業される若い労働者は、ほとんど市外、県外あるいは東京、大阪、ああいった方面に就職している。40 年度卒業生を例にとりますと、中学校では 348 名が県外に就職をし、水俣にとどまった方は、わずか 50 名しかいないという、この事実、41 年度卒業では、357 名が県外、市外に就職をし、水俣に自営としてふみとどまった方がわずか 19 名しかおらないというこの事実、あるいは高等学校に例をとりますと 40 年度卒業者のうち 404 名が県外就職、市内の自営にふみとどまられた方がわずか 64 名、41 年度卒業生、487 名が県外に就職をされて、自営わずか 6 名となっております[216]。」このような状態が続けば若い労働者はなくなり、人口は高齢化するという。加えて、市民所得も減るばかりか税収も減ることから、市の行政水準は下降線をたどると指摘した。水俣市の高齢化や市税収入の減少を防ぐためにも、水俣に働ける場所をつくり、雇用を生み出すことが必要であると言った。こうしたことから、水俣市民を多く採用することが市民の喜びにつながるのだとして修正案に賛成した。

水俣市工場誘致条例修正案に関する投票が行われ、投票総数 24 票中、賛成 11 票、反対 13 票で否決された。さらに、水俣市工場誘致条例原案の投票が行われ、総数 24 票、賛成 15 票、反対 9 票となり可決された。工場誘致をめぐる評決は、水俣市議会がパレート効率的な社会状態を選択したといえる。つまり、水俣市人口の多数を占めていたチッソ労働者は減少するも、経済浮揚効果を求める集団が、一部の労働者や地域を犠牲にすることによって、その効用を高めることが選択されたといえよう。なお、一部の労働者や地域とは元山儀委員も先述しているように、大資本の収奪によって苦しんでいる専業漁家や半農半漁を営む零細農漁業者であり、それらが定住する地域である。

このように、環境破壊によって生産の場を失った一部の漁業者（農業、半農半漁業者を含む）や地域には、配慮されることなく工場誘致は進められていった。

---

[216]水俣病研究会編(1996)前掲書、1295 頁.

第 3 節　水俣病被害者施策と支援団体の活動

本節は、水俣病被害者に対して行われた地方公共団体による施策と、福祉的な視点で水俣病被害者支援を行ってきた支援者の活動を概観する。とりわけ、水俣病被害者を支援してきた元水俣市市議会議員日吉フミ子氏を中心とした相思社建設の経緯を概観する。また、前節で示した地方公共団体の施策に対抗した支援策を検討する。

1.汚染拡大海域の隠蔽

1957 年（昭和 32 年）、熊本県、水俣市は水俣病問題に関する対策を多面的に検討していた。こうした対策のなかで一早く検討し具体化されたのは、漁業転換対策であった。漁業転換対策は、水俣病被害者が最も集中した沿岸零細漁家に代替漁場を提供するための築磯や、浅海増殖事業である。これは熊本県が水俣市における奇病発生に伴う漁業対策として、1957 年（昭和 32 年）3 月熊本県知事に宛に要望書[217]を提出したことに端を発している。原因不明の奇病の発生状況については、先述したが 1954 年（昭和 29 年）ごろより熊本県南部に位置する水俣市の海の玄関口百閒港を中心として漁家の間で広がり、確たる予防策も発見されず 1957 年（昭和 32 年）時点で 54 名が罹患し、そのうち 17 名が死亡した。熊本県は奇病の原因を究明するとともに、漁業対策や救済策が急務であるとし、漁業に対して生産転換と不安の除去が必要であることから、櫻井熊本県知事[218]に以下の要望書を提出した。その内容は、水俣港より恋路島に渡る海面は、近年回遊魚、根付魚介類の減少が見られ、また、一般消費者の危惧感から販売不振が続き、また、出漁も減少してきていることから、同海域での操業を禁止することが望ましいとした。しかしながら、漁業法の規定や、食品衛生法においても禁止措置を図ることができないことから、想定危険海域とし、漁業協同組合において自主的操業の禁止が図れるよう指導するとした。また、後述するが、汚染海域における主要漁業は、ボラを対象とする飼付釣りや、籠漁業であり、その海域では無動力漁船を使い 127 事業者が操業し、346 人の従業者が働いていた[219]。当時、水俣湾の漁家は、生産性を高めるために毎年、船を湾内に沈め漁礁を作りその漁獲高の効果を上げてきた。こうした代替漁場を作るために、隣接する津奈木漁業協同組合との共有漁業権となっている津奈木湾の無害海域とされる場所に、コンクリートブロック漁礁を沈め、漁船単位当たりの生産量を上げるという、浅海増殖事業を計画し実施した[220]。さらに、わかめ育成漁場の拡大を図るために投石事業を計画して、同地域に投石施設を整備した。このほかに、ボラ以外のえび、このしろを対象とする刺し網漁や、沖合延縄漁に対象魚種や漁法の転換を図る整備が進められたほか、鹿児島県海域への入漁計画を示した。だが、これら漁業転換対策には、多額の資金を必要とすることから、県単独の財政で対処

---

[217]1957 年 3 月 20 日.

[218]櫻井三郎熊本県知事.

[219]水俣病研究会編(1996)前掲書、367 頁参照.

[220]漁礁施設(魚種ボラ)1 か所、年間 1000 貫(1 貫 3.75 ㎏)、1 貫あたり 400 円、年 400,000 円、6 ケ所合計 2,400,000 円を見込んでいた.投石施設は、藻類わかめ一か所年間 2000 貫、1 貫あたり 80 円、年 60,000 円、3 か所、480,000 円の事業効果があると予想していた.

できないことから国庫補助を要望した。

なお、上記事業を実施するにあたり、熊本県水産試験場は、(1) 沿岸定着生物の分布調査、(2) 移植まがきの活力試験、(3) プランクトンの調査[221]、(4) 海水成分と底質泥土の化学分析が、1957 年（昭和 32 年）7 月から、同年 9 月調査を行った[222]。調査項目のうち、(1) 沿岸定着生物の分布調査が 7 月から 8 月[223]にかけて、県境神の川から津奈木湾までの沿岸海域に対して、カキ類の斃死率が調べられた。調査の結果、カキの斃死率は神の川 0%、水俣湾内では 20%から 100%、津奈木湾は 20%から 30%の斃死率が確認された（図 2－1)。また、移植まがき[224]の活力試験は、神の川沖から丸島までの 11 か所を選定し、試験が行われたが、ほとんどの地点で実施後 10 日間以内に斃死が起こっていた（図 2－2)。先行研究[225]によると、これら結果は手書きで水俣地先漁場『カキ』斃死状況図としてまとめられ、分析結果を熊本県水産課に送られた。左記に示した調査結果は、調査海域の斃死率の高さを示すだけではなく、水俣川から北部の津奈木村北端におよぶ地点においても斃死率が高く、汚染水の北上を示す結果が記録されていた（図 2－3)。そして、1958 年（昭和 33 年）10 月、前述した諸調査項目と合わせて熊本県水産試験場は、『水俣市地先漁場における生物・底質等の調査が概報』とした正式な調査結果がまとめられ厚生省（現、厚生労働省）や関係機関に配布されるが、その正式報告書ではカキの斃死状況図を、水俣川河口部以南 50 地点のデータのみを残し、大崎から北側 18 地点が削除され地点番号まで書き換えている（図 2－3)。1957 年（昭和 32 年）4 月、芦北事務所長[226]は、津奈木湾においても水俣市で報告されていた症例と類似する点があるとして、汚染水の北上に伴う波及的な漁業被害と、魚介類の危険性について指摘し、熊本県経済部長宛に状況を報告した[227]。芦北事務所長の報告によると、漁獲した片口小羽いわしはひどく汚れ、極度に鮮度が落ち、また、付近の猫は、踊るような格好で足を動かし、発作的に海中また

---

[221]1957 年 7 月 31 日 1 回のみ実施.

[222]深井によると漁家からの聞き取りしたボラ魚群の移動想定図と、上記に示した潮流の北東南西のであることを測量担当者は確認し、汚染海域がすでに拡大していることを危惧していると指摘している。また、1957 年 4 月には芦北事務所長から危険性と対策提起が報告されているという. 深井純一「水俣病問題における行政問題」宮本憲一編（1977）『公害都市の再生　水俣』筑摩書房、177 頁参照.

[223]1957 年 7 月 29 日、30 日、1958 年 8 月 8 日、10 日に実施した.調査方法は沿岸線に沿い南側 St.1 から北側 St.40 までの 40 点、恋路島周辺 St.41 から St.50 まで 10 点、合計 50 点地点を調査.各地点の平均生息分布状態を示すと思われる場所を選び、1 平方米の枠内の生息生物について、へい死しているものと生きているものとを計数した.なお、生貝については肉質の状態を観察し、あわせて海藻の分布と異常の有無を観測.

[224] 八代郡鏡町地先産.平均殻長 5.0ｃｍ.調査の実施時期 1957 年、8 月 13 日から 10 月 10 日

[225]深井純一「水俣病問題における行政問題」宮本憲一編(1977)『公害都市の再生　水俣』筑摩書房、146 頁

[226]昭和 32 年 4 月 4 日、芦北経 417 号.

[227]水俣病研究会編(1996)前掲書、491 頁参照

は溝に飛び込み、石垣や壁に激突悶死した数は 15 匹になったという。そして、ボラ、このろし、いわしの回遊が減っていると報告した。これらに加えて、現在のところ被害は水俣市だけであるが、今後、潮流の関係で津奈木村地先海岸にも汚染海水がさらに北上し、被害が拡大する恐れがあり、漁場は狭隘になるとの懸念を示した[228]。

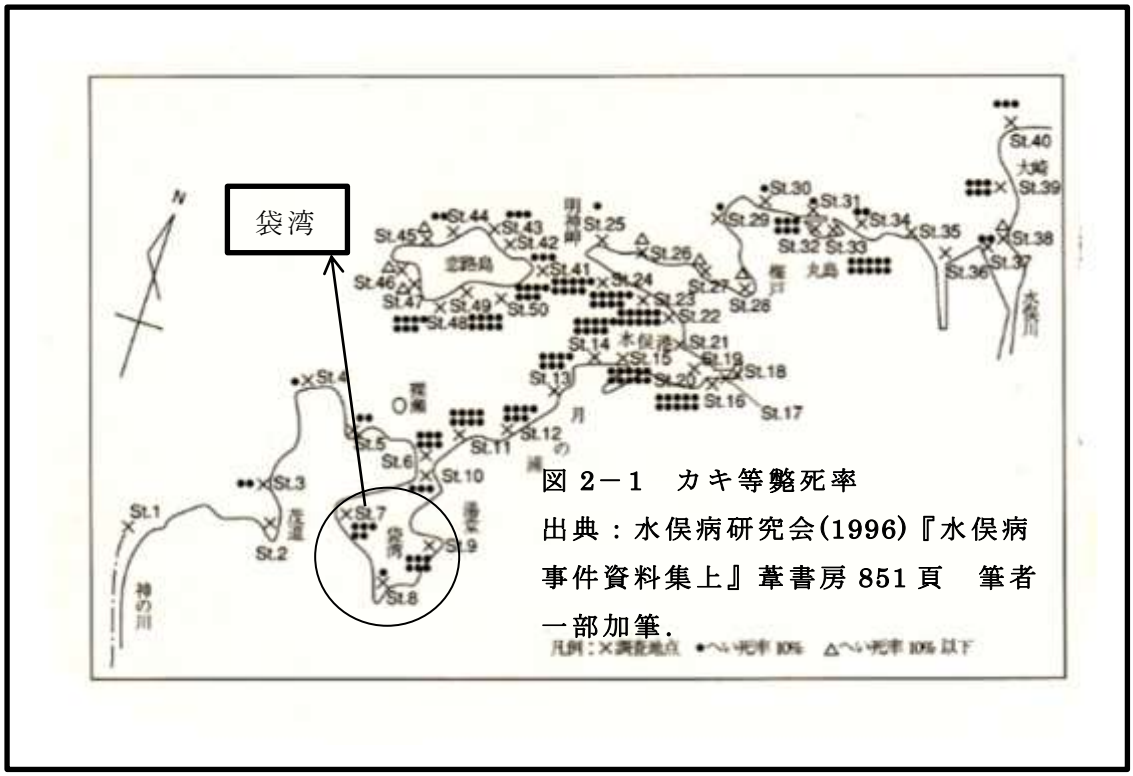

図 2－1　カキ等斃死率
出典：水俣病研究会(1996)『水俣病事件資料集上』葦書房 851 頁　筆者一部加筆.

ところが、熊本県は水俣湾零細漁家に水俣湾に代わる漁場を提供するため、津奈木湾などに築磯（わかめ増殖用投石）や、浅海増殖事業と併せて 1957 年（昭和 32 年）9 月から 3 年間の間に、毎年総事業費 300 万円超える費用[229]が投じられることになる。

1958 年（昭和 33 年）、12 月、熊本県水産課は、袋湾で長崎県の真珠養殖業者[230] による真珠養殖事業の導入を検討しはじめ、1959 年（昭和 34 年）4 月、試験養殖が実施された。当初、真珠 20 万粒規模で 20 人の常用雇用、後に 10 人、臨時で 20 人から 40 人の就業が可能と予測し、袋湾に面する月浦地区の漁家数 67 人[231]の雇用対策を検討した。

---

[228]芦北事務所長の報告は、前述した熊本県水産試験場の調査よりも 4 カ月も早くに、漁業被害の状況と環境破壊の変化を的確に指摘していた。

[229]漁礁施設 2,559,600 円(1,706,400 円 2/3 国庫負担、853,200 円地元負担 1/3 負担)、投石施設 540,000(360,000 円 180,000 円 2/3 国庫負担 180,000 円地元負担 1/3 負担）合計 3,099,600 円を計上.

[230]長崎県長崎市西村真珠養殖場.1959 年（昭和 34 年）袋湾において試験養殖が実施された.

[231]水俣病研究会（1996）前掲書、367 頁参照

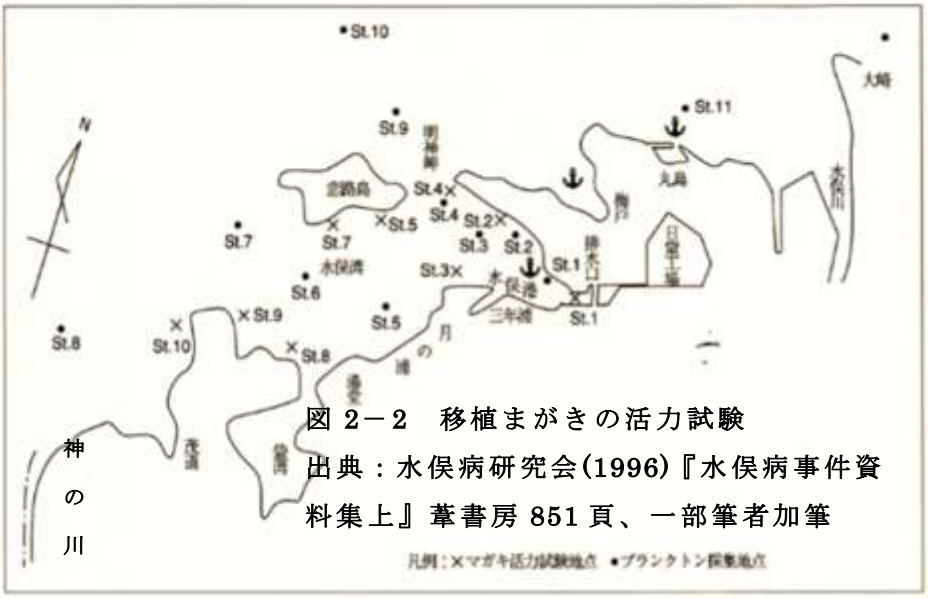

図 2－2　移植まがきの活力試験
出典：水俣病研究会(1996)『水俣病事件資料集上』葦書房 851 頁、一部筆者加筆

この事業は、漁船・漁具を持たない最下位層の漁家や高齢者など、沖合漁業転換対策では救済できない部分を対象とする内容であった。熊本県水産課は 1959 年（昭和 34 年）5 月、3 万粒の試験養殖をはじめ、同年 10 月には 1960 年（昭和 35 年）春以降、20 万粒を養殖する契約を漁家と結んだ。1960 年（昭和 35 年）の事業計画では水俣市 20 筏、天草の 7 つの漁業協同組合が 280 筏の予算が組まれた。

汚染水の北上が疑われると、先述した調査に遅れて、1959 年（昭和 34 年）10 月、海流調査[232]が開始され、汚染水の拡大は広範囲に渡っていることが明らかとなり、その海域はカキ斃死率調査箇所すべてが含まれることになった。

[232]1959 年 10 月 15 日第 1 回潮流ビン放流、第 2 回 1959 年 10 月 28 日、29 日放流．一般に不知火海は上げ潮の時、北東方向に流れ、下げ潮はこれとは逆に南西方向に流れる。

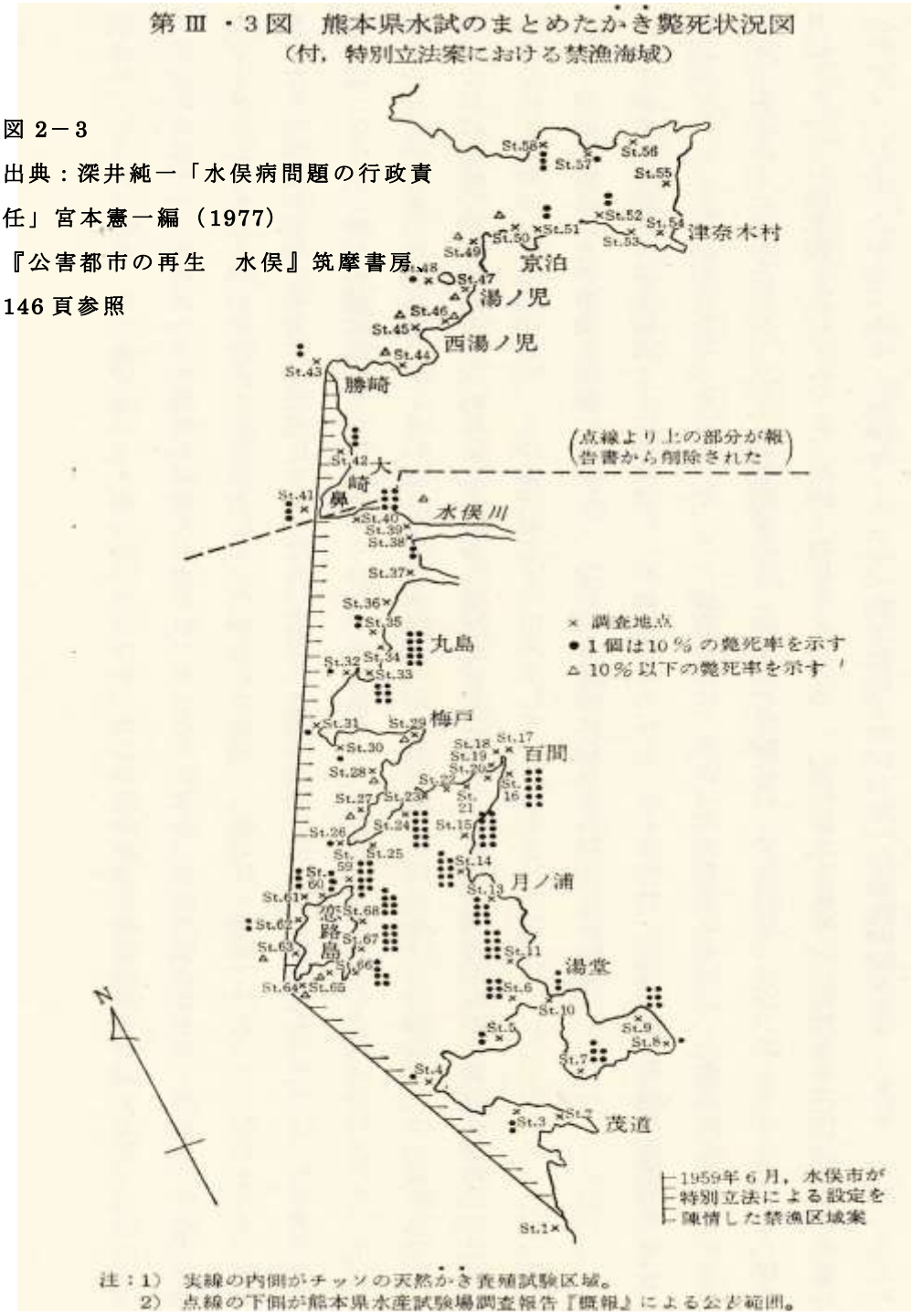

図 2－3

出典：深井純一「水俣病問題の行政責任」宮本憲一編（1977）『公害都市の再生　水俣』筑摩書房、146 頁参照

2.水俣病被害者への救済制度と水俣病対策事業

チッソによる水俣湾を含む不知火海の環境破壊は、沿岸地域住民の健康被害をもたらしたほか、生活の窮乏化を進めた。とりわけ、環境破壊によって生産の場を失った漁家の窮乏化は著しいかった。熊本県は、零細漁家の生活をこのまま放置すれば、被保護世帯に転

落する状況にある[233]との認識から、先述した漁業転換施策の他に法外援護を実施した。また、1957 年（昭和 32 年）、熊本県は水俣市奇病対策委員会（以下、対策委員会という）で、病原物質の特定には至っていないが、魚介類の採取から濾過性病原体や、細菌などによる伝染疾患の疑いは極めて低く、むしろ重金属による中毒との疑いが強まったと指摘した。熊本県は水俣湾の漁獲を禁止する必要性があるとして、食品衛生法第 4 条 2 項[234]（昭和 22 年 12 月 24 日、法律第 233 号）を適用し、漁業操業の停止を図ることができないか、厚生省（現、厚生労働省）に打診を行った（表 2－16）。しかし、厚生省は「魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められない[235]」として、上記法律を適用することはできないと回答した。食品衛生法による漁獲が禁止できないことから、1958 年（昭和 33 年）、対策委員会は、水俣湾の魚を食べないよう地元に自粛を要望するとともに、水俣湾内での操業を厳禁とした。1959 年（昭和 34 年）、水俣市鮮魚小売組合は、地元産魚介類の不買を決議し、水俣市の近海で獲れた魚介類の流通市場を停止した。

一方、1958 年（昭和 33 年）、熊本大学研究班[236]が「水俣病は現地の魚介類を摂取することによって引き起こされる神経系疾患であり、魚介類を汚染している毒物としては、水銀が極めて注目される[237]」と公式に発表した。この発表を受け水俣市鮮魚小売商組合は、水俣市漁業協同組合の獲得した魚介類を一切取扱わないとした不買決議を採択した。このようにチッソによる環境破壊と、水俣市鮮魚小売商組合による流通市場の停止が、漁家や水俣病被害者の生活を一層窮乏化させる要因とになった。

この窮乏化の状況に対して、熊本県は困窮する水俣病被害者の救済制度や、漁家に対する失業対策など生活再建に関わる施策を講じた。水俣病被害者の救済制度に関する施策として、1959 年（昭和 34 年）12 月、チッソと水俣病被害者との契約に基づき見舞金[238]を交付するために、水俣病患者診査協議会が発足した。その後、1961 年（昭和 36 年）9 月、熊本県に水俣病患者診査会が誕生した。また、1964 年 3 月、熊本県条例による「水俣病患

---

[233]熊本県社会課係員派遣実態調査の結果から認識を示す.水俣病研究会編(1996)前掲書 543 頁

[234]食品衛生法　第 4 条 2　厚生大臣は一般に飲食に供されることがなかった物であって人の健康をそこなうおそれがない旨の確証がないもの又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなった場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見をきて、その物を食品として販売することを禁止することができる.

[235]水俣市立水俣病資料館編（2007）『水俣病』水俣市、57 頁

[236]1958 年 7 月 22 日、武内忠男教授、徳臣晴比古教授らの研究を基礎として発表.

[237]水俣市立水俣病資料館編（2007）前掲書、58 頁

[238]死者 30 万円、生存者年金（成人 10 万円、未成年 3 万円）葬祭料 2 万円と低額であった.見舞金契約には、第 4 条「甲（チッソ）は水銀病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においては、その月をもって見舞金の交付は打ち切るものとする」第 5 条「乙（患者）は将来水俣病が甲の工場に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」という条項が含まれていた.なお、見舞金契約の効力は 1973 年水水俣病第一次訴訟判決で公序良俗違反として無効と判断された.

者審査会」が新設された。1969（昭和 44 年）年 12 月、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和 44 年 12 月 15 日、法律第 90 号）が公布されたのを契機に、公害被害者認定審査会が開設され、水俣病被害者を救済する認定制度がスタートした。そして、1973 年（昭和 48 年）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年 10 月 5 日、法律第 111 号）や、1988 年（昭和 62 年）の同法律の改正に伴って、公害健康被害補償法（昭和 62 年 11 月 4 日政令第 368 号、以下、公健法）の施行により認定業務が行われようになった。

表2-16　主なチッソの事業と地方公共団体における施策

時期	区分	年代	事業と施策
1	公害前期	1930－1934	1932年 日窒水俣工場アセトアルデヒド・合成酢酸設備稼働開始
2		1935－1939	1935年 日窒水俣工場酢酸部門の生産量が全国生産50%に達する
3		1940－1944	1941年 日窒水俣工場塩化ビニール製造開始.日本初
4		1945－1949	1946年 日窒水俣工場アセトアルデヒド・合成酢酸工場製造再開
5	公害発生期	1950－1954	1953年 水俣病公式一号患者発病.ただし1956年に判明・公式確認
6		1955－1959	1959年 熊本県水俣病関係漁業基本対策、水俣病緊急対策事業計画
7		1960－1964	1964年 熊本県条例による水俣病患者審査会が設置
8	公害後期	1965－1969	1969年 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法
9		1970－1974	1973年 公害健康被害の補償等に関する法律
10		1975－1979	1975年 熊本県、水俣市、水俣市漁協、水俣湾内漁獲自粛を告知
11	環境対策期	1980－1984	1980年 水俣湾公害防止事業再開
12		1985－1989	1988年 公害健康被害補償法
13		1990－1994	1990年 熊本県水俣湾魚介類対策委員会が提言
14	もやいなおし期	1995－1999	1996年 水俣病未認定患者救済の政府・与党最終解決案正式決定
15		2000－2004	2000年 水俣市長が偏見解消を呼びかけ
16		2005－2009	2006年 水俣病公式確認から50年
17		2010 － 2013	2012年 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

筆者作成

こうした水俣病被害者の救済制度を整備する一方で、熊本県水産課は 1959 年（昭和 34 年）、困窮する漁家および水俣病被害者世帯に対し、水俣病関係漁業基本対策（以下基本対策）を立案した。基本対策の内容は、①近海漁業出漁の指導奨励、②真珠母貝養殖の指導奨励、③他漁業への就労斡旋、④公共土木の就労斡旋、⑤水俣病原因究明の対策であった。また、熊本県民生労働部職業安定課は、漁家および水俣病被害者世帯など関連失業者について、職業相談指導、職業紹介、職業訓練などの諸対策を計画し、一時応急的に漁家および水俣病被害者世帯を一般失業者へ吸収するといった対策を施した。

この他に、熊本県は、漁船の集団利用や、集団操業指導船の建造、近海漁業出漁の指導を奨励していた。とりわけ、水俣湾および不知火海で操業不能となった漁家に対して、他県海域、とくに鹿児島県、長崎県海域への入漁の斡旋を奨励した。1959 年（昭和 34 年）、水俣病緊急対策事業計画（1 次案）として、環境破壊により地元漁場を失った零細漁家の沖合漁法の指導者養成（沖合進出先達漁船養成）を行った。しかし、熊本県が漁業指導を委託した漁家に、漁獲高のほとんどを指導料として請求され、水俣の漁家に残る金額は僅かであった。このとから、水俣の漁家は近海漁業での操業は撤退を余儀なくされた。また、近海漁業を熊本県は奨励していたことから、貯蓄・資産にゆとりのある漁家は動力漁船を購入し、東シナ海に出漁するも、漁船が小さいうえに船首が大波に耐えられず、漁場につく頃には他の大型船に魚（烏賊）を獲られる状況で、漁獲高を上げることができなかった。

このように、地方公共団体は、水俣病被害者や漁家に対して就労対策を示し奨励するも、生活が安定するまでには至らなかった。

3.水俣病被害者の支援活動

水俣病被害者の救済に奔走した 1 人として、日吉フミ子水俣市議会議員（以下敬称略、日吉と略す。）が上げられる。日吉は 1915 年（大正 4 年）、熊本県菊池郡に生まれ、水俣市の小学校で女性初の教頭であった。1963 年（昭和 38 年）、水俣市議会議員に当選し、以後、4 期連続当選を果たすなかで水俣病被害者救済に尽力した。日吉は、水俣市議会に初当選をしたころ胎児性水俣病患者と出会い、また、新潟水俣病患者を水俣に迎えたことを契機として「水俣病市民会議」を発足させた。

日吉の回想録（2006 年）によると、1963 年（昭和 38 年）3 月、水俣市立病院に入院していた生徒の通知表をもって見舞に行った際、初めて水俣病被害者を目の当たりにしたという。この時、水俣市立病院の玄関口には北海道北星女学院の生徒が、花束をもって水俣病被害者を見舞に来ていた。当時、日吉が勤務する小学校では水俣病の話は一度も聞いたことがなく、学校以外のことは無関心であったという。北海道北星女学院の生徒と水俣市長の妻の後に続いて、水俣病被害者の部屋を訪れ、A 氏に会うと、手が曲がった状態でキセルに火をつける場面や、病室で「ウーウー」と唸る被害者を目にした。病室にいた水俣病被害者家族が、「この人はやっとで生きとらすばってん、長男が一カ月ばかり前に劇症で死んでしもたっですばい[239]」といい途方にくれた状態で泣かれていたといい、胎児性水俣病患者はもっとひどいとの話を聞いたという。また、胎児性水俣病患者の病室には、廊下の隅に作り作られたような場所で、窓もなく暗い部屋だっと回想する。病室内は犬の遠吠えのような唸り声があり、また、よだれで寝具は汚れ、悪臭を放っていた。水俣市民病院の担当者の話では、目が見えず歩けず、1 人で食べられない子どもが多いとの説明の最中、日吉はいたたまれず逃げ出したという。その後、日吉は自宅天井に胎児性水俣病患者の子どもたちの姿が脳裏から離れず、助けを求めるような錯覚にうなされたと話す。そして、熊本から日吉の実母を呼び寄せ、一週間、母に抱かれて過ごしたという。また、自分の子どもは幸いにも元気だが、胎児性水俣病患者の母親たちは、どんな気持ちで暮らしているのであろうかと思うようになった。さらに、教師を辞めて市会議員になれば、何かの役に立てるのではないかと思うようになった。その後、学校の実情に詳しい人が一人でも市会議員にいてくれたらとの要望もあり、1963 年（昭和 38 年）4 月 1 日、小学校を退職し、4 月 18 日告示の市会議員に立候補した。4 月 30 日、日吉は 30 名中 7 番目で当選すると、毎月水俣病患者が入院している病院へ訪問するようになり、症状のひどい胎児性水俣病患者が学校へも行けず地域に存在することを知った。

日吉は、胎児性水俣病被害者に対する義務教育の問題や、子どもの可能性を引き出す特殊学級の整備を図っていかなければならないと考えるようになり、元新日窒素水俣工場長で革新から推薦を受け水俣市長になった橋本市長に訴えた。しかし、橋本市長は義務教育

---

[239]水俣病センター相思社（2006）『水俣病を伝える豊饒の浜辺から第四集』相思社 46 頁

のことや特殊学級は必要としつつも「お前は水俣病のことは言うなよ・・・水俣病のことを今言えば水俣が栄えんごつなる。もう1つは、患者は見舞金契約で見舞金をもらって満足しているから誰もどうかしてくれと言うた者はおらん。だから水俣病のことは言うな[240]」と議会で触れてはならないと口止めをされることになる。水俣病入院患者を期に掛けていた時、日吉の実兄に「横浜に訓盲学院をしている校長がいる。一度、見に行け」と言われ、訪問することになる。訓盲学院の子どもたちの器楽合奏の演奏を聴き、楽譜も読めないのにどうしてあんなに上手に弾けるのかと感心する一方で、家庭的な雰囲気のなかで暮らしている様子をみて、水俣病の子どもたちにもこうした雰囲気の中で、発育、発達の可能性を引き出せないかと考えるようになった。その後、日吉は文教委員の副会長を務めることになり、他の文教委員とともに訓盲学院を訪問する。各文教委員は「こぎゃん上手になるとは」「教育の力って偉大なもんじゃね。」と感心し、リハビリ施設[241] を作ることに賛成してくれた。この施設のなかに特殊学級を作ることが水俣市議会1期目にできることになった。日吉の回想によると、当時、病院に入院している人が水俣病であり、家庭には入院している水俣病被害者以上にひどい方はいないと思っていたという。しかし、「家庭にはまだ悪か子がどしこんでん（どれだけでも）おるばい[242]。」日吉は月浦に在住していたB氏のところへまず訪問し、そしてC氏、次いで湯堂に在住するD氏、茂道のE氏を訪れ、地域に胎児性水俣病の子どもが多数存在することを知る。そして、訪問のなかでこの他にも胎児性水俣病患者がいることがわかってきた。さらに、第1章でも論じたが、漁家の家屋は障子がボロボロに破れ、また、土壁も直すことができないほど崩れた住居で生活する貧しい様子を確認した。

日吉が水俣市議2期目を迎えたころ、水俣病の子どもたちの教育や生活を守らなければならないとの思いを深めるようになり、1967年（昭和42年）第7回市議会定例会において、水俣病原因究明について水俣市の説明を求めた。日吉が取り上げた内容は、①水俣病によって入院している患者の現状について、②退院患者の自宅療養、そして③退院患者の自活能力、④水俣病対策費や水俣病患者治療費（補償）についてである。これに対して、水俣市山田優衛生課長は、1967年（昭和42年）時点での水俣病患者総数[243]、自宅療養の状況、退院者の生活の様子[244]、そして、水俣病患者治療予算[245]等詳細に報告した。また、

---

[240]水俣病センター相思社(2006)前掲書、47頁

[241]1965年3月7日水俣市立病院付属湯之児病院、リハビリテーションセンターとして公立のリハビリテーション専門病院としては日本で初めて開院した.2005年3月24日施設の老朽化と水俣市天神町にある水俣市総合医療センターのリハビリ機能充実による統合により閉院した.

[242]水俣病センター相思社(2006)前掲書48頁

[243]1967年時点での水俣病患者総数111名.このうち死亡は42名と報告している.

[244]外来治療10名、家庭に帰って治療を受けていない者43名と報告している.

[245]水俣病事件資料集1296頁－1297頁によると、昭和33年から昭和41年までの9年間の間に衛生予算として支出した分は総額、63,903,000円であり、このうち国の補助金が

大橋昇病院長は、湯の児リハビリテーションセンターが作られ、個人的に差異はあれるが、全般的に症状は発病当時と比べ軽快していると述べている。しかし、胎児性水俣病に関しては全く動くことができない症状の重い者もおり、長期のリハビリテーションが必要との見解を示す。そして、橋本市長は、水俣病患者への公費負担ができるよう厚生省、大蔵省にことあるごとに折衝し、水俣病の原因究明を要請している。ここで、水俣病の問題は「われわれの手に負えない状態であり、どうしようもない[246]」と答弁し、国あるいは、会社の補償という問題に関しては、水俣病の原因が究明されてからの話であるといった。

1968 年（昭和 43 年）、第 3 回市議会定例会において元山議員は、公害問題は全国民にとってますます重大な問題であり、深刻化していると指摘したうえで、大資本の擁護を第 1 にし、国民の犠牲も顧みず公害発生の原因、厳重な規制をなさない自由民主党政権を批判する。そして、住民の健康と福祉を擁護すべき市長をはじめと市当局および議会が、この問題について、いまこそ強力な運動を進めることが重要だと論じた。

日吉はこうした市議会活動のなか 1968 年（昭和 43 年）、障害者が共同で生活できる「コロニー」の構想を考えるようになった[247]。日吉は 1971 年（昭和 46 年）、水俣市議会の文教厚生委員とともに、愛媛県身体障害者コロニー、大阪金剛コロニーの行政視察を行った。また、視察の帰りには、共同生活を行う山岸会を見学している。山岸会は、身体に障害のある子どもの親たちが資金を出し合い共同生活を行う団体であった。日吉は水俣病患者や胎児性水俣病の子どもたちの生活の安定と教育の保障という観点から共同生活の必要性を訴え、1972 年（昭和 47 年）、東京で行われた日教組の大会において、カンパを募った。そして、水俣市でコロニーの話をしていると、1972 年（昭和 47 年）9 月、浜元フミヨ氏より、「するば作るところはな、うちの先のあそこがよかばい。私の畑じゃなかばってんが、あんまり誰でんつくりよらっさんもんな。だけん、もしかしたら売らすかもわからん、そこに見に行こう。[248]」ということになり、300 坪を超える土地を確認することになった。日吉は土地の取得をどのようにすればいいのか、当時農業委員をしていた田上信義氏に相談するが、土地は複数の所有者がいることが判明し、また、土地取得を妨害する者もあらわれ困難を極めた。土地の購入名義はチッソ第 1 組合員であった田上氏[249]、坂本武義氏、数広氏[250]、また、坂本幸氏の名義で購入することになる。しかし、水俣市の農業委員会では許可をすることができず、熊本県の農業委員会が土地購入に関して来水することにな

6,560,000 円、熊本県が同様に 6,560,000 円、合計 13,120,000 円であった.なお、昭和 42 年 4 月から 10 月までの各保険別の支出金額は、医療扶助 268,094 円、国保 1,454,618 円、厚生医療費 1,094,232 円、自己負担分 1,135,477 円、日雇い健康保険等その他の保険 268,286 円である.

[246]水俣病研究会編(1996)前掲書、1299 頁.

[247]1969 年 9 月、参議院公害特別委員会が水俣を訪れた際、日吉は水俣病胎児性患者のためにコロニー建設したいと訴え、協力を要請している.

[248]水俣病センター相思社(2006)前掲書、50 頁.

[249]田上信義氏は養子であることから田上英子氏が名義人となる.

[250]氏名不明.

り、使用目的等を説明することになった。

日吉が人生たった1度のウソと回想しているが、土地を購入する目的を「秀一[251]が48年3月で定年退職をするから、ここに土地を買って、この（相思社の下にある）市営住宅[252]の人たちの保育園がないから保育園を作ります。[253]」といい、熊本県の担当者に許可を迫った。熊本県の担当者は、「日吉先生が保育所を作りたいというならばそりゃあてっぺんな（ありがたい）[254]」許可しないわけにはいかないといい認可されたという。購入した土地は、特別農振地域[255]にしている土地であったため、本来は宅地にはできない土地であったが、日吉の夫のおかげで建物を建てることができたと回想する。また、土地の購入[256]を進めるにあったて、購入者全員で地域住民にあいさつをしてまわり、協力を依頼したという。

土地の造成を行い1973年（昭和48年）12月、相思社の敷地は完成する[257]。そして、相思社の建築に野角建設が担当し、日吉が描いたコロニーが建設されることになる。建設の構想では、普通の家ではなくみんながゆったりと風呂に入ったり、リハビリをしたりする場所をつくらなければならないという意見がだされた。1973年（昭和48年）6月、水俣病患者総会[258]が開催され、「そういうものを作ってもらえるのはうれしい。[259]」と水俣病被害者や家族は話したという。

---

[251]日吉フミ子の夫である日吉秀一.

[252]榛原団地.

[253]水俣病センター相思社(2006)前掲書、53頁.

[254]水俣病センター相思社(2006)前掲書、53頁.

[255]農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される.策定に当たっては、向こう10年間の農地利用を考慮して計画が立案される.計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行なわれる。農業振興地域の農用地区域内の農地（いわゆる農振青地）では、農地以外での土地利用が厳しく制限されており、農地転用が許可されない.そのため、例えば都市計画法により市街化調整区域で建築できることとされている建築物であっても建築することができないし、市街化調整区域でよくみられる資材置場等としても利用することができない.これは、土地利用について、農振法と都市計画法でそれぞれ規制趣旨が異なることによる.農振青地を農地以外の用途で利用する場合は、まず市町村が農業振興地域整備計画を変更することにより当該農地が農用地区域から除外され、その後に農地転用許可を取得しなければならない.

[256]日吉は相思社の土地の購入には上記4人と夫の協力が大きかったと回想する.

[257]1973年12月1日敷地が完成する.土地の造成は若松建設が石垣積みを行う.造成費用は175万円であったという.なお、市道から相思社へ行く道の入り口部分の道幅が4メートルなければならなかったがわずかに足りなかった.日吉は、水俣市建設課長のところを尋ね市道を一部譲ってもらえるよう依頼し、道幅を確保している.

[258]1973年6月3日に開催される.

[259]水俣病センター相思社(2006)前掲書、56頁.

日吉のコロニーの構想には、水俣病被害者や家族の生活の場や、リハビリテーションを行うだけでなく、収入が得られ自立した生活が行えるよう産業を起こし、就労の場を作ることも考えられていた。相思社がまず行った産業は、ナバ工場事業である。ナバとは、キノコのことであり、開設当時、シメジとエノキだけを栽培しようと考えられていた。ナバの栽培に関して、阿蘇農高に勤務していた日吉の長男に意見を求めたところ、水俣では雑菌が入って栽培は 3 年と持たないと指摘をうけるが、事業を始めることになる。しかし、金融機関から資金を貸してもらえず計画は頓挫するところであったが、農協が融資に応じた[260]。こうしたことから、熊本県で唯一、ナバの菌を販売していた菊池郡泗水村の工場に菌を買付けに行き、栽培を始めることになる[261]。日吉の長男の指摘にあるように、雑菌の繁殖がひどく事業継続は困難となり 1981 年(昭和 56 年)閉鎖することになった。その後、相思社は肥料作りや低農薬甘夏や柑橘類の栽培を始めるようになるが、日吉は「甘夏問題」を境にすべての事業活動から退くことになる。

ここで言う「甘夏問題」とは、1989 年（平成 1 年)、甘夏の生育が悪く、加えて、カイヨウ病が多発したことにより甘夏の収穫量が激減した。注文の不足分に対応するべく、「水俣病患者家庭果樹同志会（以下、同志会という[262])」の生産者以外から甘夏を入荷することが決まるが、その一部に、同志会が基準にしていた農薬使用回数を超えるものが混在し、その伝達が販売先へ行き届かなかった。これをマスメディアに取り上げられ、水俣病センター相思社事務局、また支援者であった相思社の責任が問われることとなり、同志会は一時解散することになった。また、相思社で甘夏の事務を担当していた職員や、理事が辞職することになった。日吉はこの問題を契機として相思社に訪れなくなったという。日吉の回想録には、相思社の建設理念は水俣病患者やその家族が相互に関り助け合う場所であるはずが、事業所が出来てから水俣病訴訟を行った訴訟派の人と、訴訟派でない人が打ち解けることはなかった。水俣病認定をめぐる訴訟派であった F 君と母親、そして、G さんが子どもをつれて、相思社を訪れた際、子どもたちに「こういうところだけん、あんたたちもいつも遊びにきたりしちゃ良かよ[263])」という話を子どもたちにしていたとき、そこには長屋のようなものが 3 軒くらい出来ていて、建物の中からなんば覗くとな[264])」と言われ、F 君とその母親は「こら大変、こぎゃん人のおらすならばろくなこっじゃなか。とても打

---

[260]農協からの融資には本田啓吉と日吉が保証人となっている.

[261]ナバ（キノコ）を栽培していた場所は、現在、相思社歴史考証館として水俣病の資料展示、印刷物等の販売がされる場所となっている.

[262]同志会は 1973 年、水俣病事件第一次訴訟判決が確定し、水俣市に移住、あるいは遠方からのカンパを受けるなかで、水俣病患者が作ったものを支援者が売る・買うという生産、販売方法が確立する過程で、「被害者が加害者にならない」というスローガンのもと、甘夏生産者団体を発足した。

[263]水俣病センター相思社(2006)前掲書、58 頁　本文中では匿名とした.

[264]水俣病センター相思社(2006)前掲書、59 頁.

合ん[265]」と言って帰って行ったという。また、うちの中から、訴訟派で補償金を受給したGさん、Fさんに対して「ああー羨ましか、羨ましか」といわれたとき、2人は「また、ここでもいじめられるのか」と思ったという。日吉は、事業が拡大するにつれ相思社が両者を分断する場所になってしまったと回想する。

4.水俣病被害者における自力更生と内発的発展

水俣病被害者や家族が共同作業をしたり、寄り合ってお茶を飲みなら話をしたりする場と交流できる場を持ちたいという考えは、水俣病訴訟、自主交渉を行っているときから人々の考えにあった。先述したように相思社は1974年（昭和49年）、水俣市議会議員であった日吉らがカンパと借入金とによって、仏石部落に敷地を買い入れ設立した。開設当初の理事長は川本輝夫氏、理事に田中始氏、緒方正人氏、渡辺清氏、監事に佐藤武春氏らの水俣病被害者で構成し、常勤の職員は21名、うち水俣病被害者は4名、被害者家族は2名であった。

相思社設立当初の支援者の1人、柳田耕一氏（以下敬称略：柳田）は自主交渉闘争に参加し、大学を退学して水俣に移住した。1979年（昭和54年）当時の相思社の活動を、鶴見のインタビューより振り返ると次のように記されている。「センター（相思社）で行っているのは、大根漬け、堆肥（牛糞、鶏糞、のこくず、米糠を混ぜて発酵させたもの）の生産、ミミズの養殖、エノキダケの栽培[266]」などが生産されていた。上記に示したミミズと堆肥は地域住民に好評で「赤軍が堆肥を作っている[267]」といって買い求めていたという。地元の農家によろこんで使ってもらえるような有機肥料を作ることで、地域に受入れられると考えていた。また、相思社は出月地区に鍼、灸、指圧の養生所（出月養生所[268]）を開いて水俣病被害者などの治療を行ったり、民間薬や民間療法の学習会を竹の子塾と称して開催したりして地域に根差した活動を展開した。

相思社の活動の目標は地域に根差し、水俣病被害者に根差す活動を進めながら、そして自立することが目標であった。開設当初、相思社では甘夏みかんの栽培は行われていなかったが、水俣病患者家庭果樹同志会を団体して、有機農法、低農薬のみかんを栽培することを申し合わせ、生産されたみかんを生協、各種団体、グループなど流通ルートを自力で開拓して販売していた。また、1982年（昭和57年）からは、水俣生活学校を開くという新しい活動を開始した[269]。生活学校は短期の合宿学習ではなく、少なくとも1年間、水俣でともに生活し、農業生産をしながら学習する場・機械を作ろうというものであった。

当時の様子を先に示した柳田は、「現に農協から年間の栽培管理表というメニューが出てきます。だれだれの所にみかんが何反あって、何トンあるのかというのがわかってますか

---

[265]水俣病センター相思社(2006)前掲書、59頁.

[266]鶴見和子(1996)『内発的発展論の展開』筑摩書房、183頁

[267]鶴見によると支援者の多くが都会から来ていた青年であり、地元の人たちは赤軍のように見ていたという。

[268]出月養生所は1986年に相思社から独立し、現在水俣市内で治療が行われている.

[269]1982年から1992年まで実施.

ら、時期に応じて農薬や肥料が自動的に配達されてきます。どんなみかんがいいかということについても、市場メーカーなんかが基準を持っています。農民自信が決めているわけじゃありません。値段についてだってそうです。市場経済できめている。それをなんとかしようということで 6 年やってきて実際 36 トンから始めて来年だったら 700 トン近い量になります。大沢さん（反農連）たちと合わせたら、もう 900 何十トンです。水俣市農協が 3000 トンですから単純に考えれば 3 分 1 くらいの量は私たちもやれるところまできました[270]。」と回想した。しかしながら、柳田は農協を通じての生産体制を次のように指摘している。農協によって管理される社会は、チッソによって管理されてきた水俣の地域社会の構図と変わりないという。そして、チッソによって管理される社会を「チッソ型社会」と称し、これに替わる社会構図が必要と考え「相思社型社会」を提示した。なお、相思社型社会とは、人間を原点として物事を決めていく社会であると柳田氏は論じた[271]。

こうした柳田氏の提案は、チッソ社員田上義春氏（以下敬称略：田上）と、農業を行いながら演劇をする砂田明氏（以下敬称略：:砂田）によって営まれていた乙女塚農園、また大沢忠夫氏（以下敬称略：：大沢）がリーダーを務める反農薬生産者連盟（以下:反農連）においても共通の目標が掲げられていた。田上夫妻、砂田夫妻は 1978 年（昭和 53 年）に神ノ川に広さ 1 町歩ほどの蜜柑山を購入し、半分ずつ所有し、農業を経営していた。田上は出月地区で幼いころから農業をしており、砂田は農業経験などないが荒れ地を開墾した経験をもっていた。2 つの世帯は違う農業のやり方を自由に行いながら、時に議論を戦わせながら合力し農業を行っていた。鶴見によれば、このときの 4 人の関係は全く対等な関係であったという。

田上は 1970 年代後半から 1980 年代初頭、肥後牛を 2 頭飼うようになる。飼料の牧草を年間絶やさないための乾燥場が必要となり、田上は太陽エネルギーとわずかな電気で牧草を乾燥させる設備を考案した。また、畑に入れる堆肥も農場ででる牛糞と鶏糞で作っていた。砂田氏も養鶏の飼育を行っているが、田上との見解と異なっている。田上は鶏舎の床はコンクリートにし、鶏糞を集めやすく処理しやすい方法を採用し、砂田氏は半開放的な飼育を行い、鶏が糞をしながら畑を歩き鶏糞処理を省く方法がとられていた。そして、田上氏はプリマス・ロック種の鶏[272]の卵をちゃぼにかえさせ、砂田は名古屋コーチンを飼い卵は親鳥にかえさせていた。この他に乙女塚の主要な生産物は、キューイを生産していた。キューイの生産は、田上が前の山の持ち主に勧められ、ニュージーランドから種を取り寄せ、30 本の苗木からはじめた。田上がキューイを始めた理由は、ニュージーランドと日本の気候が逆であることに注目し、ニュージーランドがキューイを収穫できない時に日本では収穫でき出荷できると考えたからであった。また、輸送する間に熟成することに利点があるに着目した。この他に、田上は無農薬では蜜柑栽培はやれないといい、無農薬で育つ福原オレンジだけを残し、古木はすべて切ってしまう。そして、そば、麦、栗、大根、ス

---

[270]鶴見和子(1996) 『内発的発展論の展開』筑摩書房、184 頁

[271]柳田耕一「『チッソ型社会』を乗り越えて」『ひらく』第 4 号、水俣生活学校をひらく会、1982 年、7 月 15 日、9 頁

[272]アメリカ原産の鶏の品種で卵肉兼用種.

テビア、大豆、とうもろこし、夏ミョウガなどを栽培した。米は近くの田んぼを借りて作り、この他に、20 箱のミツバチを飼った。田上の目標は、自分たちのできる能力の範囲で楽しみながら自給自足して暮らしていくことであった。

田上氏はチッソの仲間に、会社が無くなった場合、それぞれ生きていく方法を立てて行かんばならないといい、自分のこれからを考えなければならないと話していた。そして、「自分のことは自分で行い他力本願ではだめだ[273]」と語っていた。

一方、反農連のリーダー大沢は、1944 年（昭和 19 年）朝鮮で生まれ、父は農林省の役人で終戦後に福岡に引き上げてきた。大沢は大学卒業後、友禅染の仕事に就いたが、4 年で辞めて人夫仕事などをしていた。1973 年（昭和 48 年）チッソ東京本社前の座り込みに参加し、それがきっかけで砂田とであった。1977 年（昭和 52 年）砂田の紹介で水俣市茂道に住み、杉本栄子氏（以下敬称略：杉本）の蜜柑山の援農を行うようになった。その後、杉本氏が入院し、退院した後蜜柑山の世話ができないため、年間を通してやってほしいと大沢氏に依頼した。大沢に依頼する際、杉本は「自分たちは水銀の毒で水俣病になったのだから、他人に食べさせる蜜柑に毒（薬）を使いたくない」という。大沢はこの考えに共鳴し、無農薬有機農業法の蜜柑を育てながら、他の生産者と協力し栽培を始めた。半農連に加盟している農家は、夏蜜柑の生産者は 40 世帯、寒付大根、芋などを含めると 60 世帯になった。このうち 8 割が水俣病の症状を有していたが、認定されていたのは 3 割であったという。反農連は、「農薬は毒の認識を生産者の共通の痛みとして、水俣病的状況を告発していく。本来の人間らしい生活、生産の場を創るため、複合的自給農業[274]を可能な限り目指す。そして、生産者―消費者として新たな結合、連帯を深める。弱い、切り捨てられる生産者同士の絆を深め、共同互助的精神を高め、農協や現在の流通機構に拠らない自らの生産、加工、販売を考えていく[275]」と事業理念を示した。こうした反農連の理念に賛同できる者はだれでも加入できるといった緩やかな組合であった。大沢は「患者地区の中で甘夏を出荷したりしている人たちは、今までの流通ルートから落ちこぼれた人たち。漁業でも農業でもやっていかれない。わずかな畑が支えになるような方向でその中で生きがいまで見いだせるような会を作りたい[276]。」という。反農連の参加者の内、杉本の作付面積が 10.3 反(約 1ha)と最も大きく、他は 1 反(10a)から 2 反(20a)が多く、1 反以下の参加者もあった。こうしたことからも指摘できるように、反農連は相思社よりもさらに底辺の生産者と深く結びついていたと考えられる。なお、反農連の販売方法は、リヤカーで行商をしたり、一軒一軒訪問して売ったりする訪問販売であった。さらに、全国的に販売ルートを開拓していった。こうした地道な活動が功を奏し、1977 年（昭和 52 年）に 60 トンの生産から始めたが、1981 年（昭和 56 年）には 190 トンにまで生産が上昇した。生産した甘夏蜜柑はすべて売り尽くし足りなくなるほどであったという。また、東京と水俣をつ

---

[273]鶴見和子(1996)『内発的発展論の展開』筑摩書房、180－181 頁

[274]反農連がいう複合的自給農業とは、加入者が行う穀物、野菜、畜産等いくつかの作目・部門を組合せて行う自給的な農業経営をいう.

[275]『かづら』第 3、4 号、(1979 年)反農連水俣袋地区生産者連合事務局、1 頁

[276]鶴見和子(1996)『内発的発展論の展開』筑摩書房、185 頁

なぐ、合宿交流会を開催し、都会の人々に水俣の生活と生産の実態を見てもらう活動を実施した。こうして、互いの暮らしのあり方について考え合う機会が設けられた。

以上、相思社、乙女塚農園、反農連の活動にみる共通性をまとめると、第 1 に有機農法、反農薬、または低農薬栽培で農業を行い、なおかつ、生産者と消費者が直結している活動が展開された。第 2 に、水俣の公害の歴史に照らし合わせさらに、生産者、消費者双方の立場から考えると、高エネルギー消費の生産様式から、低エネルギー消費の生活様式へ転換を図ったことである。第 3 に、高エネルギー消費と環境破壊につながる近代技術に対して、地域の小生産者の必要な伝統に基づいた産業が目指されたことである。また、福祉的な観点をもって生活相談や医療、教育、福祉の相談援助が展開された。

このように、水俣病被害者や近代に抵抗する人々は、内発的発展を志向し生活保障を整備していった。

5.水俣病被害者支援におけるアドボカシー機能

これまで日吉や支援者が行った活動を概観してきた。日吉らが構想した水俣病被害者支援は、地方公共団体が立案した都市計画や、救済施策に対抗した事業であり支援策であったと考えられる。また、序章において若干論じたが、水俣市都市計画および熊本県の施策は技術官僚的な意思決定から、漁家や水俣病被害者は排除されていたが、少数派である当事者の意思を弁護（代弁）するアドボカシープランニング（Advocacy Planning）の活動としてとらえることができよう。なお、以下のように簡略ではあるが、アドボカシープランニングの概要を示しておきたい。

アドボカシープランニングとは、専門家が少数派を弁護（代弁）する活動のことをいい、アメリカ社会では、1950 年代後半から 1960 年代にかけて、技術官僚による中央集権的な都市計画には限界があると都市計画家によって指摘されていた。それまでの都市計画は、一部の利益集団を代表する者から推進され、広く市民の声を反映することなく、また都市開発への意義や効果に対する批判が高まっていった。また、1950 年から 1960 年代、アメリカは人種差別の撤廃を求める公民権運動などの高まりを背景として、これまでの権力構造から排除されてきた利害関係者が、行政の立案する都市計画や目標を中心に、抗議運動やメディアを使った団体的な働きかけが行われ、都市計画立案者らの意思決定に影響を与えようとした運動が活発化した。たとえば、都市計画に基づき住宅整備を行う場合、立ち退き者に対する代替住宅として公営住宅政策を提案するが、貧困層の集積[277]につながるとの批判が生じた。そして、スラム居住者の社会的流動性を高め、スラムから離脱する機会を広げるための社会運動が発生した。

こうした社会運動によって住民らを弁護（代弁）する活動をしなければならないと主張した人物が、都市計画家であったポール・デイビッドフ（Paul Davidoff）である。ポール・

[277]岡本徹太郎は「アメリカにおける住環境の保障と住宅政策」『海外社会保障研究 Autumn 2005 No.152』で、古典的な公共住宅は現在では最も人気のない政策のひとつであり、「連邦のスラム」と揶揄され、貧困の集中する荒廃した場所とみられていたと指摘する.

デイビッドフは、社会は異なる利害や価値観を持つ多数の集団で構成され、都市計画を立案するためには多元主義的な価値観が必要であると主張した。そして、科学的、客観的を標榜しつつ、合理的総合計画に基づいて立案される一元的な公益は、技術官僚主義的な専門家の価値基準に基づく、独占的な解釈の結果に過ぎないと批判を加えた。また、都市計画の立案を都市計画委員という独立的な行政委員会に委ね、最善の都市計画を期待してきたと指摘し、採否を図る際、二者択一の選択しかなく都市計画の作成および採択には合理的計画の理論に反していると論じた。さらに、都市計画家と計画の決定検者が別の主体であるとき、複数の選択肢を提示する義務があると指摘した。ポール・デイビッドフは合理的計画の理論そのものに疑問を呈し、特定の計画案が最善と考えられているとき、異なる代替案を積極的に評価することは無理があり、むしろ、はじめから多元的な集団がそれぞれの計画案を多元的に提案する仕組みが自然であるとした。

ポール・デイビッドフに加えて、フリーデン（Frieden:1965 年）によると、不利益を受けている住民の多くは、政治力を持たず専門的知識が不足しており直接的な計画扶助が必要であるという。また、政治過程の中で少数派の利益を弁護すべきと考え、都市計画家が法律家と連携して貧困地域の住民に行政事業を活動する方法を示し、また、行政事業に対抗する手段を示していく必要があると論じた[278]。アドボカシープランニングの提唱者は、専門家の価値中立的という見方を批判する。加えて、不平等や利害紛争といった社会経済的問題を視野に入れながら計画策定や意思決定過程から排除されてきた貧困層や、少数派で社会的に弱い立場にある者たちの利害を弁護する、専門的な支援が行われなければならないと考えられた。公的計画を策定する過程では、多元的価値観の観点から個人や集団が、各々の立場で計画を提案し、対話を行うことにより政治的議論が活性化し、結果的には合理性と公共性を高めることができるとされた。このように、アドボカシープランニングは、行政当局から提示される公共の利益が唯一であるとの社会通念を打ち破り、価値中立的な評価や最適化を排除しようとの試みであった。

西尾（1975 年）は、都市計画家の専門職業倫理からすると、特定利益を離れて諸利益集団の調整をはかり、公共の利益を具体化した計画を作成しなければならいという。また、アドボカシープランニングの概念は、いかなる特定利益の擁護にも普遍的に適用されるべきと考えられていたが、現実には貧困層または少数派集団の利益が追及されていた。

こうした特定の利益追求に至った背景を、都市計画家が貧困との戦いを正当化するためのものであった指摘する。また、1950 年代のアメリカでは一元的な公益を掲げる合理的総合的計画の対抗理論として、計画過程に十分な価値や利害が反映されてこなかった社会的弱者への弁護・支配の必要性を説き、次に計画・政策決定は多様な利害集団での調整を通じて、合理性を高められると論じた。西尾は都市計画活動を行う集団の行動様式から推察して、政党は都市計画案を構想することが現実的に難く、商工会、不動産業、労働組合、公民権運動団体などについても、都市改造に積極的な役割を演じたことは少なく、立案にまで至った事例は多くないという。つまり、都市計画案を積極的に提案していく可能性を

---

[278] *Frieden Bernard J*（1965）『*Urban Planning and Social Policy*』*Basic Books,*313-334 頁

持つ集団は、公共機関が立案した都市計画に反対し、抵抗運動を団体している団体、とりわけ末端地域の団体になろうと論じている。ポール・デイビッドフについて西尾は、都市計画の専門家は集権化の要請と少数利益の復権の要請とを調整することに、多元的が寄与できるのではないかと考えていた。だが、多元主義の弁証から、弁護の意義の弁証へと移行していったと指摘する。そして、都市計画家は公共機関に勤務し、公共の利益のために奉仕しなければならないというものではなく、計画過程における対抗弁論の専門家として、集団の利益のために自由に奉仕すべきと論じた。また、先に述べたようにフリーデンは、貧困層の政治力の弱さと専門的知識の不足に注意を喚起し、専門家の弁護能力によって、貧困層の利益を援護することに弁護の意義を見出すとともに弁護士と連携して、貧困地域の住民に行政事業を活用する方法を示し、また、行政事業に抵抗する手段あることを主張した。

これまで論じてきたようなアドボカシープランニングの概念をもって、水俣市都市計画および元山議員や日吉らが行った水俣病被害者らの支援策を①生活の安心、安定、②労働の創出、③権利擁護の 3 点から検討すると、次のような役割と意義があったと考えられる。第 1 に、生活の安心、安定への希求から鑑みると、元山議員の答弁や日吉の活動は少数派である漁家や水俣病被害者の生活破壊の状況と水俣市施策の問題点を指摘し、彼らの生活再建を目指す運動であった。なかでも日吉は、胎児性水俣病児童の自宅を訪問する過程で、荒廃した家屋の状況と劣悪な生活状況を目の当たりにしたことから、障害児療育と医療施策を重点に法制度を整備しようと　した。日吉らの計画には、漁家や水俣病被害者および世帯に対する代替住宅等を整備するという計画は検討されていないが、差別されることなく余暇を過ごすことができる共同活動の場として相思社を整備した。相思社は、胎児性水俣病児童の療育や治療、余暇活動にとどまらず、水俣病被害者の就労の場を確保するといった医療、教育、福祉から構成される複合的な機能を有する事業所を整備しようとした構想であり、水俣病被害者や家族にとって、生活の安心と安定が得られる場所や機会として期待された。アメリカの公営住宅移転問題をもとに相思社での共同活動を検討すると、貧困層の集積、または、水俣病に対する差別・偏見を受ける人々の集合した場所として、位置づけられたとも考えられる[279]。また、アメリカではスラム居住者の社会的流動性を高めることから、スラムを離脱する運動が広がっていたが、日吉の構想には水俣病被害者救済の施策整備に重点が置かれ、「零落：ナグレ[280]」が集まる居住地から移住（離脱）を進める支援は検討されていない。

日吉は、水俣病によって家族や地域が激しく断絶・分断されていく様子を目の当たりにしたことから、人々を結ぶ場所、また、相互に助け合い関係を構築する機会を創り出す必要があるとの理念から、設立を目指したと思われる。第 2 に、労働の創出として、日吉は相思社開設当初、ナバ栽培に着目する。ナバは一つひとつが軽量であることや、長時間の

---

[279] 2014 年、相思社職員へのインタビューによると、現在の場所が水俣市の中心地にあると相談者が来所できなかったという.相談者の多くは人目を気にして来所している.こうしたことから考えると現在の場所は、人目を気にすることなく来所できる場所であるという.

[280] 水俣に移り住んできた者をいう.元々の定住者をジゴロと呼んだ.詳しくは第 1 章参照.

作業を必要としないことから、神経障害を発症している水俣病被害者の体に、あまり負荷がかからない労働であったと考えられる。また、キノコの胞子を粟や稗に付着させ腐葉土に撒き短期間に収穫が見込めるといったことから、事業収入を得やすいと考えたのであろう。しかしながら、温暖な気候が災いして、キノコ栽培は事業として軌道に乗らなかった。その後、肥料づくりや温暖な気候とリアス式海岸を利用して柑橘栽培に着手することから安定的な生産を果たすが、甘夏事件を最後に日吉は相思社の事業から退くことになる。

土本典昭(1976)『逆境の中の記録』未来社 118 頁、「**昭和 31 年発生当初の被害者の家**」、熊大第一内科徳臣教室撮影より.

甘夏栽培の期間までを鑑みると、農業への就労転換は生産の場を失った漁家や水俣病被害者にとって、労働の創出であり、生活の安定につながったと思われる。また、熊本県が行った水俣病緊急対策事業に投じられた費用や雇用数からすると、その規模はわずかではあるが、自力更生的に取り組まれた実践の意義は大きい。そして、近代に対抗した内発的発展とみることができる。

第 3 にポール・デイビッドフは、社会は異なる利害や価値観を持つ多数の集団で構成されていることから、都市計画を立案する際には多元主義的な価値観が必要であると論じた。そして、科学的、客観的を標榜しつつ、合理的総合計画に基づいて立案される一元的な公益計画は、技術官僚主義的な専門家の価値基準に基づくものであり、独占的な解釈の結果に過ぎないと批判を加えた。さらに、都市計画の立案を都市計画委員という独立的な行政委員会に委ね、最善の都市計画を期待してきたと指摘し、採否を図る際、二者択一の選択しかなく、都市計画の作成および採択には、合理的計画の理論に反していると論じた。そして、都市計画家と計画の決定検者が別の主体であるとき、複数の選択肢を提示する義務があると主張した。なお、ポール・デイビッドフは合理的計画の理論そのものに疑問を呈し、特定の計画案が最善と考えられているとき、異なる代替案を積極的に評価することは無理があり、むしろ、はじめから多元的な集団が、それぞれの計画案を多元的に提案する仕組みが自然であるとした。水俣市の工場誘致条例や、水俣市都市計画が検討される過程では、計画案を多元的に提示できる仕組みや機関が存在しなかった。ポール・デイビッドフなどの主張をもとに、日吉や元山議員の施策批判を鑑みると、水俣市都市計画や熊本県が行った水俣病救済施策に対抗する計画案を提示したと考えられる。これらは、フリーデン（Frieden:1965 年）が論じたように、少数派である漁家の利益弁護のための活動であった。フリーデンによれば、不利益を受けている住民の多くは、政治力を持たず専門的知識が不足しており直接的な計画扶助が必要であるという。また、フリーデンは、政治過程の中で少数派の利益を弁護すべきと考え、都市計画家が法律家と連携して貧困地域の住民に行政事業を活動する方法を示

し、それに対抗する手段を示していく必要があると論じた[281]。そして、不平等や利害紛争といった社会経済的問題を視野に入れながら計画策定や意思決定過程から排除されてきた貧困層や、少数派で社会的に弱い立場にある者たちの利害を弁護する都市計画家として計画を立案し、専門的な支援を行うべきと考えられた。

こうしたことから、日吉らの活動は市会議員や支援者ならびに専門家と連携し、水俣病被害者を団体してきた活動といえる。そして、水俣病被害者や受苦を強いられる地域を放置せず、集約的弁護者として漁家や水俣病被害者の権利侵害に対して、権利擁護を果たしてきた実践と考えられる。

第 4 節　考察

本章は、不知火海沿岸部と過剰人口の形成過程を整理し、九州南部の一寒村が、いかに近代工業都市へと変貌したのか、その歴史を概観してきた。また、近代工業都市への変貌は、多くの労働者を必要とし、地域の就業構造および所得構成を変容させた状況を究明した。さらに、新日窒による地方公共団体への介入をとらえつつ、水俣市の都市改造を概観してきた。なかでも、新日窒水俣工場の拡張増産による営業収益の増加と、新日窒従業員の市民所得の向上が、市財政の好調の原因となったことを明らかにしてきた。そして、水俣市市税収入による新日窒の比重を究明しつつ、市の財政が一企業に依存していく実態をとらえてきた。

チッソの長期に渡る労使闘争は、工場生産を停止させ、さらには、電気化学から石油化学への転換が遅れたことが経営を悪化させる要因となった。これにより水俣市の人口は減少し、市税収入は悪化することになる。その後、市税収入を増加させるために、水俣市議会は工場誘致条令を採択し、水俣市に工場（企業）誘致をはかり雇用を創出するとともに市の財政再建化を志向した。企業誘致による雇用の創出は、衰退するチッソに代わる新たな就労機会を確保することにつながり、また、多くの市民の生活水準を維持すると期待された。さらに、水俣市議会が行った企業（工場）誘致は、水俣市の財政安定化に寄与すると考えられていた。

しかし、元山議員や日吉ら一部の水俣市議会議員から、工場（企業）誘致に反対が訴えられるが、先にも示したように否決されることになる。水俣市の公害発生が確認され、新日窒の経営が衰退するなかでも､工場誘致を優先し､パレート効率的な社会が選択された。つまり、工場誘致を図り水俣市の経済浮揚効果を求める集団が、一部の労働者や地域住民を犠牲にする選択、いわゆる「犠牲のシステム」が維持されたといえる。

一方、水俣病被害者に対して行われた地方公共団体による施策と、福祉的な視点で水俣病被害者支援を行ってきた支援者の活動を概観した。とりわけ、元水俣市市議会議員日吉を中心とした水俣病支援をとらえてきた。日吉らは、地域から疎外された水俣病被害者を支援するために、相思社を立ち上げ自力更生的を目指す内発的な団体を結成した。日吉らが実施した水俣病被害者支援は、地方公共団体が立案した都市計画や救済施策に、対抗し

---

[281] *Frieden Bernard J*（1965）『*Urban Planning and Social Policy*』*Basic Books,*313-334 頁

た事業であり支援策であったと考えられる。また、先述した水俣市都市計画および熊本県の施策は技術官僚的な意思決定から、漁家や水俣病被害者は排除されていたが、少数派である当事者の意思を弁護（代弁）するアドボカシープランニング（Advocacy Planning）の活動が展開された。

この他に、地方公共団体の施策を検討してきた。とりわけ、水俣市、熊本県が行った漁家の転業や就労転換を図るための施策を概観した。窮乏化する漁家に対して、諸対策が実施されるものの、施策が機能したとは言い難い。先述したように 1959 年（昭和 34 年）、漁業補償が実現せず、その額があまりに低額であった状況のもとでは、漁家の生活は成り立たなかった。漁業補償は、漁家の生活保障や水俣近海における漁獲規制を徹底させるうえで重要な対策であった。漁家を含む不知火海沿岸地域住民の保健衛生上、重要な意義を持っていたと考えられる。しかも水俣地域の産業構造と地域経済の再建という課題を考えるとき、1956 年（昭和 31 年）水俣病公式確認から 1973 年（昭和 48 年）第 1 次訴訟判決まで約 20 年間に及ぶ期間に、どのような客観的根拠を持った生活基盤整備が図られ、また、漁家が主体的条件のもとで働くことができる施策が講じられたのか、その対策はあまりに恣意的な対策であったのと言わざるを得ない。

このように、本章は困窮する漁家および水俣病被害者を対象とした水俣病対策特別措置法や、失業対策事業、ならびに、地方公共団体の施策がいかに整備され、そして機能したのかを検討した。

第 5 節　小括

以上、本章では熊本県、水俣市、水俣市に隣接する津奈木町の就業人口の推移をとらえるとともに、その変容を明らかにした。また、チッソ水俣工場の拡張増産による営業収益の増加と、チッソ従業員の市民所得の向上が、市財政の好調の原因となった。しかし、チッソの長期に渡る労使闘争は、工場生産を停止させ、さらに、電気化学から石油化学への転換が遅れたことが経営を悪化させる要因となった。これにより、水俣市の人口は減少し市税収入は悪化することになった。そして、水俣市の公害発生が確認され、チッソの経営が一段と厳しくなると市税収入は減少することになる。危機感を強めた水俣市は、工場誘致条例を制定し、企業誘致を図り財政安定化を目指す施策が展開された。その一方で、困窮する漁家や水俣病被害者を対象とした水俣病対策特別措置法や失業対策事業、そして、地方公共団体の施策が整備されたが、これらは恣意的な施策に留まり、それらの生活を再建するまでには至らなかった。

地域から疎外された水俣病被害者を支援するために、自力更生的な団体が結成され、漁家や水俣病被害者の利害を支援者が弁護（代弁）するアドボカシープランニング（Advocacy Planning）の活動が実践された。こうした支援者が集まり団体化されて水俣病被害者や漁家を支えるようになった。

次章は、水俣病被害者の窮乏化のメカニズムと、貧困からの克服条件を検討するために、貧困に関わる先行研究を概観し、貧困水準の理論を検討する。また、高度経済成長期における窮乏化の共通性を篭山らの先行研究より検討する。

第 3 章　貧困層の創出過程

本章は、貧困に関わる先行研究を概観する。貧困の状態を計ろうとする研究は古くから取り組まれ、その状態を量的に測ろうとしてきた。ウイリアム・ペティ（William Petty 以下:ペティという）は、イングランドの人口、産業、租税、国富に関する実状を述べつつ、貧困の問題を指摘した。そして、賃金労働者の最低生活費の基準を定め、同基準に照合して貧困か否かを判定しようとした。高橋誠一郎が記した『重商主義経済学研究（1932 年）』によると、ペティに続いてリチャード・ダンニングにおいても、1698 年、農業日雇い家族における 1 週間の支出を算出し、それを最低生活費 として貧困原因を論じた。加えて、篭山（1976 年）は、労働による消費と再生産のバランスが「破れる」と階層転落は生じると論じた。こうした「破れ」は、生活構造の不安定化を発生させ、貧困という社会的現象をもたらすと指摘した。しかし、消費と再生産のバランスが「破れ」、世帯の生活が不安定になったとしても、直ちに階層からの転落へとつながるわけではないと主張する。

以上、本章は、貧困水準の理論と生活構造論を検討することから、水俣病被害者の窮乏化のメカニズムと、貧困からの克服条件を検討するための理論的枠組みを提示する。また、篭山が行った北海道和寒町、神奈川県川崎市の調査を概観し、高度経済成長下の貧困層の創出過程を概観する。

第 1 節　貧困水準の理論

貧困に関する定義は国・地域、機関などによって異なるが、大別して「相対的貧困」と「絶対的貧困」の 2 つの概念に分けることができる。相対的貧困とは、生活水準が他と比べて低い層、または個人とし、一方、絶対的貧困は、生活水準が絶対的な意味において、低い層、または個人とされる。言い換えれば、国、地域の中で平均的な生活レベル（獲得収入）よりも、著しく低い層・個人を「相対的貧困」とし、生活レベルとは無関係に、人間が生きるために必要な最低限の衣食住を満たす生活水準以下の層･個人を「絶対的貧困」と概念付けられている。

ところで、貧困に関する研究は古くから取り組まれ、これを量的に測ろうとする最も古い試みは、ペティの『政治算術[282)]』であろう。ペティは、この著作でイングランドの人口、産業、租税、国富に関する実状を述べつつ、貧困の問題を指摘した。ペティは上記著作のなかで、イングランドにおける各 1 人あたりの支出を次のように算出している。「この点を明らかにするためには、国王の領土における各 1 人の中位の支出、つまり最高と最低のあいだにおける中位の支出が発見されなければならない。この支出について、私はいう、おそらくそれは､1 日の約 8 ペンスを稼働する労働者の支出よりも少なくはないであろう、と。そのわけは、こういう男 1 人の賃金は、1 週間あたり食事ぬきで 4 シリング、食事つきで 2 シリングであるから、その人の食料価値は 1 週間当たり 2 シリングすなわち 1 年当

---

[282] *William Petty,*「*PolitiKcal Arithmetic*」大内兵衛、松川七郎訳(1955)『政治算術』岩波文庫

たり 5 ポンド 4 シリングであり、また、衣料品の価値は、地方の最貧の下女に与えられる賃銀すなわち 1 年当たり 30 シリング以下ではありえないし、さらに他のすべての必需品についての経費は、1 年当たり 6 シリング以下はありえず、それゆえ、全経費は 7 ポンドとなるからである[283]。」ペティは、1 日 8 ペンスの賃金労働者の支出を最低生活費の基準と定め、この基準に照合して貧困か否かを判定しようとした。高橋誠一郎が記した『重商主義経済学研究[284]』によると、リチャード・ダンニングにおいても、1698 年、農業日雇い家族における 1 週間の支出を算出し、それを最低生活費[285]とした。それによると、農業日雇いの貧しい生活が、詳細に分析されていて、妻と子ども 3 人の 5 人家族の週当たりの支出は 2～5 ペンスであり、世帯の収入は 2～6 ペンスにすぎなかったという。当時の農業日雇いの労賃は低く、支出よりも下回るもしくは、わずか 1 ペンスだけの余裕しかなかったとし、これが彼らの最低生活費であるとしている。また、1704 年、1724 年ダニエル・ディフォ(Daniel Defoe)は、労働者の賃金と生活費の実態を報告する[286]。そして、1756 年、ジョセフ・マーシー(Joseph Massie 以下: マーシーという。) においても、労働者の実態調査を実施した。マーシーは、所得水準別に国民を 30 階層に分け、さらに、各階層の年支出を 11 費目に分類し､典型的な労働者家族の支出は 30 ポンドであると指摘した[287]。1767 年には、アーサー・ヤングが、農夫の生活実態を調査し、最低生活費を計算している[288]。これらは、いずれも、農業日雇いや毛織工場労働者を対象とし、貧民の生活費の平均を算出して、これを貧困の基準と用いている点に特徴がある。

この他に、1855 年、エドゥアール・ディクペシュー（Edouard Ducpetiaux 以下：ディクペシューという。）は、ベルギー労働者家族の最低生活費を算定した。また、ディクペシューはベルギーにおける、兵士、水兵、囚人の生活費は、労働者の生活水準よりも低い値であると指摘した。そして、ベルギー労働者の 80%は、その生活水準以下であることを明らかにした[289]。次いで、エンゲルは 1895 年ディクペシューの調査以後、多くの家計調査

---

[283] *William Petty,* 「*PolitiKcal Arithmetic*」(1690)大内兵衛、松川七郎訳、前掲書、133-134 頁.

[284] 高橋誠一郎(1932)『重商主義経済学説研究』改造社.

[285] Richard Dunning, 「*Bread for the poor*」は、c.c Zimmerman, (1936) 「*consumption and standards of living* 」 *D. Van No strand co.*, pp360-361.また、Sir. F. Eden からの引用として、高橋誠一郎（1932）前掲書、714-715 頁.

[286] *Daniel Defoe* (1704)「*Giving Alms No Charity*」 http://socserv.socsci.mcmaster.ca/~econ/ugcm/3ll3/defoe/alms

[287] *Joseph Massie* (1756)「*Kcalculations of Taxes for Family of rank* 」（1758）「*Considerations Relating to the poor*」 *c.c .Zimmerman*(1936) 前掲書.

[288] A*rthur Young* (1768)「*The Farmer's Letters to the people of England*」 *NEW YORK PUBLIC LIBRARY* http://catalog.hathitrust.org/Record/001895118

[289] *Edouard Ducpetiaux,* (1855)「*Budgets Economiques des classes ouvrieres en Belgique*」 http://books.google.co.jp/books/about/Budgets_%C3%A9conomiques_des_classes_ouvri

の資料をとりまとめている。しかし、家庭の統計資料を整理しようとしても、それらは、それぞれ構成人員が異なっており、性別、年齢について同様でない。すなわち、各家庭における構成員等が異なっていることから、質の違いをそのままにして、量の比較をするようなものと考えられ、比較ができなかった。したがって、生計費の統計整理を行うに当たっては、比較する家庭の構成の差異を無くしておかなくてはならない。そこで、エンゲルは人間を 1 つの単位で表すことを考え、年齢や身長、体重が増加していく割合は、定まっているということから、年齢による単位（ケット）表を作成し、家計費を算出した（表 3－1)。なお、すべて男性は 25 歳以上 3.5、同じく女性は 20 歳以上を 3.0 とする。この単位表で生計を換算すれば、すべての家庭が、ケットの合計で表すことができる。例えば、父 25 歳、母 20 歳、子ども 11 歳、9 歳、7 歳、5 歳の 6 人家族がいたとする。その家族の家計費は、父、3.5、母 3.0、子ども 2.1、1.9、1.7、1.5 合計 13.7 ケットとなる。

表3－1　エンゲルの最低生活費表　（単位:ケット）

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
単位	1	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2
年齢	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
単位	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5

出典：森戸辰男（1941）『ベルギー労働者の生活費』栗田書店、34-35頁より筆者表作成

このように、エンゲルは、家庭の生計を 1 ケットあたりに換算し、統計的に比較のできる観察を行った。エンゲルは「諸々の支出間の上掲の比率は決して恒常的なものではなくて、肉体維持に関する費用は処分しうるべき支出総額が一般に少なくなければ少ないだけ、または必然的に少なかざるをえない状態にあればあるだけ、支出のいよいよ大きな分前を要求するのである[290]。」という。

つまり、貧しければ貧しい程、飲食物にあてる支出の割合は、多くなるというエンゲルの第 1 法則を発見した。そして、「栄養のためにする尺度が、その他の点で同じ事情のもとにおいては、一般に人口の物質的状態の誤りなき尺度である[291]。」というエンゲルの第 2 法則を示した。エンゲルは、貧困か否かを区分する方法として、生理学上、十分な栄養を満たす飲食物を栄養標準から計算し、この飲食物が現状の家計の中で何％になっているかを、実際の家計から求め、飲食物費の百分比を限界数値と考えている。言い換えれば、最低生活費を栄養標準から算出した飲食物費を百分比で割り、貧困か否かを判別する方法である。つまり、これだけの栄養があれば、健康を保てるという栄養学に即して最低生活水準が考えられているのである。そして、1901 年、シーボウム・ラウントリーは、イギリスヨーク市において、貧困者の生活状態を詳細に調査し、その原因を明らかにするとともに、救済策を見出そうとした。ラウントリーは、貧乏(貧困)を次の 2 つに分けてとらえて

%C3%A8.html?id=CODmAAAAMAAJ&redir_esc=y

[290]篭山京・中鉢正美(1950)『家庭経済論(家庭科学全書)』国土社、38 頁.

[291]篭山京(1982)『篭山京著作集第 2 巻最低生活費研究』ドメス出版、51 頁.

いる。

「総収入が、単なる肉体的能率を保持するために必要な最小限にも足りぬ家庭を第1次的貧乏（貧困）とし、その総収入が（もし、その一部分が、他の支出―有無用を問わず―に振り分けられぬ限り）単なる肉体的能率を保持するに足る家庭[292]」を第2次的貧乏（貧困）とした。この区分の基準になっている単なる肉体的能率を保持するための最小限を貧乏線とし、そのうち内容を明らかにしようとした。ラウントリーは、まず、必要な食物の所要量の計算からはじめ、その基準として、W.O.アトウォーターが示す普通程度の筋肉労働に従事する成人男性のエネルギー値3,500Kcal、蛋白質125ｇという標準を算定した[293]。上記に示した標準数値は、1899年に初回に算定したものであり、以後、1914年（第2回）3,500Kcal、蛋白115ｇ、1936年（第3回）3,400Kcal、蛋白100ｇ、1950年（第4回）3,340Kcal、蛋白98ｇと定めた。なお、ラウントリーによると、これら栄養標準は、架空のものではなく、実際にそれぞれの労働条件に相応するものだという。また、第2回の栄養標準 3,500Kcal、蛋白 115ｇは、非熟練労働者階層の必要を賄うものだと言った。そして、ラウントリーは、成人女性・子どもについても、エンゲルが用いたような単位ではなく、栄養学上の研究成果に基づき、それぞれの所要量を定めた。それは、成人男性の必要量を基準として、成人女子 8/10、14歳－16歳男子ども 8/10、同上年齢の女子ども 7/10、10歳－15歳子ども男女 6/10、6歳－9歳 5/10、2歳－5歳の子ども男女 4/10、2歳－1歳未満の子ども男女 3/10となっている。

こうして、食物所要量を算出し、さらに、それだけの所要量をヨーク市の貧困者が、実際に行っている方式で食べるとしたら、どれだけの飲食物費が必要であるのか調査資料から算出した。加えて、家賃、家庭雑費と灯火、燃料などについても、実際の調査から算出が行われた。ラウントリーは、最低生活費を計算したうえで、これと実際に調査した生計費を比較して、貧困か否かを定めた。この最低生活費は、①飲食物費、②家賃、③家庭雑費、③被服、④灯火燃料、⑤雑費を費目別に最小経費が計算され、そのうち、①②③の費目を積み重ねた合計を最低生活費としている。なお、この他に、1909年 R.C.チェーピン[294]は、American normal Fair という3つの基準を設け、労働者の生活標準を作った。そして、1925 年には、ポール・H・ダグラス[295]が、貧乏標準（Poverty Level）、生存最低費標準（Minimum of subsistence Level）、最低保健および体制標準（Subsistence plus or Minimum health and decency Level）、最低輸楽標準（Minimum of Comfort Level）の 4つの標準を作った。さらに、1937年、R.F.ジョージ[296] がイギリス労働者階級の最低生計費を作成した。

---

[292]B・Sラウントリー　長沼弘毅(訳)（1975)『貧乏研究』千成 97-98頁.

[293]森耕二郎(1953)『経済学新体系Ⅴ生活水準』河出書房 153頁.

[294]*R. C. Chapin*(1909)『*The Standard of Living Among Workingmen Families in New York City*』*New York, Arno Press*　https://archive.org/details/standardlivinga02chapgoog

[295]*Paul. H. Douglas*(1925)『*Wages and the Family* 』*Nabu　Press*

[296]R. *F. George*(1937)「*A New Kcalculation of the Poverty Line*」『*Journal of the Royal StatistiKcal Society*』*vol.100,No.1, Wiley* 、74-95頁

一方、日本社会における貧困研究は、前田正名[297]の研究に見ることができる。前田は、「本邦人民ノ生活ハ、俚俗ノ称道スル所ニ拠レハ下等一般ノ人民ハ各自要スル所ノ米ノ代価ヲ以テ衣食住諸費ノ半額ト為スト、蓋シ積年実際ノ経験ニ出テタルモノナリ。是ニ拠リテ天保。嘉永、明治ノ三年度ニ区分シ、其米価ト貨幣ノ差異ヲ以テ当時一人一ケ年ノ生計ヲ算出スルニ左ノ如シ。天保度草文小判金四両永六百四十四文、嘉永度保字小判金四両永四百六十文四分、明治度紙幣金二十円十五銭[298]」「方今右人民平均生活ノ費用ハ、上等一人一ケ年金百十円八十二銭五厘、衣食住ノ費用米価ノ十倍ヲ要スルモノトス、中等一人一ケ年金六十円四十五銭、同上米価ノ五倍ヲ要スルモノトス、下等一人一ケ年金二十円十五銭、同上米価ノ二倍ヲ要スルモノトス」として、上等総人員四八六万七五一七人、中等総人員一〇八一万八九六九人、下等総人員二一三三万八一六[299]」としている。

この他に、1937 年、労働科学研究所が最低生活費[300]を発表し、以下のような標準家族の生活費を示した（表 3－2）。表 3－2 に算出した飲食物は、持続的作業者（中程度の労働）の必要熱量 3,000Kcal、蛋白質 90ｇを基準とした。また、労働者の家族については、6 歳から 10 歳男子・女子の熱量を 1,600－1,900Kcal、蛋白を 65－75ｇとし、10 歳から 15 歳の男子の熱量は 1,900－2,200Kcal、蛋白 75－85ｇとした。同年齢の女子の場合、熱量を 1,900－2,000Kcal、蛋白を 75－80ｇと定めた。そして、15 歳から 60 歳の男子熱量は 2,200－2,500Kcal、蛋白 85－100ｇとし、同女子の熱量は 2,000－2,200Kcal、蛋白は 80ｇを基準とした。なお、上記、摂取量を賄うための献立を実際に適合させて作成し、物価を乗じて飲食費を算出した。また、住居費については、実際の調査から得た結果をもとに算出し、被服費は衣服の耐用年数その他から算出している。加えて、1944 年（昭和 19 年）には、戦時生活相談所が、最低生活費を実際調査から算出した。

表3-2　労働科学研究所　最低生活費

項目	金額	割合
飲食物費	60	40.50%
住居費	21.54	14.50%
被服費	25.65	17.30%
光熱費	5	3.40%
教育費	4.8	3.20%
その他の生活費	31.2	21.10%
合計	148.19	100.0%
		（単位：円）

出典：篭山京（1982）『篭山京著作集第二巻　最低生活費研究』ドメス出版、80頁

さらに、戦後 1946 年（昭和 21 年）には、日本電気産業労働組合（以下：電産労組という。）が、賃金要求の基準として、実際調査の資料を基に最低生活費の算定を行った。電産労組は、成人男性 2,400Kcal の熱量を確保する食物費を、約 60%に積算されるエンゲルの方式を基に飲食物費を算出した[301]。続けて、1947 年には、全逓信労働組合（全逓労組）及び、安藤が『最低生活費の研究』を記し、最低生活費を算出している[302]。

---

[297]安藤良雄、山本弘文解説(1971)『興業意見他前田正名関係資料』生活古典叢書一巻、光生館

[298]安藤良雄、山本弘文解説(1971)前掲書、40 頁.

[299]安藤良雄、山本弘文解説(1971)前掲書、42 頁.

[300]暉峻義等(1943)『最低生活費の研究』大阪屋号書店.

[301]高野史郎(1970)『現代の貧困と社会保障』解放新書、28 頁.

[302]安藤政吉(1947)『最低生活費の研究「生活問題叢書第 2 輯」』光生館.

これまで示してきた国内外の最低生活費における先行研究は、おおよそ 2 つに分類できるといえよう。

第 1 に、エンゲルが示す所要の食物量を栄養学の成果に基づいて算出し、これを全生活費の何％に当たるのか、実際の調査から見出して算出する方法である。

第 2 に、ラウントリーが示す、所要の食物費を栄養学的に基づいて算出し、その他の費目、住居費衣服費についても、調査資料と衛生学的知見を勘案して最小限の費用を算出して、その合計を最低生活費とした方法がある。いずれも、労働力の再生産を図る際、最低限度での再生産をなすための費用として算出され、これら栄養標準は階層の標準を成すと考えられていた。このように、最低生活費を検討する方法は、労働科学的に算定する方法や、衣服住居の必需限度を衛生学的に決定する方法が明らかにされ精密なものとなった。

しかし、こうして算出された最低生活費は、科学的であったかもしれないが、生活者の実感からすると、高すぎたり、低すぎたりして、生活とはかけ離れているとの批判を受け、エンゲル以来に示された最低生活費は、再考が求められることになる。そして、消費と経済に関する研究が始められ、これが、最低生活費への批判と結びつき、新しい最低生活費算定の方法を促していくことになった。そして、R・G・D アレンと A・L ボーレン[303] は、全支出に対して飲食物費や、その他の費目がどのように変動をするかを究明し、変動した点をつなぎ、エンゲル線を引いた。そして、直線となる部分にエンゲルの直線方程式をあてはめ、費目別支出の緊要度係数を計算することを提案した。

1948 年（昭和 23 年）森田[304]は、1938 年(昭和 13 年)から 1939 年(昭和 14 年)の統計局家計調査を資料として、各支出費目のエンゲル線を引き、その緊要度を計算した。その結果、大分類で緊要度係数が 1 より大きい費目は、飲食物費と住居費と光熱費であったという。さらに、それらのエンゲル線を延長すると、所得がゼロになっても支出がゼロにならないことに注目する。そこで、贅沢費と贅沢費でない必要費とを区別すると、贅沢費は、所得がゼロに達する前に無くなってしまい、それらはある程度、諦めてしまっても生命の危機にさらされることはないと主張し、贅沢費に相当する雑費や被服費を一切使用しないと仮定した。つまり、贅沢費がゼロとなるところの線を求め、これを最低生活費と考えると提案した。だが、篭山は、森田の推定は、実際の家計にはあり得ないとし、エンゲル線は変曲（図 3－1）するものであると主張した。エンゲル線の曲線は、図 3－1 に示すように所得の低下に伴って下降するが、一定の所得額で下がらなくなった後に平行となり、一段と低い所得額に達すると急に下るという。これは、図 3－1 に示すように所得が低下し、支出が A から B に下降線をたどり、さらに実質収入が下がると、B から E に向かう下降破線に進むと思われるが、実際は B より C へと変曲していくという。そして、実質収入の赤字は、収入線 M の時点で N、O の部分が赤字になっていると考えられると指摘する。また、篭山は B、C への変曲は下降破線に示した E に進み得ない抵抗が存在していると論じ

---

[303] *R.G.D. Allen and A.L. Bowley*(1935)『*Family Expenditure a Study of Its Variation*』*P.S.KING＆Son; First edition.*

[304] 森田優三(1948) 『賃金の研究「生活費と最低賃金』東洋経済講座叢書第 2 七輯.

た。こうした変曲は、借入金など赤字補てんによって現れる現象だという。また、この抵抗は生活主体者の生活の構造的枠からくるものであり、それぞれに構造的な生活枠が存在しているといった。生活の構造的枠は、生活主体者と生活環境の相互が関連し形成されるという。そして、生活主体者は、生活の安定性を保持しようとするものであることから、それには強い抵抗を有しており、そして、「支出拡張線、あるいはエンゲル線がこの構造的枠の中で上下している間は安定的であり直線的であるが、この枠に衝突すると変曲せざるを得ず、きわめて不安定状態を表す[305)]」と論じた。

加えて、中鉢[306)]は家計構造が変動する際、「履歴現象」が存在することを立証した。中鉢によるとエンゲル線の変曲する点には、収入が低下しても従来の生活を維持したいがこれに順応しきれず、収入低下に抵抗するという。これを履歴現象と呼び、篭山は中鉢のいう履歴現象を生活の構造的枠の抵抗に他ならないと言った。さらに履歴現象は、社会的諸条件に規定されていると論じるとともに、エンゲル線の変曲点に着目することから最低生活費の計算を提案した。

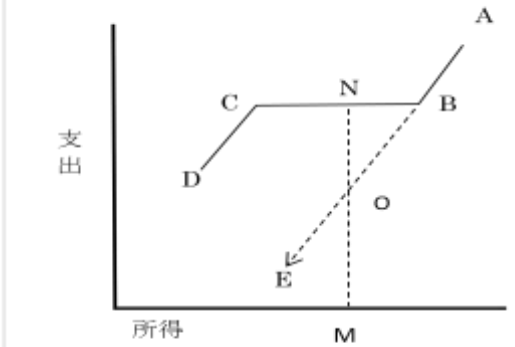

図3－1　エンゲル線の編曲
出典:篭山京(1982)『篭山京著作全集第二巻
最低生活費の研究』ドメス出版、142頁

この他に、奥村[307)]、辻村[308)]、家本[309)]においてもエンゲル線の変曲について発表し、そ

---

[305]篭山京(1982)『篭山京著作集第二巻　最低生活費研究』ドメス出版、143 頁.

[306]中鉢正美(1951 から 1952 年)「消費実態調査」を基に、定収入層に入ると変曲が発生していることを明らかにしている.「消費実態調査」においては、各自の値を平均して、その飲食費と雑費についてエンゲル線を引き、アレン、ボーレイの直線方程式にあてはまるのは、実収入 7,000～8,000 円台から、19,000 円～21,000 円台の間だけでそれ以下の低収入層になると変曲がおこっていたことを明らかにした.中鉢正美(1956)『生活構造論』好学社.

[307]奥村忠雄は、1952 年布施市（現:東大阪市）の被保護世帯の家計調査で、実収入が 7,000 円以下で変曲が起こると指摘する.

[308]辻村江太郎は、需要曲線を描くと上端と下端で弾力係数が小さくなり、曲線は X 軸に平行するように変曲する。緊急水準を下限に、飽和水準を上限にすると、S 字曲線が描かれるという.

うした変曲点を基準とした最低生活費が算定された。上記に示した奥村[310]は、収入が一定水準をさらに低落してくると、雑費や被服費において節約せざるを得ないといった。これは、社会生活を営む上で、それらを切り下げざるを得ない限度にされているためであるという。そこで、主として飲食物費において節約が図られ、生理的に必要とされる生存費まで切り下げられるという。これは、飲食物費のエンゲル線の変曲点では、栄養必要量を賄うことができず、下降し過ぎていると付け加えている。さらに「低収入層において、飲食物費が急激に低下するのは、収入の低下が社会的抵抗力のもっとも弱いこの費目を抑えるからであり、それが低下のある点で停止するのは、それ以下が餓死線であって収入の制約を肉体的生存欲求が排除するものと考えられる。そこで、予備金がゼロとなり、飲食物費の急激な低下が始まろうとする点を、文化的技術的な工場の余裕のない単純な翌日の労働力の再生産のための生活費点と考え、第 2 次生存線とし、あとの低下停止点を第 1 次生存線[311]」としている。

だが、転換点や緊急度係数といった 1 つの線が、労働力の再生産を十分に確保する線としてみなしてよいかなど、方法論としての脆弱性あると指摘された。なお、エンゲル線法則の停止あるいは、エンゲル線の変曲を巡っての研究は、藤林、中鉢の「戦後および戦前における都市労働者家計の比較[312]」や、先に示した奥村の研究などがある。

第 2 節　貧困層の形成理論

前述したラウントリーは、農業労働者にみられるような激甚な労働ならば、多くの栄養が必要であると論じた。それゆえ、1 日の消費量を生産するに足りる栄養を基準とすると、最低生活費は全ての職業に、または、近似した職業群毎に計算されなければならないと指摘した。篭山は、社会にある職業群が A、B、C、D という層に分類できたとすると、それぞれの職業階層において、所要の最低生活費 a、b、c 、d が算出できるという。こうした A、B、C、D の職業階層の最低生活費が算出できるということは、各層における最低生活費を満たさない人が確認できるといった。この仮定に従えば、貧困な状態にある人は、A、B、C、D の各階層に存在するといえよう。また、大河内[313]（1959 年）は『貧乏物語』の中で、貧乏はあらゆる階層に存在すると指摘しているように、貧困に陥る人は、どの階層にも存在するといえる。そして、ある階層の最低生活費に満たない人が、その階層の平均的な暮しを営もうとすると、収入が不足し生活は不安定となる。そこで、どの階層以下を社会問題とするのかが問題となってくる。

ラウントリーの場合でいえば、不熟練労働者層以下を問題とし、日本社会においては低

---

[309]家本秀太郎は、低所得層におけるエンゲル法則の停止などを解いていくためには、ロジスティック曲線の方程式を用いることで解析できると主張した.

[310]奥村忠雄「生活水準生計費」森耕二郎編(1953)『経済学新大系第 5 巻　生活水準』河出書房

[311]篭山京(1976)『戦後日本社会における貧困層の創出過程』東京大学出版会、121 頁.

[312]藤林敬三、中鉢正美、「戦後および戦前における都市労働者家計の比較」有沢広己(1954)『日本の生活水準』東京大学出版会 149－191 頁.

[313]大河内一男(1959)『貧乏物語』文藝春秋新社.

所得者層における軽作業労働者の最低生活費を基準[314]としてきた。篭山は、最低生活費をめぐる社会的問題に対して、「最低生産費」という概念を活用することから貧困基準を示している。また、社会を構成している各階層の中で、貧困層というべき集団を確定し、貧困層と貧困でない層の境目で貧困でない層に留まるための最低生活費を定めるということを考えなければならないと論じた。先にも論じたが篭山が論じる貧困層とは、現実の社会で構成されるいくつかの層から成り立ち、それぞれの層の底辺に貧困層があるという考え方である。言い換えると、単に「貧しい人」と「富む人」の集団と見るのではなく、それらは、幾つかの層によって組み立てられた構造的な背景を考えることができる。こうした考え方は、フレドリック・ル・プレイ（以下：ル・プレイ）が、9 つの職業階層を分類するなかで明らかにしている。ル・プレイは、自然に対する人間労働の状況として、①自然物の採集労働者、②ステップ地帯における遊牧者、③海岸や湖岸に住む漁師、④森に住む林業労働者、⑤石炭と鉱山労働者、⑥農業者、⑦製造業労働者、⑧交換・交通運輸業者、⑨自由職業者、兵士軍人・技術者・教師・学者・法律家・医者・管理者・政治家を分類した。

これらに示した階層の中から、とりわけ貧困な世帯を 36 世帯抽出し、長期間の生計調査を行った。ル・プレイは、36 世帯の観察に基づき、家族生活をいくつかの型に分類し、それぞれの家族が持つ型を階層と称した。そして、繁栄した水準の家族と困窮した水準の家族では、生計費に差があると論じた。また、2 つの家族の間のこうした差は、支出と収入の大きな差だけではなく、質的なタイプに差があると付け加えた。ル・プレイのように階層分類を行うという手法は、第 1 節で示したマーシーによって取り組まれていたが、全く新しい手法として、フランスやイギリスにおいて急速に広がり注目された。

この他に、1899 年、C・ブース（以下：ブース）によって、ロンドン調査が報告された。ブースは、生活の源泉は職業にあると考え、ロンドン市内の在住者を訪問して、個別に職業と生活状況を調べた。上記の調査でブースは、学区委員（School Board Visitor）に依頼し、授受区域の世界を個別に訪問して調査を実施し、2 つの側面から結果を分類している。第 1 に、所得による階層分類である。これは、表 3－3 に示す D と E の間に引いた線を所得水準 18～21 シリングとし、所得の大きさと安定性でもって分類が図られている。第 2 に職業を男性が 32 の職業、女性が 6 つの職業に階層を区分してとらえた。ブースは、こうした 2 つの側面から 1 つひとつの世帯を社会階層構造のなかに位置づけようとした。つまり、貧困者を社会構造との関係のなかでとらえるというこれまでにない方法が用いられた。そして、職業を生活のよりどころとしてとらえ、それが不安定になることから、貧困は発生すると考えられた。

こうした貧困層の形成理論をもとに篭山は、次頁に示す生活構造を表す（図 3－2)シエマ図を作成した。篭山が作成したシエマ図によると、生活者には職業があり、その職業には所定の労働条件がある。そして、所定の労働条件に応じて一定の労働力が消費される。労働力が消費された対価として賃金支払われ、労働者は賃金収入を得て、これによって労

[314]朝日訴訟第 1 審判決では、低所得層における軽作業労働者を基準としたのでは余りに低すぎるのであって、いわゆる常用労働者の最低生活費を基準とすべきということを述べている.

働力を再生産する。生活者の再生産は、市場から食料品や衣類など諸々の物品とサービスを購入し、消費生活を営むことによって行われる。また、消費生活のなかで再生産された労働力は、労働市場を通じて、職業に再びつながっていく。常用労働者の場合は、日々の生活再生産された労働力が、労働市場を経て職業につながるという手続きはとらないが、日雇い労働者などは労働市場を通じて職業に再び通じるという経路をとる[315]。

篭山は、「職業と労働条件は、すべての職業に一様ではなく、科学の進歩に基づき生産力の発展によって、職業はいくつも分業され、さらに資本主義体制下では、資本家と働く者との関係で同じ職業であっても、労働条件が異なるようになった[316]」と指摘した。そして、「常用雇用で労働条件が長期間固定してくると生活は安定し、日々、同じような労働力の消費と再生産が繰り返される。そして、一定の生活構造をもった人々が階層を作る[317]」と論じた。

表3-3 ブースの準所得階層分類
H 中流階級の上
G 中流階級の下
F 上級労働者
E 規則的標準賃銀取得者
D 規則的小額賃銀取得者
C 間歇的賃銀取得者
B 臨時賃銀取得者
A 臨時労働者の最下層

出典 篭山京(1976)『戦後日本社会における貧困層の創出過程』東京大学出版会、22頁

下記に示す篭山がいう生活構造の図式を概略して説明すると、次のように論じることができる。先にも示したように篭山は、A、B、C からなる職業の下、常用雇用の条件 a1、a2、a3 があり、また、同様に b1、b2、b3、c1、c2、c3 からなる層の労働形態があると論じた。また、各層からなる職業には、それぞれに労働条件があり、それらは資本家と労働者の間できめられることが労働生活となると言った。

こうした所定の労働生活のもと労働力は消費され、資本家は労働者に対して、労働力を消費した分、再び労働が生産できるよう労働の代価(以下:労働賃金という)を支払う。そして、労働者は労働によって消費した分に等しい生産物や、生活に必要な品を購入して消費が行われると論じた。このように常用雇用で労働条件が長期間固定して、労働力の消費と再生産が繰り返されると、一定の生活構造をもった人々が集まることによって階層が作られると言った。さらに篭山は、下記に示した図 3―2 より、各階層の生活構造を次のように検討している。たとえば、A 層は「工業機械製品 15 を生産して、労働賃金を 10 取得したとする。そして、再生産に必要な生産物の購入代価を工業機械製品の使用に 3、衣料品 2、食料品の購入に 3 の合計 8 消費したとすると、余剰となる値は 2 となる。よって、A 層の労働者の生活は再生産が営め

[315]篭山京(1976)前掲書、23－24 頁.

[316]篭山京(1976)前掲書、24 頁.

[317]篭山京(1976)前掲書、24 頁.

ると同時に、余裕があり安定[318])」していると考えられる。

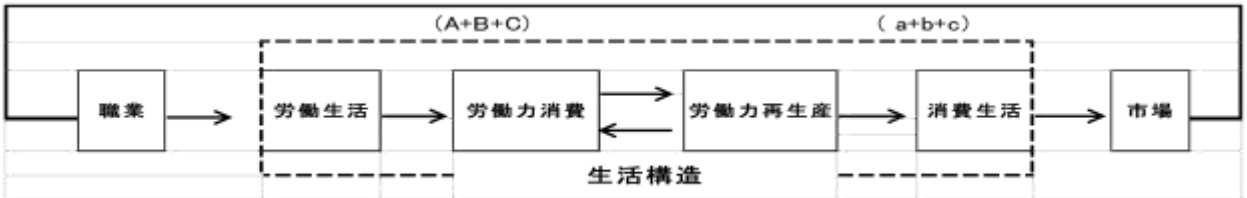

図3−2　生活構造の図式

	エネルギーの消耗量		エネルギーの補給量
第1次基本状態	(A+B+C)	>	(a+b+c)
第2次基本状態	(A+B+C)	=	(a+b+c)
第3次基本状態	(A+B+C)	<	(a+b+c)

出典：図1篭山京（1976）『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会、24頁
出典：篭山京（1984）『篭山京著作集　国民生活の構造』ドメス出版、62頁
註：エネルギー消耗量　A,労働、B余暇、C休養　エネルギー補給量a労働、b余暇、c休養

また、B 層は「衣料品 12 を生産して、労働賃金 8 を取得したと仮定する。再生産に必要な購入代価を工業機械製品の使用に 2、衣料品 2、食料品 3 の合計 7 を消費したとすると、余剰となる値は 1 となり、A 層より余剰となる値は少ないが、再生産は可能[319])」となる。そして、C 層は、「食料品を 9 生産して、労働賃金 6 を取得し、工業機械製品の使用に 1、衣料品 1、食料品 3、合計 5 を購入代価として使用して、B 層同様に余剰の値は 1 となり再生産は可能である。このように、各階層の労働者は、収入から購入代価を差し引いても、余剰の値が確認できることから、一応生活は安定している[320])」ことになる。

上記に示した一連の過程を篭山は、資本の側からも検討を加えている。資本の側からすると、A 層労働者に労働賃金 10、B 層労働者に労働賃金 8、C 層労働者に労働賃金 6 の合計 24 を支払っている。また、各階層の労働者（消費者）に工業機械製品 6、衣料品 5、食料品 9 の合計 20 を購入してもらっている。資本側の支出となる全ての階層の労働賃金 24 から､労働者側に製品を販売して得られた購入代価(収入)20 を差引くと 4 が損益となる。また、資本側が、労働者が生産した生産物を購入し、所有すると工業機械製品 9、衣料品 7 が余剰となってしまい原料費は損益となる。こうした経済活動が続けば、資本家は利益をあげることができず、また、資本を蓄積することができないことから破産することになるという。資本を蓄積することを目指し、破産しないよう資本側でさらなる投資を加えて、「工業機械製品 20、衣料品 16、食料品 12 を生産できるようにするが、労賃はそのまま A 層 10、B 層 8、C 層 6 に据え置いた[321])」とする。労働者は、生産が高まった分だけ多くの労働力を消費することから、その再生産を果たすために、「A 層では工業機械製品 3、衣料品 3、食料品 4 を必要とし合計 10、B 層で工業機械製品 3、衣料品 2、食料品 4 の合計 9、C 層は工業機械製品 2、衣料品 2、食料品 4 の合計 8 が、労働力の再生産のために必要

[318]篭山京(1976)前掲書、25 頁.

[319]篭山京(1976)前掲書、26 頁.

[320]篭山京(1976)前掲書、26 頁.

[321]篭山京(1976)前掲書、26 頁.

[322])」とする。その結果、A 層では収入と支出が一緒となるが、B 層はマイナス 1 となり、C 層においてもマイナス 2 となる。そして、資本側は、A 層、B 層、C 層の労働者らに工業機械製品 8、衣料品 7、食料品 12 を売り、労働賃金との差引きがプラス 3 となる。

このように、A 層は労働力の再生産を果たすことが可能であるが、B 層と C 層は、支出が収入を上回り労働力の再生産をすることができない。B 層の労働者は労働力の再生産が出来ないことから、同一層で階層落層による移動をするか、もしくは C 層に階層を転落せざるを得ない。C 層の労働者も同様に同一層で階層落層する、または下位の層に転落していくことになる。

篭山は、「資本が利潤を得、これを増大しようとすればするほど、労働者とその家族が再生産のバランスを失って、階層から転落するという現象を起こす。これが、資本主義社会に固有な窮乏化といわれる現象である[323])」と指摘する。最下位層である C 層の労働者を取り上げると、食料品 9 を生産し、当初労働賃金 6 を取得して、工業機械製品 1、衣料品 1、食料品 3 を購入することから再生産を図り生計が営まれていた。ところが、資本側が食料品 12 を増産したが、労賃は 6 を維持された状態あった。増産された分、労働者は多くの労働力を消費するため、同様に再生産を維持しなければならないが、C 層の再生産は、工業機械製品 2、衣料品 2、食料品 4 の合計 8 を必要とした。こうしたことから支出が収入を 2 上回る結果が生じ、C 層は購入代価を減らして生計を図らなければならないことになる。したがって、支出を減らさなければ労働の再生産が図れないことから、食料品 12 を生産することができず、C 層の労働者として職業生活を続けていくことはできなくなってしまう。篭山によれば、C 層の労働者がその層に留まるためには、家庭内の蓄積（預貯金等）を切り崩し、また、身体に必要な栄養価を削らざるを得なくなるという。家庭内の蓄積（預貯金等）を切り崩し、また、身体に必要な栄養価を削りながら順次、C 層内の各階層を下降する落層に留まらず、貯蓄などが尽きてしまったとき C 層に留まることができず、転落を伴う階層移動が生じると指摘する。つまり、階層からの転落は、「家庭内の蓄積（貯蓄等）を使い果たし、身体に必要な栄養を削り、肉体の蓄積をすり減らした結果として起こる[324])」ということである。

以上、国内外の貧困に関する先行研究より、その実在をとらえるという手法を概観してきた。先行研究によれば、それらを明らかにするために貧困層を確定し、貧困層と貧困でない層の境界線を測る手法が採用されていた。また、これらは貧困層を検出することからはじめ、貧困と、貧困でない間に貧困線を引くという方法であった。貧困階層の特徴として、社会・経済の動向に胚胎する窮乏化現象として現れ、世帯の階層分化が進むことによって、さらに下位へ分化してゆく層と考えられよう。現代社会においては、最も生活水準の低い層として被保護世帯（生活保護世帯）や、左記の世帯以下の所得で生計を維持し、不安定な就労についている日雇い労働世帯が最終層と考えられる。

---

[322]篭山京(1976)前掲書、26 頁.

[323]篭山京(1976)前掲書、27 頁.

[324]篭山京(1976)前掲書、27 頁.

第 3 節　階層分類と階層移動

貧困層は現代社会において、社会・経済構造そのものに胚胎する窮乏化現象として現れていると考えると、階層の分化分解の進行にともなって、下部へ分化されていく層が貧困層と考えられる。先行研究においても指摘されているように、階層落層、階層転落を明らかにするためには、階層の分類を行わなければならない。図 3－2 に示した篭山の生活構造の図式をもとに考えると、階層落層、階層転落の根本的な原因は、労働力の消費と再生産のバランスが崩れることから発生する。篭山は生活構造の図式を 1 つの帯としてとらえ、労働生活と消費の循環が機能しなくなることを「破れ」と称した。こうした図式を階層とし生活構造の「破れ」によって、階層落層、階層転落が生じると考えると、次のような階層の分類を考えておかなければならない。階層をたとえば、収入の大小で分類する方法や、職業、文化的な要素を含めた方法が考えられる。先述した先行研究から考えるとル・プレイやブースに伝えられた職業を指標とする方法や、資本との関係を位置付けることができよう。また、国勢調査や農業センサス、漁業センサスなどでは、従業上の地位を表現して実態がとらえられている。たとえば事業主、家族従業者、被用者を分け、被用者を職員、常用、臨時、日雇いに分け、さらに内職専業を別に考えるというような方法がとられている。そして、産業分類が考えられよう。これは資本を頂点とした構造を表現した分類の指標であり、農業、漁業、鉱業、製造建設業、商業サービス業、公務公共事業などがある。

先にも示した篭山はこれら 3 点を総合的に勘案して指標を作っているが、階層分類の 3 つの指標が地域によって必ずしも同様に現れるわけではないという。たとえば都市と農村、漁村では少なくとも産業が著しく異なった現われ方をしている。都市では商工業が中心となり、農村では農林業、漁村では漁業が中心である。

本研究対象地域である水俣市は、第 1 章、第 2 章でも論じたように近代化以前は、製塩業が主な産業だったが、明治政府による塩の専売制や近代資本の参入によって地域の産業構造は大きく変容した。もともと水俣市は、農漁村を中心とした一寒村であったが、巨大資本の参入と資本主義の進行にともない、近代化された都市がつくられていった。1950 年（昭和 25 年）から高度経済成長の終焉を迎えた 1970 年（昭和 45 年）までの産業構成を国勢調査よりその推移をとらえると、表 3－4 のような傾向をみることができる。その結果によれば、全国推移は、第 1 次産業、1748 万人（48.7%）、第 2 次産業 784 万人（21.8%）、第 3 次産業 1057 万人（29.5%）となっていた。だが、1960 年（昭和 35 年）第 1 次産業 1439 万人（33.4%）、第 2 次産業 1280 万人（29.7%）、第 3 次産業 1584 万人（36.8%）と、第 1 次産業は 309 万人減少する一方、第 2 次産業は 496 万人増加している。また、第 3 次産業においても 527 万人増加している。さらに 1970 年（昭和 45 年）には第 1 次産業、1015 万人（19.3%）と減少し、第 2 次産業は 1790 万人（34.1%）、第 3 次産業、2451 万人（46.6%）と、1950 年代と比較して、第 2 次産業は 2.3 倍に増加し、そして、第 3 次産業も 2.3 倍の増加率となっている。

表3－4　全国産業構成別就業者数の推移　（万/%）

産業 / 年代	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
1950	1748	48.7%	784	21.8%	1057	29.5%
1955	1529	39.6%	925	24.0%	1405	36.4%
1960	1439	33.4%	1280	29.7%	1584	36.8%
1965	1185	24.7%	1511	31.5%	2097	43.8%
1970	1015	19.3%	1790	34.1%	2451	46.6%

出典:各国勢調査

これらを三角座標よりとらえると、以下の図 3－3 ように示すことができる。三角座標は、正三角形の頂点で第 1 次産業が 100%になるように、次いで右下の点に第 3 次産業が 100%となり、そして、左下の点に、第 2 次産業が 100%になるように目盛をうって、その推移をとらえるものである。図 3－3 に示す三角座標は、全国産業構成別就業者数の推移であり、1950 年（昭和 25 年）、第 1 次産業 48.7%、第 2 次産業 21.8%第 3 次産業 29.5%の点から、1970 年（昭和 45 年）、第 1 次産業 19.3%、第 2 次産業 34.1%、第 3 次産業 46.6%と右下に下降するような曲線が描かれていることがわかる。とくに、1955 年（昭和 30 年）を分岐点とし、第 1 次産業から第 2 次産業へ移行していることが読み取れる。また、先に示す 2 つの産業は、その後も推移し続け、1970 年（昭和 45 年）を起点として産業構成の割合は第 3 次産業に推移している。

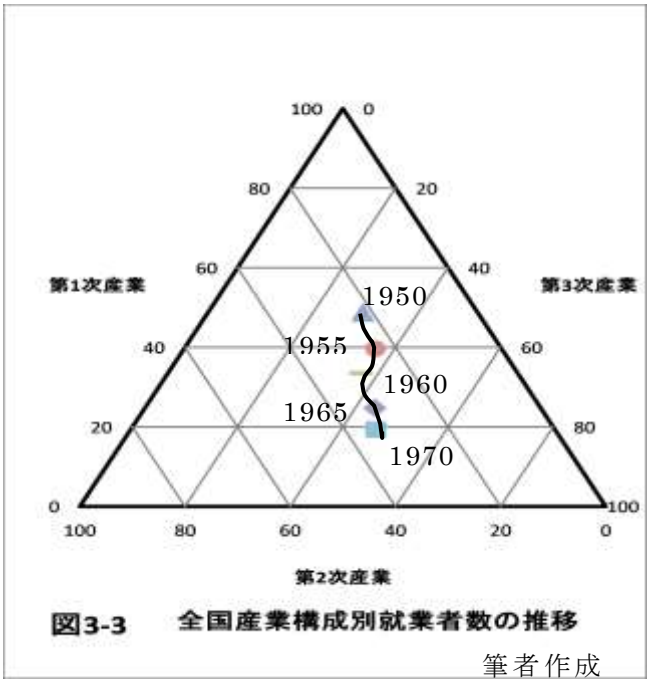

図3-3　全国産業構成別就業者数の推移

筆者作成

熊本県の産業構成の推移は、表 3－5 に示すように、1950 年（昭和 25 年）、第 1 次産業、50 万 5485 人（68.2%）、第 2 次産業 10 万 7280 人（13.3%）、第 3 次産業 19 万 1602 人（23.8%）となっていた。だが、1960 年、第 1 次産業 41 万 3302 人（51%）、第 2 次産業 11 万 2776 人（12.2%）、第 3 次産業 27 万 8976 人（34.4%）と、第 1 次産業は 9 万 2183 人減少する一方、第 2 次産業は 5496 人増加している。また、第 3 次産業においても 87374 人増加している。さらに 1970 年（昭和 45 年）には第 1 次産業は 297749 人（37%）に減少し、第 2 次産業は 145624 人（18.1%）、第 3 次産業、360394 人（44.8%）の値を示している。これらを 1950 年（昭和 25 年）と比較すると、第 2 次産業は 1.35 倍に増加し、そして、第 3 次産業は 1.88 倍の増加率となっている。

下記に示した表 3－5 に示した熊本県の産業構成別就業者の推移を三角座標よりとらえると、図 3－4 ように示すことができる。その推移をみると 1950 年（昭和 25 年）、第 1 次産業 62.8%、第 2 次産業 13.3%、第 3 次産業 23.8%の点から、1970 年（昭和 45 年）、第 1 次産業 37%、第 2 次産業 18.1%、第 3 次産業 44.8%と、全国推移と同じように右下

に下降するような曲線を描いている。ここでは 1960 年（昭和 35 年）を分岐点とし、第 1 次産業から第 3 次産業へ移行していることが読み取れる。また、先に示す 2 つの産業は、減少し続け、1970 年（昭和 45 年）には第 3 次産業がおよそ 4 割に達している。

表3－5　熊本県産業構成別就業者の推移　（人/%）

産業 / 年代	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
1950	505485	62.8%	107280	13.3%	191602	23.8%
1955	562793	60.8%	112776	12.2%	250137	27.0%
1960	413302	51.0%	118243	14.6%	278976	34.4%
1965	341606	43.7%	130572	16.7%	309329	39.6%
1970	297749	37.0%	145624	18.1%	360394	44.8%

出典:各国勢調査

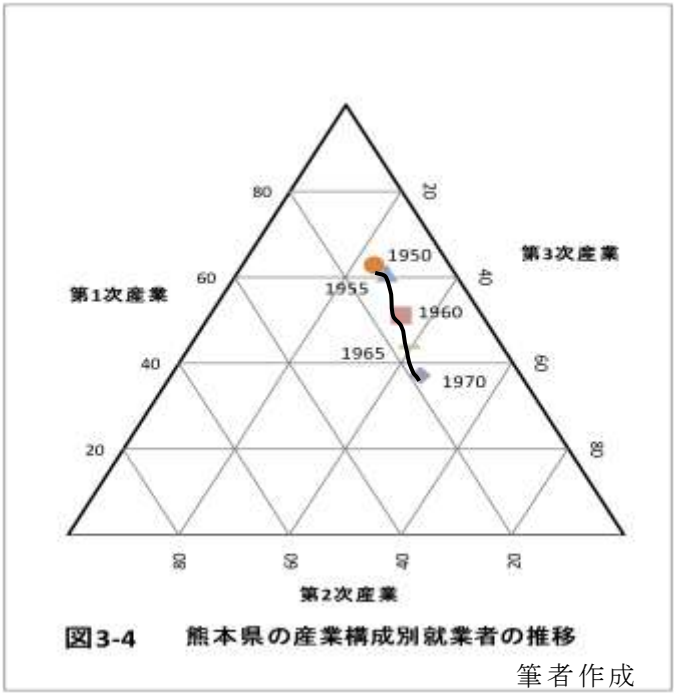

図3-4　熊本県の産業構成別就業者の推移

筆者作成

そして、水俣市の産業構成の推移を表 3－6 よりとらえると、1950 年、第 1 次産業、7075 人（42.8%）、第 2 次産業 5824 人（35.2%）、第 3 次産業 3636 人（22%）となっていた。1960 年、第 1 次産業 6162 人（31.1%）、第 2 次産業 5449 人（30.7%）、第 3 次産業 6106 人（34.5%）と、第 1 次産業は 908 人減少する一方、第 2 次産業は 482 人増加している。また、第 3 次産業においても 3753 人増加していることが読み取れる。さらに 1970 年には第 1 次産業、4100 人（23.9%）にまで減少し、第 2 次産業は 4490 人（26.1%）、第 3 次産業、8595 人（50%）と、1950 年代と比較すると第 1 次産業、第 2 次産業ともに減少していることがわかる。なお、第 3 次産業の就業者数を 1950 年（昭和 25 年）と比較すると 2.36 倍の増加率となっている。さらに、水俣市の産業構成を三角座標よりとらえると、図 3－5 ように示すことができる。その推移をと、1950 年（昭和 25 年）、第 1 次産業 42.8%、第 2 次産業 35.2%、第 3 次産業 22%の点から、1970 年（昭和 45 年）、第 1 次産業 23.9%、第 2 次産業 26.1%、第 3 次産業 50%と、右下に下降するような曲線を描いている。ここでは 1965 年（昭和 40 年）を分岐点とし、第 1 次産業、第 2 次産業から、第 3 次産業へ移行していることが読み取れる。また、第 3 次産業は、その後も推移し続け、1970 年（昭和 45 年）には産業構成半数が第 3 次産業に推移している。

表3－6　水俣市産業構成別就業者の推移　（人/%）

産業 / 年代	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
1950	7075	42.8%	5824	35.2%	3636	22.0%
1955	6167	34.8%	5449	30.7%	6106	34.5%
1960	6172	31.1%	6306	31.7%	7389	37.2%
1965	5635	28.5%	5794	29.3%	8323	42.1%
1970	4100	23.9%	4490	26.1%	8595	50.0%

出典:各国勢調査

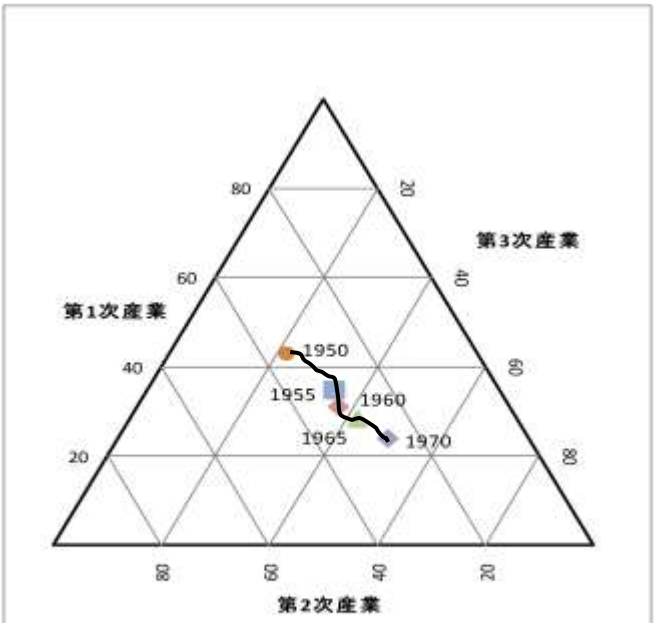

図3-5　水俣市産業構成別就業者数の推移

筆者作成

篭山はこうした「産業構成の変移が進んでいるという実態は、それぞれの地域の産業構造の単なる変化によるのではなく、資本主義的蓄積の一般法則によって行われているということの有力な証拠[325]である」という。

これまで示してきたように、産業構成の推移が農漁村をつくり、また、近代化を進めた地域は都市を作っていた。産業構成の変遷を農漁村の世帯に置き換えて考えてみると、次のような世帯の分化・分解が考えられる。たとえば、ある魚村地域に父、母、子ども3人（子どもはすべて男とする。）の計5人家族が暮らしていたとする。3人の子どものうち、長男は父親の職業である漁業を継ぎ、次男は、A地域の工場の被用者となった。また、3男も同様に、工場の被用者となったとする。魚村地域で漁業を営む1つの世帯は、家業である漁業を継承する世帯員と被用者となった世帯員に分かれていくことが、世帯の分化・分解である。先に示した図3－3、図3－4、図3－5で産業構成の特性が現れていたことからも推察できるように、1つの世帯が分化し、さらに他業種に分解していったと考えられる。そして、分化・分解によって発生した世帯が幾重にも重なって階層をつくり、また、農村や漁村、都市を作っていった。こうした資本の推移は、世帯員の階層移動を発生させ、また、地域の産業構成を変容させる要因となった。

ところで篭山は、A、B、C、D、Eから成る5つの階層を定め、それらの移動には次のような動きが考えられるという[326]。第1にA層からの移動は、A層からB層への移動とその逆のB層からA層への移動が考えられる。また、A層からC層への移動と、その逆

[325]篭山京(1976)前掲書、32頁.

[326]篭山京(1976)前掲書、34－35頁.

の C 層から A 層の移動も考えられるという。**第 2** に B 層からの移動として、B 層から A 層、C 層、D 層へは相互に移動はあるが、E 層へは移出するだけといった。**第 3** に C 層からの移動は、A 層、B 層、D 層の相互移動はあるが、先の B 層と同様に E 層は移出するだけであるという。**第 4** に D 層からの移動は B 層、C 層には相互移動は起こるが、A 層には関係することができず、E 層へは移出できるとした。**第 5** に E 層からの移動は B 層、C 層、D 層からは一方的に受け入れるだけであり、E 層からは移動することはないと論じた。

上記から A 層と E 層は関係がなく、E 層は B 層、C 層、D 層からの転落層であると指摘する。また、生活水準の動きについて、各階層からの上昇、平行、下降を 11 に類型化して検討している。その結果、生活水準の高さは A 層、次いで B 層 C 層、そして D 層であり、最も低い層が E 層とし、しかも、階層移動は限られた動きをすることから、それらを組み合わせてみると図 3－6 に示すような配列になるという[327]。

篭山は、こうした仮説に基づいて、階層からの転落、上昇をとらえようとした。また、実態をとらえる調査法として、世帯についての生活歴を収集する手法を採用した。その際、①資産の保有状況、②職業の状況、事業主では経営土地、家畜、農具、運搬具、漁船、漁網、雇用者等であり、被用者では、雇用形態、勤め先の規模、③世帯の状況、世帯人員、世帯構成、死亡出生、婚姻、離村等を主に聞き取っている。さらに、調査時点から過去に遡及していくという方法を採用した。

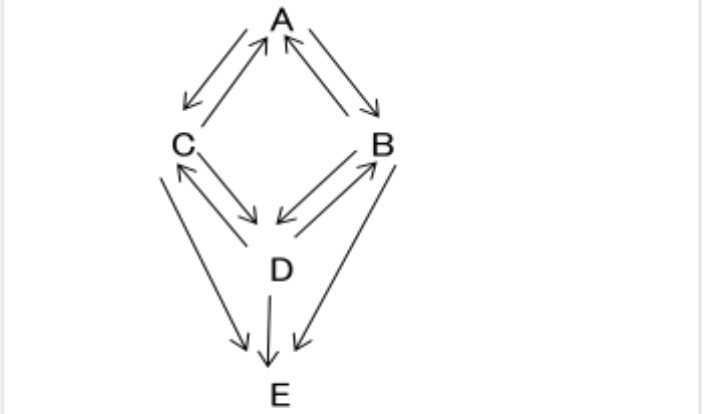

図3－6　　階層の配列
出典:篭山京(1976)『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会、37頁

第 4 節　不安定生活層における生活構造の特質

篭山によると、労働による消費とこれに対する再生産のバランスが「破れる」ことから、階層転落は生じるという。こうした、バランスの「破れ」は、階層転落の不安定化を生じさせ、貧困という社会的現象をもたらすと付け加える。しかし、消費と再生産のバランス

[327]篭山京(1976)前掲書、36 頁.

が「破れ」、世帯の生活が不安定になったとしても、直ちに階層からの転落へとつながるわけではないと主張する。これまでの貧困が発生する原因とされてきたことは、病気・死亡・多死・他出といった個々人に関わるいわゆる、すなわち内的要因(または個人的原因)や、失業・農地改革・農地解放などといった外的要因(社会的原因)にわけられ、その要因は、どちらかといえば内的要因に比重が大きとされてきた。たとえば病気は、どの階層の人にも発生するが、病気が必ずしも階層転落を発生させるわけではない。また、失業もどの階層にも起こり得るが、しかし、それが直ちに階層転落を発生させるものでもない。篭山は、病気が原因となり、失業が原因となって、階層転落を生じさせるもう１つの条件がなければならないと指摘する。それは、労働者が１日に得られていた収入が減ったとすると、それを補うような貯蓄があれば、直ちに貧困をもたらさないであろうし、家族の誰かが代わって収入を得ることができれば、それを補うことができるという。加えて、労働条件の保障があれば、病気で欠勤したとしても、直ちに収入減とならない。さらに、社会保障によって病気・失業による支出、収入減が補われる場合にも、直ちに階層転落をもたらすわけではないと指摘する。ここで、世帯の生計主体者が、階層転落を誘発する要因について、篭山の貧困条件より検討してみると次のように考えられる。

その条件として、1.貯蓄も資産もない世帯で、2.家族の稼働力もなく、3.家族の仕送り援助も得られない、4.雇用上の保障も 5.社会保障も有しない労働者の場合、収入が途絶え直ちに階層転落に直面する。一方で、1.貯蓄も資産はなく、4.雇用上の保障、5.社会保障も有しないが、2.家族の稼働力がある、また、3.家族の仕送り援助が得られる場合は、階層転落は直ちには生じない。つまり、下記表 3－7 に示した条件のあり様が、階層転落を引き起こす条件に他ならず、貧困の条件が全てマイナスとなる場合と考えられる。言い換えると保障のない状態が階層転落を誘発するということができる。先述した生活構造に、転落を誘発する条件が組み込まれていたとき、階層転落は直ちに発生するといえる。ここで生活が安定する条件を、資本と労働者の関係性をもとにして考えてみたい。

前に示したように労働生活は、資本と労働の関係で決められると論じた。資本家にとって生産を一定に保ってゆくためには､労働関係が保たれていることが望ましいことである。

表3－7　資産等の有無と貧困条件

		A:貧困になる	B:貧困にならない
1	貯蓄・資産	－	＋
2	家族の稼働力	－	＋
3	家族の仕送り援助	－	＋
4	労働条件の保障	－	＋
5	社会保障制度	－	＋

出典：篭山京（1976）『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会、40頁　筆者一部加筆

労働者にとっては、生活の質を保たなければならないことから、資本と労働の関係が安定していることが望ましい状態といえる。したがって、一定の生産を確保した資本家のもとであれば労働条件は安定したものとなり、労働者の生活構造は安定していくことなる。こうした状態からすると、労働者の生活構造は、労働生活と消費生活のパターンが作られ

ていくことから形成されるといえる。

しかし、篭山は、類似する生活構造を持つ労働者がたくさん作られたとしても、直ちに階層が形成されるわけではないという。階層が形成されるためには、労働者層が労働組合を作ったり、労働協定を作成したりして、労働に関する保障条件を獲得していかなければならないと論じる。また、労働者が結婚をして世帯を持ち、住居その他の生活基盤を整えていくなどして、労働者の階層は形成されていくという。他方で、資本家は、福利厚生や社内貯金制度、社内教育制度等の整備を図ることによって労働者の定着をはかり、階層は形成されるとしている。これらを換言すれば、上記に挙げた諸条件が整えられ、生活構造が固定化されていくことによって､階層は形成されていくといえよう｡付け加えていうと、資本に最も近く、重要な労働者から漸次、階層として固定化されていくと考えることができる。逆に言えば、労働力の再生産を図ることが、必要となってこない状況の下では、階層として凝固されていかないといえる。ここで労働者層の階層をいま一度とらえると、大企業の労働者、工場労働者層は強固な階層となっているが、中小企業の労働者層や工場労働者層は、組合組織の結束力が弱かったり、また、資本が不安定であったりすることから相対的に脆弱であると考えられる。なかでも、日雇い労働者層は、組合団体を持たず、労働生活の条件も不安定であることから、最も脆弱層であるといえる。仮に病気や失業になったとしても、先に示した前者は直ちに階層転落は引き起こさないが、後者は階層転落を引き起こす可能性が大きい。したがって、中小企業の労働者や工場労働者層、そして、日雇い労働者層は生活構造が不安定であり、階層からの転落する可能性が大きいことから、貧困層と位置付けられよう。

他方で、大企業の労働者層や工場労働者においても、労働生活と消費生活のバランスが長期に崩され、収入で再生産をまかないきれず状態が続けば、遂には階層転落を引き起こす。つまり、1.貯蓄・資産、2.家族の稼働力、3.家族の仕送り援助、4.労働条件の保障、5.社会保障制度を有している総合的な保障の大きさに加え、機能の可否が問題となると指摘することができる。先述した篭山は､「貧困でない層も、貧困層も相対的な差異にほかならないのであって、絶対的な差ではないという。そのかぎりにおいて、いずれの階層も資本に対する本質的な関係は同様である[328)]」と論じている。また、1.貯蓄・資産、2.家族の稼働力、3.家族の仕送り援助の項目を欠くということは、家族の持っている保障機能を持っていないと指摘する。表 3－7 に示した 4.労働条件の保障、5.社会保障制度の項目が失われたということは、例えば漁家でいうと漁業協同組合に組み込まれず、賃金労働者のように労働組合にも加入していないということになる。そして、資産等の有無と貧困条件にある 1 から 5 の項目すべてを欠くということは、その他の階層が持っている特質を 1 つも持っていないということである｡、前述した「資産等の有無と貧困条件」に従えば、これらすべてを欠いている状況の人は、階層に属していない層ということになる。現実には、階層社会に組み込まれず、そこから弾き出された人々が形成する、いわゆる階層無き層が存在する。1960 年（昭和 35 年)、篭山らが北海道札幌で行った飲料店女中・女給の生活実態

[328]篭山京(1976)前掲書、42 頁.

調査によると、調査対象となった者の多数が、住民登録を怠り、国民健康保険にも加入しておらず、国勢調査の対象になっていなかった。対象となった者の大半が、子どもを抱える母子世帯で、不安定な仕事に就いている者であったという。子どもを抱え不安定就労に就く女性は十分い働くことが出来ず、被保護世帯に転落していったと指摘した。

また、篭山は北海道和寒町で、1954 年（昭和 29 年）から 1970 年（昭和 50 年）にかけて開拓農民の調査を行った。和寒町は剣淵町と士別市の屯田開拓に伴って開かれた開拓村であった。当時の和寒町の農家は、自営の開拓農家と地主の下に集団入植した小作農家で構成される小さな地域であった。1915 年（大正 4 年）ごろから、色豆、亜麻が好況となり各農家は換金の早い農産物を栽培するようになる。また、特産品と言われる除虫菊・薄荷を競作するようになった。しかし、開拓が進む一方で、土地の寡占集中（松岡農場、三井不動産、銀行商社等が所有）が起こり、色豆、亜麻、除虫菊・薄荷の耕作面積が減ることになる。そして、帝国製麻工場（1925 年：大正 14 年）や日本製麻工場（1931 年：昭和 6 年）の休止によって不況となると、零細農家は改田費を銀行から工面し米を生産するようになるが、借金を返済することができず銀行等に土地を手放すことになった。こうして、土地を所有していた開拓者は小作人に転落していった。さらに、1950 年代初頭、電話や交通インフラが整備されると通勤、通学圏域が広がる一方で、零細農家の子どもの高校進学が急増し、都市への流出が増加した。その結果、家族労働力は減少し、後継者を失う農家や脱農して市街地で非農家となる世帯が増加した。さらに、1955 年代（昭和 30 年）に入ると国の米作対策に応じて造田が進められるが、都市への流出は進み農家を分化、分解していった。

北海道和寒町の他に川崎市の調査（1975 年：昭和 50 年）においても、1960 年（昭和 35 年）から 1965 年（昭和 40 年）、脱農・離村者によって都市の人口は増加した。しかし、こうした人口の増加は、京浜工業地帯の大企業が吸収したのではなく、土地を失った次男、三男の貧農家の流出先となったと篭山は指摘する。加えて、労働者は中小企業工場で増大し、併せて商店やサービス業で増加した。そして、脱農・離村者によって流出した労働者は、中高年層となり労働者住宅やアパートで増加し、収入の低い層の人々が一部の地域の都市部に残ることになる。

後述するが、筆者の行った 2013 年（平成 25 年）水俣地域における世帯調査においても、1950 年代初頭、漁業経営を営む世帯の生計主体者が水俣病によって死亡したことから、階層転落が発生した。その後、生計主体者は妻となり、幼い子どもを（背中に）背負って、日当 200 円の道路建設現場に通う就労を行った。そして、当該女性は、道路建設現場での就労の他に、家事を行いつつ、祖父母の介護を担っていた。当時の収入を推察すると道路建設現場での就労日数を月 25 日働いたとして、月 5,000 円の収入であったと計算できる。第 2 章においても論じたが、1953 年（昭和 28 年）当時、水俣漁業就労者の 1 人あたりの年間所得は 20 万円であったが、これを月当たりに換算すると、約 17,000 円の収入を得ていたことなる。日雇い労働収入と漁業就労で得られていた収入を比較すると、月おおよそ 3 分の 1 減収していたことになる。就労できる時間や期間は不規則で、労働生活は大幅に変更する一方、労働の消費量は増加したものと考えられよう。だが、それに見合う労働の

再生産は得られないことから、消費も併せて減少したものと推察される。

第 5 節考察

こうした日雇い労働のような階層なき層は、市民としての権利も失っていたと考えられる。先にも示したように、篭山は資本にとって重要な部分から階層は、固められていくと論じた。資本と労働との関係において、階層を固めてゆくためには、資本が必要とする一定の生産力を担える労働力が絶えず提供できなければならない。そのためには、再生産を賄うだけの賃金が必要であるとともに、その賃金で有用な労働力を再生産してゆくだけの消費生活が営まれなければならない。しかし、資本が拡大していく過程で、労働と消費のバランスを崩そうとする圧力が絶えず労働者に加わってくる。労働者はこの圧力に抵抗して、バランスを保ち、再生産を続けて行かなければならない。これまでの論述に加えていうと、資本の圧力から生活を守るために作られた抵抗の構造が、階層に他らないとも考えることができよう。それゆえ、窮乏化の圧力に抵抗する階層の保障機能が弱ければ、弱いほど階層転落が発生し、その機能を世帯で増強しようとすると階層の分化・分解が発生する。階層の分化は、生活構造を変化させることによって生じ、そして、1 つの階層が他の階層へ分化していくと同時に、さらには同一生活構造を持つ階層を分解していくこととなる。こうした仮定をもとにすると、階層転落が生じた労働者は、下位の階層に滞留し、その最下位層が階層無き層として市民の権利を失った人々と考えることができよう。

このように、資本との関係が相対的に弱く、また、希薄であればあるほど階層の形成は遅れが生じ脆弱な階層といえる。そして、階層転落は、窮乏化の圧力とこれに抵抗する生活構造の弾力性が「破れた」ところに発生する。その転落が新しい階層への移動になり、そこで再び労働と消費のバランスを回復しようと努力が重ねられる。しかし、それでもバランスは回復されず生活構造が破れれば、再び階層転落が発生する。階層の保障が機能しないということは、個人や世帯では、前述した表 3－7 にある資産等の有無と貧困条件の全項目に加え、市民権を失った層を含めた項目の破たんとして現れてくる。また、家庭内の資産蓄積を使い果たすと、家族そのものの機能が崩壊する。これは労働生活の崩壊として現れ、世帯の分化・分解がはじまることを意味している。篭山は、「労働と消費のアンバランスは直接、人間の精神肉体を食潰し、人の生命をむしばんでゆくことが、貧困[329]」であると言った。加えて、階層転落は貧困が進行する個人、世帯の現象として現れるといい、階層なき層となった人々は階層移動が発生せず、貧困のみが進行し、個人の死へとつながっていると指摘する。そして、「貧困からの開放は生活防衛としての階層を形成し、強化していく運動によって窮乏化を停止させるほかにない[330]」と論じた。

---

[329]篭山京(1976)前掲書、46 頁.

[330]篭山京(1976)前掲書、47 頁.

第 6 節小括

本章は、貧困に関わる先行研究を概観した。貧困の状態を計ろうとする研究は古くから取り組まれ、その状態を量的に測ろうとしてきた。また、篭山（1976 年）は、労働による消費と再生産のバランスが「破れる」と階層転落は生じると論じた。こうした「破れ」は、生活構造の不安定化を発生させ、貧困という社会的現象をもたらすと指摘した。しかし、消費と再生産のバランスが「破れ」、世帯の生活が不安定になったとしても、直ちに階層からの転落へとつながるわけではないと主張した。

以上、本章は、貧困水準の理論と生活構造論を検討し、水俣病被害者の窮乏化のメカニズムと貧困からの克服条件を検討するための理論的枠組みを提示した。そして、篭山が行った北海道和寒町､神奈川県川崎市の調査と水俣市の産業構成の推移を検討することから、高度経済成長期における貧困層の創出過程を概観した。

本章で明かにした貧困層の創出過程と生活構造理論をもとに、水俣病多発地域における階層移動を検討する。

第 4 章　水俣病多発地域における階層移動と生活構造に関するライフヒストリー調査

公害の原点とされる水俣病は、第 1 章、第 2 章で論じたようにチッソ水俣工場におけるアセトアルデヒド精製過程に伴う工場廃液が、水俣湾および水俣湾河口に排出され発生した。公害激甚地域である集落の多くは漁業が主要産業であり、有機水銀汚染によって漁業生産の場が破壊（環境破壊）され、同時に流通市場の停止を余儀なくされた。また、環境破壊や生産物市場の停止は、漁家や漁業従事者の労働市場の縮小を一方で進め、生活の不安定化を発生させた。生活の不安定化に関して、第 3 章で論じた篭山(1976 年)は、①職業、②労働条件、③労働力消費、④労働力の再生産、⑤消費から構成される生活構造（第 3 章）に着目し、その循環の帯が破れることから貧困は創出されると指摘した。また、篭山は（1976）は、生活構造が破壊されると、直ちに世帯の階層落層、階層転落がはじまるのではなく、生活水準を保つため一時的な抵抗が生じた後に、貧困は発生すると論じた。従来から貧困は、失業、制度改革、社会的状況などから発生する外的要因と、疾病、死亡、多子、他出に示される個々人の内的要因に分けられ、窮乏化から貧困に陥る原因が探索されてきた。また、先行研究の知見から、水俣病多発地域における漁家らの生活を鑑みると、封建時代から続く差別・偏見や、チッソによる自然生態系の破壊を伴う外的要因によって生活は不安定化した。

さらに、生命の危機を伴う内的な要因が出現し窮乏化が進んだ。こうしたことから世帯の階層落層、階層転落は発生したものと考えられるが、その実態は不透明な部分が多い。水俣病被害者世帯の階層落層、階層転落の発生をいま一度推察すると、不断に続く漁家らの生活は、公害により生産の場が破壊され、そして市場の変容によって、絶えず窮乏化の圧力が加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から、順次階層移動を伴う階層落層、階層転落が生じたものと思われる。言いかえれば階層落層、階層転落を伴う階層移動は、窮乏化の圧力と、これに抵抗する階層の保障機能が崩れたところに発生するといえよう。水俣病被害者は労働と消費の均衡を回復させる努力が、絶えず重ねられたと思われるが、保障機能を維持できなければ、再び階層落層、階層転落が生じ、それゆえ、階層移動が繰り返されたと考えられる。こうした階層移動が繰り返されると生活構造に「弾力」を持たない階層へと「滞留」していくと考えられる。つまり、窮乏化の圧力に抵抗する階層の保障機能が脆弱であればあるほど階層移動は発生し、逆に、その機能を増強することができれば階層は上昇を果たし、安定的に推移すると考えられる。

第 1 節　調査の方法

1.研究対象の概要

本研究対象地域の中心である水俣市の概要を改めて示しておきたい。水俣市は、熊本県の最南部に位置し、西に不知火海（八代海）と天草の島嶼部を望み、鹿児島県出水市と隣接している地域である。市の中央を水俣川が流れ、河口平野部は狭く、リアス式海岸を有する総面積 162.9 ㎢の地形を有している。また、水俣川河口には水俣湾が広がり、不知火海（八代海）へ張り出した明神岬と、その沖合の恋路島に囲まれた二重の湾となっている。

1956 年久木野村と合併した際には、人口 50,461 人を有していたが、1970 年(昭和 45)には 4 万人を割り、2010 年の国勢調査においては 26,978 人となっている。また、少子高齢化は著しく進行し、高齢化率 32.9%と全国平均 25.1%と比較して高い水準である[331)]。

2.調査の方法

本調査は、水俣病多発地域（熊本県水俣市地域、熊本県内水俣市隣接地域　鹿児島県内地域）に居住する水俣病被害者世帯に着目し、生活構造の変容を解明することにある。調査の方法を論じる前に、用語の定義を示しておきたい。

1)階層移動調査に関する用語の定義

本調査で用いる用語は以下の通りである。

第 1 に、本研究において対象とする「水俣病被害者」とは、熊本県不知火海（現八代海）沿岸地域に居住し、チッソ水俣工場より排出されたメチル水銀化合物を含む魚介類を摂取したことによって、中枢神経を侵され視野狭窄、手足のしびれ、脱力感、耳鳴りなどの症状を有し、補償協定ならびに行政認定を受けた住民とする。加えて、水俣病の自覚症状があるにも関わらず、補償協定ならびに行政認定を受けることが出来ない、または、拒否したいわゆる「未認定患者」も水俣病被害者とした。

第 2 に、本研究で用いる「生活構造」は、水俣病被害者の不断に続く生活の再生産に着目し、「①労働生活（労働条件）、②労働力消費、③労働力の再生産、④消費を生活過程（循環）としてとらえ、それらが連結する再生産のメカニズム（仕組み）（篭山：1976）」と定義する。

第 3 に、労働力の消費と労働の再生産が繰り返され、労働が長期間固定化すると、一定の生活構造を持った人々が形成される。こうした一定の生活構造を有する集団を「階層」とする。本研究においては事前調査（2013 年 9 月）および、漁業センサス、農業センサス等の調査定義をもとに詳細な階層区分を定めた。階層区分を設定する際、まず、就業形態である漁家と非漁家に大別し、さらに、雇用形態で分類した。主たる生計者の就業形態が漁業を専業とし、雇用形態も正規である場合「専業漁家」とした。同様に、主たる生計者の就業形態が農業であり、雇用形態が専業の場合「専業農家」とした。一方、就業形態が漁業、農業を半々で行い、雇用形態が 6 か月以上漁業に従事し、また、農業収入を得ていた世帯を「兼業漁家（半農半漁）」と定めた。

そして、就業形態を職員・常用・日雇いに分類し、役場、小学校、郵便局、農協、施設職員等の公共施設へ勤務する者を「職員」とした。続けて、中小工場、企業、商店などに雇用期間を定めず雇入れされている者で、雇入れのときから 1 年を超えて引き続き雇用される見込みがあり、または、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されると見込まれ、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の者「常用」とした。この他に、季節日雇い、あるいは対象地域を離れて出稼ぎ労働をする者を「日雇い（雇用保険法第 42 条 1.2）」と定めた。また、日々雇用される者であって、1 か月未満の短い期間を定めて雇用される土木

---

[331]2013 年総務省.

作業や、漁業・農協などの事業就労を繰り返している場合も日雇いとして加えた。さらに、日雇い被用者を（雇用保険第 43 条の 2）18 日以上同一の事業主に、適用事業に雇用されている者として定めた。また、被用を労働契約に基づき、使用者から賃金を受け取って労働に従事し、なおかつ、健康保険組合や社会保健被用者に加入している者とした。この他に、自営をしている者を「自営」とした。そして、生活構造を有しない世帯を無業とし、世帯主、世帯員が居住地を離れる場合を離村とした。

なお、本調査においては階層区分を示す指標を作成しているが、職業階層の他に 1.雇入れの有無、2.家族稼働力の有無、3.漁具の機械化、4.田畑の所有を含む資産の有無、企業補償等を加えた A1 から ZB までの生活階層を定めた。

第 4 に、「階層落層」とは、時期区分間（5 年毎）を同一階層内で下がった場合いう。また時期区分間（5 年毎）を他の階層に下げた場合を「階層転落」とする（江口:1974 年）。加えて、「上昇」、「平行」、「下降」という用語に関しては、階層落層、階層転落を問わず、階層をあげた場合を上昇とし、また、安定的な生活構造を維持しながら階層変動がない場合を平行とする。加えて、階層落層、階層転落が確認できた場合を下降とする。

第 5 に、「分化」「分解」という用語は、時期区分を設けて階層移動をとらえることにより、異なる層へ分かれることを分化とし、分化を繰り返すことを分解と定義する（篭山:1976 年）。

第 6 に本研究においては、5 年を 1 期とし、第 1 期から第 17 期までの時期区分を設けた。チッソがアセトアルデヒド酢酸製造で使用した有機水銀量が著しく増加した 1930 年代よりはじめ、時期区分は次の通りである。第 1 期 1930－1934 年、第 2 期 1935－1939 年、第 3 期 1940－1944 年、第 4 期 1945－1949 年、第 5 期、1950－1954 年、第 6 期 1955－1959 年、第 7 期 1960－1964 年、第 8 期 1965－1969 年、第 9 期 1970－1974 年、第 10 期 1975－1979 年、第 11 期 1980－1984 年、第 12 期 1985－1989 年、第 13 期 1990－1994 年、第 14 期 1995－1999 年、第 15 期 2000－2004 年、第 16 期 2005－2009 年、第 17 期 2010 年－2014 年とし、主たる生計者の生活構造をとらえることとする。そして、地方公共団体のの政策動向やチッソの地域対策を踏まえつつ、また、第 2 期から第 16 期を公害前期（1935－1949）、公害発生期（1950－1964）、公害後期（1965－1979）、環境対策期（1980－1994）、もやい直し期（1995－2014）の 5 つに再区分した。なお、本論文は 1930 年－1934 年の第 1 期を基準の年度として、階層間移動をとらえる。（表 4－1）

2)調査方法

調査の方法は、まず、一般財団法人 A に研究趣旨を説明し調査協力を依頼した。また、一般財団法人 A より水俣市の歴史や水俣病被害者の生活状況を聞き取った。聞き取りをした後、篭山ら（1976 年、1981 年）が生活構造研究で用いた調査用紙ならびに、漁業センサス、農業センサスをもとに、構成的な調査用紙を作成した（資料 1－1、資料 1－2）。さらに、水俣病被害者やその世帯の生活史を明らかにするために、半構造化面接用紙の内容を検討し質問項目を作成した（資料 2）。2 つの調査内容を作成した後、①設問に対する回答のし易さ、②回答時間、③誤解を招く表記がないか、④設問に関して不明瞭な部分はないか、筆者を含めて 3 人の専門職（社会福祉士）によって確認した。

表4-1　時期区分

時期	区分	年代
1期	公害前期	1930－1934
2期		1935－1939
3期		1940－1944
4期		1945－1949
5期	公害発生期	1950－1954
6期		1955－1959
7期		1960－1964
8期	公害後期	1965－1969
9期		1970－1974
10期		1975－1979
11期	環境対策期	1980－1984
12期		1985－1989
13期		1990－1994
14期	もやいなおし期	1995－1999
15期		2000－2004
16期		2005－2009
17期		2010－2014

調査用紙を用いて、一般財団法人Aから紹介を受けた水俣病被害者4人に対して、2012年11月、2013年3月に事前調査を実施した。事前調査で得られた結果より、設問の順番、設問の内容、および半構造化面接項目の内容を再度見直し、同時に面接に係る時間を推計した。修正した後、一般財団法人Aから紹介を受けた水俣病被害者4人に対し、あらためて調査依頼を行った。さらに、一般財団法人Aより紹介されたNPO法人Bに研究趣旨を説明し調査協力を依頼した。そして、調査の趣旨に賛同頂ける水俣病被害者7人に協力を得ることができた。水俣病被害者の生活内容や生活史を聞き取る方法は、訪問面接調査ならびに会場来場者調査を主とし、事前調査によって修正した構成的な調査用紙を用いて行った。訪問面接調査、会場来場者調査で聞き取った内容は、Ⅰ.基本属性、Ⅱ.身体・医療、Ⅲ.精神社会、Ⅳ.制度・経済の4つの領域を主に遡及的に聞き取った。具体的にはⅠ.基本属性として性別、年齢、居住地、家族構成、医療保険、チッソ補償金、年金、水俣病認定の有無、介護保険の利用状況とした。また、Ⅱ.身体・医療の項目は、水俣病の発症年月日、医療処置の状況、身体機能、精神機能、リハビリテーションの有無、日常生活動作の状況とした。

次いで、Ⅲ.精神社会として、学歴、家族の状況、世帯の就労、健康状態、家計、家族の変化を定めた。また、家族との関係性や日常的な生活行為、生活時間、社会参加、外出時の方法、相談者の有無を加えた。最後に、Ⅳ.制度・経済の項目は、現在の就業状況、過去の就業状況、給与形態、年収状況（貯蓄）、動・無力漁船の所有、田畑の所有、漁業権、家族の稼働力、労働状況等、語りにくいことや思い出したくないことなど、プライバシーに配慮しながら聞き取った。なお、生活史を聞き取る方法では、下記に示したような半構造化面接ガイドを用意し、面接場面に加えていった。その後、水俣病被害者11人に依頼して、調査協力者を募った。また、水俣病被害者を支援する団体にも同様に依頼し、後述するが2015年2月までに42人の協力者を得ることができた。訪問面接調査ならびに会場来場者調査では、語れらたことばを正確に記述することに留意し、一部調査協力者の了解のもと録音機材を使用した。

資料1-1

水俣インタヴュー項目

インタヴュー日時	年	月	日				NO.	対象者			氏

Ⅰ.基本属性

性別	男性	女性	生年月日	年	年齢	才					
居住地						家族構成	単身 夫婦 同居 別居			人	
医療保険	国保	社保	チッソ補償金	有	無	月額補償	有	無	備考		
年金	国民	厚生	老齢	特記事項							
水俣病認定	無	有	認定時期	年	障害者手帳		無	有	級	備考	
介護保険	無	有	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定時期	年

Ⅱ.身体・医療

発症年月日	年	医療処置	無	有	医療機関	病院	現在の受診内容	
既往歴:								
身体機能	歩行障害	手足	立位	座位	関節	視力	特記事項	
精神機能	不安・不穏	物忘れ	焦燥感	特記事項				
リハビリテーション	無	有	リハビリ内容					
日常生活動作	食事	排泄	更衣	整容	入浴	移動	特記事項	
	介助・部・自	介助・部・自	介助・部・自	介助・部・自	介助・部・自	介助・部・自		

Ⅲ.精神・社会

学歴	小学校	中学校	高校	大学	特記					
家族状況	ジェノグラム				**世帯就労**					
					健康状態		障害の有無	無	有	
					特記					
					家計					
					家族の変化	家族変化	無	有	時期	年
						理由				

備考

親族の関係	無　有	内容				**地域社会との関係**	無　有	内容				
家事に関する有無	買い物	食事支度	掃除	電話	銀行・郵便局	役場	近所づきあい	室内整頓	ゴミだし	服薬	金銭管理	
日常的な生活行為及び時間	家事	買い物	散歩	仕事	会話	読書	テレビ	ラジオ	音楽鑑賞	通院	福祉施設	リハビリ
	スポーツ・レク	昼寝	家族との会話	留守番	その他							
社会参加	町内活動	旅行	清掃活動	趣味集まり	水俣病患者の集まり	その他						
外出方法	自転車	徒歩	車いす	電動車いす	自家用車	タクシー	介護タクシー	バス	その他			
相談者の有無	配偶者	兄弟	子ども	親戚	友人	ボランティア	専門職	その他				

Ⅳ.制度・経済

現在の就業	自営	被雇用者	正規・非正規	職種名		就業年数	年	就業内容		
過去の就業	自営	被雇用者	正規・非正規	職種名		就業年数	年	就業内容		
給与の形態	月給	日給	自給	**生活費**	食費					
年収	50	100	200	300	400	500	600	700	800	900以上
土地	畝	反	町	**農機具**	農機具種類					
漁船	無動力船	大きさ	いつ購入		動力船	大きさ	いつ購入	漁業種		
漁具										
漁業権	有　無		漁業権取得・放棄年月日							

住宅状況	持家	購入時期				居室平米	
	借家			月額		居室平米	
	アパート	入居期間		月額		居室平米	
	団地	入居期間		月額		居室平米	
空調	冷暖房	有	無	その他	扇風機	こたつ	電気毛布
トイレ	和式	洋式					

福祉サービス情報の入手方法

インターネット	広報紙	民生委員	ホームヘルパー	福祉専門職	行政職員	ボランティア
近所の人	親戚	同居家族				

福祉サービスの利用機関

その他（今必要と感じる福祉サービス）

水俣病調査　半構造化面接ガイドの内容　資料 2

あなたは、一日をどのように過ごしていますか。あなたの日ごろの生活の様子についてお話ください。
また、水俣病はいつ、どのような過程を経て、発症したのですか。お話ください。

必要に応じて使われる質問

A.日頃の生活のなかで大変と感じることはありますか。また、生活に限界を感じたことはありますか。
B.地域住民とのかかわりはありますか。また、家族とのかかわりはありますか。（範囲、頻度、信頼に関する質問）
C.水俣病を発症してお困りの点はどんなことですか。また行政に対して要望することはなんですか。
D.現在直面している生活問題はなんですか。（二回目以降に質問）

探りのための質問

A.生活が変わった状況を招いた出来事についてお話ください。
B.日頃、生活で大変と感じる場面はどんなことですか。また大変と感じた場合、だれかに助けを求めますか。
C.生活で大変と感じるところはどんなところですか。
D.最近、地域で住民や家族と関わりましたか。また、かかわりが変わったと思う点はどんなことですか。
（地域住民や家族とのかかわりの様子を教えてください。）

訪問面接調査および会場来場者調査を選択した背景は、水俣病被害者のライフサイクルを記述した先行研究は僅少であり、なおかつ、水俣病被害者の生活を縦断的かつ横断的に探索した研究とはなっていないため、その実態は不透明である。このようなことから、歴史的、構造的な生活把握とはなっていないと考え、上記方法を採用した。そして、水俣病が公式に確認されて 60 年以上が経過しようとしているなかで、水俣病被害者の生活状況を実際に確かめたかったからである。

調査の実施期間は事前調査を先述したが、2012 年 11 月および、2013 年 3 月に行い、本調査を 2013 年 4 月から 2014 年 1 月の期間に実施した。聞き取った内容は、調査対象者の出生から就業および現在に至るまでのライフサイクルがとらえられるよう個別シートへ記述した。また、不明瞭な部分を補うため、その都度、訪問面接や電話にて再調査を行い、得られた内容を個別シートに書き加えていった。なお、電話や訪問面接を含む再調査が完了した時期は 2015 年 2 月である。データの記述に関しては、内容に誤りがないか、そして、不明な点がないかなど意識しながら 3 回通読した。また、データの信頼性を確保するため通読には、筆者を含め社会福祉士資格を持つ調査協力者と 2 人で行った。

これらに加えて、調査対象者が高齢であり、なおかつ水俣病が発生して 60 年以上が経過し、当時のことを正確に覚えていなかったり（メモリーエフェクト）、証言が大げさ（ドラマタイジングエフェクト）になっていたりしていることも考えられるため、過去に語られた手記[332]や裁判記録[333]が残されている場合は、それらを参照してインタビューの内容との整合性を図った。

3）分析方法

分析の方法は、地域の基本的な就業形態を事前調査の結果に基づき検討し、なおかつ漁業センサス、農業センサスの調査定義をもとにして、漁家を上位とする 32 の職業階層を定めた。また、①雇入れの有無、②動力漁船所有の有無、③無動力漁船所有の有無、④田畑所有の有無、⑤企業補償の有無等を加えた生活階層を位置づけた。こうした 2 つの階層を設け、漁家層を上位とする A1 から離村 ZB とした階層区分を 134 定めた（表 4－2：区分指標）。ところで、階層区分の目的は、水俣市の産業構造の推移を捉えるということではなく、水俣病被害者の階層移動とりわけ、階層落層、階層転落の過程を通して、各年代に生じた世帯の階層を明らかにすることが目的である。とくに未曾有な環境破壊のなかで生活構造がいかに変容し、階層転落が生じたのか検討することにある。また、壊滅的な被害を受けた水俣病被害者世帯に対して、企業（チッソ）や国は補償を行うが、その救済はいかに階層転落を防ぎ、生活構造の安定に寄与したのかを検討する。

---

[332]水俣病センター相思社(2003)『豊饒の浜辺から第 2 集』水俣病センター相思社
栗原彬(2000) 『証言水俣病』岩波新書

[333]水俣病被害者・弁護団全国連絡会議(1998)『水俣病裁判全史』日本評論社

表4-2　　階層区分指標

職業階層＼生活階層		雇入	動力漁船	無動力漁船（人力・帆）	田・畑所有（借受）	補償等	コード	内容
上層	1.専業漁家	○	○			○	A1	雇入あり。動力漁船を2隻以上所有。企業補償あり。
		○	○				A2	雇入あり。専業漁家、動力漁船を2隻以上所有。
		○		○		○	A3	雇入あり。専業漁家、無動力漁船を2隻以上所有。企業補償あり。
		○		○			A4	雇入あり。専業漁家、無動力漁船を2隻以上所有。
			○			○	A5	動力漁船所有。企業補償あり。
			○				A6	動力漁船所有。
				○		○	A7	無動力漁船所有。企業補償あり。
				○			A8	無動力漁船所有。
							A9	専業漁業従事者。企業補償あり。
							A10	専業漁業従事者。
	2.専業農家	○			○	○	B1	雇入あり。専業農家。田畑所有。企業補償あり。
		○			○		B2	雇入あり。専業農家。田畑所有。
					○	○	B3	田畑所有。企業補償あり。
					○		B4	田畑所有。
					○	○	B5	田畑を借受。企業補償あり。
					○		B6	田畑を借受。
	3.兼業漁家		○		○	○	C1	動力漁船所有。田畑所有（半農半漁）企業補償あり。
			○		○		C2	動力漁船所有。田畑所有（半農半漁）。
				○	○	○	C3	無動力漁船所有。田畑所有（半農半漁）企業補償あり。
				○	○		C4	無動力漁船所有。田畑所有（半農半漁）。
			○	○		○	C5	漁船あり。田畑を借受。企業補償あり。
			○	○			C6	漁船あり。田畑を借受。
							C7	兼業漁業従事者。企業補償あり
							C8	兼業漁業従事者。
	4.兼業世帯員職員	○	○			○	D1	雇入あり。世帯員団体職員兼業。動力漁船所有。企業補償あり。
		○	○				D2	雇入あり。世帯員団体職員兼業。動力漁船所有。
		○		○		○	D3	雇入あり。世帯員団体職員兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
		○		○			D4	雇入あり。世帯員団体職員兼業。無動力漁船所有。
		○			○	○	D5	雇入あり。世帯員団体職員兼業。田畑所有。企業補償あり。
		○			○		D6	雇入あり。世帯員団体職員兼業。田畑所有。
	5.兼業世帯員常用	○	○			○	E1	雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。企業補償あり。
		○	○				E2	雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。
		○		○		○	E3	雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。企業補償あり。
		○		○			E4	雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。
		○			○	○	E5	雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。田畑所有、又は借受。企業補償あり。
		○			○		E6	雇入あり。世帯員団体以外の事業所兼業常用。田畑所有、又は借受。
	6.兼業世帯員日雇	○	○			○	F1	雇入あり。世帯員日雇い。動力漁船所有。企業補償あり。
		○	○				F2	雇入あり。世帯員日雇い兼業。動力漁船所有。
		○		○		○	F3	雇入あり。世帯員日雇い兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
		○		○			F4	雇入あり。世帯員日雇い兼業。無動力漁船所有。
		○			○	○	F5	雇入あり。世帯員日雇い兼業。田畑所有、または借受。企業補償あり。
		○			○		F6	雇入あり。世帯員日雇い兼業。田畑所有、または借受。
中層	7.兼業世帯員職員		○			○	G1	世帯員、団体職員兼業。動力漁船所有。企業補償あり。
			○				G2	世帯員、団体職員兼業。動力漁船所有。
				○		○	G3	世帯員、団体職員兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
				○			G4	世帯員、団体職員兼業。無動力漁船所有。
						○	G5	世帯員、団体職員兼業。漁船所有。田畑所有。企業補償あり。
						○	G6	世帯員、団体職員兼業。漁船所有。田畑所有。
					○	○	G7	世帯員、団体職員兼業。田畑所有。企業補償あり。
					○		G8	世帯員、団体職員兼業。田畑所有。
	8.兼業世帯員常用					○	H1	世帯員、団体以外の事業所兼業、常用。動力漁船所有。企業補償あり。
			○				H2	世帯員、団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。
				○		○	H3	世帯員、団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。企業補償あり。
				○			H4	世帯員、団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。
					○	○	H5	世帯員、団体以外の事業所兼業常用。田畑所有、または借受。企業補償あり。
					○		H6	世帯員、団体以外の事業所兼業常用。田畑所有、または借受。
	9.兼業世帯員日雇		○			○	I1	世帯員、日雇い。動力漁船所有。企業補償あり。
			○				I2	世帯員、日雇い。動力漁船所有。
				○		○	I3	世帯員、日雇い。無動力漁船所有。企業補償あり。
				○			I4	世帯員、日雇い。無動力漁船所有。
					○	○	I5	世帯員、日雇い。田畑所有、または借受。企業補償あり。
					○		I6	世帯員、日雇い。田畑所有、または借受。

中層	10兼業世帯主職員	○	○			○	J1	雇入あり。団体職員兼業。動力漁船所有。企業補償あり。
		○	○				J2	雇入あり。団体職員兼業。動力漁船所有。
		○		○		○	J3	雇入あり。団体職員兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
		○		○			J4	雇入あり。団体職員兼業。無動力漁船所有。
		○			○	○	J5	雇入あり。団体職員兼業。田畑所有。企業補償あり。
		○			○		J6	雇入あり。団体職員兼業。田畑所有。
	11.兼業世帯主常用	○	○			○	K1	雇入あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。企業補償あり。
		○	○				K2	雇入あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。
		○		○		○	K3	雇入あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。無動力漁船所有。企業補償あり。
		○		○			K4	雇入あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。動力漁船所有。
		○			○	○	K5	雇入あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。田畑所有。企業補償あり。
		○			○		K6	雇入あり。世帯主、団体以外の事業所兼業常用。田畑所有。
	12.兼業世帯主日雇	○	○			○	L1	雇入あり、世帯主、日雇い。動力漁船を所有。企業補償あり。
		○	○				L2	雇入あり、世帯主、日雇い。動力漁船を所有。
		○		○		○	L3	雇入あり、世帯主、日雇い。世帯主日雇い。無動力漁船所有。企業補償あり。
		○		○			L4	雇入あり、世帯主、日雇い。世帯主日雇い。無動力漁船所有。
		○			○	○	L5	雇入あり、世帯主日、雇い。田畑所有、借受。企業補償あり。
		○			○		L6	雇入あり、世帯主日雇い。田畑所有、借受。
	13.兼業世帯主職員		○			○	M1	世帯主、団体職員兼業。動力漁船所有。企業補償あり。
			○				M2	世帯主、団体職員兼業。動力漁船所有。
				○		○	M3	世帯主、団体職員兼業。無動力漁船所有。企業補償あり。
				○			M4	世帯主、団体職員兼業。無動力漁船所有。
					○	○	M5	世帯主、団体職員兼業。田畑所有。企業補償あり。
					○		M6	世帯主、団体職員兼業。田畑所有。
	14.兼業世帯主常用		○			○	N1	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。動力漁船所有。企業補償あり。
			○				N2	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。動力漁船所有。
				○		○	N3	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。無動力漁船所有。企業補償あり。
				○			N4	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。無動力漁船所有。
					○	○	N5	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。田畑所有。企業補償あり。
					○		N6	世帯主、団体以外の事業所兼業、常用。田畑所有。
	15.兼業世帯主日雇		○			○	O1	世帯主、日雇い。動力漁船所有。企業補償あり。
			○				O2	世帯主、日雇い。動力漁船所有。
				○		○	O3	世帯主、日雇い。無動力漁船所有。企業補償あり。
				○			O4	世帯主、日雇い。無動力漁船所有。
					○	○	O5	世帯主、日雇い。田畑所有。企業補償あり。
					○		O6	世帯主、日雇い。田畑所有。
	16.兼業世帯主職員 兼業世帯員被用					○	P1	世帯主、団体職員兼業、または、世帯員、団体職員被用兼業　企業補償あり。
							P2	世帯主、団体職員兼業、または、世帯員、団体職員被用兼業
	17.兼業世帯主常用 兼業世帯員被用					○	Q1	世帯主、団体以外の事業所兼業常用、又は世帯員団体以外の事業所兼業被用　企業補償あり。
							Q2	世帯主、団体以外の事業所兼業常用、または世帯員団体以外の事業所兼業被用。
	18.兼業世帯主日雇 兼業世帯員被用					○	R1	世帯主、兼業日雇い、または世帯員被用　企業補償あり。
							R2	世帯主、兼業日雇い、または世帯員被用。
	19.製造自営業	○				○	S1	雇入あり。製造業自営。企業補償あり。
							S2	製造業自営。
	20.製造兼業世帯員 被用					○	S3	世帯員、製造業被用。企業補償あり。
							S4	世帯員、製造業被用。
	21.商業サービス業	○				○	T1	雇入あり。サービス業、企業補償あり。
							T2	サービス業。
	22.工的自営業	○				○	U1	雇入あり。建設業、土木業自営。企業補償あり。
							U2	建設業、土木業自営。
	23.工的自営業 世帯員被用					○	U3	建設業、土木業自営、世帯員被用。企業補償あり。
							U4	建設業、土木業自営、世帯員被用。
	24.商的自営業	○				○	V1	雇入あり。卸売り業、小売業、企業補償あり。
							V2	卸売り業、小売業。
	25.商的世帯員被用					○	V3	世帯員、卸売り業、小売業。世帯員被用、企業補償あり。
							V4	世帯員、卸売り業、小売業。
	26.団体職員 世帯主					○	W1	世帯主、団体職員。企業補償あり。
							W2	世帯主、団体職員。
	27.団体職員 世帯員					○	W3	世帯員、団体職員。企業補償あり。
							W4	世帯員、団体職員。
	28.団体以外の事業所 常用/被用					○	X1	世帯主、団体以外の事業所常用。企業補償あり。
							X2	世帯主、団体以外の事業所常用。
						○	X3	世帯員、団体以外の事業所被用。企業補償あり。
							X4	世帯員、団体以外の事業所被用。
下層	29.日雇					○	Y1	世帯主、日雇い。企業補償あり。
							Y2	世帯主、日雇い。
	30.日雇世帯員被用					○	Y3	世帯員、日雇い被用。企業補償あり。
							Y4	世帯員、日雇い被用。
	31.無業					○	Z1	無業。企業補償あり。社会保障。
							Z2	無業。
	32.離村					○	ZA	離村。企業補償あり。社会保障。
							ZB	離村。

そして、窮乏化に伴い生活構造を失い滞留した世帯が、新たな階層を構築する実態とその過程を明らかにし、生活構造の安定化を究明することを目的としている。なお、表 4－2 に示した階層区分指標と個別シートに記されたライフサイクルを照合し、42 ケースの職業階層、生活階層を検討すると 45 の階層を確認することができた。

本研究において漁家層を上位とした理由は以下の通りである。

①調査対象として選定する地域は、水俣病が多発した漁家集落であり、漁業が主産業であった。

②公害が発生する以前、他の職業階層と比べて、漁家の収益は低いが、雇入れあり、動力・無動力漁船所有、田畑を所有している漁家層は、一定の資産を保有する資本家である。

③家族労働人員が確保されていることから貧困に陥り難いと考えられる。

④水俣病が発生する以前まで、対象地域である漁家集落は、家族で相互に助け合い、地域で支え合う支援・援助の仕組みを有しており、生活は安定的に推移していた。

以上の点を加味して、漁家層を上位の階層と位置付けた。そして、職業階層、生活階層ともに専業農家を次に位置付けた。専業農家を漁家階層に次いで上位層とした理由は、事前調査において狭隘な土地を利用し兼業している世帯が確認されたことや、家族労働人員を有し、また農耕地を保有していることから、漁家と同様に一定の資産を有する資本家であることから上位と位置付けた。次いで、漁業就労しつつ、工場労働者など他に収入を得ている場合を兼業漁家と位置付けた。ところで、農林水産省の統計では、農業、漁業の収入割合によって、第 1 種、第 2 種兼業と分けているが、本研究では経済調査を行っていないため、これらを用いることはできない。本業以外で収入を得ている場合をすべて兼業とした。また、一般労働者、短時間労働者に示される就業形態や、正規、非正規雇用にあるような雇用形態をとらえたうえで、職業階層を主に職員、常用、日雇いの 3 つに分類した。雇用関係や経営の参加度、雇用主の保障の程度によって上記 3 つは明確に異なっていることから、3 つを加味したうえで職業階層を定め生活階層を位置付けた。

一方、階層区分は資本の大きさである大企業か中企業、小企業と分けるべきであろう。また、公的、準公的（社会福祉協議会など公的事業体または公企業）、私的と分けておくべきであると考えられるが、水俣病多発地域（沿岸部）の職業階層、生活階層の実態から鑑みて、こららは加えず検討することとした。こうした調査定義を踏まえたうえで、階層区分指標と個別シートに記されたライフサイクルとを照合しつつ、時期区分毎に主な世帯主の職業階層、生活階層を探索した。探索には、どの年代に階層移動が行われたのかを把握するために、後述する階層移動表（表 4－3）を作成した。階層移動表は左端縦の欄にケース No.と居住地区名（イニシャル記号）を記述し、横の欄に階層移動を把握しやすくするために時期区分を 5 年毎として、第 1 期から第 17 期に分けた区間を定めた。そして、調査対象ケースの階層が一段上がった移動を上昇とし、安定的に推移した場合を平行とした。また、同一階層内で階層を落とす階層落層や、階層間で階層が下がる階層転落を併せて下降とした。このような階層移動の定義をもとに、各ケースの上昇、平行、下降数と階層移動回数をとらえた(次頁サンプル表有)。各ケースの上昇、平行、下降の移動回数を比較し易くするために、データの標準化（標準化データ）を行った。

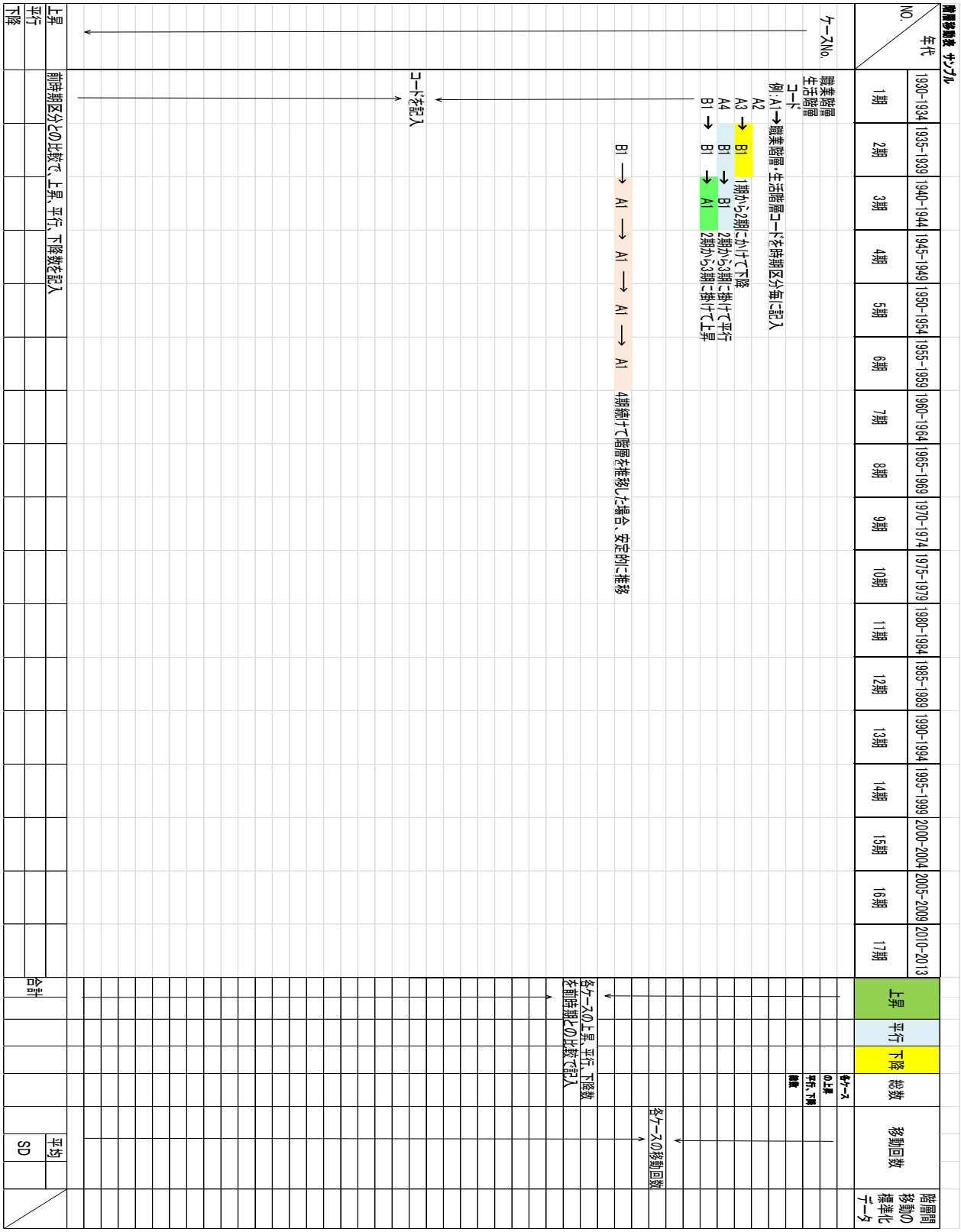

標準化データは平均値が「0」、標準偏差が「1」のデータ分布に従うため、標準化データの値から元々の数値がどのようなデータであるのか、おおよその検討がつけられるという利点を生かし、各ケースの階層間移動の標準化データを作成した。なお、以下の通り、標準化データの特徴を示しておく。

①Z＝0　　データは平均値と同じである。
②0＜Z＜1　　データは平均値より大きいが、標準偏差の範囲である。
③Z＞1　　データは標準偏差の範囲を超えるほど平均値を大きく上回る値である。
④－1＞Z＞0　データは平均値より小さいが標準偏差の範囲内である。
⑤－Z＜－1　　データは標準偏差の範囲を超えるほど平均値を大きく下回る値である。

この他に、ケース全体の上昇、平行、下降数をとらえる一方で、平均移動回数、標準偏差を求めた。また、どの年代に上昇、平行、下降が多く発生したのか、時期区分毎にとらえた。さらに、時期区分毎に階層がいかに移動し、消滅したのかをとらえるため、縦の欄に階層区分指標で示した記号、横の欄に階層移動表と同様に、時期区分を示したグラフを作成した(表 4－4)。ところで、世帯の分化・分解をとらえる初年度の時期をチッソがアセトアルデヒド・合成酢酸設備を稼働させた 1930 年代初頭[334]を基準とした。そして、水俣病被害者世帯 42 ケースの主たる生計者の職業階層、生活階層をとらえ、1.漁家、2.非漁家の 2 つの層に分類した。その結果、漁家 26 ケース、非漁家 16 ケースが確認された。

他方、データの分析にはエクセル統計 2015 を用いた。調査対象者の①階層移動数、②移動時期の 2 点の関係をとらえるためにクロス集計表を作成し、独立性の検定を行った。独立性の検定は、属性 A（各行要素）属性 B（各列要素）が独立であるか否か、カイ二乗値を用いて検定を行うものである。すなわち、i 行 j 列目の観測度数（fij）と、i 行 j 列目に期待される期待度数[335]（Eij）が等しいかを検定する。カイ二乗値が臨界値よりも大きいならば帰無仮説を棄却し、対立仮説が支持されることから要素 A と要素 B の間には有意差があるといえる。クロス集計表の独立性の検定では、2 変数が関連しているかどうかを検定しているだけであり、有意な関連が認められたからといって、どのような関連があるかは論じることはできない。したがって、独立性の検定により有意な関連が認められた場合、より詳しく結果を検討するために残差[336]分析を行った。なお、残差の値には絶対的な意味がないため、調整済み標準化残差[337]によって両側検定、片側検定の p 値を出力する。

4)倫理的配慮

本調査・研究は、名古屋経営短期大学倫理規定ならびに、個人情報管理規定に基づき実施した。訪問面接調査によるヒアリングおいては、調査対象者に調査の趣旨および、実施方法について説明を行い、プライバシーの保護や、権利擁護の観点から「同意書」の確認と了解を得た上で行った。また、語りたくないことに関しては、語らなくてよいとし、体調が悪くなったときは中断できることを伝え実施した。また、記述においては、個人や地域が特定されないよう配慮するとともに、上記管理規定に基づき、個人情報の管理を行っ

---

[334] 1932 年チッソ水俣工場にてアセトアルデヒド・合成酢酸設備稼働.1935 年チッソ水俣工場酢酸部門生産量、全国生産 50%に達する.このときアセトアルデヒド製造技術を確立する.

[335] 行の周辺度数（合計）×列の周辺度数（合計）/N.表頭と、表側の変数が完全に一致する場合、期待度数と実測値は一致する.

[336] 実測度数－期待度数.

[337] 残差とは Z 値に変換したものであり、両側検定であれば絶対値が 1.96、片側検定なら 1.64 以上が有意水準 5%で有意になる.

ている。

第 2 節　調査結果

1.調査結果の概要

調査結果の概要は以下の通りである。ケース総数は 42 ケースであり、インタビュー回答者の内訳は男性 17 人、女性 25 人である。インタビュー回答者の平均年齢は表 4－3 に示すように、2014 年時点で 76.1 歳であった。最高齢は 93 歳、最年少は 58 歳で、インタビューには親族が同席する場合もあった。インタビューの実施場所は、水俣市内の公共施設(水俣病資料館、図書館、NPO 法人事務局内、公民館)や、調査協力者の自宅で行った。インタビューの総時間数は、2012 年 11 月から 2015 年 2 月の間に、延べ 11,190 分、1 ケースあたりの平均インタビュー時間数は 266.4 分を要した（電話調査は除く）。聞き取りに関して不明な点等があった場合は、電話での聞き取りや再度面談を依頼し聞き取りを行った。調査対象者の居住地の内訳は、水俣病多発地域（熊本県水俣市地域、水俣市隣接地域、鹿児島県内地域）をアルファベットの A から R までの区域を定めた。また、区域外の地域として S から Z 地域と AB、AC、HH 地域を定めた。この内､インタビューに回答して頂いた世帯は､A 地区 6 世帯、B 地区 3 世帯、C 地区 3 世帯、D 地区 1 世帯、E 地区 2 世帯、F 地区 3 世帯、G 地区 1 世帯、H 地区 3 世帯、I 地区 2 世帯、J 地区 3 世帯、K 地区 7 世帯、L 地区 2 世帯、M 地区 1 世帯、N 地区 2 世帯、O 地区 1 世帯、P 地区 1 世帯、R 地区 1 世帯の 42 世帯である。

表4－3　調査対象者の現在の居住地および性別、年齢

No	地区	性別	年齢
1	A	女	75
2	B	男	59
3	B	女	59
4	C	男*	80
5	I	女	80
6	D	女	76
7	C	男	70
8	F	女	58
9	G	女	60
10	A	女	79
11	A	男	83
12	F	女	62
13	K	男	77
14	A	男	60
15	E	男	74
16	L	女*	88
17	M	女	62
18	H	男	78
19	F	男*	67
20	J	女	78
21	I	女	72
22	N	女	81
23	L	男	80
24	J	女	76
25	C	女	86
26	K	男	77
27	K	女	74
28	J	男	69
29	K	男	71
30	O	女*	90
31	K	女	81
32	K	女	75
33	N	女*	93
34	P	男	82
35	H	男*	84
36	R	女*	93
37	E	女*	88
38	K	女	82
39	H	女	77
40	B	男*	79
41	A	男*	83
42	A	女	79
		平均	76.1
		最高	93
		最低	58

*：家族を伴う同席面接

2.階層移動結果

本調査における 42 ケース全体の階層移動総数は、表 4－4 に示す通り 672 回確認された。そのうち訳は、上昇 73 回、平行 500 回、下降 99 回という結果であった。ケース全体の総階層移動数は 172 回確認され、階層移動の平均は 4.1 回、標準偏差（以下：SD）1.2 を示した。

また、階層移動が最も多いケースは No.1、No.19 の 7 回であり、最少は No.8、No.33 が示す 1 回であった。42 ケースの階層移動数の平均 4.1 回を超えるケースは､No.4､No.12、No.15、No.17、No.19、No.22、No.26、No.27、No.29、No.31、No.38、No.40、No.41 の 13 ケースが確認できる。さらに、平均移動回数を上回った 13 ケースを対象として、上昇数と下降数を比較すると、上昇が下降を上回るケースは、No.4、No.12、No.17、No.31 の 4 ケースを確認できる。

表4－4 階層移動表

:下降　:上昇

年代・時期 / No.地区	1930-1934	1935-1939	1940-1944	1945-1949	1950-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-2013	上昇	平行	下降	総数	移動回数
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	13期	14期	15期	16期	17期					
No.1 A地区	A4	A4	A4	A4	A4	A4	O6	Y2	A7	A5	Y1	B3	B3	B3	B3	Z1	Z1	3	9	4	16	7
No.2 B地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	B4	B4	N5	N5	N5	N5	N5	N5	N5	B4	B4	1	13	2	16	3
No.3 B地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A7	C1	C1	B3	B3	B3	B3	B3	B3	2	13	1	16	3
No.4 C地区	A8	A8	A8	A8	A8	N2	N2	N6	N6	N2	C2	C2	C2	C1	C1	B4	B4	4	10	2	16	6
No.5 I地区	T2	T2	T2	T2	T2	V2	V2	V2	W3	W1	W1	W1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	2	12	2	16	4
No.6 D地区	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Z2	Z2	Z2	0	15	1	16	1
No.7 C地区	T2	V2	V2	Z1	Z1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	Z1	Z1	Z1	1	12	3	16	4
No.8 F地区	W2	W2	W2	W2	W2	W2	W2	W2	T2	T2	T2	Z2	Z2	Z1	Z1	Z1	Z1	2	13	1	16	3
No.9 G地区	A2	A2	A2	A2	A2	L2	L1	L1	T2	T2	T2	T2	T2	T2	Y2	Y2	Y2	1	12	3	16	4
No.10 A地区	A2	A2	A2	A2	A2	A2	S4	S4	Y1	Y1	Y1	Y1	Y1	Y1	Y1	Z1	Z1	0	13	3	16	3
No.11 A地区	A10	A10	A10	A10	A10	A10	Y2	Y2	Y1	A5	A5	A5	A5	A5	A5	Z1	Z1	2	12	2	16	4
No.12 F地区	A8	A8	X2	X2	X2	X2	Z1	Y1	X2	X2	X2	X2	X2	X2	S2	S2	S2	3	11	2	16	5
No.13 K地区	C8	C8	C8	C8	C8	Y2	Y2	Y2	A6	A6	A6	A6	A6	A5	Z1	Z1	Z1	2	12	2	16	4
No.14 A地区	A4	A4	A4	A4	A4	A4	O4	O4	A8	A8	A6	A6	A6	A6	A6	A6	A6	2	13	1	16	3
No.15 E地区	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A8	A8	O4	O4	O4	O4	A7	A7	T1	Z1	1	11	4	16	5
No.16 L地区	B4	B4	B4	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Y2	Y1	Z1	Z1	Z1	1	12	3	16	4
No.17 M地区	X1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	S4	S4	Y2	W2	W2	Z2	W1	W1	W1	W1	3	11	2	16	5
No.18 K地区	A4	A4	A4	A4	A4	X2	A6	A6	A5	A5	A5	A5	A5	A5	T1	T1	T1	2	12	2	16	4
No.19 F地区	T2	T2	X2	C8	C8	Y2	Y2	X2	X2	W2	W1	W1	W1	Z1	Z1	Z1	Z2	3	9	4	16	7
No.20 J地区	A4	A4	A4	A4	A4	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Z2	Z2	Z2	0	14	2	16	2
No.21 I地区	C4	C4	C4	C4	C4	C4	C4	B4	B4	B4	B4	B4	B2	B2	B2	Z2	Z2	2	13	1	16	3
No.22 N地区	B4	B4	B4	B4	B4	C4	C4	C4	C4	C3	G5	B2	B2	B2	Z1	Z1	Z1	2	11	3	16	5
No.23 L地区	X2	X2	X2	X4	X4	X2	X2	X2	X2	X2	S2	S2	S2	S2	S2	Z2	Z2	2	12	2	16	4
No.24 J地区	X2	X2	X2	X2	X2	C6	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Y4	Y4	Z2	Z2	Z2	1	12	3	16	4
No.25 C地区	A8	A8	A8	A8	A8	Y2	Y2	Y1	W1	W1	W1	W1	W1	Z1	Z1	Z1	Z1	2	12	2	16	4
No.26 K地区	C6	C6	C6	C6	C6	Q2	A8	O4	O4	O4	C6	C6	C6	C6	C6	C6	Z2	2	11	3	16	5
No.27 K地区	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A8	A8	O2	O2	O2	A6	A5	A5	Z1	Z1	Z1	2	11	3	16	5
No.28 J地区	T2	T2	T2	T2	T2	A10	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X1	Z1	Z1	Z1	2	12	2	16	4
No.29 K地区	A4	A4	S2	S2	S2	A4	C2	C2	C2	C2	C2	C2	C1	C1	C1	V1	V1	2	11	3	16	5
No.30 O地区	A8	A8	A8	A8	A8	V2	V2	V2	V2	V1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	1	13	2	16	3
No.31 K地区	X2	X2	X2	X2	A8	O4	O4	C4	C4	C4	C4	C4	C3	C3	B4	B4	B4	4	11	1	16	5
No.32 K地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	O4	X2	X2	X2	X2	B6	B6	Z1	Z1	Z1	Z1	1	12	3	16	4
No.33 N地区	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B3	B3	B3	B3	B3	B3	B3	1	15	0	16	1
No.34 P地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	O4	O4	O4	A5	A5	A5	A5	Z1	Z1	Z1	Z1	1	13	2	16	3
No.35 H地区	A8	A8	A8	A8	A8	X2	X2	X2	X1	W1	W1	W1	B5	B5	B5	B5	B5	3	12	1	16	4
No.36 R地区	A8	A8	A8	A8	A8	X2	X2	X2	X1	B5	B5	B5	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	2	12	2	16	4
No.37 E地区	A8	A8	A8	A8	A8	W2	W2	W2	Y4	Y4	W3	W3	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	1	12	3	16	4
No.38 K地区	A8	A8	A8	A8	A8	N4	S2	O4	S2	S2	S2	V2	V2	Z2	Z2	Z2	Z2	1	10	5	16	6
No.39 H地区	A6	A6	A6	A6	A6	A8	A8	A8	O2	O2	V2	V2	V2	V2	Z2	Z2	Z2	0	12	4	16	4
No.40 B地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	C4	B4	B4	X2	X2	X2	B3	B3	B3	Z1	2	11	3	16	5
No.41 A地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A6	C2	O2	O2	B4	B4	B4	Z2	Z2	Z2	Z2	2	11	3	16	5
No.42 A地区	A2	A2	A2	A2	A2	A6	A6	O2	O2	C2	C2	B4	B4	B4	B4	B4	B4	2	12	2	16	4
上昇	－	0	0	2	1	4	4	7	13	11	9	6	5	8	2	2	0	合計	73	500	99	672	172	平均 4.1
平行	－	41	38	38	41	20	25	27	21	28	28	34	31	28	28	33	38							SD 1.2
下降	－	1	4	2	0	18	13	8	8	3	5	2	6	6	12	7	4							

下降が上昇数を上回ったケースは No.1、No.15、No.19、No.22、No.26、No.27、No.29、No.38、No40、No41 であった。

第 3 節　42 ケースの階層類型

これまで示してきたように、42 ケースを漁家、非漁家の 2 つに分類し、階層移動の推移と傾向をとらえてきた。本節は、42 ケースがどのような階層に類型化できるのか検討を加える。類型化にあたっては、先に示した階層区分指標で定めた生活階層コード A1 から F6 までを上層とし、G1 から X4 までを中層、Y1 から ZB までを下層とした 3 類型に分類した。左記のように階層に分類した理由は、第 3 章で論じた篭山は、1.貯蓄資産、2.家族の稼働力、3.家族の仕送り援助、4.労働条件の保障、5.社会保障を有しない場合、直ちに階層転落に直面すると指摘した。これら 5 つの条件が整っている場合、生活構造は安定し、階層落層、階層転落は発生しないと考えられる。逆にこれら 5 つの条件が脆弱であれば、生活構造は不安定な状況に陥り、階層落層、階層転落は発生すると推察される。

このように篭山の貧困条件を基にして、階層水準を考えると貯蓄・資産の規模や、家族の稼働力の大きさ、家族の援助機能の有無があると生活は安定し、階層は上位にあると考えられる。また、労働条件の保障や、社会保障、企業補償を含む社会サービスの受給が階層下降を防止しすると考えられる。これらに加えて、序章で論じた大沢（2007 年）や宮本(2009 年)、野口（2013 年）の生活保障システム（雇用形態、所得の状況、住居の有無、社会サービスの受給状況）を含み 42 ケースを分類した。

これらを加味して、階層を上層、中層、下層を検討すると、生活階層コード A1 から F6 までの生活階層は、漁船、漁具を保有するほか、田畑を所有しており、なおかつ、雇入れができ、そして、家族の稼働力を有していることから上層に位置づけることができると考えられる。さらに、A1 から F6 までの階層は、社会保障、企業補償を含む生活保障を得ている場合があり、一定の収入を得ていることから生活構造は安定していると推察される。

次いで、G1 から X4 までを中層とした理由は、世帯主、または世帯員が事業所に常用、日雇いで勤務し、労働生活がの保障されている。加えて、資産として漁船、漁具を有し、田畑を所有しているケースがあり、篭山の指摘する貧困とならない条件を整備していることから中層とした。そして、保有する資産のほかに、社会保障を含む企業補償を得て収入等を得ていることから、生活構造は安定していると考えられ G1 から X4 までを中層とした。

最後に Y1 から ZB までを下層とした理由は、世帯主、世帯員が日雇い、また、無業といった労働生活が不安定であることから下層とした。この他に、家族の稼働力や、家族の援助機能を持たず、資産を有しないことから下層と位置づけた。なお、階層区分がわかりやすくするために、129 頁、130 頁で示した階層区分指標をあらためて示しておく。

以上、上層、中層、下層の 3 類型をもとに、42 ケースを分類すると表 4－1 に示すような結果となった。42 ケースの上層、中層、下層の類型結果は、以下の通りである。

階層が上昇となった世帯は、No.2、No.3、No.4、No.14、No31、No.33、No.35、No.42 の 8 ケース確認できる。その内、生活保障有のうち、企業補償を受けている世帯は、No.3、No.33、No.35 の 3 ケースであった。また、中層は、No.12、No.15、No.17、No.18、No.29 の 5 ケースが確認でき、同じく、生活保障のうち企業補償有のケースは、No.15、No.17、No.18、No.29 の 4 つ確認できる。そして、下層は 29 ケースと最も多く確認することができ、上記同様に企業補償を受けているケースは、No.1、No.5、

No.7、No.8、No.10、No.11、No.13、No.16、No.22、No.25、No.27、No.28、No.30、NO.32、No.34、No.36、No.37、No.40 の 18 を確認することができる。

上層、中層、下層の 3 類型に分類した 42 ケースの共通性は、いずれも生活保障を有し、生活構造を維持している点である。だが、42 ケースのうち、半数以上の 29 ケースは生活構造が不安定な下層に位置づいている。こうしたことから推察すると、企業補償を含む生活保障が入ったとしても、生活構造は安定しないと考えられる。以下、上層、中層、下層に類型化したケースを事例別にまとめ検討する。

表4-5　42ケースの階層類型

上層 A1-F6	生活保障有	No.3、No.33、No.35、 No.2、No.4、No.14、 No.31、No.42	企業補償有3ケース 3/8
	生活保障無		
中層 G1-X4	生活保障有	No.12、No.15、No.17、 No.18、No.29、	企業補償有4ケース 4/5
	生活保障無		
下層 Y1-ZB	生活保障有	No.1　No.5、No.7、No.8、 No.10、No.11、　No.13、 No.16、No.20、No.22、 No.25、No.27、No.28、 No.30、No.32、No.34、 No.36、No.37、No.40、 No.6、No.9、No.19、 No.21、No.23、No.24、 No.26、No.38、No.39、 No.41	企業補償有18ケース 18/29
	生活保障無		

※黒字:企業補償有、赤字:企業補償無

1.上層ケース

先述したが階層が上昇したケースは、No.2、No.3、No.4、No.14、No31、No.33、No.35、No.42 の 8 ケースが確認できる。この内、企業補償有のケースは No.3、No.33、No.35 の 3 ケースであった。

以下、上昇ケースを企業補償有、企業補償無に分類し事例を示す。

（1）上層ケース　企業補償有

1）No.3 のライフヒストリー

①調査時　2013 年、No.3、夫（1951 年生）、父（1930 年生）、母（1933 年生）、の 4 人世帯である。農耕地としての田畑は有していないが、みかん山を約 27 アールほど所有し、柑橘栽培を行う。No.3 と夫でみかん栽培を行う。年収は約 400 万円[338]。現在、漁業権は有していないが、動力漁船を有している.社会保障の状況は、国保、国民年金を受給している。この他に、父と母は 1974 年にチッソから補償金[339]を受け取っている。また、終身特別調整手当月額保障 67,000 円を受けている。No.3 はチッソから受けていない。水俣病認定をめぐって申請中である。父、母、水俣病の症状重いが、在宅で生活している。ともに難聴の症状がある。父、右麻痺あり。主たる介護者は No.3 が担うが、在宅介護サービスを利用している。

②前歴　No.3 の父（1930 年生）、1945 年、網子として漁業に従事する。父と母 1954 年、結婚する。当時の就労は、一本釣り（鯛、太刀魚、カサゴ）の他、ノリ養殖を行う。No.3、幼少のころから漁の手伝いを行う。1969 年、No.3 市内中学を卒業後、F 県工場に勤務する。1977 年に帰郷し、B 地区漁師と結婚、半農半漁の生計。No.3 夫（1951 生）1 本釣りをしつつ、みかん栽培を行うため、親戚（夫の兄弟）に、借金をして土地を購入する。結婚後は、もっぱらみかん栽培が主だった。しかし、みかん栽培当初は、全く利益にならなかった。年に数回だが、漁に出てわずかな収入を得ていた。市内で水揚が出来なかったため、行商のようなこともしていた。

③経過　No.3、1954、A 地区網元漁師家庭にて出生する。祖父（1908 年生）祖母は（1910 年生）A 地区漁師で、刺し網、1 本釣り、蛸漁に従事していた。

1962 年ごろ、祖母体調を崩し、No.3 の母ノリ養殖の仕事をしながら介護を行う。1963 年漁業を自粛。漁にでても漁獲を得られず、また、ほとんど売れなかった。1969 年、祖父と父は、鹿児島県域まで出漁（一本釣り）にでる。父、体調が悪く出漁することが出来ないときがあり網子に頼むことがあった。獲れた魚は、鹿児島県側の漁港に水揚げした。また、漁獲した魚の一部は、列車内で売ったり、駅で販

---

[338]400 万円を切る金額.10 アールに 150 本ほどみかんの木を植えている.1 本あたり 6.7 ㎡ほど.10 アールでおよそ 3 トンの収穫があるが、収穫できる量が表年（たくさんとれる年）、裏年（あまりとれなかった年）と交互に来るため安定的な収穫が見込めない.

[339]チッソとの補償協定に基づく補償給付内容は、慰謝料（一時金）A ランク 1,800 万円、B ランク 1,700 万円、C ランク 1,600 万円、医療費チッソが全額、医療手当（月額）通院 21400 円から 23,400 円、入院 23,400 円から 33,500 円、終身特別調整手当（月額）A ランク 170,000 円、B ランク 90,000 円、C ランク 67,000 円。その他、介護費用、葬祭料、鍼灸治療費・マッサージ治療費などの基準額.

売したりした[340]。当時、水俣湾での漁業が自粛していたことから、鹿児島県域、または外洋にでるしかなかった。熊本県の斡旋で、東シナ海でのイカ漁の話があったが、漁具や漁船を購入する資金が工面することできなかった。1974 年に水俣病認定を申請し認定されたことによって、チッソから補償金を得た。大半を家の修繕費と生活費に使った。そのため漁法を変えず、一本釣りでの漁が続いた。不漁が続き収入は低いままで生活は苦しかったが、補償金で暮らすことができた。

1960 年代中ごろより、祖父、祖母、水俣病の症状が重くなる。祖母は床を這って移動していた。母は、農作業に加え、家事、介護が加わっていたために苦労していた。1974 年父、母ともに水俣病の認定を受ける。1987 年、父、母水俣病の症状が重くなり、父は右半身麻痺となり、母も水俣病の症状が頻繁に表れるようになる。とくに難聴がひどかった。

主たる生計は No.3 と夫となる。1987 年、みかん栽培が安定的に収穫できるようになり、収入も安定するようになる。漁には全く行かなくなる。

B 地区内におけるご近所付き合いはあるが、ご挨拶程度にとどまっている。関係が悪いわけではない。昔に比べれば、今は良好であるように思う。部落単位で管理するものはない。互いの生活に干渉することもない。1 人暮らし高齢者が増えており、ふれあい活動や、安否確認など声かけを心掛けている。

[340]鹿児島本線列車内や駅で販売していた.

調査世帯NO.3

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
祖父	1900生 A地区漁師 刺し網、一本釣り、磯漁	1928結婚	1963 漁業自営	長島方面に漁		1976 死亡							
祖母	1910生 網元漁師家庭		1962 体調崩す			1979 死亡							
父	1930生	1945 1952 1954 父 漁業に従事 結婚	漁業自営	1969 長島方面に漁 網子に頼む	1974 水俣病申請認定			1987 症状重くなる 離婚 右麻痺					
母		1933生 母 漁業に従事	祖母の介護を担う のり養殖		1974 水俣病申請 認定			1987 症状重くなる離婚					
NO.3		1954生 幼少の頃から漁の手伝		1969 中学卒 F県工場勤務		1977 結婚(B地区漁師と結婚) 半農半漁		1987 みかん栽培					2013 みかん栽培
夫						1951生 一本釣り みかん栽培		1987 みかん栽培					2013 みかん栽培

階層コード	A8	A8	A8	A8	A7	C1	C1	B3	B3	B3	B3	B3	B3
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	27a	27a	27a	27a	27a	27a	27a	27a
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし(打瀬船)	なし(打瀬船)	なし(打瀬船)	なし(打瀬船)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員	3	3	3	3	3	4	4	2	2	2	2	2	2
家族人員	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4

社会保障の状況	1.国保有 2.国民年金有 3.介護保険無
	4.水俣病認定有 5.チッソ補償有1600万円(父)1600万円(母)
	終身特別調整手当月額保障6700円(父) 終身特別調整手当月額保障6700円(母)

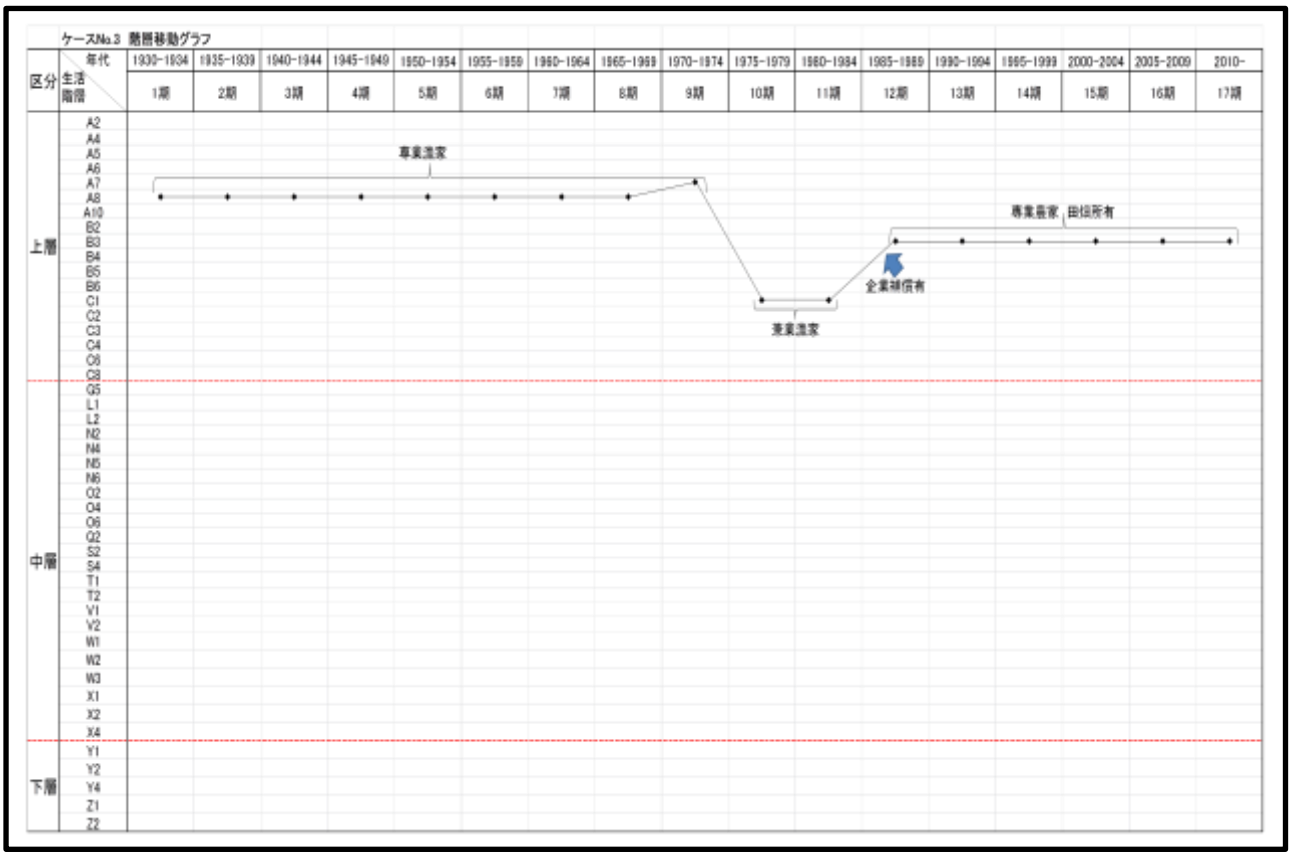

2）No33 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.33（1920 生）夫（1916 生）死別後、一人暮らしをしている。最近は、体の具合が悪く寝ている時間が多い。娘たちが時々来てくれるが、近所付き合いはない。農耕地としての田をすべて合わせて 1.2 ヘクタール所有している 。畑や山は所有していない。漁業権、漁船は所有していない。社会保障は国保、国民年金を受給している。また、水俣病の認定を受けている。

②前歴　No.33、夫とともに米農業を行う。代々米農家をしている。夫、視覚障害書となり No.33 が主たる生計者となる。後に長男が農業を引き継ぐことになる。

③経過　No.33、1920 年、K 地区米農家に出生する。この地域では豊かな方の米農家だった。土地が狭いため大きな米農家はない。1943 年、米農家の夫と結婚する。1940 年代、鹿児島からくる行商の魚をよく買って食べていた。月に 5～6 回、魚を購入していた。当時、頭痛や耳鳴りがあり、寝込むことも時々あった。

1944 年、長女（現在 F 市在住）、1947 年、長男（No.33 と同居）、1949 年、次女（O 県在住）、1951 年、三女（現在 S 県在住）出生した。三女、よく外で転んでいた。子どもの体調が悪いことは、自分のせいだと思っていた。また、周りからも No.33 体が弱いから、子どもも弱いのだと言われ、自身も納得していた。

1961 年、夫、目の視力を失い、身体障害者 1 級となる。No.33 が主に農業を行うことになる。家計は、農業収入と夫の社会保障で生活をしていた。親戚や近所からの資金的な支援や、農業の手伝いなどはなかった。生活は豊かでなかったが、食べることに困らなかった。子どもたちが農作業を手伝ってくれたり、家の手伝いをしてくれたりした。しかし、次第に体に異変が現れるようになった。手足のしびれがひどく鍬が持てなくなった。また、頭痛やめまいがひどく長時間仕事ができないことがあった。

1973 年、知人から水俣病の認定を申請しないかと誘われる。周囲から差別を受けると聞いていたため躊躇した。子どもは大きくなっていたが、これからの生活に不安があった。このまま体が動かなくなったらどうしたらいいのか。

1976 年、No.33、夫ともに水俣病の認定申請を行う。同時に子どもも申請を行った。1979 年、水俣病の認定を受けることとなり補償を受ける)。水俣病認定を受け、補償を受けたが、近隣住民から差別されたり、誹謗中傷を受けたりすることはなかった。1976 年、長男が農業を引き継ぐと同時に、長男夫婦と同居する。

1980 年、夫死亡した後、No.33、自宅庭で野菜を作っている。家で食べるのみの野菜を作っていた。

調査世帯NO.33

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.33	1920 N地区出生 米農家に生まれる。 1943 結婚 米農	1944 1947 1949 1951	1961 No.33主に農業で生計を担う。		1973 認定申請 誘われる。躊躇した。	1976 認定申請 農作業 1979 認定。	1980 畑仕事 家で食べるのみ。						2014 体の具合が悪い
夫	1916生 夫農業		1961 視力失う 夫障害者手帳を取得した社会保障を受ける。				1990 夫死亡						
長女	1944生 長女					子どもも申請したが、認定されなかった。	F市在住						
長男		1947生 長男				1976 長男後を継ぐ。長男夫婦を同居。							2014 農作業
次女		1949生 次女					O県在住						
三女		1951生 三女					S県在住						

	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
階層コード	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B3	B3	B3	B3	B3	B3	B3
田	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保、2.国民年金、3.チッソ補償あり

ケースNo.33 階層移動グラフ

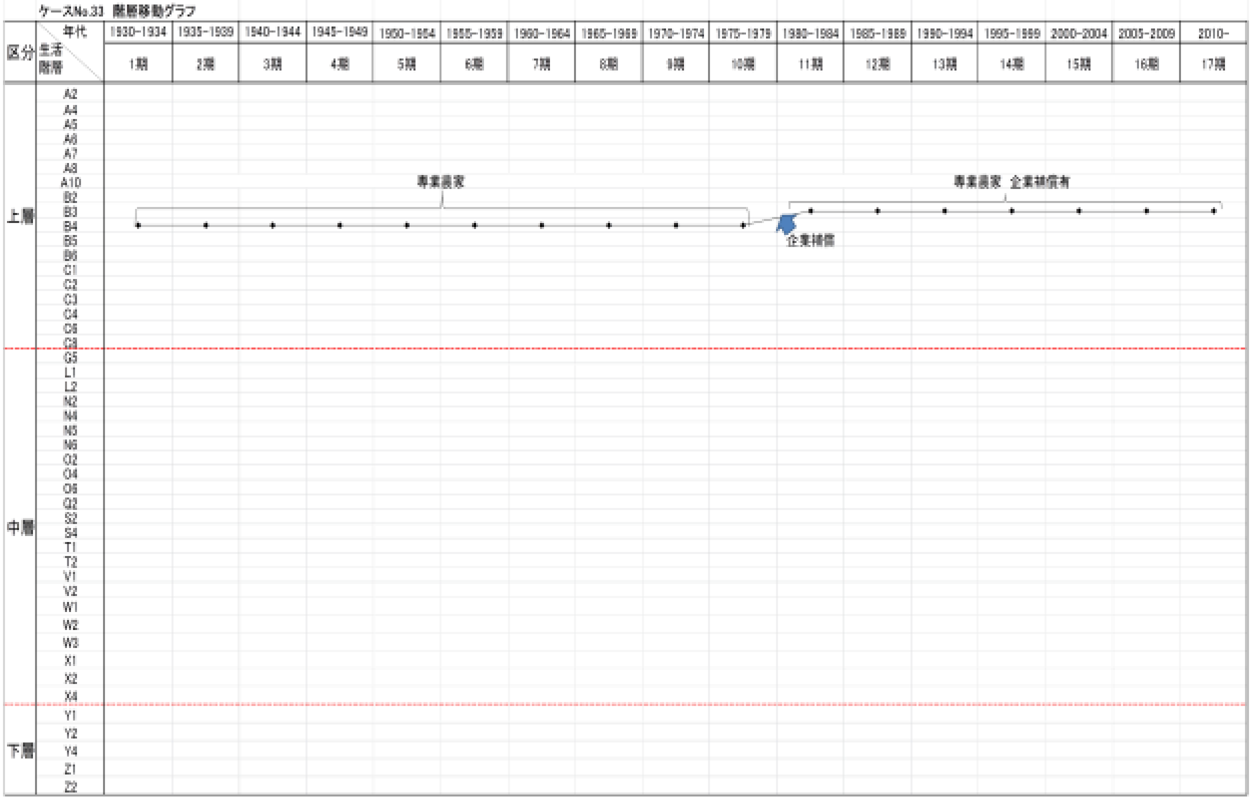

3）No.35 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.35（1929 生）妻（1927 生）死亡後、自宅で過ごすことが多い。福祉施設は利用していない。農耕地としての田畑は所有していないが、畑を借りて野菜作りを行っている。また、漁船、漁業権は有していない。社会保障は、国保、国民年金、水俣病認定を受けている。

②前歴　チッソ水俣工場に三交代勤務する。工場の勤務をすることによって生活は安定していた。1977 年、チッソ水俣工場を退職し、水俣病被害者の支援活動を行う。また、畑仕事を手伝うようになる。

③経過　No.35、1929 年、H 地区で漁業を営む家庭に出生する。生家は U 県からの移住で、無動力漁船を使い 1 本釣りを行っていた。家族構成は 5 人兄弟の次男で、幼少のころから家の手伝いをしていた。家は貧しかったが、隣近所で助け合う地域だった。

1947 年、No.35、チッソ水俣工場[341]に勤務する。3 交代勤務で仕事は大変だったが、収入は良かった。よく事故があり、けがをする人がいた。

1955 年、妻（1927 生）と結婚する。

1956 年長女（現在 S 県在住主婦）出生する。工場近くの F 地区に借家へ移り住む。1957 年長男（現在 AB 市在住、会社員）、1959 年次男（現在 AB 市在住、会社員）が出生する。家族が増え賑やかな生活だった。会社関係者だけでなく、近所付き合いも盛んにあった。近所の人とよく海に出かけて貝や蛸を獲ってみんなで食べていた。このころ、実家では「奇病」が噂になっていたが、仕事が忙しく気にならなかった。

1965 年、次女、障害を持って（現在福祉施設利用）出生する。次女をどのように育てていけばよいのか不安だった。出生当時、次女、市内病院で診察を受けるが水俣病ではないと診断される。家族全員病気になっているのではないか、ちょうど体調を崩し寝込んでいた。実家や妻の家族に助けを求めたが、だれも助けてくれなかった。また、このころ、No.35 病院を受診して、症状に気付く。耳鳴り、カラス曲がり昔からあったが、みんなあるものだと思っていた。妻も子どもも同じ症状だった。

1971 年、次女、胎児性水俣病と認定される。後にチッソより補償金(1800 万円)が支払われ、自宅で介護をしたいと思い小さな家を購入した。自宅でほとんど面倒を見た。No.35 東京で自主交渉などを行った。以後、水俣病交渉が激しくなった。チッソからの嫌がらせはなかったが、会社仲間の一部から無視されることがあった。近所付き合いはなくなった。親族とほんの一部の人との交流のみとなった。

1977 年、体調悪くチッソ水俣工場を退職する。会社から退職金をもらった。退職と同時に水俣病支援団体に入職した。水俣病被害者らとともに畑仕事や支援活動を行う。収入は激減して、生活は大変だった。わずかな収入と農作物で生計を立てていた。一日働くことはできなかったため、支援団体があって助かった。なければ生活が成り立たなかった。このころ、長女は他県に働きに出ていた。長男、次男は市内で働いていた（会社員）。子どもの生活費はあてにしなかった。子どもたちも生活が大変だったようだ。

1990 年、妻の実家に畑を借り、野菜作りを行うようになる。1995 年、妻死亡した。

以後、No.35 毎日ではないが、畑仕事を行うようになる。

---

[341]カーバイト製造.

調査世帯NO.35

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.35	1929生 H地区出生 U県からの 移住 漁業一本釣り 無動力漁船 5人兄弟の次男	1947 チッソ工場 1955 1958 1957	1969	1965	1971 行政不服審査請求 補償金 小さな家を購入	1977 支援団体が運営する畑仕事 水俣病被害者らの支援活動 チッソ退職		1988年 支援団体 活動辞める	1990 畑を借り農作業 年金生活	1997 時々畑仕事			2014 自宅
妻	妻	1927 結婚 F地区 借家				1977 支援団体が運営する畑仕事		1987 畑仕事 年金生活		1995 死亡			
長女		1956生 長女				S県在住 主婦							
長男		1957生 長男				A県在住 会社員							
次男			1959生 次男			A県在住 会社員							
次女				1965生 次女 障害	1969 次女水俣病 否定される 1971 水俣病認定 次女胎児性	福祉施設利用							
階層コード	A6	X2	X2	X2	X1	W1	W1	W1	B5	B5	B5	B5	B5
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.医療、2.厚生年金、3.次女水俣病認定　補償金1800万円

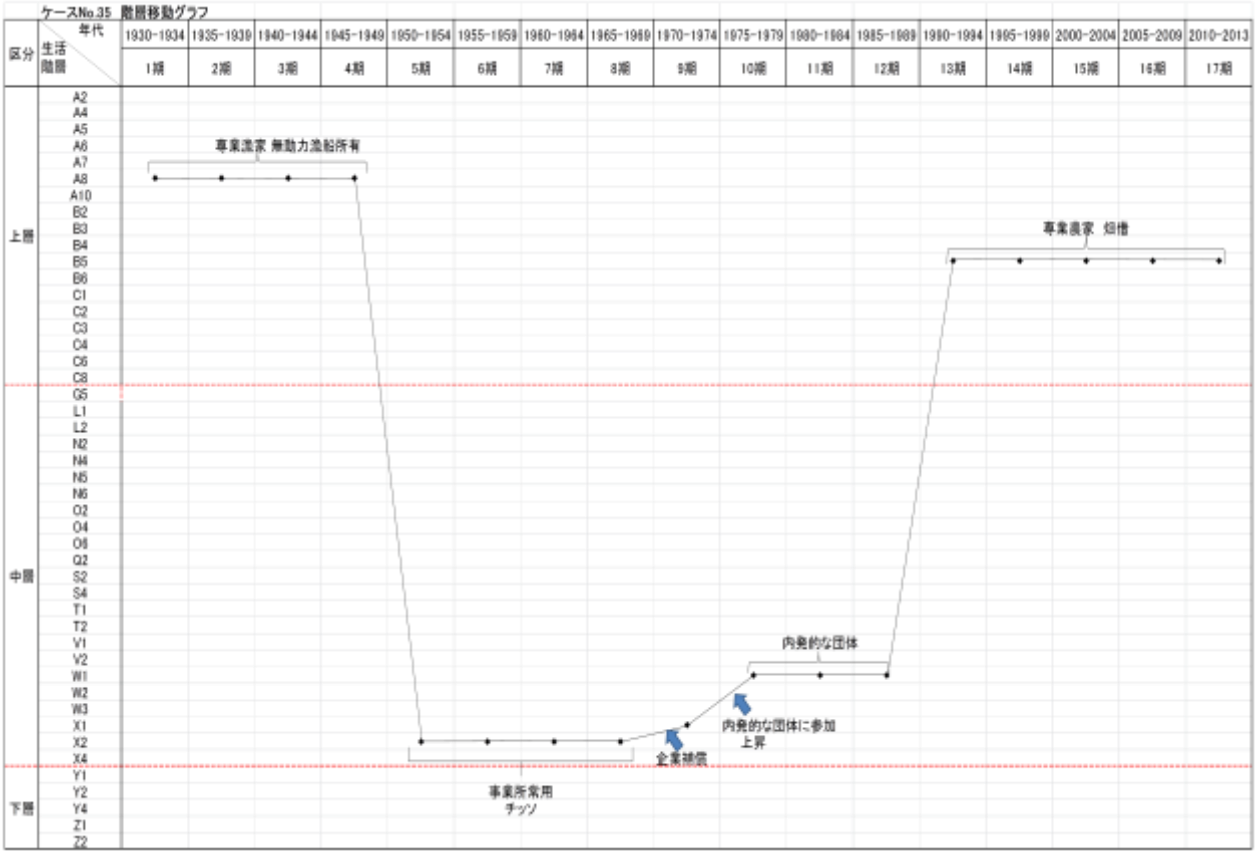

（2）上層ケース　企業補償無

1）No.2 のライフヒストリー

①調査時　2013 年、No.2、妻（1956 年生）、父（1926 年生）、母（1927 年生）の 4 人世帯で、みかん栽培を行う。みかん山の土地は約 25 アールほどであり、No.2 と妻で栽培を行う。田畑の土地は有していない。以前は、漁業権[342]も漁船所有していたが、現在は有していない。体調不良から、みかん栽培を同地区社会福祉協議会シルバー人材に依頼することもある。年に数回だが漁（一本釣り）にも出ている。水揚げ高はほんのわずか。水揚高は 10 万円程度。みかん栽培の収入は年 400 万円である。農業機具の修理、肥料、人件費などで、収益としてほとんど残らない。No.2 妻（1956 年生）家事を行いつつ、みかん栽培を手伝う。長女（1980 年生）高卒後、会社員となり F 地区在住。長男（1981 年生）においても市内高校を卒業後、会社員となり M 市に在住している。社会保障の状況は、国保、国民年金を受給している。介護保険は申請していない。また、現在、水俣病認定を申請中である。チッソからに補償金[343]は受けていない。併せて、障害者手帳も有していたい。

②前歴　祖父（1905 年生）、祖母（1908 年年）、一本釣り漁師。カサゴ、鯛、蛸漁を行う。（無動力漁船）生活は貧しかった。1958 年、祖父体調を崩し、寝たきりとなる。祖母、漁を行いつつ祖父の介護を行う。No.2 の実父、実母も一本釣り漁師。1959 年、劇症型水俣病[344]によって祖父死亡。1959 年、チッソ社員募集の話を聞き、No.2 の実父、生計を立てるためにチッソに入社する。チッソに入社したことによって、家計収入は安定したが、チッソに入社したことを漁業協同組合員より、激しい非難をうける。1960 年、B 地区にある国有地をみかん栽培の農地として購入。貯蓄のほか、親戚（No.2 伯父、伯母）から借入して土地を購入する。1959 年ごろから始まった水俣市鮮魚小売商協同組合による不買運動、ならびに、1960 年頃、水俣市漁業協同組合による漁業の自主規制が加わり、漁にでても水揚げできず、漁業を休業する。だが、漁業に将来性がないことから、水俣市漁業協同組合を脱会し、農業経営に着手する。その後、みかん栽培などが主な就労となるが、技術指導料、苗木、棚つくりなど、初期投資がかかり生計を圧迫する。1960 年代、助けてくれる人もおらず、最も生活が困窮していた。生きるために必死だった。No.2 は 1969 年、15 歳の時、大阪市綿菓子工場に入社。1973 年（19 歳）帰郷し、AB 市場に勤務する。

③経過　No.2、1954 年、B 地区にて出生する。代々漁師を営む家庭で育った。生家は、1958 年ごろまで、一本釣り漁師で生活は安定的に推移していたが、祖父が劇症型水俣病によって死亡したころより、

---

[342]漁業権」とは、一定の期間、一定の水面において、排他的に、特定の漁業を営む権利.通常岸から３～５km の沿岸で営まれる漁業が対象.①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（魚類養殖などの養殖）及び③定置漁業権（大型定置など）の３種類に大別される.

[343]前掲註 No.339 参照.

[344]劇症型水俣病による直接的な死因は、成人では食物の誤嚥によって引き起こされる肺炎（誤嚥性肺炎）が多く、幼児及び胎児性患者では痙攣によるショック死、食物をのどに詰まらせたことによる窒息死が多く見られた.

家族も不調を訴えるようになり、漁ができず生活が困窮していった。体調不良の症状として、頭痛、眩暈、耳鳴りのほか手足のしびれ、カラス曲がり[345]の症状がでるようになる。祖母、1964 年、56 歳の時に水俣病と認定される。このころより、祖母歩くことができず、在宅介護となる。No.2 実母がみかん栽培をしつつ、祖母の介護を担う。祖母、1995 年 AB 市立病院にて死亡。No.2 実母、1973 年 46 歳の時に水俣病と認定される。実父は 1974 年、48 歳の時に水俣病認定を受ける。そして、1983 年、No.2 実妹、水俣病認定を受け在宅介護始まる。No.2、1983 年 30 歳頃、耳鳴り、頭痛、カラス曲がりひどくなる。また、突然、からだの力が抜ける感じがするようになり、ふらつきや足を上げることができなくなる。

近所づきあいは、ほとんどなく挨拶程度。家族間の交流は、お祭りのときぐらいであるという。集落共同で管理する共有財産はない。狭い海は共有しているが、漁師は、みなライバルだ。好漁場ある場所は教えないというくらい、漁師の関係は希薄である。ただし、海での事故があったときは互いに助け合う。

水俣病被害によって、水俣漁協は大幅に組合員を減少させてしまった。現在、B 地区が組合員半数にまで減少している。出漁期間が 90 日以上を組合員とし、それ以下を準組合員としたことが減少に拍車をかけた。しかし、根本的な原因は、水俣病被害に加え、高齢化、そして、少子化である。若い世代に将来性のない漁業を託すことはできない。本集落は、共有財産はなく、協働でなにがしかを共同で管理するという習慣がないため、人と人との関係は希薄になっている[346]。地域の民生委員に 20 歳から 30 歳台の若い民生委員がいて、週 1 回程度、一人暮らしの高齢者のところに訪問している様子。民生委員が集まって、現在、一人暮らしの高齢者を対象に食事会をしている。 水俣病が発生したときは、地域の住民が家庭を訪問することこうした活動はなかった。また、民生委員も水俣病被害者宅に訪問することはなかった。

---

[345]カラス曲がりとは、水俣地域でいう「腓帰り（こむら返り）」のこと.

[346]婦人会は地域活動（清掃、地域行事）、趣味サークルを行っている.

調査世帯NO.2

年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
時期	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期

祖父
1905生　1938結婚　1959
漁、カサゴ、鯖　死亡

祖母
1908生　1958　1960　1964　1995
一本釣り　祖父介護　一本釣り、みかん栽培　59歳時水俣病認定　在宅生活　水俣市立病院にて死亡

父
1909生　1946　1953　1960　1969　1974　1979
一本釣り　結婚　みかん栽培　チッソ入社　水俣病認定　チッソ退社　みかん栽培

母
1907生　1954　1960　1972　1973　1982
一本釣り　みかん栽培　みかん栽培　水俣病認定　みかん栽培、義母の介護

NO.2
1954生　1969　1973　1979　1983　2013
NO.2　大阪市菓子工場　水俣市場勤務　結婚　妹認定患者の介護始まる　認定訴訟　みかん栽培

妻
1956生
F地区代々漁師

長女
1988生　1998
長女　高校卒　会社員 F地区在住

長男
1991生　1999
長男　高校卒　M市在住　会社員

	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
階層コード	A8	A8	B4	B4	N5	N5	N5	N5	N5	N5	N5	B4	B4
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	25a	25a	25a	25a	25a	25a	35a	35a	25a	35a	35a	25a
漁業権	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員	4	4	3	3	3	3	4	4	4	4	4	2	2
家族人員	5	5	4	4	3	4	6	6	6	6	4	4	4

社会保障の状況	1.国保 有 2.厚民年金有 3.介護保険無
	4.水俣病認定申請中
	5.NO.2チッソ補償金受給せず
	6.障害手帳なし

ケースNo.2　階層移動グラフ

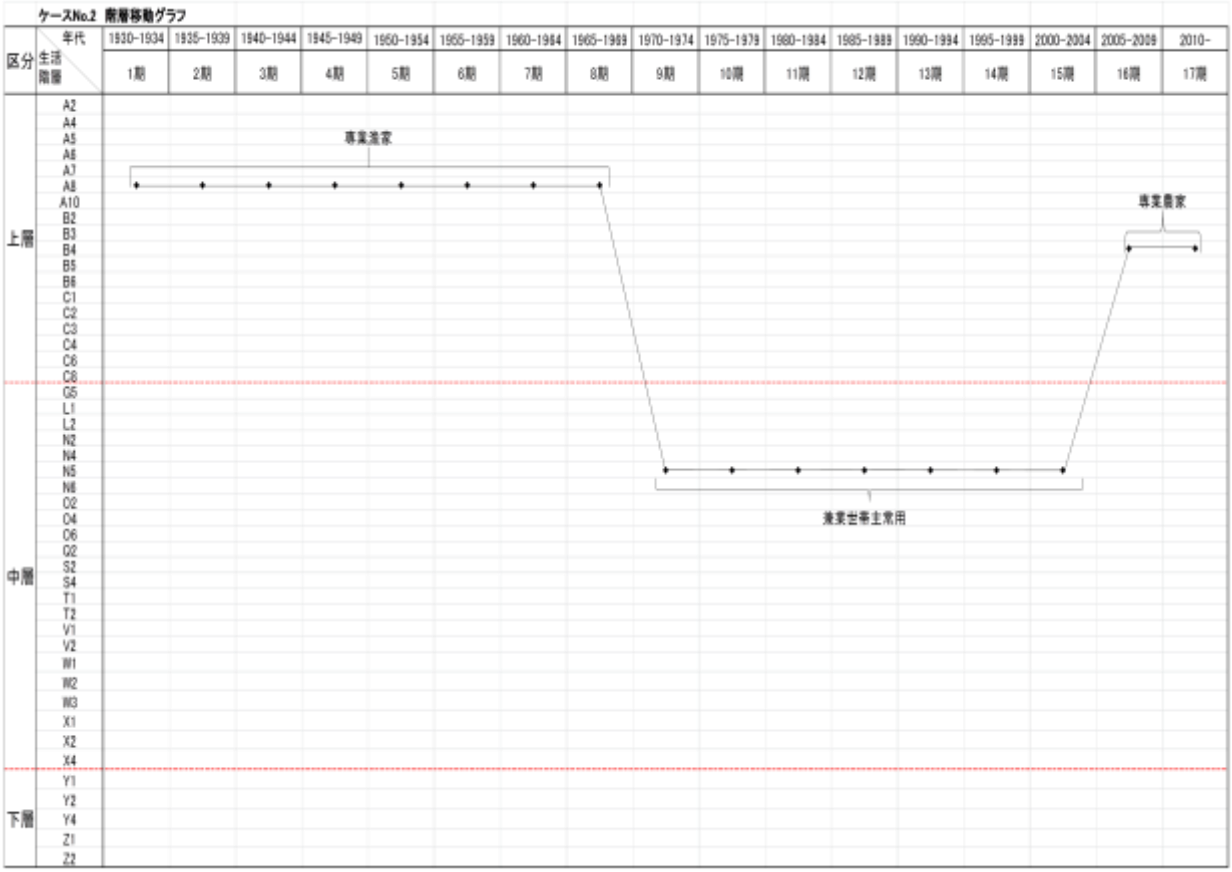

2）No.4 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.4 と妻（1935 年生）の 2 人暮らし。田畑の土地は有していないが、約 15 アールの山林を所有し甘夏栽培を妻と行う。また、漁業権は有していないが、動力漁船を所有している。農作業の一部を AB 市社会福祉協議会シルバー人材に依頼したり、親戚に頼んだりして、みかん栽培を経営している。社会保障の状況は、国保、厚生年金を受給している。また、チッソより一時金を受けている。

②前歴　1949 年クツゾコ[347]、ガシ網漁[348]、打たせ網[349]を実兄と行う。また、冬場は土木作業員として働く。日当 200 円程だった。1954 年にはエビガシ網漁[350]へ変更する。1958 年ごろ東シナ海へ烏賊漁船団の甲板員として出漁する。鹿児島県 D 地区が母港だった。冬場は出稼ぎとして土木作業員を行う。烏賊漁収入少なく、甲板員として働くのを辞め、小さな動力漁船を購入するが水揚できず、生活は苦しかった。

1959 年、チッソ社員の募集があり応募し入社する。1960 年、水俣市漁業協同組合を除籍となる。チッソでの仕事はサイクレータ基礎工事[351]や工場建設などであった。

1962 年安賃闘争[352]があり、労働者が分断した。

1963 年、市が管理する土地を 15 アール購入し、甘夏栽培を始める。

---

[347]地域の発音は、くっぞこ という.くっぞこ、とは舌平目の名称.ガシとはカサゴ系の魚をいう.

[348]カサゴ系の魚

[349]不知火海の風物詩的な船.船に帆を張りやり出しと言われる竹でできた竿に幅 3m間隔で網をながし砂地の海底を長距離引く漁船.この漁法を打たせ網漁法という.

[350]えびやカサゴ系の魚.

[351]排水浄化装置として設置.1959 年 12 月 25 日完成.後にサイクレータには水銀を除去する効果はないことが明らかとなる.

[352]1959 年には、新日本窒素肥料株式会社（チッソとなる前の会社、以下会社）と漁業組合、さらには患者との間で補償・見舞金契約が結ばれ、あらたな事態が発生した。会社側は 1962 年（昭和 37）の春闘回答で、同一業種並みの賃金を保証する代わりに組合は争議を行なわないという「安定賃金」を提案した。組合はこれに対して長期にわたる闘争を決行。争議のなかで第二組合がつくられ、組合は分裂した。新日窒労組は多数派であり強固な組織を維持していたことから、会社側にとっては組合つぶしが主なねらいであった。このため、賃金差別・不当配転をはじめとするおよそ、非人道的な組合切り崩しがおこなわれることになった。組合は長期抵抗路線をとり、会社と争うことになり、会社の切り崩し策は失敗することになった。1968 年に入り会社は、水俣工場の主要生産ラインの操業停止と、半数以上の人員削減計画を提示し、また、1970 年には水俣工場の最終処理案を打ち出した。これらはチッソの水俣撤退案であった。組合は、会社の送電線の地主である農民会に協力を得て、この計画に反対し従業員の雇用を守った。

新日本窒素労働組合旧蔵資料　データベースを参考

http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/db/kaidai.php

2015 年 12 月 5 日

③経過　No.4、1933 年、C 地区網元漁師家庭に出生する。11 人兄弟 4 男。甘夏栽培を行うための土地の購入費用は、親戚などから借金をして支払った。

1963 年当初、みかん栽培を始めるために、農機具や苗木の購入、土地整備など資金がかかった。また、甘夏栽培が安定的に収穫できず、収入を得られなかった。収穫できた甘夏は農協へ出荷していた。収穫の多い時で、60 t から 70 t ほどあったように思う。1960 年代初めごろ、実弟 5 男は大阪へ移住し（工場勤務）、次いで 6 男も岡山へ移住（工場勤務）した。貧しかったため、暮らしていけなかった。水俣で仕事がなく、働ける年になった家を出て行かざるを得なかった。実弟 5 男の仕送りで実家の家計は助かった。

1975 年、動力漁船の一部を機械化し、兄が行っていた太刀魚漁を時々手伝うようになった。同時期に D 地区にて倒れる。手指の強張り、耳鳴り、視野狭窄、足の痙攣がひどくなる。月に 14-15 回ほどあった。頭痛やないが音が聞き取りにくいようになる。仕事にならず、会社を病欠で休むようになり、1978 年、チッソを退社する。退職金 400 万円をもらった。会社を退社するまでの間、兄弟が援助してくれた。翌 1979 年、兄も痙攣等がひどくなり、漁業が出来なくなり廃業する。

1980 年、甘夏栽培と太刀魚漁を始め、半農半漁となる。以後、半農半漁の生活が続く。1995 年、水俣病未認定患者救済の政府与党の最終解決案が提示され、No.4、妻ともに一時金 260 万円を受けとる。

1970 年代後半に、水俣病認定の申請をしたが棄却され、再申請しなかった。

2006 年、手足の強張り、転倒等がひどくなり、船に乗ることが出来なくなり、太刀魚漁を廃業する。その際、船も売却し、漁業権も放棄する。甘夏栽培のみとなる。収入は多くなないが安定していた。兄弟とのかかわりはほとんどない。兄弟みな、自分たちの生活で精一杯なんだろう。地域とのかかわりはほとんどない。挨拶程度にとどまっており、No.4 から、地域の人に関わりを持つ事もないという。

調査世帯NO.4

年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
時期	第1～5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.4	1933生	1949	1954	1956 1958	1960	1963		1967		1975	1978	1980	
	C地区代々漁師	ケツゾコガ出稼ぎ	エビガシ出稼ぎ	海産漁師	漁協除籍			甘夏栽培		動力漁船購入	チッソ退職	甘夏栽培	
	11人兄弟			結婚 チッソ入社		土地購入					太刀魚漁	半農半漁	
妻		1935生						1967					
		B地区横元		主婦				甘夏栽培					

年代	1995	2005	2013
NO.4	1995	2005	2013
	一時金 260万円	漁師廃業 甘夏取り	自宅 シルバー人材依頼
妻	1995		2013
	一時金260万円		自宅

年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
階層コード	A8	N2	N2	N6	N6	N2	C2	C2	C2	C1	C1	B4	B4
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0
家族人員	11	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

社会保障の状況	1.国保 2.厚生年金 3.介護保険なし
	チッソ一時金260万円

ケースNo.4 階層移動グラフ

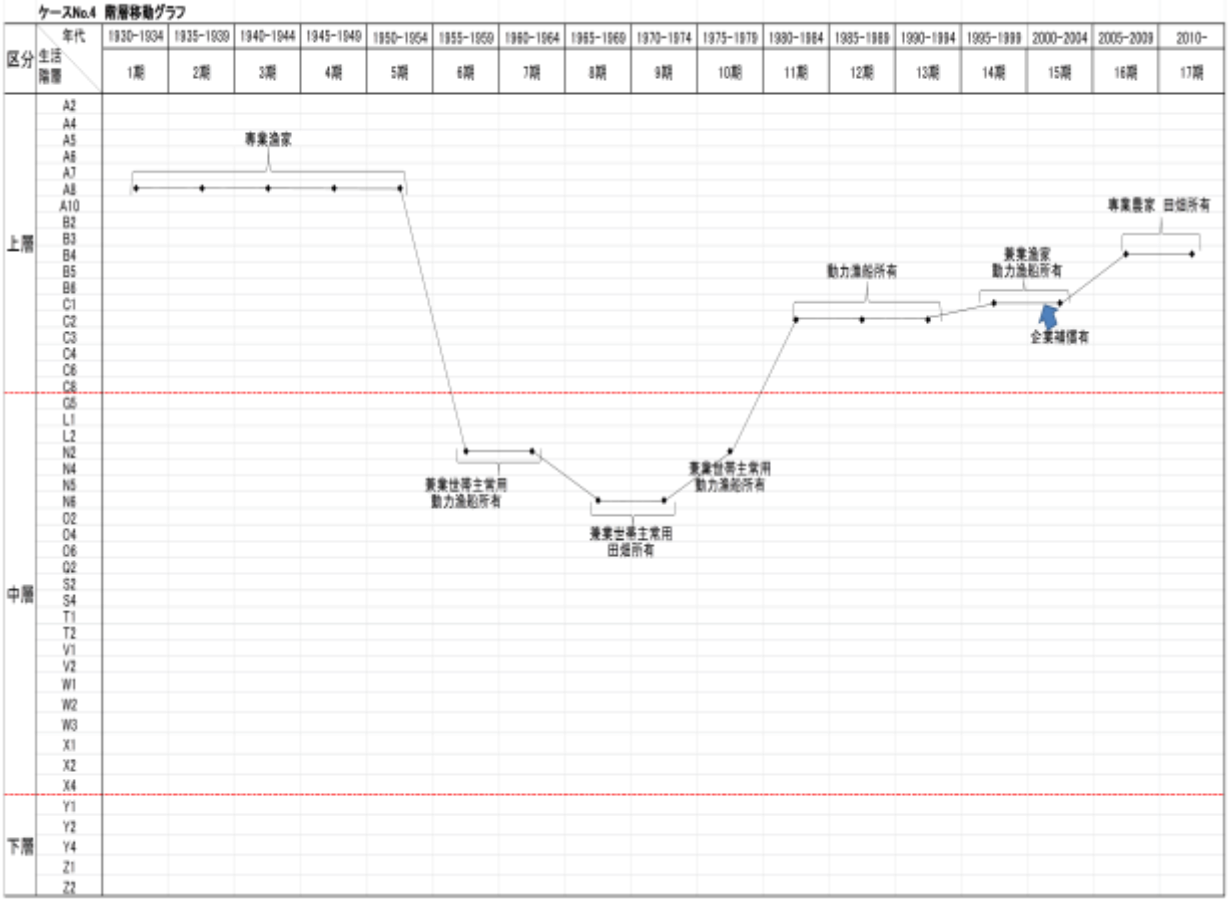

3）No.14 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、夫婦 2 人暮らし。動力漁船も持ち、細々と一本釣り漁を行っている。漁による収入にはほとんどない。田畑の土地は所有していない。社会保障の状況は、国保、国民年金を受給している。介護保険の利用はない。この他に、農業用の土地は所有しておらず、自宅家屋の資産のみである。現在、夫婦ともに水俣病の症状を訴え、水俣病認定を申請しているが、認定されていない。

②前歴　1985 年、水俣病訴訟に関わる活動を水俣被害者、支援者と行う。また、水俣病訴訟の活動をしつつ、鹿児島県長島沖まで出漁し、打たせ網[353]にて漁を行う。水揚は鹿児島県出水市で行っていた。1985 年、動力漁船を購入し、長島沖で漁を行うことにようになった。機械化することによって、生活はだいぶ楽になった。

③経過　No.14、1953 年、A 地区で代々網元漁師を営む家庭に出生する。多くの網子を雇い、無動力漁船で巾着網[354] を使いいわしを獲っていた。No.14 幼少から漁業を手伝う。1959 年、父劇症型水俣病[355]で死亡する。No.14、1959 年ごろ、手足のしびれ、頭痛、眩暈など水俣病特有の発症があった。母が生計を担う。家計は、大変厳しかったが、頼る親戚もなかった。みんな貧しかった。

1965 年、No.14 中学生のころから親戚（母方）の漁を手伝う。母は 1 人で、漁を行ってはいたが魚が獲れず、建設現場[356]で働いていた。この頃、生計は大変厳しかった。親戚のところでもらう魚を食べていた。1968 年、漁を行っても全く獲れなかった。親戚は動力漁船を購入し、鹿児島県出水市を主要漁港として、東シナ海へイカ漁に出ていた。当時、熊本県や漁協の勧めもあって、多くの漁師と一緒に鹿児島県長島沖、東シナ海へ出漁していた。だが、釣果はあまりよくなかった。鹿児島県の漁師にイカ漁の漁法を教えてもらっていたのだが、獲れた魚の大半を指導料として持っていかれた。また、水揚げする魚の卸価格もよくなかったため、無動力漁船を所有し漁を行う。1974 年、近隣住民が水俣病認定の申請を行っていたことから、No.14 も手続きをとったが棄却される。耳鳴りや、手足のしびれ、頭痛があった。だが、子どものころからあったため、さほど気にならなかった。

1977 年、A 地区に住む妻と結婚し、3 人の子供を設けた。長女 1977 年出生し、現在、市内の会社に勤務し、A 地区に在住している。次女は、1978 年出生し AB 市に在住し会社員をしている。

長男は、1980 年出生し、現在 AB 市に在住している。水俣病の症状が顕著にみられようになったことから、1985 年、水俣病訴訟に関わる活動を行いつつ、水俣病認定の申請を再度行う。だが、再度棄却される。また、同時期に、親戚が漁を行っていた鹿児島県長島沖まで出漁し、打たせ網漁を行う。獲れた魚は鹿児島県出水市などで水揚げしていた。

1985 年、借金をして（借入先不明）動力漁船を購入し、鹿児島県長島沖で漁を行うことにようになった。機械化することによって、生活はだいぶ楽になった。また、漁が少人数で行えるようになった。

---

[353]前掲註 No.349 参照.

[354]網船 2 隻、デンパ船、見張り船の四隻で、40 人以上の人出を要する漁法.主にイワシ漁を行う漁法で、昭和 30 年代後半に不漁のため、一時姿を消したが、近年になって再び漁法が行われるようになっている.

[355]前掲註 No.344 参照.

[356]市内、芦北、津奈木方面の道路建設

一方で親戚の漁を手伝うことは、全くなくなった。漁場は、仲間漁師には決して教えない、獲れても別のところで獲れたと話す。漁師はみんなそんなものだ。ただし、遭難した時や水揚げに困っているときは、助けに行く。動力漁船を購入した後、しだいに、親戚づきあいも減り、連絡することもなくなった。

2013 年、ときどき漁に行く。生活費にはならない。近所で畑を借りて野菜を作っている。住民との交流は挨拶にはある。

調査世帯NO.14

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.14	1953		1959	1965 1968	1974	1977 1978	1980	1985	1990				2013
	A地区出生 網元漁師	幼少から漁業 の手伝い	父死亡 水俣病劇症型 No.14水俣病発症	親族の漁を手伝う 東シナ海	打瀬船	水俣病認定 申請棄却	結婚 A地区に住む 子どもを3人	打瀬船で漁	水俣病訴訟 に関わる活動 動力漁船を購入				細々と漁 専業
妻						1957生			1990 漁手伝い				2013
						妻							
長女						1977生							
						長女		A地区在住					
次女						1978生							
						次女		A市在住					
長男							1980生						
							長男	A市在住					

階層コード	A4	A4	D4	D4	A6	A6	A6	A6	A6	A6	A6	A6	A6
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保有 2.国民年金 3.介護保険無

ケースNo.14 離島移動グラフ

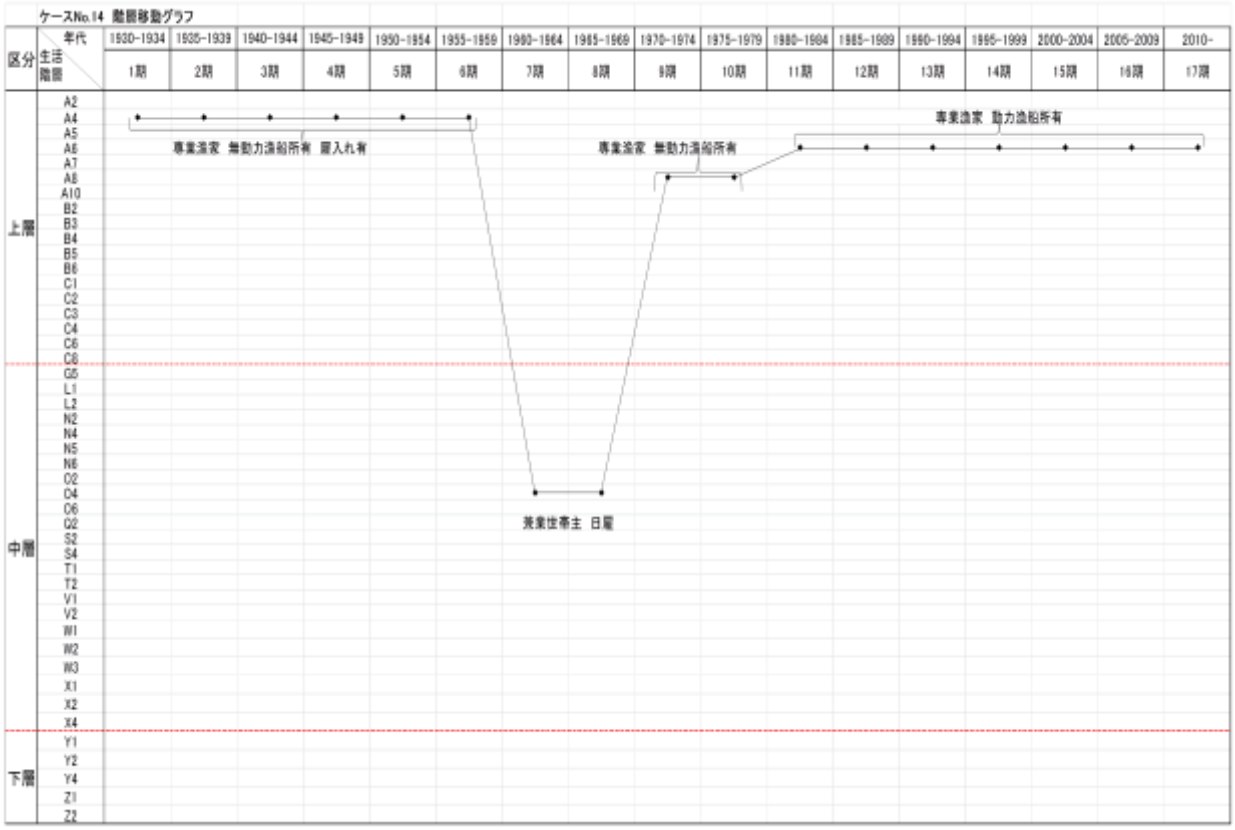

4）No.31 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.31、夫（1929 生）と二人暮らし。No.31、自宅で過ごすことが多いが、介護保険制度を利用し、週に一度ディサービスを利用している。要介護 1。農耕地としての畑、みかん山を所有している。広さは約 7 アール。漁船は現在所有していないが、漁業権は保持している。社会保障は、国保、国民年金、医療手帳を受給している。

②前歴　1950 年、K 地区に移住し、巾着網漁を行いつつ、いりこ製造を行う。だが、1950 年から 1953 年にかけて不漁が続き漁を行うことが出来なくなった。不漁が続いたことから、夫、炭鉱夫として他県に出稼ぎにでる。No.31、いりこ製造会社に勤めるが、あまり仕事なく給与もなかった。その後、親戚から借金をし、市外にある土地を購入する。そこで柑橘栽培をはじめる。

③経過　No.31、1932 年、J 地区にて（7 人兄弟）出生する。父、チッソに勤務していた。No.31、14 歳の時、市内土木作業現場のお茶出しに勤めていた。18 歳まで J 地区に住み、仕事に行っていた。1950 年、漁師をしていた夫（1929 生）と結婚し、K 地区に引っ越しする。巾着網[357]漁師をしつつ、いりこ製造を夫とともに行う。収入があり生活は安定していた。

1951 年、長男（現在、J 地区在住）出生する。次いで、1954 年、次男（現在、T 県 V 市在住）、1955 年、三男出生するが、死亡。1956 年、四男（現在、S 県在住）出生、1957 年、長女（現在、AB 市在住）出生した。

1950 年から 1953 年にかけて不漁が続き、漁だけでは食べていけなかった。夫、佐賀県の炭鉱（三菱古賀山炭鉱[358]）に働きにでる。炭鉱の仕事は危険だが収入はよかった。夫、毎月、きちんと仕送りをしてくれた。No.31、他のいりこ製造を行う会社に勤める。給与はあまりなかった。夫の仕送りが家計を支えた。三男が亡くなった 1953 年ごろから、体調を崩す。手に力が入らず、物を掴み難くなった。リュウマチを疑われ、その治療を行ったが、一向によくならなかった。手足のしびれ、こわばりに加え、めまいや頭痛がひどくなってきた。当時、米が買えず魚ばかり食べていた。近所や親戚の助けは一切なかった。みんな、自分のことで精一杯で頼める状況になかった。子育てに必死だった。

1965 年、親戚（夫の親戚）から借金をして、山奥の土地を購入する。柑橘栽培（甘夏）つくりを始め、半農半漁となる。しかし、半農半漁といっても、このとき魚が獲れず漁に出ることはなかった。1965 年ごろが、最も生活は苦しかった。農業を始めたときは収入が安定せず生活は大変だった。甘夏が収穫できるようになって、収入は安定した。収穫した甘夏は農協に卸していた。

1973 年、夫とともに水俣病認定を申請するが、夫婦ともに棄却される。1977 年、再度水俣病認定を申請するが、再度棄却された。症状は手足のしびれ、こわばり、頭痛、めまいがひどくなっていた。朝、背伸びをすることができなかった。1999 年、甘夏つくりをやめる。膝を悪くして、山に上がれなくなった。家の畑仕事を少し行うようになる。甘夏栽培は、夫が主に行うようになる。夫、畑の仕事も行う。

---

[357]前掲註 No.354 参照

[358] 三菱古賀山炭鉱　佐賀県多久市にあった炭鉱。明治 23 年（1890 年）に三菱が古賀山炭鉱の経営を開始する。最盛期には従業員 1000 人を超え、年間最大炭量 53 万トンを誇った。昭和 43 年（1968 年）東部斜坑が集中豪雨で水没したことから閉山した。

調査世帯NO.31

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.31	1932 J地区出生 父チッソ 勤務 7人兄弟 14歳時 土木作業現場	1950 1951 福岡 K地区引越し 漁師 しいたけ製造	1954 1955 1956 体調を 崩す.	1957 長女出生	1968 半農半漁 土地を購入 7a	1973 申請 棄却	1977 申請棄却 甘夏づくりを行う.		1983 医療手帳	1999 甘夏栽培仕事やめる 家の畑仕事を行う.			2014 自宅で過ごす. デイサービス
夫	1929生 土木業	1951 漁師 しいたけ製造	炭坑で働く		1973 半農半漁 土地を購入	申請棄却	申請棄却		1983 医療手帳	甘夏栽培 畑仕事			
長男	1951生 長男				J地区在住								
次男	1954生 次男				F市在住								
三男	1958生 三男死亡.												
四男	1960生 四男				S県在住								
長女	1957生 長女				AB市在住								
階層コード	X2, A8	O4	O2	C4	C4	C4	C4	C4	C3	C3	B4	B4	B4
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
山林	なし	なし	なし	7a	7a	7a	7a	7a	7a	7a	7a	7a	7a
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	
	1.国保 2.国民年金 3.厚生年金
	4.水俣病認定 5.要介護1

ケースNo.31 階層移動グラフ

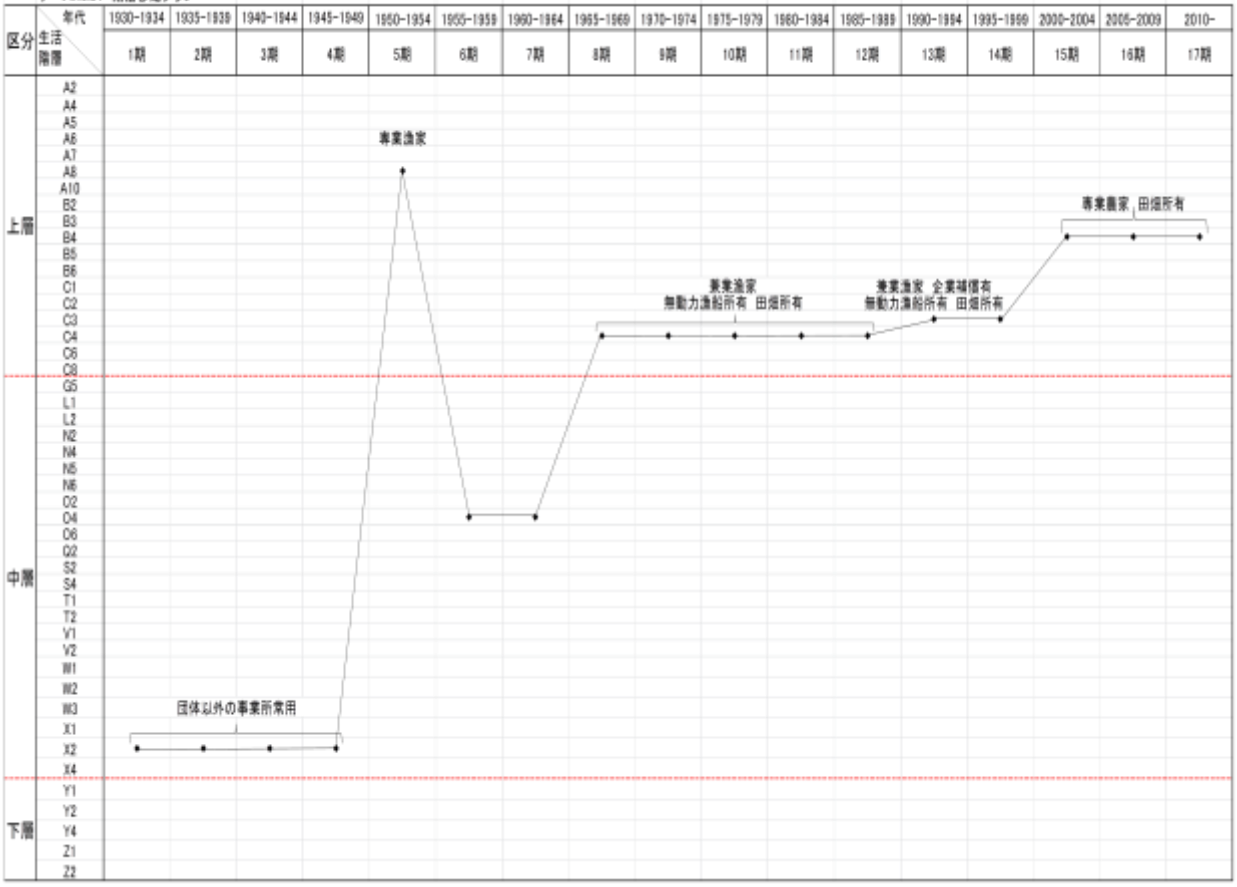

5）No.42 ライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.42　夫（1930 年生）と自宅で過ごすことが多い。農耕地としての田畑は所有していないが、みかん山を 10 アール所有している。漁業権は有していたが、漁に出なくなったことから、現在は有していない。漁船は保有しているが、ほとんど漁にでず使っていない。社会保障等の受給は不明。

②前歴　一本釣り漁師をしていたが、不漁が続き、他県に出稼ぎに出るようになる。また、親戚と一緒にみかん栽培を始めるようになる。後にみかん山を取得し、独立してみかん栽培を始めるようになる。

③経過　1934 年、A 地区にて代々網元漁師家庭に出生する。6 人兄妹長女。生家は主に刺し網を行い、その他に一本釣り、蛸漁を行っていた。1945 年、幼少から実家の漁業の手伝いや、親戚のノリ養殖の手伝いを行っていた。

1955 年、夫と結婚する。一本釣り、ノリ養殖を夫とともに行う。1955 年ごろから夜手足のしびれ、カラス曲がりが突然起こるようになる。また、突然、仕事中、起こるこことあった。そのため、漁が怖かった。夫も症状が現れるようになった。

1956 年長女（現在 AB 市在住）出生する。1957 年長男（現在 T 県在住）出生する。1957 年、祖母が体調を崩し、介護が必要となる。仕事をしつつ、子育てと介護を行うことが大変だった。子育てや介護は女の仕事として当たり前の時代、このときは何とも思わなかった。

1960 年、夫、長島方面へ漁に行くようになる。外洋へは出なかった。長島まで出漁するが、漁獲が安定せず、また、漁獲単価も低いことから、収入は安定しなかった。夫、冬場出稼ぎにでるようになる。主に九州地域の S 県、F 県に出っていた。出稼ぎ先は、ノリ養殖業が多かった。他にも、建設現場の作業員としても働いた。漁協から東シナ海で、イカ漁の話があったが、経験のない漁で獲れるかわからなかった。また、魚が獲れるか不安もあった。ことから、東シナ海への漁は行かなかった。東シナ海へ出漁した者の話によると、収入はほとんどなかったという。

1975 年、カサゴ、鯛など一本釣りをしつつ、親戚と一緒にみかん栽培を始める。みかん栽培を始めた当初、栽培がうまくいかず苦労した。後に、みかん山を取得する[359]。漁には夫と一緒に出た。

1985 年、みかん栽培の収穫が安定するようになった。漁にはほとんど行かなくなった。みかん栽培が安定していたことから、他の世帯と比べ生活は比較的豊かだったと思う。もう海には戻りたくない。漁船はあったが、漁には出なかった。趣味で魚を釣る程度で、漁で生計を立てるようなことはしなかった。

このころから、耳が遠くなったように感じる。また、手足のしびれが重くなったように感じる。

2014 年、現在のみかん栽培での収入は 400 万円ほどで、経費を差し引くとほとんど手元に残らない。ご近所との関りはほとんどない。挨拶をする程度。

---

359 みかん山の取得金額や借入は不明.

調査世帯NO.42

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.42	1934 A地区出生 代々漁師 網元 6人兄妹	1945 幼少の頃から漁の手伝	1955 結婚 のり養殖 夫と共に行う.	1956 義母の介護 のり養殖	1960	1975 半農半漁 一本釣り(鯛、カサゴ) 親戚と一緒にみかん栽培を始める.		1985 みかん栽培 安定的な収入となる. 漁にはほとんど出ていない.					2014 自宅
夫		1930生 夫 一本釣り、のり養殖		1960 夫、長島方面へ漁(鯛等) 各場は出稼ぎ5県、F県		1975 半農半漁		1985 みかん栽培					2014 自宅
長女			1959生 長女		AB市在住								
長男			1967生 長男		T県在住								
階層コード	A2	A6	A6	O2	O2	C2	C2	B4	B4	B4	B4	B4	B4
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0
家族人員	6	6	5	5	5	5	5	5	3	3	2	2	2

社会保障の状況	不明

ケースNo.42 階層移動グラフ

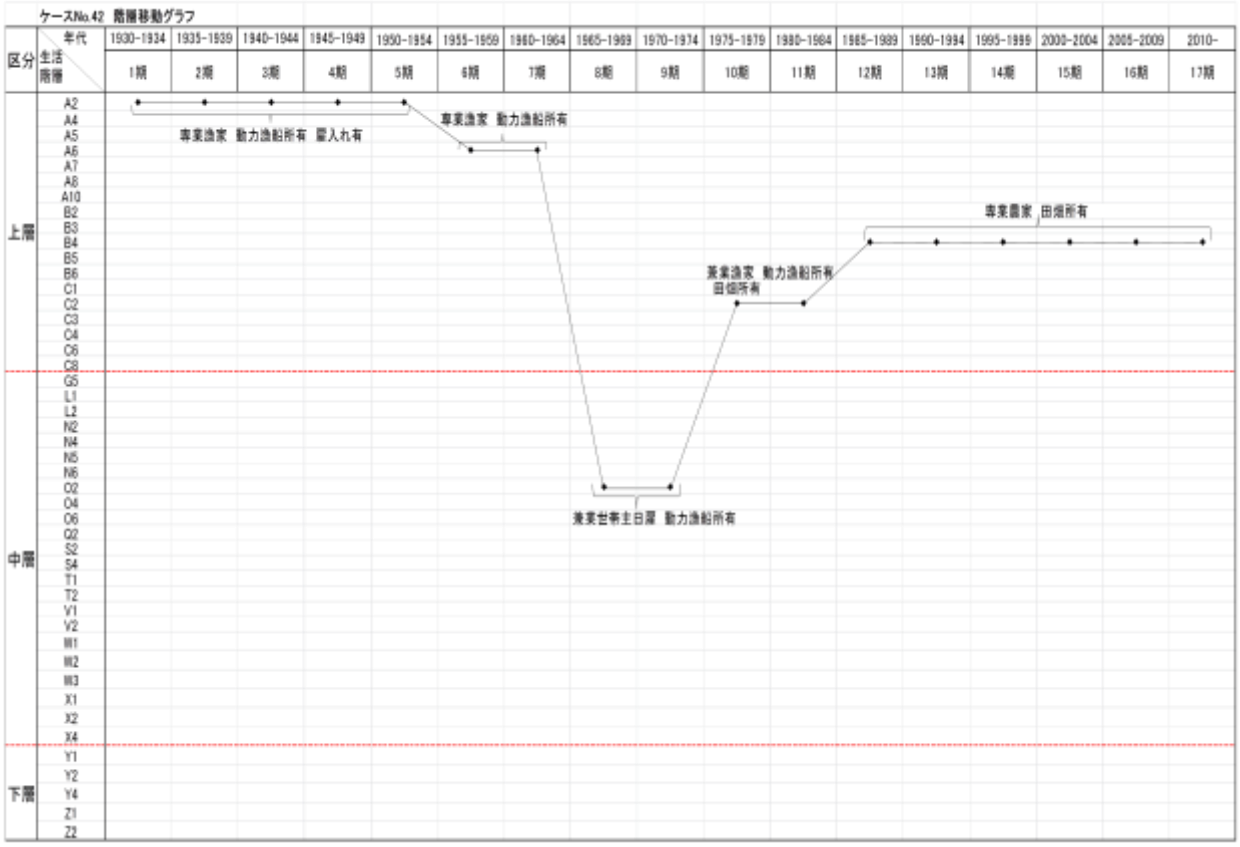

2.中層ケース

階層が中層のケースは、No.12、No.15、No.17、No.18、No31、No.29 の 5 ケースが確認できる。この内、企業補償有のケースは 4 ケースであった。

以下、中層ケース企業補償有、企業補償無に分類し事例を示す。

（1）中層ケース　企業補償有

1）No.15 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、夫婦 2 人暮らし。無動力漁船も持ち、打たせ網[360]の観光船を行っていた。現在は観光船行っておらず、時々漁に使う程度。漁による収入にはない。田畑の土地は所有していない。漁業権も有していない。資産は自宅家屋のみである。社会保障の状況は、国保、国民年金を受給している。介護保険は利用していない。この他に、医療手帳[361]を受けている。現在、夫婦ともに水俣病の症状を訴え、水俣病認定を申請しているが、認定されていない。なお、長女は AB 市に在住し会社員である。長男は E 地区に在住し、市内の会社に勤務している。それぞれ No.15 と独立した生計となっている。

②前歴　生家の家業は打たせ網を行いつつ、冬場は薪などを佐賀方面に運搬していた。1946 年ごろまで運搬業を営んでいた。1954 年、中学生を卒業と当時に、地元にある網元の基で網子として働く。打たせ網漁に従事していた。

③経過　No.15、1939 年、E 地区で網元を営む家庭にて出生する。幼いころから、よく転んでいた。耳鳴りもあったが気にならなかった。前歴で示したように、中学生を卒業と当時に、地元にある網元の基で網子として働く。打たせ網漁に従事していた。1965 年ごろ、頭痛、しびれ、こわばりなど水俣病の症状がひどくなる。症状を隠して、周囲に悟られないように漁業を行った。カラス曲がり[362]が突然起こることがあった。当時、すでに集落では水俣病の問題が騒がれていた。

1967 年、N 地域に住む妻と結婚した。結婚と同時に独立し、無動力漁船を中古で購入し、妻とともに漁を行う。ところが、妻、船酔いひどく漁に慣れなかった。妻の生家、船大工家庭であった。このころ、不知火海沿岸、水俣湾では漁が行えない状況となる。水揚もできないため、生活がひっ迫した状態となった。かなりの距離があったが漁場を変え、天草や鹿児島出水、阿久根方面に出漁した。だが、収入にならず、建設現場で働いた。

1969 年長女が誕生した。子育てを頼める人がおらず、長女を背負って漁に出ていた。

1971 年、長男が誕生したと同時に、漁師仲間の依頼もあり、水俣病訴訟の運動に参加した。訴訟運

---

[360]前掲註 No.349 参照

[361]水俣病が発生した地域において水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する人を対象とし、療養費、はり、きゅう施術費および温泉療養費、療養手当を支給している。また、四肢抹消優位の感覚障害以外の一定の神経障害を有する場合を保健手帳対象者とし、療養費、はり、きゅう施術費および温泉療養費を支給している.

[362]カラス曲がりとは、水俣地域でいう「腓帰り（こむら返り）」のこと.

動を行いつつ、禁漁区以外で打たせ網、刺し網漁[363]を行うが、魚が獲れない状況が続いた。再び、鹿児島出水市近海まで船を出し、刺し網漁を行っていた。当時、東シナ海にでる仲間もいたが、無動力漁船のため外洋に出漁できなかった。生活はますます厳しかったが漁を続けた。建設現場の日雇いの仕事も続いていた。その後、水俣病の症状が顕著に表れるようになり、水俣病認定の申請を行うが棄却された。何度か再申請をしてみたが棄却され、1995 年、政府解決策案を受け入れ、一時金 260 万円[364]を受け取った。

[363]魚の通り道に網をかけてからませて獲る漁法.

[364]1995 年 9 月 28 日、一時金一律 260 万円に団体加算金を上乗せした水俣病未認定患者救済の政府・与党の最終解決案が正式に決定.

調査世帯NO.15

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1−5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.15	1939	1954		1965	1967	1969	1971			1995		2005	2013
	E地区出生 網元家庭 冬場節などを 運搬（運搬船）	中学卒業後 漁師		水保病 症状発症	結婚 妻と漁を行う	長女出生	水保病訴訟活動 長男出生 訴訟活動をしつつ 打瀬、刺し網漁を行う			政府解決策 一時金260万円を受け取る 漁は続けていた		打瀬船観光漁船 漁は行う	時々漁に行く
妻				1947生 N地区 妻		漁手伝う 長女連れ漁							
長女					1969生 長女		AB市在住						
長男						1971生 長男	E地区在住						
階層コード	A4	A4	A4	A8	A8	O4	O4	O4	O4	A7	A7	T1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員	3	3	3	2	2	2	1	1	2	2	2	1	1
家族人員	4	4	4	3	4	4	4	4	4	3	3	2	2

社会保障の状況	1.国保 2.国民年金 3.介護保険無
	4.医療手帳

ケースNo.15 階層移動グラフ

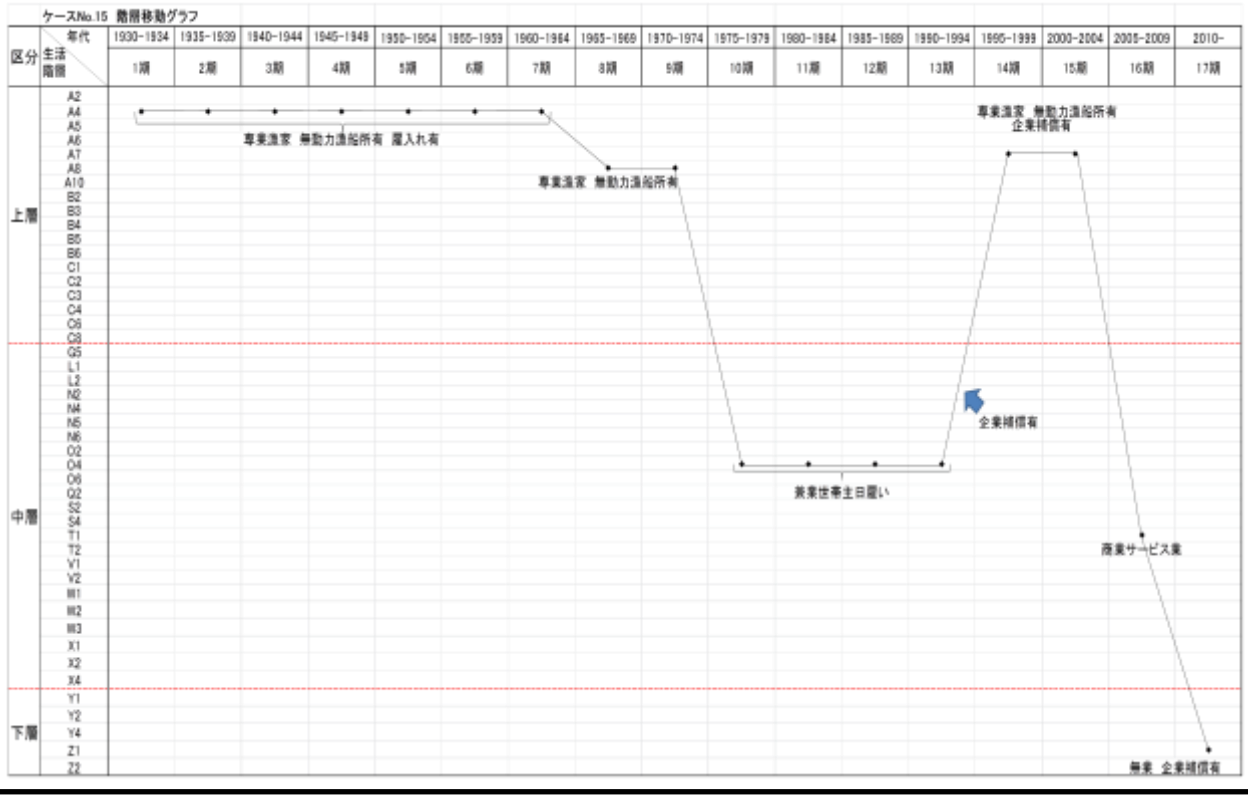

2）No.17 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、市内にある福祉施設に、パートを 2 日ほど行っている。それ以外は、自宅で過ごすことが多い。農耕地としての田畑は所有していない。また、漁業権、漁船等も所有していない。社会保障の状況は国保、国民年金を受給している。
家族構成不明。

②前歴　15 歳で、市内にあるチッソ下請け会社に就職した後、叔母の紹介で農業の手伝いをする。その後、団体職員で石鹸作りや野菜作りを行うが退職し、市内にある福祉施設職員として従事する。

③経過　No.17、1951 年、M 地区にて出生する。父チッソ下請け会社に勤務、母専業主婦をしていた。5 歳くらいの時、父母、体調町不良となり、叔母のところに預けられる。以後、叔母のところで生活するようになる。叔母夫婦とも、会社員で、子どもがいなかった。当時の生活は、貧しくはなかったが、裕福でもなかった。幼少のころから、耳鳴り、手足のしびれがあった。運動をしていてよく転んでいた。母方の親戚のところの農家へよく手伝いにいった。しかし、疲れやすく長時間作業ができなかった。

1966 年、15 歳で、市内にあるチッソ下請け会社に就職した。肥料の袋詰め作業などいろんな仕事をしたが、ここでも、長時間立っていられず、会社を休みがちだった。耳鳴り、手足のしびれに加え、頭痛、めまい、カラス曲り[365]が突然起こっていた。体調が悪いと、会社の仲間に話すと怠けていると言われたことがつらかった。つらくても我慢して仕事を続けたが、どうしても立っていられなかった。次第に、仕事に出かけることが嫌になり、会社を休むことが多くなった。叔母との生活は続いていたが、家計は別となり、生活は大変だった。洋服を買うことすらできなかった。1975 年、24 歳の時チッソ下請け会社を退職し、叔母の紹介で農業の手伝いをする。温州ミカン栽培を行うと同時に、水俣病認定の申請を行うが棄却された。再度、申請するが棄却される。

1980 年、親戚の紹介で、反農連の生産者農業の手伝いをする。1987 年、団体職員となる。仕事内容は石鹸の作り、新聞の切り抜き、野菜の栽培など行っていた。収入は少なかったが、仕事を休みながらでき、安心して働くことができた。周囲に気を遣うことをしなくてよかった。1991 年、頭痛、めまい、倦怠感の症状がひどく団体職員を退職した。朝起きられなかったことが多く、家族に理解してもらえなかった。生計は家族に食べさせてもらい、家事をしていた。

1995 年、市内にある施設職員の応募があり、採用となった。仕事の内容は、介護や生活相談業務を行っていた。水俣病の症状として、頭痛、めまい、カラス曲りなど起こっていたが、やりがいのある仕事だった。1995 年、一時金 260 万円[366]を受け取る。施設職員となって生活は安定した。2013 年、退職し、同施設のパート職員となる。パート以外は自宅で過ごしている。近所付き合いは、ほとんどなく、あいさつするくらい。

---

[365]前掲註 No.362 参照.

[366]前掲註 No.364 参照

調査世帯NO.17

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.17	1951			1966		1975	1980	1987	1991	1995			2013
	M地区出生 板橋夫婦に育てられる		近所農家手伝い 農作業を手伝うが疲れやすい	15歳で就職(会社) 20歳過ぎまで、仕事を休む事が多い		会社退職 内発的団体に加入する生産者 農家の手伝 水俣病申請棄却	親戚の紹介 団体職員	団体職員 退職		施設職員 介護，生活相談業務 一時金を受け取る 280万円受け取る			施設パート 週2日
階層コード	X2	X2	X2	S4	S4	Y2	W2	W2	Z2	W1	W1	W1	W1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保有 2.厚生年金

ケースNo.17 階層移動グラフ

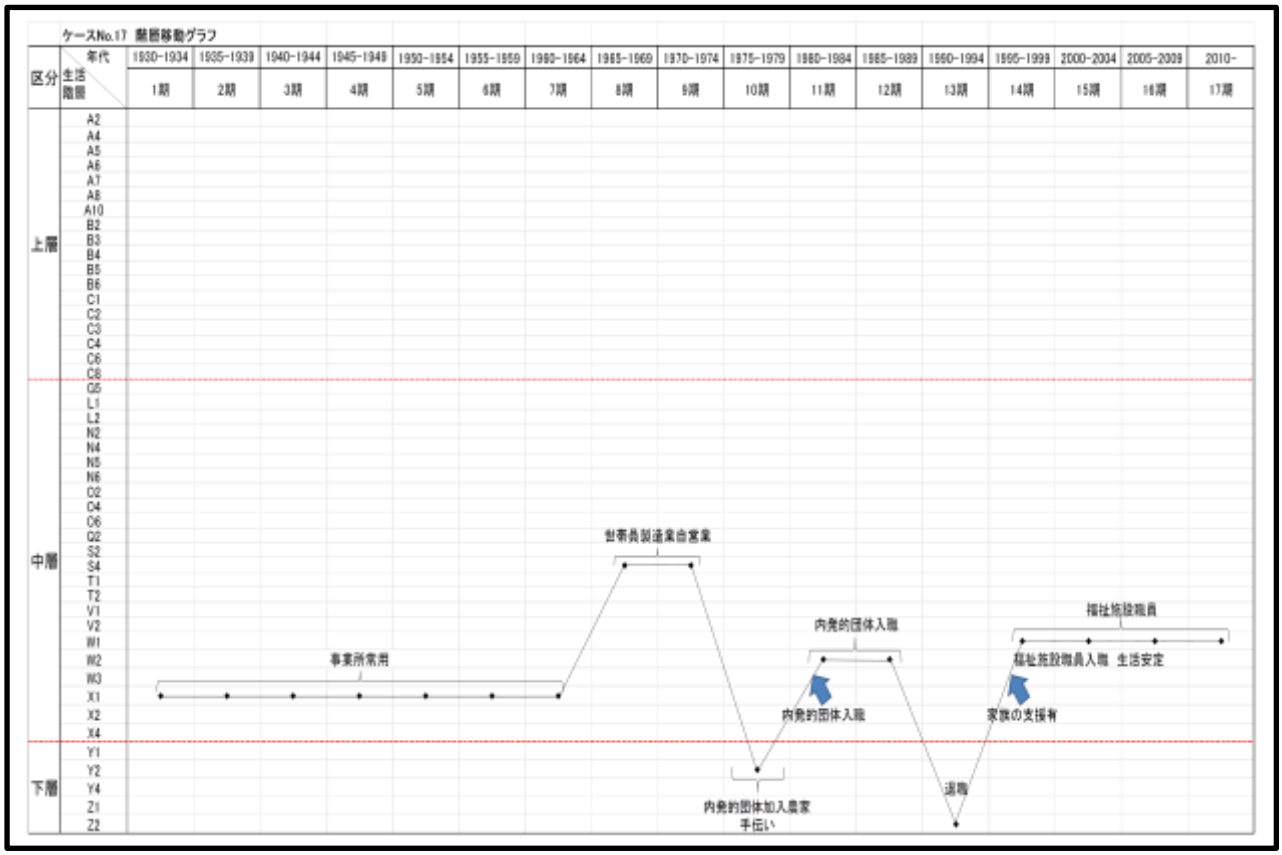

3）No.18 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、市内病院に通院しながら、一本釣り漁を行う。田畑の土地は所有していない。また、漁業権は残しているが、生計を立てられるほどの漁は行っていない。動力漁船を所有している。社会保障は国保、国民年金を受給している。介護保険はりようしていない。また、水俣病認定の申請を行い認定され、補償金[367]を受給している。（認定ランクは不明）

②前歴　No.18、20 歳のころ千葉県にある建設会社に就職する。5 年ほど勤めた後、生家に帰郷した。帰郷してからは、一本釣り漁師や磯ものを獲って生計を立てる。その後、チッソの補償金をもとに養殖業とごち網漁[368]をはじめる。

③経過　No.18、1935 年、K 地区にて漁師家庭の長男として出生する。母の生家 K 地区網元であり、多数の網子を雇入れする。父、母の生家の漁（巾着網）を手伝う。父、その後軍人となった。10 歳くらいから漁にでるようになった。巾着網でイワシを獲っていた。漁の時間帯は大半が夜行われていた。水揚されたイワシは親戚に卸していた。

1955 年、No.18 建設業に就職のため、千葉県に移住する。仕送りをして実家の生活を支えた。このとき、すでに No.18 水俣病の症状があった。頭痛、手足のしびれ、耳鳴りがあった。1960 年、家族から「家が大変なことになっている」水俣に帰ってきて欲しいと懇願され、仕事を退職し帰ることになる。帰省後、H 地区に移住し、漁師となる。母方の親戚に借金をして動力漁船を購入した。水俣病の噂や、漁師への中傷が町中に広まっていた。

水俣市漁業協同組合は漁獲禁止区域を設定し、水俣湾近海での漁業ができなかった[369]。鹿児島県出水市や獅子島、大江まで出漁していた。イカ漁や鯛など一本釣りをしていたが、礒で箱眼鏡を使って、ウニ漁を行っていた。ウニ漁は勝手に獲れなかったため、お金を払って許可[370]を得なければならなかった。ウニは一箱 5～6 個入れて、300 円の値が付いた。熊本、大阪に主に出荷していた。100 箱 3 万円の値が付くこともあった。漁船を機械化することによって生活は、比較的安定していた。1963 年、結婚し長男が誕生（現在 AB 市在住）した。1965 年には長女が誕生（現在 AB 市在住）した。水俣病の症状として耳鳴り、頭痛は絶えずあったが、みんなこんな状態なのだと思っていた。

1974 年、水俣病認定を申請し認定される。チッソから補償を受ける[371]。K 地区に転居し補償金を基に鯛の養殖を始める。また、ごち網を兼業で行う。1989 年、ふぐ漁をはじめ、沖買いで天然ふぐを高値で取引していた。イワシ漁より高値で取引できた。1994 年、漁獲単価が下がり、鯛養殖を廃業した。ごち網専門となる。養殖はエサ代が高くついた。収入はさがる一方で、エサ代が高くつくなどコストが

---

[367]前掲註 No.339 参照

[368]ごち網とは、700-800mの長さがある網の中央に袋がついていており、網を円を描くように巻き上げていく漁をいう.古くは、大規模な漁であったが、機械化とともに一艘で行うようになった.船団を組んでいたころは、木を打ってトントンと音を鳴らして魚を網に追い込むことから、トントン網ともいう.

[369]水俣市漁業協同組合、水俣地先 1000m以内の漁獲禁止区域を設定し、漁獲を自主規制.

[370]東町などの漁協に支払った金額は不明.

[371]認定のランクは不明

合わなかった。漁師は他にできる仕事がないため、陸に上がれない。また、陸に上がる場所がこの地域にはない。1995、ごち網漁をしつつ、鯛、太刀魚の一本釣りを行う。収入は激減した。

1996 年、漁師体験観光を町の勧めもあって行う。漁師は継続した。漁師での収入はほとんどない。2000 年ころから体調が悪くなり漁に出たりでなかったりしている。2010 通院をしながら昼間漁に出ている。

調査世帯NO.18

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1～5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.18	1935生	1955	1960	1963 1965		1974	1979		1989	1994 1995	1996		2013
	K地区出生 漁師 母方親元 (布曳網)	Y県移住 建関業	動力船 購入 漁機械化 H地区に移住	結婚 一本釣り:鯛、フグ		水俣病認定	K地区に転居 鯛養殖開始 ごち網業業を行う		フグ漁 沖買主	鯛養殖業 業業	ごち網 鯛、太刀魚 一本釣り	漁師体験観光 漁師は継続	通院 漁は夏のみ
妻			1932生 妻										
長男			1963生 長男				AB市在住						
長女				1965生 長女			AB市在住						
階層コード	A4	X2	A6	A8	A5	A5	A5	A5	A5	A5	T1	T1	T1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況
1.国保有 2.国民年金 3.介護保険無
4.水俣病認定

ケースNo.18 階層移動グラフ

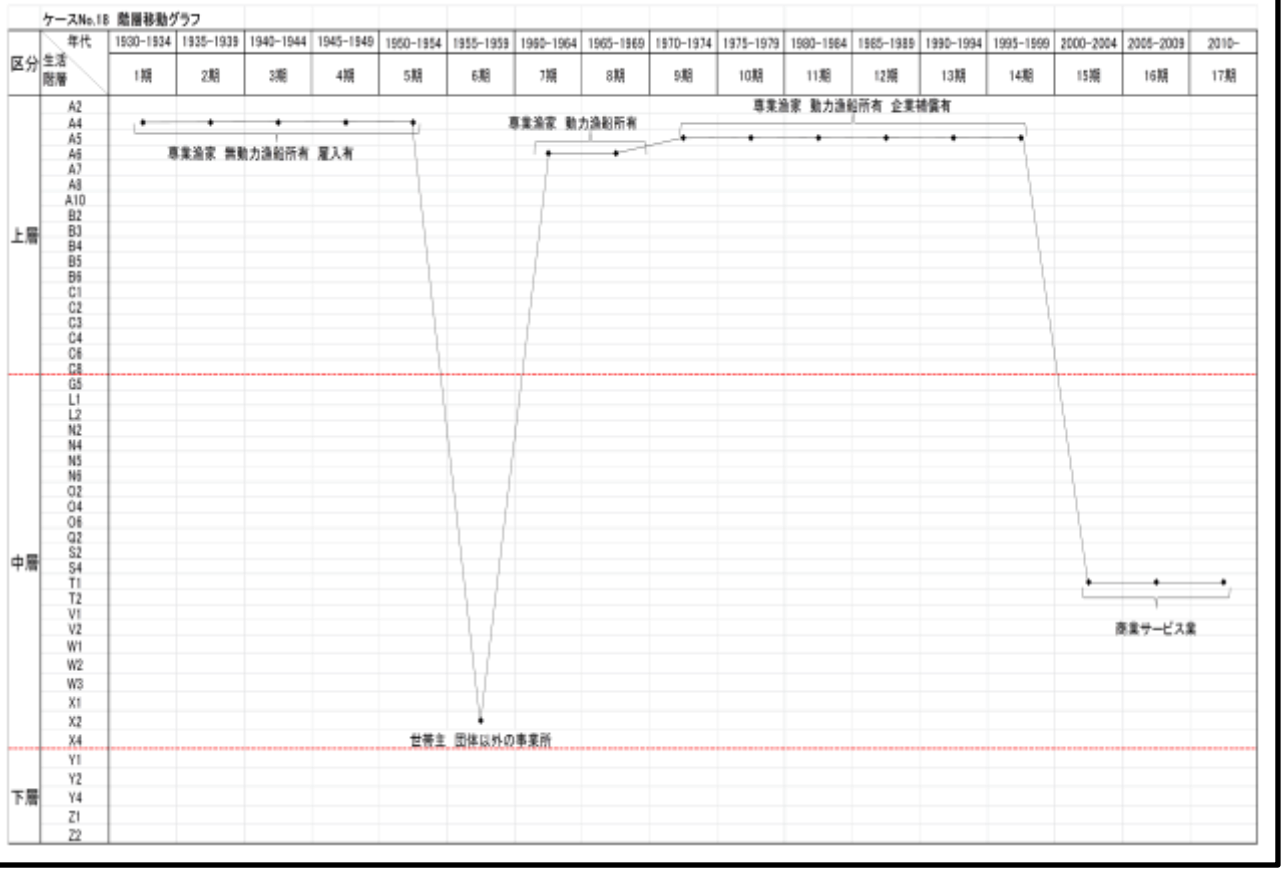

4)No.29 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.29（1942 生）日中は妻（1944 生）と自宅で過ごすことが多い。妻とともに畑仕事をする。農耕地としての田は所有していないが、畑 5 アール野菜作り、約 20 アールのみかん山を所有している。野菜作りは自宅で食べるものを主に作っている。また、みかんは妻と一緒に栽培していたが、山に上がったり、降りたりすることが大変になり、現在はシルバー人材に頼んでいる。2007 年に魚の小売業を始め、現在は息子に経営を譲る。なお、漁業権は有していないが、動力漁船を所有している。社会保障は国保、国民年金、医療手帳を受給している。近隣住民との関係は、共同作業も無くなり、付き合いは減った。地域の集会にはでるが、昔ほど参加しなくなった。

②前歴　K 地区でいわし漁を行いつつ、後に、鯛養殖を行っていた。また、魚の小売業をはじめるとともに、土地を購入しみかん栽培を行う。

③経過　1942 年 K 地区、巾着網漁を行う網元家庭に出生する。4 人兄弟の二男。1957 年、巾着網[372]、一本釣り（鯛）を実家の手伝いとして行う。また、実家、いりこ製造工場を営む。漁業のほかに、近くの畑を借り、麦、カライモを栽培していた。主食は、魚とイモを毎日食べていた。1957 年ごろ、突然、カラス曲り、頭痛、耳鳴りがひどくなる。網が引けなかったり、糸がたぐり寄せられなかったりして、手伝いに不安を感じた。当時を振り返ると近所付き合いは良好だった。みんなで助け合っていた。

1959 年、18 歳になる時に家族の資金援助を受け独立し、ごち網漁、打た瀬[373]網漁、蛸壺、一本釣、手振り網(鯛)など様々な漁を行うが不漁が続いた。網子を数名雇ったときもあった。

1960 年、実家が近所の農地を購入し、No.29 も仕事を手伝うようになる。半農半漁となった。だが、農業は軌道に乗らず収穫できるほどではなかった。No.29、不漁が続き、さらに体調も悪かったことから、海での生活は難しいと思うようになった。実家がみかん栽培をはじめることになったことから、栽培を手伝うようになる。1960 年、近所付き合いはこのころすでに無くなっていた。

1965 年、妻と結婚する。耳鳴り、頭痛がひどく、また、手に力が入らなかったことから、長時間漁にでることができなかった。漁は辞めたくなかった。実家の支援を受け、また、親族から借金をして鯛養殖業を家族だけで始めるようになる。

1966 年、長女（現在 AB 市在住）出生。1968 年、長男（現在 K 地区在住）出生、1969 年、次女（現在 T 県在住）出生する。1969 年、鯛養殖のエサ代など、維持管理費が高騰したことから廃業し、多額の借金が残った。夏場は魚の卸業、冬場は佐賀県にのり養殖業へ出稼ぎに行っていた。また、岡山県、兵庫県の建設業に行くこともあった。出稼ぎの収入はよかった。

1976 年、水俣病認定を申請、棄却される。いわし漁は行うが、魚の小売りの仕事が主となる。また、みかん山を整備して家族で栽培を行うようになる。次第に収入が安定するようになる。みかんが安定的に収穫できるようになると収入も安定し、漁が不漁でも生活できた。

1992 年、医療手帳を受給する。医療手帳を受給する頃から、体の不調が著しかった。治療費が支給されることから家計は助かった。

---

[372]前掲註 No.354 参照

[373]前掲註 No.349 参照

調査世帯NO.29

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.29	1942 K地区出生 漁師：網元 （巾着網：イワシ） イワシ製造工場を営む 4人兄弟 次男	1957 巾着網、 手ぶり網（餌） 実家の手伝 畑を借りる.	1959 独立 ごち網 打瀬網 網子を雇う. みかん栽培を始める. 半農半漁	1965 1966 結婚 婿入りして 網番経営業	1968 1969 出生 網番経廃業 夏：魚卸業 冬：出稼ぎ 建設業	1972 出稼ぎよ K地区で漁師 魚小売り業 みかん栽培 休業	1978年 神輿 実即 イワシ漁 魚の小売り業主 みかん山を開墾 家族で栽培		1982 医療手帳			2007 K地区漁師 自宅で過ごす イワシ漁を行う 魚小売り業 息子に跡を譲る 卸業は手伝う.	2013
妻			1944生 妻		魚小売り	みかん栽培	神輿 実即 みかん山を開墾 家族で栽培					2007 卸業は 手伝う.	2013 自宅で過ごす 畑仕事
長女			1966生 長女			AB市在住							
長男				1968生 長男	K地区在住			1986 高校卒 漁師 イワシ漁 卸業手伝う				2007 魚小売り業	
次女				1969生 次女	T県在住								
階層コード	A4, S2	A4	C2	C2	O2	C2	C2	C2	C1	C1	C1	V1	V1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a
山林	なし	なし	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり
労働力人員				2	2	2	2	3	3	3	3	2	1
家族人員				5	5	5	5	5	4	3	3	2	2

社会保障の状況
1.国保 2.国民年金
3.医療手帳

ケースNo.29 階層移動グラフ

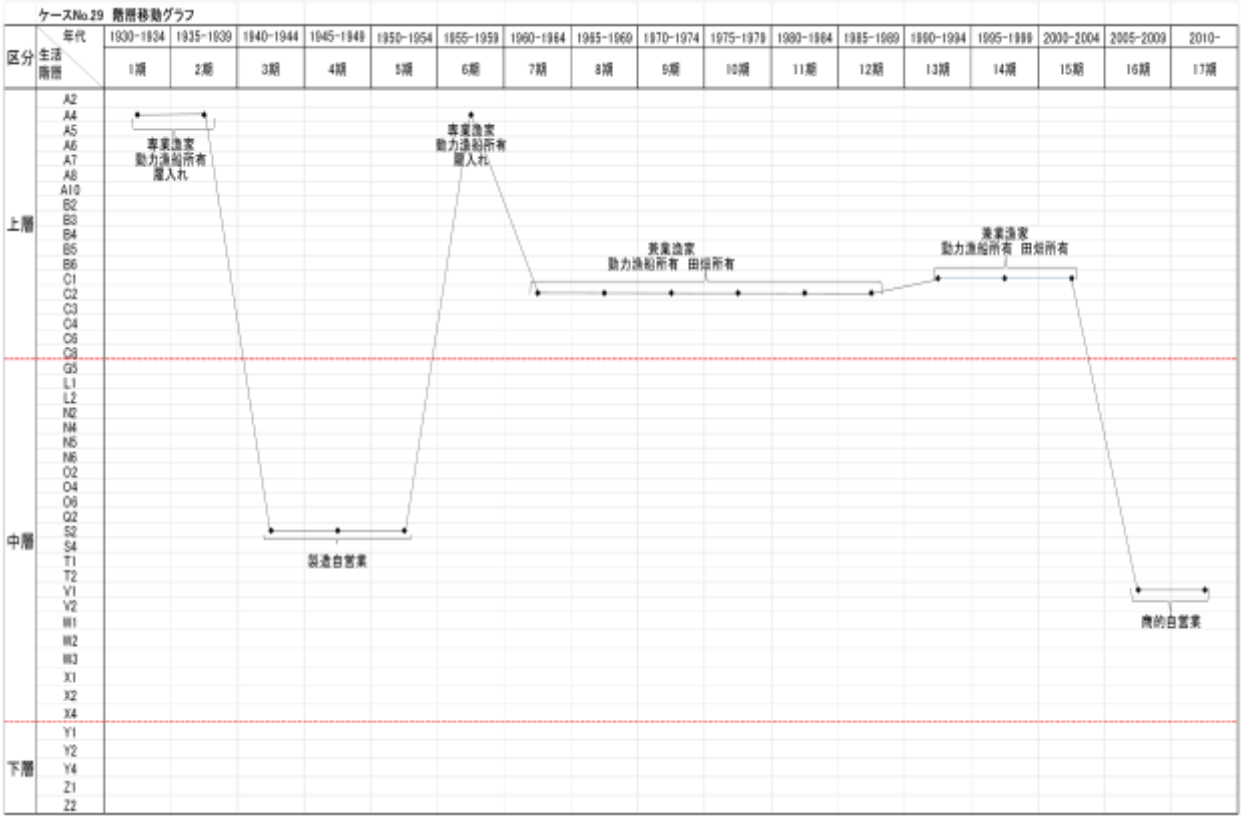

（2）中層ケース　企業補償無

1）No.12 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.12、2000 年より、会社経営を営む。会社経営をしつつ、水俣病啓発活動を行う。夫と 2 人暮らし。国保、国民年金を受給している。農耕地としての田畑、山林は所有していない。また、漁業権、漁船等も所有していない。現在、水俣病認定申請中。

②前歴　No.12、地元の高校を卒業し会社員となる。1975 年、結婚するまで地元の企業に就職し働く。結婚するまで母と同居していた。結婚後は母とは別居した。

長女、次女は地元の高校を卒業した後、市内の企業に会社員として働く。現在は、長女、妹ともに結婚し、市内に在住している。

③経過　No.12、1951 年、F 地区で出生する。出生当時の家族構成は、祖父、祖母、父（1918）、母（1926）、兄 4 人、姉 2 人の 11 人家族であった。父は A 地区網子漁師に生まれ、母も A 地区網元漁師であった。

1940 年、父チッソに入社した後、朝鮮工場に転勤するが、戦後水俣工場に勤務となる。水俣工場の勤務となってから A 地区から F 地区に居住地を移した。

1954 年ごろ、父、手足に力が入らないなど症状を訴え、チッソ付属病院に診察を受ける。1955 年、父、チッソ付属病院に入院するが、すぐに熊本大学病院に転院させられる。入院期間中、チッソからの給与は支払われていた。1956 年、体調が回復し退院となる。

しかし、再び体調が悪化し、1958 年、チッソ付属病院に入院する。同年、自転車に乗れるほど体調が回復し退院するが、再び悪化し死亡した。父の死亡と同時に、チッソからの給与が止められる。親族からの助けは借りられなかった。みんな貧乏で、お金を借りられる状況ではなかった。兄弟からの仕送りもあったが、生計を立てられるほどはなかった。後に、民生員[374]から生活保護を受けるよう勧められる。母は生活保護[375]を受給することに抵抗があったようだった。半年ほど生活保護を受給した後に、母、建設現場に働きにでるようになる。わずかな収入で生活が成り立つわけではなかったが、所得があると判断され生活保護は打ち切られることになる。母が働いていた建設現場は、チッソ敷地内にある工場建設現場[376]で日当 200 円であったという。また、F 地区内に畑を借り、野菜を栽培し、収穫できた作物を駅で売っていた。1958 年、父死亡のとき、祖父も倒れ、自宅で母、祖母と一緒に介護をしていた。最も大変な時期だったが、祖父を入院させる金銭的な余裕もなく、介護は自宅で行っていた。1958 年、保有していた漁業権を伯父に譲渡し、海に出ることはなくなった。以後、工場建設と行商の生活が続いた。

---

[374]民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に規定され、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者である。ただし、行政実例では地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」（都道府県）に該当すると解されている。

[375]生活保護費の内訳ならびに金額は不明.当時、生活保護を受給することが、いまだに抵抗のある時代だったという.

[376]No.12 の回想によると、母が務めていた会社は西松建設で働いていたという.休みなく働き、大変危険な作業が続いていたと回想する.

1973 年、母は家族に黙って水俣病認定の申請を行い認定される。No.12 幼いころから、すでに手足のしびれ、頭痛の症状があった。母が認定されたことから、自分や兄弟も水俣病であると思った。水俣病であるのではないかとの思いが、強まるとさらに不安が募った。

1975 年、会社員の夫と結婚し、1977 年長女出生する。1979 年には次女出生した。当初、子どもをもうけていいのかためらいがあった。

1995 年、水俣病認定の申請ができるのもこれが最後と思い、申請したが認められなかった。以後、水俣病認定をめぐる裁判は起こしていない。

調査世帯NO.12

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
父	1918生 A地区 漁師	1940 チッソ入社 鉄鋼工場 水俣工場 役場に勤める.	1954 1955 発病 チッソ付属病院入院 熊大HPへ転院.	1958 退院 同年死亡. チッソ給与支払い止まる. 生活保護受給.									
母	1926 A地区にて出生 網元漁師		1958 建設現場. F地区にて野菜を栽培. 祖父、介護. 生活保護受給. 漁業権を伯父に譲渡.		1973 水俣病認定 工場日雇								2013 一人暮らし
NO.12	1951生 F地区				高校卒業 会社員	1975 結婚 夫、会社員	1977 1979 長女出生 次女出生			1985 認定申請 未認定	2000 会社を営む.		2013 会社経営 啓発活動
階層コード	X2	X2	Z1	Y2	Y1	X2	X2	X2	X2	X2	S2	S2	S2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況
1.国保有 2.国民年金有 3.介護保険認定無
4.水俣病認定申請中

ケースNo.12 階層移動グラフ

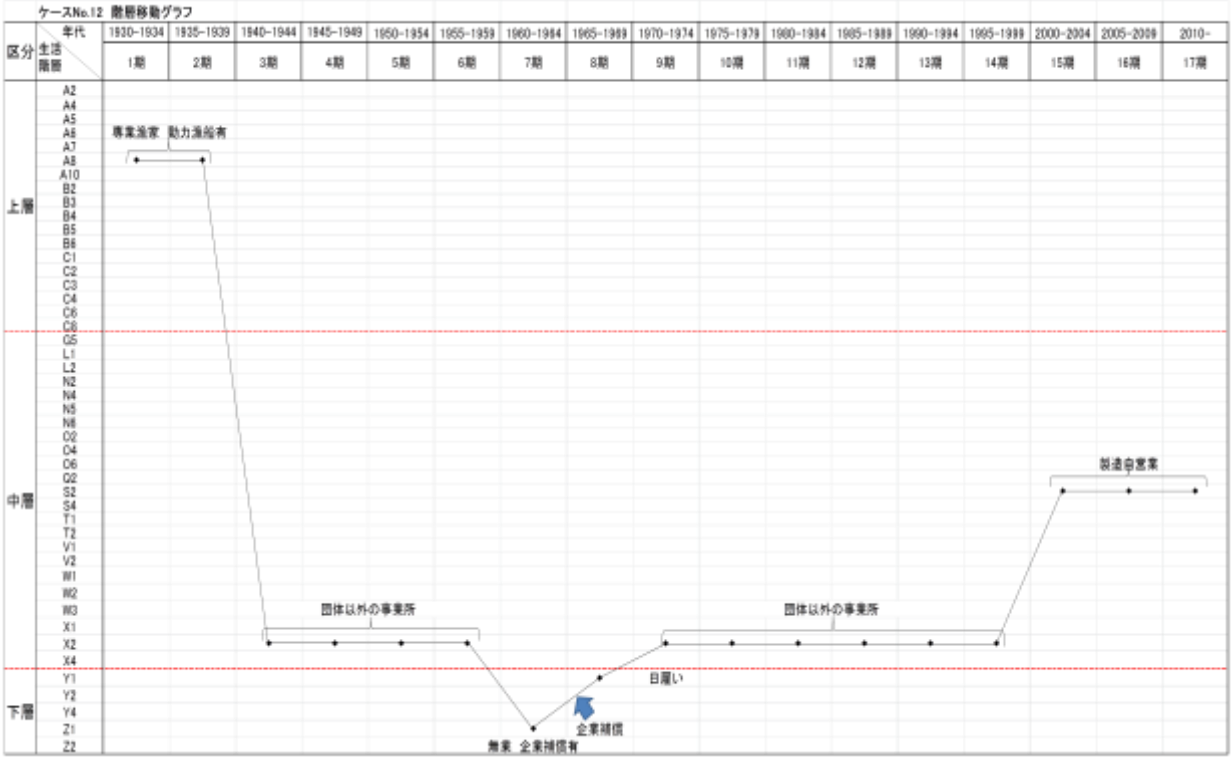

3.下層ケース

階層が下層したケースは、No.1、No.5、No.6、No.7、No.8、No.9、No10、No.11、No.13、No.16、No.19、No.20、No.21、No.22、No.23、No.24、No.25、No.26、No.27、No.28、No.30、No.32、No.34、No.36、No.37、NO.38、NO.39、No.40、No.41 の 29 ケースが確認できる。この内、企業補償有のケースは 18 ケースであった。

以下、中層ケース企業補償有、企業補償無に分類し事例を示す。

（1）下層ケース　企業補償有

1）No.1 のライフヒストリー

①調査時　2013 年、No.1、長男胎児性水俣病患者[377]（1959 年生）の 2 人世帯。長女（1966 年生）会社員は、同市内在住。世帯主である No.1 が長男の日常介護を担う。農耕地としての田畑は有していないが、山林を約 15 アール所有し、柑橘栽培をしている。漁業権[378]、漁船は有していない。社会保障の状況は国保、国民年金を受給している。介護保険は利用していない。水俣病認定を受けチッソから補償金[379]を受け取っている。また、終身特別調整手当も受給している。

②前歴　1958 年、網元漁師家庭の夫（1938 年生）と結婚。一男（1959 年生）、一女（1966 年生）をもうける。1959 年、No.1 の実父（1918 年生）水俣病劇症型[380]で死亡。実父、水俣病発症当初、道路が整備されておらず、病院への通院は船を移送手段（海上移動）とした。港からは父を背負って病院へ行った。病院へ行くと栄養のあるものをと言われ、魚を食べさせた。栄養のあるものと言えば、魚しかなかった。

1960 年、魚が獲れず生計を立てなおすため、陸に上がり（半農半漁の生活）主に農業を行う。

③経過　No.1、1938 年 A 地区にて出生する。生家は網元漁師営む家庭であった。出生当時、生家は打た瀬船[381]で、いりこ漁を行う。漁場は F 崎を主に漁を営んでいた。1960 年、魚が獲れず生計を立てなおすため、陸に上がった。（半農半漁の生活）主に農業を行う。このころ裏山の土地を購入し、みかん栽培を始める。農業を軌道に乗せるのに時間が掛かった。長男を背負っての仕事が続き、漁業は早朝 4 時から午前 10 時まで漁を行い、漁が終わったら夜まで農作業をしていた。

377胎児の時に母親がメチル水銀に汚染された魚介類を食べ、胎盤を通った水銀で被害を受ける.脳の発育が不十分だったり、神経細胞が壊されたりして、言語の障害や運動失調など様々な症状を抱える。1962 年に胎児性患者の存在が証明された.

378「漁業権」とは、一定の期間、一定の水面において、排他的に、特定の漁業を営む権利.通常岸から３～５km の沿岸で営まれる漁業が対象.①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（魚類養殖などの養殖）及び③定置漁業権（大型定置など）の３種類に大別される.

379前掲註 No339 参照.

380劇症型水俣病による直接的な死因は、成人では食物の誤嚥によって引き起こされる肺炎（誤嚥性肺炎）が多く、幼児及び胎児性患者では痙攣によるショック死、食物をのどに詰まらせたことによる窒息死が多く見られた.

381前掲註 No.349 参照

1960 年頃には水銀汚染だとは判っていたが、漁師には伝えられなかった。汚染が広がり 1959 年 11 月、チッソ水俣工場に仲間漁師とともに座り込みを行った。当時の状況を回想すると家族や近隣住民の体調は著しく悪かった。仕事もできず生活は成り立たない状況であったが、社会保障(生活保護)を受けることを考えなかった。一方、社会保障を受給できる話は行政から全くなかった。

1962 年、熊本県が東シナ海への漁を奨励し、共同漁船で遠洋漁業（イカ釣り）へ出漁するが、水揚げなく給与が安かった。母港は、鹿児島県出水市だった。

1964 年、東シナ海でのイカ漁が休止となり、ノリ養殖業者（佐賀県）へ出稼ぎにでることになった。また、出稼ぎに出ない時は、市内の建設現場で日雇い労働者として働いた[382]。日雇いの賃金は、一日男性 250 円、女性 200 円だった。No.1 は長男を背負って日雇い労働者して働いた。

1970 年、漁業が再開される。1973 年、チッソより長男 1800 万円、No.1　1600 万の補償を受ける。チッソからの補償金によって、土地の購入や家の修繕費の他、動力漁船を購入する。無動力漁船で巾着網漁[383](イワシ漁)を行う。長島沖まででていた。1975 年、動力漁船を補償金で購入した。機械化したことによって、広範囲に漁は出来たが、さほど利益にはならず、生活水準は向上しなかった。冬場はノリ養殖や、熊本県内への建設現場に出稼ぎが続いた。

1985 年、みかん栽培がようやく軌道に乗りかけ生業の主となる。漁業も行うが世帯主のみ漁に行き、No.1 はみかん栽培と子供の世話を行う。

2006 年、夫死亡し、漁業権放棄する。主たる生計主体は No.1 となり、みかん栽培のみとなる。だが、高齢であるため栽培できず、また、義妹の介護も同時に行っているため、みかん栽培はできないため、親戚に協力してもらっている。近所に生活に関わることは頼めない。親戚がいないと生活が成り立たない地域である。

長男、年々体を動かせなくなってきている模様であり、No.1 の介護が大変になってきている。とくに、排泄、入浴、食事は大変な様子。No.1 長男の介護で、気が休まる時がなく、病院に行く付添や、食材の買い出しに苦労した。月に 1 度、明水園[384]を 2 週間ショートスティ利用し、在宅介護の負担を軽減しているが、長男、明水園の滞在を嫌がる。ショートスティを利用しているときは、本当に幸せだが、長男の入所は考えていない.原田医師に、入所すると長く生きられないと聞いた。長男より長くいきたい。長男を産んだ責任がある。一人残して死ぬことはできない。長男を置いて死ねない。身体が続く限り、長男と過ごしたいが、最近、体調が思わしくなく毎日が不安だ。

この他に、不安なことは台風の際、避難できるところが欲しい。高波怖く逃げる場所がない。長男を背負って、裏の山には駆け上がれない。みかんを運ぶモノレールが家のなかにあると上がれる。または、

---

[382]市内の建設現場への斡旋は水俣市が行っていたと話す. 主にトンネル堀、道路建設であり、西松建設が受注していた.

[383]前掲註 No.354 参照.

[384]明水園は重症心身障害児（者）施設.水俣病患者の療養施設として昭和 47 年 12 月に水俣市複合施設明水園として開設された. 設立当初は、重症心身障害児（者）施設（定員 40 人）と重度身体障害者授産施設（定員 50 人）であったが、障がいの重度化により昭和 52 年に授産施設を廃止し、同時に重症心身障害児（者）施設の定員を 60 人とした。現在では、定員が 65 人となり、入所者の健康保持、医療、看護、介護、リハビリテーション、日常生活援助などが本園の機能的役割を担っている.

高台に移住できるといいのだが、みんなで住める場所できないものか。お互いが、お互いを介護できる場があると一番いいが、そんな場所はここにはない。理想の場所を作っても、採算があわないだろ。明水園に親子で入所できればよいが、親子での入所はできない。
なお、No.1 の実妹が近隣に居住している。実妹も水俣病患者であり、介護が必要なため No.1 が行っている。介護の主な内容は、食事、買い物、病院への付き添い、見守りである。

調査世帯NO. 1

年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
時期	第1ー5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
父	1918年 網元漁師	1959 父死亡(劇症型水俣病)											
夫		1938生 自家漁業 網元	1958 結婚	1959 1960 1962 半農半漁 選挙	1964 日雇い 漁業休止	1966 1968 水俣病申請	1970 1973 漁業再開 チッソ補償	1980 出稼ぎ	1985 みかん栽培主		2006 夫死亡		
No.1		1938生 網元漁師生	日雇い						1985 みかん栽培、子どもの介護		2002 夫の介護 姑の介護		無業、年金
長男		1959生 長男			長男9歳水俣病認定	中卒					2002 福祉施設ショートスティ利用		2013 介護重度化 在宅での介護困難
長女				1968 長女				1984 A高卒 就職 会社員	1988年 結婚				2013 症状が重度化

階層コード	A4	A4	C6	Y2	A1	A5	Y1	B3	B3	B3	B3	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし(打たせ船)	なし(打たせ船)	なし(打たせ船)	なし(打たせ船)	なし	有	有	有	有	有	有	なし	なし
労働力人員	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
家族人員	4	3	3	4	4	4	4	3	3	3	3	2	2

社会保障の状況	
	1.国保有 2.国民年金有 3.介護保険認定無
	4.水俣病認定有 5.チッソ補償金受給1,600万円 長男1,800万円
	6.終身特別調整手当月額保障6,7000円 長男167,300円
	チッソの補償金すべて使い果たす 後述は住宅改修、船の購入

ケースNo.1 階層移動グラフ

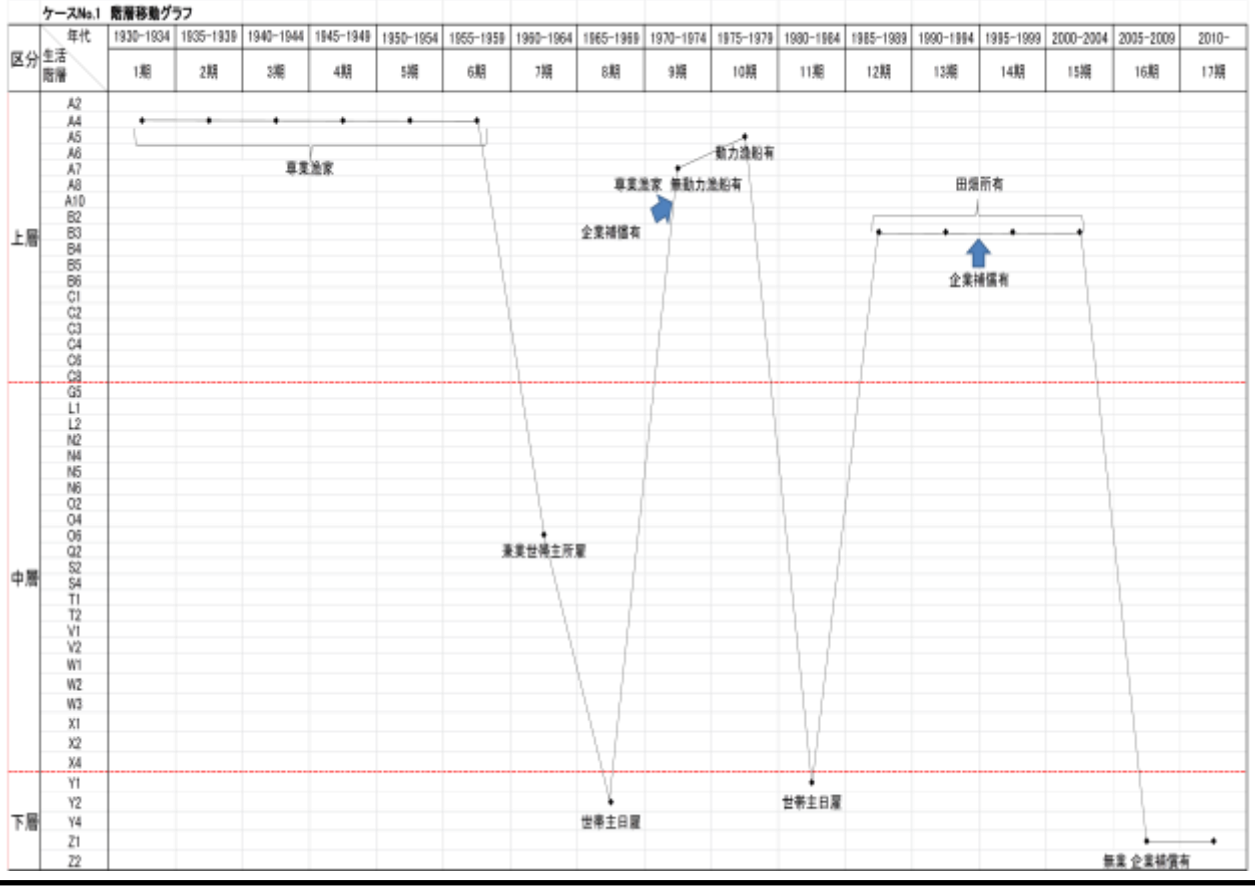

2）No.5 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.5 の 1 人暮らし。水俣病認定を受け、チッソからの補償金[385]を受けている。下記に示す補償金の他に、終身特別調整手当月額保障 67000 円を受けている。田畑の土地や山林は有していない。また、漁業権、漁船も有していない。国保、国民年金を受給している。介護保険は利用していない。生活状況は、日中、1 人で過ごすことが多く、外出はバスを使って市内の病院へ行き、買い物したり、趣味のカラオケをしたりしている。この他に、畑を借り早朝より、野菜作りをしている。近所付き合いはほとんどない。最近、近所の人と挨拶を交わすようになった。ひどいことをされてきたから、本当は、挨拶もしたくない。時間の経過とともに水俣病の考えが変わってきたようだ。

②前歴　父、韓国で時計店を営むが、1936 年、親戚を頼って I 地区に移住する。帰国後は、時計の修理、からいも作り、桙突き漁を行う半農半漁をしていた。1957 年、父、体調不良を訴え入院。その後、水俣病と認定される。このとき、母が主たる生計者となり、母方の親戚に土地を借りて野菜を作り、列車内や駅で行商を行う。母は、農業、行商、そして父の介護を同時に行っていた。当時、No.5、母とともに野菜作りを手伝う。

③経過　No.5、1933 年、韓国で出生する。父、母、弟、弟、妹の 6 人家族。韓国から帰国後、父、母が中心に時計の修理また半農半漁をしながら生計を立てる。1937 年、弟が死亡する。1945 年、もう一人の弟が死亡した。さらに、1948 年、妹が死亡し、立て続けに家族を亡くす。（原因はすべて不明だが、水俣病の症状だったように思うという。No.5）1954 年には、父が水俣病を発病。劇症型水俣病[386]で苦しみ、市内の病院に入退院を繰り返した。当初は、伝染性の疾患ではないかと疑われ、入院を拒否された。

1954 年、21 歳の時、AB 市立小学校購買部に勤務する。この時期、耳鳴り、眩暈、頭痛がひどくなる。また、カラス曲がりが突然起こる症状が現れ、水俣病を発病する。1957 年、結婚。結婚後も AB 市立小学校購買部の仕事は続ける。父、1967 年 AB 市立病院にて死亡。

1969 年、第 1 次訴訟原告団[387]の一員として訴訟を起こす。母とともに、熊本市内で運動を起こす。しかし、原告団の一員として運動をするようになって、近隣住民から道を歩いていると突然戸を閉められたり、挨拶しても返事をしてもらえなかったりするようになる。また、親戚との関係もこの辺りから途絶えるようになった。職場での嫌がらせはなかった。1973 年、第 1 次訴訟判決[388]において原告勝訴が確定。さらに、No.5 水俣病が認定され、チッソから 1600 万円の補償金を得る。母、1973 年水俣病を認定され、明水園[389]に入所した後、1979 年死亡した。

---

[385]前掲註 No.339 参照

[386]前掲註 No.344 参照

[387]1969 年 6 月 14 日、患者家庭互助会訴訟派 28 世帯 112 人、チッソを相手取り総額 6 億 4000 万円の慰謝料請求の民事訴訟を熊本地裁に提訴（第 1 次訴訟）

[388]1973 年 3 月 20 日、第 1 次訴訟原告勝訴。確定

[389]1972 年 12 月、水俣市複合施設として開設。水俣病認定患者対応の施設。設立当初は重症心身障害児（者）と重症身体障害者授産施設を併設していたが、障害の重度化により 1977 年に授産施設を廃止し、同時に

1990 年、AB 市立小学校購買部を退職し、水俣病啓発活動を以後行う。また、収入にはならないが、畑仕事を手伝う一方、趣味にカラオケを続ける。体調は、年を重ねるごとにカラス曲がりに加え、頭痛がひどくなる。体を動かさないと余計に悪くなると思い、畑仕事やカラオケを行っている。

重症心身障害児（者）施設の定員を増設した。現在は、定員 65 人となり、医療、看護、介護、リハビリテーションなど機能的な役割を果たしている。

調査世帯NO.5

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
父	1911生 1938 1954 1957 1967 E地区 地区移住 発病、劇症型 入退院繰り返す 死亡 鐵園、時計店経営、婦国後は時計の修理 手農手酒(鉄発酒)												
母	1914生 1936 1954 1963 1973 1976 E地区 移住 農業(野菜作:行商)父介護 一次除染従事 熊本市など運動 水俣病認定 死亡 福祉施設入所												
NO.5	1933 鐵園出生 1936 1954 1957 1973 1990 2013 長女出生 地区移住 結婚 水俣病認定1600万円 小学校鐵貫部退職 畑仕事 農業手伝い 発病、小学校鐵貫部勤務 仕事は続けた 水俣病啓発活動 趣味活動(カラオケ) 畑仕事 補償金で生活												
弟	1936生 1937 死亡												
弟	1942生 1945 死亡												
妹	1943生 1946 死亡												
階層コード	T2	V2	V2	V2	W3	W1	W1	W1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし(借地)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
家族人員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

社会保障の状況	
	1.国保有 2.国民年金有 3.介護保険認定無
	4.水俣病認定有 5.チッソ補償金受給1,600万円
	6.終身特別調整手当月額保障6,700円

ケースNo.5 階層移動グラフ

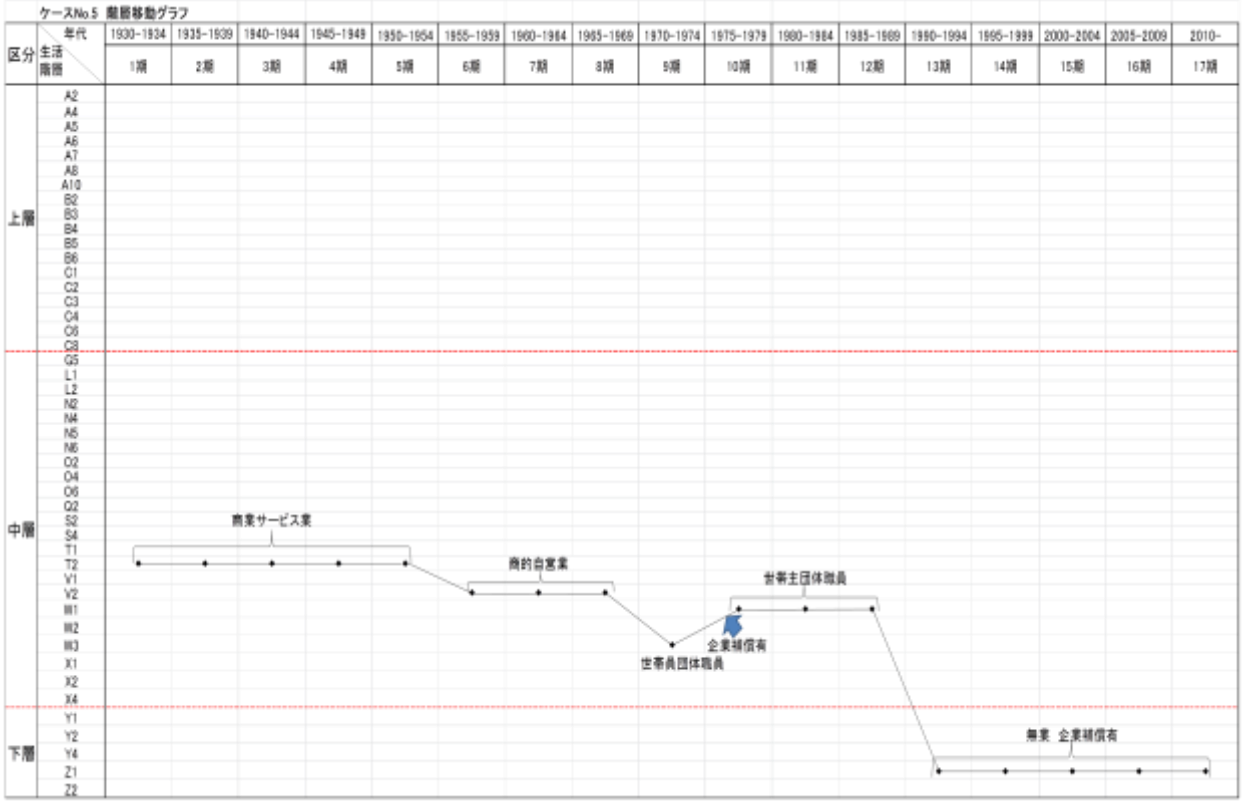

3）No7 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.7、チッソを退社した後、年金生活（厚生年金）。また、水俣病認定を受け、チッソからの補償金[390]を受けている。田畑の土地や、山林は所有していない。また漁業権は有していないが、動力漁船を有している。国保、厚生年金を受給している。介護保険は利用していない。日々の生活は、福祉施設に時々通ったり、水俣病の啓発活動を行ったりしている。

②前歴　父（1900 年生）東京都出身。父、1930 年ごろ朝鮮に渡り、衣類販売のセールスを行う会社に勤めていた。1947 年に体調を悪くし、働けなくなる。1962 年、関西に所在する O 市へ行き、木工所に勤務する。1963 年、N 県に転勤となるが、同年に水俣の伯父を頼って、再び C 地区に移住する。1967 年、J 地区出身の妻（1949 生）と結婚。同年、N 県木工所に再度就職する。1970 年、再び帰郷し、1971 年にチッソに入社する。以後、2002 年までチッソに勤務する。

③経過　No.7、1943 年、朝鮮にて出生する。父（1900 年生）、義母（1921 年生）、弟（1947 年生）の 4 人家族だった。終戦後の 1946 年、父 46 歳の時に日本へ帰国するが、空襲で町は荒廃し、生家も仕事なく親戚を頼って水俣へ移住する。移住当初は防空壕で暮らしていた。1948 年、民生員の介入で C 地区にある爆弾倉庫居住地（通称：爆弾小屋）に移転した。このとき、6 世帯が居住していた。

1947 年、父脳梗塞発症し寝たきりとなり、生活保護を受給することになる。義母も体が弱かった。1947 年、義母、体調を悪化させるが、次男を出産した。1948 年、義母死亡。親戚（伯父）も生活が厳しく、頼ることができず、ますます生活が厳しくなった。生活保護を受給しつつ、水俣湾で No.7 自作の道具[391]を使い貝や魚を獲り、家族で食していた。1956 年、父再び体調を崩し、寝たきりとなる。生活が困窮した際、助けてほしいと近隣住民に頼むと、「こっちにくるな」また、「あっちに行け」と言われ、助けてくれなかった。その後、父、1960 年死亡した。

No.7　1958 年水俣病を発病し、認定される。1960 年入院、退院を繰り返す。チッソから 1800 万円の補償金を受ける。水俣病認定をされると近隣に住む友達が一斉にいなくなった。同時に、口をきいてもらえない、無視されるなど周囲から激しいいじめに合うようになる。

1960 年当時、弟は C 地区にある親戚のところに預けられ、その後、Q 市児童養護施設に預けられる。

1962 年、No.7 は近畿地方 Z 県 Z 市に木工所に勤務し、弟は近畿 N 県にある木工所に勤務した。木工所の社長は自分が水俣病患者とういうことを知っていた。だが、なにも言わず雇ってくれたことがうれしかった。

1963 年、N 県 n 市に転勤となるが、体調を崩し水俣に帰郷する。伯父のところで生活をしつつ、漁業の手伝いをする。1967 年、伯父に結婚したい、紹介してほしいと頼み、お見合い結婚する。結婚後すぐに、再度 N 県 n 市木工所に勤務する。この時期から、水銀中毒特有の症状、ハンター・ラッセル症候群[392]が現れるようになった。

390前掲註 No339 参照

391牛乳瓶の底を磨き、水中眼鏡を作くる.また、海岸に漂着しているものを使ってヤスや釣り竿を作る.

392末端に強い四肢の感覚障害，運動失調，難聴，言語障害，求心性視野狭窄，ふるえなどの症状群を示す。メチル水銀中毒の症状を詳細に報告したイギリスの医師たちの名にちなんでハンター=ラッセル症候群と

1967 年、長男（K 県 Q 市在住）出生、1970 年には長女（K 県 Q 市在住）が出生し、再び水俣に帰郷する。

1971 年、チッソ社員の募集があり応募し、採用となる。水俣ではチッソは大企業であり、優秀な人しか入れないところ。自分が入社できるとは思わなかった。チッソでの主な業務は、肥料の袋詰め作業だった。仕事は大変だったが、収入は安定し生活は安定していた。小型動力漁船を購入し、漁にでることもできた。一方、社内での水俣病に関するいじめはなかった。

水俣病被害者らの運動や活動に関心は常に持っていたが、一定の距離を置いた付き合いをしていた。本当の水俣病患者でない人まで、水俣病だと主張していることに「腹立たしい」思いをしてきた。自分の受けたいじめについては話すが、水俣病患者の権利闘争のための活動については話したくない。

名付けられた.

調査世帯NO.7

時期 ＼ 年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
父	1903 T都出身 1933年代に駅舎に行く 金物卸め 衣類の販売 セールスを行う	1946 結婚 1948 1947 1948 1947 1948 体調悪化	1947 仙台空襲 C地区居住 父体調悪化 死亡 独身金庫居住地(6世帯居住)生活保護受給	1949 1958 1960									
母	1921生	25歳 二男出産	死亡										
NO.7	1943生 聖餅出生	1946 東京都出生 C地区居住 居住地水俣へ	1948	1958 発病・認定	1960 入院・退院	1962 2市 N県n市転勤 木工所勤務 水俣に移住	1963	1967 結婚 再度N県n市 1948生	1970 1971 水俣居住 チッソ入社		2002 チッソ退職 企業年金		2013 C地区在住
妻													2013 C地区在住
長男								心地区出身		1985 高校卒 専門学校 会社員	1990		2013 K県O市在住
長女								長男出生	長女出生	1988 高校卒 会社員			2013 K県O市在住
弟	1947生 水俣市出生			1962 M市児童養護施設	1966 木工所勤務								

階層コード	T2	Z2	Z1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員	2	2	1	1	2	2	2	2	1	1	0	0	0
家族人員	4	3	2	2	4	4	4	4	2	2	2	2	2

社会保障の状況	1.国保有 2.厚生年金有 3.介護保険認定有
	4.水俣病認定有 5.チッソ補償金受給1,600万円

ケースNo.7 階層移動グラフ

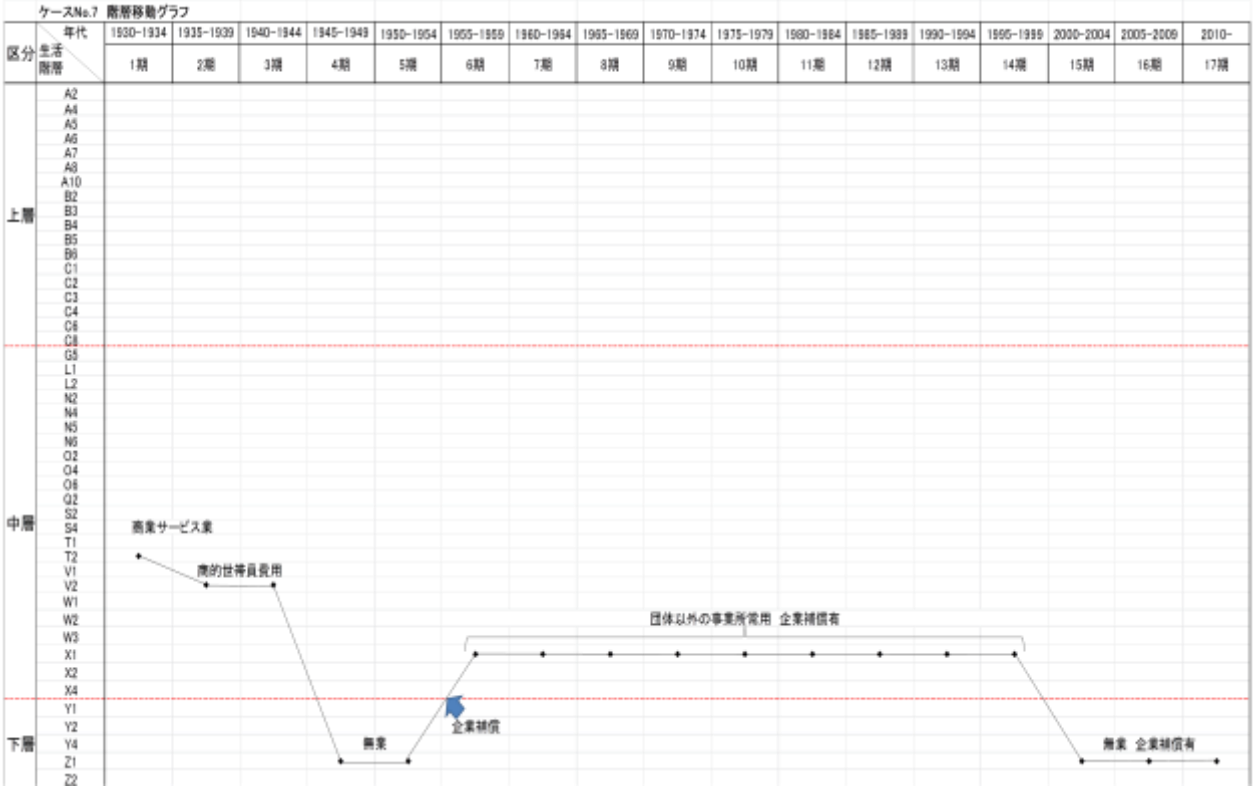

4）No.8 のライフヒストリー

①調査時　2013 年、No.8、F 地区にて一人暮らし。夫、千葉県に単身赴任をしている。2011 年に弟が死亡したことによって、身内が全くいなくなったという。田畑の土地は所有してないが、みかん山を 8 アール所有している。障害者手帳 3 級を有し、障害年金を受給している。また、夫の健康保険に加入している。介護保険は利用していない。一カ月の生活費はおおよそ 13 万円ほど。現在、足腰が悪く、移動が困難。住宅改修して室内をバリアフリー化したい。これまで、つらいことがたくさんあったが、水俣でずっと生活していきたいという希望を持っている。

②前歴　父、旧国鉄に勤務していたことから、鹿児島本線の駅を転々とする。収入は安定していた。母、F 地区地域の網元出身で、地元では大きな網元だった。No.8 幼少のころ家事手伝いをしたり、母の生家をてつだったりしていた。1973 年、高校を卒業と同時に、東京へ働きにでる。東京で飲食店員として就職する。その後、体調不良のため仕事が長続きせず、東京都、千葉県、神奈川県など居住地を変わり、職を転々と変わる。1973 年から 1975 年の間に 4 回以上替わった。

③経過　No.8、1955 年、F 地区に出生する。1973 年、高校を卒業と同時に、東京へ働きにでるが、体調不良のため仕事が長続きせず、職を転々と替わる。1973 年から 1975 年の 3 年間に 4 回以上替わった。同時に、東京都、千葉県、神奈川県など居住地も変わった。頭痛、眩暈、手足に力が入らない、仕事に集中できないなどの症状が現れるようになった。周囲にこうした症状を訴えても理解されず、品物が運べない、怠けているなど陰口を言われるようになった。女性の社員から「体か弱いね、男性の気を引くためにわざとやっているのではないか」との一言がとってもつらかった。

1981 年、会社を退職し、1982 年水俣に移住する。夫は単身で千葉県に残り、夫婦別々の生活となった。夫と暮らしたかったが、一緒にいると迷惑をかけると思い別居を選んだ。当時夫、生活費を仕送りする余裕はなく、No.8 の生計は主に父の年金で生活することになる。

1990 年、父死亡。このとき、No.8 さらに体調が悪化する。耳鳴り、頭痛、カラス曲がりの症状が日常的に起こり、水俣病の症状が頻繁に起こるようになる。坂道の途中に自宅はあるが荷物をもって上がれない。また、バスの昇降際、転倒するのではないかと思い怖く、病院への受診時には付き添いが必要な状況となった。この頃より、生活の不安がひどく感じられるようになってきた。日々の生活費は、僅かではあるが夫の仕送りで生計を立てる。1995 年、障害者手帳を取得する。そして、2004 年、母が死亡した。

2005 年、原田医師[393]より水俣病診断を受け、水俣病認定を申請するが棄却される。2009 年再度申請するが棄却される。再度申請の際、臍諸を持参する。水銀濃度 0.33ppm[394][395]という測定結果を示

---

393 原田正純医師

394「医療ニュース」によると、世界保健機関（WHO）は毛髪の水銀濃度で症状が現れるか否か、成人で神経症状の出現が疑われる最小の基準値に 50ppm と定めている。日本政府は毛髪中の水銀濃度を水俣病認定の基準値としていない。なぜなら、毛髪中の水銀濃度は短期間で低下しやすいとされるためである。昭和 40 年に水俣病特有の症状が認められた成人 103 人のうち、48 人の毛髪中濃度が 50ppm 未満であったという。なお、新潟星陵大学丸山公男教授は毛髪の水銀濃度で線引きするのは危険だと指摘する。

すが、水俣病として認められなかった。現在、裁判を行うための準備をしている。

近所付き合いはないが、福祉施設の利用者や支援者らとは交流がある。寂しくはない。今思うことは、水俣には仕事がない。仕事で人がつながるといいのだが。仕事でつながる場所、機会があり、福祉で人がつながるといい地域ができる。

---

http://www.qlifepro.com/news/20120913/minamata-disease-mercury-concentrations-below-the-reference-value-also-likely-onset.html　2016.12.7

[395] 1973年、7月23日、国は社会状況を踏まえ、一般消費者の水銀汚染の不安を解消するため、総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm以下とする「魚介類の水銀の暫定規制」を設定した。

調査世帯NO.8

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.8		1955 父演鉄職員の家庭 F地区出生 母F地域網元の家出身			1973 高校卒業 飲食店店員など	1975 会社員と結婚 東京	1981 退職 1982 水俣に移住 夫単身関東地域Y県 父の年金で生活		1988 父死亡 体調さらに悪化	1995 障がい手帳取得	2004 母死亡	2005 水俣病申請 却下 2009 再度申請却下.	2013 一人暮らし 2011弟死亡
階層コード	W2	W2	W2	W2	T2	T2	T2	Z2	Z2	Z1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況
1.障害年金 2.障害者手帳3級 3.介護保険なし
4.水俣病認定申請中 5.夫の健康保険扶養
6.月13万円程で生活

ケースNo.8 階層移動グラフ

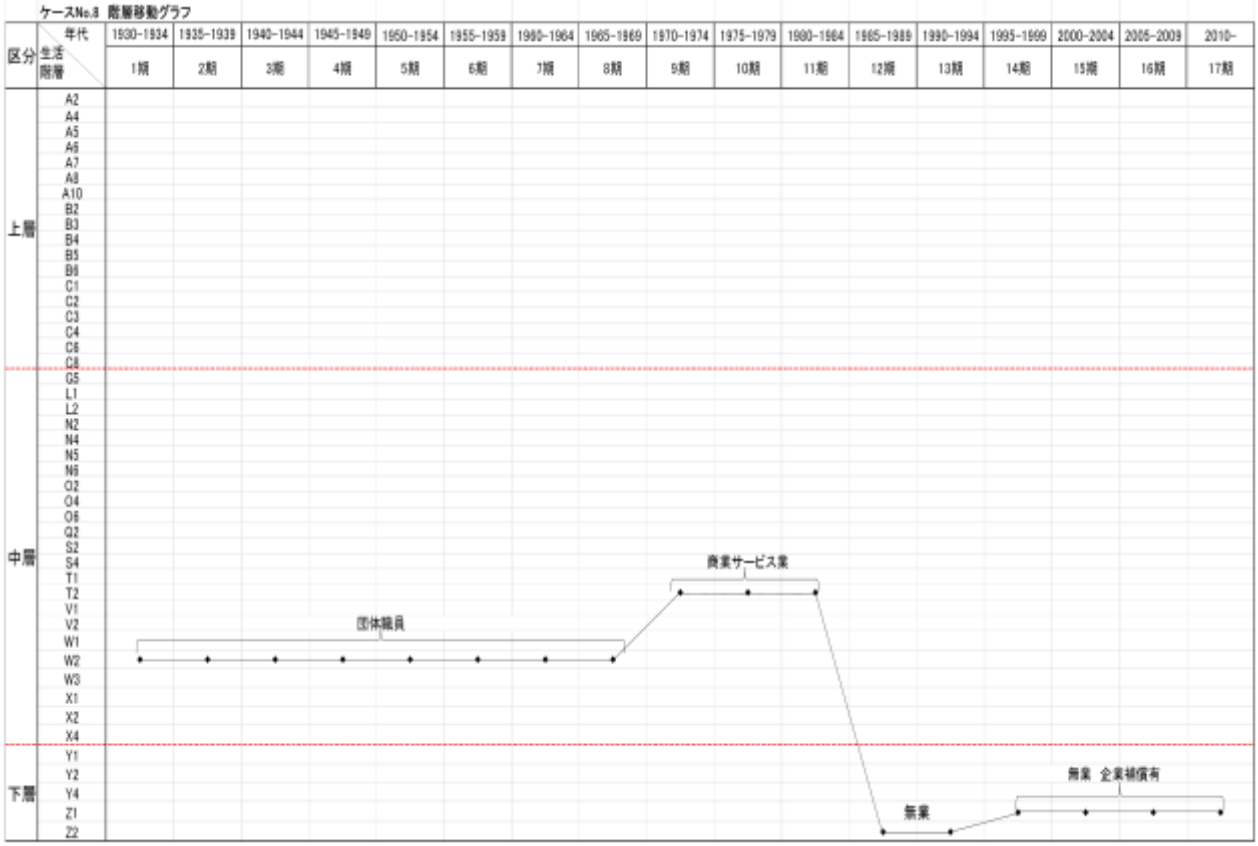

5）No.10 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.10、A 地区にて長女（現看護師）と同居している。国保、国民年金を受給している。介護保険制度は利用していない。農耕地としての田畑や山林の土地は、所有していない。漁業権、漁船等も所有していない。

日中の生活は、自宅で過ごし、外出、隣近所の親戚のところに行くぐらい。腎臓病の疾患があるため、月 2 回の受診（食事療法）をしている。病院への受診は近所の人に送迎してもらっている。

②前歴　1961 年、生家が営むいりこ工場を手伝い、主にいりこ干しを担う。1962 年、結婚後、船大工であった夫と結婚。公害が広がるにつれて、船大工の仕事が激減、造船業衰退する。1973 年生家いりこ加工を手伝う。夫船大工を辞め、土木作業員など日雇いの仕事を転々とする。1985 年、生家の家事手伝いならびに、いりこ加工を手伝う。長女、中学を卒業して市内の高校へ進学し、その後、県内の看護学校へ入学する。看護学校卒業後、AB 市内の病院に勤務する。2005 年まで AB 市在住。

③経過　No.10、1934 年、A 地区網元漁師家庭に出生する。幼少のころ体が弱く、よく転んでいた。また、幼いころから耳鳴りがあった。みんな耳鳴りが聞こえるものだと思っていた。幼少より、いりこ漁の手伝いを行う。中学卒業後働き、27 歳ごろまで他県で働き、実家の生活費を仕送りしていた。だが、帰郷して生家いりこ加工業を手伝う。1962 年、I 地区に住む夫（船大工）と結婚。同年に長女が出生する。公害に環境破壊によって漁師が減少し、船大工の仕事がなくなっていった。人口減少で漁師を継ぐ者もいないと同時に、船大工を継ぐ者もいなくなった。生活に困窮し、夫日雇い労働として建設現場（水俣市、芦北町、津奈木町）で働く。高い日当を求めて職を転々とした。No.10 はこの頃、生家の手伝い。わずかな給金をもらう程度で、生活費にもさほどならなかった。

1969 年に水俣病集団訴訟に加わり 1973 年勝訴。水俣病認定を受ける。チッソより補償金[396]1600 万円受給する。受給した資金は、家の改修費および生活費に使った。仕事は変わらず生家の巾着網漁[397]と、いりこ加工業を手伝うが、このとき、夫船大工の仕事を完全に辞め、土木作業員の仕事を転々とする。2010 年、夫死亡した。

1981 年、水俣病の症状が重くなり、病院等に行く頻度が多くなる。チッソによる医療保障などあったが、通院の上限額を越え結果、No.10 の負担となった。そのため、家計に占める医療費、特に交通費の割合が多くなり、生活が再び苦しくなった。体の不調のあるところを病院で診てもらいたいが、そう何度もいけないことから、必ず行かなければならない治療を選び、親戚に連れていってもらっている。娘や親戚も仕事があり、病院へ連れて行って欲しいと無理を言えない。スーパーの広告を見てひとりで買い出しに行きたいが行けない。この地域は買い置きしていないと生活が成り立たない。近所に頼めない時はタクシーを頼んで買い出しに出かける。2005 年、看護師である長女が同居する。同居によって心強いが、勤務先が遠くなって娘に負担をかけているようで申し訳ない。また仕事に家事をしてもらっているため、余計に負担が大きいように思う。

親戚が多いため近所付きあり地域住民との交流はある。ただ、40 歳から 50 歳代の若い世代との交流

---

[396]前掲註 No.339 参照

[397]前掲註 No354 参照

はない。ここで将来も暮らしていきたいが、娘や親戚に世話になるわけにもいかない。

調査世帯NO.10

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
No.10	1934生 A地区出生 親元の家庭	1949 中学卒 実家手伝い No.18他界に就職 仕送り			1962 1地区にて結婚	1973 水俣病認定 チッソ補償 支援者 の協力 認定された1690万円受給 生家の手伝いを行う.	1981 医療費等多額 水俣病症状重 くなる.	1985 生家の手伝い 家事が多くなる				2005 長女同居	2007 腎臓病 月二回 自宅 受診 実家の手伝い	2013
夫			1933	1962 大船大工(木造船を製造)	1973 大船大工をやめる 土木作業員など転々								2010 夫死亡(78歳)	
長女			1962生 長女			1977 中学卒	1980 1983 高校卒 看護学校卒 市内病院看護師					2005 NO.10と同居		2013 AB市病院 勤務

階層コード	A2	A2	S4	S4	Y1	Y1	Y1	Y1	Y1	Y1	Y1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	
	1.国保有 2.国民年金有 3.介護保険認定無
	4.水俣病認定有 5.チッソ補償金受給1,690万円

ケースNo.10 階層移動グラフ

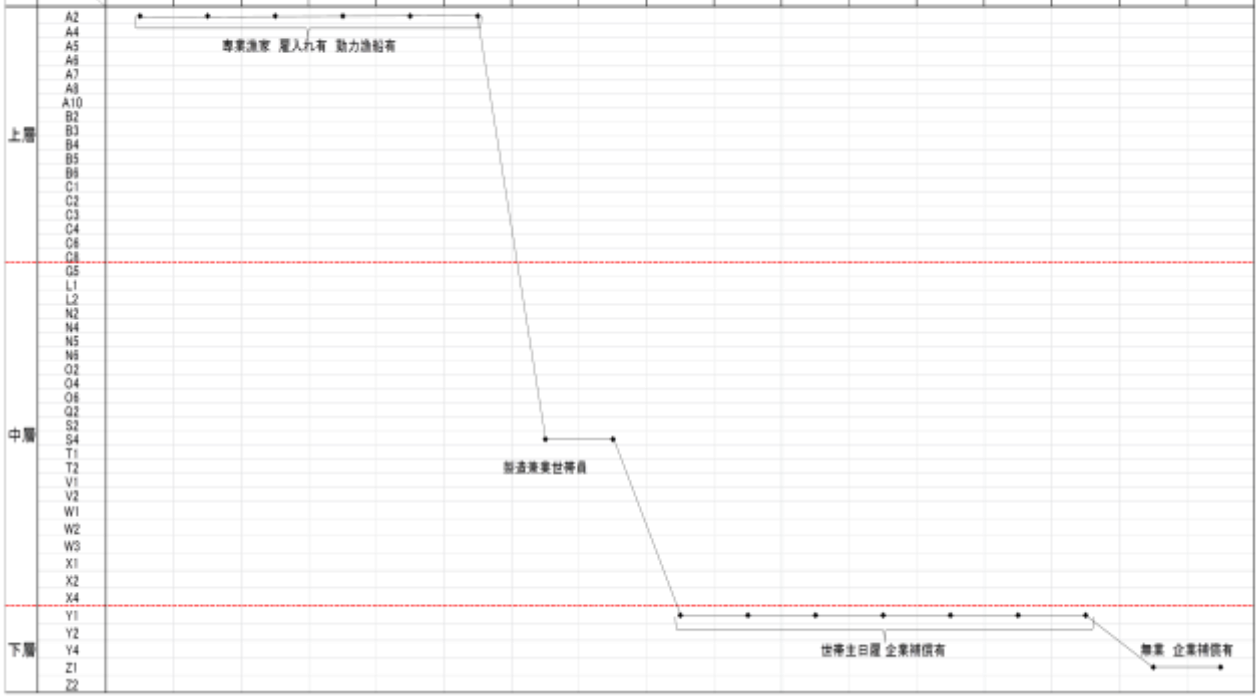

6)No.11 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点 No11 夫婦 2 人暮らし。チッソからの補償と年金で生計を立てる。時々漁に出ているが、生計を立てるほどの収入はない。国保、国民年金を受給している。水俣病認定あり、チッソからの補償を受けている。農耕地としての田畑、山林の土地は所有していないが、漁業権および漁船等は所有している。

日中の生活は、自宅で過ごすことが多い。妻は、地域の集まりに出かけたりしているが、体調がすぐれず自宅で横になることが多くなった。

長女（B 地区）、長男（A 地区）、次男の 3 人の子どもがおり、相互交流はあるが、次男（AC 県）他県に在住している。主に長男が No.11 の生活を支えている。

②前歴　1955 年、A 地区在住の妻（網子漁師）と結婚し、巾着網漁[398]を行うようになる。このころより、漁にでても魚が獲れず不漁が続くようになる。1965 年、生活が困窮となり、日雇い労働を行うため陸に上がった。仕事は主に、八代海沿岸の道路建設を行った。日雇いの日当は、男性 250 円、女性 200 円だった。職を転々としつつ、生計を維持した。1975 年、チッソによる補償金[399]を使って、動力漁船を購入し、鹿児島県長島沖、東シナ海で漁を再開する。

③経過　No.11、1930 年、A 地区網子漁師家庭に出生する。幼少のころから漁を手伝い、海で獲れた魚や貝を食していた。15 歳ごろ A 地区にある網元のもとで網子となる。当時、A 地区には網元が 6 件ほどあり、日によって網元を変えていた。よく通っていた網元が 1955 年劇症型水俣病[400]でなくなる。

1955 年ごろ海に出られず、生活は苦しかった。また、仲卸業者による不買運動が重なり、魚を水揚げできないばかりか、売買ができなかった。

1959 年、漁民 3,000 人集まり、チッソ水俣工場まで抗議集会を行う[401]。このとき、漁に出られず生活は困窮していた時に、長男が出生した。その日の生計を維持するために、夫婦で日雇いに出かけた。日雇いの賃金が低かったため、地域の住民の中には、名古屋や大阪に出稼ぎにでる者がいた。廃業する漁師も多かった。

1974 年、水俣病認定の申請を行う。1975 年、C ランクの判定を受けチッソから補償金をもらった。補償金は得たが、日雇いや出稼ぎの生活は続いた。妻は 1976 年ごろ、同じく C ランクの判定を受け、同額の補償金を受けとった。

1975 年、補償金を使って動力漁船を購入し、鹿児島県阿久根を基地として、鹿児島県長島沖、東シナ海に漁にでた。水俣湾や八代海では漁はできなかった。補償金をもらった後、お金を貸して欲しいなど親族からの申し出はなかった。だが、補償金をもらった住民のうち、親族間で争いが絶えなかったところはたくさんある。同じ漁師家庭で過ごし、兄弟間で補償金がもらえた人と、もらえなかった人で争

398前掲註 No.354 参照

399前掲註 No.339 参照

400前掲註 No.344 参照

401いわゆる漁民暴動.水俣市（2007）『水俣病―その歴史と教訓―』水俣市企画課、ｐ.59 によると不知火海沿岸漁民総決起大会には 2000 人余りとある。

いが起こっていた。A 地域は、共同生活を主としているため、もともと住民同士を差別するような地域ではない。同地域は生活保護世帯がいないことが特徴であるように、みんなで助けあって生活してきた。

しかし、親族間の分断が地域崩壊へとつながった。1994 年、吉井市長[402]のもと、もやいなおしということばが初めて使われ、地域住民間のつながりの機運が高まったが、親族間での修正が難しい。一度崩れると、親族間のもやい直しはできない。

今後の不安としては、チッソが別会社[403]となって、今後協定書に書かれている補償を続けて行くのか、不安である。また、環境省の回答も安心できる回答ではない。しかし、私たち以上に、水俣病未認定患者[404]は、不安定な生活を抱えているだろうと思われる。

---

[402]吉井正澄氏　1994 年 2 月、第 13 代水俣市長に就任.同年 5 月 1 日、水俣病被害者に対し、水俣市長として初めて公式に謝罪する。水俣病のために疲弊、分断された市民の融和を図り、絆を取り戻す「もやい直し」の運動を展開する。「環境モデル都市」「新しい水俣」を提唱した.水俣市長を 2 期務め、2002 年 2 月退任した。

[403]2011 年チッソは機能材料分野、加工分野、化学薬品分野において営む事業を JNC 株式会社に譲渡した.

[404]水俣病認定を申請するも、水俣病認定審査会に認定されない者をいう。

調査世帯NO.11

時期 ＼ 年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.11	1930	1955	1958	1963	1965	1967	1974	1975					2013
	A地区出生 漁師家庭	漁師：結婚 巾巻網	漁民稼動 チッソ工場に就職		建設作業員（道路建設） 日当：250円 日雇	女性は200円	水俣病認定申請 Cランク1600万円	漁を再開（長島、東シナ海） 船、網を購入 機械化漁法に転換					時々漁に出ている
妻								1975 認定Cランク1600万円					2013 自宅
長男			1959 長男出生						1977 A地区にて大工				2013 大工
長女				1963生 長女出生		（B地区在住）							
次男					1967生 次男出生	（AC県在住）							

階層コード	A10	A10	Y2	Y2	Y1	A5	A5	A5	A5	A5	A5	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保有 2.国民年金有 3.介護保険認定無
	4.水俣病認定有 5.チッソ補償金受給1,600万円

ケースNo.11 階層移動グラフ

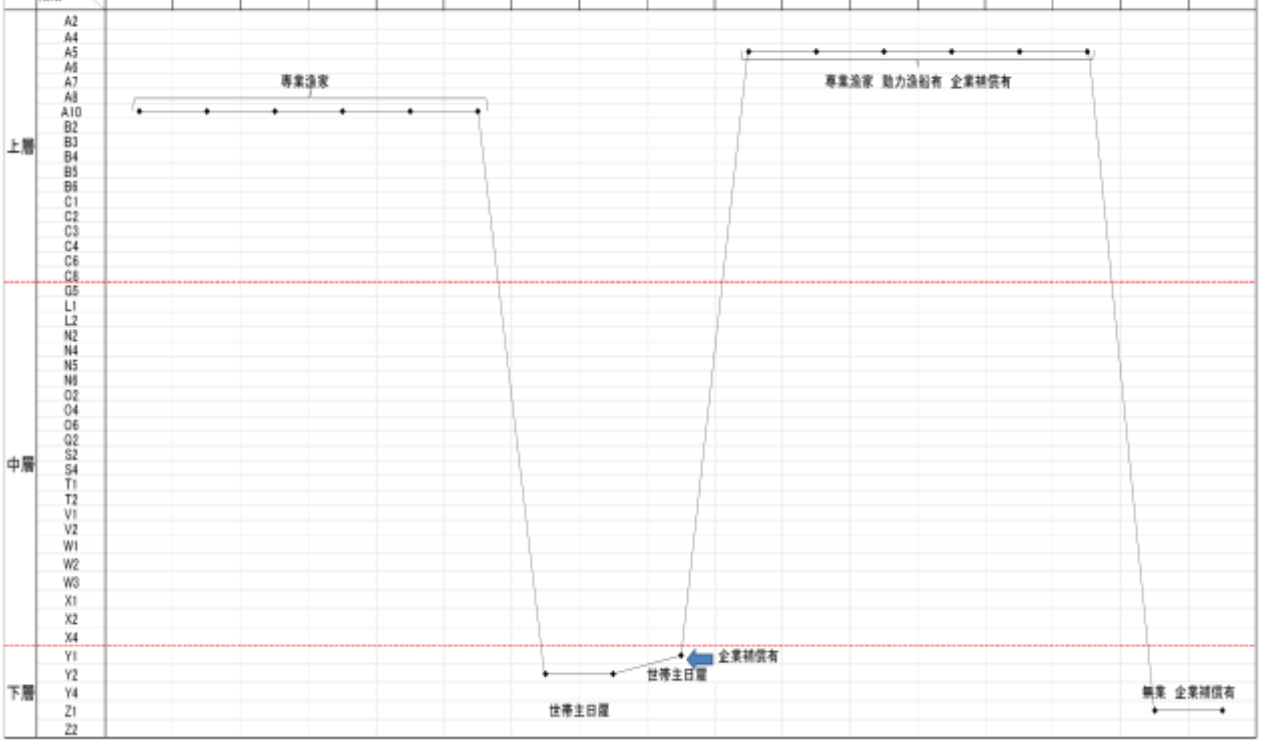

7)No.13 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、体が思うように動かないため、漁をやめ陸にあがった。日中は、土地を借り、主に畑仕事を行う。出荷できるほどの野菜は栽培していない。自宅で食べる程度の野菜を作っている。田畑の土地は所有していない。調査時、国保、国民年金を受給している。また、医療手帳[405]を受給している。体が動けばもう一度海にでたい。家族構成不明。

②前歴　1965 年、網子として働く。1976 年、動力漁船を購入し、長島沖、牛深で一本釣り漁（鯛など）を行う。獲れた魚は水俣ではなく鹿児島県出水市などの港に水揚げしていた。

③経過　No.13、1936 年、K 地区半農半漁家庭に出生する。出生当初の就労は、農業はからいも栽培であり、漁業は父網子として働いていた。幼少のころから漁業、農業の手伝いをしていた。体が弱く、よく転んでいた思い出がある。15 歳の時、K 地区の網元の基で網子として働く。主に巾着網[406]、地引網を引いていた。地引網は当時 15～17 人くらいの網子で引いていた。浜は活気があり、食べるものに困らなかった。

1955 年ころから魚の獲れなくなり、猫が海に落ちたり、鳥が突然落ちてきたりするようになった。地引網も引けず、巾着網での漁もとれなくなった。次第に漁の回数も減り、生活が厳しくなった。

1959 年、チッソに抗議するためにチッソ水俣工場前で座り込みを行った。何も生活はよくならなかった。漁師仲間の紹介で、佐賀県にのり養殖へ出稼ぎに行く。また、市内の建設現場（道路建設）でも働いた。日当は安かった。網子をしていた時の半分もなかった。

1965 年、網子として他の船を転々として漁業に従事し、長島沖、東シナ海にイカ漁などに出漁した。魚はよく獲れていたが、収入はあまりよくなかった。長島沖、東シナ海にイカ漁などに出漁した際、指導料として水揚した魚の大半を獲られていた。体調はすぐれず、手のしびれや、耳鳴りあった。子どものころから耳鳴りあったため、あまり気にならなかった。しかし、1965 年ごろから手のしびれ、耳鳴りがひどくなり、網が引けなくなった。

1976 年、借金をして漁業を独立し、動力漁船を購入した。漁場は長島沖、牛深に行って鯛などの一本釣りを行っていた。水俣湾近海での操業は禁止[407]されていたためできなかった。密かに禁止区域で釣っていた漁師もいたが、自分は釣らなかった。

1970 年以降、次第に体調が悪くなり水俣病の症状を疑うようになる。生活も苦しいことから、水俣病の申請をしようと思ったが、このときしなかった。地域のいじめがひどかった。あいさつしても返事がなかったり、日用品を貸してもらえなかったり、また、水俣病を申請している者を悪くいうようにな

---

[405]水俣病が発生した地域において水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する人を対象とし、療養費、はり、きゅう施術費および温泉療養費、療養手当を支給している。また、四肢抹消優位の感覚障害以外の一定の神経障害を有する場合を保健手帳対象者とし、療養費、はり、きゅう施術費および温泉療養費を支給している。

[406]前掲註 No.354 参照

[407]1960 年、7 月、水俣漁協は水俣地先 1000m以内の漁獲禁止区域を設定し漁獲を自主規制した。また、1975 年 4 月 1 日水俣市漁業協同組合は水俣湾内の操業を禁止した。

っていた。自分もいじめられるのではないかと思い怖くて水俣病の申請ができなった。

1989 年水俣病症状としてのカラス曲がり、耳鳴り、頭痛がひどく漁が思うようにできなくなり、自覚するようになる。漁はもう無理だとおもうようになった。水俣病認定を申請するが棄却される。再度、水俣病の認定を受けたいと思い申請するが、棄却される。生活費がなく苦しかった。1992 年、再認定を申請し、医療手帳の対象となる。これが最後のだと思って申請した。細々と漁は続けていたが、出漁することができず収入は激減した。

2002 年、思うように体が動かせず漁ができなくなった。漁にもいかなくなる。2008 年ごろから近所に畑を借りて、野菜作り（借地）をしている。近隣住民とのかかわりはあいさつ程度で、ほとんどない。

調査世帯NO.13

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.13	1935	1954	1959	1965		1976		1989	1992		2002		2013
	K地区出生 半農半漁	網子として従事 巾着網、地曳網	造船職勤	網子 他の漁船を転々 巾着網(長島、東シナ海)		漁業独立		水俣病症状 認定申請 申請棄却	再認定申請 医療手帳対象となる. 細々と漁は続けた.		身体が動かない.		丘に上がった. 畑仕事をしている.
階層コード	C6	C8	C8	C8	C8	A6	A6	A6	A6	A5	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保有 2.介護保険無 3.医療手帳有

ケースNo.13 階層移動グラフ

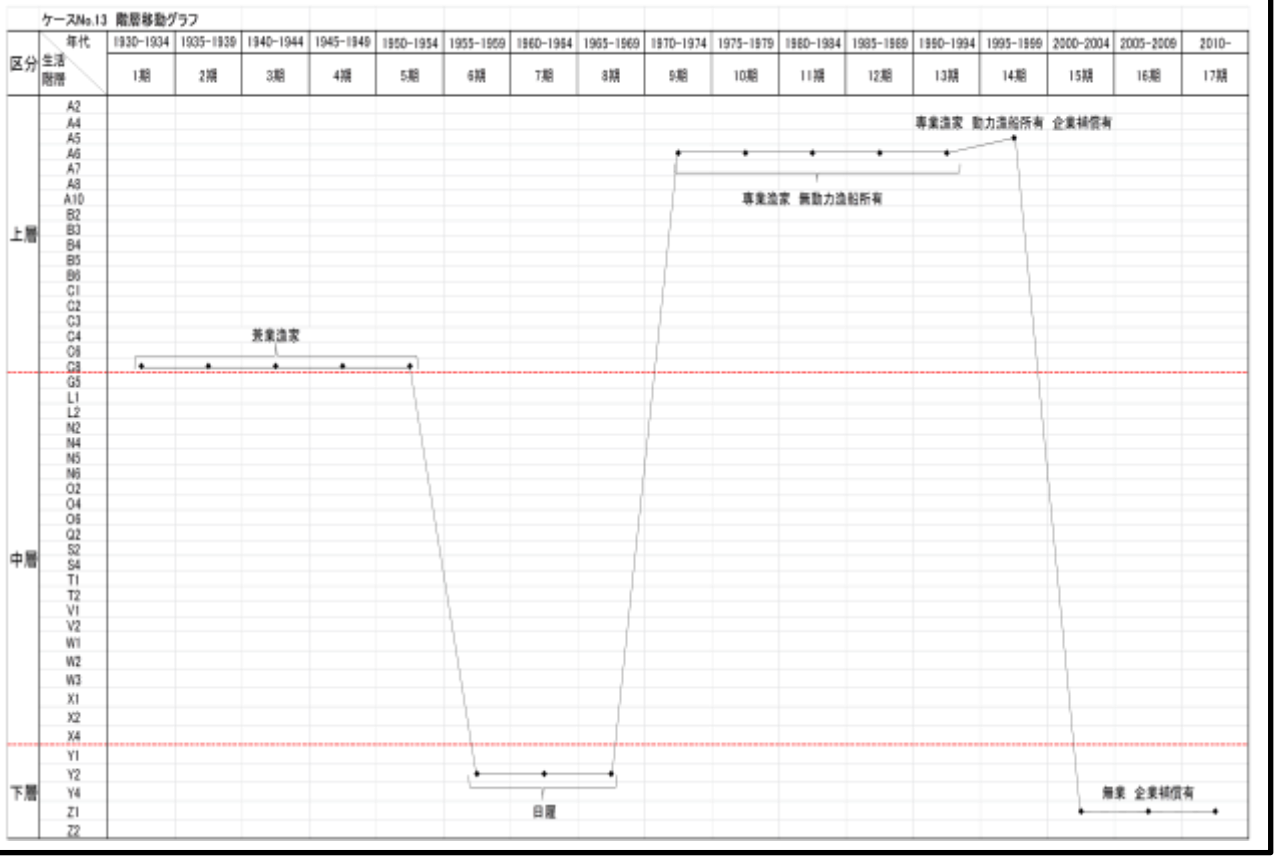

8)No.16 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、自宅で一人暮らし。日中は自宅で過ごすことが多い。時々公共施設で手芸や習字などレクリエーションをするために利用している。田畑や山林の土地は所有していない。また、漁業権ならびに、漁船も所有していない。社会保障は、国保、厚生年金を受給しているが、介護保険は利用していない。この他に、医療手帳[408]を取得している。また、一時金 260 万円を受け取っている。公共施設に行くと友達はいるが近所にはいない。話相手が欲しい。

②前歴　1955 年、夫と離婚した後、子育てしつつ職を転々とする。1960 年、製材所に勤務しながら、水俣病問題にかかわる活動を行う。その後、親戚の農作業を手伝い、年金生活となる。

③経過　No.16、1925 年、L 地区にて出生する。両親幼いころ亡くし、農業を営む叔母に育てられる。叔母は養豚を営み、比較的裕福だった。結婚するまで叔母の養豚の仕事を手伝っていた。幼少の頃より、釣った魚をよく食べていた。また、叔母の自宅でも魚が主食で、毎日食べていた。水俣病の症状である耳鳴りや、頭痛、カラス曲がり[409]は幼少のころからずっとあった。耳鳴りはみんなあるものと思っていた。

1950 年、25 歳の時、チッソに勤務する夫と結婚し、同年長女（AB 市在住）を出産した。夫、給与の大半を飲み代に使っていた。国道 3 号線沿いにたくさん飲食店があり、昔は大変活気があった。夫の給与が酒代へと無くなるため、家計が成り立たなかった。1955 年長男（M 市在住）を出産した後、夫と離婚した。離婚後 J 地区に転居し、叔母の紹介で農家の手伝いに行くことになった。収入が少なく、土木作業員や農家の手伝いなど職を転々としながら家計を支えた。土木作業員の日当は 200 円だった。農家に比べて、その日に賃金がもらえるばかりか、日当はよかった。だが、子ども 2 人を育てるには、収入が少なく食べるのにやっとだった。生活保護は考えもしなかった。生活保護を受給すると周囲の目もあり、恥ずかしいという考えがあったように思う。

1960 年まで職を転々とするが、市内にある製材所に勤務することとなる。このころ、知人の頼みで、水俣病訴訟活動に関わることになる。自分も同じような症状があったため参加した。主な活動内容は、活動カンパを募ることをしていた。当時、水俣に全国からたくさんの支援者が来ていた。

1970 年、知人の紹介で長男が名古屋に集団就職することになる。No.16 は 1970 年、チッソ東京本社に座り込みを行う。製材所に勤務しながら、休みを利用して水俣病問題に関する活動を行っていた。会社は活動に関して何も言わなかった。製材所に勤務するようになって、収入は低かったが生活は安定したように思う。

1975 年、水俣病の認定を申請するが棄却される。再度申請するが棄却される。水俣病訴訟、救済活動は続けた。1990 年、製材所を退職し、親戚のみかん栽培、野菜作りの農業を手伝う。（毎日ではない。）農業収入は小遣い程度であり、75 歳くらいまで手伝いにいていた。1995 年、一時金 260 万円[410]を受け取る。2000 年以降、年金生活をしている。

---

[408]前掲註 No.405 参照

[409]前掲註 No.362 参照

[410]前掲註 No.364 参照

調査世帯NO.16

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.16	1925 L地区出生 両親亡 板寄養育 農家家督(養子)	1950 結婚 長女出生	1955 長男出生：離婚 離婚後J地区 土木作業員、水俣病訴訟活動に参加 農家手伝い	1960 転職繰り返す。 製材所に勤務	1970 東京チッソ本社 座り込みを行う。 製材所に勤務	1975 水俣病の認定申請 棄却 再度申請要部 水俣病患者救済活動			1990 製材所を退職 親戚の農業 等手伝う 年金と農業収入	1995 一時金受け取る 260万円			2013 自宅で過ごす 福祉サービス を利用している。
夫		夫チッソ勤務	不明										
長女	1950生				1968 高校卒 会社員 AB市在住								
長男		1955生 長男			1970 M市へ移住 就職 M市在住 (工場勤務)								
階層コード	B4 X2	Y2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Y2	Y1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況
1.国保有 2.厚生年金 3.介護保険無
4.医療手帳 5.一時金260万円

ケースNo.16 階層移動グラフ

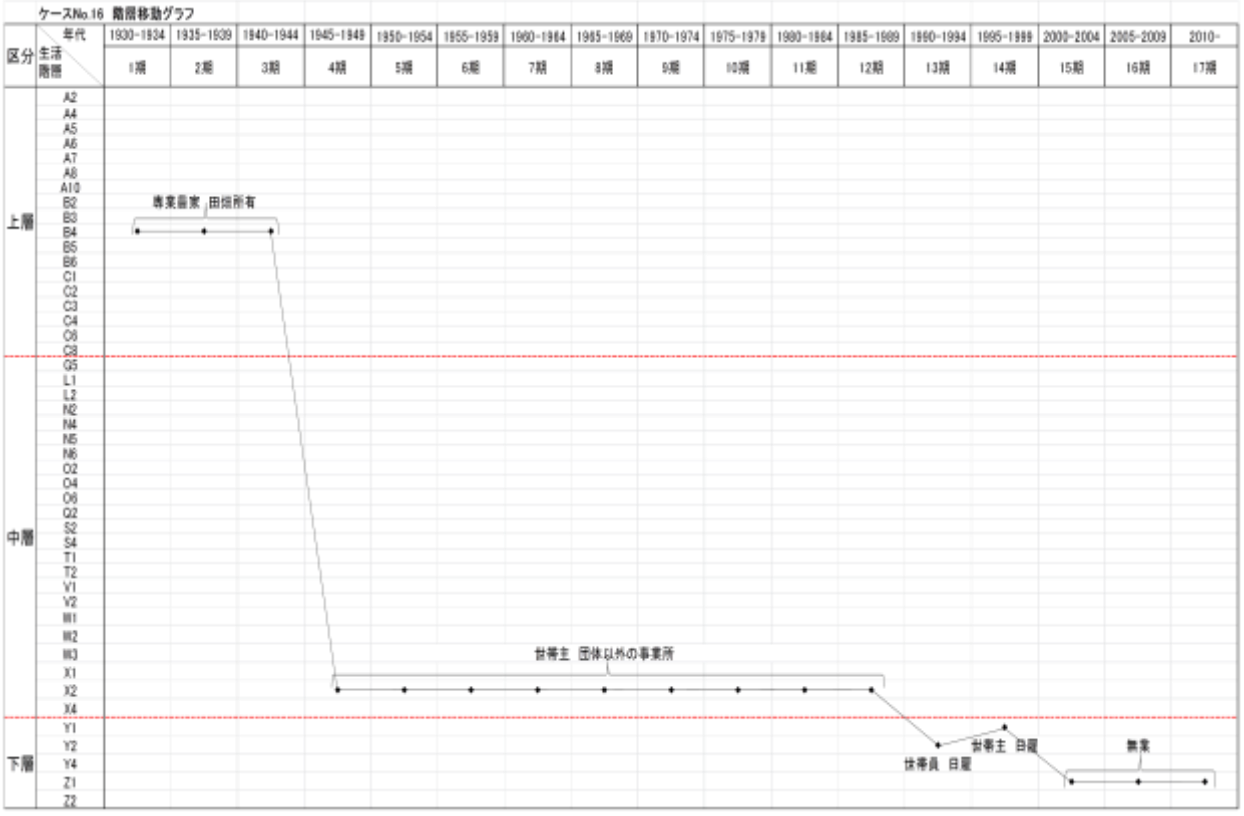

9)No.22 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、市内にあるディサービスを週 2 回利用している。要介護認定は要介護度 2 を受けている。農耕地の土地を田 8 アール、畑 5 アール、山林約 10 アールを所有している。漁業権や漁船は有していない。社会保障は、国保、国民年金を受給している。水俣病認定がされており、チッソからの補償を受けている。（ランクは不明）長男 N 地区に在住し会社員である。No.22 と同居はしていない。

②前歴　漁師と結婚し漁業を営む。また、みかん栽培を経営し、半農半漁で生計を立てていた。1950 年代後半から、漁が不漁となり、No.22 の夫出稼ぎにでる。1970 年代に体調がさらに悪化し、水俣病認定の申請を行い夫婦ともに認定される。

③経過　No.22、1932 年、N 地区に出生する。生家は代々続く農家。米やからいもを作っていた。N 地区では何百キロとからいもを作っていた。幼少のころから家の手伝いをしていた。1957 年、18 歳年の離れた夫（1914 生）と結婚する。夫、小さな農地を持ち、カライモ作りをしていた。また、自営で 4 つのいりこ製造場を持っていた。

1957 年ごろ、地域の主要な漁は地引網に変わっていた。だが、いりこが獲れず、どの世帯も家計は赤字だった。水俣病の問題でいりこが全く売れなくなった。いりこを作っても買い手が自然となくなった。このころ、農協からの勧めを受けみかん栽培を始めるが、食べて行けず半農半漁となった。みかん畑を買うため、土地の購入資金を農協で借りた。みかんの栽培には軌道に乗せるのに時間がかかった。裏年、表年があり、みかんの収穫にバラつきがあった。収益が得られるようになるのに相当な時間がかかったように思う。出稼ぎの仕事は、建設現場やのり養殖に出ていた。みかんが収穫できるようになると、みかん栽培で生活費をつないだ。

1960 年、長男出生する。このころより、No.22 体調悪くなる。（出稼ぎは続く）体調が悪いのは、出産したからだと思っていた。だが、体調は回復せず、寝たり、起きたりの生活が続いた。栄養のあるものをと言って、夫、魚を食べさせてくれた。子どもを育てなければならなかったため早く治したかった。しかし、めまいやふらつき、頭痛がひどくなった。体調が悪いなか、いりこの天日し、漁の手伝いをしていた。夫も、頭痛、ふらつき、手足のしびれがひどく、漁に出られない時があった。

1970 年ごろ水俣病の原因がチッソと言われるようになり、訴訟を起こす人が出てきた。しかし、訴訟を起こす人は、地域から大変な差別を受けるようになる。差別を恐れて訴訟をためらう人、街を離れる人がたくさんいた。

1975 年、日に日に体調が悪くなり、生活していけないことから水俣病の救済を受けたいと思った。だれかに勧められたからではなく、自分たちの生活を守るため、水俣病認定の申請を行った。当時、長く漁ができず生活はかなり困窮していた。実家に援助を求めたが、水俣病を嫌い助けてもらえなかった。米を買うことができず、やむにやまれず毎日、魚を食べていた。食べるものがなかった。

1976 年、No22、夫ともに水俣病認定を認定され、補償金[411]を受ける。（認定額やランクは不明）1980 年、農作業ができず、少しでも収入を得るため農協に就職する。

---

[411]前掲註 No.339 参照

1983 年、夫、糖尿病、感覚障害激しく寝たきりとなり、仕事(農協)を退職して夫の介護がはじまる。主な仕事は畑仕事とみかん栽培となる。1987 年、夫死亡。一人で畑仕事を行うことになる。だが、みかん栽培だけは、人に頼むことにした。山を登ったり、下りたりできなかった。また、収穫したみかんが重く運べなかった。加えて、同時期、漁を辞める。もう昔のような海ではなく、漁業権も放棄した。漁業権を持っていても仕方がなかった。農業収入の方が安定していた。

2000 年、体調不良から、みかん栽培を辞める。みかん山を他の人に貸した。2013 年、ディサービスを利用する。友人は多いが、近所付き合いはない。

調査世帯NO.22

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.22	1932 N地区出生 農家家庭（カライモ）	1957 結婚	1960 体調不良			1975 1976 申請 水俣病認定	1980 1983 農協就職 夫介護 農協退職	1987 一人で畑仕事を行う 漁をやめる 漁業権放棄			2000 みかん農地借りる みかん山を他の人に貸している		2013 デイサービスを利用する
夫		1914生 農家 カライモ作りま				1975 1976 申請 水俣病認定	畑仕事と みかん栽培を行う	1987 夫死亡					
長男		半農半漁となる。 自宅でイリコ製造 みかん栽培 佐賀方面は稼ぎ のり養殖 練炭販売	1960生 長男		N地区在住 会社員								

階層コード	B4	C4	C4	C4	C4	C3	G5	B3	B3	B3	Z1	Z1	Z1
田	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a
畑	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a
山林	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a
漁業権	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保有 2.厚生年金 介護保険利用あり, 要介護2
	水俣病認定補償内容不明

ケースNo.22 階層移動グラフ

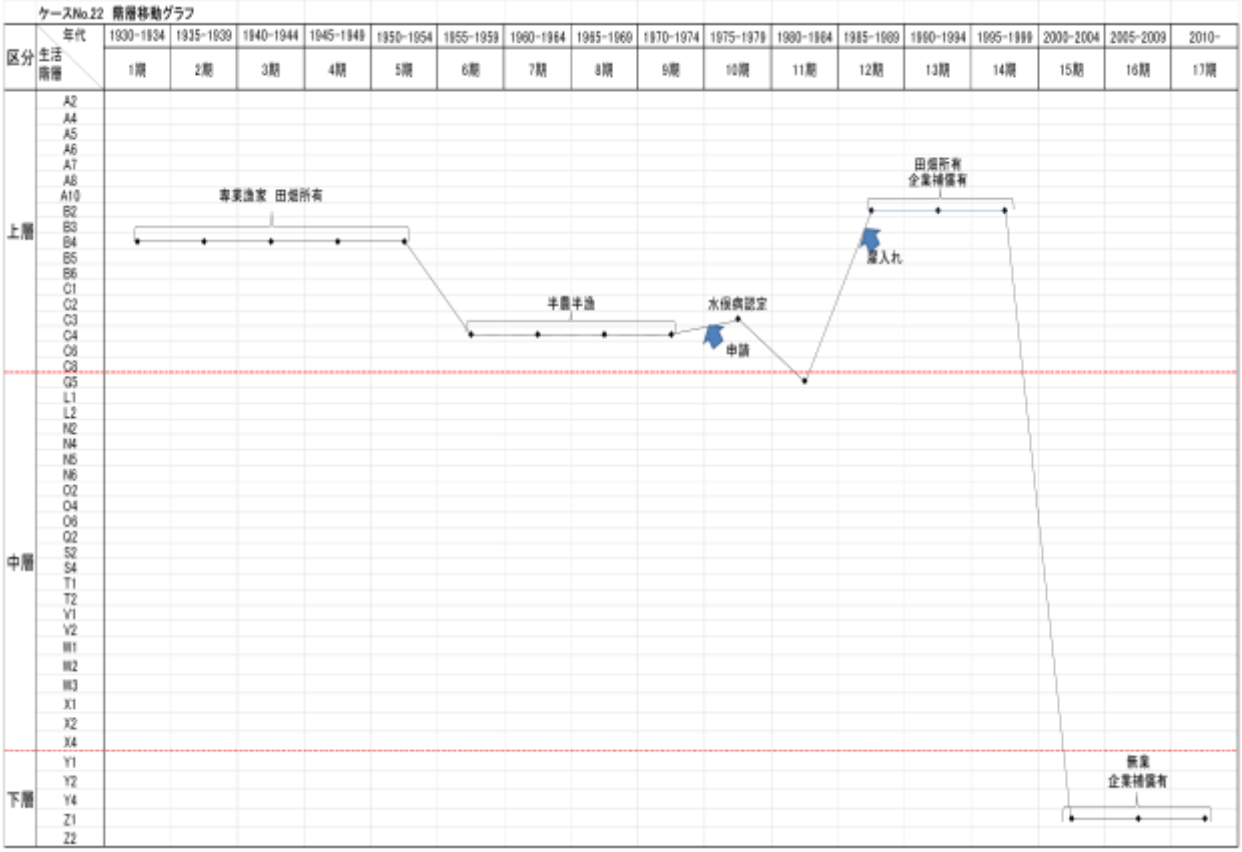

10)No.25 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.25（1927 生）2013 年より高齢福祉施設（ディサービス）を週 1 回、利用している。要介護認定は要支援 2 を受けている。高齢福祉施設に行くと友達がたくさんいる。しかし、近所付き合いはほとんどない。会ったら挨拶を交わす程度。一人暮らしで、日中は自宅で過ごすことが多い。農耕地としての田畑は所有していない。また、漁業権、漁船も所有していない。社会保障は国保、国民年金、厚生年金、医療手帳を受給している。

②前歴　夫、長女を亡くしてから、仕事をしつつ、水俣病に関する運動に参加する。1973 年、福祉施設の相談業務兼事務職員として勤務する。1998 年、福祉施設を退職する。以後、水俣病啓発活動や水俣病未認定患者[412]らの支援活動を行う。

③経過　No.25、1927 年、C 地区にて 6 人兄弟の長女として出生する。父、打たせ網[413]漁師をしていた。幼少期、裕福ではなかったが、海で魚を獲ったり、貝を獲ったりして楽しかった。幼少のころから父母の手伝いをしていた。1956 年、がし網[414]漁師の夫（1923 生）と結婚する。No.25 漁を手伝う。

1958 年、夫、突然の発作、手足のしびれがひどく市内の病院へ行った。その後、熊大へ入院を勧められ入院するが、発病して 9 日目に死亡した。同年、長女を出産するが、脳性小児まひと診断された。近所に複数同じような症状を持つ家庭があった。みんな症状のことを言わないで、隠していた。

1959 年、水俣病運動を行う。チッソ水俣工場玄関前に座り込みをした。娘のことや生活費が必要なため、現金収入を求め日雇い労働に従事した。主に市内や近郊の町の道路建設へいった。日当は 200 円－250 円(男性 250 円、女性 200 円)程だった。また、飲食店のパートとして働いた。加えて、水俣病運動のカンパで生計を立てた。カンパは不知火海沿岸地域を回り水俣病問題を訴えカンパを募った。しかし、「自分たちのことばり考えないで、周りの人たちのことも考えろ」「お前たちのせいでボーナスが減る」親戚からは「座り込みなどを辞めろ。これ以上続けると縁を切る。」近所からは「本当に病気なのか」と言われた。家族を失った悲しさや、病気で苦しむ人の気持ちは周囲にはわからない。1961 年、長女死亡する。後に胎児性水俣病と認定された。

1965 年、水俣病の運動が激しさを増し、運動する日時も多くなった。生活は大変だったが、日雇い、パートなどしながら運動を続けた。1970 年代、水俣病認定にかかる申請を行い、認定される[415]。

1973 年、市内にある福祉施設に正規職員として勤務する。水俣病によって家族を失ったことから、福祉施設に勤務しても水俣病の問題を切り離して考えることができなかった。1987 年、福祉施設を退職する。1998 年パート、掃除含む、仕事辞める。

1999 年、水俣病啓発活動を行ったり、水俣病未認定患者らの支援を行ったりした。なお、当時、近

---

[412]水俣病患者の認定は公害健康被害補償法に基づき、水俣病認定審査会が判定する。旧環境庁が 1977 年、四肢末梢優位の感覚障害など複数の症状の組み合わせが必要と認定基準を厳しくしたため、棄却が相次ぎ、裁判での争いが続いた。認定されない者を未認定患者という。

[413]前掲註 No.349 参照

[414]前掲註 No.348 参照

[415]認定時期、補償金額は不明。インタビューの回答を拒否。

隣住民とのかかわり、ほとんどななかった。

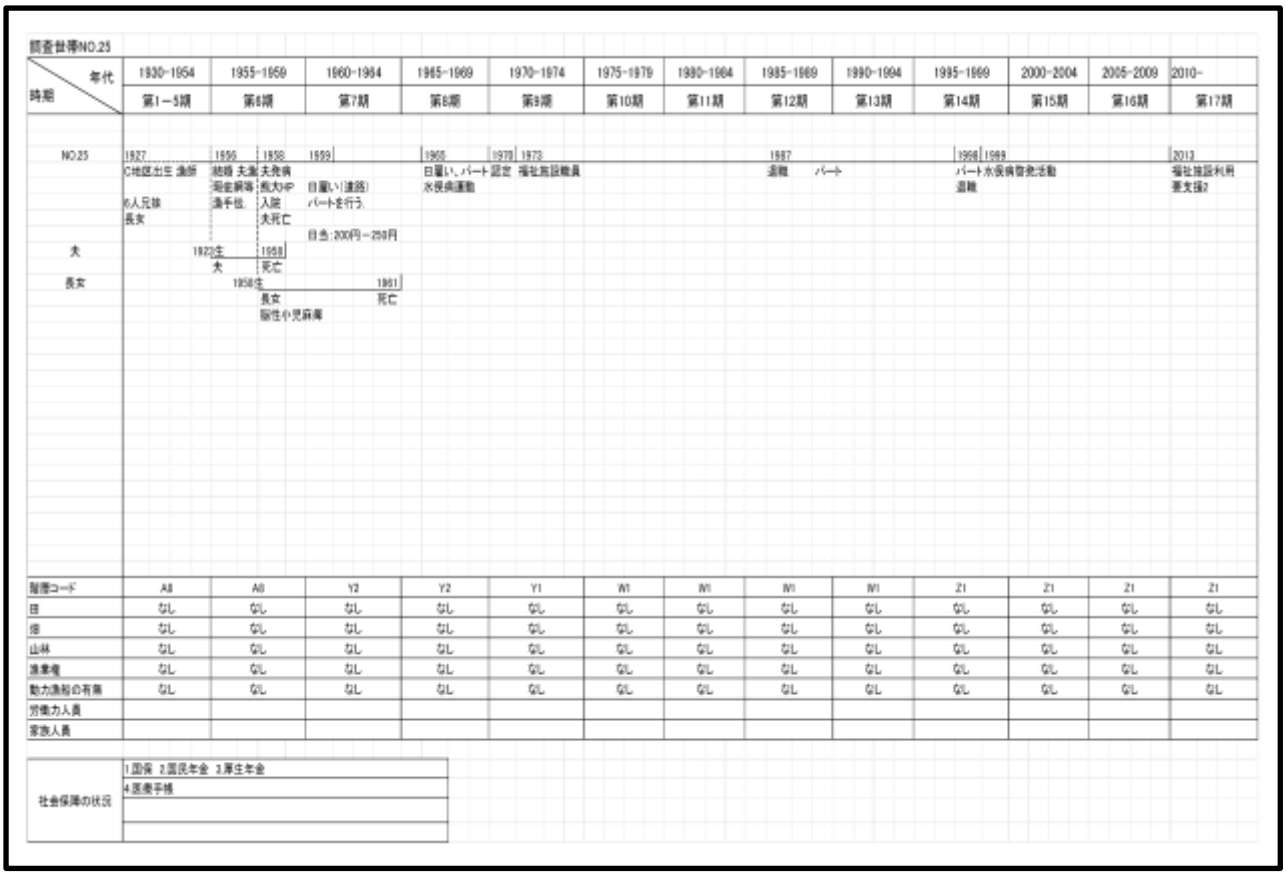

調査世帯NO.25

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.25	1927	1955	1958	1959		1965	1970	1973		1987		1998	1999	2013
	C地区出生 漁師	結婚 夫漁	夫発病			日雇い、パート	認定	福祉施設職員		退職 パート		パート水俣病認定申請		福祉施設利用
		漁師開始	病状HP	日雇い(建設)		水俣病運動						退職		要支援2
	6人兄妹	漁手伝.	入院	パートを行う.										
	長女		夫死亡											
				目当:200円－250円										
夫	1923生		1958											
	夫		死亡											
長女	1958生				1961									
		長女			死亡									
		脳性小児麻痺												
階層コード	A8	A8	Y2	Y2	Y1	W1	W1	W1	W1	Z1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	
	1.国保 2.国民年金 3.厚生年金
	4.医療手帳

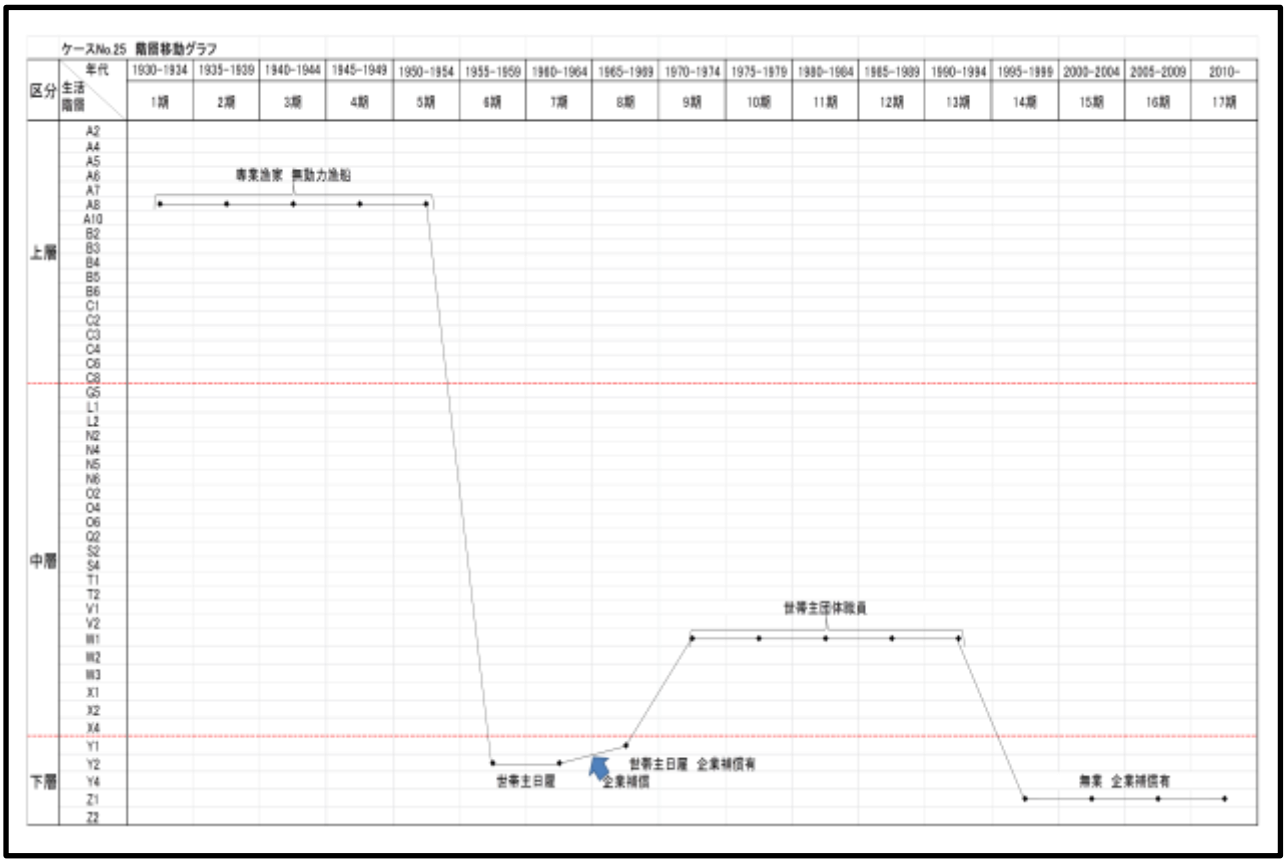

11)No.27 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.27（1939 生）日中は夫（1934 生）と自宅で過ごすことが多い。農耕地としての田畑は所有していない。土地を借りて、畑仕事をしている。野菜作りは自宅で食べるものを主に栽培している。漁業権、動力漁船を所有しているが、現在、漁には出っていない。近所付き合いはほとんどない。挨拶程度。社会保障は国保、国民年金を受給している。また、1992 より医療手帳を受給している。

②前歴　1970 年打たせ網を夫とともに行う。冬場は夫が出稼ぎに出て生計を立てていたが、生活が安定せず、1985 年、借金をして、鯛など養殖業を夫とともに営む。養殖業は一時的に安定したが、2003 年頃、漁獲単価の下落や船の燃料費、エサの高騰から養殖業を廃業する。

③経過　No.27、1939 年 K 地区にて巾着網、かし網網元漁師家庭で 4 兄妹の長女として出生する。兄妹みな体が弱かった。耳鳴りがよくしていた。また、よく転んだ覚えがある。幼少のころ家の手伝いをしながら、網子の子どもと海でよく遊んだ。集落全体が一つの家族のようだった。また、近所と助け合っていた。

1954 年、中学を卒業後、大阪の紡績会社に 2 年務めた。その後、帰郷し実家の漁の手伝いを行った。実家に帰ると「奇病」の話ばかりだった。奇病の話は地域全体に広がり、一緒にいるとうつる、また、「あそこうちから嫁はもらうな」といわれていた。当時、漁に出ても魚が全くうれない状況だった。

1963 年、打たせ網漁師の夫（1934 生）と結婚する。夫の手伝いをしていた。1964 年、長男（現在 AB 市在住会社員）が誕生した。長男を背負って漁に出っていた。漁は家族全員で行っていた。

1965 年、次男（現在 S 県在住会社員）、1967 年長女（現在 T 県在住）、1969 年次女（現在 AB 市在住会社員）を出産した。子育てしながら漁を行うことができず、実家に子どもを預けていた。魚は以前ほど獲れなくなっていた。また、魚が獲れても水俣に水揚げできないことから、出水や阿久根などで水揚を行っていた。

1970 年打たせ網を行うが漁獲高が上がらず、夫、冬場 S 県に出稼ぎにでる。建設現場などを転々としていた。夫からの仕送りや実家の手伝いで生計を立てていた。生活は厳しかった。実家や親戚の助けがなければ生活できなかったと思う。

1978 年親戚の勧めで、水俣病の申請を行うが棄却される。生活を安定させるために、1985 年、養殖業を開始する。鯛などの養殖を行った。養殖には生簀など設備投資に多額の費用を要し、親戚や銀行、漁協から借金をした。養殖業をはじめてからは、収入が安定し生活はずいぶん楽になった。しかし、2003 年、養殖魚の単価が暴落したことから、養殖業を廃業する。エサ代、漁船の燃料費等も高騰し、採算が合わなくなった。また、夫も体調もすぐれず、跡取りもいないことから廃業した。漁業権は残した。

調査世帯NO.27

年代 / 時間	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.27	1939 1954	1956	1963 1964	1965 1967 1968	1970	1976		1985	1992		2003		2013
	K地区出生 漁師(網元) 竹著網 船曳網 網子多数雇う	中学卒業 O統樓 工場 就職	K地区帰郷 実家の手伝い	結婚 手伝い	打瀬網手伝い 実家の手伝い	中断	廃止東却	養殖業を開始 養殖業の手伝い.	医療手帳		養殖魚の単価が暴落 養殖業廃業		自宅 畑仕事
夫	4人兄妹 長女		1934					1985			2003		2013
				夫漁師(打瀬網) 実家に子ども預け 漁を行う	冬場の県に出稼ぎに来てる.			養殖業を開始 養殖業の手伝い.			体調崩す 財取りもいない 養殖廃業 漁業権は残した.		自宅 畑仕事
長男			1964生										
			長男				会社員 A8市在住						
次男				1965生 次男			会社員 S県在住						
長女				1967生 長女			T県在住						
次女					1969生 次女		会社員 A8市在住						
階層コード	A4	A4	A8	A8	O2	O2	O2	A6	A5	A5	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	
	1.国保 2.国民年金 3.厚生年金
	4.医療手帳

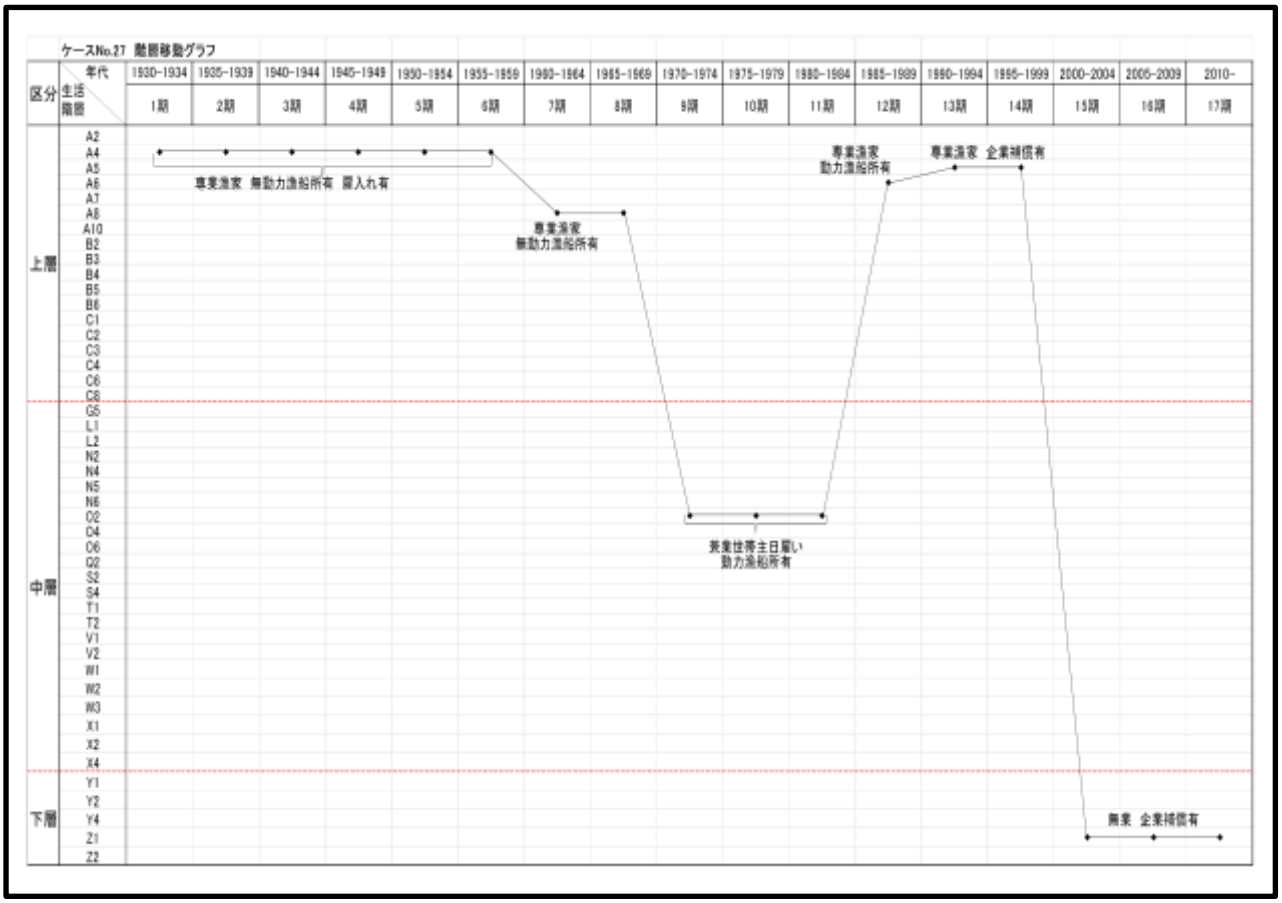

12)No.28 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.28（1944 生）近所付き合いなく、日中の多くを自宅で妻（1947 生）と過ごす。農耕地としての田畑などは所有していない。また、漁業権、動力漁船も所有していない。社会保障は、厚生年金、医療手帳[416]を受給している。

②前歴　網子として働いたのちに、船員学校に行く。そして、1961 年より外洋航路の船で東南アジアへパルプなどの輸送を行う。結婚後に内洋航路に勤務するが、水俣病の症状が現れ退職する。

③経過　No.28、1944 年、J 地区にて、代々海運業を営む家庭で出生する。5 人兄弟の長男。No.28 の父（1918 生）機帆船で W 県方面に炭坑の坑木運搬を行っていた[417]。

1957 年、いわし、ボラ漁の網子として働く。網元は特に決まっていなかった。その都度網元を変えて漁をしていた。学校の帰り魚を釣り、お弁当にしたり、夕食にしたりして食べていた。ものがない時代、魚が栄養をとる手段だった。また、体調が悪い時は魚がよいとされ、毎日食べていた。

1959 年、船員学校に行くため、W 県に行っていた。1961 年、外洋航路船員となりコンテナ船でフィリピン、マレーシアなど、東南アジアに行き、パルプ材料を輸送していた。当時、体調を崩すことが多くあった。カラス曲がり、耳鳴りもあったが、昔からあることとあまり気に留めなかった。船員となって生活は安定した。一年に数カ月日本に帰ってくる生活が続いた。

1972 年、妻（1947 生）と結婚する。1973 年、長男（現在 AB 市在住）が出生する。長女 1974 年出生（現在 S 県在住）、次女 1976 年出生（T 県在住）する。

1973 年に、内洋航路の船員となり、関西電力の火力燃料のための石炭運搬を行った。航路は神戸、大阪、東京、博多、大牟田、門司間を航行した。内洋航路となったが、自宅に帰ることは数日しかなかった。健康への不安はあったが、毎日が忙しかった。作業中、カラス曲がりが起こることがたびたびあったが、仕事仲間にはずっと症状のことを隠していた。J 地区においても水俣病を奇病として扱われ、住民の間で差別、偏見があったようだ。ただ、No.28 は輸送船での生活が長いため、差別、偏見を感じることはなかったという。しかし、No.28 が水俣病とわかったとき、妻や子供たちに影響がないか心配だった。

1990 年、水俣病の症状が頻繁に出てくる。カラス曲がりは朝頻繁に起こる。また、視野狭窄が起こるようになり、手足のしびれが現れるようになった。

1995 年、医療手帳と一時金を受給する。1998 年、海運会社を希望退職した。定年まで働きたかったが、手足のしびれ、視野狭窄、頭痛がひどくなり、これ以上は海の仕事はできないと思った。海の仕事をずっとしたかった。

---

[416]前掲註 No.405 参照.

[417]父、後に憲兵となる。

調査世帯NO.28

時期 ＼ 年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
父	1918生まれ 職業：軍兵												
NO.28	1944 J地区出生 海運業を代々営む 流氷の北太運搬 (W県方面) 5人兄弟-長男	1957 母子： いわし、ボラ 網元 を変えて仕事	1959 船員 学校 F高F市 に行っていた。	1961 外洋航路船員 コンテナ船	1965 外洋航路船員	1972 結婚 内洋航路船員。	1973	1974	1976	1993 水疾病症状	1995 申請 医療手帳受給 一時金	1998 希望退職	2013 自宅で過ごす。
妻					1947生 主婦								2013 自宅で過ごす。
長男					1970生	長男			AB市在住				
長女						1974生 長女			S高在住				
次女							1978生 次女		T高在住				
階層コード	T2	A10	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	
	1.国保 2.厚生年金 3.医療手帳、一時金200万円

ケースNo.28 階層移動グラフ

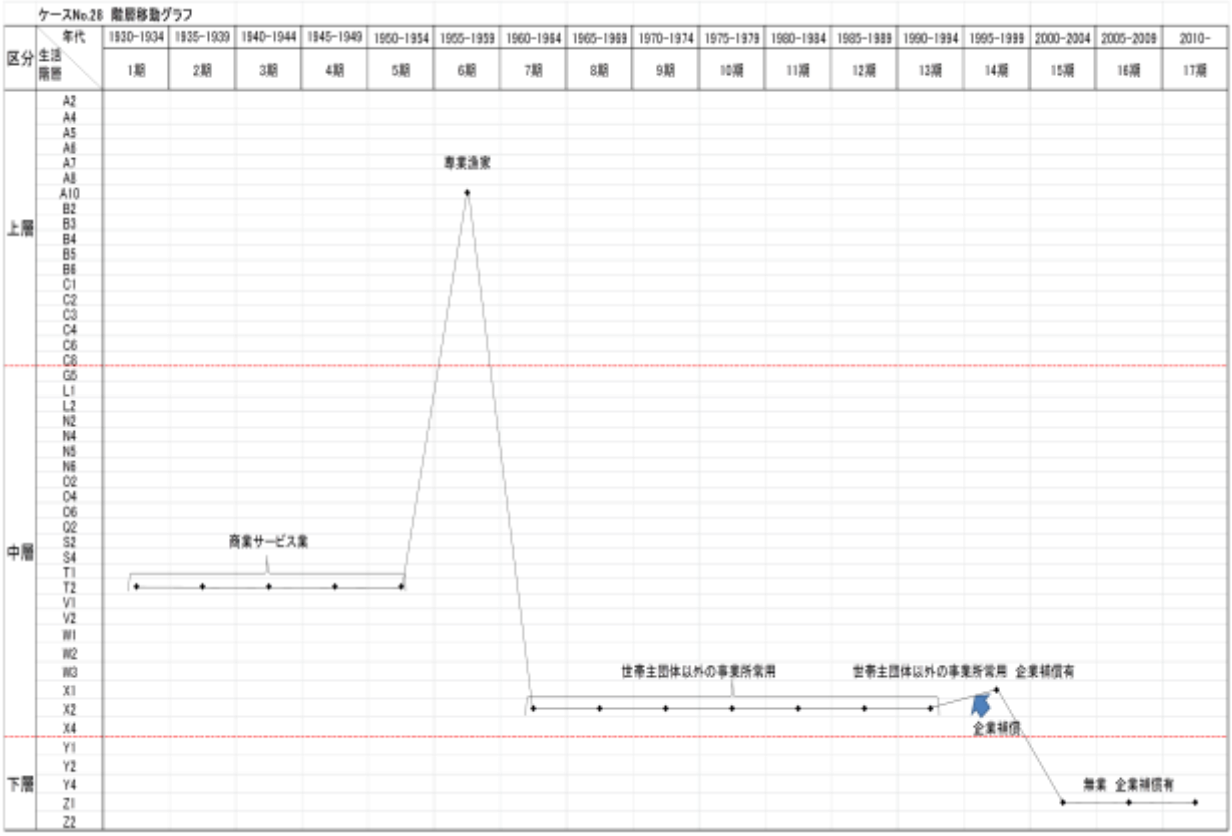

13)No.30 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.30、自宅で過ごすことが多いが、週 2 回高齢福祉施設を利用している。訪問介護、ディサービス、要介護度 2。自宅で生活することが不安になってきている。福祉施設に入居してほうがいいと時々思うようになった。体を動かすことができるが、朝晩、頭痛、めまいがする。体を動かすことがだんだん出来なくなってきた。近所の人も高齢で、外に出る機会がないため、交流の機会がない。訪問介護員（旧ホームヘルパー[418]）が来てくれることが楽しみ。話相手になってくれる。農耕地としての田畑は所有していない。漁船、漁業権も所有していない。社会保障は、国保、国民年金を受給している。

②前歴　魚の行商を 55 歳まで行う。水俣地域で魚が売れなったため、鹿児島本線列車内で販売したり、山間部の駅で売ったりしていた。水俣病認定以後は行商を辞め、補償金[419]と年金で生計を立てる。時々、親戚の農作業の手伝いに行っていた。

③経過　No.30、1923 年、O 地区網子家庭に出生する。11 人兄弟の 3 女（6 番目）。8 歳の時母死亡する。小学校を途中でやめ家の手伝い。12 歳から 15 歳まで奉公[420]に出ていた。No.30 の長兄と四女は O 地区の漁家に養子にでる。

1938 年、仕事を求め熊本市内に出る。八百屋、豆腐屋、ちくわを作る仕事を転々としていた。豆腐は町に出て販売する仕事だった。半年ほどで生家に戻る。以後、水俣に出て、ヌカ買い（ボラのエサ）や、1944 年、魚の行商を開業する。また、夫（1920 生）と出会い結婚する。一男（1946 生、現在 AB 市在住）二女（長女 1948 生、現在 F 県在住、次女 1949 年、現在 AB 市在住）をもうける。

1955 年、長兄水俣病発病する。さらに妹が続いて水俣病を発病した。この頃から、魚が売れなくなった。地元で魚が売れなくなったため、子供を背負って、鹿児島本線列車内で魚を売買していた。また、山間地域に行って魚を売っていた(米や野菜と物々交換したときもあった。)。収入は激減した。魚の行商をしつつ、親戚の農家に働きにでる。からいもを作っていた。あまり給金をもらえなかった。耳鳴りや、手足のしびれがあった。荷を背負うことができない時があった。夫も同様に耳鳴り、手足のしびれがひどかった。

1963 年、親戚の農家の仕事を辞め、行商を主に行う。地域では売れなかったため、鹿児島、熊本に出かけ行商を行う。早朝から深夜まで働いた。水俣でない漁港に魚を買い付けに行かなければならなかった。

1965 年、夫、肝機能障害により体調を崩す。入退院を繰り返す。入院費にお金がかかり、親戚にお金を借りる。1975 年、水俣病認定を申請する。夫婦ともに認定を受ける。チッソからの補償金によって借金を返済する。

1978 年、魚の行商を廃業する。55 歳まで魚の行商に出ていいたが大変になってきた。その後は、補

---

418 ホームヘルパーは、2013 年 4 月より、介護職員初任者研修を修了した者で、介護保険制度での名称は、訪問介護員と称され、障害者分野（障害者総合支援事業）では、居宅介護従事者と称されている。

419前掲註 No.339 参照.

420子守りをしていた.

償金と年金でくらしていた。夫と二人暮らし。時々、親戚の農業を手伝いに行っていた。1984 年、夫脳梗塞を発症し、寝たきりとなる。No.30、夫の介護を始める。高齢者施設のショートステイを時々利用していた。次女が介護を手伝ってくれた。1995 年、夫肺炎にて死亡する。2001 年、No.30 体調を崩す。寝込むことが多くなった。昔からあったが手足のしびれが頻繁に起こるようになる。歩行が不安定で歩けなくなった。

2013 年、体を動かすことはできるが、朝晩の頭痛と体を動かすことが負担になってきた。高齢者施設に入った方がいいかと思うときが時々ある。

調査世帯NO.30

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1～5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
母	1931 死亡												
NO.30	1923 0地区出生 11人家族 9人兄弟 三女(6番目) 8歳時、母死亡	1944 1955 魚行商開業 結婚 子どもを背負って鹿児島 本線列車内で魚を売買 親戚の農家に働きにでる.	1963 農家の仕事辞める. 魚行商を主に行う 鹿児島、熊本に出かけ 行商を行う.	1965		1975 申請認定	1978 魚行商廃業 補償と年金で暮らしていた. 親戚の農家を手伝う.	1984 介護始まる 次女も介護手伝って くれた.		1995 夫死亡 介護生活が長かった.	2001 体調を崩す.		2013 自宅で過ごす. 時々福祉施設 高齢者施設入居 考えている.
夫	1920生 夫 魚行商を営むんでいた.		1963 他市場に魚買 付け.	1965 夫体調崩す 入院、退院を繰り返す. 肝機能障害 親戚にお金を借りる.		1975 申請認定 慢金を返済	1984 夫寝たきり 夫脳梗塞 福祉施設利用			1995 死亡			
長男	1946生 長男		AB市在住										
長女	1948生 長女		T県在住										
次女	1949生 次女		AB市在住										
階層コード	A8	V2	V2	V2	V2	V1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保 2.国民年金
	3.要介護3
	4.チッソ補償金 ランク不明

ケースNo.30 階層移動グラフ

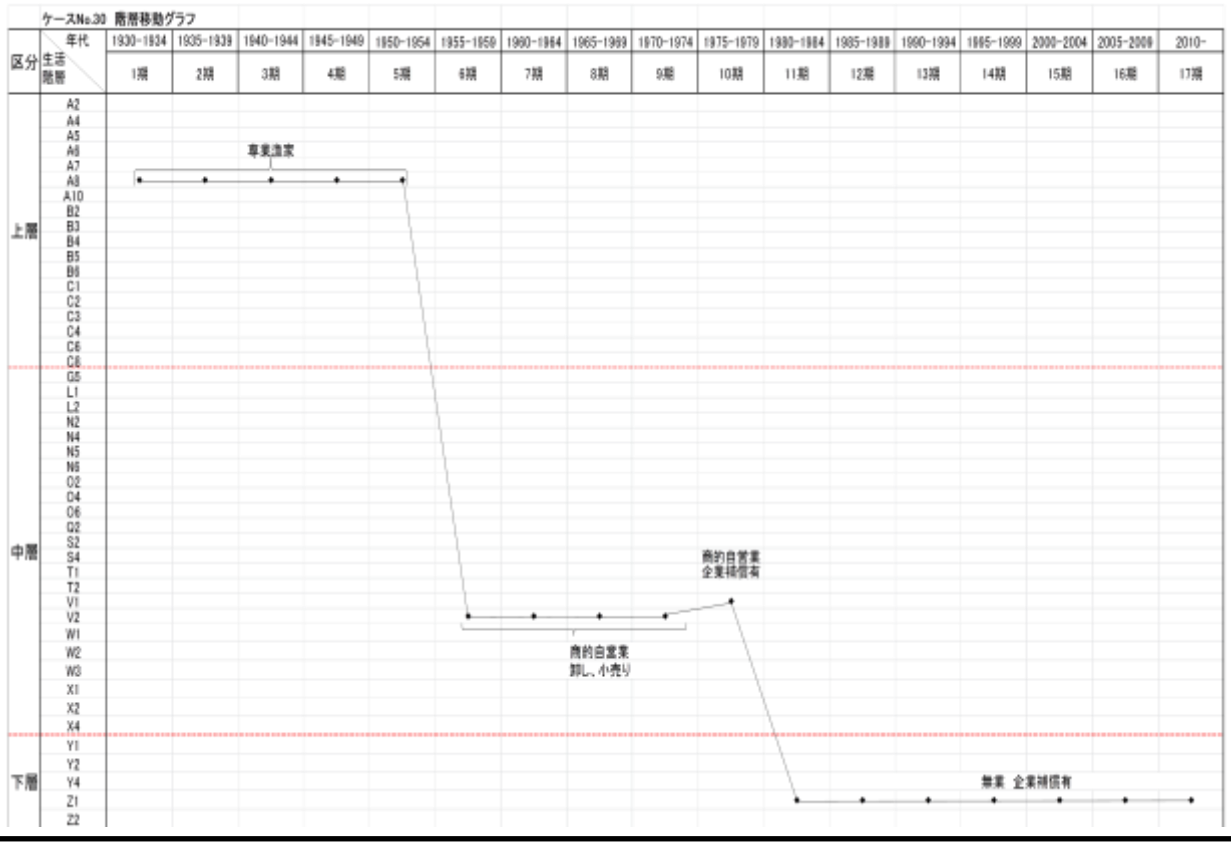

14)No.32 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.32 高齢者施設（ディサービス）を週 1 回利用している。要介護度 1。その他は自宅で夫（1937 生）と過ごしている。社会保障は国保、厚生年金、医療手帳を受給している。農耕地借地している。山は所有していない。また、現在、漁船、漁業権は有していない。

②前歴　打たせ網漁を行いつつ、いりこ加工会社に勤めていた。不漁が続くようになり、夫とともに土木作業員となる。その後、チッソ子会社工場に勤務するが、水俣病の症状が重くなり、退職することになる。

③経過　No.32、1938 年、K 地区漁師家庭に 9 人兄弟の長女として出生する。生家はいわし漁の網元だった。1953 年、K 地区で網子として働いた。1958 年、打たせ網[421]漁師をしていた夫と結婚する。No.32、知人のいりこ加工工場に勤める。加工工場の給与は低かった。なお、No.32 二女、二男のこどもがいるが、インタビューでの回答が得られず生年月日、居住地、現在の状況は不明である。

1960 年、No.32 水俣病の症状が発症する。頭痛、耳鳴り、手足のしびれ、カラス曲がりの症状が顕著に表れる。しかし、上記、症状は幼いころからあった。耳鳴りはみんなあるものと思っていた。

1960 年、夫、打たせ網漁を行うが不漁が続き生活はますます厳しくなった。しかたなく、土木作業員として働く。No.32 もいりこ加工会社も次第に加工量が減少し、仕事が無くなったことから、夫とともに土木作業員として働く。市内の建設現場が多かった。道路工事、工場建設など仕事は多岐に渡った。

1965 年、夫、これ以上漁を行っていては、生活が成り立たなくなると思い、打たせ網漁を辞め、土木作業の会社に勤めるようになる。同時期、No.32、チッソ工場従業員の募集のチラシを近所の人にもらい、応募することになる。応募した後、すぐに採用となり、チッソの関連子会社（工場）へ勤務する。工場の仕事は大変だった。しかし、会社に勤務するようになって生活は安定した。また、工場勤務時の回想として、よくけがをする人がいた。

1973 年、No.32、水俣病の症状が頻繁に現れるようになった。夫とともに水俣病申請をするが、棄却される。このとき、会社の仲間や周囲には黙って申請した。水俣病被害者に対する社会の目は厳しかった。棄却された後、再度申請するが再び棄却される。

1975 年、再度申請した結果、No.32、夫ともに水俣病を認定される[422]。認定を受けると同時に、親戚や近所から「そんなに金が欲しいのか」「本当は水俣病じゃないんじゃなにか」「普通にはたらけるじゃないか」と誹謗中傷が続いた。No.32、夫ともに普通に働ける状況ではなかった。頭痛がひどく立っていられなかった。また、手足のしびれがありものを持つ事ができなかった。

1985 年、朝、起きられないことが多かったことから、チッソ子会社の工場を退職する。この頃から夫出稼ぎに行かなくなり、漁に出ていた。収入にはならない。夫 60 歳ごろから漁を辞める。夫婦ともに体は動かした方がいいと思い、近所に農地を借り農作業を行う。自宅で食べるくらいの野菜を作った。寝たり起きたりの生活だった。周囲には理解してもらえなかった。このころから会社員であった長男と同居するようになる。生計の主体は長男となる。子どもに迷惑をかけているんじゃないか。職場で嫌な

---

[421]前掲註 No.349 参照

[422]補償金額等は不明

思いをしているのではないかと思う。長男全く嫌がらせを受けていることなど話さない。

調査世帯NO.32

時期 ＼ 年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.32	1938 1953 K地区出生 桐子 漁師家庭 桐元イワシ漁 9人兄妹 長女	1958 1959 結婚 打瀬網 症状発症 知人のいりこ加工場 夫漁師 打瀬網（二女、二男）	1960	1965 いりこ会社を辞める チッソの関連会社に勤務	1973 水俣病 症状 申請棄却	1975 認定申請 夫とともに申請二度棄却 再度、申請した認定		1985 退職 畑を借り農作業 長男と同居		1998 年金生活			2014 施設利用、 デイサービス 週1回、要介護度1
		1937生 1959	1960		1973	1975		1985		1990			2014
夫		夫 打瀬網 夫、土木作業員 市内の建設現場 漁を辞める			水俣病 症状 申請棄却	申請二度棄却 再度、申請した認定		出稼ぎもいかなくなる.		漁やめる			自宅で過ごす
階層コード	A8	A8	O4	X2	X2	X2	X2	B6	B6	Z1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	
	1.国民 2.厚生年金 3.水俣病認定
	補償内容不明

ケースNo.32 階層移動グラフ

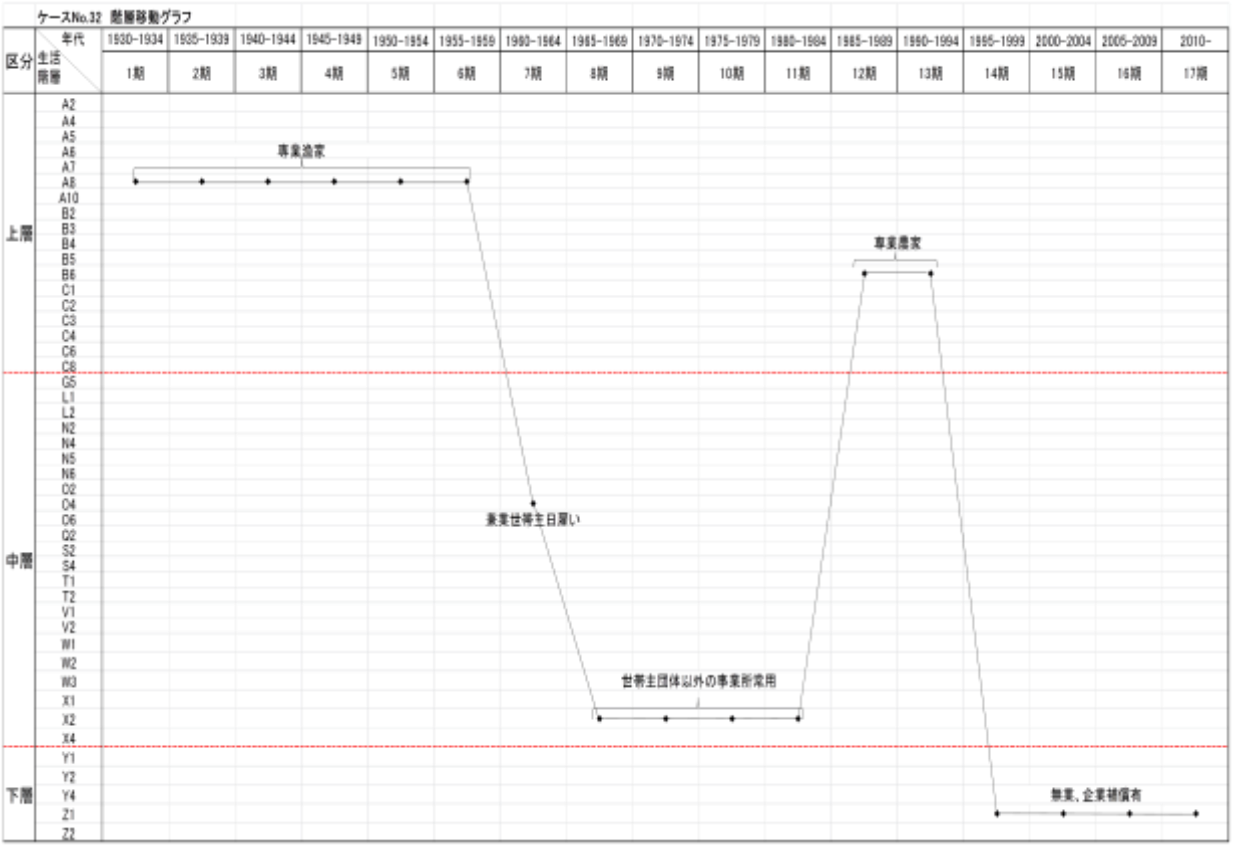

15)No.34 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.34（1931 生）自宅で過ごすことが多い。長い距離を歩くことができず、周囲との関わりはない。時々、外に出って挨拶をする程度。楽しみはない。できればもう一度海に出たい。長女よく様子を見に来てくれる。農耕地としての田畑は所有していない。漁船は動力漁船を所有していた。漁業権は所有している。水俣病の認定を受けている。

②前歴　いわし漁を行う網子として働いていた。1976 年、蛸漁、かし網漁を行う漁師として独立する。1995 年、漁師を廃業する。

③経過　No.34、1931 年、P 地区一本釣り漁師家庭で 9 人兄弟の三男として出生する。幼少のころは海が遊び場で、貝や魚をとっていた。当時、部落全体が家族のようだった。「ひだるか（おなかが減った）といって近所のうちに入るとごはんを食べさせてくれていた。」1943 年、P 地区内であるが転居する。イワシ漁、しろ網の網子として漁に出ていた。五隻ぐらいで漁の網子を行っていた。しろ網は昼間の仕事で 30 人くらいは働いていた。たくさんの魚が獲れて活気があった。

1958 年、妻（1938 生）と結婚する。P 地区に転居し、網子として働こうと思ったが、働く場が無かった。無動力漁船を購入し、一本釣りを行うが不漁が続き、生活は困窮した。

1959 年、長男（現在、F 市在住、会社員）出生する。同時期、夏場は妻と一緒に漁を行った。妻は、子どもを背負って漁にでた。ほとんど取れなかったため、建設現場で働いた。獲れた魚は自宅で食べていた。冬場は No.34、福岡県、関西方面に出稼ぎにでる。主に建設現場の仕事をしていた。

1960 年、次男（現在 P 地区在住、会社員）出生する。1962 年、長女（現在 AB 市在住、会社員）出生する。

1965 年、イワシ漁の網子として働くが、安定的な漁ができなかったことから、出稼ぎ期間が一年を通して長くなった。また、魚を獲っても売り上げとならなかった。当時、カラス曲がりがいつ起こるかわからない状態で仕事をしていた。

1974 年、イワシ漁を行う仲間の手伝いをすることが多かった。仲間がいりこ加工場を作り、そこで働いていた。わずかな日当をもらっていた。周囲に水俣病の症状が出ていることを言い出せなかった。水俣病の診察を受けると、「村外し[423]」が行われていた。

1976 年、水俣病の認定を申請し認定を受ける。認定を受けたことによって R 地区に転居した。補償金で小さな動力漁船（馬力があり外洋に出られるような漁船ではない。）と漁具を購入し、蛸漁、かし網漁を行う。一つの綱に 100 壺ほどついていた。夏場は、一綱に 60 壺ほど蛸が入っていた。そうした綱を多い時で 18 綱使っていた。漁は、午前 5 時から午前 11 時まで行う。漁を次男が手伝ってくれていた。しかし、漁は格段に楽になった。維持費にお金はかかった。不漁の時は赤字だった。

1979 年、長男 F 県に仕事にでる。息子の生活も大変だっただろうに、仕送りをときどきしてくれた。1990 年、手足のしびれ、頭痛、ひどく体調の悪い日が続いた。体の自由が利かなくなった。徐々に出漁回数が減る。網が引けず漁に行けなくなった。年金生活が始まる。医療費などは補償があるが、病院までの付き添いがいない。次男、長女が近くに住むが、仕事もありなかなか頼めない。このとき、漁だ

423 村八分のことをいう。

けでは食べていけず、海にはでていない。農地があるものは野菜を作っていれば、食べていけるがこの辺りは土地が狭く、農業を営める人は限られている。

1995 年、完全に漁を辞めた。漁業権は残したが、魚は売れず、体も悪いため漁に出られない。息子に後を継いで欲しいと言えない。

調査世帯NO.34

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.34	1931 P地区出生 漁師、一本釣り 九人兄弟 三男	1943 転居 イワシ漁 しろ網 網子	1956 結婚 P地区 汽転船 無動力漁	1959 冬場仕稼ぎ、福岡、関西 建設現場	1960 1962 イワシ漁 出稼ぎ:冬場が主だった 建設現場:福岡に行く	1965 イワシ漁 漁平伝 加工場 を作る	1974 R地区転居 蛸壺、かし網漁を行う 小さな動力がついた 水俣病認定を申請、認定 補償金で動力漁船を購入	1976 1979	1990 体調悪い 出漁回数減る 年金生活 医療費等は、チッソ	1995 漁を辞める 漁業権は残した			2014 自宅
妻		1938生 妻	夏場は漁 冬出稼ぎ										
長男		1959生 長男	1960生					1979 長男F市に仕事	F市在住 会社員				
次男			次男			1976 次男漁を手伝う			次男会社員				
長女			1962生 長女						長女AB市内在住 会社員				

階層コード	A6	A8	O4	O4	O4	A5	A5	A5	A5	Z1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1国保、2国民年金、3水俣病認定補償金額不明

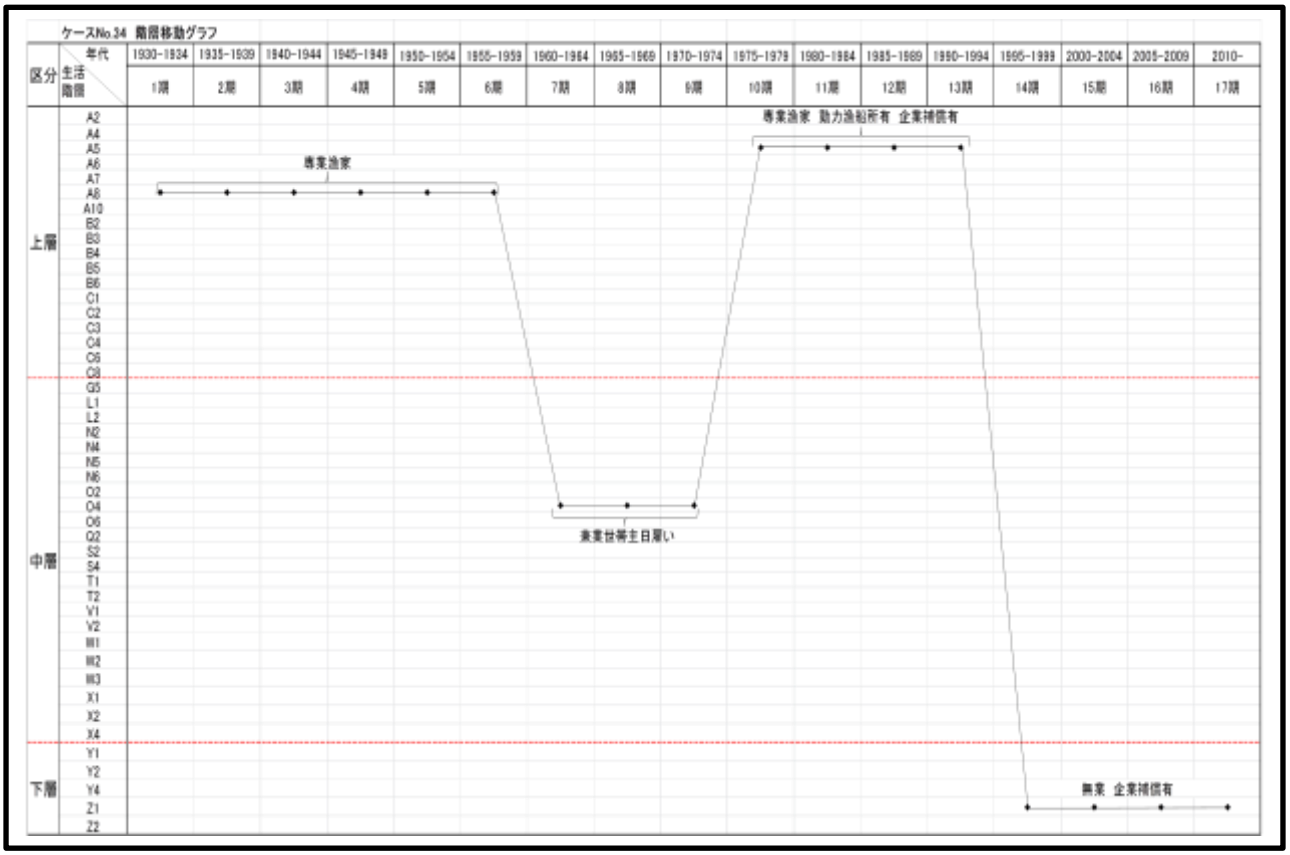

16)No.36 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.36（1920 生）足腰が悪く歩くことができない。自宅で過ごすことが多い。長男（1945 生）と同居している。長男、農地を借り農業を行う。農耕地としての田畑は所有していない。また、漁業権、漁船は所有していない。

日中は息子夫婦が面倒を見てくれる。病院への付き添いは助かる。介護施設にはいきたくない。出来ればここで暮らしていきたいが、息子たちに迷惑がかかる。

②前歴　夫（チッソ水俣工場勤務）と結婚した後は、専業主婦をしていた。夫が会社を退職後は、一緒に畑を借り農業を営む。1990 年、農業をやめ年金生活となる。

③経過　No.36、1920 年、R 地区で 1 本釣り漁師家庭に出生する。5 人兄弟の長女。1935 年、東海地域 BC 県に就職していた。紡績会社に 5 年間ほど勤務していた。その後、R 地区に帰郷する。1944 年、夫と結婚する。夫、鯛などの一本釣り漁師をしていた。その後、夫、漁師をやめ、チッソ水俣工場に勤務する。3 交代だった。漁師は魚が獲れるときはいいが、獲れないときは生活が苦しい。安定している仕事はいい。当時、この地域ではチッソはあこがれの職場だった。夫が、漁師をやめてから、No.36 専業主婦となる。収入がきちんと得られ、生活は安定した。

1945 年、長男出生。1947 年長女出生。1950 年次男出生、1956 年、次女出生するが、首が座らず、体が弱い子どもだった。また、よだれをいつも流す子どもだった。No.36、夫ともに手足のしびれ、頭痛が激しくなる。おかしな病気が流行っていると噂になっていたため、自分たちも疑った。No.36 も症状があったが、夫や家族には言えなかった。夫体調が悪くても仕事に出かけた。当時、夫のみの収入で生活をしていた。No.36 は子どもの世話をして毎日が忙しかった。次女に特に手がかかった。

1969 年、水俣病認定を申請する。水俣病を次女否定される。家族が申請するようにと勧めがあり、申請した。夫は申請に抵抗があった。工場での立場が悪くなると話していた。夫、社交的な人だったが人付き合いが減った。

1973 年、次女胎児性水俣病[424]を認定される。チッソより補償金[425]を受け取る。補償金によって、家を建て替える。補償金のほとんどを家の建て替えに使った。補償金をもらうと親戚からお金を貸して欲しいと度々言われる。しかし、お金は貸さなかった。次第に親戚付き合いがなくなっていった。

1974 年、長男結婚する。長男夫婦と同居した。長男会社員となり漁業権を放棄した。

1974 年、夫、水俣工場を退職する。次女の面倒を見ながら隣町の人に農地を借り農業を始める。イモ、玉ねぎなどを栽培する。軌道に乗せるのに 3 年、4 年掛った。時々、娘を福祉施設に預けた。施設を利用するとき娘嫌がる。

1974 長女、結婚し市街に在住する。

1990 年、農業を止め、今は家で食べる分だけを作っている。近所付き合いはあまりない。あいさつをする程度の付き合い。1994 年、夫死亡する。家計の中心は長男夫婦となった。

---

[424]前掲註 No.377 参照

[425]前掲註 No.339 参照

調査世帯NO.36

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期

NO.36	1930 1935	1946	1945 1947	1955	1959	1971	1974		1990	1994			2014
	地区出生	結婚		手足のしびれ、頭痛激しい。次女に世話	申請	常雇て替え	農地を借り農業を始める。		農業止める生計は年金が主				足腰が重く、歩けない自宅
	会社												
	漁業一本釣り						1974			1994			
夫	に生まれる5人兄弟	夫一本釣	チッソ	この頃より水俣病激しい症状	申請	漁業権放棄	工場退職			夫死亡			
長男		1945					1974		1990				
		長男					長男結婚同居		息子会社辞め農業を行う				
長女		1947生											
			長女					長女結婚市外に在住					
次男			1950生										
				次男				F市在住 会社員					
次女				1958生	1959	1971							
				次女	水俣病否定される	次女自殺性行為不服審査請求1600万円補償金を受け取る。		福祉施設利用					

階層コード	A8	X2	X2	X2	X1	B5	B5	B2	B5	Z1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保、2.国民年金、3.チッソ補償

ケースNo.36 階層移動グラフ

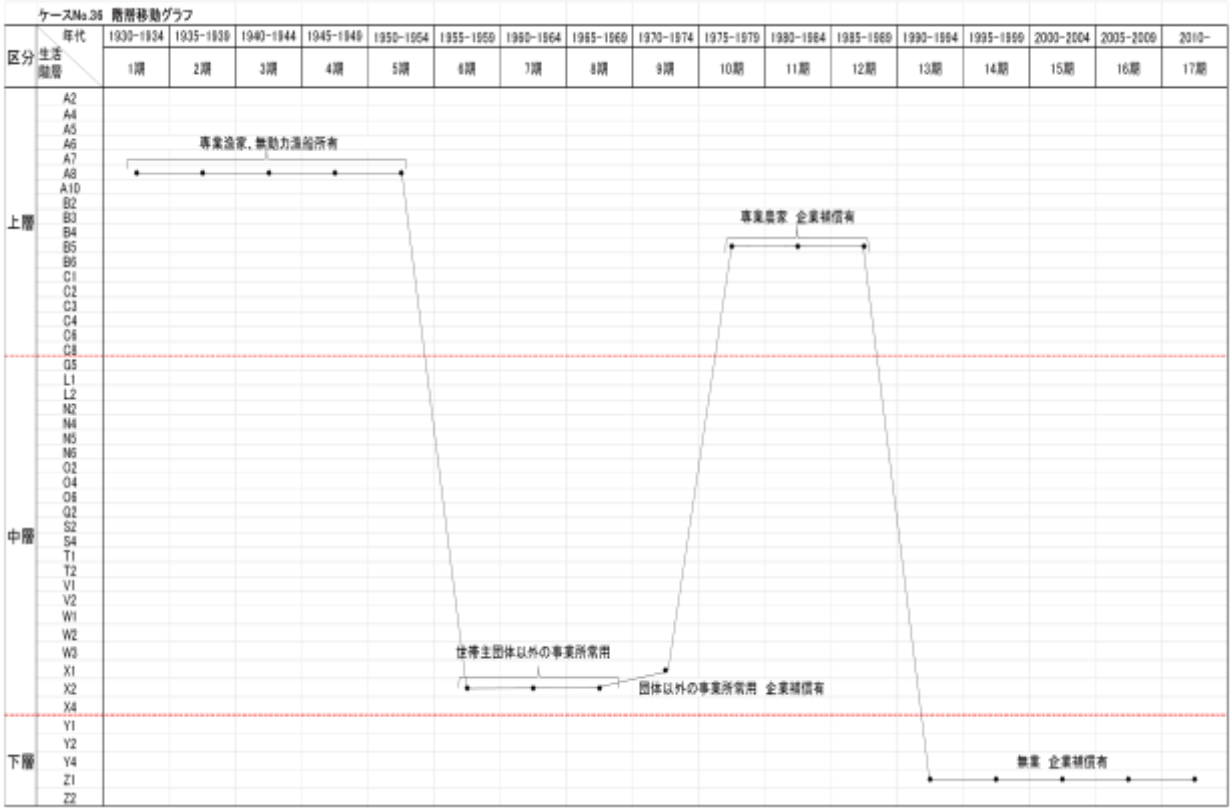

17)No.37 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.37（1925 年生）自宅で過ごすことが多い。介護保険制度は利用していない。社会保障は、国保、国民年金（他は不明）を受給している。水俣病の認定を申請しているが、No.37 棄却された。農耕地としての田畑は所有していない。漁業権や漁船も所有していない。

②前歴　役場に勤めていたが、体調悪く欠勤することが多くなり、退職することになる。その後、パート勤めをするが、長く続けられずパート先を転々とする。1980 年、パートを辞め団体職員となり農作業を手伝うようになる。

③経過　No.37、1925 年、E 地区で代々網元漁師家庭に出生する。1947 年、漁師の夫と結婚する。夫、一本釣りを行っていた。No.37、A 役場に勤務していた。同時期、長女（現在市内在住）出生する。子どもを実家に預け勤務していた。長女、体が弱く、また、よく躓いていた。No.37 肝臓を悪くする。よく仕事を休んだ。体調が悪いのは産後のせいだと思っていた。

1950 年、I 地区に転居した。長男出生する（現在 No.37 と同居）。長男、長女実家に預ける。1958 年、体調不良が続き、役所を辞める。近所では猫の異常行動がみられる。

1958 年、祖母が劇症型水俣病[426]で死亡した。夫、頭痛激しくなる。出漁できないときがしだいに増え夫の収入が減少し、その後、途絶えた。夫体調が悪く、働けなかった。調子がいい時は、網子の仕事をしていたが、続かなかった。No.37 がその後、家計の中心となる。

周囲から水俣病ではないか、囁かれるようになる。長女、長男も頭痛激しくなった。学校でいじめられていたが、子どもたち学校での様子を話さなかった。No.37 のみの収入で生活していたため、生活は本当に苦しかった。家族や、近所はだれも助けてくれなかった。「うつる」「近寄るな」「家の前を通るな」と言われた。No.37 水俣病の症状を隠して仕事をしたが、職場に居辛かった。1962 年、祖父死亡した。水俣病とは診断されなかった。家族全員がおかしくなっていた。祖父が亡くなるまで介護が続いた。1960 年ころからずっと寝たきりだった。祖母と同じような症状をで、けいれん発作を繰り返し、最後はやせ細って亡くなった。No.37、パート勤めをするが、仕事を休みがちで続かず職を転々と変わった。

1973 年、水俣病認定を申請した。支援者の方から認定の申請をした方がいいと勧められた。夫、この頃、全く働ける状態ではなかった。ふらついて立っていられなかった。生計は No.37 が支えながら、夫の介護、家事を行った。子ども家の仕事をよく手伝ってくれた。父親の面倒をよく見てくれた。長女、結婚し市内に在住する。よく帰ってきてくれる。

1979 年、夫、水俣病を申請するが棄却され、三度目の申請で認定される。水俣病特別医療事業の対象となる。1980 年、パート辞め、団体職員の農作業を手伝うようになる。

1988 年、夫死亡した。農作業で生計を維持する。長男と二人暮らし。長男仕事が長続きせず、職を転々とする。長男、頭痛が突然起こり、長時間働けないでいた。朝はカラス曲がりが起こり、自分で戻せない状態だった。団体職員を退職する。年金生活となる。農業は時々手伝いにいった。このころから、農作業を息子本格的に手伝うようになる。収入は多くないが、働かないよりいい。

---

[426]前掲註 No.344 参照

調査世帯NO.37

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
祖父			1962 祖父死亡										
祖母		1958 祖母死亡（卒中型）											
NO.37	1935 E地区 出生 代々漁師 県元	1947 結婚	1950 I地区 転居	1958 A役所退職 痴呆常行動 1958	1962 母と同じような症状 祖父が亡くなるまで介護が続いた。	1973 認定申請 支援者の方から認定の申請を進められた。 1973	1979 申請棄却 三度目の申請	1980 パート退職 団体職の農作業	1988 農作業 長男と二人暮らし 1988	1990 退職 年金生活，農作業は続けて手伝う			2014 自宅 からだを動かすようにしている
夫		夫 漁師		出漁できない		夫この頃働ける状態ではなった	申請認定		夫死亡				
長女		1947生 長女			長女結婚市内在住	子どもも家のことをよくやってくれた 父親の面倒をよく見ていた							
長男		1950生 長男						職を転々とする。 長男仕事が長く続かない。 長時間働けない働けない。	1993 この頃から，農作業を息子手伝う				2013 自宅

階層コード	A8	W2	W2	W2	Y4	Y4	W3	W3	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	

ケースNo.37 階層移動グラフ

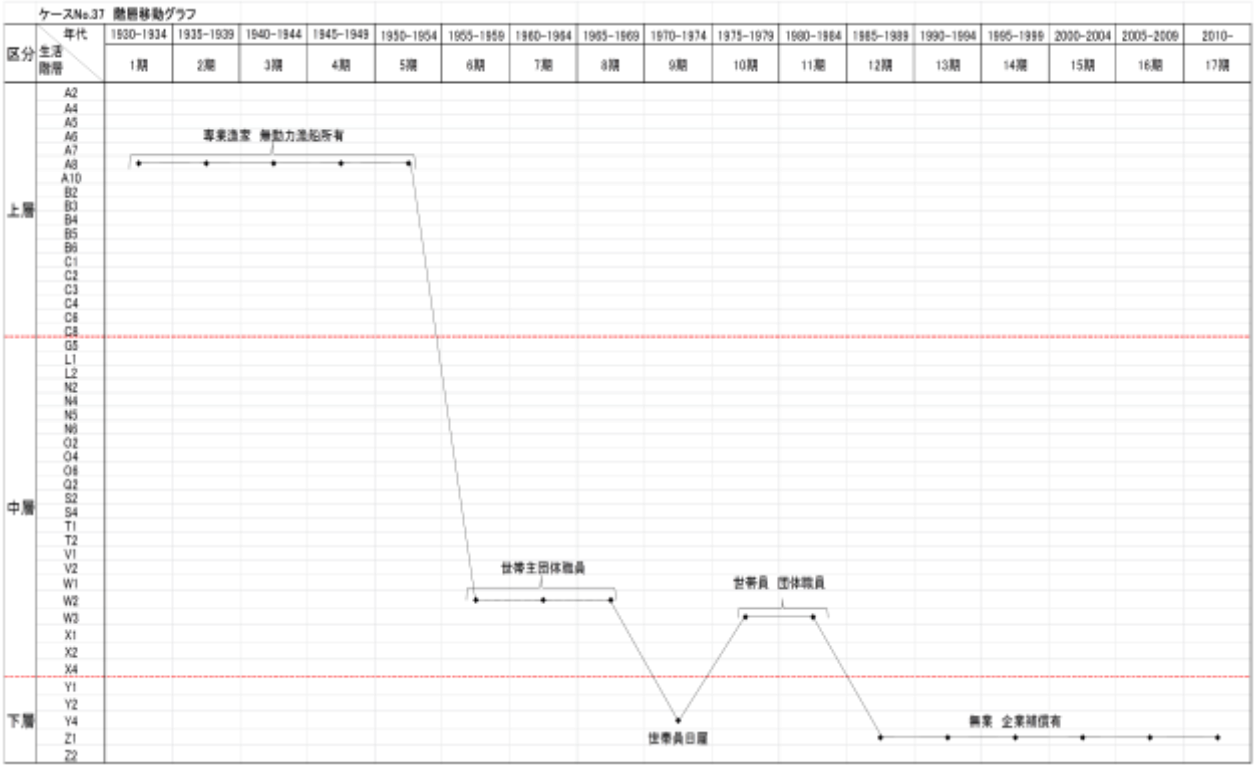

18)No.40 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.46、妻と自宅で過ごす。息子夫婦が、身の回りの世話をしてくれる。同居はしていない。息子夫婦は水俣病認定を受けていないことから、さまざまな点で生活が大変な状況になっている。水俣病の症状がでていて、長時間働けない。No.46、息子夫婦に生活費を援助している。息子夫婦水俣病訴訟を続けている。認定が認められるのか心配だ。農耕地としての田畑は所有していないが、みかん山を約 25 アール所有している。現在、漁業権、漁船は所有していない。社会保障は国保、厚生年金を受給している。医療手帳[427]を有し、一時金 260 万円を受けている。介護保険制度は利用していない。

②前歴　一本釣りや蛸漁の漁師だったが、水揚げできず、土地を購入し半農半漁となる。また、チッソ水俣工場の社員となり、工場労働に従事する。工場勤務をしつつ、みかん栽培を行う。

③経過　1934 年、B 地区にて代々網子漁師の家庭に出生する。

1950 年、鯛、カサゴの一本釣りや蛸漁を行う。主に B 地区沿岸で漁をしていた。漁獲された魚は水俣市内に水揚げしていたが、鹿児島方面へ水揚していたときもあった。無動力漁船での移動であったため体力を必要とした。1955 年、21 歳の時、妻と結婚する。結婚以来、漁は妻と出るようになった。

1956 年、長男（1956 年生、AB 市在住）が出生する。また、1957 年、次男（1957 年生、現在 S 県在住）が出生した。子どもがうまれたころから、手足のしびれや、頭痛が妻ともに現れるようになった。櫓が漕げない時があった。

1965 年、魚を獲っても水揚げできないことから、生計を立てられなくなってしまった。子どもも生まれ生活費が必要であった。漁に限界を感じ、裏山の山林が開けていて、役場に聞くと国有地であった。土地の取得ができないか市と掛け合う。後に、取得することが可能との打診を受け、土地を購入した。購入にあたっては、貯蓄と親族からの借り入れを行った。

1968 年本格的にみかん栽培をはじめ、半農半漁となる。しかし、漁業は、漁に出ても水揚げできなかったり、漁業規制が掛けられていたりすることから、休業状態となり 1960 年代後半から漁へ行っていない。漁業は、その後、漁協を脱退した。

1970 年、みかん栽培のみとなる。ご飯を食べるのもやっとだった。

1982 年、チッソに入社する。工場の仕事は厳しかったが、収入は安定した。生活を安定させるためにチッソに入社した。社員募集の案内があった。チッソの仕事を続けながら、みかん栽培は続ける。チッソの入社後、近隣住民との付き合いはなくなった。とくに漁協関係者とは全くなくなった。漁協関係者は、「自分たちを苦しめる会社になぜ入ることができるのか」、チッソの社員からは「補償金をもらっておきながらよく、会社に入れたものだ。ろくに仕事もできないものが」と陰口を言われた。（実際は、このとき補償金などもらっていなかった。）また、「自分たちの会社からお金をむしりとろうというのか」とも言われた。家族の生活を守るため必死に、水俣病の症状と闘いながら働いた。

1994 チッソを退職した。退職金をわずかだがもらった。みかん栽培を主とする。収穫高はこのとき 300 万円ほどだが、生活は安定した。No.40、農業は軌道にのれば安定するという。地域住民にみかん

---

[427]前掲註 No.405 参照

栽培を手伝ってもらうことはない。また、作業を依頼することもない。

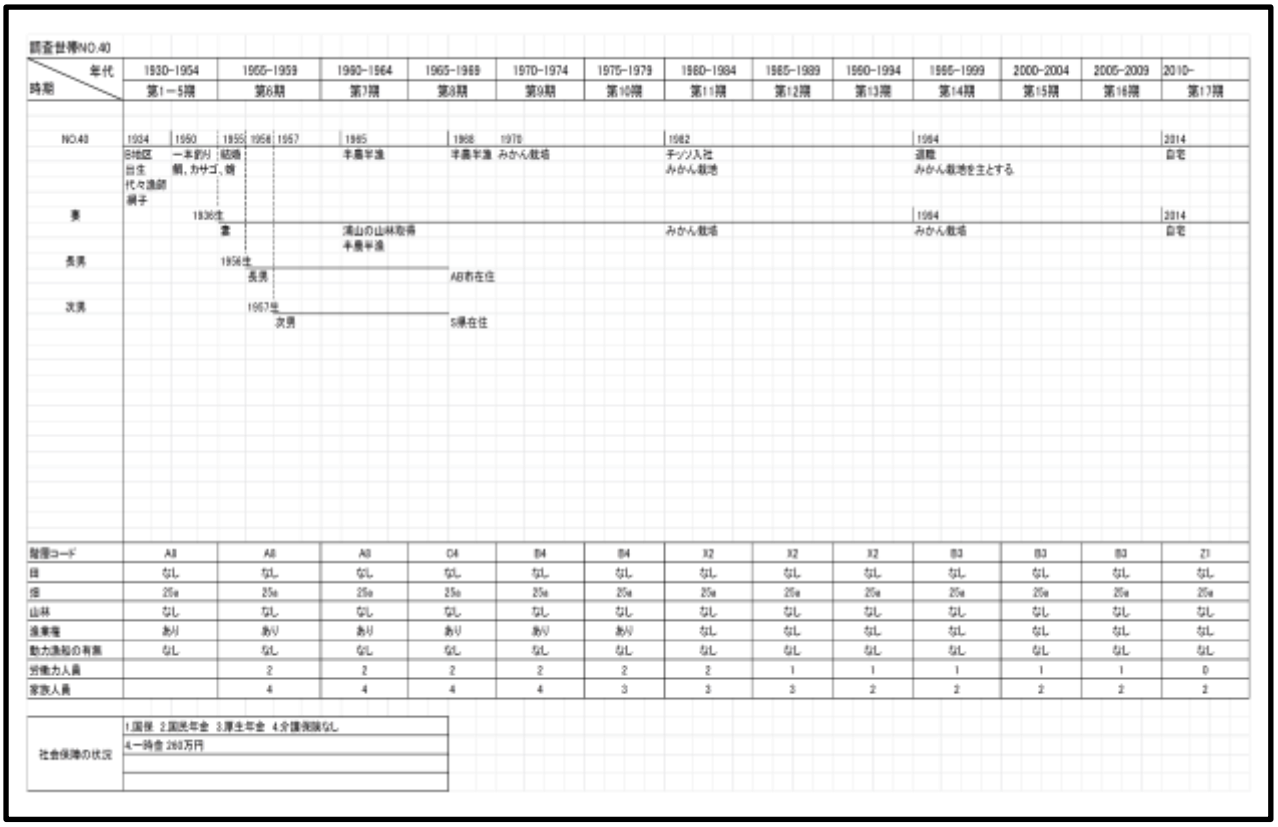

調査世帯NO.40

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.40	1934 1950 1955 1956 1957 1965 1968 1970 1982 1994 2014												
	B地区 一本釣り 結婚		半農半漁	半農半漁 みかん栽培			チッソ入社			退職			自宅
	台生 網，カサゴ，蛸						みかん栽池			みかん栽池を主とする			
	代々漁師												
	網子												
妻	1936生									1994			2014
	妻		浦山の山林取得				みかん栽培			みかん栽培			自宅
			半農半漁										
長男	1956生												
		長男		AB市在住									
次男	1957生												
		次男		S県在住									
階層コード	A8	A8	A8	D4	B4	B4	X2	X2	X2	B3	B3	B3	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	25a	25a	25a	25a	25a	25a	25a	25a	25a	25a	25a	25a	25a
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	0
家族人員		4	4	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2

社会保障の状況	
	1.国保 2.国民年金 3.厚生年金 4.介護保険なし
	4.一時金 260万円

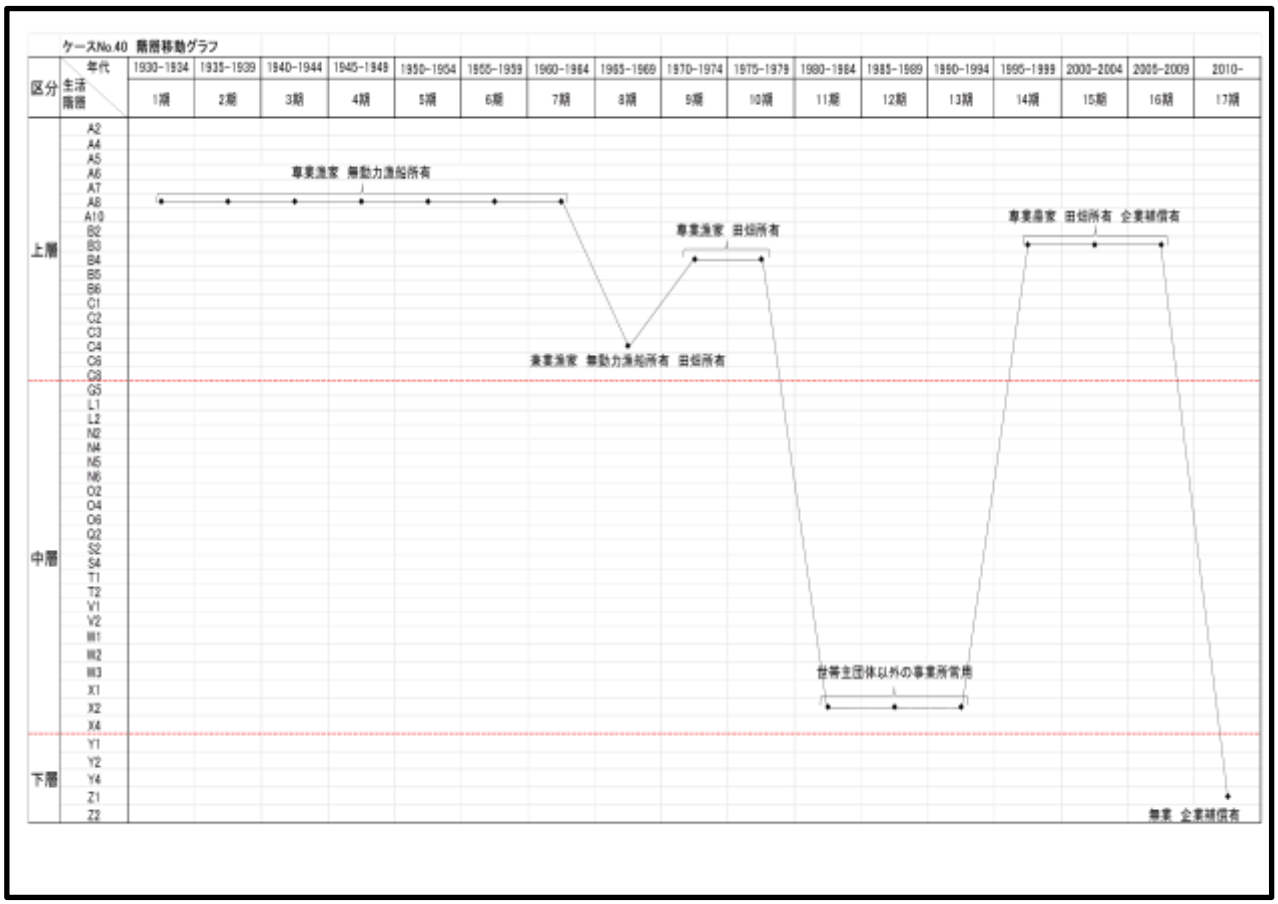

（2）下層ケース　企業補償無

1）No.6 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.6、年金生活。畑を借りて野菜作りを行う。農耕地としての田畑や、山林は有していない。また、漁業権、漁船は有していない。国保、厚生年金を受給している。介護保険は現在申請中である。また、水俣病認定についても申請中である。生活状況は、近所付き合いはある。加えて、AB 市に在住の長女（会社員）が時々見に来てくれる。また、F 県在住の長男（国家公務員）も時々帰省してくれる。そのため生活に不安はないが、一人暮らしの寂しさはある。また、病気になったときの不安がある。

②前歴　終戦とともに日本に帰国し、父 AB 市内にあるチッソ下請け会社（工場）に勤務をする。No.6 中学卒業と同時に東京へ集団就職し、縫製会社に勤務する。

③経過　No.6、1937 年、D 地区にて出生する。No.6 の父、チッソ下請け工場に勤務していた。生後間もなくして家族は、中国に渡り、工場労働者として働く。中国での生活は比較的裕福であった。水俣にいるころより生活は安定していた。終戦とともに D 地区に帰郷。混乱した状況のなかでよく日本に帰ってくることができたと思う。No.6、1952 年、裁縫会社に（東京：会社に住み込み）就職する。

1956 年、妹死亡したとの連絡を受け、D 地区に帰郷する。1957 年再度、東京へ行き、印刷会社に就職するが、長く務めることができず、職を転々とする。

1959 年、印刷会社従業員（1935 生、東京都出身）と結婚する。20 歳のころからセミが鳴くよう音が聞こえ、また、眠れない時があり睡眠障害となった。いま、思えば水俣病の症状だったように思う。ただ、セミが鳴くような音は小さいころからあった。みんな聞こえるように思っていた。大人になって大きく聞こえるようになり、違和感があった。

1961 年、長女を出産する。1963 年、夫が会社で大やけどを負い、北品川病院へ入院した。夫働けず No.6 再び裁縫の仕事に就き生計を担う。夫の付き添い、子育て、縫製の仕事が重なり、生活は大変だった。

1964 年、長男を出産したのを契機に、D 地区に帰郷する。帰郷すると安賃闘争[428]などがあり、D 地区は 2 つに分かれた状態だった。東京にいる夫のもとに戻り生活が続いたが、夫婦ともに働くことができず、暮らしが厳しくなった。

1969 年、D 地区に帰郷する。縫製会社に就職し、夫はタクシー会社に勤務した。後に、夫は醤油会社に勤務した。醤油会社は重労働であったが、夫家族のためによく働いてくれた。

1970 年代の後半に水俣病認定の申請をしたが、棄却された。以後、申請の手続きをしていない。申請をし続け、運動をする以前に、子供たちを育てないといけないし、生活を維持することが一番だった。

当時の生活を振り返ると裕福ではなかったが、No.6 の収入がよかったため、生活は安定していた。

---

[428]1962 年（昭和 37）の春闘回答で、会社側（新日本窒素肥料株式会社：チッソとなる前の会社）は、同一業種並みの賃金を保証する代わりに組合は争議を行なわないという「安定賃金」を提案した。詳しくは No.4 参照.

しかし、耳鳴り、不眠に加え、カラス曲がり[429]が頻繁に起こるようになったため、体の不安は絶えずあった。1994 年、病気で夫死亡（59 歳）。2002 年、縫製会社退職し、以後、年金生活。近所に畑を借り野菜作りをしている。

[429]前掲註 No.362 参照

調査世帯NO.6

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1～5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.6	1937生 D地区出生 生後中国 (6人兄弟)	1952 東京へ就職 鹿児島	1956 水俣に帰郷 妹死亡	1957 東京 印刷会社	1958 結婚	1961	1964	1969 水俣に帰郷：鹿児島会社就職			2002 鹿児島会社退職 年金生活		2013 時々福祉施設 巡回活動
夫				1930生 東京出身		1963 夫入院		1969 夫タクシー会社勤務 運送会社勤務	1994 夫死亡(59歳)				
長女				1961生 長女				1979 M高校卒 会社員 A市在住					
長男						1964生 長男		1986 F大学卒 公務員 F県F市在住					

階層コード	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Z2	Z2	Z2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
営業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
家族人員	6	2	4	4	4	4	3	3	2	1	1	1	1

社会保障の状況	1.医療有 2.厚生年金有 3.介護保険申請中
	4.水俣病認定申請中未認定

ケースNo.6 階層移動グラフ

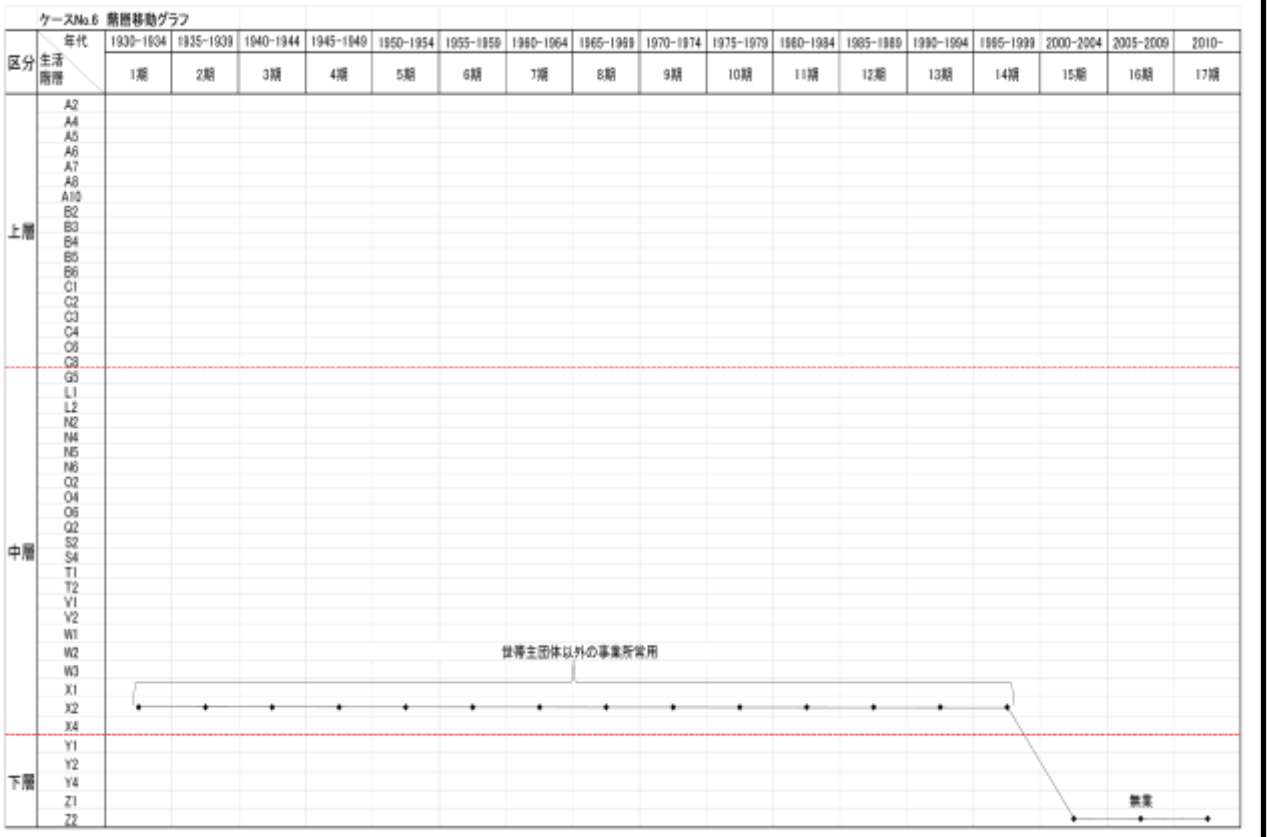

2)No.9 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点 No.9、H 県 H 市内在住、長男（1988 年生、現会社員）と同居。国保、厚生年金を受給している。介護保険は利用していない。医療手帳[430]受給している。また、田畑、山林の資産は所有していない。漁業権、漁船も所有していない。現在、鹿児島県 H 市内にあるクリーニング店でパート勤めをしている。居住地近くに水俣病を患う弟が住んでおり、No.9 パート勤務の一方、弟の日常的な介護を行う。病院への付き添いは、長男がしてくれる。現在、水俣病認定棄却に関して、係争中である。チッソからの一時金を返金している。

②前歴　No.9 が幼少のころ、家庭は裕福であったが、父、母ともに体調を悪くしたころから生活が大きく変容する。幼児期、少年期に母、父を亡くし、スーパーの店員としてパート勤めをするが長続きせず、職を転々と替わる。

③経過　No.9、1953 年、H 県 G 地区にて巾着網[431]、三重がし漁[432]を営む網元漁師家庭で出生する。網元として家族は繁栄し、たくさんの網子を雇っていた。1940 年ごろから海に異変が生じていたと父、母は話していたという。No.9 幼少のころから体が弱く、また、歩くのが遅く、よく転んでいた。

1950 年代のころ毎食、魚を食べることが習慣だった。公害で魚が獲れなくなると、父は毎年、冬場になると 2 か月ほど、漁師仲間と大阪へ出稼ぎ（建設現場）に行っていた。冬場の生活は貧しく厳しかった。

1960 年、母体調を悪化させ、入退院を繰り返す。同年、母、水俣病と認定されチッソから見舞金を受け取る。

1961 年になると父が体調を崩す。なかなか父体調が回復することができず、働くことができなかった。このころから、よく親戚（父方、母方両方）が自宅に来るようになった。「生活に困っている。お金を貸して欲しい」、「事業の融資をして欲しい」との依頼だった。父、母、は将来に不安があるため見舞金[433]は残しておきたいと親戚に伝え、一切、お金を貸さなかった。すると、「自分たちだけいい思い

---

[430]前掲註 No.405 参照

[431]前掲註 No.354 参照

[432] 細かい目の網の両面を 20-30cm 目の外網でサンドイッチ状にする漁法.網を仕掛けることを貸すといい、一夜夜貸しておき、翌日引き上げることが多い.

[433]1959 年、7 月 22 日、熊本大学研究報告で「魚介類を汚染している毒物として水銀が極めて注目されるに至った」と発表があり、さらに 11 月 12 日、厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会が「水俣病の主因を成すものはある種の有機水銀化合物である」と厚生労働大臣に答申し、水俣病の原因部室が明らかになってきた。11 月 25 日、水俣奇病罹災者互助会（1957 年 8 月 1 日結成、後に水俣病患者家庭互助会の改称）は、チッソに対し、被害者一人当たり一律 300 万円（総額 2 億 2400 万円）の補償を要求した。チッソは水銀汚染と工場排水の関係は明らかでないとして、回答を先延ばしたため、水俣奇病罹災者互助会は、チッソ水俣工場正門前に、一カ月座り込み回答を求めた。加えて、水俣奇病罹災者互助会は、熊本県知事に対して不知火海漁業紛争調停に被害者補償を加えるように陳謝し、12 月 2 日知事の回答を求めて座り込みを行った。これを受け、熊本県知事は、漁業紛争調停に被害者補償を加えると発表した。調停は、被害者、

をしている。」「お金もらえてよかったね。私も水俣病になりたかった。」と言われるようになる。次第に、親戚との交流はなくなり、現在、血族、姻族ともに交流関係があるのは、弟のみで他の親族間の交流はない。

1965 年、母死亡。父、建設現場の仕事が多くなる。No.9 市内の高校に進学するが、経済的理由から 1969 年高校を中退する。市内のスーパーの店員として働く。家計を少しでも助けたかった。集中力がなく、職場でミスをすることが多く、他の従業員から注意を受ける。1 つの職に長く務めることができず職を転々とする。1970 年、父、死亡。家計はすべて、No.9 が担うことになる。

1985 年、職を求め東京へ行き、飲食店に勤める。だが、体調悪く仕事が長続きせず、半年ほどで G 地区に帰郷する。水俣病被害者支援団体と知り合い、権利を回復する活動に参加するようになる。再び、親戚や近隣住民から「金に汚い」「恥さらし」と言われるようになり、親族間、近隣住民との交流は完全に無くなった。

1988 年、市内に住む男性（会社員）と結婚し、同年に長男を出産する。1994 年、夫と離婚、清掃会社、スーパーの店員を転々とする。パートのため生活は厳しかった。

2000 年、H 県 H 市内のクリーニング店にパートで務める。このころから、弟の体調が悪くなる。なかでも精神不安定となり、夜間大声で叫んだり、引きこもったりするようになる。近所から大きな声で騒いでいると、苦情を言われるようになる。2005 年、兄死亡する。2008 年、弟、水俣病の認定を受け、認定される。

チッソ双方の年金額や支払い方法など大きくな隔たりがあり、難航した。調停案をめぐって、水俣奇病罹災者互助会内で激しい対立もみられたが、12 月 30 日、見舞金契約が調印された。なお、調印の内容は、死者 30 万円、生存者年金、成人 10 万円、未成年者 3 万円、葬祭料 2 万円となっている。見舞金契約第 4 条には「甲（チッソ）は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においては、その月をもって見舞金の交付は打ち切るものとする」という条項と、第 5 条「乙（患者）は将来水俣病が甲の工場に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」という条項が含まれていた。なお、見舞金契約の効力は 1973 年に原告勝訴で確定した水俣病訴訟で公序良俗違反により無効となっている。

調査世帯NO.9

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1～5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.9	1953 0地区出生 横元(作善横・あじがし) 5人家族	1958 父大阪に出稼ぎ 土木	1960 1961 母体調悪化 父体調悪化 水俣病認定 体調悪なか働く	1965 母死亡	1968 1970 高校中退 父死亡 スーパー店員 職を転々とする			1985 1986 飲食業 結婚 寿司 半年ほどで H県H に移住する 1989生 長男	1994 離婚 掃除 スーパー店員		2000 H市内 クリーニング店勤務 (パート) 魚の介護	2005 兄死亡	2008 2010 高校卒業認定 長男と同居
												2008 高校卒 会社員	2008 同居

階層コード	A3	L1	L1	L1	T2	T2	T2	T2	T2	T2	Y2	Y2	Y2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員	3	3	2	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1
家族人員	5	5	5	4	3	1	1	2	2	2	2	2	2

社会保障の状況	1.厚生年金 2.国保あり, 3.介護保険なし
	3.医療手帳あり チッソ一時金返金218万円

ケースNo.9 階層移動グラフ

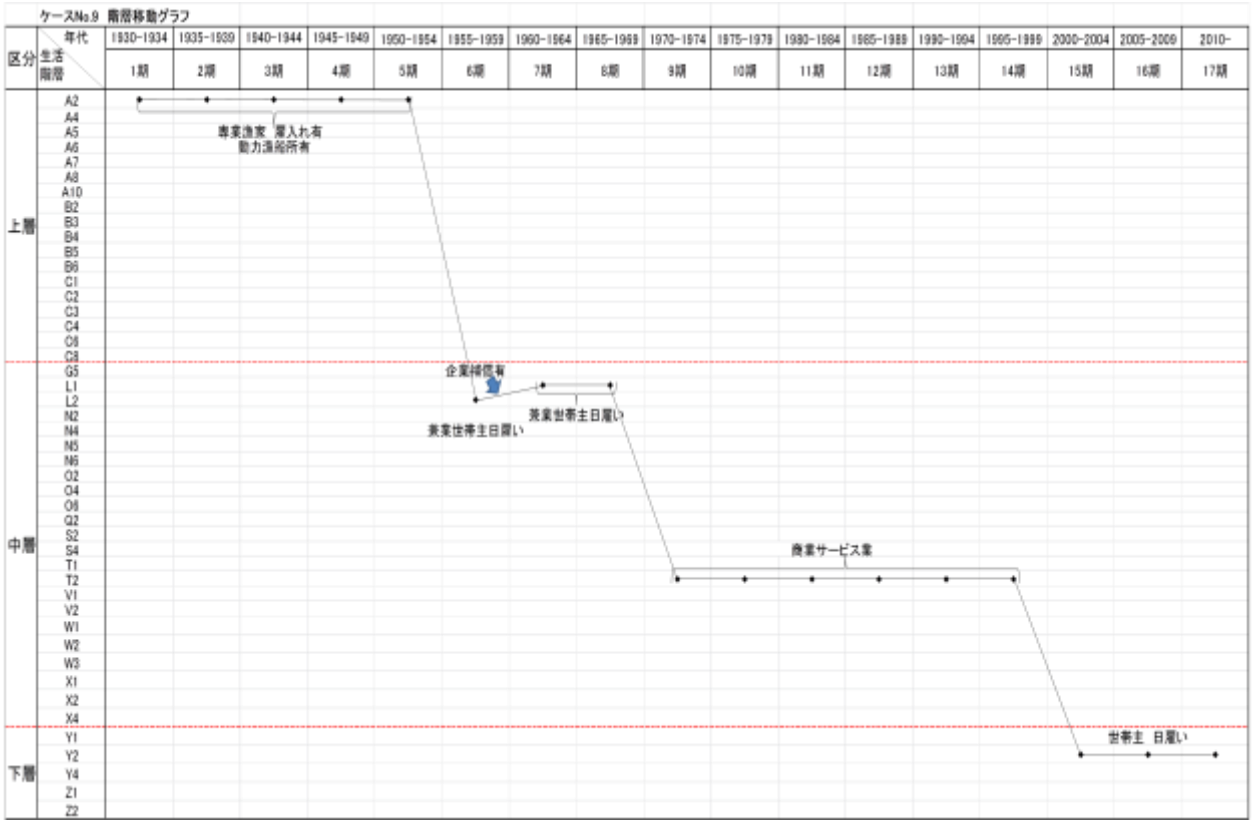

3)No.19 のライフヒストリー

No.19　（No. 19 の長男インタビュー）

①調査時　2013 年、No.19 長男へのインタビュー。長男 AB 市に在住し、会社員をしていた。2011 年退職。現在は年金暮らし。水俣病の啓発活動を時々している。水俣病の症状はない。父と母の状況について語る。

②前歴　No.19 父団体職員を経て、1995 年から農業を始める。田畑の取得はなく、近所の農家に畑を借りて農業を行っていた。1995 年母死亡（脳梗塞疾患）。2005 年、父死亡（老衰）。

③経過　父 1916 年 F 地区で出生する。生家は、木材などを運ぶ海運業を営んでいた。1921 年ごろ E 地区に移住する。1931 年から 1936 年、家業である海運業を手伝う。1937 年から 2 年間、兵役に就いたという。

1940 年、チッソに入社するも、1942 年召集令状が届き兵役に就いた。勤務地は内地（鹿児島県）であったという。このとき、チッソに従業員としての籍は残し兵役に就いた。留守家族にチッソから家族手当があり、これで生活できたと母が話していた。

1946 年、チッソを解雇され、打たせ網[434]漁師となる。同時期、母と結婚し、自分（No.19 の長男）が生まれた。1958 年、母、突然全身麻痺となる。母方の家族が入れ替わり交代で母を介護する。長男中学生のころ（1959 年）、父冬場出稼ぎにでる。鳶、土木作業員として京都で働いていた。出稼ぎの無い時期は、熊本市へ運搬の作業を行っていた。父は毎月、仕送りをきちんとしてくれていた。

1968 年、E 地区に再び居住するようになり、父、みかん園、養鶏場の職を転々としていた。

1973 年、母水俣病認定を申請し認定を受ける。父も 1974 年、水俣病認定の申請を行い認定される。チッソからの補助金は受け取っている[435]。

1977 年、父、当時農場を転々としていたが、仕事を辞め水俣病支援団体職員となる。水俣病の啓発活動を行う。また、事業所の仕事は農業も兼務する生活だった。補償金の一部を水俣病支援団体の運営に使ったと聞いている[436]。このころ、母は依然として寝たきり状態で、自宅で介護が続いた。母方の親戚が介護していた。

1980 年、母方の親戚も高齢となり援助を受けることが困難となってきたが自宅で介護を続けた。ときどき市外の福祉施設を利用していた。

1994 年、団体職員を父退職する。1995 年畑を借りて農業を営む。自分のところで食べるくらいの野菜を作っていた。2000 年ごろから父、体の不調を訴えることが多くなり、寝込むようになった。2005 年、老衰にて死去した。母方の親戚には助けてもらったと思うが、近所の人達に助けてもらったとの印象はない。また、福祉にお世話になったとの印象もない。民生委員が数回尋ねてきたように記憶しているが、なにを尋ねに来たのは覚えていない。

---

[434]前掲註 No.349 参照

[435]補助金の額やランクは回答したくない.

[436]金額は不明.

調査世帯NO.19

年代 / 時期	1930-1954 第1-5期	1955-1959 第6期	1960-1964 第7期	1965-1969 第8期	1970-1974 第9期	1975-1979 第10期	1980-1984 第11期	1985-1989 第12期	1990-1994 第13期	1995-1999 第14期	2000-2004 第15期	2005-2009 第16期	2010- 第17期
NO.19	1916 F地区出生 海運業	1921 Eに移住 1931-1936 海運業手伝 1937-1938 兵役に就く.	1940 チッソ入社 1942-1945 自衛令状 兵役(内地勤務) チッソ籍残す. 留守家族 に家族手当あり.	1946 チッソ解雇 結婚 日稼ぎ 打瀬網乗組員 になる.	1958 Fに戻る. 畜, 土木作業員 マツキ出し運搬	1968 Fに戻る. みかん園・養蜂業 職を転々とする.	1974 水俣病申請 認定	1977 団体職員 水俣病啓発活動 農場許める		1994 団体職員 退職	1996 農業	2008 死亡	
妻			1922生 1948 1958 妻全身麻痺 妻の家族, 妻を介護		1973 妻水俣病申請 認定		1980 施設入所			1995 死亡			
長男			1946生 長男 AB市在住 会社員										2011 退職

階層コード	X2	C8	Y2	X2	X2	W2	W1	W1	W1	Z1	Z1	Z1	
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
動力漁船の有無	なし	なし	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	
	1.国保有 2.恩給 3.厚生年金
	4.チッソ補償有(金額不明)

ケースNo.19 階層移動グラフ

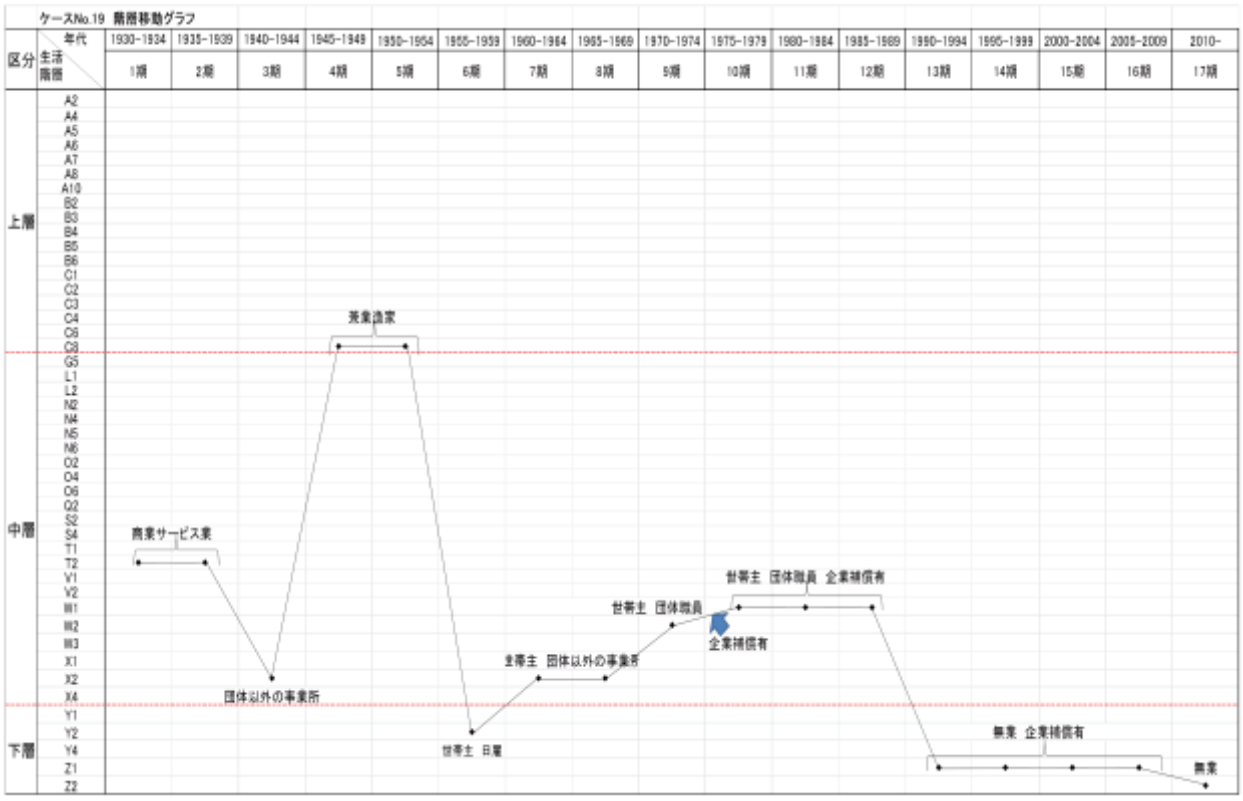

4)No.20 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、福祉施設を利用（2013 年より利用）している。長男と同居している。農耕地としての田畑は有していない。また、漁業権、漁船も所有していない。社会保障は、国民年金、厚生年金を受給している。介護保険サービスを利用している。ディサービスを週 1 回利用している。現在、要介護認定は要介護 1 を受けている。

②前歴　美容師になるため九州地方にある U 県に見習いとして就職する。チッソ関連企業に勤務する夫と結婚した後も、食堂の皿洗いなど職を転々としながら働く。その一方で、水俣病訴訟の活動を行う。

③経過　No.20、1935 年、HH 県にて出生する。兄弟は 9 人兄弟の次女。父は小さな工場に勤務をしていたが 1945 年、父の生家(網元)を手伝うため退職し、J 地区に移住した。当時、父の生家はたくさんの網子を雇っていた。

1955 年、姉、突然痙攣がはじまり、寝込むようになった。同時に、家族全員が手足のしびれ、頭痛、ふらつきが現れるようになった。No.20 は姉ほどではなかったが、手足のしびれがあった。

1958 年、O 県へ美容師になるため美容院に見習いとして就職する。1958 年、姉が死亡した。死因の原因は不明。1958 年ごろから、No.20 手足に力がはいらないなど、仕事に影響がでるようになった。また、頭痛がひどく立っていられないくらい激しい痛みがあった。

1961 年、会社を退職した。まともな仕事ができなかった。その後、食堂皿洗いなどの仕事に就くが、仕事をすると 10 日休むような状態であった。仕事に行くとすぐに疲れていた。周囲(仕事仲間)からは怠けているとみられ、仕事の邪魔もの扱いされた。

1965 年、J 地区に帰郷し、チッソ関連企業に勤める（工員）夫と結婚する。結婚後も働いたが、No.20 職を転々とした。生活は楽ではなかったが夫の収入と合わせてなんとか生活していた。生活が苦しく、兄弟や親戚に助けを求めたが、「どこも大変だ」と言い、助けてもらえなかった。夫の親族も関わりがなかったため、助けてもらえなかった。

1968 年、長女を出産する。また、1970 年に長男を出産した。子どもが 2 人いたため、さらに生活が苦しくなり、家計を助けるために No.20 の親戚に子どもを預け、飲食店の仕事を続けた。頭痛、カラス曲がりがひどかったが、生活するために一生懸命に働いた。No.20 水俣病認定に対して、家族や周囲からいじめられるのではないかと、申請には抵抗はあったが、1970 年申請を行った。しかし、水俣病認定の申請を棄却される。以後、水俣病認定の申請を繰り返すが、いずれも棄却される。

1982 年、飲食店パート従業員をしつつ、水俣病訴訟活動を行う。

1990 年、掃除や食堂パート従業員と職を転々としながら、水俣病訴訟活動を続けていた。不安定な就労のため、生活は厳しかった。しかし、働きたくても、頭痛があり一日を通して働くことができなかった。安定就労に就きたかったが、条件の合う仕事がなかった。このとき生計は長男、長女（会社員）の給与で生活していた。夫、当時、働いていたが、生活費をくれなくなかった。No.20、子どもに苦労を掛けてしまったと回想する。

1999 年、長女結婚し他県に移住した。また、長男も一人暮らしを始めるようになった。

2004 年、夫と離婚し、長男と再び同居することになる。長男の給与と No.20 の年金で生計を立てる。

2010 年ごろから足が悪く、ふらつくようになる。同時期より、要介護認定を受け、要介護度 1 の判

定を受け、市内のデイサービスセンターを利用するようになった。近所付き合いは、挨拶程度ほとんどない。

調査世帯NO.20

時期＼年代	1930-1934	1935-1939	1940-1944	1945-1949	1950-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期		第6期	第7期	第8期		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期		
NO.20	1935 H県出生	1945 J地区移住 横元	1958 O県へ就職 美容師 姉死亡 No.20水疾病 症状平に力が 入らず頻繁	1961 美容師の仕事 美容師退職	1965 結婚 夫工 No.20パート 職を転々	1968 長女出生 パート従業員	1970 長男出生 水疾病の申請をする 業部申請するが棄却		1982 飲食店パート従業員 O県にて訴訟を起こす. 水疾病訴訟・活動				1993 病院、食堂パート従業員 職を転々. 水疾病訴訟・活動 長男、長女の経済で生計		2004 離婚		2013 福祉施設利用 週1回
夫					夫チッソ関連の工場勤務										離婚		
長女					1968生、 長女							1985 会社員		1959 長女結婚 他県に移住			
長男							1970生 長男					1988 会社員		1959 長男一人暮らし	2004 長男と同居		

階層コード	A4	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Z2	Z2	Z2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況
1.国保有 2.国民年金 3.厚生年金, 4.介護保険サービス利用要介護1
5.水疾病認定申請中.

ケースNo.20 階層移動グラフ

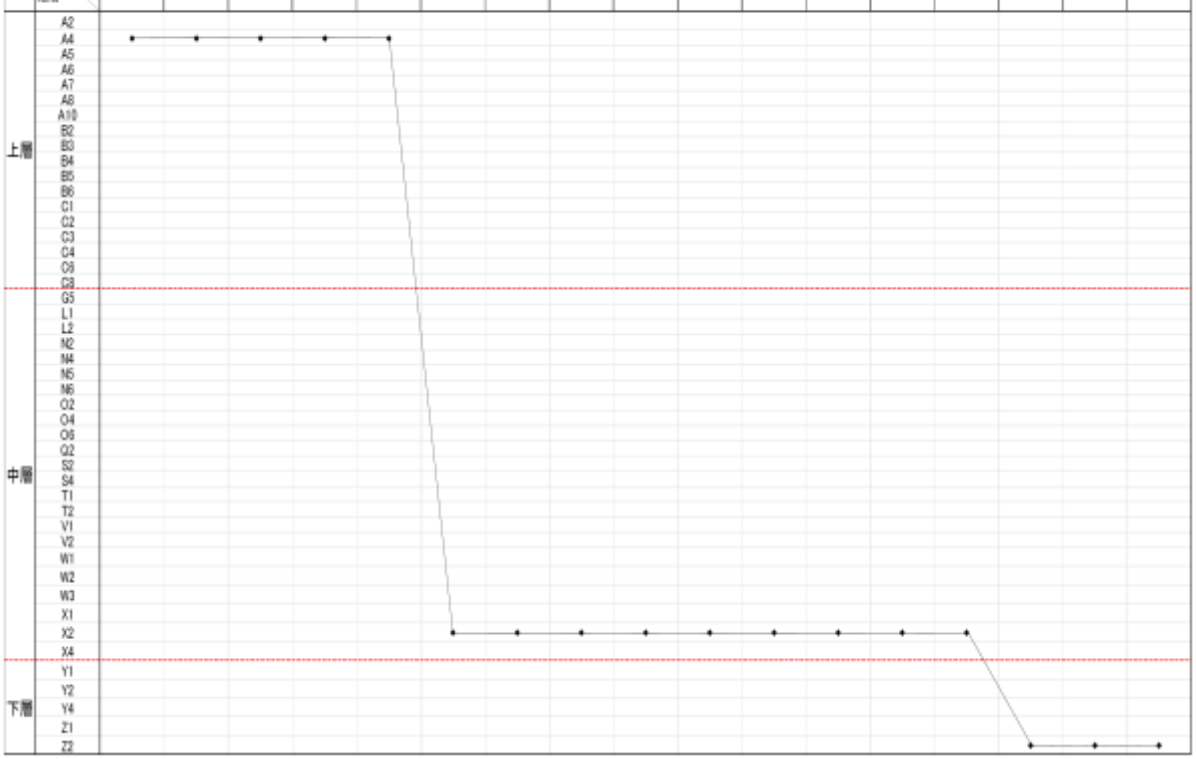

5)No.21 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、農耕地の土地を田 1 ヘクタール、畑 5 アール、山林 15 アール所有し、米、野菜、みかん栽培を営む。現在、農業は、夫の他に人を雇い行っている。漁業権や漁船は所有していない。社会保障は国保、国民年金を受給している。介護保険サービスを利用している。要介護度 2、ディサービスを週 2 回利用している。また、水俣病認定は申請中である。家族構成は No.21、夫、長男（現在 AB 市在住、会社員）、次男（現在 AB 市在住、会社員）、長女（F 市在住、主婦）の 5 人家族である。3 人の子どもとは同居はしていない。

②前歴　米農家の夫と結婚して以来、農業に従事し、野菜、柑橘栽培を主に行う。32 歳の時水俣病申請を行うが棄却され、以後、農業をしつつ、水俣病抗議活動を行う。

③経過　No.21、1941 年、B 地区にて、半農半漁を営む世帯で出生する。6 人兄姉の三女として出生する。幼いころ家の手伝いをしていた。家族で牡蠣や貝を採って食べていた。当時、バケツに数杯とれるくらいたくさん採れていた。また、主食は No.21 幼いころから魚を食べていた。兄姉みな体が弱かったように思う。No.21 よく転んでいた。また、耳鳴りがしていた。これが自然だと思っていた。中学を卒業し、25 歳くらいまで家の手伝いをしていた。

1966 年、I 地区在住の米農家の夫と結婚した。当時、夫のところはみかん山を開拓していた。農業が主となり、漁は全く行わない。嫁ぎ先はほとんど魚をたべなかった。そして、朝早くから山へ出て働いた。生家では、夜、漁に出ていた。昼間の数時間、畑仕事をするといった様子だった。ある時、自宅で魚を食べていると、姑に魚なんか食べてと言われていた。農家と漁民では、暮らし方も考え方も違うと思った。

1966 年、長男誕生した。翌年の 1967 年に長次男が誕生した。1969 年、長女が誕生した。このころ、水俣病の問題が大きくなり、自分も魚を食べて育っていたので不安だった。また、子どもたちにも実家に帰った際、よく食べさせていたこともありとっても不安だった。同時期、一斉検診[437]があり、市から有機水銀の影響があると思われるかたは、申請はこちらで行うと言われる。水俣病と思われる症状として、体が疲れやすく、手足のしびれ、頭痛、めまいがあった。家族には内緒で申請するが棄却された。息子たちも同様の症状があり、心配になって 2 次検診を受けたが、いずれも棄却された。後に、申請、検診を受けたことが夫、姑らに知れ、関係が悪くなった。

1973 年、農作業が出来なくなるくらい体調が悪くなる。農業は主に夫が行っていた。同年に、再度申請するが棄却され、水俣病抗議活動を行っていた団体と一緒に抗議を行う。子どもたちのため、自分のためと思って行動した。生活は、みかん山開拓に時間がかかっていたのと、人手がなく農作物を栽培することができなかったことから、家計は苦しかった。そして、水俣病の抗議活動をしているというで、近所から激しい差別と偏見を受けた。「漁師の娘は汚なか」「水俣をつぶす気か」など言われた。夜、家

[437]1970 年、地元医師（平田宗男医師、上妻四郎医師ら）が住民健診を行っている.1971 年、水俣市、水俣保健所、地元医師によって、月浦、茂道地区で住民一斉検診が行われている.2012 年 6 月 24 日には、不知火海沿岸住民健康調査実行委員会（藤野糺委員長）によって、水俣市、天草市、鹿児島県出水市で水俣病の一斉検を実施、過去最大の 1413 人が受診した。1000 人規模の一斉検診は、1987 年、2009 年以来.

に石を投げ込まれることもあった。近所と助け合って農作業をこれまで行ってきたが、このころから全く行われなくなった。親戚に農作業を手伝って欲しい、また、生活費を貸して欲しいと頼むが、断られた。姑からもひどいことを言われたが我慢した。こどもは近所の友達が居なくなり、いつも兄弟だけで、子供たちが集まる場所を避けて遊んでいた。（近所の子どもの親たちが、No21 の子どもと遊ぶなといわれていたようだ。）

こうしたことがあって以来、近所付き合いや、親戚付き合いはなくなる[438]。農協や役場で合っても話すらしなくなった。その後、体調が悪いながらも夫と農業を行ったが、1990 年、体調不良が続き、頭痛、めまい、手足のしびれがひどくなり、農業が出来なくなったことから人を雇った。しばらく自宅で生活していたが、1998 年、市内の病院に入院した。症状は肩が上がらない、膝が曲がらなくなり、歩行ができなくなった。また、胃を悪くした。入退院を繰り返す。2005 年、農業は辞め自宅で過ごすことが多くなる。

2010 年、介護保険を受け、福祉施設、ディサービスを利用している。要介護度 2。しかし、福祉サービスには昔差別していた人がいて、行くのは嫌だ。差別をしていた人と一緒というのは気持ちのいいものじゃない。子どもたちが来てくれるのが楽しみである。

[438]10 年以上になるという.

調査世帯NO.21

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.21	1941 B地区出生 6人兄姉末 生家半農半漁			1966 1967 1969 1970 1971 結婚 一斉検診	1973 水俣病 診断 申請二回目保留 棄却	1973 水俣病抗議活動 農業従事 米、みかん			1990 農業、人を雇う 体調不良続く	1998 病院に入院		2005 自宅	2013 施設利用
夫				1地区在住者の米農家		1973 主に農業行う							
長男				1966生 長男			AB市在住 会社員						
次男				1967生			AB市在住 会社員						
長女				次男 1969生	長女		F市在住 主婦						
階層コード	C4	C4	C4	B4	B4	B4	B4	B2	B2	B2	B2	Z2	Z2
田	なし	なし	なし	1ha	1ha	1ha	1ha	1ha	1ha	1ha	1ha	1ha	1ha
畑	－	－	－	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a
山林	－	－	－	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a	15a
漁業権	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保有 2.国民年金 3.水俣病認定申請中
	4.介護保険利用している 要介護2

ケースNo.21 階層移動グラフ

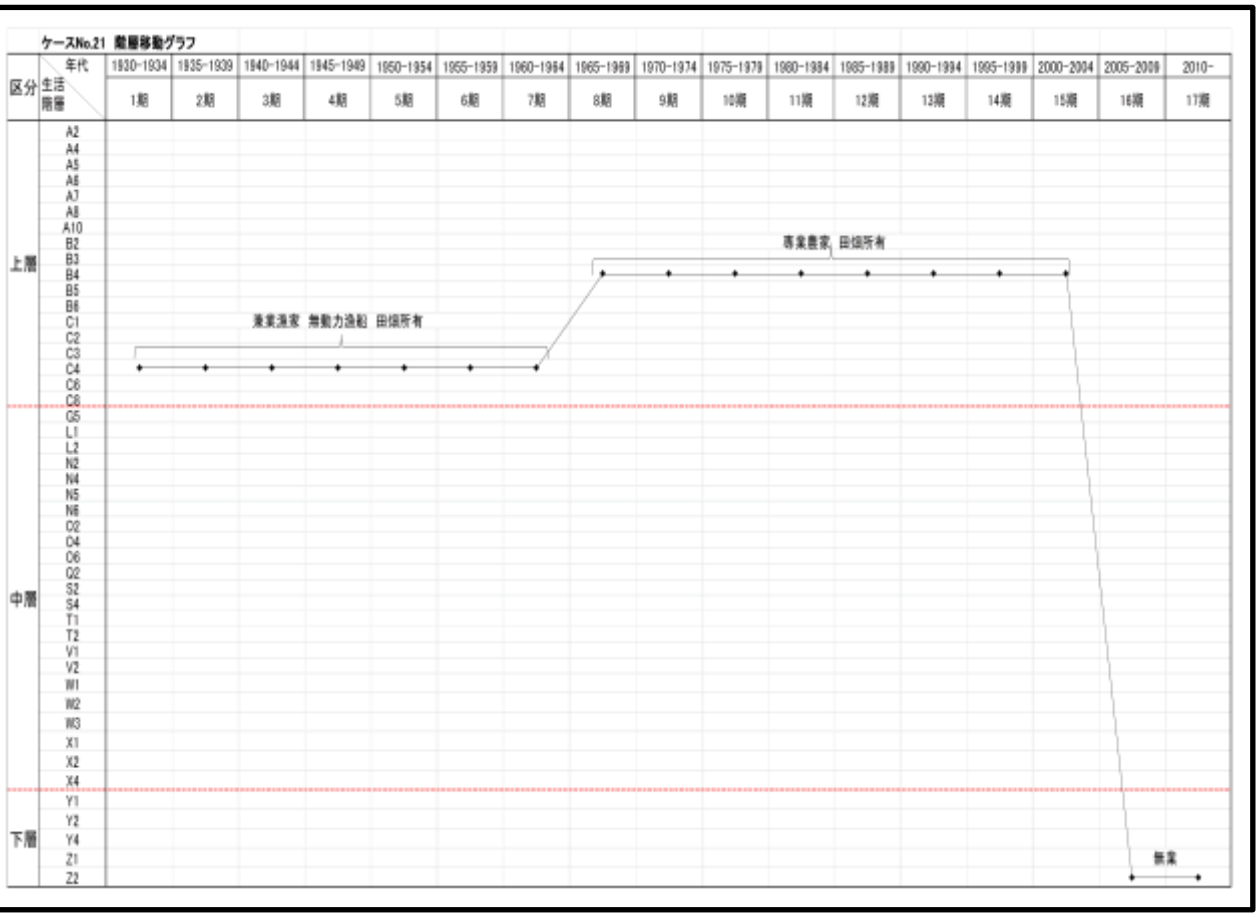

6)No.23 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、日中、自宅で過ごすことが多い。時々工場に行く。農耕地を行うための田畑は所有していない。また、漁業権、漁船も所有していない。社会保障は国保、厚生年金を受給している。家族構成不明。

②前歴　元チッソの社員。チッソに 1948 年入社。チッソ労働組合の分裂後、第一組合員として活動し、1973 年水俣病患者らの支援活動を行う。1993 年より A 工場を開設する。家庭ででる廃油（食用油）を集め、石鹸を製造する会社を起業する。

③経過　No.23、1933 年、L 地区出生する。6 人家族。父は鹿児島県 HH 市出身で電力会社に勤務していた。現金収入があり暮らし向きはよかった。

1941 年に満州に移住する。母、満州移動中に病気で死亡する。父、その後、母の妹と結婚する。満州での父の仕事は「人造石油」を作ることであった。石炭から石油を作れとの軍の指示を受けて会社で働いていた。

1943 年、韓国興南市に移住する。1946 年、命がけで AB 市に帰郷する。親戚の家に住むことになった。1948 年、父、義母ともに体調を崩し寝込むようになる。同時期、No.23、チッソに入社し「ボーイ」として働く。1948 年、電設課に配属され石鹸を工場内で作っていた。

1962 年、安賃闘争[439]が起こり、組合が分裂してしまう。No23 第一組合[440]に所属していたことから、会社側から左遷させられる。組合分裂前後だと思われるが、体に異変が生じる。手足のしびれ、カラス曲がり、頭痛が生じるようになる。家族や仕事仲間には言えなかった。仕事に不満はあったが、生活を続けるために我慢して働いた。生活は安定していたように思う。1970 年、チッソ子会社に転勤となる。

1973 年、水俣病患者支援活動を始める。同時に、環境問題に取り組むようになる。1978 年、親戚水俣病申請を行い認定される。1983 年、チッソを退職し、仕事仲間と一緒に（電気会社）起業する。起業に至っては退職金と銀行からお金を借り、機材の選定、搬入、設置すべて自分たちで行った。1992 年、水俣病の申請を行うが、棄却される。

1993 年、電気会社を退職し、廃油を集め洗剤を作る A 工場を開設する。工場の建設に至っては事業に賛同してくれる仲間と一緒に、資金集め工場機材の搬入、設置を行った。電気会社に比べ、収入は激減したが、仕事にやりがいを感じる。

2013 年、家で過ごすことが多い。時々、工場の様子を見に行くことがある。あらたな事業展開を検討している。

---

[439]前掲註 No.352 参照

[440]1962 年賃金協定でチッソ労働組合は、第 1 組合 2400 人、第 2 組合 1000 人に分裂。

調査世帯NO.23

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.23	1933 1941 1943 1946 1948 1952 1970 1973 1983 1992 1993 2013 1.地域出生 満州 朝鮮移住 L母逝 チッソ入社：ボーイとして働く 安賃闘争 チッソ子会社工場 水俣病患者支援 チッソ退社 申請 電気会社を辞め 家で過ごす 6.人家族 電設課電設体配属 組合分裂 配動 水俣病支援活動 電気会社関業 兼任 A工場開設する。 時々工場に行く 父会社員 父体調崩す 第一組合組合員												
階層コード	X2	X2	X4	X2	X2	X2	S2	S2	S2	S2	S2	Z2	Z2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保 2.厚生年金

ケースNo.23 階層移動グラフ

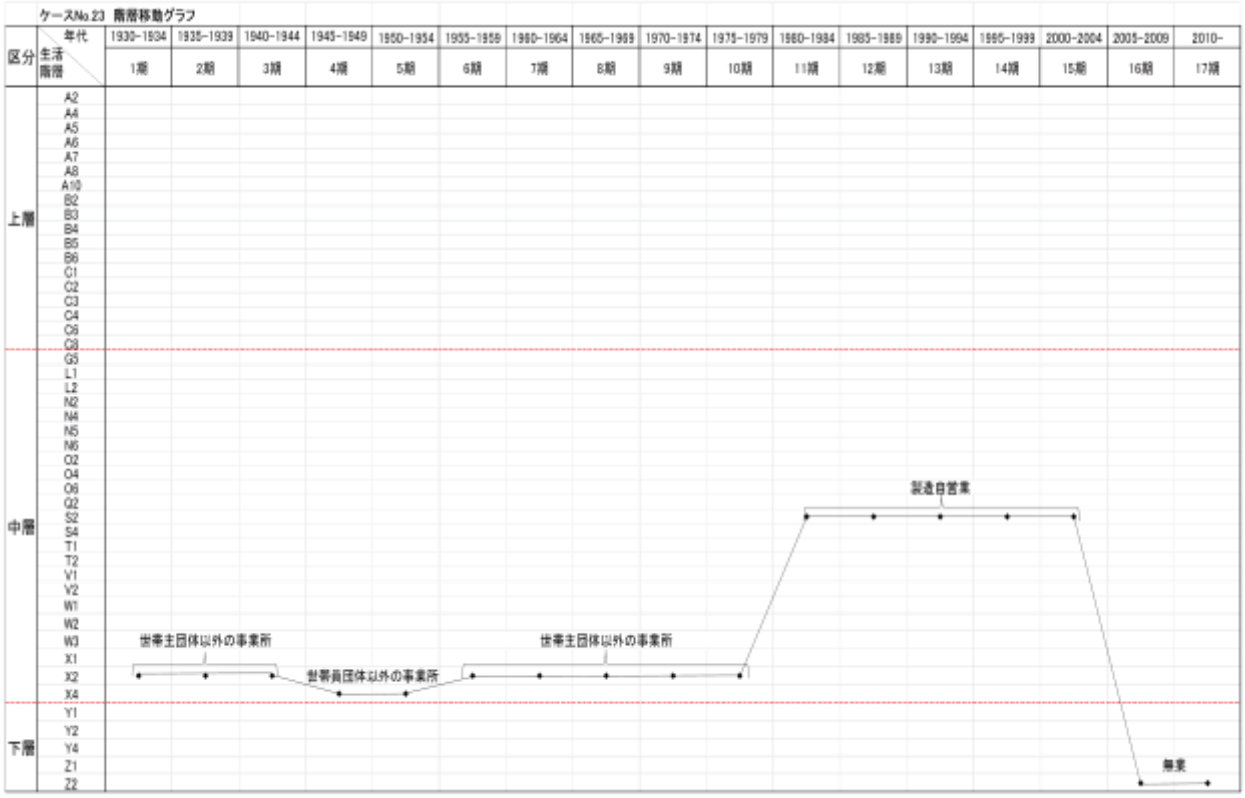

7)No24 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.24（1937 生）、夫（1930 生）と二人暮らし。2013 年より、福祉センターに通っている。近所付き合いはなく、夫と過ごすことが多い。時々、娘が来てくれる。農耕地としての田畑は所有していない。また、田畑も借りていない。また、漁業権や漁船も所有していない。社会保障は国保、厚生年金を受給している。また、この他に医療手帳を受給している。

②前歴　1962 年、B 市にある食堂に勤務するが、体調の悪化で退職する。1973 年ごろかスーパーマーケットや、清掃のパート勤務をするが、手足のしびれ、頭痛、めまい、耳鳴りがひどくなり、2002 年にパート勤めを辞める。

③経過　No.24、1937 年、東北地方の AC 市にて出生する。9 人兄弟の 6 女。父、会社員、母、専業主婦であった。1954 年、祖父より帰郷を命じられ、父 J 地区に帰り祖父との生活がはじまる。父の実家は巾着網、一本釣りを行う漁師家庭だった。帰郷後の生活は、退職金があり生活は比較的裕福だった。

しかし、不漁が続き、退職金を切り崩し、生計を立てる。退職金が底をつくと、祖父の家での扱いが酷くなる。祖父の家から近くの小屋へ引っ越す。このとき、近所の人から畑を借り、野菜を栽培する。からいもを作っていた。一本釣りも行い半農半漁の生活をしていた。小屋へ引っ越してきたころから、家族内で手足がしびれるような症状が現れるようになった。だが、みんな気にもとめなかったが、姉 2 人が寝込むようになる。家族総出で姉の介護を行う。床ずれがひどかった。学校に行くと奇病としていじめられ、J 地区からも村八分を受ける。精神的に苦しかった。父、姉の治療費を高利貸しから借りるが、わずかばかりの金額しか返済できなかった。高利貸から返済を強く迫られ、毎日のように取り立てが来て怖かった。親戚同士の助け合いは全くなかった。奇病がうつるとして全く近寄らなかった。唯一、父の妹と息子が、食べ物や日用品を持ってきてくれた。

1962 年、No.24、F 県 B 市に単身転居する。家族の助けになると思い B 市にある食堂に勤務した。毎月、仕送りをしたが、金額が少なく家族の助けにはならなかった。このころ、手足のしびれや頭痛はあった。昔からあることで気にならなった。

1964 年、会社員の夫と結婚する。食堂の仕事も続けた。夫家事など協力的であった。生活は比較的安定していた。

1965 年、長女出生（現在 AB 市在住、会社員）。1967 年、次女（現在 AB 市在住、主婦）出生した。

1973 年、手足のしびれに加え、頭痛、めまい、耳鳴りがひどくなったようになる。仕事も休みがちになり、食堂の仕事を辞めた。パート勤務をするが、頭痛がひどく集中して仕事が出来ず、職を転々とする。親戚との付き合いはなくなっていた。

1976 年、水俣病認定の申請をするが棄却される。夫の収入だけでは暮らしていけず、スーパー、清掃などのパート職を転々とした。仕事仲間からは怠けていると言われた。

2002 年、清掃のパートを辞める。治療と家事に専念するが、寝込むことが多くなった。
近所付き合いは挨拶程度で、付き合いはない。友人もいないが、娘たちが来てくれるので寂しくはない。

調査世帯NO.24

時期 ＼ 年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.24	1954 1937N県AC市		1962 1964 1965 1967 1973 1976 2002 2013										
	父金社員	J地区移住	F県TB市転居		水俣病症状悪化	中請、棄却					仕事を辞める		福祉センター利用
	母専業主婦	父実家漁師	食堂に勤務した	生活は比較的安定	パート勤務	パート勤務（スーパー、掃除など職を転々とした）					治療と家事に専念		
	9人兄妹	（巾着網、一本釣）	毎月仕送り	食堂勤務									
	6女	半農半漁											
		（修繕りも：漁ー本釣り等）	1930生										
夫			金社員の夫						1992 退職				
				1965生									
長女				長女			AB市在住						
				1967生									
次女				次女			AB市在住						

階層コード	X2	O6	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Y4	Y4	Z2	Z2	Z2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	―	―	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保 2.厚生年金
	4.医療手帳

ケースNo.24 階層移動グラフ

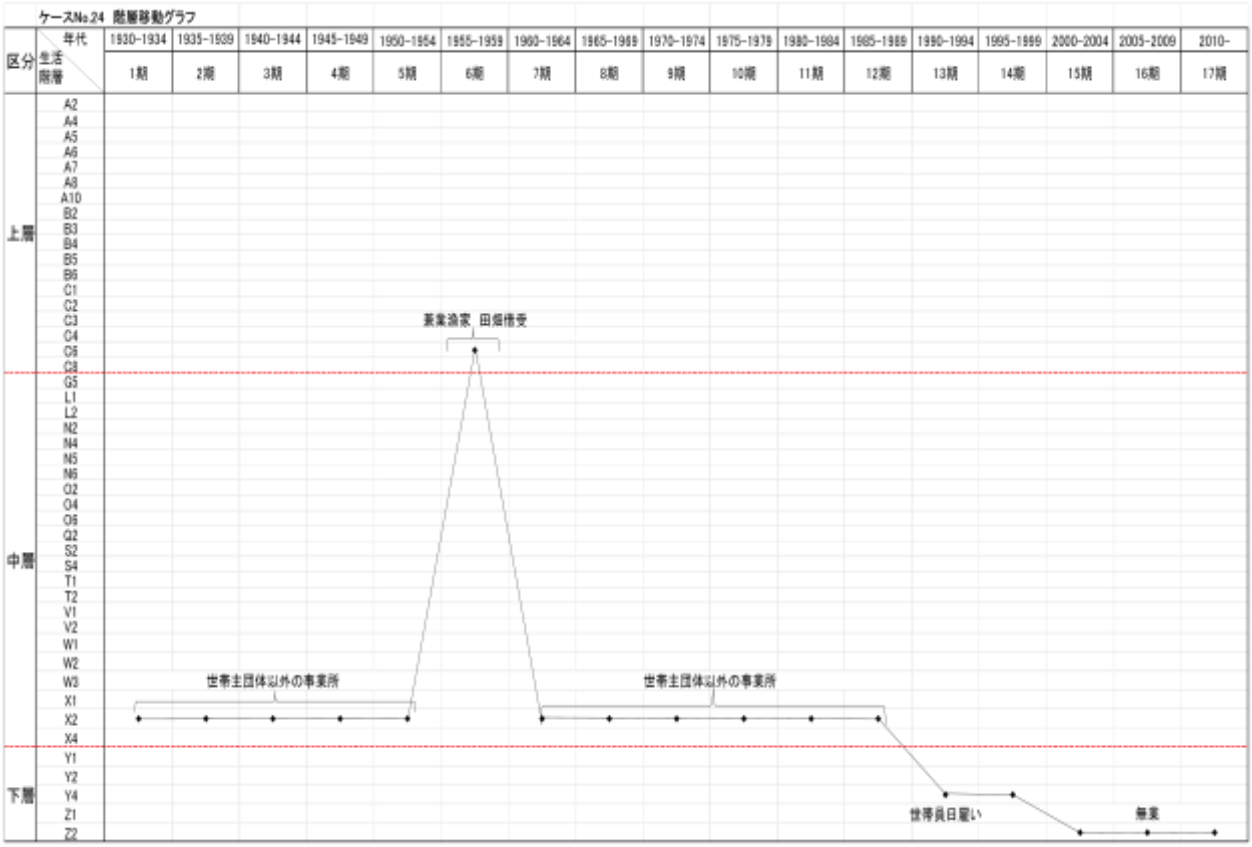

8)No.26 のライフヒストリー

①調査時　2013 年時点、No.26（1936 生）妻（1941 生）と自宅で生活している。また、農耕地としての土地は所有していない。近所で畑を借り、畑仕事をしている。（自宅で食べる野菜作り）漁業権、無動力漁船を所有しているが、現在、ほとんど漁にはでていない。収益があるほど魚がとれない。近所付き合いはあまりない。あいさつ程度。町内の行事には参加するようにしている。社会保障は国保、国民年金を受給している。水俣病認定を申請している。漁業権は残している。

②前歴　1969 年、漁を行いつつ、出稼ぎに出ていた。1975 年、打たせ網漁[441]、養殖業を営むが、2003 年に次男と行っていた養殖業を廃業する。以後、No.26 は打たせ網漁と野菜作りを主に行う。

③経過　No.26、1936 年、K 地区にて 6 人兄妹の 3 男として出生する。父、母、祖母、半農半漁を営み生計を立てていたが、収入低く貧しかった。自宅近くに畑を借りて、からいもを栽培していた。父、母は網子として船にも乗っていたが給金が安かった。よくとれた売れない魚をもらってきて、食べていた貧しかったがにぎやかな生活だった。

1951 年、中学卒業後、昼間坑木運搬で働いた。夜は網子として働いていた。打たせ網や地引網を曳いていた。毎日働き詰め生活だった。家族総出で働いた。

1963 年、同地区に住む妻（1941 生）と結婚する。妻と一緒に網子として漁に出っていた。1962 年から 1970 年にかけていりこよく獲れた。最盛期には 1 カエ[442]が 1 万杯になるくらい獲れた。人が通れないくらいのいりこ干しであふれていた。しかし、水俣市方面では全く獲れなかったと聞いた。

ところが、1970 年以降、K 地区においても、いりこが獲れなくなった。また、この地域でも魚が浮くような現象がみられるようになった。また、猫がてんかんのような発作を起こす現象がみられるようになる。1964 年、長男出生（現在 TB 市在住、会社員）、1965 年、次男出生（K 地区在住会社員）、1967 年、長女出生（現在 AB 市在住主婦）、1969 年次女出生（現在 AB 市在住主婦）した。妻、子供を背負って漁に出っていた。

1969 年、夏場は打たせ網やいりこ製造の網子として働き、冬場は大阪、東京へ出稼ぎに出るようになる。出稼ぎの内容は土木作業員だった。水俣市近郊にも土木の仕事はあったが、大阪、東京の方が給料はよかった。出稼ぎは知人の紹介を受けて行った。当時、網元は 8 統あり、いりこ製造は 16 軒ほどあった。

1972 年、漁協より水俣地域で病気が流行っていると聞いた。1975 年、打たせ網、鯛の養殖業をするために独立する。妻、養殖業の手伝いをしつつ、家事を主に行う。No.26 冬場、千葉に建設現場へ出稼ぎにでる。この頃、ハンマーが手から抜け落ちることが多々あった。手がしびれた感じがあった。昼休みに病院に通っていた。

1978 年、知人の勧めもあって水俣病認定の申請を行うが棄却される。1985 年、次男が養殖業を引き継ぐ。No.26 打たせ網を主に行うが、1985 年より寝込むことが多くなり体調悪くなる。打たせ網や出稼ぎにでることができなくなってきた。冬場は次男とともに養殖業を営む。次男の生活は安定していた

---

[441]No.349 前掲註参照

[442]1 升：20K g

がと思う。No.26 打たせ網の漁と野菜作りで生活する。

2003 年、養殖業を廃業する。2000 年ごろから収入が激減した。次男、水俣市内で会社勤めをしている。No.26 打たせ網や野菜作りをして生計を営むが、収益があるほどではない。

調査世帯NO.26

時期＼年代	1930-1934	1935-1939	1940-1944	1945-1949	1950-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期		第6期		第7期		第8期		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.26	1936	1951		1963	1964 1965		1968		1975	1978		1985			2003		2013
	K地区出生 半農半漁 5人家族 6人兄妹3男	中学卒業 舞鶴松木運搬で働く、夜は、網子		結婚 関に地区出身			夏：打瀬網・いわに製造（網子） 冬：大阪・東京出稼ぎ（土木・建設作業員）			打瀬網・養殖業（網）独立　申請認定 NO.26養養殖業手伝い　業部 冬場：半農に出稼ぎ（建設現場）		打瀬網 体調悪く出稼ぎ行けず、 冬場は次男と養殖業 打たせ網の漁と野菜作り			養殖業廃業 打たせ網 野菜作り		自宅で生活 畑仕事をしている。
妻			1941生	妻一緒に漁													
長男				1964生 長男						会社員　TB市在住							
次男				1965生 次男								1985 次男養殖業跡を引き継ぐ			2003 養殖業廃業 会社員		
長女							1967生 長女			AB市在住							
次女								1969生 次女		AB市在住							

階層コード	C8	N4	A8	O4	D4	O4	O2	D6	C8	D6	C8	D6	Z2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保　2.国民年金
	3.水俣病認定申請中

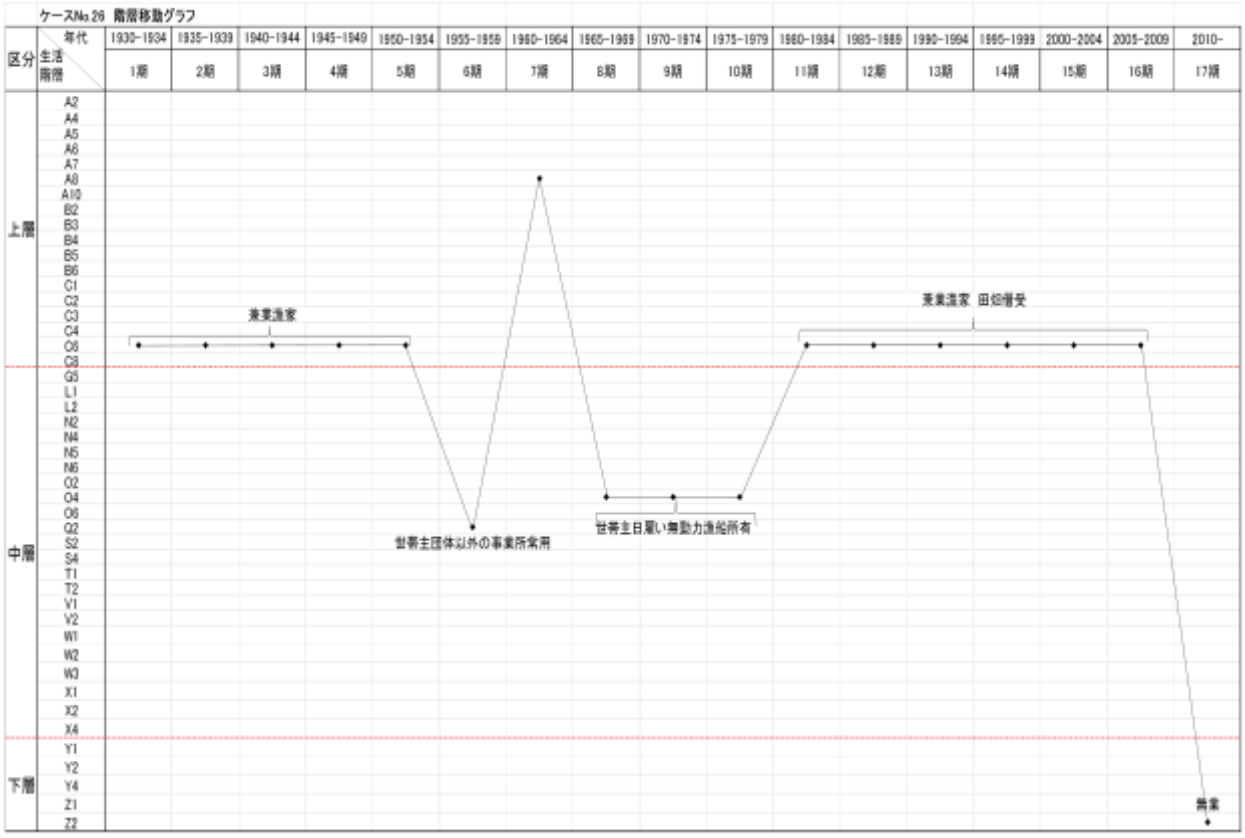

9)No.38 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、日中は夫と自宅で過ごすことが多い。畑を借り野菜作りをしている。農耕地としての田畑は所有していない。漁船および漁業権を有している。社会保障は国保、国民年金を受給している。

②前歴　イワシ漁を行っていたが、不漁のため出漁することができず、親戚が営むいりこ加工工場を手伝う。後に、多額の借金をして養殖業を行うようになるが、夫、体調を崩し入退院を繰り返すことから廃業することになった。

③経過　No.38、1931 年 K 地区で代々漁師を営む家庭に出生する。1950 年、隣部落出身の夫（1929 年生）と結婚する。夫と一緒に無動力漁船を使ってイワシ漁を行う。

1956 年、不漁が続き、親戚が営むいりこ加工工場を手伝う。また、運搬業を行うようになった。これまでにない不漁だった。漁を行うより運搬船での仕事が多くなった。運搬業の一回の収入は 1 万 5 千円程坑木船に比べれば少なかった。坑木船は一回 10 万円くらいあったと思う。運搬業も 4 年ほどで、長く続かなかった。海からの運搬ではなく、陸からの運搬に変わっって行った。

1956 年、長女出生する。このとき、No.38 頭痛、カラス曲がりが頻繁に起こるようになる。昔から体は弱かった。夫も昔から体が弱かったと言っていた。耳鳴りがしたり、よく転んだりしていた。耳鳴りはこれが自然で、みんな聞こえるものだと思っていた。1960 年、夫兄弟で借金をしてイワシ漁、いりこ加工工場を開設した。イワシ一斗 800 円で、No.38、夫の取り分は 4 割（320 円）だった。1965 年、不漁が続きで生活は安定せず、加工工場も稼働しなくなる。借金返済のため、冬場出稼ぎに行くようになる。No.38 も出稼ぎに S 県ののり養殖や近畿地方の O 県にある工場で働いた。1970 年、イワシ漁、いりこ加工工場を再開する。No.38、夫、兄弟のいりこ加工工場で働くようになる。生活幾分か安定する。しかし、出稼ぎは変わらず S 県にのり養殖にでる。カラス曲がり、頭痛が酷く背伸びすることができなかった。

1980 年、イワシ漁を縮小する。安定的な経営を求めて、養殖業に移行する。主にハマチ、鯛を養殖した。生簀やエサなどをそろえるために、多額の借金[443]をした。漁具などの設備投資に多額の予算がかかったが、安定的な漁獲が得られ、収入は安定した。少し生活にゆとりが出てきた。しかし、エサ代、船の燃料代の高騰で生活は苦しくなっていった。1985 年、イワシ漁を養殖業と併せて細々と行っていたが、イワシが獲れず廃業した。養殖業のみとなった。経営を軌道に乗せるのに必死だった。1995 年、夫体調を崩し、市内の病院に入院する。肝臓疾患であることがわかり、その後入退院を繰り返す。親戚に頼んで養殖魚のエサやりを代わりに行ってもらう。1999 年、養殖業を廃業する。僅かな畑で野菜作りをする。売りに出すようなものではない。年金生活となる。できれば夫と海にでたい。

443 借入金の詳細は不明。

調査世帯NO.38

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1−5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.38	1931	1950	1956	1960	1965	1970	1980	1985		1995	1999		2014
	K地区	結婚	不漁が続く	イワシ漁・いりこ製造	不漁続工場稼働	イワシ漁・いりこ製造	イワシ漁陸小	イワシ漁廃業		養殖業	養殖業廃業		自宅
	出生	無動力漁船	親戚の漁，工場を	製造	せず借金返済の	再開	養殖業に移行	養殖のみとなる．		親戚依頼	穏かな暮で野菜		
	漁師	イワシ網漁	手伝い．	関係（兄弟）	ため兄急稼ぎ．	兄弟のいりこ製造会社で働く．	夫とともに養殖業			頼やり	年金生活		
	他県	長女出生			場出S県，近畿O県	出稼ぎ S県方面							
夫	より	1939生					1980	1985		1995	1999		2014
	移住	夫	運搬業	いりこ製造	出稼ぎ	イワシ漁・いりこ製造	養殖業に移行	養殖		体を壊す．	年金生活		自宅
				手伝い						肝臓疾患			
										入院繰り返す．			
階層コード	A6	M	S2	O4	S2	S2	S2	V2	V2	Z2	Z2	Z2	Z2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1国保，2国民年金

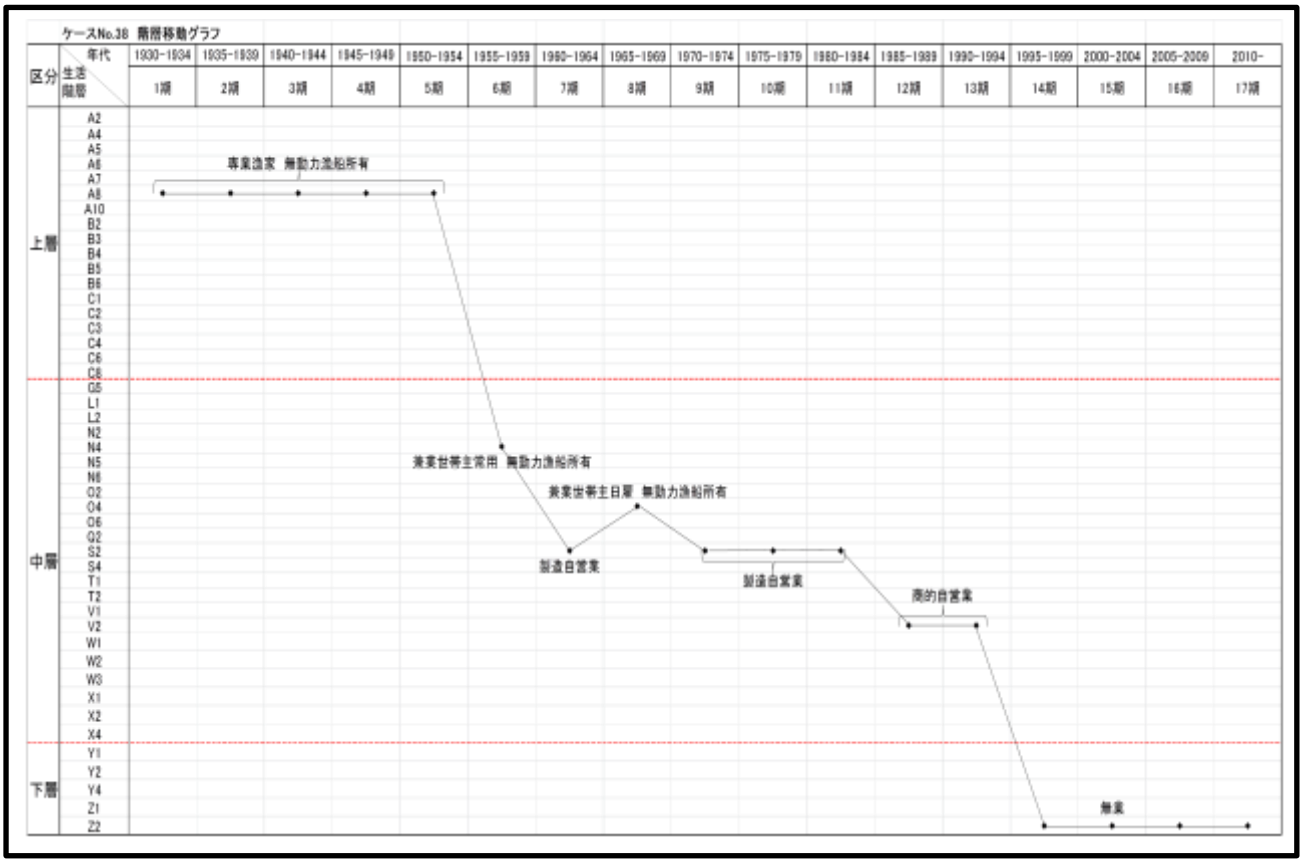

10)No.39 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.39、夫と日中過ごすことが多い。10 年ほど前まで子どもと同居していたが長男家をでる。以後、夫婦二人暮らしとなる。近所付き合いはほとんどない。夫婦ともに体調は良くないが、介護を必要とはしていない。農耕地としての田畑は所有していない。一方、漁船は所有しているが、漁業権は所有していない。社会保障としては国保、国民年金を受給している。

②前歴　No.39、夫の漁を手伝う。夫、沿岸部で蛸、メバルなどを獲っていた。不漁が続くことから出稼ぎにでるようになるが、借金をして養殖業を行うようになる。No.39、夫、体調を崩すことから、長男が養殖業を引き継ぐようになる。10 年前に養殖業廃業する。

③経過　1936 年、H 地区一本漁師家庭にて出生する。5 人姉弟の次女。No.39 幼少のころから生家の手伝いを行う。H 地区全体が一つの家族のようだった。ごはんを分け合ったり、畑仕事を手伝ったり、網を直すなど、みんなで行っていた。暮らしは貧しかったが、毎日が楽しかった。幼少のころ、体は弱かったように思う。よく躓き転んでいた。姉、弟も体は弱かった。そういう家系だと思っていた。また、元気になるよう、体が丈夫になるように魚を食べさせられた。

1958 年、漁師を営む夫と結婚する。夫、沿岸部を漁場とする一本釣り、蛸壺、かし網漁漁師だった。主にメバル、蛸を獲っていた。No.39 も夫と一緒に漁へ出る。また、結婚後、K 地区に移住する。このころから、耳鳴り、頭痛、カラス曲がりが現れるようになる。昔からあったため、なにも思わなかったが、頭痛が酷い時があった。しかし、頭痛が酷くても漁に出っていた。夫も同様な症状だった。子育て、家事、漁と一日いちにちが忙しかった。結婚した年から魚が獲れなくなった。また、簡単に獲れるはずがない魚が獲れるようになった。海がいよいよおかしくなっていると感じた。

1960 年、魚の卸が止まった。水俣地域で獲れた魚が卸せなくなった。収入が激減し、生活費を稼ぐために県外に魚を卸していた。だが、あまりいい値で魚は売れなった。家の裏手にある小さな土地を耕しからいもを栽培する。売れるほどの量はつくれなかった。1959 年、長女（現在 F 県在住）出生する。1962 年、次女（現在 S 県在住）出生、1963 年長男（現在 S 県在住）出生する。

1969 年、夏場、メバル、蛸漁を行い、冬場、夫は大阪、東京の建設現場に出稼ぎにでる。No.39 は親戚のいりこ加工工場へ手伝いにでる。収入は安定せず厳しかった。1969 年末からいよいよ生活が厳しくなり、夫出稼ぎに出る期間が長くなった。夫、水俣病の症状がでながらも働いた。知らない土地での仕事は大変だった。夫も No.39 症状が突発的に起こり苦しんだ。頭痛が酷かった。出稼ぎ期間が長くなるころから、住民間で行っていた共同作業が無くなるとともに、つながりが弱くなった。

1974 年、県外に出漁し、一本釣りメバル、蛸漁を行っていた。出稼ぎは続いていた。1980 年、多額の借金をしてハマチ、鯛の養殖業を始める。多額の負債を抱えたが生活は安定した。しかし、出荷時の価格に時折影響を受けた。養殖業をはじめてから近隣で助け合うようなことはなくなった。親族間での助け合いではなく、No.39 家族内で養殖業を行った。

1985 年、長男に養殖業を継承するが、出荷額が低く赤字が続いた。No.39、夫、寝込むことが多くなった。魚のえさやりや、網の管理ができず魚をだめにすることが多くあった。長女、次女、結婚し家を出る。

1992 年、養殖業の事業規模を縮小し、ハマチのみとなる。夫、体調がすぐれず、寝込むことが多く

なる。息子が主に漁業を行うようになる。また、夫の面倒を見てくれる。

2003 年、養殖業を廃業する。夫婦、長男で漁業を行ってきたが、赤字が続き、また、体が動かなくなってきた。長男、S 県に仕事を求め出る。No.39、夫、年金生活となる。

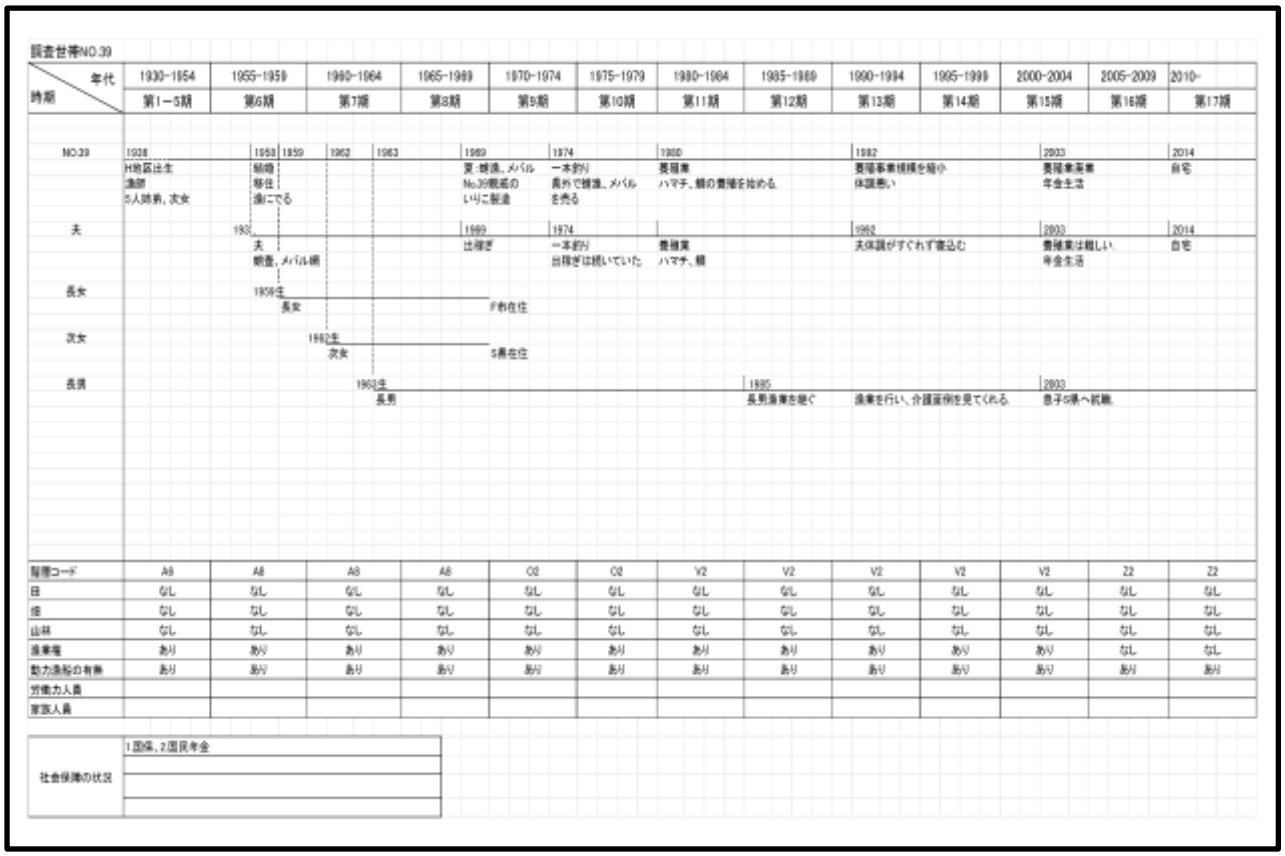

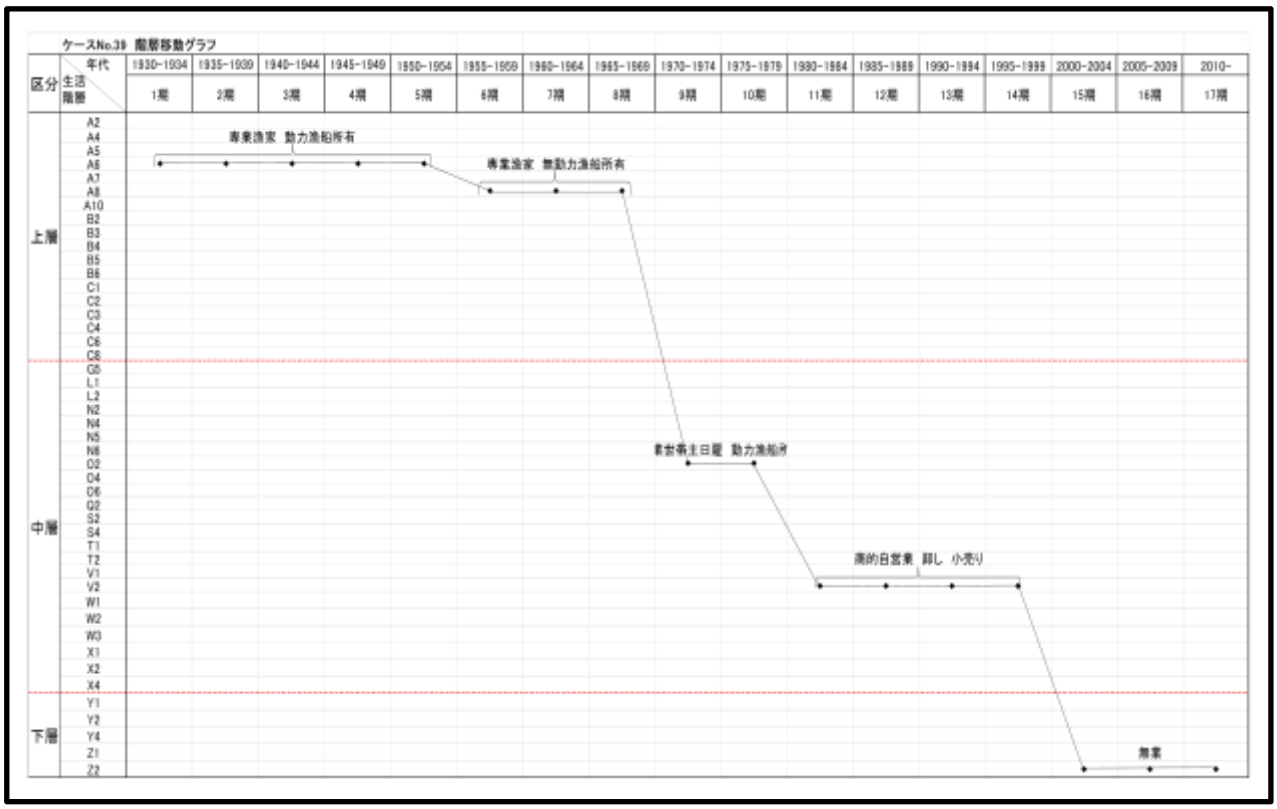

11)No.41 のライフヒストリー

①調査時　2014 年時点、No.41、自宅で生活しつつ、介護保険施設のデイサービスを利用している。妻と 2 人暮らし。農耕地としての田畑は所有していないが、みかん山を 20 アール所有している。漁業権は有していないが、動力漁船を有している。社会保障は、国保、国民年金を受給している。介護保険制度を利用し、要介護度 1 を受けている。

②前歴　一本釣り漁師をしていたが、不漁が続き漁業を縮小し半農半漁となる。土地を購入し、みかん栽培をはじめ漁業から農業へ移行する。No.41、体調等から長男がみかん栽培を引き継ぐことになる。

③経過　1930 年、A 地区にて代々一本釣り、刺し網漁師家庭に出生する。幼少のころから家の手伝いをしていた。また、海があそび場であり、生活の糧を得るところだった。1950 年、一本釣り漁師となる。主に鯛、カサゴなどを釣っていたが、箱眼鏡をつかって蛸なども獲っていた。動力漁船はこのときなく、伝馬船で漁を行っていた。当時、海はとってもきれいだったが、百閒あたりは汚水で激しく汚れていた。百閒は船底の汚れをとる場所だった。

1960 年、水俣漁協から漁業の自粛が言い渡された。このとき、No.41、体調の異変が起こる。夜、手足のしびれ、朝、カラス曲がりが起こるようになる。自主規制が引かれたとことから、親戚から借金をして動力漁船を購入し、長島方面で漁を行うようになる。1967 年、妻と結婚する。B 地区に転居するとともに、半農半漁となる。当初は畑を借りからいもを栽培していたが、親戚からみかん栽培をはじめないかとの誘いがあり、共同でみかん栽培を始める。（当初土地は未収得だった。）1968 年長男（現在 B 地区在住）出生する。1969 年、長女（現在 F 県在住）出生する。子どもが生まれたころ、漁は年に数回のみとなっていた。魚が獲れても、漁船の燃料代、エサ代を差し引くと収入にはならなかった。B 地区で漁をしているものは、ほとんどいなくなっていた。

1969 年、隣町にみかん栽培の農地を取得した。農地取得に要した費用は親戚から借りた。みかん栽培は難しく、なかなか軌道にのらなかった。収入にならなかった。半農半漁をしつつ、佐賀県や福岡県に No.41 出稼ぎに出かけた。仕事内容は、のり養殖や建設現場に出向いた。

1976 年、漁にも出ていたが、みかん栽培を主に行う。みかん収入を得られるようになっていたが、安定的ではなかった。1982 年、みかん栽培が安定的に収穫でき、収入は安定した。このころ、一本釣りは収入にならないため、ほとんど漁に出なくなった。

1980 年ごろより、難聴、指の強張りが酷くなる。1995 年、右側の体の麻痺が現れるようになる。日中ほとんどを自宅で過ごすことが多くなる。このとき近所付き合いはほとんどなくなっていた。

1995 年ごろから、長男がみかん栽培を手伝ってくれるようになる。No.41、長男「やりたいこともあっただろうに」ほんとによくやってくれた。2004 年、長男、みかん栽培を引き継ぐことになる。長女は 2002 年、結婚し T 県に移住する。

調査世帯NO.41

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.41	1930	1950	1960	1967	1968	1976	1982	1985		1995			2014
	A地区出生	一本釣り	漁業自業	半農半漁	出稼ぎ	みかん栽培	みかん栽培	みかん栽培		症状重くなる			自宅
	(代々漁師)	網、カサゴ、鯖			一本釣り(鯛、カサゴ)			ためほとんど漁にでない		右側の体麻痺			介護保険施設
	刺し網、一本釣り				漁地を取得.								デイサービス
妻	のり農園			1938									2014
				妻		みかん栽培				みかん栽培するも			自宅
										日中をほとんど自宅で過ごす.			
長男					1968生						2004		
					長男					長男が自宅の手伝いをしてくれる みかん栽培を継ぐ			
次女					1969生								
					長女		7県在住						

階層コード	A8	A8	A8	C2	C2	C2	B4	B4	B4	Z2	Z2	Z2	Z2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし
労働力人員				2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
家族人員				4	4	4	4	3	3	3	3	3	3

社会保障の状況	1.国保, 2.国民年金, 3.介護保険制度利用

ケースNo.41 階層移動グラフ

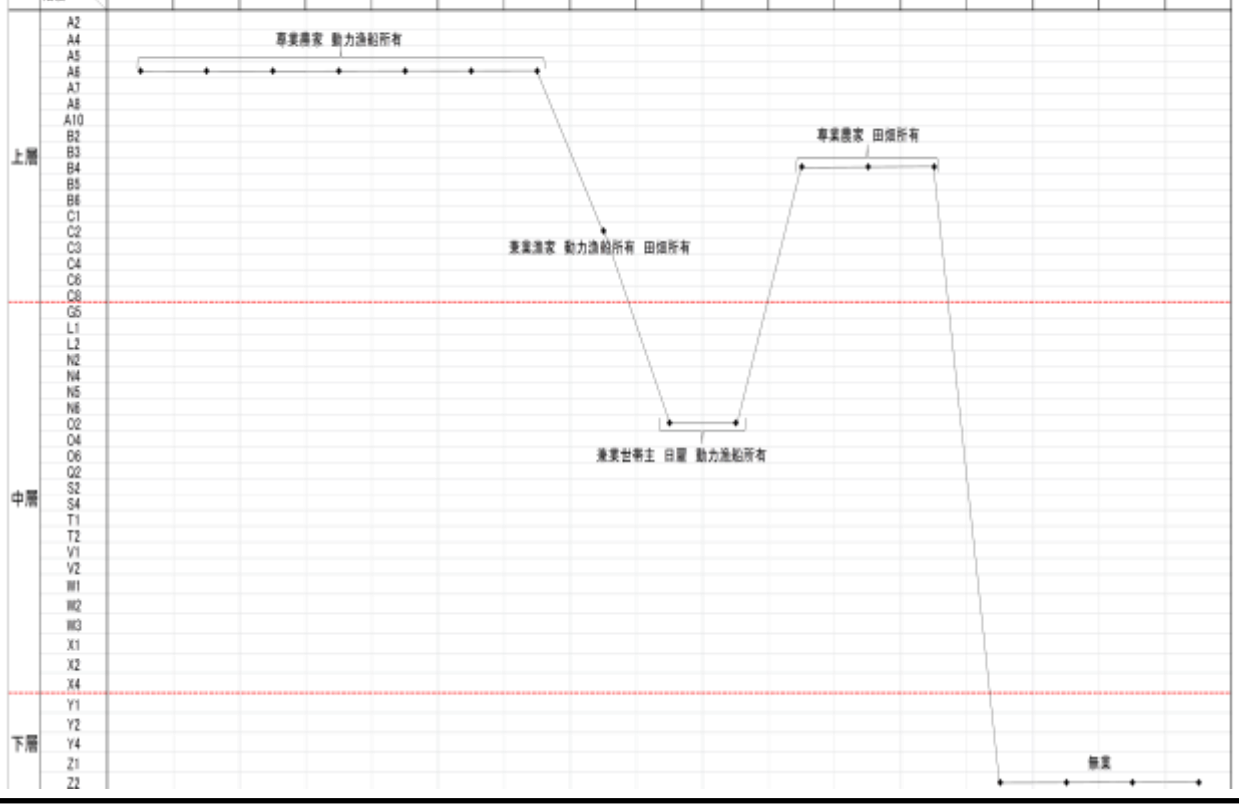

第 4 節　考察

水俣病被害者 42 ケースの階層移動の傾向と、水俣病多発地域における 42 世帯のライフヒストリーを概観してきた。これより、第 4 章で得られた結果をもとに考察を加える。

1.窮乏化の進行

第 1 に本章においては、公害激甚地域に定住する漁家の階層移動を探索しつつ、窮乏化の傾向をとらえてきた。窮乏化の傾向は、階層間の移動頻度が高い漁家ほど、世帯の分化・分解が進み、生活構造が不安定であることが推察された。とりわけ、被用者層へ階層移動した専業漁家、雇入れ有、動力漁船所有、または無動力漁船所有の、A2、A4 階層は日雇い労働に就くなど、労働生活が不安定であることに加え、1 日の収入が低額に抑えられるなど、労働力消費と労働力再生産の循環が脆弱であるケースが確認された。

また、貯蓄・資産を有し、家族（親族）からの援助を得て、動力漁船や経営耕地を所有することから、生活構造の安定化を試みる世帯が確認できた。

こうした 2 つの生活構造の傾向から、漁家世帯の窮乏化を鑑みると、貯蓄・資産が乏しく、また、家族（親族）から援助を受けることができなかった世帯は窮乏化に直面しやすく、生活構造が不安定な状況にあったと考えられる。また、次章でケース事例を詳細に分析するが、世帯の稼働力（稼働人員数）の減少も、窮乏化を進める要因となっていると推察される。これは、世帯の稼働力が減ると世帯総収入が減少する一方で、治療費、入院費、交通費、食費にあたる消費が、収入部分を上回り、家計を圧迫したことが一因として考えられる。窮乏化に直面した世帯は、これまでの生活を維持しようと、少しでも収入のよい仕事を求めて、他府県などに出稼ぎにでて生活を維持しようとするが、窮乏化の圧力に耐えきれず階層下降が発生していた。

2.生活安定化のための施策

第 2 章において、国および地方公共団体が、窮乏化の著しい漁家や、水俣病被害者に対して、失業対策に加え、水俣病被害者を対象とした施策を講じたことを論じた。また、それらが、いかに漁家や水俣病被害者の生活を再建するために寄与したのかを検討した。再度、地方公共団体が実施した施策と階層移動の結果を照合してこれらを検討すると、それらは一時応急的な救済にとどまっていたといえよう。また、地方公共団体は、所得機会の整備を急ぐ一方で、生活の基礎となる衣食住の整備が不十分であった。地方公共団体の失業対策が職業訓練を含む就労支援、ならびに所得保障と医療、福祉制度の一体的な生活保障が、階層下降が著しく生じた第 6 期（1950 年－1954 年）、第 7 期（1955 年－1959 年）に支援することができれば、漁家の生活構造は安定したと考えられる。また、恒久的な雇用につなげる就労相談、職業教育など就労支援体制が整備されていれば、生活構造は安定したと思われるが、これらが一体的に機能しなかったことが生活の不安定化につながった。

本研究においては、貯蓄・資産が乏しく、また、家族（親族）から援助を受けることができなかった世帯は、窮乏化に直面しやすいと先述した。逆に、貯蓄・資産を有し、なおかつ家族（親族）からの支援を得て、農業用地（柑橘栽培）を取得できた世帯は窮乏化を克服することができた。しかしながら、表 4－13 で示したように、生活階層を上層、中層、下層と分類すると、下層に 29 ケースの世帯が集中

している。なかでも注目すべきは、29 ケース中、18 ケースが企業補償を含む生活保障を得ている点である。これらからもわかるように、企業補償が加わったとしても、階層上昇にはつながらず、下層の状態を強いられている。後述するが、No.35、No.17 は内発的発展から形成された支援団体に参加し、階層下降をくい止め、その後、生活を安定化させた。以後、生活は安定的に推移し、2014 時点、No.35 は上層階層に位置づき、No.17 は中層階層に留まり生活をが安定に維持されている。このように、階層下降が生じた際、支援団体が水俣病被害者の生活を支え、窮乏化をくい止めたと考えられる。つまり、階層下降が生じているときに、一体的（所得、雇用、住居、社会サービス）な生活保障を提供することができれば、生活再建につなげられると考えられる。そして、それらの担い手として、水俣病被害者を支援する支援団体や、国や地方公共団体と住民とをつなぐ中間支援組織の構築と支援体制が課題と思われる。

第 5 節　小括

本章で明かにされたことは、以下の点である。

第 1 に、42 ケースのうち企業補償を得た後に上昇し、概ね安定的に階層は推移していた。

第 2 に、雇入れあり、無動力漁船所有の A4（網元）階層と漁業従事者 A10(網子)は、第 7 期に消散していた。資本家である網元の消滅は、被用者である網子の消散に繋がっていたと推察される。

第 3 に、一部の事例ではあるが、No.17、No.35 にみるように階層下降が生じるなか、内発的に形成された団体に参加することによって、階層下降は止まり安定的に推移した。

以上、第 5 章、第 6 章において、階層移動に関する事例分析を行う。

第５章　漁家の階層移動に関する事例分析

第１節　漁家層の階層移動結果

42 ケースを漁家、非漁家と分類すると漁家 26 ケース、非漁家 16 ケースが確認できる。このうち、漁家 26 ケースの階層移動数をとらえると、後に示す表 5－4 の通り 416 回確認され、上昇 43 回、平行 307 回、下降 66 回、総移動回数 109 回という結果であった。また、漁家の階層移動の平均は 4.2 回(SD：1.1)を示した。これらの結果を 42 ケース全体と比較すると、漁家の方が平均移動回数はわずかに高く、標準偏差は全体の方が若干散布度は大きい傾向にあった。漁家全体の平均移動回数を基準として、これより大きい値を示したケース No.は No.1、7 回(標準化データ：以下 Z 値、2.5)、No.4、6 回(Z 値 1.6)、No.38、6 回(Z 値 1.6)が高い傾向を示した。

表5－1　漁家　独立性の検定

カイ二乗値	自由度	P 値	*:P<0.05 **:P<0.01
121.3876	30	P < 0.001	**
Cramer's V	0.3820		

表5－2　漁家　調整済み標準化残差

	年	上昇	平行	下降
2期	1935-1939	-1.694	3.138	-2.369
3期	1940-1944	-1.694	2.217	-1.286
4期	1945-1949	-1.694	3.138	-2.369
5期	1950-1954	-1.694	3.138	-2.369
6期	1955-1959	-0.999	-2.850	4.128
7期	1960-1964	0.391	-3.311	3.587
8期	1965-1969	0.391	-1.468	1.421
9期	1970-1974	5.255	-5.153	1.963
10期	1975-1979	3.865	-1.468	-1.286
11期	1980-1984	1.086	-0.547	-0.203
12期	1985-1989	-0.999	0.374	0.338
13期	1990-1994	0.391	0.835	-1.286
14期	1995-1999	0.391	-0.547	0.338
15期	2000-2004	-0.999	0.374	0.338
16期	2005-2009	-0.304	-0.086	0.338
17期	2010-2014	-1.694	2.217	-1.286

表5－3　漁家　調整済み標準化残差(両側P値)

	年	上昇	平行	下降
2期	1935-1939	0.0903	0.002**	0.0179
3期	1940-1944	0.0903	0.03*	0.1985
4期	1945-1949	0.0903	0.002**	0.0179
5期	1950-1954	0.0903	0.002**	0.0179
6期	1955-1959	0.3178	0.0044	p<0.001**
7期	1960-1964	0.6959	P < 0.001	p<0.001**
8期	1965-1969	0.6959	0.1420	0.1553
9期	1970-1974	p<0.001**	P < 0.001	0.05*
10期	1975-1979	p<0.001**	0.1420	0.1985
11期	1980-1984	0.2776	0.5844	0.8391
12期	1985-1989	0.3178	0.7082	0.7351
13期	1990-1994	0.6959	0.4038	0.1985
14期	1995-1999	0.6959	0.5844	0.7351
15期	2000-2004	0.3178	0.7082	0.7351
16期	2005-2009	0.7611	0.9312	0.7351
17期	2010-2014	0.0903	0.03*	0.1985

p<0.05*、p<0.01**

これら 3 ケースの Z 値をみると Z>1 となり、標準偏差の範囲を超えるほど平均値を大きく上回る値を示していることがわかる。加えて、漁家全体の平均移動回数が、やや高い傾向を示したケースは、No.12、5 回(Z 値 0.7)、No.15、5 回(Z 値 0.7)、No.27、5 回(Z 値 0.7)、No.40、5 回(Z 値 0.7)、No.41、5 回(Z 値 0.7)を示し、0<Z<1 となり、データは平均値より大きいが標準偏差の範囲であった。一方、平均移動回数を大きく下回ったケース No.は、No.20、2 回(Z 値－2.0)が最も低く、また、標準偏差も大きく下回る値を示した。次いで、No.2、3 回(Z 値－1.1)、No.3、3 回、(Z 値－1.1)、No.10、3 回(Z 値－1.1)、No.14、3 回(Z 値－1.1)、No.30、3 回(Z 値－1.1)、No.34、3 回、(Z 値－1.1)が平均移動回数を下回り、Z 値は－Z<－1 となり、データは標準偏差の範囲を超えるほど平均値を下回る値であった。なお、階層移動を折れ線グラフに示すと表 5－5 のように示すことができる。他方、漁家 26 ケースの上昇、平行、下降の移動数を時期区分毎にとらえた場合、それらに違いはあるのか、独立性の検定（ピアソンのカイ二乗検定）行ったところ(表 5－1 参照)、カイ二乗値 121.3876(自由度 30)を示し有意差が確認された[444]。この結果から残差分析を行うと、調整済み標準化残差が正の値で、両側 p 値が 0.05 未満となった時期は、表 5－2、表 5－3 のとおりである。表 5－2、表 5－3 にあるように、下降が著しく示唆されたのは、公害発生期であり、これは時期区分に示す第 6 期

[444]表 5－1 にあるように Cramer`s の連関係数値が 0.3820 であることから弱い相関である。

（1955 年－1959 年）、第 7 期（1960 年－1964 年）に該当する時期であった。下降したケースを推察すると、上記時期の前に生活構造の破壊が始まり、さらに窮乏化の条件を満たしたことから、階層落層、階層転落が生じたと考えられる。

表5－4　漁家の階層移動

下降：6期＊・7期＊　上昇：9期＊＊・10期＊＊　○ 企業補償あり上昇　△ 企業補償(社会保障)あり下降

No. 地区 ＼ 年代・時期	1期 1930-1934	2期 1935-1939	3期 1940-1944	4期 1945-1949	5期 1950-1954	6期＊ 1955-1959	7期＊ 1960-1964	8期 1965-1969	9期＊＊ 1970-1974	10期＊＊ 1975-1979	11期 1980-1984	12期 1985-1989	13期 1990-1994	14期 1995-1999	15期 2000-2004	16期 2005-2009	17期 2010-2014	上昇	平行	下降	総数	移動回数	階層間移動の標準化データ
No.1 A地区	A4	A4	A4	A4	A4	A4	O6	Y2	○A7	○A5	Y1	B3	B3	B3	B3	Z1	Z1	3	9	4	16	7	2.5
No.2 B地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	B4	B4	N5	N5	N5	N5	N5	N5	N5	B4	B4	1	13	2	16	3	-1.1
No.3 B地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	○A7	△C1	C1	B3	B3	B3	B3	B3	B3	2	13	1	16	3	-1.1
No.4 C地区	A8	A8	A8	A8	A8	N2	N2	N6	N6	N2	C2	C2	C2	C1	C1	B4	B4	4	10	2	16	6	1.6
No.9 G地区	A2	A2	A2	A2	A2	L2	○L1	L1	T2	T2	T2	T2	T2	T2	Y2	Y2	Y2	1	12	3	16	4	-0.2
No.10 A地区	A2	A2	A2	A2	A2	A2	S4	S4	△Y1	Y1	Y1	Y1	Y1	Y1	Y1	Z1	Z1	0	13	3	16	3	-1.1
No.11 A地区	A10	A10	A10	A10	A10	A10	Y2	Y2	○Y1	○A5	A5	A5	A5	A5	A5	Z1	Z1	2	12	2	16	4	-0.2
No.12 F地区	A8	A8	X2	X2	X2	X2	○Z1	Y2	○Y1	X2	X2	X2	X2	X2	S2	S2	S2	3	11	2	16	5	0.7
No.14 A地区	A4	A4	A4	A4	A4	A4	O4	O4	A8	A8	A6	A6	A6	A6	A6	A6	A6	2	13	1	16	3	-1.1
No.15 E地区	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A8	A8	O4	O4	O4	O4	A7	A7	T1	Z1	1	11	4	16	5	0.7
No.18 K地区	A4	A4	A4	A4	A4	X2	A6	A6	○A5	A5	A5	A5	A5	A5	T1	T1	T1	2	12	2	16	4	-0.2
No.20 J地区	A4	A4	A4	A4	A4	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Z2	Z2	Z2	0	14	2	16	2	-2.0
No.25 C地区	A8	A8	A8	A8	A8	Y2	Y2	Y1	○W1	W1	W1	W1	W1	Z1	Z1	Z1	Z1	2	12	2	16	4	-0.2
No.27 K地区	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A8	A8	O2	O2	O2	A6	A5	A5	Z1	Z1	Z1	2	11	3	16	5	0.7
No.29 K地区	A4	A4	S2	S2	S2	A4	C2	C2	C2	C2	C2	C2	C1	C1	C1	V1	V1	2	11	3	16	5	0.7
No.30 O地区	A8	A8	A8	A8	A8	V2	V2	V2	V2	○V1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	1	13	2	16	3	-1.1
No.32 K地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	O4	X2	X2	X2	X2	B6	B6	Z1	Z1	Z1	Z1	1	12	3	16	4	-0.2
No.34 P地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	O4	O4	O4	A5	A5	A5	A5	Z1	Z1	Z1	Z1	1	13	2	16	3	-1.1
No.35 H地区	A8	A8	A8	A8	A8	X2	X2	X2	○X1	○W1	W1	W1	B5	B5	B5	B5	B5	3	12	1	16	4	-0.2
No.36 R地区	A8	A8	A8	A8	A8	X2	X2	X2	○X1	○B5	B5	B5	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	2	12	2	16	4	-0.2
No.37 E地区	A8	A8	A8	A8	A8	W2	W2	W2	Y4	Y4	W3	W3	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	1	12	3	16	4	-0.2
No.38 K地区	A8	A8	A8	A8	A8	N4	S2	O4	S2	S2	S2	V2	V2	Z2	Z2	Z2	Z2	1	10	5	16	6	1.6
No.39 H地区	A6	A6	A6	A6	A6	A8	A8	A8	O2	O2	V2	V2	V2	V2	Z2	Z2	Z2	0	12	4	16	4	-0.2
No.40 B地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	C4	B4	B4	X2	X2	X2	B3	B3	B3	Z1	2	11	3	16	5	0.7
No.41 A地区	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A6	C2	O2	O2	B4	B4	B4	Z2	Z2	Z2	Z2	2	11	3	16	5	0.7
No.42 A地区	A2	A2	A2	A2	A2	A6	A6	O2	O2	C2	C2	B4	B4	B4	B4	B4	B4	2	12	2	16	4	-0.2
上昇	-	0	0	0	0	1	3	3	10	8	4	1	3	3	1	2	0	合計 43	307	66	416	109	
平行	-	26	24	26	26	13	12	16	8	16	18	20	21	18	20	19	24					平均 4.2	
下降	-	0	2	0	0	12	11	7	8	2	4	5	2	5	5	5	2					SD 1.1	

表5－5　漁家層の階層移動グラフ

集中　階層消散　下降　上昇

生活階層＼年代	1930−1934	1935−1939	1940−1944	1945−1949	1950−1954	1955−1959	1960−1964	1965−1969	1970−1974	1975−1979	1980−1984	1985−1989	1990−1994	1995−1999	2000−2004	2005−2009	2010−2014
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	13期	14期	15期	16期	17期
A2	3	3	3	3	3	1											
A4	7	7	6	6	6	5	1										
A5									1	4	3	3	4	3	1		
A6	1	1	1	1	1	1	3	1			1	2	1	1	1	1	1
A7									2						1		
A8	14	14	13	13	13	7	4	4	2	1							
A10	1	1	1	1	1	1											
B2																	
B3												2	2	3	3	2	1
B4							1	1	1	1	1	2	2	1	1	3	3
B5											1	1	1	1	1	1	1
B6												1	1				
C1											1		1	2	2		
C2							1	2	1	2	3	2	1				
C3																	
C4								1									
C6																	
C8																	
G5																	
L1							1	1									
L2						1											
N2						1	1				1						
N4						1											
N5									1	1	1	1	1	1	1		
N6								1	1								
O2								1	4	3	1						
O4							3	3	1	1	1	1	1				
O6							1										
Q2																	
S2			1	1	1		1		1	1	1				1	1	1
S4							1	1									
T1															1	2	1
T2									1	1	1	1	1	1			
V1										1						1	1
V2						1	1	1	1		1	2	2	1			
W1									1	2	2	2	1				
W2						1	1	1									
W3											1	1					
X1									2								
X2			1	1	1	5	3	4	3	3	4	3	3	2			
X4																	
Y1								2	2	1	2	1	1	1	1		
Y2						1	2	2							1	1	1
Y4									1	1							
Z1								1			1	1	3	6	7	10	12
Z2														2	4	4	4
合計	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26

ところで、上昇に有意差が確認された時期は、公害後期と位置付けた第 9 期（1970 年－1974 年）10 ケースと、第 10 期（1975 年－1979 年）8 ケースである。漁家の階層上昇は、水俣病が公式に確認された第 6 期（1955 年－1959 年）に 1 ケース（No.29K 地区）確認できるほか、第 7 期(1960 年－1964 年)に 2 ケースを確認することができる。

第 2 節　漁家層の階層移動傾向

1.漁家階層の消失時期

第 6 期においては 26 ケース中、階層内移動を示す平行は 13 ケース（50%）、階層間移動の伴う上昇と下降の合計は 13 ケース（50%）と、全体の半数が移動に直面していた。第 7 期(1960 年－1964 年)には、階層内移動を示す平行が 12 ケース（46.1%）と、第 5 期と比較してわずかに減少する一方、階層間の移動を伴う上昇、下降数は 14 ケース（53.8%）に増加している。なお、本調査における特徴として、表 5－5 に示す通り、雇い入れ、動力漁船所有の A2、漁業従事者 A10 階層は、第 6 期(1955 年－1959 年)に消滅し、雇入れあり、無動力漁船所有の A4 階層は第 7 期に消散している。さらに、無動力漁船所有 A8 階層は第 10 期(1975 年－1979 年)に消失し、、動力漁船所有、企業補償有 A5、動力漁船所有 A6 は、第 15 期(2000 年－2004 年)に無くなっていた。

漁家階層の労働および消失に関して、No.4、No.14 のインタビュー調査によると、網元、網子の関係は、厳密な雇用契約を結ぶ関係ではなく、非常に緩やかな労使関係であったと回想する。例えば、網子はその日の状況（天候や潮流、自己都合）によって網元を選び労働を提供し、水揚げ高に応じて現物支給や労賃が支払われていた。また、現物支給された魚介類は、自宅に持ち帰ったり、市場に売ったりして生計を維持していたという。当時の不知火海沿岸地域の様子を豊かな漁場（生産の場）と、安定的な雇用の場であり、生産の場が確保された地域であったと振り返る。ところが、1959 年末ごろより雇い入れを行う漁家（網元）が減少し、同時に網子も漁業就労から、建設現場などの日雇い労働、または被用者に、労働を変えていった者が多かったと話す。

2.漁家の階層間移動時期と下降状況

第 5 期(1950 年－1954 年)から、第 6 期(1955 年－1959 年)に下降をした漁家は、12 ケースであった。また、第 7 期(1960 年－1964 年)に下降した漁家は 11 ケースとわずかに減少した。上記時期区分の内、水俣病が発症した[445] とされる第 6 期(1955 年－1959 年)と、公式確認前の第 5 期(1950 年－1954 年)を比較すると、下降の発生数は 12 倍に増加していることがわかる。そして、第 5 期(1950 年－1954 年)以前をさらに遡及し、下降したケースをとらえると、第 3 期(1940 年－1944 年)に No.12、No.29 の 2 ケースが確認できるのみで、その他のケースは階層変動が発生していない。

このように、漁家の階層移動は第 5 期(1950 年－1954 年)を境に発生し、不知火海沿岸部の社会構造が大きく変動したと考えられる。

下降の最も多く確認できる第 6 期(1955 年－1959 年)、第 7 期(1955 年－1960 年)の内、階層間移動したケースは No.1、No.2、No.4、No.9、No.10、No.11、No.12、No.14、No.18、No.20、No.25、No.29、

[445]水俣病公式確認は 1956 年 5 月 1 日

No.30、No.32、No.34、No.35、No.36、No.37、No.38、No.39 の 20 ケースであり、世帯主、世帯員日雇い等、被用者に労働生活を変異させ、階層間を下降していた。なお、日雇い労働に下降した No.25 のインタビューによると、水俣市近郊の土木作業員や建設作業員に従事したが収入が少なく、生活は極めて厳しかったと話す。当時の日当は、男性で 250 円、女性 200 円の賃金が支払われていたという。また、次章でも紹介するが、乳幼児がいる世帯は女性（母親）が乳児を背負って建設現場等で働き、さらに、家事労働や介護等を担っていたと話す。このように、女性は世帯収入を獲得するための労働の他に、家事労働が加わり労働負荷は大きかったと思われる。

第 3 節　漁家の階層移動分析

世帯の生活構造の変容に伴う階層移動は、単に生活に影響を及ぼしただけでなく、地域社会の産業構造や人間関係を変容させる要因ともなった。鶴見ら（1983：1996）の研究[446]よれば、不知火海沿岸地域における漁家の人間関係は、網元、網子から形成される漁業団体によって団結心を保たれていたが、1930 年ごろより助け合いの精神は衰弱し、同時に住民間の日常的な付き合いも希薄化していったという。また、井上（2009）は、漁撈団体である「統[447]」に着目し、その崩壊過程を探索することにより、漁家らの共同意識の変容と相互関係の強さを質的研究によって究明した。

本研究が対象とする地域は、共同体モデル(奥田：1983)に現れるような、いわゆるムラ社会的コミュニティであるが、先行研究が示すように、住民生活の安全網として機能していた伝統的な互助や共助は、激しい自然生態系の破壊と労働市場の縮小によって融解したと推察される。

本章は、公害によって絶えず窮乏化の圧力が漁家世帯に加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から階層移動が生じ下降するという仮説をもとに、そのメカニズムを究明することにある。また、階層移動が生じた漁家世帯は機能集団へ吸収されるなどして、生活構造を変異させ窮乏化に「抵抗」し上昇してきたと考えられる。

以上、窮乏化に伴い漁家世帯が分化・分解化していく過程を事例より検討し、窮乏化のメカニズムと抵抗の実態を明らかにする。また、公害被害により階層移動が激しく生じるなか、いかに生活構造を安定化させたのかを検討する。

1.漁家の下降類型

漁家の下降する特性として、階層間の移動を伴う階層転落が生じている点である。

先に示した表 5－4 にあるように、第 6 期（1955 年－1959 年）の階層移動を前の時期区分である第 5 期（1950 年－1954 年）と比較してみると、下降が生じたケースは 12 ケース[448]確認することができる。

注

[446]鶴見和子（1996）『内発的発展論の展開』筑摩書房 147 - 153 頁、鶴見和子「多発部落の定住と漂白の構造と変化」色川大吉編（1983）『水俣の啓示（上）』筑摩書房、193-198 頁。

[447]各網元・網子から形成される漁業団体を統という. 井上は、こうした団体を「統体制」と位置付け、漁業団体の変容を検討している。

[448]No.4(C 地区 N2)、No.9(G 地区 L2)、No.18(K 地区 X2)、No.20(J 地区 X2)、No.25(C 地区 Y2)、No.30(O

このうち、No.39(H 地区 A8)、No.42(A 地区 A6)を除く 10 ケースが、階層間の転落を伴う下降であった。次いで、第 7 期（1960 年－1964 年）に移行すると、下降は 11 ケース確認することができ、階層間の転落が生じたケースは 10 ケース[449]確認することができる。

以下、第 6 期（1955 年－1959 年）第 7 期（1960 年－1964 年）に階層間の転落したケースを職業階層別に分けると次のように分類することができる。

（1）第 6 期（1955 年－1959 年）における階層の類型化

イ.兼業世帯主常用

No.4(C 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主常用 N2)、**No.38**(K 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主常用 N4)

ロ.団体以外の事業所常用/被用

No.35(H 地区 専業漁家 A8→団体以外の事業所常用/被用 X2)、**No.36**(R 地区 専業漁家 A8→団体以外の事業所常用/被用 X2)、**No.18**(K 地区 専業漁家 A4→団体以外の事業所常用/被用 X2)、**No.20**(J 地区 専業漁家 A4→団体以外の事業所常用/被用 X2)

ハ.兼業世帯主日雇い

No.9(G 地区 専業漁家 A2→兼業世帯主日雇い L2)

ニ.商的自営業

No.30(O 地区 専業漁家 A8→商的自営業 V2)

ホ.被用者職員

No.37(E 地区 専業漁家 A8→被用者職員 W2)

ヘ.日雇い

No.25(C 地区 **専業漁家 A8→日雇い Y2**)

以上、専業漁家から生活構造を変形変異させ、日雇い、職員、自営など **6 つの階層**に移動していた。次いで、第 7 期（1960 年－1964 年）に生活構造を変形変異させ階層を下降したケースは、以下のようなの職業階層となっていた。

（2）第 7 期（1960 年－1964 年）における階層の類型化

イ．兼業世帯主日雇い

No.1(A 地区 専業漁家 A4→兼業世帯主日雇い O6)、 **No.14**(A 地区専業漁家 A4→兼業世帯主日雇 O4)、**No.32**(K 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主日雇い O4)、**No.34**(P 地区専業漁家 A8→兼業世帯主日雇い O4)

ロ.専業農家

No.2(B 地区 専業漁家 A8→専業農家 B4)

地区 V2)、No.35(H 地区 X2)、No.36(R 地区 X2)、No.37(E 地区 W2)、No.38(K 地区 N4)、No.39(H 地区 A8)、No.42(A 地区 A6)

[449]No.1(A 地区 O6)、No.2(B 地区 B4)、No.10(A 地区 S4)、No.11(A 地区 Y2)、No.12(F 地区 Z1)、No.14(A 地区 O4)、No.29(K 地区 C2)、No.32(K 地区 O4)、No.34(P 地区 O4)、No.38(K 地区 S2)

ハ.工業兼業世帯員被用

No.10(A 地区 専業漁家 A2→工業兼業世帯員被用 S4)

ニ.日雇い

No.11(A 地区 専業漁家 A10→日雇い Y2)

ホ.無業

No.12(F 地区 団体以外の事業所常用/被用 X2→無業 Z1)

ヘ.兼業漁家

No.29(K 地区 専業漁家 A4→兼業漁家 C2)

このように第 7 期（1960 年－1964 年）においても 6 つの階層が確認でき、第 6 期（1955 年－1959 年）同様、兼業や被用、日雇いの被用者階層に変異していた。また、無業で社会保障（生活保護）を受給する Z1（No.12)も第 7 期（1960 年－1964 年）に確認できる。

第 4 節　漁家階層の下降結果

第 6 期（1955 年－1959 年）、第 7 期（1960 年－1964 年）に、下降がどのように進行し上位の階層から、下位の階層へ階層落層、階層転落したのか追跡してきた。これより、第 6 期（1955 年－1959 年）、第 7 期（1960 年－1964 年）に下降したケースを階層毎に事例を提示する。

1.第 6 期（1955 年－1959 年）の下降事例の結果

(1)専業漁家→兼業世帯主常用事例

①No.4(C 地区専業漁家 A8→兼業世帯主常用 N2)

No.4、1933 年 C 地区網元漁師家庭に出生し、11 人兄弟の 4 男。1949 年クツゾコ[450]、ガシ網漁[451]、打たせ網[452]を実兄と行っていた。また、冬場は土木作業員として日当 200 円程で働いた。1954 年には、漁をエビガシ網漁[453]へ変更する。その後、1958 年ごろ東シナ海へ烏賊漁船団の甲板員として出漁する。冬場は出稼ぎとして土木作業員を行う。烏賊漁での収入少なく、甲板員として働くのを辞め、小さな動力漁船を購入するが水揚できず、生活は苦しかった。

1959 年、チッソ社員の募集があり応募し入社する。1960 年、水俣市漁業協同組合を除籍となる。チッソでの仕事はサイクレータ基礎工事[454]や工場建設などであった。1962 年安賃闘争[455]があり、労働者が分断した。1963 年、市が管理する土地を 15 アール購入し、甘夏栽培を始める。甘夏栽培を行うための土地の購入費用は、親戚などから借金をして支払った。

---

[450]前掲註 No.347 参照

[451]カサゴ系の魚

[452]前掲註 No.349 参照

[453]前掲註 No.350 参照

[454]排水浄化装置として設置.1959 年 12 月 25 日完成.後にサイクレータには水銀を除去する効果はないことが明らかとなる。

[455]前掲註 No.352 参照

1963 年当初、みかん栽培を始めるために、農機具や苗木の購入、土地整備など資金がかかった。また、甘夏栽培が安定的に収穫できず、栽培をはじめた当初は収入を得られなかった。収穫できた甘夏は農協へ出荷していた。収穫は多い時で、60 t から 70 t ほどあったように思う。

1960 年代初めごろ、実弟 5 男は大阪へ移住し（工場勤務）、次いで実弟 6 男も岡山へ移住（工場勤務）した。貧しかったため、暮らしていけなかった。水俣で仕事がなく、働ける年になったため家を出て行かざるを得なかった。実弟 5 男の仕送りで実家の家計は助かった。

②No.38(K 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主常用 N4)

No.38 はイワシ漁を行っていたが、不漁のため出漁することができず、親戚が営むいりこ加工工場を手伝う。後に、多額の借金をして養殖業を行うようになるが、夫、体調を崩し入退院を繰り返すことから廃業することになった。1931 年 K 地区で代々漁師を営む家庭に出生する。1950 年、隣部落出身の夫（1929 年生）と結婚する。夫と一緒に無動力漁船を使ってイワシ漁を行う。

1956 年、不漁が続き、親戚が営むいりこ加工工場を手伝う。また、運搬業を行うようになった。これまでにない不漁だった。漁を行うより運搬船での仕事が多くなった。運搬業の一回の収入は 1 万 5 千円程坑木船に比べれば少なかった。坑木船は 1 回 10 万円くらいあったと思う。運搬業も 4 年ほどで、長く続かなかった。海からの運搬ではなく、陸からの運搬に変わって行った。

1956 年、長女出生する。このとき、No.38 頭痛、カラス曲がりが頻繁に起こるようになる。昔から体は弱かった。夫も昔から体が弱かったと言っていた。耳鳴りがしたり、よく転んだりしていた。耳鳴りはこれが自然で、みんな聞こえるものだと思っていた。1960 年、夫兄弟で借金をしてイワシ漁、いりこ加工工場を開設した。イワシ一斗 800 円で、No.38 と夫の取り分は 4 割（320 円）だった。1965 年、不漁が続きで生活は安定せず、加工工場も稼働しなくなる。借金返済のため、冬場出稼ぎに行くようになる。No.38 も出稼ぎに佐賀県ののり養殖や大阪府にある工場で働いた。

(2) 専業漁家→団体以外の事業所常用/被用事例

①No.35(H 地区 専業漁家 A8→団体以外の事業所常用/被用 X2)

No.35 は無動力漁船を使い 1 本釣りを行っていた。家族構成は 5 人兄弟の次男で、幼少のころから家の手伝いをしていた。家は貧しかったが、隣近所で助け合う地域だった。

1947 年、No.35、チッソ水俣工場[456]に勤務する。3 交代勤務で仕事は大変だったが、収入は良かった。よく事故があり、けがをする人がいた。1955 年、妻（1929 生）と結婚する。

1956 年長女（現在 S 県在住主婦）出生する。工場近くの F 地区に借家へ移り住む。1957 年長男（現在 AB 市在住、会社員）、1959 年次男（現在 AB 市在住、会社員）が出生する。家族が増え賑やかな生活だった。会社関係者だけでなく、近所付き合いも盛んにあった。近所の人とよく海に出かけて貝や蛸を獲ってみんなで食べていた。このころ、実家では「奇病」が噂になっていたが、仕事が忙しく気にならなかった。

1965 年、次女、障害を持って（現在福祉施設利用）出生する。次女をどのように育てていけばよいのか不安だった。出生当時、次女、市内病院で診察を受けるが水俣病ではないと診断される。家族全員

[456]カーバイト製造.

病気になっているのではないか、ちょうど体調を崩し寝込んでいた。実家や妻の家族に助けを求めたが、だれも助けてくれなかった。また、このころ、No.35 病院を受診して、症状に気付く。耳鳴り、カラス曲がり昔からあったが、みんなあるものだと思っていた。妻も子どもも同じ症状だった。

②No.36(R 地区 専業漁家 A8→団体以外の事業所常用/被用 X2)

No.36、1920 年、R 地区で 1 本釣り漁師家庭に出生する。5 人兄弟の長女。1935 年、三重県に就職していた。紡績会社に 5 年間ほど勤務していた。その後、R 地区に帰郷する。1944 年、夫と結婚する。夫、鯛などの一本釣り漁師をしていた。その後、夫、漁師をやめ、チッソ水俣工場に勤務する。3 交代だった。漁師は魚が獲れるときはいいが、獲れないときは生活が苦しい。安定している仕事はいい。当時、この地域ではチッソはあこがれの職場だった。夫が、漁師をやめてから、No.36 専業主婦となる。収入がきちんと得られ生活は安定した。

1945 年、長男出生。1947 年長女出生。1950 年次男出生。1956 年、次女出生するが、首が座らず、体が弱い子どもだった。また、よだれをいつも流す子どもだった。(後に胎児性水俣病[457])No.36、夫ともに手足のしびれ、頭痛が激しくなる。おかしな病気が流行っていると噂になっていたため、自分たちも疑った。No.36 も症状があったが、夫や家族には言えなかった。夫、体調が悪くても仕事に出かけた。当時、夫のみの収入で生活をしていた。No.36 は子どもの世話をして毎日が忙しかった。次女に特に手がかかった。

1969 年、水俣病認定を申請する。水俣病を次女否定される。家族が申請するようにと勧めがあり、申請した。夫は申請に抵抗があった。工場での立場が悪くなると話していた。夫、社交的な人だったが人付き合いが減った。

③No.18(K 地区 専業漁家 A4→団体以外の事業所常用/被用 X2)

No.18、1935 年、K 地区にて漁師家庭の長男として出生する。母の生家 K 地区網元であり、多数の網子を雇入れする。父、母の生家の漁（巾着網）を手伝う。父、その後軍人となった。10 歳くらいから漁にでるようになった。巾着網でイワシを獲っていた。漁の時間帯は大半が夜行われていた。水揚されたイワシは親戚に卸していた。

1955 年、No.18 建設業に就職のため、千葉県に移住する。仕送りをして実家の生活を支えた。このとき、すでに No.18 水俣病の症状があった。頭痛、手足のしびれ、耳鳴りがあった。1960 年、家族から「家が大変なことになっている」水俣に帰ってきて欲しいと懇願され、仕事を退職し帰ることになる。帰省後、H 地区に移住し、漁師となる。母方の親戚に借金をして動力漁船を購入した。水俣病の噂や、漁師への中傷が町中に広まっていた。

水俣市漁業協同組合は漁獲禁止区域を設定し、水俣湾近海での漁業ができなかった[458]。鹿児島県まで出漁していた。獅子島、大江まで行っていた。イカ漁や鯛など一本釣りをしていたが、礒で箱眼鏡を

---

[457]胎児の時に母親がメチル水銀に汚染された魚介類を食べ、胎盤を通った水銀で被害を受ける.脳の発育が不十分だったり、神経細胞が壊されたりして、言語の障害や運動失調など様々な症状を抱える。1962 年に胎児性患者の存在が証明された。

[458]水俣市漁業協同組合、水俣地先 1000m以内の漁獲禁止区域を設定し、漁獲を自主規制。

使って、ウニ漁を行っていた。ウニ漁は勝手に獲れなかったため、お金を払って許可[459]を得なければならなかった。ウニは一箱 5～6 個入れて、300 円の値が付いた。熊本、大阪に主に出荷していた。100 箱 3 万円の値が付くこともあった。生活は、比較的安定していた。1963 年、結婚し長男が誕生（現在 AB 市在住）した。1965 年には長女が誕生（現在 AB 市在住）した。水俣病の症状として耳鳴り、頭痛は絶えずあったが、みんなこんな状態なのだと思っていた。

④No.20(J 地区 専業漁家 A4→団体以外の事業所常用/被用 X2)

No.20、1935 年、H 県にて出生する。兄弟は 9 人兄弟の次女。父は小さな工場に勤務をしていたが 1945 年、父の生家(網元)を手伝うため退職し、J 地区に移住した。当時、父の生家はたくさんの網子を雇っていた。

1955 年、姉、突然痙攣がはじまり、寝込むようになった。同時に、家族全員が手足のしびれ、頭痛、ふらつきが現れるようになった。No.20 は姉ほどではなかったが、手足のしびれがあった。

1958 年、O 県へ美容師になるため美容院に見習いとして就職する。1958 年、姉が死亡した。死因の原因は不明。1958 年ごろから、No.20 手足に力がはいらないなど、仕事に影響がでるようになった。また、頭痛がひどく立っていられないくらい激しい痛みがあった。

1961 年、会社を退職した。まともな仕事ができなかった。その後、食堂皿洗いなどの仕事に就くが、仕事をすると 10 日休むような状態であった。仕事に行くとすぐに疲れていた。周囲(仕事仲間)からは怠けているとみられ、仕事の邪魔もの扱いされた。

1965 年、J 地区に帰郷し、チッソ関連企業に勤める（工員）夫と結婚する。結婚後も働いたが、No.20 職を転々とした。生活は楽ではなかったが夫の収入と合わせてなんとか生活していた。生活が苦しく、兄弟や親戚に助けを求めたが、「どこも大変だ」と言い、助けてもらえなかった。夫の親族も関わりがなかったため、助けてもらえなかった。

1968 年、長女を出産する。また、1970 年に長男を出産した。子どもが 2 人いたため、さらに生活が苦しくなり、家計を助けるために No.20 の親戚に子どもを預け、飲食店の仕事を続けた。頭痛、カラス曲がりがひどかったが、生活するために一生懸命に働いた。

(3)専業漁家→兼業世帯主日雇い事例

①No.9(G 地区 専業漁家 A2→兼業世帯主日雇い L2)

No.9、1953 年、鹿児島県 G 地区にて巾着網[460]、三重がし漁[461]を営む網元漁師家庭で出生する。網元として家族は繁栄し、たくさんの網子を雇っていた。1940 年ごろから海に異変が生じていたと父、母は話していたという。No.9 幼少のころから体が弱く、また、歩くのが遅く、よく転んでいた。

1950 年代のころ毎食、魚を食べることが習慣だった。公害で魚が獲れなくなると、父は毎年、冬場

459東町などの漁協に支払った金額は不明。

460 網船 2 隻、デンパ船、見張り船の四隻で、40 人以上の人出を要する漁法.主にイワシ漁を行う漁法で、昭和 30 年代後半に不漁のため、一時姿を消したが、近年になって再び漁法が行われるようになっている.

461 細かい目の網の両面を 20-30cm 目の外網でサンドイッチ状にする漁法.網を仕掛けることを貸すといい、一夜夜貸しておき、翌日引き上げることが多い。

になると 2 か月ほど、漁師仲間と大阪へ出稼ぎ（建設現場）に行っていた。冬場の生活は貧しく厳しかった。

1960 年、母体調を悪化させ、入退院を繰り返す。同年、母、水俣病と認定されチッソから見舞金を受け取る。1961 年になると父が体調を崩す。なかなか父体調が回復することができず、働くことができなかった。このころから、よく親戚（父方、母方両方）が自宅に来るようになった。「生活に困っている。お金を貸して欲しい」、「事業の融資をして欲しい」との依頼だった。父、母、は将来に不安があるため見舞金[462]は残しておきたいと親戚に伝え、一切、お金を貸さなかった。すると、「自分たちだけいい思いをしている。」「お金もらえてよかったね。私も水俣病になりたかった。」と言われるようになる。次第に、親戚との交流はなくなり、現在、血族、姻族ともに交流関係があるのは、弟のみで他の親族間の交流はない。

1965 年、母死亡。父、建設現場の仕事が多くなり、家計を支える。No.9 市内の高校に進学するが 1969 年、高校を中退する。市内のスーパーの店員として働く。家計を少しでも助けたかった。集中力がなく、職場でミスをすることが多く、他の従業員から注意を受ける。1 つの職に長く務めることができず職を転々とする。1970 年、父、死亡。家計はすべて、No.9 が担うことになる。

(4)専業漁家→商的自営業事例

①No.30(O 地区 専業漁家 A8→商的自営業 V2)

No.30、1923 年、O 地区網子家庭に出生する。11 人兄弟の 3 女（6 番目）。8 歳の時母死亡する。小

---

[462]1959 年、7 月 22 日、熊本大学研究報告で「魚介類を汚染している毒物として水銀が極めて注目されるに至った」と発表があり、さらに 11 月 12 日、厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会が「水俣病の主因を成すものはある種の有機水銀化合物である」と厚生労働大臣に答申し、水俣病の原因部室が明らかになってきた。11 月 25 日、水俣奇病罹災者互助会（1957 年 8 月 1 日結成、後に水俣病患者家庭互助会の改称）は、チッソに対し、被害者 1 人当たり一律 300 万円（総額 2 億 2400 万円）の補償を要求した。チッソは水銀汚染と工場排水の関係は明らかでないとして、回答を先延ばしたため、水俣奇病罹災者互助会は、チッソ水俣工場正門前に、1 カ月座り込み回答を求めた。加えて、水俣奇病罹災者互助会は、熊本県知事に対して不知火海漁業紛争調停に被害者補償を加えるように陳謝し、12 月 2 日知事の回答を求めて座り込みを行った。これを受け、熊本県知事は、漁業紛争調停に被害者補償を加えると発表した。調停は、被害者、チッソ双方の年金額や支払い方法など大きくな隔たりがあり、難航した。調停案をめぐって、水俣奇病罹災者互助会内で激しい対立もみられたが、12 月 30 日、見舞金契約が調印された。なお、調印の内容は、死者 30 万円、生存者年金、成人 10 万円、未成年者 3 万円、葬祭料 2 万円となっている。見舞金契約第 4 条には「甲（チッソ）は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においては、その月をもって見舞金の交付は打ち切るものとする」という条項と、第 5 条「乙（患者）は将来水俣病が甲の工場に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」という条項が含まれていた。なお、見舞金契約の効力は 1973 年に原告勝訴で確定した水俣病訴訟で公序良俗違反により無効となっている。

学校を途中でやめ家の手伝い。12 歳から 15 歳まで奉公[463]に出ていた。No.30 の長兄と四女は O 地区の漁家に養子にでる。

1938 年、仕事を求め熊本市内に出る。八百屋、豆腐屋、ちくわを作る仕事を転々としていた。豆腐は町に出て販売する仕事だった。半年ほどで生家に戻る。以後、水俣に出て、ヌカ買い（ボラのエサ）や、1944 年、魚の行商を開業する。また、夫（1920 生）と出会い結婚する。一男（1946 生、現在 AB 市在住）二女（長女 1948 生、現在 T 県在住、次女 1949 年、現在 AB 市在住）をもうける。

1955 年、長兄水俣病発病する。さらに妹が続いて水俣病を発病した。この頃から、魚が売れなくなった。地元で魚が売れなくなったため、子どもを背負って、鹿児島本線列車内で魚を売買していた。また、山間地域に行って魚を売っていた(米や野菜と物々交換したときもあった。)。収入は激減した。魚の行商をしつつ、親戚の農家に働きにでる。からいもを作っていた。あまり給金をもらえなかった。耳鳴りや、手足のしびれがあった。荷を背負うことができない時があった。夫も同様に耳鳴り、手足のしびれがひどかった。

1963 年、親戚の農家の仕事を辞め、行商を主に行う。地域では売れなかったため、鹿児島、熊本に出かけ行商を行う。早朝から深夜まで働いた。水俣でない漁港に魚を買い付けに行かなければならなかった。

1965 年、夫、肝機能障害により体調を崩す。入退院を繰り返す。入院費にお金がかかり、親戚にお金を借りる。1975 年、水俣病認定を申請する。夫婦ともに認定を受ける。チッソからの補償金によって借金を返済する。

(5) 専業漁家→被用者職員事例

①No.37(E 地区 専業漁家 A8→被用者職員 W2)

No.37、1925 年、E 地区で代々網元漁師家庭に出生する。1947 年、漁師の夫と結婚する。夫、一本釣りを行っていた。No.37、A 役場に勤務していた。同時期、長女（現在市内在住）出生する。子どもを実家に預け勤務していた。長女、体が弱く、また、よく躓いていた。No.37 肝臓を悪くする。よく仕事を休んだ。体調が悪いのは産後のせいだと思っていた。

1950 年、I 地区に転居した。長男出生する（現在 No.37 と同居)。長男、長女実家に預ける。1958 年、体調不良が続き、役所を辞める。近所では猫の異常行動がみられる。

1958 年、祖母が劇症型水俣病[464]で死亡した。夫、頭痛激しくなる。出漁できないときがしだいに増え夫の収入が減少し、その後、途絶えた。夫体調が悪く、働けなかった。調子がいい時は、網子の仕事をしていたが、続かなかった。No.37 がその後、家計の中心となる。

周囲から水俣病ではないか、囁かれるようになる。長女、長男も頭痛激しくなった。学校でいじめられていたが、子どもたち学校での様子を話さなかった。No.37 のみの収入で生活していたため、生活は本当に苦しかった。家族や、近所はだれも助けてくれなかった。「うつる」「近寄るな」「家の前を通るな」と言われた。No.37 水俣病の症状を隠して仕事をしたが、職場に居辛かった。1962 年、祖父死亡

---

[463]子守りをしていた。

[464]前掲註 No.344 参照

した。水俣病とは診断されなかった。家族全員がおかしくなっていた。祖父が亡くなるまで介護が続いた。

1960 年ころからずっと寝たきりだった。祖母と同じような症状をで、けいれん発作を繰り返し、最後はやせ細って亡くなった。No.37、パート勤めをするが、仕事を休みがちで続かず職を転々と変わった。

(6) 専業漁家→日雇い事例

①No.25(C 地区 専業漁家 A8→日雇い Y2)

No.25、1927 年、C 地区にて 6 人兄弟の長女として出生する。父、打たせ網[465]漁師をしていた。幼少期、裕福ではなかったが、海で魚を獲ったり、貝を獲ったりして楽しかった。幼少のころから父母の手伝いをしていた。1956 年、がし網[466]漁師の夫（1923 生）と結婚する。No.25 漁を手伝う。

1958 年、夫、突然の発作、手足のしびれがひどく市内の病院へ行った。その後、熊大へ入院を勧められ入院するが、発病して 9 日目に死亡した。同年、長女を出産し、脳性小児まひと診断された。近所に複数同じような症状を持つ家庭があった。みんな症状のことを言わないで、隠していた。

1959 年、水俣病運動を行う。チッソ水俣工場玄関前に座り込みをした。娘のことや生活費が必要なため、現金収入を求め日雇い労働に従事した。主に市内や近郊の町の道路建設へいった。日当は 200 円－250 円程(男性 250 円、女性 200 円)だった。また、飲食店のパートとして働いた。加えて、水俣病運動のカンパで生計を立てた。カンパは不知火海沿岸地域を回り水俣病問題を訴えカンパを募った。しかし、「自分たちのことばり考えないで、周りの人たちのことも考えろ」「お前たちのせいでボーナスが減る」親戚からは「座り込みなどを辞めろ。これ以上続けると縁を切る。」近所からは「本当に病気なのか」と言われた。家族を失った悲しさや、病気で苦しむ人の気持ちは周囲にはわからない。1961 年、長女死亡する。後に胎児性水俣病と認定された。

1965 年、水俣病の運動が激しさを増し、運動する日時も多くなった。生活は大変だったが、日雇い、パートなどしながら運動を続けた。

2.第 7 期（1960 年－1964 年）の下降事例の結果

(1) 専業漁家→兼業世帯主日雇い事例

①No.1(A 地区 専業漁家 A4→兼業世帯主日雇い O6)

No.1、1938 年 A 地区にて出生する。生家は網元漁師営む家庭であった。出生当時、生家は打た瀬船で、いりこ漁を行う。漁場は F 崎を主に漁を営んでいた。1960 年、魚が獲れず生計を立てなおすため、陸に上がった。（半農半漁の生活）主に農業を行う。このころ裏山の土地を購入し、みかん栽培を始める。農業を軌道に乗せるのに時間が掛かった。長男を背負っての仕事が続き、漁業は早朝 4 時から午前 10 時まで漁を行い、漁が終わったら夜まで農作業をしていた。

1960 年頃には水銀汚染だとは判っていたが、漁師には伝えられなかった。汚染が広がり 1959 年 11

---

[465]前掲註 349 参照

[466]前掲註 348 参照

月、チッソ水俣工場に仲間漁師とともに座り込みを行った。当時の状況を回想すると家族や近隣住民の体調は著しく悪かった。仕事もできず生活は成り立たない状況であったが、社会保障(生活保護)を受けることを考えなかった。また、社会保障を受給できる話は行政から全くなかった。

1962 年、熊本県が東シナ海への漁を奨励し、共同漁船で遠洋漁業（イカ釣り）へ出漁することになる。しかし、水揚げがなく、給与が安かった。母港は、鹿児島県出水市だった。

1964 年、東シナ海でのイカ漁が休止となり、ノリ養殖業者（佐賀県）へ出稼ぎにでることになった。また、出稼ぎに出ない時は、市内の建設現場で日雇い労働者として働いた[467]。日雇いの賃金は、1 日男性 250 円、女性 200 円だった。No.1 は長男を背負って日雇い労働者して働いた。

②No.14(A 地区 専業漁家 A4→兼業世帯主日雇い O4）

No.14、1953 年、A 地区で代々網元漁師を営む家庭に出生する。多くの網子を雇い、無動力漁船で巾着網[468] を使いいわしを獲っていた。No.14 幼少から漁業を手伝う。1959 年、父劇症型水俣病[469] で死亡する。No.14、1959 年ごろ、手足のしびれ、頭痛、眩暈など水俣病特有の発症があった。母が生計を担う。家計は、大変厳しかったが頼る親戚もなかった。みんな貧しかった。

1965 年、No.14 中学生のころから親戚（母方）の漁を手伝う。母は 1 人で、漁を行ってはいたが魚が獲れず、建設現場[470] で働いていた。この頃、生計は大変厳しかった。親戚のところでもらう魚を食べていた。1968 年、漁を行っても全く獲れなかった。当時、親戚は動力漁船を購入し、鹿児島県出水市を主要漁港として、東シナ海へイカ漁に出ていた。当時、熊本県や漁協の勧めもあって、多くの漁師が鹿児島県長島沖、東シナ海へ出漁していた。だが、釣果はあまりよくなかった。鹿児島県の漁師にイカ漁の漁法を教えてもらっていたが、大半を指導料として取られていた。また、水揚げに対する魚の卸価格もよくなかった。

③No.32(K 地区専業漁家 A8→兼業世帯主日雇い O4)

No.32、1938 年、K 地区漁師家庭に 9 人兄弟の長女として出生する。生家はいわし漁の網元だった。1953 年、K 地区で網子として働いた。1958 年、打たせ網漁師をしていた夫と結婚する。No.32、知人のいりこ加工工場に勤める。加工工場の給与は低かった。なお、No.32 二女、二男の子どもがいるが、インタビューでの回答が得られず生年月日、居住地、現在の状況は不明である。

1960 年、No.32 水俣病の症状が発症する。頭痛、耳鳴り、手足のしびれ、カラス曲がりの症状が顕著に表れる。しかし、上記、症状は幼いころからあった。耳鳴りはみんなあるものと思っていた。

1960 年、夫、打たせ網漁を行うが不漁が続き生活はますます厳しくなった。しかたなく、土木作業員として働く。No.32 もいりこ加工会社も次第に加工量が減少し、仕事が無くなったことから、夫とともに土木作業員として働く。市内の建設現場が多かった。道路工事、工場建設など仕事は多岐に渡った。

467市内の建設現場への斡旋は水俣市が行っていたと話す. 主にトンネル堀、道路建設であり、西松建設が受注していた。

468前掲註 354 参照

469前掲註 344 参照

470市内、芦北、津奈木方面の道路建設

1965 年、夫、これ以上漁を行っていては、生活が成り立たなくなると思い、打たせ網[471]漁を辞め、土木作業の会社に勤めるようになる。同時期、No.32、チッソ工場従業員の募集のチラシを近所の人にもらい、応募することになる。応募した後、すぐに採用となり、チッソの関連子会社（工場）へ勤務する。工場の仕事は大変だった。しかし、会社に勤務するようになって生活は安定した。また、工場勤務時の回想として、よくけがをする人がいた。

④No.34(P 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主日雇い O4)

No.34、1931 年、P 地区一本釣り漁師家庭で 9 人兄弟の三男として出生する。幼少のころは海が遊び場で、貝や魚をとっていた。当時、部落全体が家族のようだった。「ひだるか（おなかが減った）といって近所のうちに入るとごはんを食べさせてくれていた。」1943 年、P 地区内であるが転居する。イワシ漁、しろ網の網子として漁に出ていた。5 隻ぐらいで漁（網子）を行っていた。しろ網は昼間の仕事で 30 人くらいは働いていた。たくさんの魚が獲れて活気があった。

1958 年、妻（1938 生）と結婚する。P 地区に転居し、網子として働こうと思ったが、働く場が無かった。無動力漁船を購入し、一本釣りを行うが不漁が続き、生活は困窮した。

1959 年、長男（現在、F 市在住、会社員）出生する。同時期、夏場は妻と一緒に漁を行った。妻は、子どもを背負って漁にでた。ほとんど取れなかったため、建設現場で働いた。獲れた魚は自宅で食べていた。冬場は No.34、福岡県、関西方面に出稼ぎにでる。主に建設現場の仕事をしていた。

1960 年、次男（現在 P 地区在住、会社員）出生する。1962 年、長女（現在 AB 市在住、会社員）出生する。

1965 年、イワシ漁の網子として働くが、安定的な漁ができなかったことから、出稼ぎ期間が 1 年を通して長くなった。また、魚を獲っても売り上げとならなかった。当時、カラス曲がりが、いつ起こるかわからない状態で仕事をしていた。

(2)専業漁家→専業農家事例

①No.2(B 地区 専業漁家 A8→専業農家 B4)

No.2 の実父、実母も一本釣り漁師。1959 年、劇症型水俣病[472]によって祖父死亡。1960 年、B 地区にある国有地をみかん栽培の農地として購入。貯蓄のほか、親戚（No.2 伯父、伯母）から借入して土地を購入する。1959 年ごろから始まった水俣市鮮魚小売商協同組合による不買運動、ならびに、1960 年頃、水俣市漁業協同組合による漁業の自主規制が加わり、漁にでても水揚げできず、漁業を休業する。だが、漁業に将来性がないことから、水俣市漁業協同組合を脱会し、農業経営に着手する。その後、みかん栽培などが主な就労となるが、技術指導料、苗木、棚つくりなど、初期投資がかかり生計を圧迫する。1960 年代、助けてくれる人もおらず、最も生活が困窮していた。生きるために必死だった。1974 年、チッソ社員募集の話を聞き、No.2 の実父、生計を立てるためにチッソに入社する。チッソに入社したことによって、家計収入は安定したが、チッソに入社したことを漁業協同組合員より、激しい非難をうける。No.2 は 1969 年、15 歳の時、大阪市綿菓子工場に入社。1973 年（19 歳）帰郷し、AB 市場

[471]前掲註 No.349 参照

[472]前掲註 No.344 参照

に勤務する。

(3)専業漁家→工業兼業世帯員被用事例

①No.10(A 地区専業漁家 A2→工業兼業世帯員被用 S4)

No.10、1934 年、A 地区網元漁師家庭に出生する。幼少のころ体が弱く、よく転んでいた。また、幼いころから耳鳴りがあった。みんな耳鳴りが聞こえるものだと思っていた。幼少より、いりこ漁の手伝いを行う。中学卒業後働き、27 歳ごろまで他県で働き実家の生活費を仕送りしていた。だが、帰郷して生家いりこ加工業を手伝う。1962 年、I 地区に住む夫（船大工）と結婚。同年に長女が出生する。公害に環境破壊によって漁師が減少し、船大工の仕事がなくなっていった。人口減少で漁師を継ぐ者もいないと同時に、船大工を継ぐ者もいなくなった。生活に困窮し、夫日雇い労働として建設現場（水俣市、芦北町、津奈木町）で働く。高い日当を求めて職を転々とした。No.10 はこの頃、生家の手伝い。わずかな給金をもらう程度で、生活費にもさほどならなかった。

(4) 専業漁家→日雇い事例

①No.11(A 地区 専業漁家 A10→日雇い Y2)

No.11、1930 年、A 地区網子漁師家庭に出生する。幼少のころから漁を手伝い、海で獲れた魚や貝を食していた。15 歳ごろ A 地区にある網元のもとで網子となる。当時、A 地区には網元が 6 件ほどあり、日によって網元を変えていた。よく通っていた網元が 1955 年劇症型水俣病[473]で亡くなる。

1955 年ごろ海に出られず、生活は苦しかった。また、仲卸業者による不買運動が重なり、魚を水揚げできないばかりか、売買ができなかった。

1959 年、漁民 3,000 人集まり、チッソ水俣工場まで抗議集会を行う[474]。このとき、漁に出られず生活は困窮していた時に、長男が出生した。その日の生計を維持するために、夫婦で日雇いに出かけた。日雇いの賃金が低かったため、地域の住民の中には、名古屋や大阪に出稼ぎにでる者がいた。廃業する漁師も多かった。

(5) 団体職員以外の事業所常用/被用→無業事例

①No.12(F 地区 団体以外の事業所常用/被用 X2→無業 Z1)

No.12、1951 年、F 地区で出生する。出生当時の家族構成は、祖父、祖母、父（1918)、母（1925)、兄 4 人、姉 2 人の 11 人家族であった。父は A 地区網子漁師に生まれ、母も A 地区網元漁師であった。

1940 年、父チッソに入社した後、朝鮮工場に転勤するが、戦後水俣工場に勤務となる。水俣工場の勤務となってから A 地区から F 地区に居住地を移した。

1954 年ごろ、父、手足に力が入らないなど症状を訴え、チッソ付属病院に診察を受ける。1955 年、父、チッソ付属病院に入院するが、すぐに熊本大学病院に転院させられる。入院期間中、チッソからの

473前掲註 No.344 参照

474いわゆる漁民暴動.水俣市（2007）『水俣病―その歴史と教訓―』水俣市企画課、59 頁によると不知火海沿岸漁民総決起大会には 2000 人余りとある。

給与は支払われていた。1956 年、体調が回復し退院となる。

しかし、再び体調が悪化し、1958 年、チッソ付属病院に入院する。同年、自転車に乗れるほど体調が回復し退院するが、再び悪化し死亡した。父の死亡と同時に、チッソからの給与が止められる。親族からの助けは借りられなかった。みんな貧乏で、お金を借りられる状況ではなかった。兄弟からの仕送りもあったが、生計を立てられるほどはなかった。後に、民生員[475]から生活保護を受けるよう勧められる。母は生活保護[476]を受給することに抵抗があった。半年ほど生活保護を受給した後に、母、建設現場に働きにでるようになる。わずかな収入で生活が成り立つわけではなかったが、所得があると判断され生活保護は打ち切られることになる。母が働いていた建設現場は、チッソ敷地内にある工場建設現場[477]で日当 200 円であったという。また、F 地区内に畑を借り、野菜を栽培し、収穫できた作物を駅で売っていた。1958 年、父死亡のとき、祖父も倒れ、自宅で母、祖母と一緒に介護をしていた。最も大変な時期だったが、祖父を入院させる金銭的な余裕もなく、介護は自宅で行っていた。1958 年、保有していた漁業権を伯父に譲渡し、海に出ることはなくなった。以後、工場建設と行商の生活が続いた。

(6) 専業漁家→兼業漁家事例

①No.29(K 地区専業漁家 A4→兼業漁家 C2)

No.29 は第 6 期で上昇したケースであったが、第 7 期入ると下降に転じる。先述したように、18 歳の時に独立し、網子を数名雇うなどして、ごち網漁、打た瀬･網漁、蛸壺、一本釣りなど様々な漁を行うが不漁が続き操業できなくなる。また、体調も悪かったことから、海での生活は難しいと思うようになった。実家がみかん栽培をはじめることになったことから、栽培を手伝うようになる。1960 年、近所付き合いはこのころすでに無くなっていた。1965 年、妻と結婚する。耳鳴り、頭痛がひどく、また、手に力が入らなかったことから、長時間漁にでることができなかった。漁は辞めたくなかった。実家の支援を受け、また、銀行から借金をして鯛養殖業を家族だけで始めるようになる。

1966 年、長女（現在 AB 市在住）出生。1968 年、長男（現在 K 地区在住）出生、1969 年、次女（現在 T 県在住）出生する。1969 年、鯛養殖のエサ代など維持管理費が高騰したことから廃業し、多額の借金が残った。夏場は魚の卸業、冬場は佐賀県にのり養殖業へ出稼ぎに行っていた。また、岡山県、兵庫県の建設業に行くこともあった。出稼ぎの収入はよかった。

---

[475]民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に規定され、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者である。ただし、行政実例では地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」（都道府県）に該当すると解されている。

[476]生活保護費の内訳ならびに金額は不明.当時、生活保護を受給することが、いまだに抵抗のある時代だったという。

[477]No.12 の回想によると、母が務めていた会社は西松建設で働いていたという.休みなく働き、大変危険な作業が続いていたと回想する。

第 5 節　漁家階層の下降特性

これより第 6 期（1955 年－1959 年）、第 7 期（1960 年－1964 年）に下降したケースの特性を検討する。まず、第 6 期（1955 年－1959 年）に下降したケースの特性は以下の通りである。

1.第 6 期（1955 年－1959 年）の下降特性

専業漁家→兼業世帯主常用に下降した No.4(C 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主常用 N2)、**No.38**(K 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主常用 N4)は、兼業世帯主常用に階層下降した事例であった。第 6 期(1955 年－1959 年)から第 7 期(1960 年－1964 年)にかけて、専業漁家であったが、環境汚染が原因で不漁となり、また、主たる生計主体者が健康を害したことから労働生活を変容させた。両事例ともに、労働生活を変容させる背景には、生活構造にみる消費生活ができなくなったことが要因として考えられる。そして、貧困原因とされる多産で大家族である、主たる生計主体者が健康を害するといった貧困の内的要因が影響した。また、生産の場の破壊や、労働市場の縮小および、流通市場の停止とされる外的要因が、内的要因と重なって、階層転落を伴う下降が生じた。一方で、家族の稼働力、家族の仕送り援助にによって窮乏化に抵抗した。

専業漁家→団体以外の事業所常用/被用に下降した No.35(H 地区 専業漁家 A8→団体以外の事業所常用/被用 X2)、**No.36**(R 地区 専業漁家 A8→団体以外の事業所常用/被用 X2)世帯は、一本釣りを主に行う零細漁家であったが、後に世帯主がチッソ水俣工場に勤務する。両事例ともに家族構成員が水俣病を発症し、自宅で介護をしつつ就労していた。収入の安定的確保を求めて被用者となる。一方、**No.18**(K 地区 専業漁家 A4→団体以外の事業所常用/被用 X2)、**No.20**(J 地区 専業漁家 A4→団体以外の事業所常用/被用 X2)は、網子を雇入れる漁家であったが、上記 2 事例と同様に、家族構成員が水俣病を発症する。また、家族構成員が水俣病を発生すると、世帯の分化・分解が生じている。家族（親族）の支援、援助が得られず、家族内で稼働し、生活構造を維持した。

専業漁家→兼業世帯主日雇いに下降した No.9(G 地区 専業漁家 A2→兼業世帯主日雇い L2)は、家族構成員ならびに世帯主が体調を悪化させ、入退院を繰り返すことから、漁労が出来なくなり、激しい階層転落が生じる。以後、主たる家計は世帯員であった No.9 が担うことになる。家族の稼働および、企業補償によって一時的に窮乏化を防ぐことはできたが、サービス業を転々とし、不安定な生活状況であった。

専業漁家→商的自営業に下降した No. 30(O 地区 専業漁家 A8→商的自営業 V2)は、貧困原因とされる多産で大家族であるうえ、流通市場の停止とされる外的要因が、重なって階層転落を伴う下降が生じた。魚介類の流通市場の停止が広範囲に行商を行う結果となった。また、魚が売れず現金収入が得られないことから、米や野菜と物々交換が行われていた。生計を維持することができず、親族の援助を得る。生活構造にみる労働生活を変異させるが、収入はさほど得られず、なおかつ主たる生計主体者が健康を害したことから、窮乏化に直面する。しかし、家族（親戚）の援助、支援を得ることから生活構造を維持する。このように、生活構造を維持しようとする抵抗の様子を確認できる。

専業漁家→被用者職員に下降した No.37(E 地区 専業漁家 A8→被用者職員 W2)は、家族構成員ならびに世帯主が体調を悪化させ、生活構造が不安定となる。主たる要因は家族の健康悪化から生活構造が不安定となっている。No.37 が役場に勤めていたことから、当該地域からすると比較的安定就労であっ

たと思われるが、体調を崩し仕事を休みがちとなり離職する。このことにより、さらに生活構造が不安定になったと考えられる。また、当該ケースの特徴として、階層下降を引き起こす条件として、家族の稼働、家族の支援を受ければれていない点である。そして、水俣病を発症したことによって、地域社会から排除された状態に置かれている。

専業漁家→日雇いに下降した No.25(C 地区 専業漁家 A8→日雇い Y2)は、被用者職員特性と同様に、家族構成員ならびに世帯主が体調を悪化させ、生活構造が不安定となる。家族の稼働力、家族の仕送り援助なく、また、貯蓄、資産もないため、窮乏化に抵抗できず下降した。主たる生計者が死亡し、なおかつ、同年、胎児性水俣病の子どもを出産したことが窮乏化進めた。生活を維持するために、低額な肉体労働を行い、また、労働条件の保障ならびに社会保障を得ず、窮乏化に抵抗している状況が確認できる。

2.第 7 期（1960 年－1964 年）の下降特性

以上、第 6 期をとらえてきたが、これより**第 7 期の下降特性**を検討する。

専業漁家→兼業世帯主日雇いに下降した No.1(A 地区 専業漁家 A4→兼業世帯主日雇い O6)、**No.14**(A 地区専業漁家 A4→兼業世帯主日雇 O4)、**No.32**(K 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主日雇い O4)、**No.34**(P 地区専業漁家 A8→兼業世帯主日雇い O4)の 4 ケースともに生産の場を失い、生活構造の労働生活の一部を変異させ下降を防いでいた。No.1、No.14 は熊本県が斡旋していた近海漁業の指導奨励で、東シナ海に出漁していた。だが漁獲高があがらず、また休漁となり転業を迫られることになる。一方、No.32、No.34 は、市内の公共土木で働くことになる。4 ケースともに働く場を喪失するが、漁を維持しつつ、労働生活の一部を変異させ、労働消費、労働の再生産を循環させている。そして、消費生活を維持しようとした。なお、4 ケースは親族間の援助、支援を受けておらず、また、困窮する状況で生活保護など社会保障を受給していない。

専業漁家→専業農家に下降した No.2(B 地区 専業漁家 A8→専業農家 B4)は、生産の場が破壊されたと同時に、流通市場の停止によって階層移動を迫れる。土地購入のため親族に借入を行った後に、労働生活を変異させ農業階層に転業する。しかし、農業層に転業するも、生産が安定せず、被用者層に下降する。しかし、安定的な収入や労働条件の保障を得ることによって生活構造は安定する。家族の仕送り援助を受け労働生活を変異させることによって窮乏化に抵抗している。

専業漁家→工業兼業世帯員被用に下降した No.10(A 地区 専業漁家 A2→工業兼業世帯員被用 S4)は、幼少より家族の稼働力として働き、15 歳から 27 歳まで資金的援助を行う。27 歳のとき船大工の夫と結婚するが漁師が減少し、船大工の仕事が無くなり生活に困窮する。親族のいりこ製造会社もいわしが獲れず、人手を必要とすることがないことから生活に困窮し、生活構造の労働生活を変異させ日雇い労働に下降する。高い日当を求めて職を転々とするが、常時仕事があるわけではなく、生活構造は安定しなかった。

専業漁家→日雇いに下降した No.11(A 地区 専業漁家 A10→日雇い Y2)は、親族の健康被害に加えて、雇用主の健康悪化、死亡によって階層移動を余儀なくされた。また、生産の場を失い、流通市場の停止によって、労働消費、労働の再生産を行うことができず、生活構造のを変異させなければならなかった。No.11 の世帯は貯蓄・資産を持たない網子(漁業従事者)であり、家族の支援を得られないことから貧困

条件を満たす状況にあった。また、雇用主の喪失に伴い、労働条件の保障が得られないことから、階層間移動を伴う下降に直面した。生計を維持するために公共土木作業に従事するが、生活は困窮した。

団体職員以外の事業所常用/被用→無業に下降した No.12(F 地区 団体以外の事業所常用/被用 X2→無業 Z1)**は、**世帯主の生家、専業漁家であった。世帯主チッソ労働者となり勤務する。その後、健康を悪化させ入院し勤務することができなくなる。その間、チッソより給与が支払われ、労働保障を受けることによって下降は生じることはない。だが、世帯主が死亡したことによって、家計の中心が妻となり、生活構造を変異させなければならなくなった。親族の援助も受けることができず、民生委員の勧めから、生活保護の受給を受けることによって窮乏化に抵抗する。その後、日雇い労働者となり、収入認定をされたことによって生活保護は打ち切られることになる。

専業漁家→兼業漁家に下降した No.29(K 地区 専業漁家 A4→兼業漁家 C2)は、第 6 期に家族の仕送り援助を受け、雇入れあり、無動力漁船所有の A4 階層に上昇するが、不漁が続き、また、漁協の操業自主規制が入ることによって操業できなくなる。生家がみかん栽培をはじめることから、手伝うようになり生活構造を変異させ下降する。その後、第 8 期に銀行から借入れを行い鯛の養殖業を始めるが、稚魚、また、エサの高騰から廃業することになる。そして、魚の卸業の他、冬場は出稼ぎにでて、生活構造を維持し窮乏化に抵抗した。

このように、第 6 期(1955 年－1954 年)、第 7 期(1955 年－1959 年)に生じた**下降特性に関する共通性**を検討すると次の **4 点が作用**したと考えられる。

第 1 に、No.4、No.38、No.18、No.20、No.35、No36、No.37、No.11、No.12 で確認できるように世帯主または家族構成員が健康を害し、貧困原因の 1 つである**疾病**を患った際、世帯員が家計を支えるために、労働生活を変異させ下降した。

第 2 に、No.4、No.38、No.30 のように、貧困原因とされる**多産であり大家族**であることが、階層落層、階層転落を伴う**下降を誘発**していた。第 3 章で生活構造にみる①労働生活、②労働力消費、③労働力の再生産、④消費活動のを示したが、①労働生活、②労働力消費は**職業の場**で労働力が使用される側面であり、③労働力の再生産、④消費活動は家庭**生活の場**で、**生活が再生産される側面**である。2 つの側面が**バランスを崩したことが下降**を誘発した。

第 3 に、生活構造の③労働力の再生産、④消費活動を補完することができず、**家族の稼働力がなく、また、家族の仕送り援助が得られない**場合、**下降**が生じている。

第 4 に、チッソによる生産の場（海洋資源）の破壊、そして、魚介類を売買する**流通市場の停止**は、労働力消費、労働力再生産からなる生活構造の循環が停止し、バランスを崩すことを意味している。本研究においては、無動力漁船で漁を行い、小規模零細漁家で、なおかつ経営資本の弱い A8 階層の漁家は、総体的に早い段階で階層移動を迫られた。

第 6 節　漁家の上昇類型

漁家の上昇する特性として、先に示した表 5－1、表 5－2 にあるように、調整済み標準化残差が正の値で両側 p 値が 0.05 未満となった時期は、公害後期と位置付けた、第 9 期(1970 年－1974 年)、第 10 期(1975 年－1979 年)に有意差を確認できる。

上昇したケースは、下降が著しく派生した第 6 期（1955 年－1959 年）、第 7 期（1960 年－1964 年）

にも、これまでにも示したように確認できるが、第 9 期(1970 年－1974 年)、第 10 期(1975 年－1979 年)に、とりわけ有意差を確認できる。上昇した時期を第 9 期（1970 年－1974 年）に限ってとらえてみると、上昇が生じたケースは 10 ケース[478]確認することができ、このうち、No.3(B 地区 A7)、No.18(K 地区 A5) 、No.35(H 地区 X1)、No.36(R 地区 X1) を除く 6 ケースが階層間における上昇を果たしていた。また、第 9 期（1970 年－1974 年）から第 10 期（1975 年－1979 年）に移行すると、上昇は 8 ケース[479]確認することができ、No.1(A 地区 A5)、No.30(O 地区 V1)を除く 6 ケースが階層間で上昇していた。

上昇が生じた漁家は、第 8 期(1970 年－1974 年)から第 9 期（1970 年－1974 年）にかけて、次のように生活構造を変異させ、生活階層に移動していた。

1.第 9 期（1970 年－1974 年）における階層の類型化

イ.専業漁家

No.1(A 地区日雇い Y2→専業漁家 A7)、**No.3**(B 地区、専業漁家 A8→専業漁家 A7)、**No.14**(A 地区、兼業世帯主日雇い O4→専業漁家 A8)

ロ.日雇い

No.11（A 地区、日雇い Y2→日雇い Y1）

ハ.団体以外の事業所常用/被用

No.12(F 地区、日雇い Y2→日雇い Y1)、No.35(H 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→団体以外の事業所常用/被用 X1)、No.36(R 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→団体以外の事業所常用/被用 X1)

ニ.被用者職員

No.25(C 地区、日雇い Y1→団体職員世帯主 W1)

ホ.専業農家

No.40(B 地区、兼業漁家 C4→専業農家 B4)

以上、専業漁家から **5 つの階層**に移動していた。そして、第 10 期には、生活構造を次のように、変異させ階層を上昇させていた。

2.第 10 期における階層の類型化

イ.専業漁家

No.1(A 地区、専業漁家 A7→専業漁家 A5)、No.11(A 地区、日雇い Y1→専業漁家 A5)、No.34(P 地区、兼業世帯主日雇い O4→専業漁家 A5)

ロ.兼業世帯主常用

---

[478]No.1(A 地区 A7)、No.3(B 地区 A7)、No.11(A 地区 Y1)、No.12(F 地区 X2)、No.14(A 地区 A8)、No.18(K 地区 A5)、No.25(C 地区 W1)、No.35(H 地区 X1)、No.36(R 地区 X1)、No.40(B 地区 B4)

[479]上昇を果たしたケースは、No.1(A 地区 A5)、No.4(C 地区 N2)、No.11(A 地区 A5)、No.30(O 地区 V1)、No.34(P 地区 A5)、No.35(H 地区 W1)、No.36(R 地区 B5)、No.42(A 地区 C2)を確認することができる。

No.4(C 地区、兼業世帯主日雇い N6→兼業世帯主日雇い N2)

ハ.商的自営業

No.30(O 地区、商的自営業 V2→商的自営業 V1)

ニ.団体職員世帯主

No.35(H 地区、団体以外の事業所常用/被用 X1→団体職員世帯主 W1)

ホ.専業農家

No.36(R 地区、団体以外の事業所常用/被用 X1→専業農家 B5)

ヘ.兼業漁業

No.42(A 地区、兼業世帯主日雇い O2→兼業漁業 C2)

このように第 10 期において、6 つの階層が確認でき、常用や被用、日雇い、専業農家、兼業漁業、商的自営業の階層に変容していた。

第 7 節　漁家の上昇結果

1.第 9 期（1970 年－1974 年）の上昇事例の結果

第 9 期（1970 年－1974 年）、第 10 期（1975 年－1979 年）に、上昇がどのように発生し、下位の階層から上位の階層へ階層移動したのか、階層毎に事例を提示する。

(1)専業漁家への上昇事例

①No.1(A 地区日雇い Y2→専業漁家 A7)

1970 年、漁業が再開される。1974 年、チッソより長男 1800 万円、No.1　1600 万の補償が支払われる。チッソからの補償金によって土地の購入や家の修繕をする。無動力漁船にて巾着網漁(イワシ漁)を行う。さほど利益にはならず、生活水準は向上しないことから、冬場はノリ養殖や、熊本県内への建設現場に出稼ぎが続いた。

②No.3(B 地区専業漁家 A8→専業漁家 A7)

1969 年、祖父と父は、鹿児島県域まで出漁（一本釣り）にでる。獲れた魚は、鹿児島県側の漁港に水揚げした。また、漁獲した魚の一部は、列車内で売ったり、駅で販売したりした[480]。当時、水俣湾での漁業が自粛していたことから、鹿児島県域、または外洋にでるしかなかった。1974 年に水俣病認定を申請し、認定されチッソから補償金を得た。大半を家の修繕費と生活に使った。そのため漁法を変えず、一本釣りでの漁が続いた。そのため収入は低くいままで、生活は苦しかった。熊本県の斡旋で、東シナ海でのイカ漁の話があったが、漁具や漁船を購入する資金が工面することできなかった。

③No.14(A 地区 兼業世帯主日雇い O4→専業漁家 A8)

1968 年、漁を行っても全く獲れなかった。当時、親戚は動力漁船を購入し、鹿児島県出水市を主要漁港として、東シナ海へイカ漁に出ていた。当時、熊本県や漁協の勧めもあって、多くの漁師と一緒に鹿児島県長島沖、東シナ海へ出漁していた。だが、釣果はあまりよくなかった。鹿児島県の漁師にイカ漁の漁法を教えてもらっていたが、獲れた魚の大半を指導料として持っていかれた。また、水揚げに対

[480]鹿児島本線列車内や駅で販売していた。

する魚の卸価格もよくなかったため、無動力漁船を所有し漁を行う。。1974 年、近隣住民が水俣病認定の申請を行っていたことから、No.14 も手続きをとったが棄却される。耳鳴りや、手足のしびれ、頭痛があった。だが、子どものころからあったため、さほど気にならなかった。1977 年、A 地区に住む妻と結婚し、3 人の子どもを設けた。

(2)日雇い上昇事例

①No.11（A 地区日雇い Y2→日雇い Y1 ）

漁に出られず生活は困窮していた時に、長男が出生した。その日の生計を維持するために、夫婦で日雇いに出かけた。日雇いの賃金が低かったため、地域の住民の中には、名古屋や大阪に出稼ぎにでる者がいた。廃業する漁師も多かった。1974 年、水俣病認定の申請を行う。1975 年、C ランクの判定を受けチッソから補償金[481]をもらった。日雇いや出稼ぎの生活は続いた。妻は 1976 年ごろ、同じく C ランクの判定を受け、同額の補償金を受けとった。

②No.12(F 地区 日雇い Y2→日雇い Y1)

1972 年、母は家族に黙って水俣病認定の申請を行い認定される。No.12 幼いころから、すでに手足のしびれ、頭痛の症状があった。母が認定されたことから、自分や兄弟も水俣病であると思った。水俣病であるのではないかとの思いが、強まるとさらに不安が募った。

1975 年、会社員の夫と結婚し、1977 年長女出生する。1979 年には次女出生した。当初、子どもをもうけていいのかためらいがあった。

(3)団体以外の事業所常用/被用上昇事例

①No.35(H 地区 団体以外の事業所常用/被用 X2→団体以外の事業所常用/被用 X1)

1971 年、次女胎児性水俣病と認定される。後にチッソより補償金が支払われ、自宅で介護をしたいと思い小さな家を購入した。自宅でほとんど面倒を見た。No.35 東京で自主交渉などを行った。以後、水俣病交渉が激しくなった。チッソからの嫌がらせはなかったが、会社仲間の一部から無視されることがあった。近所付き合いはなくなった。親族とほんの一部の人との交流のみとなった。

1977 年、チッソ水俣工場を退職する。退職金をもらった。退職と同時に水俣病支援団体の活動に参加した。水俣病被害者らとともに畑仕事や支援活動を行う。収入は激減して、生活は大変だった。わずかな収入と農作物で生計を立てていた。このころ、長女は他県に働きに出ていた。長男、次男は市内で働いていた（会社員）。子どもの生活費はあてにしなかった。子どもたちも生活が大変だったようだ。

②No.36(R 地区団体以外の事業所常用/被用 X2→団体以外の事業所常用/被用 X1)

1973 年、次女胎児性水俣病[482]を認定される。チッソより補償金を受け取る。補償金によって、家を建て替える。補償金のほとんどを家の建て替えに使った。補償金をもらうと親戚からお金を貸して欲しいと度々言われる。しかし、お金は貸さなかった。次第に親戚付き合いがなくなっていった。

1973 年、長男結婚する。長男夫婦と同居した。長男会社員となり漁業権を放棄した。

---

[481]前掲註 No.339 参照

[482]前掲註 No.377 参照

(4)被用者職員上昇事例

①No.25(C 地区　日雇い Y1→団体職員世帯主 W1)

1961 年、長女死亡する。後に胎児性水俣病と認定された。

1965 年、水俣病の運動が激しさを増し、運動する日時も多くなった。生活は大変だったが、日雇い、パートなどしながら運動を続けた。1970 年代、水俣病認定にかかる申請を行い認定される[483]。

1973 年、市内にある福祉施設に正規職員として勤務する。水俣病によって家族を失ったことから、福祉施設に勤務しても水俣病の問題を切り離して考えることができなかった。

(5)専業農家上昇事例

①No.40(B 地区　兼業漁家 C4→専業農家 B4)

1965 年、魚を獲っても水揚げできないことから、生計を立てられなくなってしまった。子どもも生まれ生活費が必要であった。漁に限界を感じ、裏山の山林が開けていて、役場に聞くと国有地であった。土地の取得ができないか市と掛け合う。後に、取得することが可能との打診を受け、土地を購入した。購入にあたっては、貯蓄と親族からの借り入れを行った。

1968 年本格的にみかん栽培をはじめ、半農半漁となる。しかし、漁業は、漁に出ても水揚げできなかったり、漁業規制が掛けられていたりすることから、休業状態となり 1960 年代後半から漁へ行っていない。漁業は、その後漁協を脱退した。1970 年、みかん栽培のみとなる。ご飯を食べるのもやっとだった。

2. 第 10 期（1975 年－1979 年）の上昇事例の結果

(1)専業漁家上昇事例

①No.1(A 地区、専業漁家 A7→専業漁家 A5)

第 9 期にも示したが、1974 年、チッソより長男 1800 万円、No.1　1600 万の補償が支払われる。チッソからの補償金によって階層を上昇させた。第 10 期に動力漁船を購入した。機械化したことによって、広範囲に漁は出来たが、さほど利益にはならず、生活水準は向上しなかった。冬場はノリ養殖や、熊本県内への建設現場に出稼ぎが続いた。後に No.1 はみかん栽培をはじめ軌道に乗り、農業が生業となる。

②No.11(A 地区、日雇い Y1→専業漁家 A5)

第 10 期 1975 年、補償金を使って動力漁船を購入し、鹿児島県阿久根を基地として、鹿児島県長島沖、東シナ海に漁にでた。水俣湾や不知火海（現：八代海）では漁はできなかった。補償金をもらった後、お金を貸して欲しいなど親族からの申し出はなかった。だが、補償金をもらった住民のうち、親族間で争いが絶えなかったところはたくさんある。同じ漁師家庭で過ごし、兄弟間で補償金がもらえた人と、もらえなかった人で争いが起こっていた。A 地域は、共同生活を主としているため、もともと住民同士を差別するような地域ではない。同地域は生活保護世帯がいないことが特徴であるように、みんなで助

483認定時期、補償金額は不明。インタビューの回答を拒否。

けあって生活してきた。

③No.34(P 地区、兼業世帯主日雇い O4→専業漁家 A5)

1976 年、水俣病の認定を申請し認定を受ける。認定を受けたことによって R 地区に転居した。補償金で小さな動力漁船（馬力があり外洋に出られるような漁船ではない。）と漁具を購入し、蛸漁、かし網漁を行う。1 つの綱に 100 壺ほどついていた。夏場は、一綱に 60 壺ほど蛸が入っていた。そうした綱を多い時で 18 綱使っていた。漁は、午前 5 時から午前 11 時まで行う。漁を次男が手伝ってくれていた。しかし、漁は格段に楽になった。維持費にお金はかかった。不漁の時は赤字だった。

1979 年、長男 F 県に仕事にでる。息子の生活も大変だっただろうに、仕送りをときどきしてくれた。

(2)兼業世帯主常用事例

①No.4(C 地区、兼業世帯主日雇い N6→兼業世帯主日雇い N2)

1975 年、動力漁船の一部を機械化し、兄が行っていた太刀魚漁を時々手伝うようになった。No.4 同時期に D 地区にて倒れる。手指の強張り、耳鳴り、視野狭窄、足の痙攣がひどくなる。月に 14-15 回ほどあった。頭痛やないが音が聞き取りにくいようになる。仕事にならず、会社を病欠で休むようになり、1978 年、チッソを退社する。退職金 400 万円をもらった。会社を退社するまでの間、兄弟が援助してくれた。翌 1979 年、兄も痙攣等がひどくなり、漁業が出来なくなり廃業する。1980 年、甘夏栽培と太刀魚漁を始め、半農半漁となる。以後、半農半漁の生活が続く。

(3)商的自営業上昇事例

No.30(O 地区、商的自営業 V2→商的自営業 V1)

1963 年、親戚の農家の仕事を辞め、行商を主に行う。地域では売れなかったため、鹿児島、熊本に出かけ行商を行う。早朝から深夜まで働いた。水俣でない漁港に魚を買い付けに行かなければならなかった。1965 年、夫、肝機能障害により体調を崩す。入退院を繰り返す。入院費にお金がかかり、親戚にお金を借りる。1975 年、水俣病認定を申請する。夫婦ともに認定を受ける。チッソからの補償金によって借金を返済する。1978 年、魚の行商を廃業する。55 歳まで魚の行商に出ていいたが大変になってきた。その後は、補償金と年金でくらしていた。

(4)団体職員世帯主上昇事例

No.35(H 地区、団体以外の事業所常用/被用 X1→団体職員世帯主 W1)

1971 年、次女、胎児性水俣病と認定される。後にチッソより補償金が支払われ、自宅で介護をしたいと思い小さな家を購入した。自宅でほとんど面倒を見た。No.35 東京で自主交渉などを行った。以後、水俣病交渉が激しくなった。チッソからの嫌がらせはなかったが、会社仲間の一部から無視されることがあった。近所付き合いはなくなった。親族とほんの一部の人との交流のみとなった。

1977 年、チッソ水俣工場を退職する。退職金をもらった。退職と同時に水俣病支援団体に入職した。水俣病被害者らとともに畑仕事や支援活動を行う。収入は激減して、消費生活ができず、生計は大変だった。わずかな収入と農作物で生計を立てていた。

(5)専業農家上昇事例

No.36(R 地区、団体以外の事業所常用/被用 X1→専業農家 B5)

1974 年、夫、チッソ水俣工場を退職する。次女の面倒を見ながら隣町の人に農地を借り農業を始める。イモ、玉ねぎなどを栽培する。軌道に乗せるのに 3 年、4 年掛った。時々、娘を福祉施設に預けた。施設を利用するとき娘嫌がる。

(6)兼業漁業上昇事例

No.42(A 地区、兼業世帯主日雇い O2→兼業漁業 C2)

1975 年、カサゴ、鯛など一本釣りをしつつ、親戚と一緒にみかん栽培を始める。みかん栽培を始めた当初、栽培がうまくいかず苦労した。後に、みかん山を取得する[484]。漁には夫と一緒に出た。

1985 年、みかん栽培の収穫が安定するようになった。漁にはほとんど行かなくなった。みかん栽培が安定していたことから、他の世帯と比べ生活は比較的豊かだったと思う。もう海には戻りたくない。漁船はあったが、漁には出なかった。趣味で魚を釣る程度で、漁で生計を立てるようなことはしなかった。

第 8 節 漁家階層の上昇特性

これより第 9 期（1970 年－1974 年）、第 10 期（1975 年－1979 年）に上昇したケースの特性を検討する。まず、第 9 期（1970 年－1974 年）に上昇したケースの特性は以下の通りである。

1.第 9 期（1970 年－1974 年）の上昇特性

専業漁家への上昇した No.1(A 地区日雇い Y2→専業漁家 A7)、No.3(B 地区専業漁家 A8→専業漁家 A7)、No.14(A 地区 兼業世帯主日雇い O4→専業漁家 A8)は、水俣病認定によって補償金を取得し日雇いから階層を上昇させた。また、このとき土地の購入や、家屋の修繕費を行い、貯蓄・資産を高めている。一方、No.3 は、家族がチッソの補償を受けることによって、同一階層内で上昇した。また、No.14 は、親族が漁船を機械化し漁を行うものの、漁獲高を上げることが出来なかった。だが、兼業世帯主日雇いから無動力漁船所有することによって、貯蓄・資産を増やし、また、生活構造を変異させることによって階層を上昇させた。

日雇いに上昇した No.11（A 地区日雇い Y2→日雇い Y1 ）、No.12(F 地区 日雇い Y2→日雇い Y1)ともに、第 9 期以前は日雇い階層であったが、水俣病認定されて企業補償を受けることによって階層内上昇した。企業補償を受けることによって、同一階層内ではあるが、生活構造を維持し下降を防止した。

団体以外の事業所常用/被用に上昇した No.35(H 地区 団体以外の事業所常用/被用 X2→団体以外の事業所常用/被用 X1)、No.36(R 地区団体以外の事業所常用/被用 X2→団体以外の事業所常用/被用 X1)の 2 事例とも、子どもが胎児性水俣病と認定され、チッソより企業補償を得て階層内上昇をしている。また、生活構造における労働生活を大きく変動させることなく階層を維持している。また、階層下降を防ぐために、自宅を改修するなど貯蓄資産が増資されている。

---

[484]みかん山の取得金額や借入は不明。

被用者職員に上昇した No.25(C 地区 日雇い Y1→団体職員世帯主 W1)は、日雇い、パート勤めをしながら水俣病運動を行い、後に長女の水俣病認定を勝ち取る。認定後チッソから補償金を受けると同時に、福祉施設の正規雇用となり、労働生活を変異させる。労働生活を変異させることによって生活構図の安定化が図られている。

専業農家上昇した No.40(B 地区 兼業漁家 C4→専業農家 B4)は、生産の場の破壊、流通市場の停止を受けても兼業漁家を続けていたが、漁に限界を感じ農業層に転業を図り生活構造を大きく変異させた。また、経営耕地の取得のため国有地の取得を目指し、市と掛け合うことで取得し、貯蓄・資産の防止が行われている。なお、土地の取得のための資金は親族から借り入れている。

以上、第 9 期をとらえてきたが、これより第 10 期(1975 年－1979 年)の上昇特性を検討する。

2.第 10 期(1975 年－1979 年)の上昇特性

専業漁家上昇した No.1(A 地区、専業漁家 A7→専業漁家 A5)、**No.11**(A 地区、日雇い Y2→専業漁家 A5)、**No.34**(P 地区、兼業世帯主日雇い O4→専業漁家 A5)の 3 ケースは、ともにチッソからの補償金を得て、第 10 期に動力漁船を購入し、機械化している。また、No.1 は階層内で上昇するが、No.11、No.34 は、日雇い、兼業世帯主日雇いから生活構造を大きく変異させ、専業漁家に階層間上昇を果たした。なお、**No.34** は家族の稼働力に加え、家族の仕送り援助を得て生活構造の強化が図られている。

兼業世帯主常用に上昇した①No.4(C 地区、兼業世帯主日雇い N6→兼業世帯主日雇い N2)は、会社に常用で努めつつ、第 10 期(1975 年－1979 年)に動力漁船を機械化し、漁労効率を上げ階層上昇する。機械化することによって生活構造を変異させた。しかし、体調を悪くし会社や漁を休みがちになり、窮乏化に直面するが、家族の仕送り援助を得ることによって生活構造を維持した。

商的自営業上昇した No.30(O 地区、商的自営業 V2→商的自営業 V1)は行商を行っていたが、流通市場の停止によって、魚の買付けができなくなる。また、世帯主の健康悪化から治療費にお金がかかり、貧困原因の一つである内的要因が発生し窮乏化に直面する。後に、チッソからの補償金を得ることによって借金を返済すると同時に、年金生活となり生活構造を有しない層となった。

団体職員世帯主上昇した No.35(H 地区、団体以外の事業所常用/被用 X1→団体職員世帯主 W1)は、家族が胎児性水俣病と認定され、チッソより補償金が支払われる。その後、水俣病支援団体に入職し、生活構造を大きく変異させ階層を上昇させる。第 10 期(1975 年－1979 年)以後、3 期階層変動なく続き、さらに農業層に階層上昇する。

専業農家上昇した No.36(R 地区､団体以外の事業所常用/被用 X1→専業農家 B5)は､**No.35 と同様**に、チッソ水俣工場を退職した後、農地を借受け、労働生活を変異させ農業層に転業する。生産性が上がらなかったようだが、階層変動なく推移している。

兼業漁業上昇した No.42(A 地区、兼業世帯主日雇い O2→兼業漁業 C2)は、生活構造の一部を農業層に変異させることによって、階層上昇を図っている。また、親族とみかん栽培を行い稼働することによって生産性を高め、生活構造の強化が高められている。

このように、**第 9 期**、**第 10 期**に上昇したケースの**共通性を検討**すると次の **5 点が影響していた**と考えられる。

第 1 に、No.1、No.3、No.11、No.12、No.25、No,30、No.35 は、チッソによる企業補償を得ること

によって、生活構造における労働力の再生産、消費活動を補完し、なかかつ、労働条件および労働力消費を強化して上昇していた。

第 2 に、No.1、No.11、No.14、No.34 は、チッソから補償金を得つつ、漁船を機械化または、所有することによって労働生活および労働の再生産を強化し生活構造を上昇させていた。

第 3 に、No.3、No.36、No.40、No42 にみられるように、親族から資金調達をして農地を所有し、農業階層に移動することから労働生活を変異させて階層上昇を果たしていた。

第 4 に No.4 のように漁船を機械化し漁業を行いつつ、常用で働き労働の再生産の増強を図り上昇していた。

第 5 に No.35 に示すようにチッソから補償金を得て水俣病被害者団体に入職し、生活構造を変異させ、階層を上昇させていた。

第 9 節　考察

漁家の下降が著しく示唆されたのは、第 6 期（1955 年－1959 年）、第 7 期（1960 年－1964 年）に該当する時期であった。また、非漁家は、第 6 期（1955 年－1959 年）の時期であり、いずれも第 6 期(1950 年－1954 年)に下降が発生していた。

これら階層移動と第 2 章で論じた 1959 年に熊本県水産課が行った水俣病関係漁業基本対策（①近海漁業出漁の指導奨励、②真珠母貝養殖の指導奨励、③他漁業への就労斡旋、④公共土木の就労斡旋、⑤水俣病原因究明）や、熊本県民生労働部職業安定課の、漁家および水俣病被害者世帯など関連失業者に対する、職業相談指導、職業紹介、職業訓練などの諸施策を比較すると、それらは十分に機能しなかったといえよう。加えて、階層移動の状況をみても、被用者層に階層間移動しているように、一時応急的に漁家および水俣病被害者世帯は一般失業者へ吸収されたことが推察される。この他に、熊本県は、漁船の集団利用や、集団操業指導船の建造、近海漁業出漁の指導を奨励していたが、漁家が漁業転換を果たしたとは言い難い。

一方、漁家の上昇時期は、第 9 期(1970 年－1974 年)、第 10 期(1975 年－1979 年)であった。下降時期に講じられた水俣病関係漁業対策時期と、階層上昇の時期を比較すると約 15 年間の期間を要している。漁家が階層上昇を果たすのに、15 年の期間を要していることから考えると、地方公共団体の施策は階層を上昇させる施策と言えないばかりか、状況を改善することなく放置したと言わざるを得ない。

この他に、第 6 期(1955 年－1959 年)、第 7 期(1960 年－1964 年)に生じた下降事例、ならびに、第 9 期(1970 年－1974 年)、第 10 期(1975 年－1979 年)に見られた上昇事例を概観してきた。4 つの時期区分毎の階層移動を俯瞰すると表 5－6 のように類型化することができる。その内訳をみると、△下降→△下降 3 ケース、△下降→◎上昇 3 ケース、△下降→◎上昇→◎上昇、2 ケース、△下降→平　行→△下降 2 ケース、△下降→平行→◎上昇 3 ケース、その他に類型できる。企業補償を受けているケースは 9 ケースあり、このうち、6 ケースが補償を得た後、4 期以上(20 年以上)、安定的に推移している。先に示した表 5－4 にあるように、漁家の平均移動回数は 4.2 回であり、調査対象区間である 84 年を平均移動回数で除すると 20 年となる。1 期を 5 年区切りとしていることから、20 年以上、同一の生活構造が維持されたとすれば、安定的に推移したと考えられる。表 4－16 に示した 26 ケース中、15 ケースが第 6 期(1955 年－1959 年)、または、第 9 期以降(1970 年－1974 年)、生活構造は安定し、20 年以上階

層変動は生じていない。とりわけ、表 5－6※に示すように 15 ケース中、7 ケースが企業補償を得て生活構造を安定化させていた。なお、上記ケースのうち、No.35 は上昇特性においても指摘したが、第 9 期(1970 年－1974 年)に企業補償を取得し、その後、第 10 期(1975 年－1979 年)で団体職員世帯主である W1 に移動を果たした後、同一階層を 15 年推移した。そして、第 13 期(1990 年－1994 年)以降、生活構造をさらに変異させ専業農家に階層移動し、4 期以上(20 年)安定的に推移している。No.35 の注目すべき点は、上記に示した安定的推移とはやや言い難いが、第 10 期に(1975 年－1979 年)に団体職員世帯主に移動していることである。No .35 が第 10 期(1975 年－1979 年)に移動した階層は、水俣病被害者の生活支援を行うために設立された事業所である。1950 年代後半より、熊本県、水俣市は、困窮する漁家に対して失業対策を講じる一方で、水俣病被害者自ら、また、支援者らによって設立された事業者が、下降する漁家の生活構造を支えた点は注目される。

△:下降 ◎:上昇　漁家の下降、上昇のパターン表　表5－6

時期 / No. /地区	6期	7期	9期	10期	備考
No.1 A地区		△→	◎→	◎	企業補償有上昇
No.2 B地区		△→	△		企業補償有下降※
No.3 B地区			◎→	△	
No.4 C地区	△→			◎	
No.9 G地区	△→	◎→	△		※
No.10 A地区		△→	△		企業補償有下降※
No.11 A地区		△→	◎		企業補償有上昇※
No.12 F地区		△→	◎		企業補償有上昇※
No.14 A地区		△→	◎		
No.15 E地区				△	※
No.18 K地区	△→	◎→	◎		企業補償有上昇※
No.20 J地区	△				※
No.25 C地区	△→		◎		企業補償有上昇※☆
No.27 K地区		△→	△		
No.29 K地区	◎→	△			※
No.30 O地区	△→			◎	※
No.32 K地区		△			
No.34 P地区		△→		◎	※
No.35 H地区	△→		◎→	◎	企業補償有上昇※☆
No.36 R地区	△→		◎→	◎	企業補償有上昇
No.37 E地区	△→		△		
No.38 K地区	△→	△→	△		
No.39 H地区	△→		△		※
No.40 B地区			◎		
No.41 A地区		◎→	△		※
No.42 A地区	△→			◎	

※:第6期、または第9期以降、生活構造は安定し20年以上階層変動がない.

☆:企業補償を得た後、内発的な団体に入職、または自力更生的な団体に参加し、生活構造を維持.

第 10 節　小括

以上のように、公害によって絶えず窮乏化の圧力が漁家世帯に加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から階層移動が生じるという仮説をもとに事例をとらえてきた。貧困原因とされる疾病、死亡、多子、失業、事業不振といった内的要因と、公害による生産の場の破壊、流通市場の停止など、外的要因が生じることによって下降は生じていたが、事例を詳しく分析すると直ちに窮乏化が生じ、階層落層、階層転落を伴う下降が発生しているわけではなかった。階層移動が生じた漁家世帯の状況をとらえると、篭山が示した生活構造のシエマ図の①労働生活、②労働力消費、③労働の再生産、④消費活動がバランスを崩していた。とくに、生産の場の破壊、流通市場の停止によって、労働力の消費ができなくなり、労働の再生産を得ることができなくなった。また、世帯の消費活動が大きくなることから、生活構造の変異が生じていた。篭山が指摘するように、生活構造のシエマ図(第 3 章図 3－2)の左半分は職業の場で使用される側面で、右半分は家族の生活の場で使用される側面であるが、これらが循環せず機能しないところに、階層の不安定化をもたらす要素があるといえよう。こうしたことから、漁家は生活構造を変異させ、機能集団へ吸収されるなどして窮乏化に抵抗していた。

一方、階層上昇は、第 9 期以降、チッソの企業補償を得て漁船の機械化や経営耕地の購入など不変資本に変換し、階層を上昇させていた。そして、家族の仕送り援助によって労働力の再生産、消費活動を補完し、なおかつ、労働生活および、労働力消費を整備して上昇していた。また、親族から資金調達が得られる場合も階層を上昇させていた。このように、企業補償があり、加えて家族の稼働力ならびに家族の仕送り援助が得られると階層を上昇させることができる。大沢が論じた生活保障システム(2007)のうち、ミクロとして位置づけられている家族や企業の代替的な補償が、水俣病被害者の生活構造に接合することができると、階層を上昇させることが出来ると考えられる。

第 6 章　非漁家の階層移動に関する事例分析

本章は、第 5 章と同様に、公害によって絶えず窮乏化の圧力が漁家世帯に加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から階層移動が生じるという仮説をもとに、そのメカニズムを究明することにある。また、階層移動が生じた非漁家世帯は、機能集団へ吸収されるなどして、生活構造を変異させ窮乏化に「抵抗」したと考えられる。

以上、窮乏化に伴い非漁家世帯が分化・分解化していく過程を事例より検討し、窮乏化のメカニズムと抵抗の実態を明らかにする。また、階層移動が生じるなか、いかに生活構造を安定化させたのか検討する。

第 1 節　非漁家の階層移動傾向

1.非漁家の階層移動の推移とその傾向

第 6 期においては 16 ケース中、階層内移動を示す平行は 8 ケース（50%）、階層間移動の伴う上昇と下降の合計は 8 ケース（50%）と、漁家同様に全体の半数が移動に直面していた。第 7 期(1960 年－1964 年)には、一部、階層間移動を伴う上昇 2 ケース(No.23、No.26)、下降(No.24、No.28) 2 ケースを確認することができるが、概ね平行移動している。

加えて、非漁家における特徴として、表 6－4 に示す通り、団体以外の事業所常用・被用、専業農家、兼業漁家、商業サービス業、団体職員を確認することができる。その推移をとらえると、下降が多く確認できる団体以外の事業所常用・被用に集中していることがわかる。なお、階層が一時的に途絶えたり、再び発生したりする実態を確認することができる。

2.非漁家の階層間移動時期と階層変動の状況

第 5 期(1950 年－1954 年)から、第 6 期(1955 年－1959 年)に下降をした非漁家は、先にも示したように 8 ケースであった。上記時期区分の内、水俣病が発症した[485] とされる第 6 期(1955 年－1959 年)と、公式確認前の第 5 期(1950 年－1954 年)を比較すると、下降の発生数は 6 倍に増加していることがわかる。漁家においても、同時期の下降発生数が高かったことから、生活構造を変異しなければならなかった状況が生じていたと推察される。

第 5 期(1950 年－1954 年)以前をさらに遡及して、下降したケースをとらえると、下降、上昇が、漁家よりもやや多く散見できる。しかしながら、漁家と同様に階層移動の発生は第 5 期(1950 年－1954 年)を境に発生している。不知火海沿岸部の社会構造が大きく変動したと考えられる。ただ、漁家の階層移動と異なる点は、第 7 期(1960 年－1964 年)以降、大きな移動が生じず、平行移動、もしくは上昇しているケースを確認することができる。また、階層移動が安定的に推移しているように見受けられる。

---

485) 水俣病公式確認は 1956 年 5 月 1 日

第 2 節　非漁家層の階層移動特性

表6－1　非漁家　独立性の検定

カイ二乗値	自由度	P 値	*:P<0.05 **:P<0.01
58.3431	30	0.0015	**
Cramer's V	0.3376		

表6－2　非漁家調整済み標準化残差

	年	上昇	平行	下降
2期	1935-1939	-1.505	1.789	-0.856
3期	1940-1944	-1.505	1.193	-0.095
4期	1945-1949	0.100	0.000	-0.095
5期	1950-1954	-0.702	1.789	-1.617
6期	1955-1959	0.100	-2.385	2.948
7期	1960-1964	0.100	0.000	-0.095
8期	1965-1969	1.706	-0.596	-0.856
9期	1970-1974	0.100	0.596	-0.856
10期	1975-1979	0.903	0.000	-0.856
11期	1980-1984	2.509	-1.193	-0.856
12期	1985-1989	-0.702	1.193	-0.856
13期	1990-1994	0.100	-1.193	1.427
14期	1995-1999	2.509	-1.193	-0.856
15期	2000-2004	-0.702	-2.385	3.709
16期	2005-2009	-1.505	1.193	-0.095
17期	2010-2013	-1.505	1.193	-0.095

表6－3　非漁家　調整済み標準化残差（両側P値）

	年	上昇	平行	下降
2期	1935-1939	0.1323	0.0736	0.3920
3期	1940-1944	0.1323	0.2330	0.9242
4期	1945-1949	0.9201	1.0000	0.9242
5期	1950-1954	0.4824	0.0736	0.1059
6期	1955-1959	0.9201	0.0171	0.003**
7期	1960-1964	0.9201	1.0000	0.9242
8期	1965-1969	0.0880	0.5510	0.3920
9期	1970-1974	0.9201	0.5510	0.3920
10期	1975-1979	0.3665	1.0000	0.3920
11期	1980-1984	0.012*	0.2330	0.3920
12期	1985-1989	0.4824	0.2330	0.3920
13期	1990-1994	0.9201	0.2330	0.1537
14期	1995-1999	0.012*	0.2330	0.3920
15期	2000-2004	0.4824	0.0171	p<0.001**
16期	2005-2009	0.1323	0.2330	0.9242
17期	2010-2013	0.1323	0.2330	0.9242

p<0.05*、p<0.01**

非漁家 16 ケースの階層移動をとらえると、表 6－4 に示すように 256 回確認された。そのうち訳は、上昇 30 回、平行 192 回、下降 34 回という結果であった。また、非漁家の階層移動数は 64 回となり、その平均は 4.0 回、標準偏差（以下：SD）1.6 を示した。先述した 42 ケース全体と比較すると、平均移動回数は非漁家の方が 0.2 低く、標準偏差は非漁家の方が散布度は大きい傾向にあった。なお、非漁家 16 ケースの全体の階層移動をグラフに示すと表 6－5 のようになる。一方、時期区分毎に上昇、平行、下降の階層移動には違いはあるのか、独立性の検定（ピアソンのカイ二乗検定）を行ったところ(表 6－1 参照)、カイ二乗値 58.3438(自由度 30)を示し有意差が確認された[486]。この結果から残差分析を行うと、調整済み標準化残差が正の値で、両側 p 値が 0.05 未満となったのは、次の時期であった(表 6－2、表 6－3 参照)。下降の有意差が示唆されたのは、公害発生期に該当する第 6 期（1955 年－1959 年）の時期である。先述した漁家の場合と同様、公害発生期において、下降の有意差を確認することができる。また、非漁家は公害発生期のほかに、もやい直し期と位置付けた第 15 期（2000 年－2004 年）においても顕著に下降が生じている。このように下降の有意差が確認できたのは、第 5 期（1950 年－1954 年）、第 15 期（2000 年－2004 年）であり、漁家で示したような断続的な階層落層、階層転落を伴う下降は確認できなかった。階層上昇に有意差が確認された時期は、環境対策期と位置付けた第 11 期（1980 年－1984 年）5 ケースと、もやい直し期と位置付けた第 14 期（1995 年－1999 年）5 ケースであった。非漁家の階層上昇は、漁家と同様に水俣病が公式に確認された第 6 期（1955 年－1959 年）に 2 ケース（No.24、No.28）確認できるが、上昇が顕著に現れる期間は、上記の 2 つの時期である。なお、第 11 期（1980 年－1984 年）に階層間移動によって上昇を果たした世帯は、2 ケースを確認することができる。残り 3 ケースは階層内での上昇にとどまっていた。

[486]表 6－1 にあるように Cramer`s の連関係数値が 0.33376 であることから弱い相関である。

また、第 14 期（1995 年－1999 年）の階層間移動による上昇は、1 ケース確認することができ、他 4 ケースは階層内での上昇であった。

表6-4 非漁家の階層移動

年代・時期	1930-1934	1935-1939	1940-1944	1945-1949	1950-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-2014	上昇	平行	下降	総数	移動回数		階層間移動の標準化データ
						下降					上昇			上昇	下降	○企業補償あり上昇				△企業補償(社会保障)あり下降				
No. 地区	1期	2期	3期	4期	5期	6期＊	7期	8期	9期	10期	11期＊＊	12期	13期	14期＊＊	15期＊＊	16期	17期							
No.5 I地区	T2	T2	T2	T2	T2	V2	V2	V2	W3	W1	W1	W1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	1	12	3	16	4		0.0
No.6 D地区	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Z2	Z2	Z2	0	15	1	16	1		-1.9
No.7 C地区	T2	V2	V2	Z1	Z1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	X1	△Z1	Z1	Z1	1	12	3	16	4		0.0
No.8 F地区	W2	W2	W2	W2	W2	W2	W2	W2	T2	T2	T2	Z2	Z2	○Z1	Z1	Z1	Z1	2	13	1	16	3		-0.6
No.13 K地区	C8	C8	C8	C8	C8	Y2	Y2	Y2	A6	A6	A6	A6	A6	○A5	△Z1	Z1	Z1	2	12	2	16	4		0.0
No.16 L地区	B4	B4	B4	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Y2	Y1	△Z1	Z1	Z1	1	12	3	16	4		0.0
No.17 M地区	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	S4	S4	Y2	W2	W2	Z2	○W1	W1	W1	W1	3	11	2	16	5		0.6
No.19 F地区	T2	T2	X2	C8	C8	Y2	Y2	X2	X2	W2	○W1	W1	W1	△Z1	Z1	Z1	Z2	4	8	4	16	8		2.5
No.21 I地区	C4	C4	C4	C4	C4	C4	C4	B4	B4	B4	B4	B4	B2	B2	B2	Z2	Z2	2	13	1	16	3		-0.6
No.22 N地区	B4	B4	B4	B4	B4	C4	C4	C4	C4	C3	△G5	B2	B2	B2	△Z1	Z1	Z1	2	11	3	16	5		0.6
No.23 L地区	X2	X2	X2	X4	X4	X4	X2	X2	X2	X2	S2	S2	S2	S2	S2	Z2	Z2	2	12	2	16	4		0.0
No.24 J地区	X2	X2	X2	X2	X2	C6	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Y4	Y4	Z2	Z2	Z2	1	12	3	16	4		0.0
No.26 K地区	C6	C6	C6	C6	C6	Q2	A8	O4	O4	O4	C6	C6	C6	C6	C6	C6	Z2	2	11	3	16	5		0.6
No.28 J地区	T2	T2	T2	T2	T2	A10	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	○X1	△Z1	Z1	Z1	2	12	2	16	4		0.0
No.31 K地区	X2	X2	X2	X2	A8	O4	O4	C4	C4	C4	C4	C4	C3	C3	B4	B4	B4	4	11	1	16	5		0.6
No.33 N地区	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B4	B4	○B3	B3	B3	B3	B3	B3	B3	1	15	0	16	1		-1.9
上昇	-	0	0	1	2	3	2	4	2	3	5	1	2	5	1	0	0	合計	30	192	34	256	64	平均 4.0
平行	-	15	15	12	14	7	12	11	13	12	10	14	10	10	8	14	14							SD 1.6
下降	-	1	1	3	0	6	2	1	1	1	1	1	4	1	7	2	2							

表6－5　非漁家層の階層移動グラフ

集中　消散　下降　上昇

生活階層＼年代	1930–1934	1935–1939	1940–1944	1945–1949	1950–1954	1955–1959	1960–1964	1965–1969	1970–1974	1975–1979	1980–1984	1985–1989	1990–1994	1995–1999	2000–2004	2005–2009	2010–2014
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	13期	14期	15期	16期	17期
A2																	
A4																	
A5														1			
A6									1	1	1	1	1				
A7																	
A8					1		1										
A10						1											
B2												1	2	2	1		
B3											1	1	1	1	1	1	1
B4	3	3	3	2	2	1	1	2	2	2	1	1			1	1	1
B5																	
B6																	
C1																	
C2																	
C3										1			1	1			
C4	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1					
C6	1	1	1	1	1	1					1	1	1	1	1	1	
C8	1	1	1	2	2												
G5											1						
L1																	
L2																	
N2																	
N4																	
N5																	
N6																	
O2																	
O4						1	1	1	1	1							
O6																	
Q2						1											
S2											1	1	1	1	1		
S4								1	1								
T1																	
T2	4	3	2	2	2				1	1	1						
V1																	
V2		1	1			1	1	1									
W1										1	2	2	1	1	1	1	1
W2	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1					
W3									1								
X1						1	1	1	1	1	1	1	1	2			
X2	6	5	6	5	4	3	6	6	6	5	4	4	2	1			
X4				1	1	1											
Y1														1			
Y2						2	2	1		1			1				
Y4													1	1			
Z1				1	1								1	3	8	8	7
Z2												1	2		2	4	6
合計	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16

第 3 節　非漁家の下降類型

非漁家の特性は、表 6－3 にも示したが、第 6 期（1955 年－1959 年）、第 15 期(2010 年－2014 年)に下降が激しく生じていた。また漁家と同様に階層間の転落を伴う下降であった。

非漁家の階層移動を第 6 期（1955 年－1959 年）の 1 つ前の時期区分である第 5 期(1950—1954 年)と比較し、第 15 期(2010 年－2014 年)を同じく 1 つ前の時期区分である第 14 期(2005 年—2009 年)で、とらえてみると、下降が生じたケースは 6 ケース[487]確認することができる。6 ケース全て、階層転落を伴う下降であった。また、第 15 期(2000 年－2004 年)は、7 ケース下降していた。なお、階層別に分けると次のように分類することができる。

1.第 6 期（1955 年－1959 年）における階層の類型化

イ.商的自営業

No.5(I 地区 商的自営業 T2→商的自営業 V2)

ロ.兼業漁家

No.22(N 地区 専業農家 B4→兼業漁家 C4)、

ハ. 兼業世帯主常用/兼業世帯員被用

No.26(K 地区 兼魚漁家 C6→兼業世帯主常用/兼業世帯員被用 Q2)、No.31(K 地区 専業漁家 A8→団体以外の事業所常用/被用 Q4)

ニ.日雇い

No.13(K 地区 兼魚漁家 C8→日雇い Y2)、**No.19**(F 地区 兼魚漁家 C8→日雇い Y2)

以上、生活構造を変形変異させ、商的自営、兼業漁家、兼業世帯主常用/兼業世帯員被用、日雇いの 4 つの職業階層に移動していた。

2.第 15 期(2010 年－2014 年)における階層の類型化

イ.無業

No.6(D 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→無業 Z2)、**No.7**(C 地区団体外の事業所常用/被用 X2→無業 Z2)、**No.13**(K 地区 専業漁家 A5→無業 Z1)、**No.16**(L 地区 日雇い Y1→無業 Z1)、**No.22**(N 地区 専業農家 B2→無業 Z1) 、**No.24**(J 地区、日雇い世帯員被用 Y2→無業 Z2)、**No.28**(J 地区 団体以外の事業所常用/被用 X1→無業 Z1)

このように第 15 期の職業階層は無業が確認できる。

第 4 節　非漁家の下降結果

第 6 期（1955 年－1959 年）に下降がどのように進行し、上位の階層から下位の階層へ階層落層、階層転落したのか追跡してきた。これより、第 6 期（1955 年－1959 年）に下降したケースを階層毎に検討する。

---

[487]No.5(Ⅰ地区Ⅴ2)、No.13(K 地区 Y 2)、No.19(F 地区 Y2)、No.22(N 地区 C4)、No.26(K1 地区 Q2)、No.31(K 地区 Q4)

1.第 6 期（1955 年－1959 年）の下降事例の結果

(1)商的自営業の下降事例。

①No.5(I 地区 商業サービス業 T2→商的自営業 V2)

No.5、1933 年、韓国で出生する。父、母、弟、弟、妹の 6 人家族。父、韓国で時計店を営むが、1936 年、親戚を頼って I 地区に移住する。韓国から帰国後、父、母が中心に時計の修理をしながら、また、畑を借りカライモを栽培したり、伝馬船で鉾突きをしたりする半農半漁をして生計を立てる。1937 年、弟が死亡する。1945 年、もう 1 人の弟が死亡した。さらに、1948 年、妹が死亡し、立て続けに家族を亡くす。（原因はすべて不明だが、水俣病の症状だったように思うという。1954 年には、父が水俣病を発病。劇症型水俣病[488]で苦しみ、市内の病院に入退院を繰り返した。

その後、父、水俣病と認定される。このとき、母が主たる生計者となり、母方の親戚に土地を借りて、野菜を作り、列車内や駅で行商を行う。母は、農業、行商、そして父の介護や家事を同時に行っていた。当時、No.5、母とともに野菜作りを手伝う。No.5、1954 年、21 歳の時、市立小学校購買部に勤務する。この時期、耳鳴り、眩暈、頭痛がひどくなる。カラス曲がりが突然起こる症状が現れ、水俣病を発病する。1957 年、結婚。結婚後も AB 市立小学校購買部の仕事は続ける。

(2)兼業漁家の下降事例

①No.22(N 地区 専業農家 B4→兼業漁家 C4)

No.22、1932 年、N 地区に出生する。生家は代々続く農家。米やからいもを作っていた。N 地区では何百キロとからいもを作っていた。幼少のころから家の手伝いをしていた。1957 年、巾着網[489]、地引網[490]、ごち網[491]、一本釣りの漁業を営む 18 歳年の離れた夫（1914 生）と結婚する。夫、自営で 4 つのいりこ製造場を持っていた。巾着網漁は夜間行い、網子を何十人と雇っていた。

1957 年ごろは、主要な漁が地引網に変わっていた。また、いりこが獲れず、家計は赤字となっていた。水俣病の問題でいりこが全く売れなくなった。買い手も自然となくなった。このころ、農協からの勧めを受けみかん栽培を始める。半農半漁となった。土地の購入は農協で借りた。みかんの栽培には軌道に乗せるのに時間がかかった。収益が得られるのになったのは 5 年以上かかったように思う。漁で食べられないときは、夫出稼ぎに出かけた。佐賀方面に出ていた。出稼ぎの仕事は、建設現場やのり養殖に出ていた。みかんが収穫できるようになると、みかん栽培で生活費をつないだ。

488前掲註 No.344 参照

489前掲註 No.354 参照

490小舟で岸近くに網を張り、両端を人力で岸に引き上げる方法。

491楕円形の一枚の網と、その両端に結びつけた引き網で、包囲形を作り、それを狭めて魚類を威嚇して網に追い込み、網目に刺さったり、絡ませたりする漁.。

(3)兼業世帯主常用/兼業世帯員被用事例

①No.26(K 地区 兼魚漁家 C6→兼業世帯主常用/兼業世帯員被用 Q2)

No.26、1936 年、K 地区にて 6 人兄妹の 3 男として出生する。父、母、祖母、半農半漁を営み生計を立てていたが、収入低く貧しかった。自宅近くに畑を借りてからいもを栽培していた。父、母は網子として船にも乗っていたが給金は安かった。よくとれた売れない魚をもらってきて、食べていた。貧しかったがにぎやかな生活だった。

No.26、1951 年、中学卒業後、昼間、坑木運搬で働き、夜は網子として働いていた。打たせ網や地引網を曳いていた。毎日働き詰め生活だった。家族総出で働いた。

1963 年、同地区に住む妻（1941 生）と結婚する。妻と一緒に網子として漁に出っていた。1962 年から 1970 年にかけていりこよく獲れた。最盛期には 1 カエ[492]が 1 万杯になるくらい獲れた。人が通れないくらいのいりこ干しであふれていた。しかし、水俣市方面では全く獲れなかったと聞いた。

②No.31(K 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主日雇い O4)

No.31、1932 年、J 地区にて（7 人兄弟）出生する。父、チッソに勤務していた。No.31、14 歳の時、市内土木作業現場のお茶出しに勤めていた。18 歳まで J 地区に住み、仕事に行っていた。1950 年、漁師をしていた夫（1929 生）と結婚し、K 地区に引っ越しする。巾着網[493]漁師をしつつ、いりこ製造を夫とともに行う。収入があり生活は安定していた。

1951 年、長男（現在、J 地区在住）出生する。次いで、1954 年、次男（現在、F 市在住）、1955 年、三男出生するが、死亡。1956 年、四男（現在、S 県在住）出生、1957 年、長女（現在、AB 市在住）出生した。

1951 年から 1953 年ごろ、不漁が続き、漁だけでは食べていけなかった。夫、佐賀県の炭鉱（三菱古賀山炭鉱[494]）に働きにでる。炭鉱の仕事は危険だが収入はよかった。夫、毎月、きちんと仕送りをしてくれた。No.31、他のいりこ製造を行う会社に勤める。給与はあまりなかった。夫の仕送りが家計を支えた。

三男が亡くなった。1953 年ごろ No31、体調を崩す。手に力が入らず、物を掴み難くなった。リュウマチを疑われ、その治療を行ったが、一向によくならなかった。手足のしびれ、こわばりに加え、めまいや頭痛がひどくなってきた。当時、米が買えず魚ばかり食べていた。近所や親戚の助けは一切なかった。みんな、自分のことで精一杯で頼める状況になかった。子育てに必死だった。

(4)日雇いの下降事例

①No.13(K 地区兼魚漁家 C8→日雇い Y2)、No.19(F 地区 兼魚漁家 C8→日雇い Y2)

---

[492]1 升：20Kｇ。

[493]前掲註 No.354

[494] 三菱古賀山炭鉱　佐賀県多久市にあった炭鉱。明治 23 年（1890 年）に三菱が古賀山炭鉱の経営を開始する。最盛期には従業員 1000 人を超え、年間最大炭量 53 万トンを誇った。昭和 43 年(1968 年)東部斜坑が集中豪雨で水没したことから閉山した。

No.13、1936 年、K 地区半農半漁世帯。就労は、農業はからいも栽培であり、漁業は網子として働いていた。No.13 幼少のころから漁業、農業の手伝いをしていた。15 歳の時、K 地区の網元の基で網子として働く。主に巾着網[495]、地引網を引いていた。地引網は当時 15～17 人くらいの網子で引いていた。浜は活気があり、食べるものに困らなかった。

1955 年ころから魚の獲れなくなり、猫が海に落ちたり、鳥が突然落ちてきたりするようになった。地引網も引けず、巾着網での漁もとれなくなった。次第に漁の回数も減り、生活が厳しくなった。

1959 年、チッソに抗議するためにチッソ水俣工場前で座り込みを行った。何も生活はよくならなかった。漁師仲間の紹介で、佐賀県にのり養殖へ出稼ぎに行く。また、市内の建設現場（道路建設）でも働いた。日当は安かった。網子をしていた時の半分もなかった。

2. 第 15 期（2000 年－2004 年）の下降事例の結果

(1) 団体以外の事業所常用/被用から無業の下降事例

①No.6(D 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→無業 Z2)

2002 年、縫製会社退職し、以後、年金生活。（厚生年金を受給している。）近所に畑を借り野菜作りをしている。介護保険は現在申請中である。また、水俣病認定についても申請中である。

近所づきあいはある。また、長女（会社員）AB 市内に在住しており、時々来て身の回りの世話をしてくれる。長男（国家公務員）は F 県 F 市在住しているため、頻繁に会えないが、盆、年末に帰省する。なお、No.6 は、長男の扶養家族となっている。

②No.7(C 地区団体外の事業所常用/被用 X1→無業 Z1)

2002 年、チッソを退社した後、年金生活（厚生年金）。また、水俣病認定を受けチッソからの補償金[496]を受けている。田畑の土地や、山林は所有していない。また漁業権は有していないが、動力漁船を有している。国保、厚生年金を受給している。介護保険は利用していない。日々の生活は、福祉施設に時々通ったり、水俣病の啓発活動を行ったりしている。

③No.28(団体以外の事業所常用/被用 X1→無業 Z1)

1961 年より外洋航路の船で東南アジアへ、パルプなどの輸送を行う。結婚後に内洋航路に勤務するが、水俣病の症状が現れ 1998 年希望退職。近所付き合いなく、日中の多くを自宅で妻（1947 生）と過ごす。農耕地としての田畑などは所有していない。また、漁業権、動力漁船も所有していない。社会保障は、厚生年金、医療手帳[497]を受給している。

---

[495]前掲註 No.354 参照

[496]前掲註 No.339 参照

[497]水俣病が発症した地域において、水俣病とは認定されないものの、水俣病にみられる四肢抹消優位の感覚障害を有する人に対して、医療手帳対象者としている.また、四肢抹消優位の感覚障害以外の一定の神経症状を有する人の場合は、保健手帳対象者とし、医療の機会を確保している.なお、医療手帳対象者は療養費、はり・きゅう、施術療養費、療養手当を保健手帳対

④No.13(K 地区 専業漁家 A5→無業 Z1)

No.13、1936 年、K 地区半農半漁家庭に出生する。出生当初の世帯の就労は、半農半漁。農業はからいも栽培であり、漁業は網子として働く。No.13、15 歳の時、K 地区の網元の基で網子として働く。1992 年、再認定を申請し、医療手帳の対象となる。これが最後のだと思って申請した。細々と漁は続けていたが、出漁することができず収入は激減した。2002 年、思うように体が動かせず漁ができなくなった。漁にもいかなくなる。2008 年ごろから近所に畑を借りて、野菜作り（借地）をしている。国保、国民年金を受給している。また、医療手帳[498]を受給している。近隣住民とのかかわりはあいさつ程度で、ほとんどない。

⑤No.16(L 地区 日雇い Y1→無業 Z1)

1960 年まで職を転々とするが、市内にある製材所に勤務する。1990 年、製材所を退職し、親戚のみかん栽培、野菜作りの農業を手伝う（日雇い）。2000 年以降、自宅で一人暮らし。年金生活をしている。日中は自宅で過ごすことが多い。時々公共施設で手芸や習字などレクリエーションをするために利用している。田畑や山林の土地は所有していない。また、漁業権ならびに、漁船も所有していない。社会保障は、国保、国民年金を受給しているが、介護保険は利用していない。この他に、医療手帳を取得している。また、一時金 260 万円を受け取っている。公共施設に行くと友達はいるが近所にはいない。話し相手が欲しい。

⑥No.22(N 地区 専業農家 B2→無業 Z1)

市内にあるディサービスを週 2 回利用している。要介護認定は要介護度 2 を受けている。農耕地の土地を田 8 アール、畑 5 アール、山林約 10 アールを所有している。漁業権や漁船は有していない。社会保障は、国保、厚生年金を受給している。水俣病認定がされており、チッソからの補償を受けている。（ランクは不明）長男 N 地区に在住し会社員である。No.22 と同居はしていない。

⑦No.24(J 地区、日雇い世帯員被用 Y4→無業 Z2)

1962 年、B 市にある食堂に勤務するが、体調の悪化で退職する。1973 年ごろかスーパーマーケットや、清掃のパート勤務をするが、手足のしびれ、頭痛、めまい、耳鳴りがひどくなり、2002 年にパート勤めを辞める。No.24（1937 生）、夫（1930 生）と 2 人暮らし。2013 年より、福祉センターに通っている。近所付き合いはなく、夫と過ごすことが多い。時々、娘が来てくれる。農耕地としての田畑は所有していない。また、田畑も借りていない。また、漁業権や漁船も所有していない。社会保障は国保、厚生年金を受給している。また、この他に医療手帳を受給している。

第 5 節　非漁家の下降特性

これより、第 6 期（1955 年－1959 年）、第 15 期(2010 年－2014 年)に下降が激しく生じたケースの特性を検討する。

象者は、はり・きゅう、施術療養費等が支給。

[498]前掲註 No.405 参照

1.第 6 期（1955 年－1959 年）第 15 期(2010 年－2014 年)の下降特性

商的自営業に下降した No.5(I 地区 商業サービス業 T2→商的自営業 V2)は、韓国で時計店を営んでいたが帰国し、その後、時計の修理業をしつつ、農業、漁業に従事し、労働生活を変異させた。しかし、世帯主が水俣病を発症し働くことができなくなり、そして、家族が次々と死亡すると、生計の担い手は妻となった。妻は、生活構造の労働生活を行商に変異させ下降した。なお、本事例で特筆すべき点は、世帯主や家族構成員に対する介護と家事労働の負荷を妻(女性)にかかっていることである。

兼業漁家に下降した No.22(N 地区 専業農家 B4→兼業漁家 C4)の生家は、代々続く農家だったが、結婚して漁家階層に移動する。夫、漁業を行いつつ、いりこ製造会社を経営していたが、生産の場の破壊と流通市場の停止から、労働の再生産が得られず、消費活動が営めないことから、生活構造の変異を迫られる。農協の進めからみかん栽培をはじめ、労働生活を変異させ下降した。

兼業世帯主常用/兼業世帯員被用に下降した No.26(K 地区 兼魚漁家 C6→兼業世帯主常用/兼業世帯員被用 Q2)は、世帯は半農半漁を主としていたが、多子であることから窮乏化に直面していた。家族総出で働き、消費分を補完するために、労働力の再生産を高め窮乏化を防いでいた。

一方、 **No.31**(K 地区 専業漁家 A8→兼業世帯主日雇い O4)、も同様に多子家族であることから窮乏化に直面した。その後、巾着網漁、いりこ製造漁家と結婚することから生活構造は安定する。しかし、生産の場、流通市場の停止によって、労働力の再生産、消費活動が停滞することから、被用者階層に下降する。

日雇いの下降した No.13(K 地区兼魚漁家 C8→日雇い Y2)、**No.19**(F 地区 兼魚漁家 C8→日雇い Y2)は、半農半漁の世帯であったが、生産の場の破壊から漁業収入を得られなくなり生活が困窮する。農業収入だけでは、消費生活ができないことから、労働生活を変異させ日雇い労働者となり下降した。

団体以外の事業所常用/被用から**無業に下降した No.6**(D 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→無業 Z2)、**No.7**(C 地区団体外の事業所常用/被用 X1→無業 Z1)、**No.28**(J 地区 団体以外の事業所常用/被用 X1→無業 Z1)、**No.13**(K 地区 専業漁家 A5→無業 Z1)、**No.16**(L 地区 日雇い Y1→無業 Z1)、**No.22**(N 地区 専業農家 B2→無業 Z1) 、**No.24**(J 地区、日雇い世帯員被用 Y4→無業 Z2)**は**、高齢であることから離職し、無業となっていた。なお、7 ケースの平均年齢は、**76.7 歳**(2014 年時点：表 4－3 より算出)である。このうち、最高齢 88 歳は、最小齢 69 歳であり、厚生年金受給者または、国民年金受給者であった。この他、社会保障の他に医療手帳ならびに一時金 260 万円を受給している。階層下降は生じているが、窮乏化を社会保障制度によって回避している。

このように非漁家の第 6 期（1955 年－1959 年）、第 15 期(2010 年－2014 年)の下降特性に関する共通性は 4 点である。

第 1 に、No.22、No.26、No.31 はチッソによる海洋資源（生産の場）の破壊、そして、魚介類を売買する流通市場の停止は、労働の停止を意味し、無動力漁船で漁を行う漁家は階層移動を迫られた。

第 2 に No.31 のように、貧困原因とされる多産であり大家族であることが、階層落層、階層転落を伴う下降を誘発していた。

第 3 に、生活構造の③労働力の再生産、④消費活動を補完することができず、家族の仕送り援助が得られない場合、下降が生じている。

第 4 に、高齢となり年金受給者になることによって下降した。世帯員数の減少が、下降に作用していると考えられる。

第 6 節　非漁家階層の上昇類型

非漁家の上昇する特性として、先に示した表 4－14、表 4－15 にあるように、調整済み標準化残差が正の値で、両側 p 値が 0.05 未満となった時期は、公害後期と位置付けた、第 11 期(1980 年－1984 年)、第 14 期(1995 年－1999 年)に有意差を確認できる。

上昇したケースは上記時期以外にも確認できるが、第 11 期(1980 年－1984 年)、第 14 期(1995 年－1999 年)に集中していることが確認できる。上昇した時期を第 11 期(1980 年－1984 年)に限ってとらえてみると、上昇の生じたケースは 5 ケース[499]確認することができ、このうち、No.19(F 地区 W1)、No.26(K 地区 C6) を除く 3 ケースが階層間における上昇を果たしていた。

また、第 14 期（1995 年－1999 年）をとらえると、第 11 期(1980 年－1984 年)と同様に、上昇は 5 ケース[500]確認することができ、No.8(F 地区 Z1)、No.16(L 地区 Y1)、No.28(J 地区 X1) を除く 2 ケースが階層間で上昇していた。

上昇が生じた非漁家は、次のように生活構造を変形変異させ職業階層に移動していた。

1.第 11 期（1980 年－1984 年）における階層の類型化

イ.団体職員

No.17(M 地区　日雇い Y2→団体職員 W2)、No.19(F 地区、団体職員 W2→団体職員 W1)

ロ.工業自営業

No.23（L 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→工業自営業 S2）

ハ.兼業漁家

No.26(K 地区、兼業世帯主日雇い O4→兼業漁家 C6)

ニ.専業農家

No.33(N 地区、専業農家 B4→専業農家 B3)

以上、専業漁家から **5 つの職業階層**に移動していた。そして、第 14 期には、生活構造を次のように、変異させ階層を上昇させていた。

---

[499]No.17(M 地区 W2)、No.19(F 地区 W1)、No.23(L 地区 S2)、No.26(K 地区 C6)、No.33(N 地区 B3)

[500]上昇を果たしたケースは、No.8(F 地区 Z1)、No.13(K 地区 A5)、No.16(L 地区 Y1)、No.17(M 地区 W1)、No.28(J 地区 X1)を確認することができる。

2.第 14 期（1995 年－1999 年）における階層の類型化

イ．専業漁家

No.13(K 地区、専業漁家 A6→専業漁家 A5)

ロ．団体以外の事業所常用/被用

No.28(J 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→団体以外の事業所常用/被用 X1)

ハ.無業

No.8(F 地区、無業 Z2→無業 Z1)

ニ.日雇い

No.16(L 地区、日雇い Y2→日雇い Y1)

このように第 14 期において、4 つの職業階層が確認でき、専業漁家、団体以外の事業所常用/被用、、無業、日雇いの職業階層に変容していた。

第 7 節　非漁家階層の上昇結果

第 11 期（1980 年－1984 年）に、非漁家の階層がいかに上昇したのか、これより階層毎に事例を提示する。

1.第 11 期（1980 年－1984 年）の上昇事例

(1)団体職員上昇事例

①No.17(M 地区 日雇い Y2→団体職員 W2)

1975 年、24 歳の時チッソ下請け会社を退職し、以後、叔母の紹介で反農連に加入する農家の手伝いをする。温州ミカン栽培を行う。1980 年、親戚の紹介で自力更生的に組織化された団体職員となる。野菜の栽培など行っていた。収入は少なかったが、仕事を休みながらでき、安心して働くことができた。周囲に気を遣うことをしなくてよかった。

②No.19(F 地区、団体職員 W2→団体職員 W1)

1977 年、父、当時農場を転々としていたが、仕事を辞め団体職員となる。水俣病の啓発活動を行う。また、農業も兼務する生活だった。補償金の一部を内発的に形成された団体の運営に使ったと聞いている[501]。このころ、母は依然として寝たきり状態で、自宅で介護が続いた。母方の親戚が介護していた。

1980 年、母方の親戚も高齢となり援助を受けることが困難となってきた。だが、自宅で介護を続けた。ときどき市外の福祉施設を利用していた。

(2)工業自営業事例

①No.23（L 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→工業自営業 S2）

1970 年、チッソ子会社に転勤となる。1973 年、水俣病被害者支援活動を始める。同時に、環境問題に取り組むようになる。1978 年、親戚が水俣病申請を行い認定される。1983

501金額は不明。

年、チッソを退職し、仕事仲間と一緒に（電気会社）起業する。起業に至っては退職金と銀行からお金を借り、機材の選定、搬入、設置すべて自分たちで行った。

(3)兼業漁家事例

①No.26（K 地区、兼業世帯主日雇い O4→兼業漁家 C6）

1978 年、知人の勧めもあって水俣病認定の申請を行うが棄却される。1985 年、次男が養殖業を引き継ぐ。No.26 打たせ網を主に行うが、1985 年より寝込むことが多くなり体調悪くなる。打たせ網や出稼ぎにでることができなくなってきた。冬場は次男とともに養殖業を営む。次男の生活は安定していたがと思う。No.26 農耕地としての土地は所有していないが、近所で畑を借り自宅で食べる野菜作りをしている。

(4)専業農家事例

①No.33(N 地区、専業農家 B4→専業農家 B3)

1976 年、No.33、夫ともに水俣病の認定申請を行う。同時に子どもも申請を行った。1979 年、水俣病の認定を受けることとなり補償を受ける[502]。1976 年、長男が農業を引き継ぐと同時に、長男夫婦と同居する。

第 11 期（1980 年－1984 年）に上昇がどのように進行したのか追跡してきた。これより、第 14 期（1995 年－1999 年）に上昇したケースを職業階層毎に検討する。

2.第 14 期（1995 年－1999 年）の上昇事例

(1)専業漁家の事例

①No.13(K 地区、専業漁家 A6→専業漁家 A5)

1975 年、借金をして漁業を独立し、動力漁船を購入した。漁場は長島沖、牛深に行って鯛などの一本釣りを行っていた。水俣湾近海での操業は禁止[503]されていたためできなかった。密かに禁止区域で釣っていた漁師もいたが、自分は釣らなかった。

1970 年以降、次第に体調が悪くなり水俣病の症状を疑うようになる。生活も苦しいことから、水俣病の申請をしようと思ったが、このときしなかった。地域のいじめがひどかった。あいさつしても返事がなかったり、日用品を貸してもらえなかったり、また、水俣病を申請している者を悪くいうようになっていた。自分もいじめられるのではないかと思い怖くて水俣病の申請ができなった。

1989 年水俣病症状としてのカラス曲がり、耳鳴り、頭痛がひどく漁が思うようにできなくなり、自覚するようになる。漁はもう無理だとおもうようになった。水俣病認定を申請するが棄却される。再度、水俣病の認定を受けたいと思い申請するが、棄却される。生活費がなく苦しかった。1992 年、再認定を申請し、医療手帳の対象となる。これが最後のだ

---

[502]補償金額不明。

[503]1960 年、7 月、水俣漁協は水俣地先 1000m 以内の漁獲禁止区域を設定し漁獲を自主規制した。また、1975 年 4 月 1 日水俣市漁業協同組合は水俣湾内の操業を禁止した。

と思って申請した。細々と漁は続けていたが、出漁することができず収入は激減した。

(2) 団体以外の事業所常用/被用の事例

①No.28(J 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→団体以外の事業所常用/被用 X1)

1973 年に、内洋航路の船員となり、関西電力の火力燃料のための石炭運搬を行った。航路は神戸、大阪、東京、博多、大牟田、門司間を航行した。内洋航路となったが、自宅に帰ることは数日しかなかった。健康への不安はあったが、毎日が忙しかった。作業中、カラス曲がりが起こることがたびたびあったが、仕事仲間にはずっと症状のことを隠していた。J 地区においても水俣病を奇病として扱われ、住民の間で差別、偏見があったようだ。ただ、No.28 は輸送船での生活が長いため、差別、偏見を感じることはなかったという。しかし、No.28 が水俣病とわかったとき、妻や子どもたちに影響がないか心配だった。

1990 年、水俣病の症状が頻繁に出てくる。カラス曲がりは朝頻繁に起こる。また、視野狭窄が起こるようになり、手足のしびれが現れるようになった。

1995 年、医療手帳と一時金[504]を受給する。1998 年、海運会社を希望退職した。定年まで働きたかったが、手足のしびれ、視野狭窄、頭痛がひどくなり、これ以上は海の仕事はできないと思った。海の仕事をずっとしたかった。

(3)無業上昇の事例

①No.8(F 地区、無業 Z2→無業 Z1)

1973 年、高校を卒業と同時に、東京へ働きにでるが、体調不良のため仕事が長続きせず、職を転々と替わる。1973 年から 1975 年の 3 年間に 4 回以上替わった。1990 年、父死亡。このとき、No.8 さらに体調が悪化する。耳鳴り、頭痛、カラス曲がりの症状が日常的に起こり、水俣病の症状が頻繁に起こるようになる。坂道の途中に自宅はあるが荷物をもって上がれない。また、バスの昇降際、転倒するのではないかと思い怖く、病院への受診時には付き添いが必要な状況となった。この頃より、生活の不安がひどく感じられるようになってきた。日々の生活費は、僅かではあるが夫の仕送りで生計を立てる。1995 年、障害者手帳を取得する。そして、2004 年、母が死亡した。

(4)日雇い

①No.16(L 地区、日雇い Y2→日雇い Y1)

1975 年、水俣病の認定を申請するが棄却される。再度申請するが棄却される。水俣病訴訟、救済活動は続けた。1990 年、製材所を退職し、親戚のみかん栽培、野菜作りの農業を手伝う。(毎日ではない。)農業収入は小遣い程度であり、75 歳くらいまで手伝いにいてい

---

[504] 1995 年、被害者団体、熊本県、関係省庁など関係者間の調整が進み、9 月 28 日関係者の意見を踏まえ、与党 3 党による水俣病問題について最終解決が提示され 12 月までに関係当事者間で合意.原因企業は救済対象者に一時金 260 万円を支払うなど基本的な考えが提示された。

た。1995 年、一時金 260 万円[505]を受け取る。2000 年以降、年金生活をしている。

第 8 節　非漁家の上昇特性

これより、第 11 期（1980 年－1984 年）、第 14 期(1995 年－1999 年)に上昇したケースの特性を検討する。

1.第 11 期（1980 年－1984 年）、第 14 期(1995 年－1999 年)の上昇ケース特性

団体職員に上昇した No.17(M 地区 日雇い Y2→団体職員 W2) は、農業の手伝いなど日雇いであったが、労働生活を変異させ内発的に組織化された団体職員となる。一方、**No.19** においては、漁業を辞め内発的発展によって形成された団体職員となり、補償金を得て生活構造を変えることなく階層内で上昇を果たす。

工業自営業に上昇した No.23(L 地区､団体以外の事業所常用/被用 X2→工業自営業 S2) は、会社(チッソ）を退職し、仕事仲間と電気会社を起業する。生活構造の労働生活を変異させ、新たな階層を水俣病多発地域内で創出した。

兼業漁家事に上昇した No.26(K 地区、兼業世帯主日雇い O4→兼業漁家 C6)、兼業世帯主日雇いとして、漁業や出稼ぎを行っていたが、水俣病によって健康被害が生じた。疾病により、労働生活を変異させるとともに、家族の稼働力を得て養殖業を営み階層を上昇させる。また、田畑を借受け自宅で食べる分の野菜をつくり、消費活動を抑制しすることから、労働生活、労働力消費、労働力再生産、消費活動のバランスを保った。

専業農家に上昇した、No.33(N 地区、専業農家 B4→専業農家 B3)は、職業階層を専業農家で安定的に推移し、第 11 期(1980 年－1984 年)に企業補償を受けることによって、専業農家から階層内で上昇を果たした。No.33 は階層移動が 1 回のみと少ない。経営耕地となる資本を有するなど貯蓄・資産を持ち、なおかつ、家族の稼働力あることが安定的推移につながった。

専業漁家の上昇特性として、No.28(J 地区、団体以外の事業所常用/被用 X2→団体以外の事業所常用/被用 X1) は、No.13 と同様に 1990 年代、体調を悪化させるが、企業補償(医療手帳、一時金)を得ることによって階層内で上昇する。しかし、1990 年代末に体調悪化のため希望退職した後、第 15 期(2000 年－2004 年)に無業となる。生活構造を変異させることなく推移したが、健康の悪化から後に、階層移動を強いられる。

無業の上昇特性として No.8(F 地区、無業 Z2→無業 Z1)は、生活構造は変異させず、第 14 期(1995 年－1999 年)に、障害者手帳を取得し階層内上昇を果たす。だが、階層内で生活構造は上昇するも、夫、千葉県で働きいているため単身での生活に不安を感じている。

日雇いの特性として、No.16(L 地区、日雇い Y2→日雇い Y1)は、製材所を退職後、親戚の農業を手伝うなどして生活していた。主に年金が主であったが、第 14 期(1995 年－1999 年)に一時金を受給して階層内であるが上昇する。

このように非漁家の第 11 期（1980 年－1984 年）、第 14 期(1995 年－1999 年)におけ

---

[505]前掲註 No.364 参照

る上昇したケース特性に関する共通性は以下の通りである。

第 1 に、家族の稼働力によって階層を上昇させた。

第 2 に、企業補償や社会保障の受給によって、階層内ではあるが上昇した。また、企業補償や社会保障を得ることによって、階層は安定的に推移する。

第 3 に、共通的とはいえないが、No.23 のように起業し新たな階層を創出するという試みは、漁家層で示した No.35 の水俣病被害者団体に参加し、生活構造を変異させたケースと類似する。

第 9 節　考察

非漁家の階層下降は、公害発生期と位置付けた第 6 期(1955 年－1959 年)のほかに、もやい直し期第 15 期（2000 年－2004 年）に生じていた。非漁家においても漁家と同様に、第 6 期(1955 年－1959 年)に下降が生じるが、その後、機能集団（チッソまたは、チッソ関連企業）に吸収され被用者や日雇いになるなどして下降は生じていない。こうした機能集団への吸収は、地方法公共団体が講じた一般失業対策が働いたとも考えられる。

ところで、上昇は、環境対策期と位置付けた第 11 期(1980 年－1984 年)、もやい直し期とした第 14 期(1995 年－1999 年)であった。概ね階層移動が安定的に推移していた状態から、階層内上昇を果たしている。貯蓄・資産を持ち上昇していることも確認できるが、企業補償を得て上昇しているケースを確認できる。このことから、篭山が指摘する貧困層の条件のうち、労働保障、社会保障の有無が要因していると考えられる。

一方、第 6 期(1955 年－1959 年)、第 7 期(1960 年－1964 年)に生じた下降事例、ならびに、第 9 期(1970 年－1974 年)、第 10 期(1975 年－1979 年)に見られた上昇事例を概観してきた。4 つの時期区分毎の階層移動を俯瞰すると表 6－5 のように示すことができる。これを 4 つ時期区分と階層移動が共通するパターンがあるのかをとらえると、No.5、No.26 の第 6 期(1955 年－1964 年)△下降が共通する。第 6 期(1955 年－1964 年)に No.5、No.26 の生じた△下降は、窮乏化が原因とされる世帯員の死亡、多子が要因であった。篭山が示したシエマ図の①労働生活、②労働力消費、③労働力の再生産、④消費活動のバランスが崩れ、生活構造は不安定な状況であったと思われる。その他をみると、共通するケースは確認できないことから、階層移動数に有意差を確認できた第 14 期(1995 年－1999 年)、15 期(2000 年－2004 年)に焦点をあてると、No.13、No.16、No.28 の 3 ケースが◎上昇→△下降で共通していた。第 14 期(1995 年－1999 年)、15 期(2000 年－2004 年)に示したケースは、企業補償を得て上昇し、第 15 期に(2000 年－2004 年)に年金生活となり下降している。

また、非漁家の上昇、下降の特徴として、16 ケース中、9 ケースが企業補償または社会保障を受給している点である。企業補償を受けているケースは 8 ケースうち、5 ケースが補償を得た後、4 期以上(20 年以上)、安定的に推移している。先に示した表 6－3 にあるように、非漁家の平均移動回数は 4.0 回であり、調査対象区間である 84 年を平均移動回数で除すると約 21.5 年となる。時期区分は 1 期を 5 年区切りとしていることから、これを 20 年以上、同一の生活構造が維持されたとすれば、安定的に推移したと考えることができ

よう。表 6－6 に示した 16 ケース中、10 ケースが 20 年以上階層変動なく生活構造が安定している。とりわけ、16 ケース中、8 ケースが企業補償を得て、生活構造を安定化させていた。

なお、上記ケースのうち、No.35 は第 9 期(1970 年－1974 年)に企業補償を取得し、その後、第 10 期(1975 年－1979 年)に職業階層を団体職員世帯主である W1 に移動を果たし、同一階層を 15 年推移した。そして、第 13 期(1990 年－1994 年)以降生活構造を変異させ専業農家　に階層移動し、4 期以上(20 年)安定的に推移している。No.35 の注目すべき点は、上記に示した安定的推移とはやや言い難いが、第 10 期に(1975 年－1979 年)に団体職員世帯主に移動していることである。No .35 が第 10 期(1975 年－1979 年)に移動した階層は、水俣病被害者の生活支援を行うために設立された団体である。1950 年代後半より、熊本県、水俣市は、困窮する漁家に対して失業対策を講じる一方で、水俣病被害者自ら、また、支援者らによって作られた団体が、漁家の生活構造を支えた点は注目される。

△:下降　◎:上昇　非漁家の下降、上昇パターン　表6－6

年代・時期 / No./地区	6期	11期	14期	15期	備考
No.5　I地区	△				※
No.6　D地区				△	※
No.7　C地区	△ →	→	→	△	企業補償有下降※
No.8　F地区			◎		社会保障有上昇※
No.13　K地区	△ →	→	◎ →	△	企業補償有上昇・下降
No.16　L地区			◎ →	△	企業補償有下降※
No.17　M地区		◎ →	◎		企業補償有上昇※☆
No.19　F地区	△ →	◎ →	△		企業補償有上昇・下降☆
No.21　I地区					
No.22　N地区	△ →	△ →	→	△	企業補償有下降・下降※
No.23　L地区		◎			※☆
No.24　J地区	◎ →	→	→	△	※
No.26　K地区	△				
No.28　J地区	◎ →	→	◎ →	△	企業補償有上昇・下降
No.31　K地区	△ →	→	→	◎	
No.33　N地区					企業補償有上昇※

※:第6期、または第11期,第14期以降、生活構造は安定し20年以上階層変動がない.

☆:企業補償を得た後、内発的な団体に入職、または自力更生的な団体に参加し、生活構造を維持.

第 10 節　小括

以上、非漁家の事例を上昇、下降の状況と、その特性ならびの共通性を検討してきた。漁家と同様に、公害によって絶えず窮乏化の圧力が非漁家世帯に加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から階層移動が生じていた。また、貧困原因とされる疾病、死亡、多子、公害、事業不振、流通市場の停止などが生じることによって、階層移動に直面していた。非漁家のケースにおいても、篭山が示す生活構造のシエマ図の①労働生活、②労働力消費、③労働の再生産、④消費活動がバランスを崩し、労働力の再生産に対して影響を与えていた。とりわけ、労働力の消費が不能になるということは、貯蓄・資産、家族の稼働力、家族の仕送り援助、労働条件の保障、社会保障(企業補償)のいずれかを活用しなければならない。これらのうちどれも活用することができないということは階層を維持できないばかりか、窮乏化に直面し貧困層に転落することを意味している。

漁家層でも論じたが、生活構造のシエマ図の左半分は職業の場で使用される側面であり、右半分は家族の生活の場で使用される側面を示している。これら 2 つの側面が循環し、バランスを崩すと生活構造の不安定化が発生し、そして、貧困条件を克服する機能を持たなければ、窮乏化に直面する。窮乏化に直面した世帯は、生活構造を変異させ、機能集団へ

吸収されるなどして、生活の安定化が目指されていた。なお、受苦を強いられた水俣病多発地域において、自立更生を試み、また、近代に抵抗する内発的な団体への参加は、地域創生を考える上で示唆を与えるケースと言える。

以上のように非漁家における生活保障システムは、漁家同様にミクロのレベルとしての家族や企業の代替的な補償が生活構造に接合して、階層上昇を誘発させた。また、非漁家の特性として、コミュニティや協同的な団体など、大沢のいう生活保障システム(2007)のうちメゾレベルが機能していたと考えられる。これらは、第 1 章において、漁家の話として紹介したが、漁家集落全体が親戚の集まりのようで、漁の無いときは、「今日はあんた家(ゲ)ん、畑ば掘ろうか」「次はあんたん家（ゲ)」と、みんなで助け合いながら暮らしていたという。そして、家々には鍵がかかっておらず、「ひだるか（ひもじい)」といえば、どこの家でも食べ物を食べさせてくれるという。集落全体が「家族」のようで互いに助け合い、つながっていたと論じたが、地域とのつながり（接続されている）がある場合、窮乏化には陥り難いと考えられる。

第 7 章　水俣病被害者支援団体と福祉的就労

これまで、第 5 章、漁家の階層移動ならびに、第 6 章、非漁家の階層移動に関する事例を提示し、下降、上昇の要因を検討してきた。本章は、これら 2 つの章で例示した事象と各章の論述をもとに、生活構造の安定したケースを考究する。また、第 2 章でも論じたが不知火海沿岸部の生活が不安定化するなか、自力更生的を目指す内発的な団体が形成された。内発的な団体がいかに水俣病被害者の防貧対策として寄与したのかを検討する。これらに加えて、水俣病多発地域では、グローバル化が進み産業構造が大きく変容するなか、新たな内発的な団体が形成されている。こうした団体の実践は、水俣病被害者の生活を支えるばかりか、地域住民の暮らしを支えるまでに発展している。そして、内発的な団体の形成は、地域産業を創出し、あらたな雇用を生み出す力となっている。

以上、本章は、生活構造の安定したケースを考究する一方で、自力更生的に誕生した内発的な団体の可能性について検討する。

第 1 節生活構造の安定化

漁家の階層移動は、第 1 期から(1930 年－1934 年）から第 6 期（1955 年－1959 年）まで、比較的安定的に推移していた。一方、非漁家においても同時期に下降、上昇しているケースも一部散見できるが、概ね階層移動は変動なく推移していた。

漁家、非漁家ともに階層移動が著しく生じたケースを確認できる第 6 期（1955 年－1959 年）、第 7 期(1960 年－1964 年)を中心に、4 期以上(20 年以上)変動なく推移したケースは、No.29(K 地区)、No.22(N 地区)、No.20(J 地区)、No.30(O 地区)の 4 ケースを確認することができる。4 つのケースの階層移動をとらえると次のように推移していた。なお、階層移動を分析する前に、No.22、No.29 の事例の概要を示し、その後、No.20(J 地区)、No.30(O 地区)を例示する。

(1)事例の概要 1

①No.22(N 地区)の事例の概要　(表 7－1)

No.22(N 地区)、1932 年、N 地区に出生する。生家は代々続く農家であった。米やからいもを作っていた。N 地区では何百キロとからいもを作っていた。幼少のころから家の手伝いをすることが日課であった。1957 年、18 歳年の離れた夫（1914 生）と結婚する。夫、小さな農地を持ち、カライモ作りをしていた。また、自営で 4 つのいりこ製造場を持っていた。

1957 年ごろ、地域の主要な産業は漁業であった。いりこ漁は船を使っていたが、このころから地引網に変わっていた。だが、いりこが獲れず、どの世帯も家計は赤字だった。

水俣病の問題でいりこが全く売れなくなった。いりこを作っても買い手が自然といなくなった。このころ、農協からの勧めを受けみかん栽培を始めるが、食べて行けず半農半漁の生活が続いた(伝馬船)。みかん畑を買うため、土地の購入資金を農協で借りた。みかんの栽培には軌道に乗せるのに時間がかかった。裏年、表年があり、みかんの収穫にバラつきがあった。収益が得られるようになるのに相当な時間がかかったように思う。漁で食べられないときは、夫出稼ぎに出かけた。佐賀方面に出ていた。出稼ぎの仕事は、建設現場

やのり養殖に出ていた。みかんが収穫できるようになると、みかん栽培で生活費をつないだ。

1960 年、長男出生する。このころより、No.22 体調悪くなる。（出稼ぎは続く）体調が悪いのは、出産したからだと思っていた。だが、体調は回復せず、寝たり、起きたりの生活が続いた。栄養のあるものをと言って、夫、魚を食べさせてくれた。子どもを育てなければならなかったため早く治したかった。しかし、めまいやふらつき、頭痛がひどくなった。体調が悪いなか、いりこの天日し、漁の手伝いをしていた。夫も、頭痛、ふらつき、手足のしびれがひどく、漁に出られない時があった。

1970 年ごろ水俣病の原因がチッソと言われるようになり、訴訟を起こす人が出てきた。しかし、訴訟を起こす人は、地域から大変な差別を受けるようになる。差別を恐れて訴訟をためらう人、街を離れる人がたくさんいた。

1975 年、日に日に体調が悪くなり、生活していけないことから水俣病の救済を受けたいと思った。だれかに勧められたからではなく、自分たちの生活を守るため、水俣病認定の申請を行った。当時、長く漁ができず生活はかなり困窮していた。実家に援助を求めたが、水俣病を嫌い助けてもらえなかった。米を買うことができず、やむにやまれず毎日、魚を食べていた。食べるものがなかった。

1976 年、No22(N 地区)、夫ともに水俣病認定を認定され、補償金を受ける。（認定額やランクは不明）1980 年、農作業ができず、少しでも収入を得るため農協に就職する。

1983 年、夫、糖尿病、感覚障害激しく寝たきりとなり、仕事(農協)を退職して夫の介護がはじまる。主な仕事は畑仕事とみかん栽培となる。1987 年、夫死亡。1 人で畑仕事を行うことになる。だが、みかん栽培だけは、人に頼むことにした。山を登ったり、下りたりできなかった。また、収穫したみかんが重く運べなかった。加えて、同時期、漁を辞める。もう昔のような海ではなく、漁業権も放棄した。漁業権を持っていても仕方がなかった。農業収入の方が安定していた。

2000 年、体調不良から、みかん栽培を辞める。みかん山を他の人に貸した。2013 年、デイサービスを利用する。友人は多いが、近所付き合いはない。

調査世帯NO.22　　表7-1

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.22	1932 N地区出生 農家家庭（カライモ）	1957 結婚	1960 体調不良			1975 申請 1976 水俣病認定	1980 長崎刑務 1983 夫介護 農協退職	1987 一人で畑仕事を行う 酒をやめる、酒業種放業			2000 みかん栽培辞める みかん山を他の人に貸している		2013 デイサービスを利用する。
夫		1914生 農家 カライモ作り主				1975 申請 1976 水俣病認定	1983 畑仕事と みかん栽培を行う	1987 夫死亡					
長男		半農半漁となる	1960生 長男		N地区在住 会社員								
階層コード	B4	C4	C4	C4	C4	C3	G5	B3	B3	B3	Z1	Z1	Z1
田	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a
畑	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a
山林	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a	10a
酒業種	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況
1国民年 2厚生年金 介護保険利用あり、要介護2
水俣病認定補償内容不明

ケースNo.22　階層移動グラフ

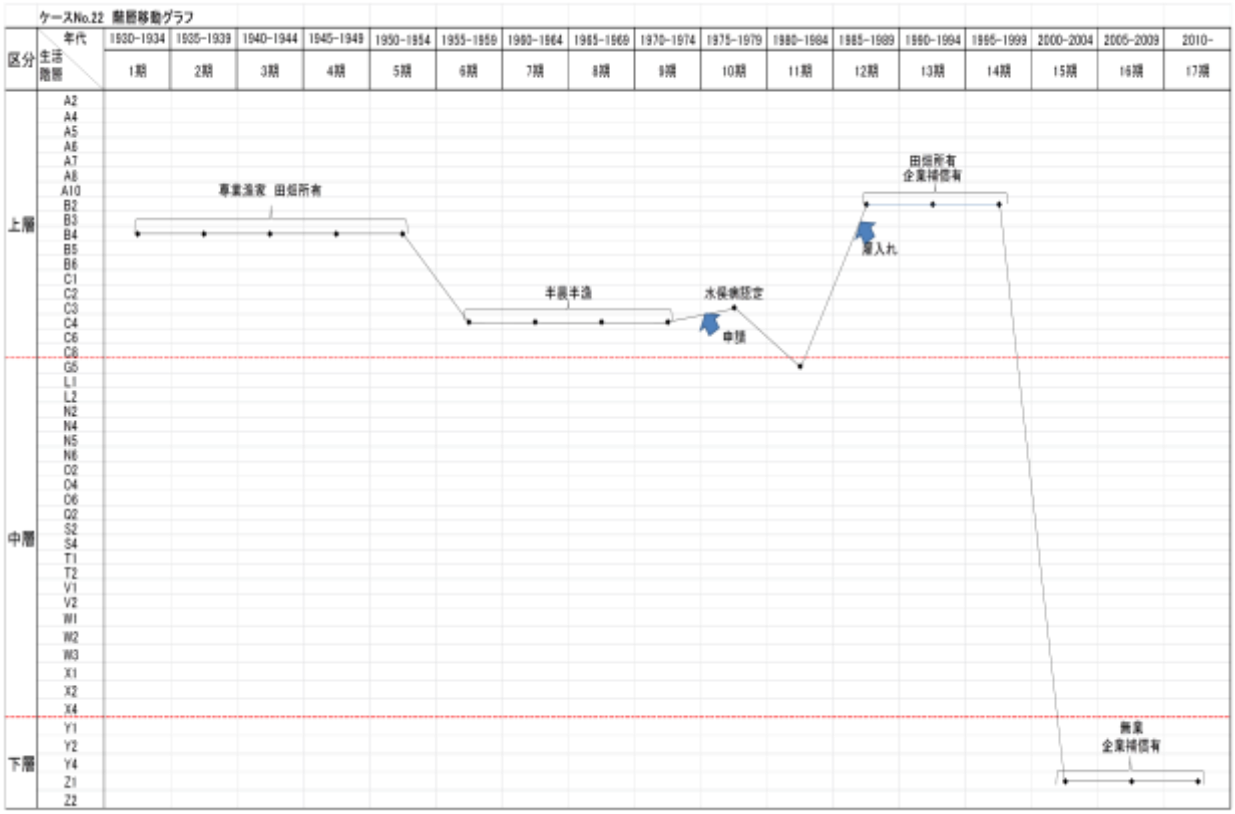

②No.29(K 地区)の事例の概要(表 7－2)

1942 年 K 地区、巾着網漁を行う網元家庭に出生する。4 人兄弟の二男として出生。1957 年、巾着網、1 本釣り（鯛）を実家の手伝いとして行う。また、1950 年、実家、いりこ製造工場を営む。漁業の他に、近くの畑を借りて、麦、カライモを栽培していた。主食は、魚とイモを毎日食べていた。

1957 年ごろ、突然、カラス曲り、頭痛、耳鳴りがひどくなる。網が引けなかったり、糸がたぐり寄せられなかったりして、手伝いに不安を感じた。当時を振り返ると近所付き合いは良好だった。みんなで助け合っていた。

1959 年、18 歳になる時に家族の資金援助を受け独立し、ごち網漁、打た瀬網漁、蛸壺、一本釣、手振り網(鯛)など様々な漁を行うが不漁が続いた。網子を数名雇ったときもあった。

1960 年、実家が近所の農地を購入し、No.29(K 地区)も仕事を手伝うようになる。半農半漁となった。だが、農業は軌道に乗らず収穫できるほどではなかった。No.29(K 地区)、不漁が続き、さらに体調も悪かったことから、海での生活は難しいと思うようになった。実家がみかん栽培をはじめることになったことから、栽培を手伝うようになる。1960 年、近所付き合いはこのころすでに無くなっていた。

1965 年、妻と結婚する。耳鳴り、頭痛がひどく、また、手に力が入らなかったことから、長時間漁にでることができなかった。漁は辞めたくなかった。実家の支援（借金）を受け、鯛の養殖業を家族だけで始めるようになる。

1966 年、長女（現在 AB 市在住）出生。

1968 年、長男（現在 K 地区在住）出生、1969 年、次女（現在 T 県在住）出生する。

1969 年、鯛養殖のエサ代など、維持管理費が高騰したことから廃業し、多額の借金が残った。夏場は魚の卸業、冬場は佐賀県にのり養殖業へ出稼ぎに行っていた。また、岡山県、兵庫県の建設業に行くこともあった。出稼ぎの収入はよかった。

1976 年、水俣病認定を申請、棄却される。いわし漁を続けてはいたが、魚の小売りの仕事が主となる。また、みかん山を整備して家族で栽培をするようになる。みかんが安定的に収穫できるようになると収入も安定し、漁が不漁でも生活ができた。

1992 年、医療手帳を受給する。医療手帳を受給する頃から、体の不調が著しかった。治療費が支給されたことで家計は助かった。

調査世帯NO.29　　表7-2

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.29	1942 K地区出生 漁師:網元 (巾着網:イワシ) イワシ製造工場を営む 4人兄弟 次男	1957 巾着網、 手ぶり網(餌) 実家の手伝 畑を借りる	1959 独立 ごち網 打瀬網 網子を雇う みかん栽培を始める 半農半漁	1965 結婚 養入をして 網養殖開業 1966 1968 1969 出生 網養殖廃業 夏:魚卸業 冬:出稼ぎ 建設業	1972 出稼ぎ止 K地区で漁師 魚小売り業 みかん栽培 休業	1978年 申請 業部 イワシ漁 魚の小売り業主 みかん山を整備 家族で栽培			1982 医療手帳			2007 K地区漁師 自宅で過ごす イワシ漁を行う 魚小売り業 息子に跡を譲る 部業は手伝う	2013
妻			1944生	妻	魚小売り	みかん栽培	申請 業部 みかん山を整備 家族で栽培					2007 部業は 手伝う	2013 自宅で過ごす 畑仕事
長女				1966生 長女		AB市在住							
長男				1968生 長男 K地区在住				1986 高校卒 漁師 イワシ漁 部業手伝う				2007 魚小売り業	
次女				1969生 次女		T県在住							
階層コード	A4, S2	A4	C2	C2	O2	C2	C2	C2	C1	C1	C1	V1	V1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a	5a
山林	なし	なし	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a	20a
漁業権	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり
労働力人員				2	2	2	2	3	3	3	3	2	1
家族人員				5	5	5	5	5	4	3	3	2	2

社会保障の状況
1.国保 2.国民年金
3.医療手帳

ケースNo.29　階層移動グラフ

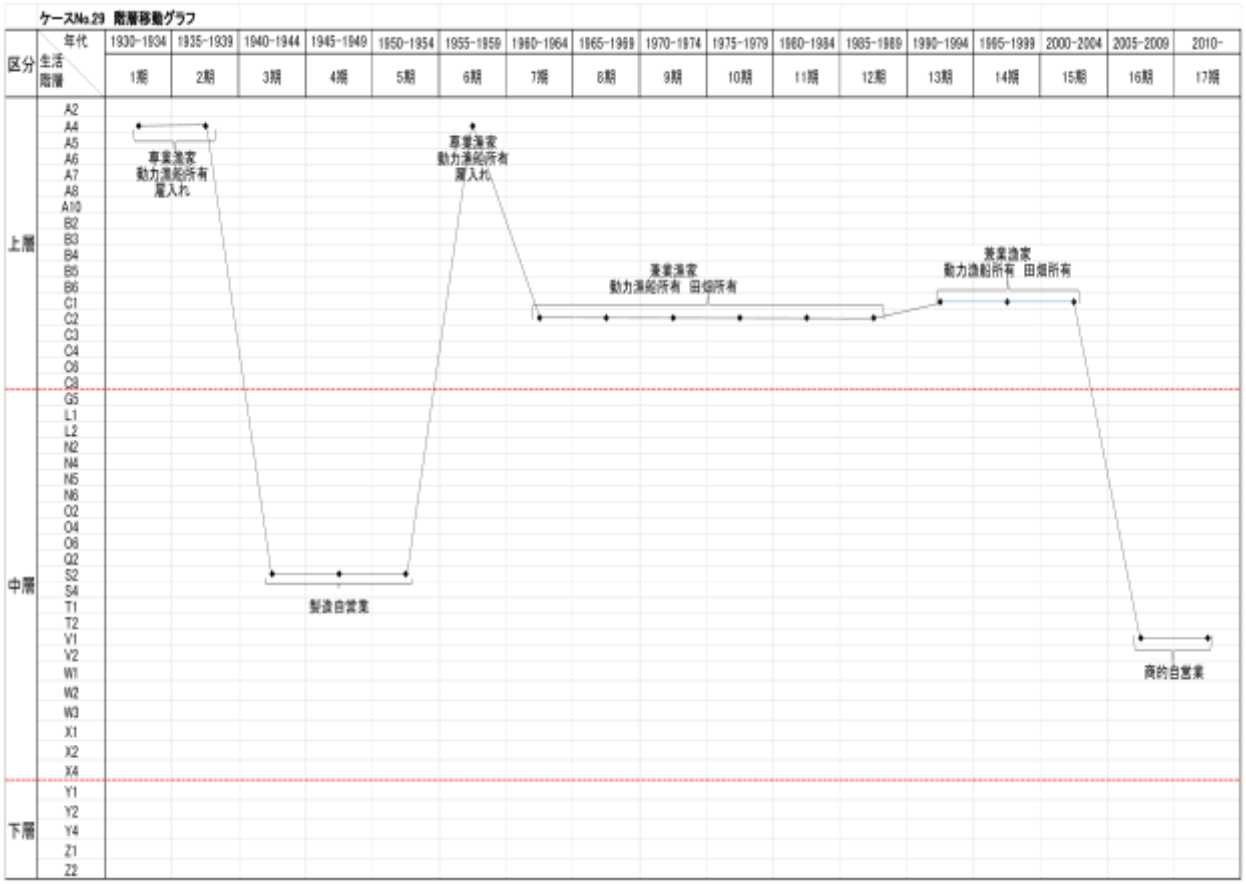

(2)No.22(N 地区)、No.29(K 地区)における階層移動の特性

このように、No.22(N 地区)は、カライモを作る小さな農家で、田畑所有の B4 階層であったが、第 6 期（1955 年－1959 年）に、No.29 と同様に半農半漁層である C4 に下降した。その後、第 9 期(1970 年－1974 年)まで変動なく推移し、第 10 期(1960 年－1964 年)に企業補償を得て C3 階層へ階層内上昇した。また、No29(K 地区)は、第 6 期（1955 年－1959 年）に独立して、雇入れあり、動力漁船所有の A4 階層に上昇するが、不漁が続き、生計を成り立たせる事が出来ず、第 7 期(1960 年－1964 年)に、生家が農地を購入したことから、半農半漁層である C2 階層に下降している。その後、第 12 期(1985 年－1989 年)まで安定的に推移し、第 13 期(1990 年－1994 年)企業補償を得て階層内上昇した。

なお、上記 2 つのケースの共通性は、以下 4 点である。

第 1 に階層移動後、職業階層を兼業漁家に転じ、後に、企業補償を得て階層内で上昇をしている点である。

第 2 に労働力消費､労働力の再生産が循環せず､消費活動が出来なくなることによって、労働生活を変異させた。

第 3 に、No.22、No.29 は家族の支援、または、農協に借入をすることから農地を取得し、みかん栽培を開墾している。収益を得るまでに時間を要しているが、流通市場が安定していると思われるみかん市場に着目し、職業階層を転換させた点で共通している。

第 4 に、両事例とも、貯蓄・資産の大きさに違いはがあるが、資本を有している。

(3)事例の概要 2

一方、上記のケースと同様に、No.20(J 地区)、No.30(O 地区)の事例の概要を示す。

③No.20(J 地区)の事例の概要(表 7－3)

No.20、1935 年、H 県にて出生する。兄弟は 9 人兄弟の次女。父は小さな工場に勤務をしていたが 1945 年、父の生家(網元)を手伝うため退職し、J 地区に移住した。当時、父の生家はたくさんの網子を雇っていた。

1955 年、姉、突然痙攣がはじまり、寝込むようになった。同時に、家族全員が手足のしびれ、頭痛、ふらつきが現れるようになった。No.20 は姉ほどではなかったが、手足のしびれがあった。

1958 年、O 県へ美容師になるため美容院に見習いとして就職する。1958 年、姉が死亡した。死因の原因は不明。1958 年ごろから、No.20 手足に力がはいらないなど、仕事に影響がでるようになった。また､頭痛がひどく立っていられないくらい激しい痛みがあった。

1961 年、会社を退職した。まともな仕事ができなかった。その後、食堂皿洗いなどの仕事に就くが、仕事をすると 10 日休むような状態であった。仕事に行くとすぐに疲れていた。周囲(仕事仲間)からは怠けているとみられ、仕事の邪魔もの扱いされた。

1965 年、J 地区に帰郷し、チッソ関連企業に勤める（工員）夫と結婚する。結婚後も働いたが、No.20 職を転々とした。生活は楽ではなかったが夫の収入と合わせてなんとか生活していた。生活が苦しく、兄弟や親戚に助けを求めたが､「どこも大変だ」と言い、助けてもらえなかった。夫の親族も関わりがなかったため、助けてもらえなかった。

1968 年、長女を出産する。また、1970 年に長男を出産した。子どもが 2 人いたため、さらに生活が苦しくなり、家計を助けるために No.20 の親戚に子どもを預け、飲食店の仕事を続けた。頭痛、カラス曲がりがひどかったが、生活するために一生懸命に働いた。No.20 水俣病認定に対して、家族や周囲からいじめられるのではないかと、申請には抵抗はあったが、1970 年申請を行った。しかし、水俣病認定の申請を棄却される。以後、水俣病認定の申請を繰り返すが、いずれも棄却される。

1982 年、飲食店パート従業員をしつつ、水俣病訴訟活動を行う。

1990 年、掃除や食堂パート従業員と職を転々としながら、水俣病訴訟活動を続けていた。不安定な就労のため、生活は厳しかった。しかし、働きたくても、頭痛があり 1 日を通して働くことができなかった。安定就労に就きたかったが、条件の合う仕事がなかった。このとき生計は長男、長女（会社員）の給与で生活していた。夫、当時、働いていたが、生活費をくれなくなかった。No.20、子どもに苦労を掛けてしまったと回想する。

1999 年、長女結婚し他県に移住した。また、長男も一人暮らしを始めるようになった。

2004 年、夫と離婚し、長男と再び同居することになる。長男の給与と No.20 の年金で生計を立てる。2010 年ごろから足が悪く、ふらつくようになる。同時期より、要介護認定を受け、要介護度 1 の判定を受け、市内のデイサービスセンターを利用するようになった。近所付き合いは、挨拶程度ほとんどない。

調査世帯NO.20　　表7－3

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.20	1935 H県出生 1945 J地区移住 病死	1958 O県へ就職 集団就 姉死亡 No.20水俣病 症状手に力が 入らず頭痛.	1961 集団就の仕事 集団就退職	1965 結婚 夫工 No.20パート従業員 職を転々.	1968 長女出生 1970 長男出生 水俣病の申請をする 要申請するが要申		1982 飲食店パート従業員 O県にて新設を起こす. 水俣病訴訟・活動		1988 掃除, 食堂パート従業員 職を転々. 水俣病訴訟・活動 長男, 長女の就労で生計		2004 離婚		2013 福祉施設利用 週1回
夫				夫チッソ関連の工場勤務							離婚		
長女				1968生 長女				1989 会社員		1999 長女結婚 他県に移住			
長男					1970生 長男			1988 会社員		1999 長男一人暮らし	2004 長男と同居		

階層コード	A4	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	X2	Z2	Z2	Z2
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保有 2.国民年金 3.厚生年金、4.介護保険サービス利用要介護1 5.水俣病認定申請中.

ケースNo.20　階層移動グラフ

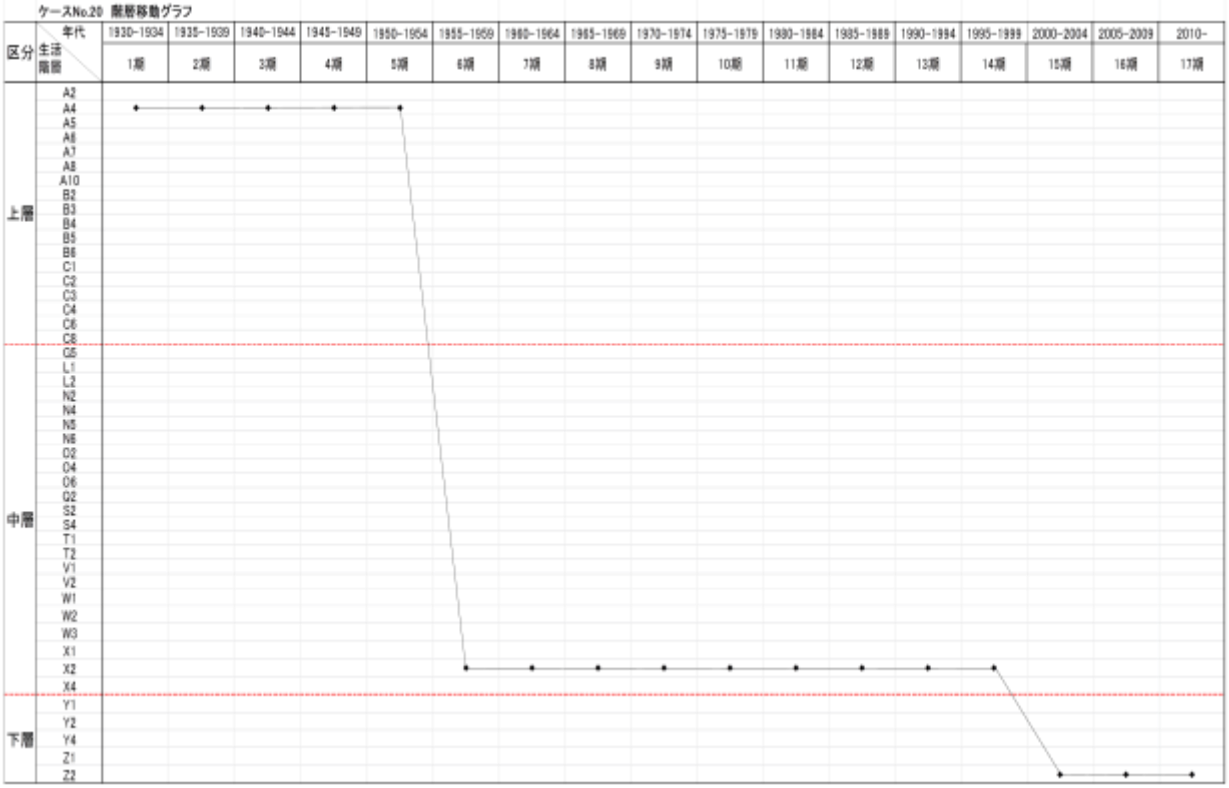

④No.30(O 地区)事例の概要(表 7－4)

No.30、1923 年、O 地区網子家庭に出生する。11 人兄弟の 3 女（6 番目)。8 歳の時母死亡する。小学校を途中でやめ家の手伝い。12 歳から 15 歳まで奉公[506]に出ていた。No.30 の長兄と四女は O 地区の漁家に養子にでる。

1938 年、仕事を求め熊本市内に出る。八百屋、豆腐屋、ちくわを作る仕事を転々としていた。豆腐は町に出て販売する仕事だった。半年ほどで生家に戻る。以後、水俣に出て、ヌカ買い（ボラのエサ）や、1944 年、魚の行商を開業する。また、夫（1920 生）と出会い結婚する。一男（1946 生、現在 AB 市在住）二女（長女 1948 生、現在 T 県在住、次女 1949 年、現在 AB 市在住）をもうける。

1955 年、長兄水俣病発病する。さらに妹が続いて水俣病を発病した。この頃から、魚が売れなくなった。地元で魚が売れなくなったため、子どもを背負って、鹿児島本線列車内で魚を売買していた。また、山間地域に行って魚を売っていた(米や野菜と物々交換したときもあった。)。収入は激減した。魚の行商をしつつ、親戚の農家に働きにでる。からいもを作っていた。あまり給金をもらえなかった。耳鳴りや、手足のしびれがあった。荷を背負うことができない時があった。夫も同様に耳鳴り、手足のしびれがひどかった。

1963 年、親戚の農家の仕事を辞め、行商を主に行う。地域では売れなかったため、鹿児島、熊本に出かけ行商を行う。早朝から深夜まで働いた。水俣でない漁港に魚を買い付けに行かなければならなかった。

1965 年、夫、肝機能障害により体調を崩す。入退院を繰り返す。入院費にお金がかかり、親戚にお金を借りる。1975 年、水俣病認定を申請する。夫婦ともに認定を受ける。チッソからの補償金によって借金を返済する。

1978 年、魚の行商を廃業する。55 歳まで魚の行商に出ていいたが大変になってきた。その後は、補償金と年金でくらしていた。夫と 2 人暮らし。時々、親戚の農業を手伝いに行っていた。1984 年、夫脳梗塞を発症し、寝たきりとなる。No.30、夫の介護を始める。高齢者施設のショートステイを時々利用していた。次女が介護を手伝ってくれた。1995 年、夫肺炎にて死亡する。2001 年、No.30 体調を崩す。寝込むことが多くなった。昔からあったが手足のしびれが頻繁に起こるようになる。歩行が不安定で歩けなくなった。

2013 年、体を動かすことはできるが、朝晩の頭痛と体を動かすことが負担になってきた。高齢者施設に入った方がいいかと思うときが時々ある。

---

[506]子守りをしていた。

調査世帯NO.30　　表7-4

時期＼年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
母	1931 死亡												
NO.30	1923 O地区出生 11人家族 9人兄弟 三女(6番目) 8歳時、母死亡	1944 1955 魚行商開業 結婚 子どもを背負って鹿児島 本線列車内で魚を売買 親戚の農家に働きにでる.	1963 農家の仕事手伝める. 魚行商を主に行う. 鹿児島、熊本に出かけ 行商を行う.	1965		1975 申請認定	1978 魚行商廃業 補償と年金で暮らしていた. 親戚の農家を手伝う.	1984 介護始まる 次女も介護手伝って くれた.		1995 夫死亡 介護生活が長かった.	2001 体調を崩す.		2013 自宅で過ごす. 時々福祉施設 高齢者施設入居 考えている.
夫	1920生 夫 魚行商を営むんでいた.		1963 他市場に魚買 付け.	1965 夫体調崩す 入院、退院を繰り返す. 肝機能障害 親戚にお金を借りる.		1975 申請認定 補償金を頂戴	1984 夫寝たきり 夫脳梗塞 福祉施設利用			1995 死亡			
長男	1948生 長男	A8市在住											
長女	1948生 長女	T県在住											
次女	1948生 次女	A8市在住											
階層コード	A8	V2	V2	V2	V2	V1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1	Z1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況
1.国保 2.国民年金
3.要介護2
4.チッソ補償金 ランク不明

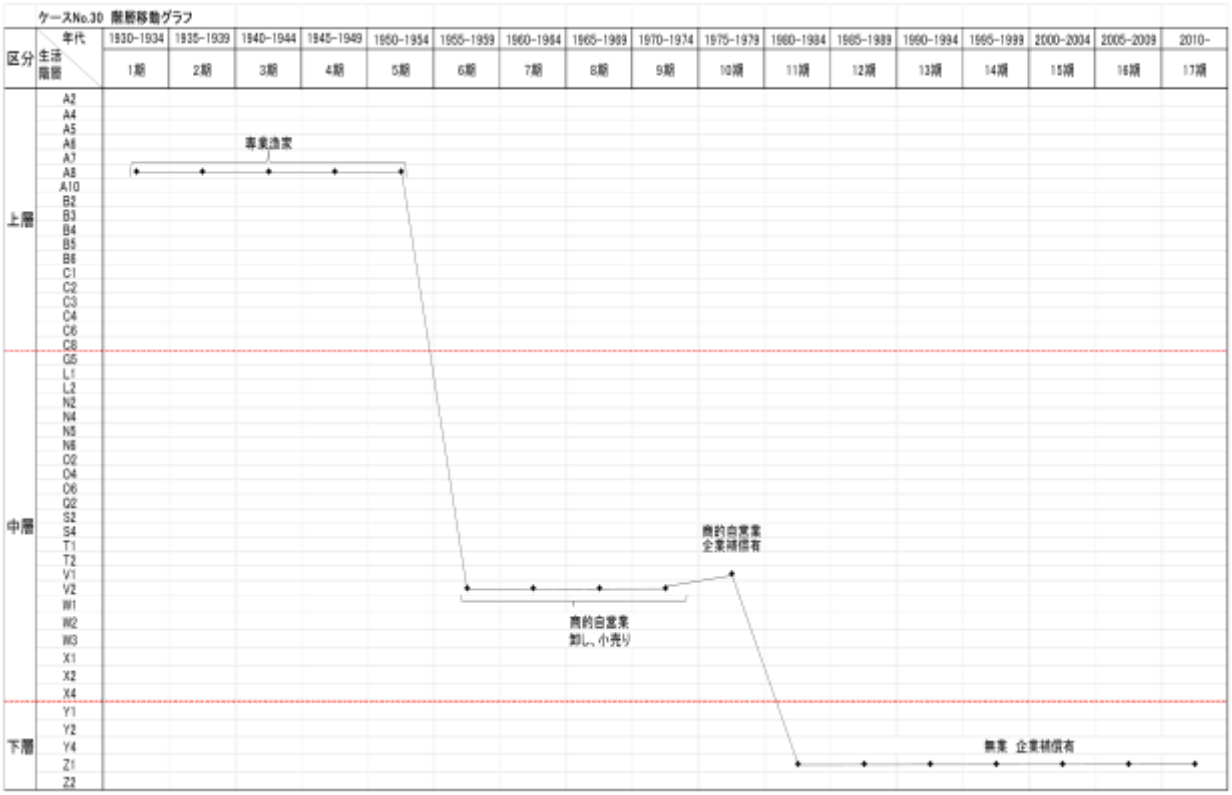

(4)No.20(J 地区)、No.30(O 地区)における階層移動の特性

以上のように No.20(J 地区)は、水俣病の症状から体調を悪化させ、仕事に影響を及ぼしていた。だが、夫がチッソ関連工場に勤務し、収入が安定的に得られていたことから生活構造は安定した。また、No.30(O 地区)は無動力漁船所有の A8 階層から、行商を行うなど商的自営業 V2 階層に下降した。その後、第 9 期(1970 年－1974 年)まで、行商などを続け安定的に推移した。

上記 2 ケースの共通性は、チッソ関連工場に勤務する被用者と行商などを行う個人事業主の違いがあるが、家族の稼働力によって再生産力を高めている点である。生活構造のバランスを保つことによって、窮乏化を防ぎ安定的に階層移動をしている。

第 2 節　生活構造の安定化と防貧

第 2 章でも示したが、一般財団法人相思社(以下:相思社)は、1973 年（昭和 48 年）元水俣市議会議員日吉や、水俣病被害者および支援者によって設立され、水俣病被害を救済することを目的に設立された。日吉は水俣病被害者や胎児性水俣病の子どもたちの生活の安定と教育の保障という観点から、共同生活の必要性を訴え相思社は建設された。日吉の構想は、水俣病被害者や家族の生活の場、そしてリハビリテーションを行うだけでなく、収入が得られ自立した生活が行えるよう起業し、就労の場を作ることが考えられていた。日吉は水俣湾を含む不知火海全体が汚染されていることから、漁家の収入を得る場所と劣悪な生活環境を改善したいとの考えがあった。また、水俣病被害者への激しい偏見や差別を「みんなで克服」できる共同生活の場が必要であるとの思いから設立の準備を進めた。

一方、反農連の活動は、困窮する水俣病被害者の生活を自力更生的な試みによって、生活構造を循環させ新たな階層を創出する実践であった。反農連を代表である大沢は「だれでも加入できるゆるやかな組合」を目指し、そして、「わずかな畑が支えになるような方向で、その中から生きがいまで見いだせるような会を作っていきたい[507])」言った。先に示した相思社と反農連を比較すると、水俣病被害者を対象としたした相思社と、水俣病被害者だけでなく、広く加入を認めた反農連の違いがある。鶴見の指摘によれば、反農連の加入者は、水俣病多発地域においても底辺層が多いという。加入者の土地所有の面積をみても、代表であった杉本が所有する畑が最も大きくおよそ 1ha であり、ほとんどがそれ以下であったと指摘している(鶴見：1996)。また、反農連の加入者は、鹿児島県出水市からの開拓部落出身者や、水俣病被害を受けていない住民の参加もあったという。

他方、乙女塚農園においても近代に抵抗する形で、それぞれが思い思いの農業を展開し、生活構造を循環させていた。

このように、相思社、反農連、乙女塚農園ともに農業生産という点で共通し、さらに、互いに助け合い、お互いを認め、尊重し合いながら生活構造を循環させていた。また、人と人とがゆるやかにつながり、合力をし合う場面を作り出している点においても共通する。ゆるやかな合力は、No.4 も回想しているが、かつて水俣湾を漁場とする網元、網子の関係

---

[507]鶴見和子(1996)『内発的発展論の展開』筑摩書房、185 頁

において行われていた。網元、網子の関係は労働契約がなく、出漁する度に網子は網元を変えることができた。その都度、漁師仲間は変わるが、力を合わせて漁が行われていたという。また、第 1 章で例示したが網子は、畑仕事がある場合「次はあんたんゲ」といって、互いの力を合わせて畑を耕し助け合っていた。こうした互いに助け合う精神が、水俣の沿岸部に暮らす人々の間に受け継がれると同時に、生活保障として機能していた。

ところで、相思社、反農連、乙女塚農園それぞれに独自の目標、活動のスタイルを有しながら、他にも共通している点がある。

第 1 に、有機農法、反農薬、もしくは低農薬栽培に加えて、生産者との直結である。相思社はナバ(キノコ)栽培から始まり、肥料づくり、低農薬みかん栽培を行い、反農連は小規模農家がそれぞれ農業を営みつつ、みかん栽培を展開した。また、乙女塚農園は野菜、卵など多品種の農産物を栽培・飼育し、農業経営を行った。さらに 3 つの自力更生的かつ内発的な団体の共通することは、リヤカーを引くなど、自ら対面販売など行い、流通市場を形成した点である。身体と生活を破壊され、生活が不安定になっている人々が集まり合力することによって、近代社会とは異なる生活様式を生み出そうとした点で共通する。

第 2 に、高エネルギー消費の生活様式から、低エネルギー消費と再生エネルギー利用へ暮らしのスタイルを転換させようとしている点である。相思社は化学肥料に頼らず、鶏糞など牛糞、そしてミミズを飼うことから良質な肥料を自然サイクルのなかで作った。

一方、反農連も「農薬は毒」との設立当初の考えから「反農薬」「有機栽培」「自主販売」をはじめてとした農業生産を展開した。そして、乙女塚農園も自然の中で農業を行う有機農法を実践した。野口(2013 年：65 頁)がいう自然生態系と人間社会システムの調和を模索した実践といえよう。

第 3 に、高エネルギー消費と環境破壊がつながる既成の大型技術に対して、地域の小さな生産者の必要性を訴え、伝統に基づいた技術創造が目指された。いずれも、近代社会がもたらした環境破壊の反省と、大量生産、大量消費に生活の価値を置く考えから転換を図り、あらたな生活価値を創造する実践であった。

このほかにも、相思社、反農連、乙女塚農園に共通するところは、活動当初の規模が、10 名以下と小さく、また、生活構造に不安のある住民が集まって運営がはじめられた点である。次第に、実践の志に賛同する住民が県内・外から集まり、事業が展開されている点は共通する。そして、農業生産のみならず、生活相談や医療、教育、福祉など、福祉的な観点を持った相談援助が住民間で展開された。このように相思社、反農連、乙女塚農園、2 つの団体、1 つの経営体が行った実践を評価することができよう。

他方でこれら団体、経営体を評価できる点として、ミクロ、メゾレベルの生活保障を構築しただけでなく、防貧としての役割を果たしてきた点である。これまでにも論じてきたように、水俣市、熊本県は 1957 年から 1959 年にかけて、水俣病被害者や漁家に対して、失業対策、救貧施策を行ってきた。だが、それらは一時的かつ応急的な救貧施策であり、恒久的な雇用対策とはならなかった。そのため、水俣病被害者を含めた漁家は生活構造を安定化させることができず、そして、あらたな階層層を創出することが出来なかった。

しかし、内発的発展によって形成された団体の実践は、事業規模は小さく雇用できる数

も少ないが、生活構造を変異させ、生活が安定した水俣病被害者や漁家は存在したと考えられる。第 2 章において日吉の活動を論じた際、相思社での共同生活を送る一場面を記した。また、下記に示す事例 No.35、No.17 についても、内発的に形成された団体の活動に参加する様子が確認できる。ここで、No.35、No.17 の事例を詳細に記しておく。

①No.35 事例の概要

No.35、H 地区で漁業を営む家庭に出生する。生家は U 県からの移住で、無動力漁船を使い 1 本釣りを行っていた。家族構成は 5 人兄弟の次男で、幼少のころから家の手伝いをしていた。当時、家計は貧しかったが、隣近所で助け合っていた。

1947 年、No.35、チッソ水俣工場[508]に勤務するようになる。3 交代勤務で仕事は大変だったが、収入は良かった。工場の勤務をすることによって生活は安定していた。1955 年、妻と結婚し、翌年に長女が誕生し、工場近くの F 地区に借家へ移り住む。1957 年、長男、1959 年、次男が出生する。家族が増え賑やかな生活だった。会社関係者だけでなく、近所付き合いも盛んにあった。近所の人とよく海に出かけて貝や蛸を獲ってみんなで食べていた。このころ、実家では「奇病」が噂になっていたが、仕事が忙しく気にならなかった。1965 年、次女、障害を持って出生する。次女をどのように育てていけばよいのか不安だった。出生当時、次女、市内病院で診察を受けるが水俣病ではないと診断される。家族全員病気になっているのではないか不安だった。ちょうど体調を崩し寝込んでいた。実家や妻の家族に助けを求めたが、だれも助けてくれなかった。また、このころ、No.35 病院を受診して水俣病の症状に気付く。耳鳴り、カラス曲がり昔からあったが、みんなあるものだと思っていた。妻も子どもも同じ症状だった。

1971 年、次女、水俣病と認定される。後にチッソより補償金が支払われ、自宅で介護をしたいと思い小さな家を購入した。自宅でほとんど面倒を見た。No.35 東京で自主交渉などを行った。以後、水俣病交渉が激しくなった。チッソからの嫌がらせはなかったが、会社仲間の一部から無視されることがあった。当時、近所付き合いは挨拶程度で、ほとんど関りは無くなった。親族とほんの一部の人との交流のみとなった。

1977 年、体調不良で仕事ができないことからチッソ水俣工場を退職する。退職金をもらった。退職と同時に水俣病支援団体の活動に参加した。水俣病被害者らとともに畑仕事や支援、啓発活動を行う。収入は激減して生活は大変だった。わずかな収入と農作物で生計を立てていた。このころ、長女は他県に働きに出ていた。長男、次男は市内で働いていた（会社員）が、子どもの生活費はあてにしなかった。子どもたちも生活が大変だったようだ。1989 年、水俣病支援団体の活動を辞める。1990 年、妻の実家に畑を借り、野菜作りを行うようになる。1995 年、妻死亡した。以後、No.35 毎日ではないが、畑仕事を行うようになる。

508カーバイト製造。

調査世帯NO.35

時期 ＼ 年代	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.35	1929生 H地区出生 J県からの 移住. 漁業一本釣り 無動力漁船 5人兄弟の次男	1947 チッソ工場 1955 1956 1957	1959	1965	1971 行政不服審査請求 補償金 小さな家を購入	1977 支援団体が運営する畑仕事 水俣病被害者らの支援活動 チッソ退職		1988年 支援団体 活動休める.	1990 畑を借り農作業 年金生活	1997 時々畑仕事			2014 自宅
妻	妻	1927 結婚 F地区 借家.				1977 支援団体が運営する畑仕事		1987 畑仕事 年金生活		1995 死亡			
長女		1956生 長女				S県在住 主婦							
長男		1957生 長男				A8市在住 会社員							
次男			1959生 次男			A8市在住 会社員							
次女				1965生 次女 障害	1969 次女水俣病 否定される	1971 水俣病認定 次女独居性	福祉施設利用						
階層コード	A8	X2	X2	X2	X1	W1	W1	W1	B5	B5	B5	B5	B5
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
漁業権	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力漁船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1.国保, 2.厚生年金, 3.次女水俣病認定 補償金1800万円

ケースNo.35 階層移動グラフ

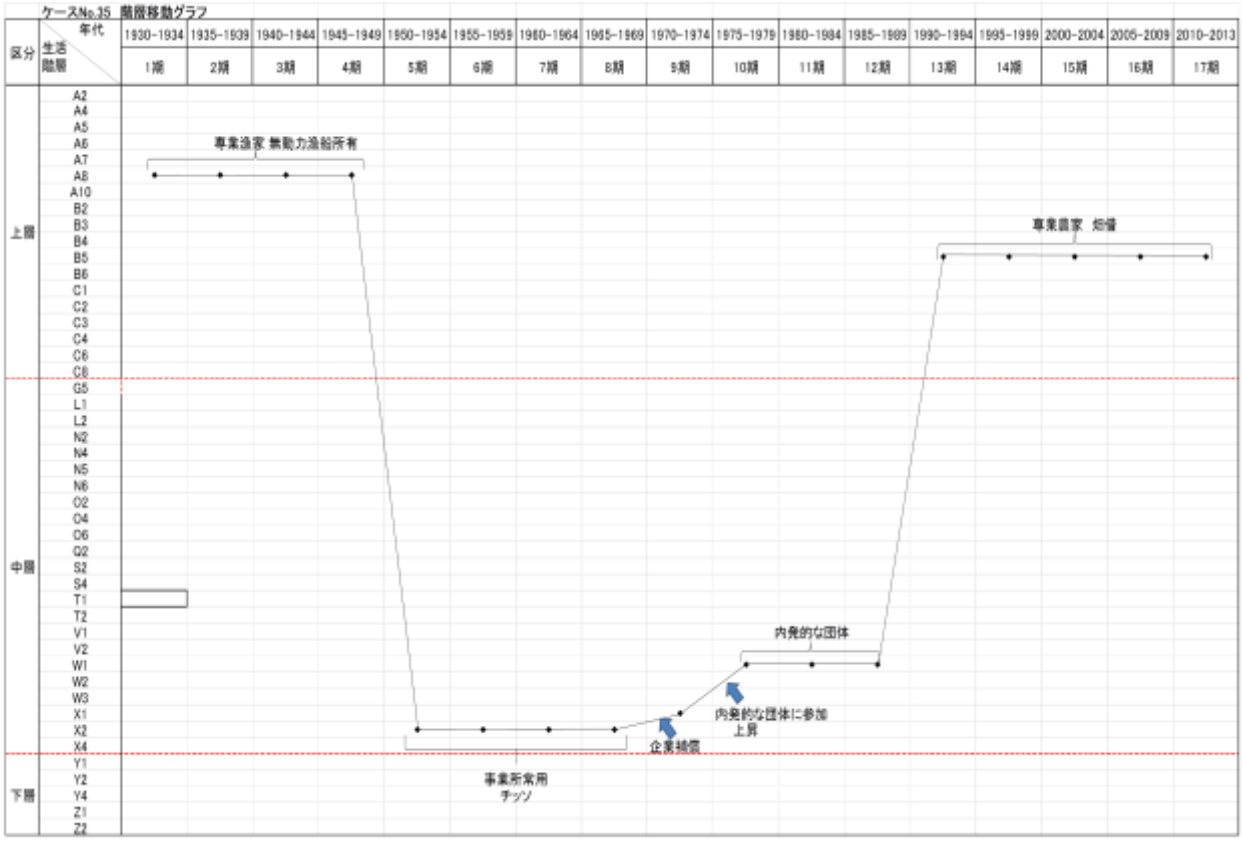

②No.17 事例の概要

No.17、1951 年、M 地区にて出生する。父チッソ下請け会社に勤務、母専業主婦をしていた。5 歳くらいの時、父母、体調町不良となり、叔母のところに預けられる。以後、叔母のところで生活するようになる。叔母夫婦とも、会社員で、子どもがいなかった。当時の生活は、貧しくはなかったが、裕福でもなかった。幼少のころから、耳鳴り、手足のしびれがあった。運動をしていてよく転んでいた。母方の親戚のところの農家へよく手伝いにいった。しかし、疲れやすく長時間作業ができなかった。

1966 年、15 歳で、市内にあるチッソ下請け会社に就職した。肥料の袋詰め作業などいろんな仕事をしたが、ここでも、長時間立っていられず、会社を休みがちだった。耳鳴り、手足のしびれに加え、頭痛、めまい、カラス曲り[509]が突然起こっていた。体調が悪いと、会社の仲間に話すと怠けていると言われたことがつらかった。つらくても我慢して仕事を続けたが、どうしても立っていられなかった。次第に、仕事に出かけることが嫌になり、会社を休むことが多くなった。叔母との生活は続いていたが、家計は別となり、生活は大変だった。洋服を買うことすらできなかった。1975 年、24 歳の時チッソ下請け会社を退職し、叔母の紹介で農業の手伝いをする。温州ミカン栽培を行うと同時に、水俣病認定の申請を行うが棄却された。再度、申請するが棄却される。

1980 年、親戚の紹介で、反農連の生産者農業の手伝いをする。1987 年、団体職員となる。仕事内容は石鹸の作り、新聞の切り抜き、野菜の栽培など行っていた。収入は少なかったが、仕事を休みながらでき、安心して働くことができた。周囲に気を遣うことをしなくてよかった。1991 年、頭痛、めまい、倦怠感の症状がひどく団体職員を退職した。朝起きられなかったことが多く、家族に理解してもらえなかった。生計は家族に食べさせてもらい、家事をしていた。

1995 年、市内にある施設職員の応募があり、採用となった。仕事の内容は、介護や生活相談業務を行っていた。水俣病の症状として、頭痛、めまい、カラス曲りなど起こっていたが、やりがいのある仕事だった。1995 年、一時金 260 万円[510]を受け取る。施設職員となって生活は安定した。2013 年、退職し、同施設のパート職員となる。パート以外は自宅で過ごしている。近所付き合いは、ほとんどなく、あいさつするくらい。

---

[509]前掲註 No.362 参照

[510]前掲註 No.364 参照

調査世帯NO.17

年代 / 時期	1930-1954	1955-1959	1960-1964	1965-1969	1970-1974	1975-1979	1980-1984	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-
	第1－5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
NO.17	1951			1969		1975	1980	1987	1991	1995			2013
	M地区出生 叔母夫婦に育てられる.		近所農家手伝い 農作業を手伝うが疲れやすい.	15歳で就職(会社) 20歳過ぎまで、仕事を休む事が多い.		会社退職 内発的団体に加入する生産者 農家の手伝 水保病申請棄却	親戚の紹介 団体職員	団体職員	退職	施設職員 介護、生活相談業務 一時金を受け取る 260万円受け取る.			施設パート 週2日
階層コード	X2	X2	X2	S4	S4	Y2	W2	W2	Z2	W1	W1	W1	W1
田	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
畑	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山林	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
造園	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
動力造船の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
労働力人員													
家族人員													

社会保障の状況	1国保有 2厚生年金

ケースNo.17 階層移動グラフ

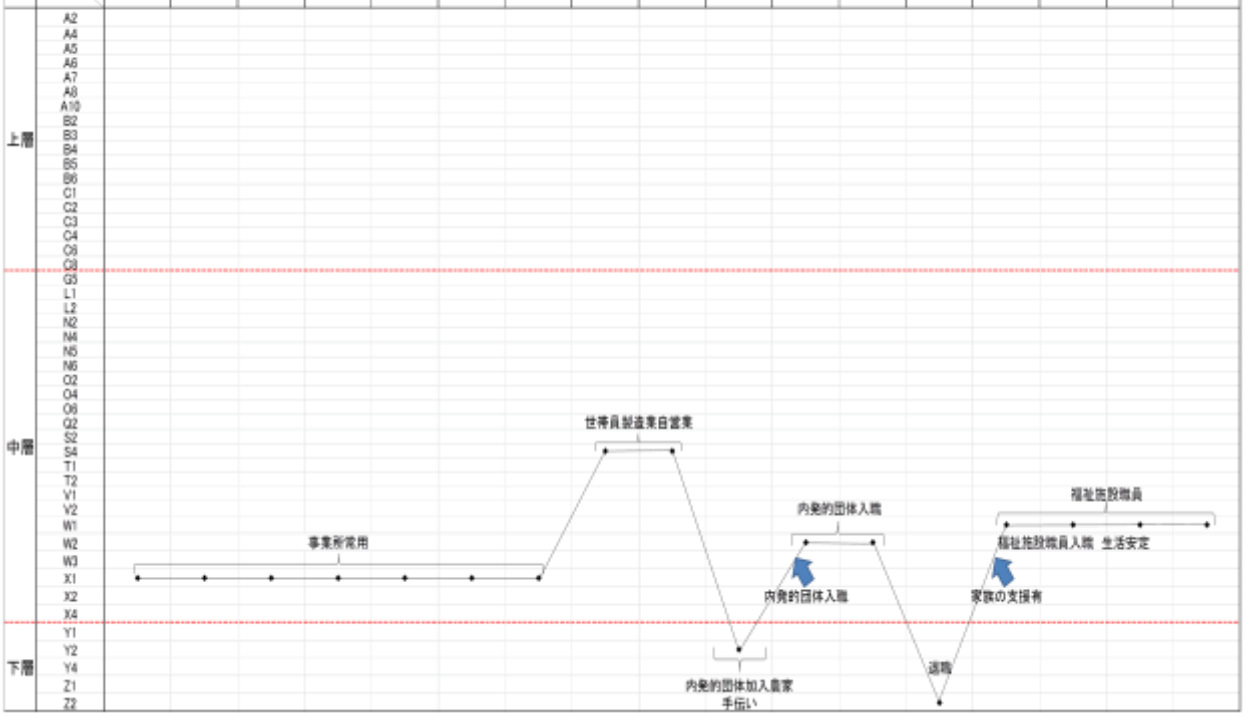

このように、チッソ労働者であった No.35 は、体調悪化によって退職し、生活構造を失ってしまうが、内発的に形成された団体の活動に参加することによって、労働生活を変異させ生活構造を維持した。そして、内発的な団体に参加することにより、3 期間（約 15 年）ではあるが生活構造を安定化させることができた。また、No.17 は、1975 年、24 歳の時チッソ下請け会社を退職し、叔母の紹介で内発的に形成された団体に加入する農業を手伝うようになる。さらに、親戚の紹介で団体職員となり、生活を安定化させた。その後、体調を崩し働くことが出来ない期間もあったが、1995 年、市内にある施設職員となり、再び生活を安定化させる。

相思社や反農連、乙女塚農園にみる内発的に形成された団体は、窮乏化に直面する水俣病被害者の雇用を創出し、さらに労働の再生産を図り生活構造を循環させた実践といえよう。また、内発的団体は近代資本によって、人命や人権が蹂躙されてはならないといった水俣病問題を社会に提起し、環境汚染から人々の生活を守る啓発活動を展開した。

この他に、内発的な団体で展開されている実践として、水俣病被害者やその家族へのソーシャルワークが展開されている。たとえば、相思社は現在も水俣病被害者に対する電話相談ならびに、訪問相談を行っている。2014 年、職員の話によると、住宅街の小道を抜け、小高い丘にある相思社は人目に目立ちにくく、水俣病被害者が相談しやすい場所にあるという。相談の内容は、水俣病認定手続きに関する法・制度のことや、治療に関する内容、生活不安など多岐に渡る。水俣病被害者が、相思社に電話をかける際、相談をしたいが、果たして相談をしてよいものかためらいながら、電話をかけてこられているという。

このように 60 年以上が経過しているなかか、いまだ周囲に相談することが出来ず、水俣病被害に苦しむ住民が存在する。また、水俣病を公表することによって、地域から誹謗、中傷を恐れる社会的な環境であることが想像できる。近い将来、だれもが水俣病についてオープンに話せる時が来る日まで、活動を展開したいと話す職員の言葉が印象に残る。なお、相思社には、水俣病被害者からの相談だけでなく、「なぜ水俣病患者を助けるのか。水俣病はすかん。」といって電話を切る住民もあり、その対応にもあたっている。元水俣市長吉井正澄氏のもやい直し運動の掛け声のもと、水俣病被害者と市民との関係改善を図る取り組みが行われているが、以前として修復できない状況があることを指摘しておかなければならない。

以上、本節は水俣病被害者がいかに生活構造を安定化させたのか、また、内発的に形成された団体が、水俣病被害者や家族の生活をどのようにして安定させたのかを検討してきた。1957 年から 1959 年にかけて、水俣市、熊本県は多大な資金を投じて失業対策や公共施策を行ってきた。また、1967 年には水俣市は工場誘致条例を制定し、企業誘致が行った。内発的な団体の取り組みは、地方公共団体の施策に比べれば、あまりに小さな実践である。しかし、一水俣病被害者や支援者の小さな営みが結集し、生活を維持するための実践が継続されてきたことの社会的な意義は大きい。このように内発的団体の実践は人間不在の公共投資の実態を逆照射している。

第 3 節　現代社会における内発的団体と展望

これまで、水俣市において、近代に抵抗した内発的発展から形成された団体と、自力更生的な実践を概観してきた。第 2 節でも論じたように、内発的発展によって形成された団体は雇用を創出し、水俣病被害者の生活構造を安定化させた。現代社会においては、相思社、反農連に続く団体や、行政と住民をつなぐ中間支援団体が誕生している。

本節は、現代社会で展開する自力更生的に事業を展開する「企業組合エコネットみなまた」に着目し、創設の背景ならびに、実践内容を概観する。また、「企業組合エコネットみなまた」が展開する実践を野口が提示する「信頼に基づく緩やかな共同体の形成」などより検討する。

1.企業組合エコネットみなまたの事業

企業組合エコネットみなまたは、2005 年 1 月、「水俣せっけん工場」と「水俣・反農連」が合併し、出資者 7 名の許可法人[511] として「企業組合エコネットみなまた」が設立された。事業内容は 1.せっけん部門と 2.農水産加工部門「はんのうれん」の 2 部門で構成され事業展開がされている。

せっけん部門である「水俣せっけん工場」の歩みを振り返ると、1986 年 11 月、チッソ第 1 組合に所属していた従業員と、水俣病被害者、水俣市民 54 名の出資でせっけん工場を作る会が結成され、1987 年、工場を設立したことから始まっている。水俣せっけん工場は、水俣市内の一般家庭から出る廃食油の回収を行い、それらから石鹸製造をはじめるという事業である。せっけん工場の設立趣旨は、台所から廃食油を流すと川や海は汚れ、環境汚染を広げることになる。汚染源となる廃食油を原料に石鹸を作ることができれば、環境汚染を防ぐことができると考えられらた。

また、もう 1 つの汚染源である合成洗剤の使用をやめて、リサイクルによって製造されたせっけんを一般家庭に普及させ、環境に配慮した啓発活動が実施された。こうして、せっけんによるまちづくりを進めようと目標が掲げられ事業が始まった。

設立趣旨の背景には、チッソが水俣湾および水俣湾河口に有機水銀を含む工場廃液を流し、不知火海を汚染することによって環境破壊行われたことが背景としてある。不知火海をこれ以上、汚染するのではなく、生物生態系が豊かな海に蘇らせ、守っていくことが必要との考えからであった。また、自然生態系と向き合うということは、現代社会の暮らしのあり様を問うということでもあった。つまり、自然生態系の循環のなかに、現代人の暮らしもあるという考えである。そして、現代人が作り出した化学物質は、持てる技術を持

---

511 特別の法律に基づいて数を限定して設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人のうち、特別民間法人に該当しない法人のことである。特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）では、認可法人の改革も指向され、第 2 条・別表において、認可法人（認可法人でない法人形態に移行した法人を含む）が指定されている。同法に基づく特殊法人等整理合理化計画に基づき、認可法人の多くが独立行政法人・特別民間法人や、一般的な民間法人などに改編された。

って自然に影響なく返さなければ動植物に影響するだけでなく、人間にも影響を及ぼし、再び生活ができなくなるという反省の念がある。

この他に、「せっけん工場」は、人と人とが息づく生産の場であること、そして、「せっけんにこめた想い」を人から人へと伝えていける「暮らしの場」を創造することを謳っている。ところで、せっけん工場の活動内容は、水俣市内から廃食油を回収し、洗濯用の粉せっけん、食器洗い用の粉せっけん、固形せっけん、洗顔せっけんが作られている。洗顔せっけんで特徴的なものが、炭と廃食油を混ぜて使ったものや、酒かすからつくられたせっけんがある。作ったせっけんを対面販売で売ったり、ネット販売や新水俣駅構内に設置された店で販売したりしている。販売する際、合成洗剤は水の環境によくないことを伝え、水俣工場のせっけんを使う人を増やす取り組みが展開されている。また、せっけんを作る小さな機械も販売している。廃食油 18.5ｋｇから粉せっけんを 33ｋｇ作る機械を開発し、全国に 460 台普及しているという。この他にも、水俣病を伝える研修会や、せっけん作り講習会などが行われている。なお、1.せっけん部門の製品は、台所用液体せっけんや高級酒粕吟醸せっけん、粉せっけん洗濯用など 26 商品が開発され販売されている。

一方、反農連は、第 2 章及び第 7 章第 2 節でも論じたように、1979 年 6 月に形成された小規模農家の支援を行った。現在、反農連は、「はんのうれん」と名称を変更し、生産者会員 80 世帯(2014 年・9 月現在)を有する団体となっている。はんのうれんは、結成当初からの水俣病事件の教訓を踏まえ、「農薬は毒である」ということを生産者の共通理解としてとらえ、「反農薬」「有機栽培」「自主販売」を柱に、甘夏栽培を主に柑橘類、野菜を出荷している。人間らしい生活や生産の場をつくるために、複合自給農業が追及されている。そして、小規模生産者が互いにつながりを深め、協働、互助する精神を高める生産が行われている。他方で、農協や流通機構に頼らない自らの生産・加工・販売が目指されていることに加えて、水俣産のみかんを通して全国各地の生産者がつながり、無農薬農産物の産地の枠を超える実践が展開されている。こうした活動を通して、生産や消費、暮らしのありようを見つめ直すきっかけとして取組まれている。なお、農水産加工部門「はんのうれん」の商品は、青島みかん、いりこ、レモン、ゴマ油など 33 商品を商品開発している。

2.福祉的就労の展開

2011 年以降、エコネットみなまたは、これまで実施してきた環境問題の啓発活動や、日用品の製造販売、農水産業の生産、販売事業に、水俣病被害者、障害者(知的障害者、精神障害者)を持つ人、また、困難を抱えている人[512]が、共に働くことのできる社会的な事業が目指されるようになった。エコネットみなまたによる社会的な事業は、健常者も水俣病被害者、障害者、困難状況にある人、それぞれが「管理する、管理される関係ではなく対等な関係」を構築することを志向している。加えて、水俣病被害者を含む障害者や健常者も対等な関係で働き、運営することを基本に置いている。また、相互に認め合いながら収

[512]水俣病被害者ではなく、体などに障害は無いが、差別されたり、社会に参加することが出来なかったりする人をいう。

益を上げることが目指され、経済的な自立が図れることを目標に実践が展開されている。なお、経済的な自立を目指すに当たって、生産性向上のための効率性の追求や、能力主義ではなく様々な人々が事業に参加して、収益を上げることを事業理念としている。

エコネットみなまたでは 2014 年時点、9 名の職員が勤務し、うち水俣市に在住する障害者を 1 名雇用した。さらに 2015 年には 2 名の障害者を農水産部門に採用している。このように、これまで地域から疎外されてきた水俣病被害者や障害者が参加できる労働の場として、また、様々な人が事業に参画することのできる参加型事業を展開した。エコネットみなまた職員の話によると「事業規模は小さく試行的な実践ではあるが、障害者、健常者、また、困難な状況にある人が事業に参加して、収益をあげながら自立できる社会的な事業所を作り、今後経営を軌道に乗せたい」という。

こうした事業理念が誕生した背景を考えると、近代資本に支配されてきた歴史と、封建時代から続く地五郎(ジゴロ)、零落(ナグレ)にみる偏見、差別があり、一部の住民に受苦を強いてきた反省がある。また、チッソの環境破壊によって、水俣病被害者の尊厳は著しく傷つけられるとともに、市民の分断が進んだという教訓に基づいている。

現代社会においてもなお、排除され孤立する水俣病被害者や家族が存在し、彼らを包摂する社会が地域より希求されているといえよう。そして、水俣病被害者や家族への偏見や差別の問題は、地域で暮らす障害者の生活、雇用の問題として課題を共有し、排除されることのない地域作りが取組まれている。

ところで、現代社会において、地域から排除され孤立する水俣病被害者の状況をあらためて示す。とりわけ、水俣病の症状があると主訴しながらも認定されずいる「未認定被害者（未認定患者ともいう)」の実態を示すことから、取り残された水俣病被害者の生活保障について検討を加えたい。

2014 年水俣病被害者に対する訪問調査において、地域とのつながりなく高齢の父、母と 50 歳代の軽度の知的障害を持つ子ども[513)]3 人家族の世帯に遭遇した。上記世帯は、みかん栽培をしながら古い農家の一部屋で日中を過ごす家族だった。部屋の中は家財道具であふれ、足の踏み場もない状態のなかに親子 3 人が生活していた。上記、家族は外部との接触が全くなく、時折、支援者が来訪し言葉を交わすのみといという状況にあった。父、母の悩みは自分たちが亡くなったとき、障害を持つ子どもの生活はどうなるのかを心配していた。子どもに働く場所があり、地域で仲間に囲まれ、生活を送ることができるといいのだがと将来の希望を話していた。

この他に、水俣病認定を申請するも認定されない、いわゆる「未認定被害者」に出会った。上記未認定被害者は、水俣病特有の末梢神経の障害の他に、めまい、頭痛、痙攣などを訴えると同時に、仕事ができない状態だった。日中のほとんどを 2 階建てコンクリートつくりの市営住宅で暮らし「引きこもり」の状態が 2 年続く方であった。未認定被害者の家族が 15 分かけて毎日食事を届け、身の回りの世話を行っていた。「引きこもり」の状態

[513)]50 歳代の子どもは胎児性水俣病の疑いがあり、父、母は何度も水俣病認定を申請している.2014 年時点で、上記子どもは、水俣病を認定されていない。

である本人に 2014 年、話を聞くと社会に出て人と接するのが怖いといったことや、1 日仕事が続づけられるのか、人間関係の構築や仕事の継続性に不安を抱いていた。このように、水俣病認定を申請するも認定されない「未認定被害者」は就労することが出来ず、社会参加の機会が極端に少ない状況にある。

上記に示した事例を再度、篭山の生活構造論から考えると、未認定被害者は水俣病を申請するも認定されず、企業補償や医療を含む補償を受給することができないことから、窮乏化の状況にあると考えられる。また、家族の支援がなく、労働保障、社会保障が受けられなければ、階層なき層いわゆる「沈殿層」に陥ると考えられ、その一歩手前の層に滞留する水俣病被害者や家族は多数存在すると推察される。これまで、水俣病に関する健康被害の実態を国、地方公共団体は全数調査をしておらず、その全貌は解明されていない。こうしたことから､事例にあるようなケースのを把握する実態調査が行われるべきであろう。

事例に示した対象者が、エコネットみなまた等の事業に参加することができれば、生活構造を形成することが可能になると考えられよう。つまり、生活構造を有し、自立した生活が得られるということである。また、社会に参画する機会が増えることから、対人関係もより多様になると考えられ、そこから発生する福祉的効用も期待出来ると考えられる。

しかし、両事例にあるような対象者の就労支援を行う場合、いくつかの条件と支援の段階を踏まえる必要があろう。第 1 に、居住地の環境整備である。居住地が狭く、また、暗い環境であることから住宅改修が求められよう。水俣病の症状の 1 つである視野狭窄やめまい、ふらつき等がある場合、居室内の照明とバリアフリー化が必要である。第 2 に、金銭的な生活保障に加え、日常的な生活支援である。とくに、食事や通院などの移動、見守りが必要であろう。2 ケース中、親子 3 人で暮らすケースは療育手帳(程度は不明)を有していたが､「未認定被害者」の方は、何ら社会保障を受けていなかった。そのため、家族の支援が必要となっていた。第 3 に、長期に渡ってパーソナリティが狭く、その関係性が限定的であることから、対人関係を少しずつ広げ、信頼関係をつくり不安を軽減する必要があろう。第 4 に、就労に対する動機付けである。支援者と一緒に働きたい、メンバーの一員であるといった意識を作り、社会に参画する喜びを得ることが必要である。なお、就労支援には､社会福祉や介護の知識を持ったジョブ･コーチを配置した支援が必要であろう。また、就労時間についても、基礎的な体力が無かったり、集中できなかったりすることが考えられるため、食事や運動を含めたプログラムを行いつつ、徐々に就労時間を伸ばしていく支援が必要であると思われる。

3.第 6 次産業化と福祉コミュニティの創生

序章で示した野口の中山間再生のシナリオをもとに、水俣市の状況をいま一度検討すると、不知火海沿岸部の住民は自然生態系と向き合い、地域資源を活用してコミュニティを維持してきた。しかし、チッソによる激しい環境破壊が伝統的な互助や協働の精神に基づいた地域の関係性を崩壊させた。また、水俣市を含む隣接市町村は、第 2 章第 1 節でも指摘したように､1950 年から 1960 年を人口のピークとし､以後､減少傾向をたどっている。こうした、激しい環境破壊と著しい人口減少にともない産業構造は大きく変容した。図 3

に示した中山間再生のシナリオに当てはめ、水俣市がたどった生活破壊と生活再建を振返るとると、左端の枠にある「現状 A」、または「D」が、第 6 期（1955 年－1964 年）、第 7 期(1960 年－1964 年)に該当していたと考えられ、不知火海沿岸部の集落は消滅の恐れにあった。だが、ケース事例でも明らかにしてきたように、家族の稼働力、家族の仕送り援助、そして、自力更生的に内発的な団体が形成されたことで、生活構造を循環させ階層の安定化が図られた。これにより、中山間再生のシナリオにみる右端下に示された③から④に上昇し、今日においては右端上にある福祉コミュニティが形成されつつある。野口が示す中山間再生のシナリオを援用して考えると、水俣病被害者らの生活再建には、家族の仕送り援助、また、内発的発展によって形成された自力更生的な団体の力によって行われ、こうした小さな団体の力は地域に産業と雇用を創出するまでに至っている。

一方、国や地方公共団体がこれまで実施してきた水俣病被害者への施策を注目すると、環境省[514]は 1974 年より環境保健対策の推進として、水俣病総合対策を計画し実施してきた。国は水俣病総合対策計画に対して、熊本県、鹿児島県、新潟県、新潟市、水俣市に健康上の問題の軽減、解消を図る総合対策医療事業等を実施しするとともに、すべての水俣病被害者が地域社会のなかで安心して暮らしていけるよう、医療と地域福祉を連携させる取り組みが必要との考えから補助金を交付してきた。また、環境省環境保健部は 2013 年より環境保健対策の推進ならびに、水俣病対策の一環として「環境都市水俣創造事業[515]」を実施している。これは、水俣病が発生して半世紀以上に渡り、地域経済の疲弊や地域社会の軋轢など深刻な影響が及んでしまった水俣病発生地域において、問題解決のため、地域の絆の修復、地域の再生、融和、地域の振興、雇用の確保に関する取り組みを加速化する事業として行われている。いずれも水俣病被害者や地域住民を対象としており、地域再生、地域振興を柱とした事業でもって絆を修復し、軋轢を融和させることが目指されている。そして、先述した「環境都市水俣創造事業」にあるように、雇用の確保が目標とされた。こういった水俣病被害者を対象とした地域の振興計画は、水俣病被害者の医療や福祉、雇用対策が機能し、生活が安定したとも考えられよう。だが、先述した事例に示すように未認定被害者やその家族は、地域とのつながりがなく、また、雇用の機会に接続されていない場合がある。国が実施する事業は、地域を再生、融和、地域振興・雇用確保を位置づけられているが、水俣病を主訴する未認定被害者やその家族にはこれら計画が十分に機能しているとは言い難い。とりわけ、未認定被害者に対する日常的な生活支援は、極めて近い血縁家族によって担われている。また、未認定被害者の医療や福祉、そして雇用は確保された状況にはない。第 1 章でも論じたように、かつて水俣は水俣湾河口に塩田が広がり、製塩業で栄えた。また、32 の網代と、6 統におよぶ地引網を曳くことのできる漁場があり、多くの漁労を必要とした。こうした労働の場を家族経営からなる小規模零細漁家が、雇用を生み出すと同時に、生活構造にみる労働生活を保障してきた。また、漁船や漁具を持た

514担当課は特殊疾病対策室。

515水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する「特別措置法」(平成 21 年度法律第 81 号)及び同法に基づく「救済措置の方針」(平成 22 年 4 月閣議決定)

ない漁業従事者は、地域で相互に助け合いながら生活を支えあっていた。生活が持続的に保障され社会に参画する機会を確保するためには、家族やコミュニティが機能しなければならない。また、国や地方公共団による施策や制度が好適に家族やコミュニティに接続する必要がある。

未認定被害者からすると上記に示した環境都市水俣創造事業などは、機能不全が生じていると感じられるのではないだろうか。水俣病被害者、未認定被害者ならびにそれら家族が安心して暮らしの営める所得、雇用、住居、社会サービスからなる一体的な生活保障の仕組みづくりが求められよう。

近年、企業組合エコネットみなまたに見られるような事業所は、水俣市や芦北町、津奈木町を含む近隣市町村で誕生している。事業規模は小さくとも地域に複数生活構造を支える場所や社会参加ができる機会が設けられると、水俣病被害者や未認定被害者の生活は安定すると考えられる。また、こうした、場所や参加できる機会の構築は、精神障害者や知的障害者などの利用にもつながり、地域の福祉的課題を共有できる機会になるとも考えられる。

現代社会の水俣市は、熊本県で最も高い高齢化率(2015 年国勢調査：36.4%)であることに加え、有効求人倍率が 2010 年、0.35、2011 年 0.55 と県下で最低水準を推移している。これらのことからもわかるように、人口の高齢化と生産年齢人口の減少に加え、雇用先が縮小傾向にある(表 7－1)。水俣病被害者や未認定被害者のみならず、生産年齢人口全体に雇用機会が低い状況にある。このように地域共通の課題として雇用を創出することなど、生活保障に接続する方法の構築が求められている。水俣市が作成した『平成 23 年度環境まちづくり推進事業報告書[516]』には、就業者数の増加は地域の活性化に大きく寄与するため、雇用を拡大する必要があると指摘している[517]。なお、平成 26 年経済センサスによると、水俣市の事業所数は、第 1 次産業 15 事業所、第 2 次産業 184 事業所、第 3 次産業 1165 事業所、合計 1364 事業所となっている。

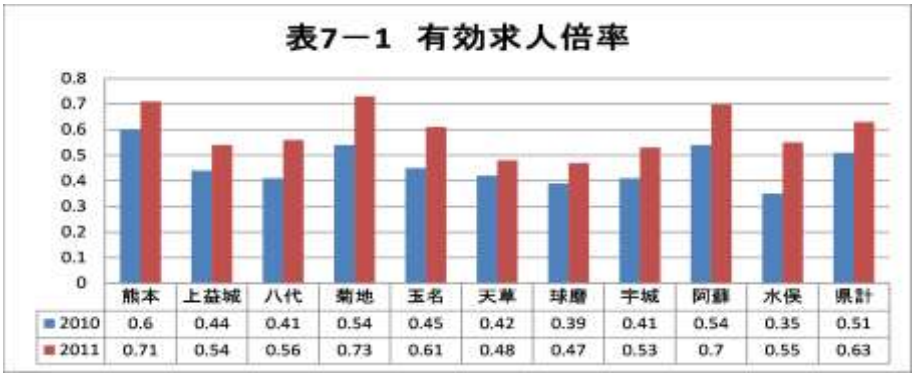

	熊本	上益城	八代	菊地	玉名	天草	球磨	宇城	阿蘇	水俣	県計
2010	0.6	0.44	0.41	0.54	0.45	0.42	0.39	0.41	0.54	0.35	0.51
2011	0.71	0.54	0.56	0.73	0.61	0.48	0.47	0.53	0.7	0.55	0.63

516水俣市(平成 24 年)『平成 23 年度環境まちづくり推進事業報告書』水俣市

517前掲註 No.516、17 頁

先述した野口は地域資源を活用して産業を起こし、第 6 次産業化[518]を提唱している。第 6 次産業化は生産物の価値を上げるために、農林漁業者が農畜産物・水産物の生産だけでなく食品加工も行い、さらに、流通・販売にも取り組み、農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうこという市場開発である。こうした市場開発は、農畜産物・水産物の価値を高め、農林漁業者の所得を向上させていくというねらいがある。

エコネットみなまたの事業展開をいま一度振返ると、第 6 次産業化によって市場を開発し、人と人が行きかい交流する場面を労働市場(廃油回収)、流通市場(せっけん対面販売)で創出していた。また、せっけんの付加価値を付けるために、事業理念を謳い製品の使用価値がさらに高められていた。こうした、事業の展開から、水俣病被害者や精神障害者、知的障害者また、困難を抱えている人と、地域住民相互が理解し合える地域創りが実践されていた。井手らが(2016 年)指摘するように「思想や立場を超え、人間の違いではなく、共通点を発見し理解する[519)]」という地域福祉が重要ということである。また、「過去の歴史に学びながら、日本人が大切にしてきた価値観と向き合いながら、新しい道を切り開く決断と未来を創り出す勇気がいま求められている。[520)]」といえよう。

現在、水俣市において、お茶やみかん、玉ねぎなどの野菜、いりこ製造など、農・水産物の生産、加工、販売を行う小さな経営体が多数創出されている。

このように、環境破壊から回復の兆しが見える水俣の人間社会システムと、自然生態系の調和を模索したあらたな時代を切り開く挑戦が水俣市で展開されている。

第 4 節　考察

水俣病被害者や家族の生活を再建する支援が展開されるとともに、人間社会システムと自然生態系の調和を目指した地域作りが進められている。また、少子・高齢化が進み人口減少が著しい水俣市においては、地域共通の生活課題と結びつけながら、地域の資源を活用した事業体が誕生している。これまで示してきたように、地域の生活課題の向上は、野口がいう地域安全網 4 層理論に見られるような、重層的な生活保障システムの構築となるばかりか、水俣病被害者の孤立や潜在化を防ぐことにつながっている。また、重層的な生活保障システムの構築は、水俣病被害者への本質的な「救済」へと導くだけでなく、精神障害者、知的障害者など福祉的な支援が必要な人々の生活保障につながっていると考えられる。

他方で、グローバル化が進行し、水俣地域の社会・産業構造が大きく変容していくなかで、相思社やエコネットみなまたのように、福祉コミュニティを担う自力更生的に形成された内発的発展による団体の構築は、産業を通して人と人を結び、地域を結束させる機会になると考えられる。そして、相思社やエコネットみなまたの実践は、水俣病被害者らの福祉対策や人権保障に留まらず、地域の参加と雇用を生み出す機会を創出している。

---

[518]第 6 次産業　東京大学名誉教授今村奈緒臣によって提唱。

[519]井手英策、古市将人、宮崎雅人(2016)『分断社会を終わらせる』筑摩書房、10 頁

[520]前掲註 No.519、46 頁

野口は地域共生社会の実現として、Ⅰ.制度内福祉サービス、施設サービス、介護保険サービス、Ⅱ.社会貢献市場サービス、Ⅲ.多様な住民活動の形態から成る地域福祉のベクトルを示し、これら3つのうち中間に位置する市場サービスの創出が重要であると指摘する。

図 7－1　地域福祉のベクトル－信頼に基づくゆるやかな共同体の形成―　野口定久作成

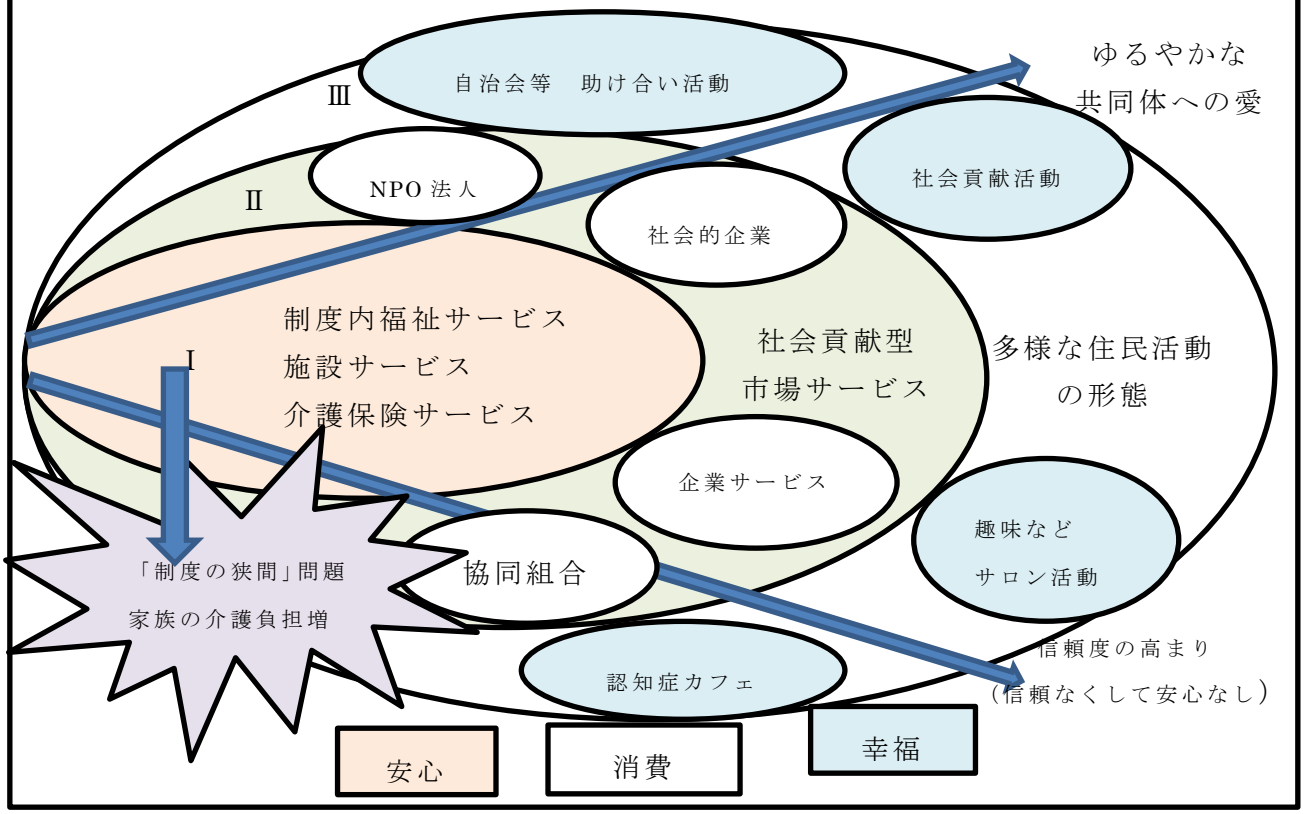

上記に示した図 7－1 より検討すると相思社やエコネットみなまたは、社会貢献市場サービスに該当すると考えられよう。今日においては、序章で示した環境マイスター制度や、水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワークにみられるような社会貢献市場サービスを担う事業所が地域に多数創出されている。

こうしたことから、多様なニーズを併せ持つ水俣病被害者と、水俣病被害者以外の市民が抱く生活課題の融合は、分断された地域の創生を図ることが期待できよう。つまり、社会的脆弱層を支える仕組みづくりに関して検討することは、地域経済の活性化につながると考えられ、こうした意味で福祉社会の創生と振興に結び付いている。

第 5 節小括

第 1 に、水俣病被害者や地域住民を支える支援団体や中間支援組織の構築が求められる。

第 2 に、生活保障システムの構築は、水俣病被害者や精神障害者、知的障害者など福祉的な支援が必要な人々の生活保障につながっている。

第 3 に、内発的に形成された団体の実践は福祉的就労支援や、人権保障に留まらず、地域の参加と雇用を生み出す機会を創出している。

第 4 に、立場を超え、相互の共通点を発見し、誰もが受益者になる実践が創造され展開されていた。

終章

第 1 節　考察

本研究は、水俣病被害者の生活破壊と克服を研究目的に沿って検討してきた。生活破壊と克服を明らかにするために、水俣病被害者の生活破壊の歴史とチッソの地域進出を概観した。主要な産業のない水俣において、チッソの進出は寒村な地域に雇用を創出すると同様に、地域住民の生活を豊かにするとして期待された。企業誘致を果たし、チッソ水俣工場が稼働することによって、市民の暮らしは物質的に豊かになった。その一方で、生活の糧となる魚場を奪われ、人命の損傷が繰り返される水俣湾を含む不知火海沿岸部の住民に多大な受苦を強いる結果となった。また、封建時代から続く、漁家世帯が受けた激しい偏見と差別の実態が公害問題をより複雑にした。そもそも水俣病に対する偏見や差別は、公害が発生した際に生じただけではなく、それ以前にから不知火海沿岸部を中心に存在していた。水俣病が多発した地域は、天草諸島などより移住してきた人々によって形成され、在来農家らは漁家や半農半漁の住民を貧しい者として蔑視していた。さらに、チッソによる環境破壊が拡大すると、水俣病を伴う偏見や差別は在来農家に加え、水俣病被害者間で排除し合うようになった。こうした史実を水俣市史(1966 年)や、水俣病事件資料集(1996 年)および水俣病裁判全史(1998 年)より明らかにした。

この他に、収入源を絶たれた漁家は生活が困窮することから、生活保護費を受給したが、チッソからの漁業補償(補償金)を受け取ったことにより、生活保護費を停止されると言った逆機能が生じた。熊本県は世帯更生資金や、法外援護（見舞金）を行うなどにより、水俣病被害者や漁家を救済したが、それらは一時的な救済に過ぎず、防貧対策とはならなかった。

こうした状況に対して、水俣病被害者を支えるために全国から支援者が集まり、生存権などを求める運動が展開され、チッソによる一定の金銭を含む保障を獲得した。しかしながら、チッソによる補償は、水俣病被害者の生活を実質的に安定化させたとは言い難い。なぜなら、依然として、水俣病被害者の直接的、また、間接的生活支援の多くは、家族支援(介護)によって支えられ、地域を含む包摂的な支援となっていないからである。ケース事例においても紹介したが、高齢の親が水俣病被害者である子どもの介護を行ったり、また、姉が毎日、水俣病被害者の疑いのある弟の家に行き、食事を作ったり、病院へ付き添ったりする支援が確認されていることを論じた。家族介護者のなかには、介護者と同様に水俣病を発症している場合が少なくない。水俣病被害者ならびに未認定被害者に対して、24 時間切れ目なく続く包括的な支援体制の整備が求められよう。また、水俣病被害者ならびに、その家族の定期的な検診が継続的に行われなければならない。その理由は、偏見や差別を恐れ、水俣病認定を申請しなかったりする住民や、水俣病の症状そのものに気づいていない人も多いことから、十分な配慮をもって行われなければならない。

第 2 章において、不知火海沿岸部と過剰人口の形成過程を整理し、九州南部の一寒村が、いかに近代工業都市へと変貌したのか、その歴史を概観した。また、近代工業都市への変貌は、多くの労働者を必要とし、地域の就業構造および所得構成を変容させた状況を究明した。さらに、チッソによる地方公共団体への介入をとらえつつ、水俣市の都市改造を概観するとともに、チッソ水俣工場の営業収益の増加と、チッソ従業員の市民所得の向上が、

市財政の好調の原因となったことを検討した。そして、水俣市の財政が一企業に依存していく実態をとらえた。また、チッソの長期に渡る労使闘争は工場生産を停止させ、一方で、電気化学から石油化学への国策の転換に対応が遅れたことで経営がさらに悪化した。チッソの経営悪化によって、水俣市の人口は減少に転じ市税収入は悪化していくことになった。その後、市税収入を増加させるために、水俣市議会は工場誘致条令を採択し、水俣市に工場（企業）誘致をはかり雇用を創出し、財政再建化を志向した。企業誘致による雇用の創出は、衰退するチッソに代わる新たな就労機会を確保することにつながり、また、多くの市民の生活水準を維持すると期待された。水俣市議会が図った工場誘致条令の採択は、1900 年代初頭、チッソを初めて誘致した際の思考過程と酷似している。いずれも企業（工場）誘致を図ることによって、水俣市の雇用を創出し、市の財政安定化に寄与すると考えられていた。

しかし、第 2 章で論じたように、元山議員や日吉議員ら一部の水俣市議会議員から、工場（企業）誘致に反対が訴えられ、経済志向一辺倒の施策に対して問題が提起される。だが、水俣市議会は工場誘致を優先し、パレート効率的な社会を選択した。つまり、工場誘致を図り、水俣市の経済浮揚効果を求める集団が、一部の労働者や地域住民を犠牲にする施策が選択されたといえる。高橋が指摘するように、ある者の利益は、他の者の生活を犠牲に生み出される「犠牲のシステム」が維持されたといえよう。

加えて、水俣病被害者に対して行われた地方公共団体による施策と、福祉的な視点で水俣病被害者支援を行ってきた支援者の活動を概観した。とりわけ、本研究においては、水俣病被害者を支援してきた元水俣市市議会議員日吉フミ子氏(以下敬称略:日吉という)を中心とした水俣病支援をとらえてきた。日吉らは、地域から疎外された水俣病被害者を支援するために、自力更生的な団体を立ち上げ、内発的発展を目指した。日吉らが実施した水俣病被害者支援は、地方公共団体が立案した都市計画や、水俣病被害者救済施策に対抗した事業であり支援策であったと考えられる。また、日吉らの実践は、水俣市の企業誘致に伴う都市計画および、熊本県が立案した施策は技術官僚的な意思決定に対抗するものであり、少数派である当事者の意思を弁護（代弁）するアドボカシープランニング（Advocacy Planning）が展開されたといえる。

この他に、水俣市、熊本県が行った水俣病の未然防止、また、被害の拡大を防ぐ施策と、失業対策(転業)、就労支援(転換)を検討した。しかし、第 2 章で論じたように、1959 年、漁業補償が実現せず、その額があまりに低額であった状況のもとでは、漁家の生活は成り立たなかった。漁業補償は、漁家の生活保障や水俣近海における漁獲規制を徹底させるうえで重要な対策であった。また、漁家を含む不知火海沿岸地域住民の保健衛生上、重要な意義を持っていたと考えられる。しかも水俣地域の産業構造と地域経済の再建という課題を考えるとき、1956 年水俣病公式確認から 1973 年第 1 次訴訟判決まで約 20 年間に及ぶ期間に、どのような客観的根拠を持った生活基盤整備が検討され、また、漁家が主体的条件のもとで働くことができる就労対策が整備されたのか、その対策はあまりに恣意的な対策であったのと言わざるおえない。

以上のように、困窮する漁家および水俣病被害者を対象とした水俣病対策特別措置法や、失業対策事業、ならびに、地方公共団体の施策がいかに整備され、そして機能したのかを明らかにした。そして、貧困に関わる先行研究をウイリアム・ペティなどの貧困研究に関

する先行研究を概観した。ついで、貧困水準の理論と生活構造論を検討することから、水俣病被害者の窮乏化のメカニズムと、貧困からの克服条件を検討するための理論的枠組みを提示した。さらに、水俣病多発地域における階層移動調査によって、漁家の下降が著しく生じた時期を検証した。調査結果によると、漁家の下降が著しく示唆されたのは、第 6 期（1955 年－1959 年）、第 7 期（1960 年－1964 年）に該当する時期であった。また、非漁家は、第 6 期（1955 年－1959 年）の時期であり、いずれも第 6 期(1950 年－1954 年)に下降が発生していた。これら階層移動の結果と、第 2 章で論じた 1959 年に熊本県水産課が実施した、水俣病関係漁業基本対策（①近海漁業出漁の指導奨励、②真珠母貝養殖の指導奨励、③他漁業への就労斡旋、④公共土木の就労斡旋、⑤水俣病原因究明）や、熊本県民生労働部職業安定課の、漁家および水俣病被害者世帯など関連失業者に対する、職業相談指導、職業紹介、職業訓練などの諸対策を比較して検討すると、施策は十分に機能しなかったと考えられる。加えて、階層移動の状況をみても、被用者層に階層間移動しているように、一時応急的に漁家および水俣病被害者世帯は一般失業者へ吸収されたと推察される。

この他に、熊本県は、漁船の集団利用や、集団操業指導船の建造、近海漁業出漁の指導を奨励していたが、漁家が漁業転換を果たしたとは言い難く、恣意的な計画であったと推察される。漁家の上昇時期は、第 9 期(1970 年－1974 年)、第 10 期(1975 年－1979 年)であった。下降時期に講じられた水俣病関係漁業対策時期と、階層上昇の時期を比較すると約 15 年間の期間を要している。漁家が階層上昇を果たすの 15 年の期間を要していることから考えると、地方公共団体が講じた失業対策は十分に機能しないばかりか、対策を放置したと言わざるおえない。

他方、非漁家は、公害発生期と位置付けた第 6 期(1955 年－1959 年)のほかに、もやい直し期第 15 期（2000 年－2004 年）において、顕著に下降が生じていた。非漁家においても漁家と同様に、第 6 期(1955 年－1959 年)に下降が生じていたが、その後、機能集団に吸収され、被用者や日雇いになるなどして、概ね下降は生じていない。地方法公共団体が講じた一般失業者へ吸収されたことが推察される。ところで、階層上昇は、環境対策期と位置付けた第 11 期(1980 年－1984 年)、もやい直し期とした第 14 期(1995 年－1999 年)に発生していた。非漁家の階層上昇の特性として、階層移動が安定的に推移していた状態から、階層内上昇を果たしている点である。貯蓄・資産を持ち上昇していることも確認できるが、企業補償を得て上昇しているケースを確認することができる。こうしたことから鑑みると篭山がいう、貧困条件にある社会保障があると、階層を上昇させることができると考えられよう。本研究では、国による社会保障というよりも、企業による補償が要因となっていたが、いずれにしても所得を保障していくことが階層を上昇させ、生活構造が安定すると考えられる。

この他に、水俣病被害者や家族の生活を再建する支援が展開されるとともに、地域コミュニティを作る実践が進められていた。また、高齢化が進み人口減少が著しい水俣地域においては、地域共通の生活課題と結びつけながら、地域の資源を活用して、水俣病被害者や地域の住民の生活を支える仕組みづくりは、重層的な生活保障システムの構築につながるばかりか、水俣病被害者の孤立や潜在化を防ぐことにつながっていると考えられる。また、水俣病被害者への本質的な「救済」へと導くだけでなく、精神障害者、知的障害者な

ど福祉的な支援が必要な人々の生活保障につながっている。

他方で、グローバル化が進行し、水俣地域の社会・産業構造が大きく変容していくなかで、福祉コミュニティを担う中間支援団体の構築は、雇用を創出し、地域を結束させる機会になると考えられる。そして、多様なニーズを併せ持つ水俣病被害者と、水俣病被害者以外の市民が抱く生活課題の融合は、分断された地域の創生と振興に結び付いていることが示唆された。

なお、本研究で明かになった点は次の通りである。

第 1 に、水俣病被害者の生活保障に関する実態を明らかにするとともに課題を提示した。

第 2 に、地方公共団体の施策と、それに対抗する支援者らの方策を明らかにした。

第 3 に、貧困水準の理論と生活構造理論を明示し、水俣病被害者の階層移動を解明した。

第 4 に、水俣病被害者の生活が公害によっていかに変容し、なおかつ窮乏化したのか、生活構造の変容を明らかにした。また、階層落層、階層転落、階層上昇の発生時期を究明した。

第 5 に、水俣病被害者世帯の分化・分解を検討することから、その要因を明らかにした。

第 6 に、水俣病被害者世帯が窮乏化からいかに脱したのか、その克服する条件を考究した。同時に、生活構造を安定化させる要因を明らかにした。

第 7 に、水俣病被害者の参加、協働、自主管理からなる内発的な団体の形成を明らかにするともに、それらが果たす生活保障を明らかにした。

第 2 節　研究の意義

水俣病被害に関わる研究は、医学・社会的側面からの研究が主であり、生活構造からのアプローチは僅少に留まっている。また、地域や生活支援などの側面からの研究も萌芽的な研究に留まっている。本研究が、従前の水俣病研究のなかで、どのような意義を有しているのか考察を加える。

これまで、水俣病被害に関する研究は、水銀汚染における住民の健康被害を疫学的に追及した研究であった。（原田、藤野 1977 年、原田 1983 年）。また、水俣病の人体への影響や汚染の広がりを時系列的に検証した研究が主であった。（舟場 1977 年）。一方で、チッソによる環境破壊と有機水銀汚染による人体への影響の他に、水俣湾及び不知火海沿岸地域に定住する漁家の生活がいかに変容したのかを追跡した社会学的側面からの研究(最首 1983 年)があった。また、水俣市や熊本県によって行われた水俣病被害者および漁家の生活を救済する施策や、失業対策を検討した政治・経済学的領域から接近が試みられていた(深井 1987 年、1999 年)。これらの他に、汚染魚の販売規制をめぐる熊本県および国の食品衛生の対応や、漁業転換、転業推進施策を検討しつつ、国や地方公共団体の責任を問う研究が論じられた。そして、水俣病被害者や漁家を救済するために地方公共団体の意思決定がいかに機能したのかを検討した研究は、船橋（船橋 1995 年）によって行われている。

他方で、水俣病被害者の不断に続く生活がいかに公害によって破壊されたのか、そのメカニズムを探索した研究は、加藤（加藤 2006 年）や、市原、藤野（市原、藤野 1986 年）の研究に留まっており、それらは、水俣病被害者の断片的な生活を示したに過ぎない。

本研究は篭山の北海道和寒町、神奈川県川崎市での調査手法を用いて、水俣病被害者の

生活構造を明らにした。また、チッソがアセトアルデヒド生成過程に伴い水銀を使用した1932年を基準に、世帯の階層移動を追跡した。これまでの水俣病研究において水俣病被害者世帯の階層移動を追跡し、階層落層、階層転落、そして階層上昇を検討した研究は未だ展開されていない。また、激しい環境破壊にともない生産の場(漁場)が破壊され、窮乏化に直面する一方、いかに水俣病被害者は窮乏化を克服したのか検討した研究も実施されていないことから、本研究の学術的意義は高いと考えられる。また、生活構造を変異させ階層上昇を果たし､生活を安定化させる条件を検討した先行研究も行われていないことから、新たな「水俣学研究」の領域を開拓したと考えられる。さらに、地方公共団体の施策がいかに整備されたのか、先行研究においても検証されてはいるが、水俣病被害者や支援者らによって困窮する生活を支え、窮乏化の状況を脱出するプロセスを検討した研究は実施されていない。そして、窮乏化から転落し生活構造を持たない階層や、水俣病被害者を支援する人々が合力し、内発的な団体を形成した研究は鶴見の研究において明らかにされてはいるが、現代において内発的な団体が形成された意義と、その役割を問う研究は展開されていない状況にある。

60年数年前、南九州の一角で発生した未曾有な自然生態系を含む人間破壊は、2011年に発生した福島第一原発事故と類似性を感じてならない。これらは「犠牲のシステム」によって生み出された事件であり、特定の地域や人々に受苦を強いて、そして、多数の人々が受益を得ると言った社会構造が類似している。首都東京から離れた小さな町は、財政の安定化と、物質的な豊かな暮らしを求めて企業誘致を行い、企業は国策に応える形で資本を投じ町の資源を収奪していった。チッソによる環境破壊や、福島第一原発事故にみる放射能汚染は、「犠牲のシステム」の必然的な結果としてみることができよう。いま、40年に及ぶ福島第一原発廃炉に向けた作業と､汚染被害の防止に人々の関心は注がれているが、同時に、被災者1人ひとりの生活破壊に目を向けなければならない。また、破壊された生活をいかに再建し、そして、愛着精神を持ってどのように地域を創生しようとしているのか、人間主体の実践に目を向けなければならない。こうした意味で地域福祉は益々期待され、そして、福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、保育士、精神保健福祉士）の果たす役割は重要となろう。水俣で60年の月日をかけて育んできた一人ひとりの実践や、内発的発展による団体の形成は、現代社会に様々な教訓を語り掛ける。本研究はこうした意味において、過去と未来をつなぐ研究であると考える。

以上、本研究が、今後の水俣研究ならびに、福島第一原発事故を受けた被災者の生活構造研究の一助になることを期待する。

第3節　残された課題

本研究で明かにできなかった点や、論じられなかった点など、今後の課題とすべき点がある。その主な点は次の通りである。

第1に、42ケースの事例を遡及的にとらえ階層移動を追跡してきたが、水俣病被害者に総じて言える階層落層、階層転落、そして、階層上昇ではない。あくまで、熊本県水俣市を中心に隣接する地域のそれも、限られた対象の階層移動の傾向である。今後、新潟県および新潟市、鹿児島県出水市など対象を広げ、水俣病被害者の生活構造を明らかにすることが課題である。

第 2 に、自力更生的に形成された内発的な団体が、水俣病被害者や「未認定被害者」その他、家族に対して生活相談を行っている。また、ジョブ・コーチを含む職業訓練が実施されているがそれら実践と、水俣市を含む地方公共団体との関係性について検討されていない。相思社は水俣病について問い合わせがあった場合、疾病の治療について、診察ができる医療機関や、制度についての説明を行っているようであるが、地方公共団体と情報を共有するまでには至っていない。水俣病被害者を重層的に支えることを考えた場合、野口の地域安全網 4 層理論の第 3 層にある、「社会的脆弱層のソーシャルワーク支援」を整備する必要があろう。この意味で、情報を共有する用紙の開発や、情報伝達に関わるルール作りが必要である。また、職業訓練についても、エコネットみなまたは社内教育の 1 つとして取組まれているが、水俣病被害者の就労と安定的な生活を考えた場合、就労支援費として環境省は保障すべきであろう。環境省は、2015 年、水俣病総合対策関係経費のうち、「平成 21 年水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向けて必要な措置を構ずることから、総額 149 億円[521]を超える予算を要求し、同等額の予算が執行されている。このうち水俣市が実施する「環境都市水俣」創造事業に充てらた予算は、約 2 億 5,300 万円の補助を行っているが、これらの中に職業訓練に関わる予算は計上されていない。上記の制度が、水俣病被害者の療養費および療養手当、また、健康上の問題の軽減、解消を図ることを目的とした施策であることに加えて、地域の再生、融和施策を推進するための制度設計であることは理解できる。だが、雇用確保に関する取り組みの加速化を謳うならば、就労支援を行う補助も検討すべきであろう。

このように、自力更生的に形成された内発的な団体と公的機関との支援の関係性、また、社会福祉法人などを含む民間団体との関係性について、今後検討を加えなければならない。

第 3 に、水俣病被害者らを支援する中間支援団体の創設や、安定雇用の創出を支える人材育成を検討してこなかった。水俣市および芦北町、津奈木町において、水俣病被害者を支援する団体が誕生しているが、それら団体を団体化する方法や人材育成については論じてこなかった。現代社会において、認定社会福祉士や、認定介護福祉士養成教育の議論が高まっているが、ここに、水銀被害に特化した養成教育(水俣学)の可能性を検討すべきであろう。医学的側面からみた水銀被害の特徴や日常生活を送るうえで配慮しなければならない点や、地域の歴史的、社会的、地理的、文化的な背景を理解して対応しなければならない。そのため、従前の福祉専門職を養成する教育ではこれらに対応できないと考える。また、産業が大きく変容し、人口減少の進む水俣市において、いかに産業を起こし人材を確保するのか、今後の研究課題である。加えて、内発的発展によって組織化された産業が水俣病被害者に適合しているのか検証が必要である。眩暈、ふらつき、手足のしびれ、集中力がないなど身体的な障害が出る場合、産業ロボットを含めた労働の軽減が検討されなければならい。

第 4 に、大沢(2007)が指摘する生活保障システムを考えた場合、水俣病被害者の生活構造に荷重がかかり、ややミクロ、メゾの領域に論点が集約されている。第 1 章、第 2 章の

---

521 熊本県、鹿児島県、新潟県、新潟市、水俣市に支給.なお、2015 年環境省は 149 億円の予算を要求し、そのうち約 148 億 7,400 万円の予算が執行された.補助率 8/10.

論点を踏まえ、マクロ的論点（政策および経済的動向）に立った生活構造分析を行うべきであった。加えて、水銀条約(2017 年 5 月 18 日付け[522])を踏まえ、国内外の環境政策ならびに生活保障、人権保障を検討すべきであった。今後の研究課題としたい。

第 5 に、本研究において、地域の資源を生かした産業が展開さていることから、それぞれの地域を比較した場合、その創出過程に違いはあるのか、また、特色あるのか検討すべきであった。そして、いかなる地域の産業が生活構造を安定化させたのか検討すべきであった。本研究においては、これらを論じることができなかった。今後の水俣病多発地域における研究課題としたい。

[522]条約発効日、2017 年 8 月 16 日。

謝辞

本研究にあたり、日本福祉大学教授 野口定久先生には、研究の進め方や分析の手法ならびに論述の構成等、夜遅くまた、休日にもかかわらず丁寧なご指導いただいた。先生の熱心なご指導がなければ、本論文を書き上げることはできなかった。あらためて、先生に感謝を申し上げたい。また、花園大学名誉教授古橋エツ子先生には、日本法政学会ならびに、日本人権教育研究学会において、発表の機会を頂くと同時に、厳しく、また、心温まる励ましの言葉を頂いた。深くお礼申し上げる。

さらに、一般財団法人相思社の職員の方、ならびに、NPO 法人水俣病協働センター職員の方には業務があるにもかかわらず、水俣病被害の状況や被害場所への送迎や案内、資料提供まで快く行って頂いた。また、水俣病患者連盟の方やせっけん工場の社員の方にも多大なご協力を頂いた。そして、調査に協力して頂いた水俣病被害者の方々やご家族に深くお礼を申し上げる。

最後に、水俣病研究をはじめる当初からサポートをして頂いた安部裕子氏と定久鶴舞福志塾の塾生のみなさんに深く感謝を申し上げたい。安部氏と塾生の方々からの暖かい励ましと純粋な批評が、本研究を行うモチベーションとなり原動力となった。この場をお借りして深くお礼申し上げる。

夕凪美しい不知火海で暮らす水俣病被害者やご家族の支援に、本研究が少しでも役立つことを祈念して筆をおく。

引用文献・引用論文

E・ゴッフマン 石黒毅(訳)(1970 年)『スティグマの社会学』せりか書房、12 頁
安藤良雄、山本弘文解説(1971)前掲書、40 頁.
安藤良雄、山本弘文解説(1971)前掲書、42 頁.
井手英策、古市将人、宮崎雅人(2016)『分断社会を終わらせる』筑摩書房、10 頁
井手英策、古市将人、宮崎雅人(2016)前掲書、46 頁
石本寅重(1977)「茂道の漁業及び農業の由来記」『創立記念誌－袋小学校及び袋校区の百年－』出所不明
石田雄「水俣における抑圧と差別の構造」色川大吉編(1983) 『水俣の掲示上』筑摩書房、44－50 頁
石田雄前掲書、筑摩書房、44－51 頁
石田雄前掲書、筑摩書房、44－45 頁
石田雄前掲書、筑摩書房、41－90 頁
石田雄「水俣における抑圧と差別の構造 地域住民団体の機能」色川大吉編(1983)筑摩書房、44－67 頁、75－84 頁
色川大吉「不知火海民衆史」色川大吉編(1983) 『水俣の掲示上』筑摩書房、5－89 頁
色川大吉(2012)『東北の再発見』河出書房、172 頁
色川大吉(2012)前掲書、河出書房、163 頁
色川大吉(2012) 前掲書、河出書房、172 頁
色川大吉(2012 年)前掲書、河出書房、173 頁
石牟礼道子「乳の潮」色川大吉編(1983) 『水俣の掲示上』筑摩書房、335－379 頁
大沢真理(2007)『現代日本の生活保障システム』岩波書店、7－8 頁、
大沢真理(2010)『生活保障のしくみ』岩波ブックレット No.790、岩波書店、13－14 頁
大沢真理(2007)『現代日本の生活保障システム』岩波書店、7 頁
岡本達明(1978)『近代民衆の記録 7 漁家』新人物往来社、30 頁
岡本達明(1978)前掲書、77 頁
岡本達明(1978)前掲書、新人物往来社、251 頁
岡本達明(1978)前掲書、新人物往来社、251 頁
岡本達明(1978)前掲書、新人物往来社、29 頁
岡本達明(1978)前掲書、新人物往来社、42－43 頁
岡本達明(1978)前掲書、新人物往来社、40 頁
岡本達明(1978)前掲書、新人物往来社、40 頁
岡本達明(1978)前掲書、新人物往来社、42 頁
William Petty「PolitiKcal Arithmetic」(1690)大内兵衛、松川七郎訳前掲書、133-134 頁.
岡本達明(1978)前掲書、新人物往来社、176 頁
岡本達明(1978)前掲書、新人物往来社、41 頁上段－44 頁下段
江口英一(1987)『生活分析から福祉へ』光生館、90－93 頁
篭山京(1976)『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会、24 頁
篭山京（1976）前掲書、東京大学出版会、39 頁
篭山京（1982)『篭山京著作集第二巻 最低生活費研究』ドメス出版、156－158 頁

篭山京(1976)前掲書、東京大学出版会、121 頁
藤林敬三、中鉢正美、「戦後および戦前における都市労働者家計の比較」有沢広己(1954)『日本の生活水準』東京大学出版会 149－191 頁
篭山京(1976)前掲書、23－24 頁
篭山京(1976)前掲書、24 頁
篭山京(1976)前掲書、25 頁
篭山京(1976)前掲書、26 頁
篭山京(1976)前掲書、27 頁
篭山京(1976)前掲書、32 頁
篭山京(1976)前掲書、34－35 頁
篭山京(1976)前掲書、36 頁
篭山京(1976)前掲書、42 頁
篭山京(1976)前掲書、46 頁
篭山京(1976)前掲書、47 頁
篭山京・中鉢正美(1950)『家庭経済論(家庭科学全書)』国土社、38 頁.
篭山京(1982)『篭山京著作集第 2 巻最低生活費研究』ドメス出版、51 頁.
篭山京(1982)前掲書、ドメス出版、143 頁
梶田孝道(1988)『テクノクラーシーと社会運動』東京大学出版、8－23 頁
梶田孝道(1988)前掲書、152 頁
梶田孝道(1988)前掲書、152－153 頁
熊本学園大学水俣学研究センター(2006 年)「水俣・芦北地域戦略プラットフォームの発足からゼロ・ウェスト円卓会議」資料
『熊本日日新聞』1975 年 8 月 8 日
栗林彬(2000 年)『証言　水俣病』岩波新書、137－138 頁.
栗原彬(2000)前掲書、140 頁
北岡秀郎(1981)『公害患者への接近―水俣病患者の調査から―』新日本医学出版社、79 頁
熊本県公害部(1976)『水俣湾堆積汚泥浚渫事業計画書』62-63 頁
熊本県社会課係員派遣実態調査の結果から認識を示す.水俣病研究会編(1996)前掲書 543 頁
最首悟「不知火海漁業の移り変わり」色川大吉編(1983) 『水俣の掲示上』筑摩書房、243－319 頁
23 最首悟「不知火海漁業の移り変わり」色川大吉編(1983) 『水俣の掲示上』筑摩書房、259－319 頁
新成長戦略「元気な日本復活のシナリオ」2010 年 6 月 18 日、閣議決定
R. F. George(1937)「A New Kcalculation of the Poverty Line」『Journal of the Royal StatistiKcal Society』vol.100,No.1, Wiley 、74-95 頁
坂本登氏の法廷における陳述書.出版社不明
坂本登前掲書、81 頁
坂本登前掲書、106 頁
坂本登前掲書、32－58 頁.

坂本登前掲書、132 頁
坂本登前掲書、133 頁
高橋哲也(2012)『犠牲のシステム』集英社新書、27－28 頁
鶴見和子「多発部落の構造変化と人間群像」色川大吉編(1983)『水俣の掲示上』筑摩書房、157－233 頁
鶴見和子、川田侃(1989)『内発的発展論』東京大学出版会、13－17 頁
鶴見和子「多発部落の構造変化と人間群像」色川大吉編(1983)『水俣の掲示上』筑摩書房、199－235 頁
鶴見和子(1996)『内発的発展論の展開』筑摩書房、183 頁
鶴見和子(1996) 前掲書、筑摩書房、184 頁
鶴見和子(1996) 前掲書、筑摩書房、180－181 頁
鶴見和子(1996) 前掲書、筑摩書房 147 - 153 頁
鶴見和子 (1983) 前掲書、筑摩書房、193-198 頁
『かづら』第 3、4 号、(1979 年)反農連水俣袋地区生産者連合事務局、1 頁
鶴見和子(1996)『内発的発展論の展開』筑摩書房、185 頁
高橋誠一郎 (1932)『重商主義経済学説研究』改造社、714-715 頁
高野史郎(1970)『現代の貧困と社会保障』解放新書、28 頁
土本典昭(1974 年)『映画は生きものの仕事である』未来社、280 頁
土本典昭『逆境のなかの記録』(1976 年) 未来社刊、45 頁
中岡哲郎(1974)『コンビナートの労働と社会』平凡社、12－20 頁、100－118 頁
西尾勝(1975)『権力と参加』東京大学出版会、123－143 頁
野口定久「居住福祉社会論の焦点と構想」、日本居住学会編(2013)『東日本大震災と居住福祉』東信堂、65 頁
ノルベルト・エリアス/ジョン・L スコットンソン、大平章訳(2009 年)『定着者と部外者』法政大学出版局、49－50 頁
ノルベルト・エリアス、J・L・スコットソン大沢章訳(2009)『定着者と部外者』法政大学出版会、56－57 頁
ノルベルト・エリアス/ジョン・L スコットンソン、大平章訳(2009 年)前掲書、57 頁
原田正純,藤野糺「現在の水俣病の問題点」宮本憲一編(1977)『公害都市の再生』筑摩書房、3－28 頁
7 原田正純「不知火海有機水銀汚染の医学的追及」色川大吉編 (1983)『水俣の掲示上』筑摩書房、原田 1983 年:325－386 頁
舟場正富「患者発生の背景と推移」宮本憲一編(1977)『公害都市の再生』筑摩書、50－66 頁
舟場正富「チッソと水俣市行政」宮本憲一編(1977)『公害都市の再生』筑摩書房、38－94 頁
舟場正富、 (1977) 前掲書、筑摩書房、43 頁
舟場正富「チッソと地域社会」宮本憲一編 (1977 年)『公害都市の再生・水俣　講座地域開発と自治体 2』筑摩書房、50－53 頁
長谷川彰監修(1973 年)『第六次漁業センサス分析：日本漁業の分析』財団法人農林統計協

会刊、339 頁
深井純一「水俣病問題の行政責任」宮本憲一編(1977) 『公害都市の再生』筑摩書房、98－187 頁
深井純一前掲書、筑摩書房、177 頁
深井純一前掲書、筑摩書房、146 頁
深井純一(1999)『水俣病の政治経済学』keiso shyobo、105－196 頁
Frieden Bernard J (1965)『Urban Planning and Social Policy』Basic Books,313-334 頁
宮本憲一(1977)『講座　地域開発と自治　公害都市の再生・水俣』筑摩書房、55 頁
宮本憲一編　『地域開発と自治 2 公害都市の再生　水俣』筑摩書房、54 頁
蜂谷紀之(2009)「水俣病発生の社会的影響と地域再生に関する研究」国立水俣病総合研究センター第 30 号、12－16 頁
橋本道夫編（2000）『水俣病の悲劇を繰り返さないために－水俣病の経験から学ぶもの－』中央法規、または国立水俣病総合研究センター　ホームページ.
http://www.nimd.go.jp/syakai/webversion/pdfversion/houkokushopdf.html　2013.8.28
橋本七彦「市長の死」「工場あっての水俣」
http://toranomon.cocolog-nifty.com/minamatabyojiken/cat21394699/index.html　2013.8.3
宗像巌「水俣の内的世界の構造と変容」色川大吉編(1983) 『水俣の掲示上』筑摩書房、106－114 頁
水俣病研究会編(1996 年)『水俣病事件資料集上』葦書房、118 頁
水俣病研究会編(1996 年)前掲書、395 頁
水俣病研究会(1996)前掲書、葦書房、380 頁－381 頁、414 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、葦書房、399 頁
水俣病研究会編(1996) 前掲書、葦書房、415 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、491 頁
水俣病研究会編(1996 年)前掲書、543 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、559 頁
水俣病研究会編(1996 年)前掲書、722 頁
水俣病研究会編(1996 年)前掲書、721 頁
水俣病研究会編(1996)『水俣病事件資料集下巻』葦書房、1291 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、1291 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、1291 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、1291 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、1291 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、1295 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、367 頁
水俣病研究会編(1996)前掲書、1299 頁
水俣市史編集委員会(1966) 『水俣市史』水俣市、32 頁
水俣市史編纂委員会(1966) 前掲書、水俣市、296 頁
水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、水俣市、299 頁
水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、水俣市、314 頁

水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、316 頁
水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、317 頁
水俣市編纂委員会(1966) 前掲書、水俣市、354 頁
水俣市史編集委員会(1966 年) 前掲書、水俣市、400 頁
水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、水俣市、401 頁
水俣市史編纂委員会(1966)前掲書、水俣市、419 頁
水俣市立水俣病資料館編（2007)『水俣病』水俣市、57 頁
水俣市立水俣病資料館編（2007）前掲書、58 頁
水俣病センター相思社（2006)『水俣病を伝える豊饒の浜辺から第四集』相思社 46 頁
水俣病センター相思社(2006)前掲書、47 頁
水俣病センター相思社(2006)前掲書、48 頁
水俣病センター相思社(2006)前掲書、50 頁
水俣病センター相思社(2006)前掲書、53 頁
水俣病センター相思社(2006)前掲書、53 頁
水俣病センター相思社(2006)前掲書、56 頁
水俣病センター相思社(2006)前掲書、58 頁
水俣病センター相思社(2006)前掲書、59 頁
水俣病センター相思社(2006)前掲書、59 頁
水俣市(平成 24 年)『平成 23 年度環境まちづくり推進事業報告書』水俣市、17 頁
三好禎之(2016 年)「水俣病多発地域における漁家世帯の生活構造」名古屋経営短期大学紀要第 57 号、91-106 頁
54 宗像厳「水俣の内発的世界の構造と変容」色川大吉(1983 年)『水俣の掲示』筑摩書房、99－102 頁
56 宗像厳「水俣の内発的世界の構造と変容」色川大吉(1983 年)『水俣の掲示』筑摩書房、99 頁－102 頁
http://www.city.minamata.lg.jp/Material/2738.pdf#search='みなまた環境まちづくり研究会事務局、11 頁
除本理史、尾崎寛直(2011) 「水俣病特別措置法と環境・福祉対策の課題」東京経済大学会誌第 269 号、180－187
森耕二郎(1953)『経済学新体系Ｖ生活水準』河出書房 153 頁.
B・S ラウントリー　長沼弘毅(訳）(1975)『貧乏研究』千成 97-98 頁.
柳田耕一「『チッソ型社会』を乗り越えて」『ひらく』第 4 号、水俣生活学校をひらく会、1982 年、7 月 15 日、9 頁

参考文献

安藤政吉(1947)『最低生活費の研究「生活問題叢書第 2 輯」』光生館
有沢広己(1954)『日本の生活水準』東京大学出版会
安藤良雄,山本弘文解説(1971)『興業意見他前田正名関係資料』生活古典叢書一巻、光生館
青井和夫(1974)「都民の生活構造と生活意識」『現代のエスプリ』至文堂
赤木須留喜(1978)『行政責任の研究』岩波書店
有吉佐和子(1979)『複合汚染』新潮文庫
アンソニー・ギデンス　藤田弘夫（監訳）(1998)『社会理論と現代社会学』青木書店
青木保(2003)『多文化世界』岩波新書
淡路剛久　寺西俊一　西村幸夫(2006)『地域再生の環境学』東京大学出版会
今村林太郎、八木哲弘（1955）『封建社会の農村構造』有斐閣
色川大吉(2012)『東北の再発見』河出書房
石牟礼道子(1972)『わが死民』現代評論社
市川三郎、布川清司(1972)『伝統的革新思想論』平凡社
磯辺秀俊編(1963)『家族農業経営の変貌過程』東京大学出版会
石本寅重(1977)「水俣病について」創立記念祝賀実行委員会『創立記念誌　袋小学校 100 周年　袋中学校 25 周年』発行不明
石牟礼道子(1980)『天の魚』講談社文庫
石牟礼道子(2004)『苦海浄土』講談社文庫
稲沢克祐(2008)『行政評価の導入と活用』イマジン出版
稲葉陽二(2011)『ソーシャル・キャピタル入門』中公新書
池内了（2000)『寺田寅彦エッセイ集科学と科学者のはなし』岩波少年文庫
井手英策、古市将人、宮崎雅人（2016）『分断社会を終わらせる』筑摩書房
宇沢弘文(2000)『社会的共通資本』岩波新書
宇沢弘文・茂木愛一郎(1994)『社会的共通資本　コモンズと都市』東京大学出版会
宇沢弘文(2010)『社会的共通資本としえの医療』東京大学出版会
内橋克人(1995)『共生の大地』岩波新書
内田節（2015）『半市場経済』角川新書
江口英一(1979)『現代の低所得層　上・中・下』未来社
江口英一(1990)『日本社会調査の水脈』法律文化社
江口英一(1987)『生活分析から福祉へ』光生館
江口英一(1981)『社会福祉と貧困』法律文化社
M・H エイブラハム　輪島士郎、小原文衛(1996)『ポスト構造主義との対話』平凡社
ノルベルト・エリアス　赤井慧爾　中村元保　吉田正勝(訳)(1977)『文明化の過程上』法政大学出版会
ノルベルト・エリアス 波田節夫 溝辺啓一 藤平浩之（訳）(1978)『文明化の過程下』法政大学出版会
ノルベルト・エリアス　宇京早苗（訳）(2000)『諸個人の社会 』法政大学出版会
ノルベルト・エリアス　大平章（訳）(2009)『定着者と部外者 』法政大学出版会
奥村忠雄「生活水準生計費」森耕二郎編(1953)『経済学新大系第 5 巻生活水準』河出書房

奥田道弘（1973)『現代のエスプリ　現代都市論 No.77』至文堂
大河内一男（1959)『貧乏物語』文藝春秋新社
大島清(1970)『米と牛乳の経済学』岩波新書
岡本達明(1978)『近代民衆の記録 7 漁民』新人物往来社
岡本達明、松崎次夫(1990)『聞書水俣民衆史 1 明治の村』草風館
岡本達明、松崎次夫(1988)『聞書水俣民衆史 2 村に工場が来た』草風館
岡本達明、松崎次夫(1989)『聞書水俣民衆史 3　村の崩壊』草風館
岡本達明、松崎次夫(1990)『聞書水俣民衆史 4　合成化学工場と職工』草風館
岡野加穂留(1988)『福祉社会の未来構造論』人間の化学
恩田守雄(2006)『互助社会論』世界思想社
緒方正美(2007)『緒方正美著作綴り』水俣病フォーラム
大沢真理(2007)『現代日本の生活保障システム』岩波書店
大沢真理（2010)『生活保障のしくみ』岩波ブックレット No.790
遠藤保雄(2002)『循環型社会への挑戦』ぎょうせい
緒方正美(2013)『水俣病認定後の闘いの記録』緒方正美
篭山京・中鉢正美(1950)『家庭経済論』国土社
篭山京編(1957)『家庭管理学』光生館
篭山京(1958)『家庭の経営と管理』光生館
篭山京(1968)『生活経営学』光生館
篭山京(1968)改訂『生活経営学』光生館
篭山京(1972)『社会福祉と生活構造』光生館
篭山京(1974) 「国民生活の構造」『現代のエスプリ』至文堂
篭山京・江口英一(1974)『社会福祉選書②　社会福祉論』光生館
篭山京(1976)『戦後日本社会における貧困層の創出過程』東京大学出版会
篭山京(1981)『大都市における人間構造』東京大学出版会
篭山京(1981)『篭山京著作集第一巻　ボランタリーアクション』ドメス出版
篭山京(1982)『篭山京著作集第二巻　最低生活費研究』ドメス出版
篭山京(1983)『篭山京著作集第三巻　貧困と人間』ドメス出版
篭山京(1984)『篭山京著作集第五巻　国民生活の構造』ドメス出版
篭山京(1985)『篭山京著作集第七巻　漁村の貧困』ドメス出版
篭山京(1985)『篭山京著作集第四巻　生活調査』ドメス出版
篭山京(1998)『篭山京著作集第一巻　ボランタリーアクション』ドメス出版
カール・ポランニー　玉野井芳郎、栗本慎一郎(1980)『人間の経済Ｉ』岩波現代新書
嘉田由紀子(2003)『水をめぐる人と自然』有斐閣選書
梶田孝道(1988)『テクノクラシーと社会運動 対抗的相補性の社会学』東京大学出版会
環境経済・政策学会編(1998)『アジアの環境問題』東洋経済
唐沢敬(2002)『越境する資源環境問題』日本経済評論社
金子勝（2015)『資本主義の克服』集英社新書
金光淳(2003)『社会的ネットワーク分析の基礎』勁草書房
北川秀郎(1981)『公害被害者への接近―水俣病患者の調査から―』新日本医学出版社

栗田明良(2000)『中山間地域の高齢者福祉』労働科学研究所出版部
栗原彬(2000)『証言水俣病』岩波新書
熊本学園大学水俣学研究センター(2006)『水俣を歩きミナマタに学ぶ No.3』
熊本日日新聞社
熊本学園大学水俣学研究センター(2013)『水俣からのレイトレッスン』
熊本日日新聞社
功刀達朗・野村彰男(2008)『社会的責任の時代』東信堂
後藤瀋吉(1966)『無告の民』番町書房
小谷義次(1971)『アメリカ資本主義と貧困化理論』新日本出版社
コミュニティ政策学会編(2008)『コミュニティ政策』東信堂
近藤康男（1955)『むらの構造』東京大学出版会
アービング・ゴッフマン　石黒毅(訳)(1970)『スティグマの社会学』せりか書房
サミュエル・スマイルズ　竹内均（訳）(1985)『自助論』三笠書房
坂本登、緒方正人、森山博、中村雄幸『水俣病謀圧裁判資料集①第一審冒頭陳述書』
出版不明
庄司光 宮本憲一(1964)『恐るべき公害』岩波新書
清水博・久米是志・三輪敬之・三宅美博(2000)『場と共創』NTT 出版
神野直彦(2002)『地域再生の経済学』中公新書
社会政策研究委員会編(2007)『市民活動・NPO と社会政策　社会政策研究 7』東信堂
社会保障法学会編(2007)『「自立」を問う社会保障の将来像』
社会保障法学会編(2014)『ジェンダー・雇用と社会保障法』法律文化社
澁谷直三（1957)『戦後日本の雇用失業とその対策』労働法令協会
ポール・スピッカー　阿部實 圷洋一 金子充(訳)(2004)『福祉国家の一般理論』keiso shobo
曽根英二(2010)『限界集落』日本経済新聞社
高橋誠一郎(1932)『重商主義経済学説研究』改造社
高野史郎(1970)『現代の貧困と社会保障』解放新書
タルコット・パーソンズ　丸山哲央（訳）(1991)『文化システム論』ミネルヴァ書房
田上義春　自分史『不知火』終巻号
田中宏（1959)『日本の水産業　大洋漁業』展望社
谷沢弘毅(2004)『近代日本の所得分布と家族経済』札幌大学院選書
高峰武(2008)『水俣病小史』熊本日日新聞社
橘木俊詔、浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会
高橋哲也(2012)『犠牲のシステム福島・沖縄』集英社新書
中鉢正美(1974)「生活構造論」『現代のエスプリ』至文堂
千葉悦子(1988)『戦後生活研究と生活主体の形成』社会教育研究
土本典昭(1974)『映画は生きものの仕事である』未来社
土本典昭(1976)『逆境の中の記録』未来社
鶴見和子・川田侃(1989)『内発的発展論』東京大学出版会
鶴見和子(1996)『内発的発展論の展開』筑摩書房
月尾嘉男監修(2003)『環境共生型社会のグランドデザイン』NTT 出版

暉峻義等(1943)『最低生活費の研究』大阪屋号書店
デイビッド・リースマン　加藤秀俊（訳）(1964)『孤独な群衆』みすず書房
鳥越晧之(2004)『環境社会学』東京大学出版会
東洋大学国際共生社会研究センター(2005)『国際環境共生学』朝倉書店
イーフー・トゥアン　小野有五　阿部一（訳）(1992)『トポフィリア』せりか書房
イーフー・トゥアン　安部一（訳）(1993)『個人空間の誕生』せりか書房
中岡哲郎(1974)『コンビナートの労働と社会』平凡社
中谷巌(2008)『資本主義はなぜ自壊したのか』集英社インターナショナル
永井進、寺西俊一、除本理史(2002)『環境再生』有斐閣選書
永田祐(2011)『ローカルガバナンスと参加』中央法規
中谷巌(2012)『資本主義以後の世界』徳間書房
中村和博(2012)『チッソで働いた蟻のつぶやき』文芸社
中岡哲郎(1976)『コンビナートの労働と社会』平凡社
西尾勝(1975)『権力と参加　現代アメリカの都市行政』東京大学出版会
沼尻晃伸(2002)『工場立地と都市計画』東京大学出版会
日本社会保障法学会編(2012)『地方分権改革と職業生活中断と社会保障』法律文化社
マーサ・C・ヌスバウム　池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ（訳）(2005)『女性と人間開発』岩波書店
野口定久(2008)『地域福祉論』ミネルヴァ書房
野口定久(2016)『人口減少時代の地域福祉』ミネルヴァ書房
野口定久(2018)『ゼミナール地域福祉学　図解でわかる理論と実践』中央法規
原田正純(1972)『水俣病』岩波新書
原田正純・宮本憲一(1983)『いま水俣病は？No.23 岩波ブックレット』岩波新書
原田正純(2004)『水俣学講義』日本評論社
原田正純(2007)『豊かさと棄民たち』岩波書店
原純輔・盛山和夫(1999)『社会階層-豊かさの中の不平等』東京大学出版会
羽貝正美編(2007)『自治と参加・協同　ローカルガバナンスの再興築』学芸出版社
長谷川彰監修(1973)『第六次漁業センサス分析：日本漁業の分析』財団法人農林統計協会刊
橋本道夫編(2000)『水俣病の悲劇を繰り返さないためにー水俣病の経験から学ぶものー』中央法規
F・A ハイエク(1992)『隷属への道』春秋社
深井純一(1999)『水俣病の政治経済学』Keiso　Shobo
稗田健太郎(1971)『医学思想の貧困』社会思想社
久繁哲之介(2010)『地域再生の罠』ちくま新書
東島大(2010)『なぜ水俣病は解決できないのか』弦書房
藤林敬三、中鉢正美「戦後および戦前における都市労働者家計の比較」有沢広己(1954)『日本の生活水準』東京大学出版会.
藤本武(1961)『最低賃金制度の研究』日本評論新社
福武直(1981)『日本の社会構造』東京大学出版会
ロバート・パットナム 柴内康文（訳）(2006)『孤独なボーリング米国コミュニティの崩

壊と再生』柏書房
ウイリアム・ペティ　大内兵衛、松川七郎(訳)(1955)『政治算術』岩波書店
前田清（1961)『公共投資論』東洋経済新報社
松原治郎（1973)『現代のエスプリ　コミュニティ No.68』至文堂
宮城まりこ、宇井純、岡村重夫、田村紀雄、黒川昭登、小山仁示、黒住章、中本藤茂(1975)『現代日本の公害と社会福祉』風媒社
宮本憲一編(1977)『講座　地域開発と自治　公害都市の再生・水俣』筑摩書房
宮本憲一(1969)『日本の都市問題』筑摩書房
宮本憲一(2005)『日本の地方自治その歴史と未来』自治体研究所
宮本常一(1986)『ふるさとの生活』講談社学術文庫
宮本常一(1993)『民俗学の旅』講談社学術文庫
宮本常一(2004)『村の若者たち』家の光協会
宮本太郎（2009)『生活保障　排除しない社会へ』岩波新書
宮本太郎、本田由紀、佐藤博樹、宮本みち子、埋橋孝文、諸富徹、駒村康平、重頭ユカリ（2013)『生活保障の戦略』岩波書店
宮本太郎（2017)『共生保障　支え合いの戦略』岩波新書
宮川公男・大守隆(2004)『ソーシャル・キャピタル』東洋経済新報社
宮澤信雄(2007)『水俣病事件と認定制度 No.4』熊本日日新聞社
宮田喜代蔵（1962)『産業構造論』千倉書房
水俣市史編集委員会(1966)『水俣市史』水俣市
水俣病研究会(1970)『水俣病に対する企業の責任』水俣病を告発する会
水俣市(1974)『水俣市振興計画』水俣市
水俣市基本構想・実施計画編(1978)『水俣・芦北地域振興計画』水俣市
水俣市史編集員会(1991)『新水俣市史上・下』水俣市役所
水俣病研究会編(1996)『水俣病事件資料集上・下』葦書房
水俣病被害者・弁護団全国連絡会議(1998)『水俣病裁判全史第一巻総論編』日本評論社
水俣病被害者・弁護団全国連絡会議(1999)『水俣病裁判全史第二巻責任編』日本評論社
丸尾直美教授退職記念編集(2001)『ポスト福祉国家の総合政策』ミネルヴァ書房
水俣病センター相思社（2003)『豊饒の浜辺から第二集』水俣病センター相思社
水俣病センター相思社(2004)『豊饒の浜辺から第三集』水俣病センター相思社
水野谷武志(2005)『雇用労働者の労働時間と生活時間』御茶ノ水書房
水俣病センター相思社(2006)『豊饒の浜辺から第四集』水俣病センター相思社
水俣病 50 年取材班(2006)『水俣病 50 年』西日本新聞社
水野和夫(2007)『人はなぜグローバル化を見誤るのか』日本経済新聞出版会
水俣病センター相思社(2008)『豊饒の浜辺から第五集』水俣病センター相思社
丸尾直美、カールレグランド、レグランド塚口淑子(2008)『福祉政策と労働市場』ノルディック出版
丸田一(2008)『場所論』NTT 出版会
松原次郎(1974)「生活とはなにか」『現代のエスプリ』至文堂
松野弘、土岐寛、徳田賢二(2009)『現代の地域問題の研究』ミネルヴァ書房

チャールズ・マレー 橘明美（訳）(2013)『階級「断絶」社会アメリカ新上流と新下流の出現』草思社
政野淳子(2013)『四大公害病』中公新書
森戸辰男(1941)『エンゲル ベルギー労働者の生活費』栗田書店
森田優三（1948)『賃金の研究「生活費と最低賃金』東洋経済講座叢書第 2 七輯.
森耕二郎(1953)『経済学新体系Ｖ生活水準』河出書房
柳田耕一(1988)『水俣病そしてチェルノブイリ』径書房
安田雪(1997)『ネットワーク分析』新曜社
安村仁志(2002)『マイノリティの孤立性と孤高性』成文堂
八代尚宏(2011)『新自由主義の復権』中公新書
山下祐介（2014)『地方消滅の罠』ちくま新書
山之内靖(2004)『受苦者のまなざし』青土社
アルベルト・メルッチ　山之内清、貴堂嘉之、宮崎かすみ訳（1997)『現在に生きる遊牧民』岩波書店
除本理史(2007)『環境被害者の責任と費用負担』有斐閣
米澤旦(2011)『労働統合型社会的企業の可能性』ミネルヴァ書房
横山光子(1959)『家庭経済学提要』光生館
吉田文和(2004)『循環型社会』中公新書
三宅秀道(2012) 『新しい市場のつくりかた』東洋経済
労働省賃金調査課編(1960)『日本の賃金構造』労働行政研究所
S.B ラウントリー・長沼弘毅(訳) (1975)『貧乏研究』千城
ロバート・B・ライシュ　雨宮寛　今井章子(訳)(2011)『余震 そして中間層がいなくなった』東洋経済新報社
イヴァン・リッチ、玉野井芳郎、栗原彬「ヴァナーキュラーな価値」「生き生きとした共生を求めて」(1982)『シャドー・ワーク』岩波現代選書
「私にとっての水俣病」編集委員会(2005)『水俣市民は水俣病にどう向き会ってきたか』葦書房

参考論文、参考資料

天池恭子(2009)「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決にむけて」立法と調査 2009.9 No.296

石本寅重(1977)「七人組について」『創立記念誌』出典不明

石本寅重(1977)袋小学校及び袋校区の 100 年『創立記念誌』出典不明

石本寅重(1977)「茂道山について」　出典不明

石田雄(1983)「水俣における抑圧と差別の構造」色川大吉編『水俣の掲示』筑摩書房

石田雄(1983)「水俣における差別の構造」色川大吉編『水俣の掲示』筑摩書房

色川大吉（1983)「不知火海民衆史」色川大吉編『水俣の掲示』筑摩書房

石牟礼道子(1983)「乳の潮」色川大吉編『水俣の掲示』筑摩書房

井上ゆかり　阿南満昭(2009)「芦北漁民松崎忠男女島聞書」『水俣学研究』熊本学園大学水俣学研究センター

池田正敏(1988)「千歳川放水路計画をめぐる住民運動(その 1)」『東洋大学社会学究報告集』東洋大学

井上孝夫(1995)「『社会的ジレンマとしての環境問題』の批判的検討」『環境社会学研究』環境社会学会

井上孝夫(1996)「『社会的ジレンマとしての環境問題』の批判的検討（2)」『環境社会学研究』環境社会学会

飯島伸子/鳥越皓之/長谷川公一/舩橋晴俊編(2001)『講座環境社会学 1 環境社会学の視点』有斐閣

市原京子、藤野糺(1986)「慢性水俣病患者の生活実態 ：タイムスタディを行なって」日本理学療法士学 https://www.jstage.jst.go.jp/article/cjpt/1986.13.1/0/1986.13.1_151/_pdf

牛島佳代、成元哲(2009)「水俣病被災地域の社会環境と健康度に関する社会疫学研究」『中京大学現代社会学部紀要』中京大学

牛島佳代、成元哲、丸山定巳(2012)「不知火海沿岸の地域住民の健康を規定する社会的要因の探索」環境社会学研究

牛島佳代、成元哲、川北稔（2006)「水俣病認定申請者調査（2）水俣病認定申請者の居住歴と健康状態」『公衆衛生』医学書院

海野道郎(2001)「現代社会学と環境社会学を繋ぐもの 相互交流の現状と課題」飯島伸子/鳥越皓之/長谷川公一/舩橋晴俊編(2001)『講座環境社会学 1 環境社会学の視点』有斐閣

奥村忠雄「生活水準生計費」森耕二郎編(1953)『経済学新大系第 5 巻生活水準』河出書房

小野達也(2002)『社会福祉問題としての水俣病事件・対応・評価』社会関係研究第 9 巻第一号

尾崎寛直(2006a)「水俣病における地域再生と『地域ケア』ネットワーク」『東京経済大学 249 号』東京経済大学

尾崎寛直(2006b)「公害患者のコミュニティ・ケア　熊本水俣病の事例から」『地域と環境政策―環境政策と「持続可能な社会」をめざして』勁草書房

R.G.D. Allen and A.L. Bowley(1935)『*Family Expenditure a Study of Its Variation*』*P.S.KING＆Son; First edition.*

尾崎寛直（2015）「横断的比較による水俣病補償システムの検証（特集水俣病問題の解決

には何が必要か）」『環境と公害』岩波書店
梶田孝道(1976)「社会問題の新しい特質とテクノクラシー」『現代社会学 3 巻 2 号』アカデミア出版会
梶田孝道(1979)「紛争の社会学 受益圏と受苦圏 『大規模開発問題』におけるテクノクラートと生活者」『経済評論』日本評論社
梶田孝道(1980)「『受益圏』の拡大と『受苦圏』の局地化 地域問題の新しい展開」馬場伸也／梶田孝道編『昭和 52-54 年度文部省科学研究費助成総合研究 非国家的行為主体のトランスナショナルな活動とその相互行為の分析による国際社会学』津田塾大学国際関係研究所
梶田孝道(1980)「国家･地域社会問題の日本的展開 地域紛争としてみた国際空港問題」『経済評論』
梶田孝道(1982)「受益圏・受苦圏とコミュニティ」奥田道大他『コミュニティの社会設計』有斐閣
加藤たけ子(2005)「水俣病胎児性・小児性患者のコミュニティライフ実現のための調査研究 - 障害を持つ人を地域で友の支える福祉支援システムの構築」『第 36 回三菱財団事業報告書』三菱財団
加藤たけ子（2013）「今、水俣から伝えたい希望・未来・水俣：挑戦者＝胎児性水俣病患者が伝える宝物」『月刊福祉』全国社会福祉協議会
国立水俣病研究センター(1984)『国立水俣病研究センター年報』環境庁国立水俣病研究センター
新日本窒素肥料株式会社(1959)「水俣病原因物質としての有機水銀に対する見解」新日本窒素肥料株式会社
新日本窒素肥料株式会社庶務部(1959)「水俣に於ける漁業補償の沿革」新日本窒素肥料株式会社
最首悟「不知火海漁業の移り変わり」色川大吉編(1983)『水俣の掲示』勁草書房
角一典（2002）「受益圏/受苦圏概念再興　千歳川流域対策問題を手掛かりに」第 25 回環境社会学会セミナー自由報告
チッソ株式会社総務部(1970)「水俣病について』チッソ株式会社
チッソ株式会社(1972)「水俣病新認定問題について」チッソ株式会社
チッソ株式会社総務部(1972)「自主交渉派とその支援の実態　責任追及という名で暴力は許されるのか」チッソ株式会社
チッソ株式会社(1974)「水俣病患者救済の手引き」チッソ株式会社
鶴見和子「多発部落の構造変化と人間群像」色川大吉編（1983）『水俣の掲示』勁草書房
武田尚子「受苦圏の認知と地域社会」(2007)『ソシオロジスト』武蔵野大学社会学部
Daniel Defoe (1704)「*Giving Alms No Charity*」
http://socserv.socsci.mcmaster.ca/~econ/ugcm/3ll3/defoe/alms
Edouard Ducpetiaux, （1855）「*Budgets Economiques des classes ouvrieres en Belgique*」
http://books.google.co.jp/books/about/Budgets_%C3%A9conomiques_des_classes_ouvri%C3%A8.html?id=CODmAAAAMAAJ&redir_esc=y
R. C. Chapin (1909)『*The Standard of LivingAmong Workingmen Families in New York*

City』*New York, Arno Press* https://archive.org/details/standardlivinga02chapgoog
Paul. H. Douglas (1925) 『*Wages and the Family* 』*Nabu Press.*
Richard Dunning, 「*Bread for the poor*」は、*c.c Zimmerman,* (1936) 「*consumption and standards of living* 」 *D. Van No strand co.,* pp360-361.また、Sir. F. Eden からの引用として、高橋誠一郎（1932）前掲書.
竹田茂夫（2014）「危機のコモンズの動態　初期水俣病闘争の考察」『大原社会問題研究所』法政大学大原社会問題研究所
武田尚子（2007）「受苦圏の認知と地域社会」『ソシオロジスト』武蔵社会学会
永野いつ香(2009)「水俣病茂道における地域変容と住民の生活史」『水俣学研究』熊本学園大学水俣学研究センター
永野三智編(2011)「水俣病患者とはだれか　原田正純」水俣病センター相思社
野口定久「居住福祉社会論の焦点と構想」日本居住学会編（2013)『東日本大震災と居住福祉』東信堂、
原田正純、藤野糺「現在の水俣病の問題点」宮本憲一編（1977)『公害都市の再生』筑摩書房
原田正純（2003)「水俣病から地域保健・医療・福祉を考える」『新潟青陵大学紀要』新潟青陵大学
原田正純（2003)「水俣病から学ぶ　公害における差別の構造」『公衆衛生』医学書院
舟場正富「患者発生の背景と推移」宮本憲一編（1977)『講座　地域開発と自治　公害都市の再生・水俣』筑摩書房
深井純一「水俣病問題の行政責任」宮本憲一編（1977)『講座　地域開発と自治　公害都市の再生・水俣』筑摩書房
原田正純「不知火海有機水銀汚染の医学的追及」色川大吉編（1983)『水俣の掲示上』筑摩書房
舩橋晴俊（1995)「熊本水俣病の発生拡大過程と行政団体の意思決定（一）（ニ）（三)」法政大学学術機関リポジトリ　http://hdl.handle.net/10114/5570
原田正純、花田昌宣言、田尻雅美(2011)「カナダオンタリオ州先住民地区における水銀汚染」『水俣学研究』熊本学園大学水俣学研究センター
萩原修子(2002)「水俣学へむけて 水俣病事件におけるライフヒストリー研究の再評価」『社会関係研究 第 9 巻 第 1 号』熊本学園大学
藤林敬三、中鉢正美、「戦後および戦前における都市労働者家計の比較」有沢広己(1954)『日本の生活水準』東京大学出版会.
花田昌宣（2016）「公害水俣病に対する差別の現在形（特集公式確認 60 年：水俣病と差別）」『ヒュウマンライツ』部落解放・人権研究所
花田昌宣（2016）「水俣病 60 年今残された課題と水俣病研究の教訓　（特集水俣病公式確認 60 年）」『環境と公害』岩波書店
藤野糺、川上義信、重岡信一（2013）「水俣市山間部の住民健診から見る水俣病の地域ぐるみ汚染の実態」『月刊保団連』全国保険医団体連合会
宗像巌(1983)「水俣の内的世界の構造と変容」色川大吉編『水俣の掲示』勁草書房
宮部修一(2007)「水俣病を病む障害者についての事例研究　―Salutogenesis の観点から

みた水俣病を受け止める過程―」社会関係研究　第 12 巻第 2 号
三森信夫(2011)「宇井純の二つの調査研究論文が物語ること」『水俣学研究』熊本学園大学水俣学研究センター
海野道郎(1982)「『社会的蟻地獄』からの脱出 共感能力の獲得を目指して」『関西学院大学社会学部紀要』関西学院大学
Joseph Massie (1756)「*Kcalculations of Taxes for Family of rank* 」（1758）
「*Considerations Relating to the poor*」c.c .Zimmerman (1936)
山田雄三編(1951)『日本国民所得推計資料』東洋経済新報社
除本理史、尾崎寛直（2011）「水俣病特別措置法と環境・福祉対策の課題」『東京経済大学会誌第 269 号』東京経済大学
除本理史(2010a)「水俣病特措法の何が問題か」『ごんずい』水俣病センター相思社 116 号
除本理史(2010b)「水俣病補償・救済のゆくえ―特別措置法の問題点と課題を中心に」『環境と公害 40 巻 2 号』岩波書店
除本理史、尾崎寛直（2011）「水俣病特別措置法と環境・福祉対策の課題」『東京経済大学会誌第 269 号』東京経済大学
除本理史・尾崎寛直・磯野弥生(2006)「公害からの回復とコミュニティの再生」『地域再生の環境学』東京大学出版会
Arthur Young (1768)「*The Farmer's Letters to the people of England*」　*NEW YORK PUBLIC LIBRARY*　http://catalog.hathitrust.org/Record/001895118
除本理史（2014）「戦後日本の公害問題と福島原発事故」『経済学研究』北海道大学大学院経済学研究科
柳田邦男（2003）「水俣病から学ぶ（6）高度技術社会と専門家の役割 2.5 人称の視点の確立を」『公衆衛生』医学書院
劉暁潔、坂本峰至、加藤たけ子、岡元美和子、有村公良(2007)「胎児性水俣病患者の現在の Activity　of Daily living の実態と 15 年前との比較およびコミュニケーション障害に関する研究」『日衛誌』日本衛生学会

資料 1

農林省統計調査部(1949)『昭和 24 年 3 月 1 日農林統計資料漁業センサス第 1 集』農林省
『熊本日日新聞』1975 年 8 月 8 日.
環境省「水俣病問題に係る懇談会：提言書（草案)」
https://www.env.go.jp/council/26minamata/y260-13/mat01.pdf#search='
環境省「行政事業レビューシート No. 222」
http://www.env.go.jp/guide/budget/spv_eff/review/iken/iken100709/sheets/222.pdf
環境省「行政事業レビューシート No. 224」
http://www.env.go.jp/guide/budget/spv_eff/review/iken/iken100709/sheets/224.pdf
公害を記録する会(2007)『四日市市公害　市民運動記録集第 1 巻』日本図書センター
公害を記録する会(2007)『四日市市公害　市民運動記録集第 2 巻』日本図書センター
公害を記録する会(2007)『四日市市公害　市民運動記録集第 3 巻』日本図書センター
公害を記録する会(2007)『四日市市公害　市民運動記録集第 4 巻』日本図書センター
水俣市(発行年不明)『基礎調査 I 水俣市新市町村建設計画調整』水俣市
水俣市(2012)「平成 23 年度環境まちづくり推進事業平成 24 年 3 月」水俣市
水俣市(2012)「みなまた環境まちづくり研究会」水俣市
水俣病訴訟を考える会(2013)『海鳴　号外 11 月 1 日』水俣病訴訟を考える会
首相官邸地域活性化統合本部会合（2013）「統合特区提案　水俣芦北地域振興計画推進総合特区」首相官邸 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/list.html
齋藤恒(2014)「第 9 回水俣病事件研究交流集会レジュメ水俣病における運動失調」
木戸病院
鶴田和仁(2014)「第 9 回水俣病事件研究交流集会レジュメ水俣病の感覚障害再興」
潤和記念病院神経内科
荻野直道、斎藤恒(2014)「第 9 回水俣病事件研究交流集会レジュメ新潟水俣病発症時期について」新潟医療生協木戸病院
田尻雅美(2014)「第 9 回水俣病事件研究交流集会レジュメ　小児性水俣病患者の介護の実態」熊本学園大学水俣学センター
熊本学園大学水俣学研究センター『プロジェクト 2：芦北地域の地域再構築モデルの提案水俣・芦北地域戦略プラットフォームの発足からゼロ・ウェスト円卓会議へ』熊本学園大学水俣学研究センター
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/wp-content/uploads/2013/07/p2miyakita.pdf#search='
『熊本日日新聞』2014 年 1 月 11 日、『南日本新聞』2014 年 1 月 11 日
『西日本新聞』2014 年 1 月 11 日、『朝日新聞』2014 年 1 月 11 日